

ISSN 1881-5731  
CODEN:KDKOBM

# 甲子園大学紀要

**BULLETIN  
OF  
KOSHUEN UNIVERSITY**

**No. 36  
2008**

# 甲子園大学紀要 No.36 (2008)

## 目 次

### 総合教育研究機構

- 児童期の心身発達に関する体育心理学的研究  
—児童期における性差と優秀児の体格— ……滝 省治 ……1
- Live CD を使用した大学のコンピュータ環境 (2) ……榎井 猛 ……5
- 『西東詩集』の「格言の書」 ……上野 義久 ……15
- 情報機器を活用した教育支援への取り組み ……梶木 克則 ……29
- さまざまなシステムを調べる ……中井 孝 ……35
- 『学生力』を高めるための「新教養演習 I」  
……………西川真理子、若槻 健、小野 博司、金崎 茂樹、錦織 久夫、中西佳世子 ……49
- オースターの *Ghosts* を読む (3) ……比名 和子 ……59
- 人権教育に基盤を置いた市民性教育 ……若槻 健 ……65
- 昭和戦前期における行政裁判法改正作業  
行政裁判法及訴願法改正委員会における行政訴訟法案の起草を中心に ……小野 博司 ……75
- 『ドラキュラ』における敵対構図 ……金崎 茂樹 ……99

### 栄養学部

- Glyceric acid production from glycerol by microorganisms  
……………西瀬 弘、佐々木歩美、岸 邦彰、河本 久枝、羽根田浩司、八尾 利幸 ……109
- 食料危機と企業の社会的責任 ……中井 誠 ……113

### 現代経営学部

- ユビキタス技術とライフログの考え方 ……芦田 信之 ……123
- コーポレートガバナンスにおける取締役の地位 ……小泉 修平 ……129
- 地域ブランド戦略による地域経済活性化の可能性  
マーケティング・コミュニケーションの観点から ……滋野 英憲 ……143
- 日本とモンゴルの交流促進 (2) ……岡 姫、塩見 法弘 ……155
- 静止画像マークリーダ方式によるユビキタス福祉システムの構築  
……………那須 靖弘、芦田 信之、竹村 匡正、佐川 節子、辻 正次 ……177
- 金融混乱下の株価急落市場における *relative strength* 戦略の収益性 ……米澤 忠幸 ……183

### 人文学部

- 思い出の心理学研究者 ……白樫三四郎 ……193
- 軍事占領下における軍隊と宗教  
— 沖縄地域社会とキリスト教を事例に — ……一色 哲 ……211
- ロジャースとコフートの理論と臨床における接点について ……安村 直己 ……223
- 摂食障害研究の展望 ……谷口麻起子 ……241

# BULLETIN OF KOSHIEN UNIVERSITY

No. 36 2008

## CONTENTS

### Institute of General Education

- Psychology of physical education research on mind and body development at puerility  
Gender gap at puerility and excellent child's physique ..... Seiji Taki .....1
- Computing environment of university that uses Live CD (2) ..... Takeshi Masui .....5
- Some poems of 〈Buch der Sprüche〉 in 《West-östlicher Divan》 ..... Yoshihisa Ueno .....15
- Attempts to support education using information equipments ..... Yoshinori kajiki .....29
- Looking over behaviors of various systems ..... Takashi Nakai .....35
- New "Seminar for Cultural Accomplishment I" — To Enhance "The Student Power"  
Mariko Nishikawa, Ken Wakatsuki, Hiroshi Ono, Shigeki Kanasaki, Hisao Nishikiori, Kayoko Nakanish .....49
- Reading Paul Auster's *Ghosts* (3) ..... Kazuko Hina .....59
- Citizenship education based on human rights education ..... Ken Wakatsuki .....65
- The Revision Process of the Administrative Litigation Law in the Pre-war Showa  
..... Hiroshi Ono .....75
- The Uncanny Relationship between the Vampires  
and the Hunters in Bram Stoker's *Dracula* ..... Shigeki Kanasaki .....99

### College of Nutrition

- Glyceric acid production from glycerol by microorganisms  
... Hiroshi Nishise, Ayumi Sasaki, Kuniaki Kishi, Hisae Kawamoto, Koji Haneda and Toshiyuki Yao .....109
- Food Crisis and Corporate Social Responsibility ..... Makoto Nakai .....113

### College of Contemporary Business Administration

- Ubiquitous Technology and an Idea of Lifelog ..... Nobuyuki Ashida .....123
- Director's Position on Corporate Governance ..... Shuheï Koizumi .....129
- The Possibility of Regional Economic Activation in Regional Brand Strategy  
— Viewpoint from Marketing Communication —  
..... Hidenori Shigeno .....143
- The Promotion of Cultural Exchange between Japan and Mongolia (2)  
..... Tu Ya, Norihiro Shiomi .....155
- The construction of the ubiquitous welfare system by the still image markreader method  
... Yasuhiro Nasu, Nobuyuki Ashida, Tadamasu Takemura, Setsuko Sagawa, Masatsugu Tsuji .....177
- Profitability of Relative Strength Strategies in the Sharp  
Fall Stock Market under the Financial Confusions ..... Tadayuki Yonezawa .....183

### College of Humanities

- My Memories of the Psychologists ..... Shirakashi Sanshiro .....193
- The Army and the Religion under the Military Occupation  
: A Case Study about the Christianity in Okinawa ..... Aki Isshiki .....211
- On the Point of the Theoretical and Clinical Contact Between Rogers and Kohut  
..... Naoki Yasumura .....223
- A Review of Researches for Eating Disorder ..... Makiko Taniguchi .....241

## 児童期の心身発達に関する体育心理学的研究 —児童期における性差と優秀児の体格—

滝 省治<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Psychology of physical education research on mind and body development at puerility Gender gap at puerility and excellent child's physique

Seiji Taki<sup>1</sup>

#### 要 旨

心身相関論の視点から、児童期における身体の大小と学業・運動成績との関連を検討する。昭和53年から平成14年度まで、毎年1回、内田クレペリン精神検査（以下、UK精神検査）を行った。6年次の担任によって、学業優秀児、運動優秀児、および学業・運動双方の優秀児と判定された3群と身体の大小について一般の児童と比較検討した。児童の形態面の発達速度は児童の自我形成に影響を与える。3群いずれかの優秀児童は身体的発育が早く体が大きいことが示された。

独立性検定では ( $X^2=21.140$ ,  $Vf=3$ ) 1%水準の有意差を示し、優秀児童の身体発育が早く、学業運動>学業>運動>一般児童の順である。教師には、身体の大きさが児童の自信につながる側面を理解して、体の小さな子供に不必要な劣等感を持たせないような指導上の工夫が求められている。

キーワード：内田クレペリン精神検査、児童期、性差、体格

#### ABSTRACT

The bigness and smallness of the body at the puerility and the relation between studies and the sport performance result are examined from the aspect of the mind and body correlation theory. The Uchida Kraepelin mind inspection test was inspected from 1978 to 2002 fiscal year once every year (hereafter, UK test). The home room teacher of the class of six years judged a studies excellent child, the sport excellence child, studies both sport, and a child the physique. Three groups' excellent children's physiques were compared with a general child. The child development speed on a physique and figure influences the child's ego formation. Excellent either of the three group child showed early body growth and they are large. A significant difference ( $X^2=21.140$ ,  $Vf=3.1\%$  level) is shown in independent authorization, excellent child's body growth is earlier, child's order is studies sports > studies > sports > general. The teacher should understand the size of the body causes child's confidence. It is requested the device in guidance that doesn't give a needless inferiority complex to the child with a small body.

Keyword : Uchida Kraepelin mind inspection test, puerility period, sexual distinction, physique

#### 1. はじめに

国立教育大学附属小学校の一つが生徒指導の一環として、内田クレペリン精神検査（以下UK検査）を実施して、30数年が経過した。この間、全校児童の人柄類型と精神健康度の判定、クラス別傾向分析と指導指針を書き添えた後、全担任と3日間をかけて面談を行ってきた。この中で、指導が困難な児童の理解と対応やクラス指導について相談にのりながら、担任の先生方の児童観とUK法判定基準の整合性を検証する機会が得られた。

これまでのUK曲線の結果から学業・運動ともに優秀である児童の精神健康度が高いことが示されている。<sup>1)</sup>

<sup>1</sup> 本学教授

児童期は身体発達の加速するアクセレーションの前の期間であり、この児童期の時点での身体発達が以後の身体発達を決定するものではない。しかし、運動能力や競技成績においては、身体の大きさは一般的に大きなアドバンテージになる。児童期における、体が大きいことと小さいことの持つ意味を内田クレペリンテストの結果から検討した。

### I. 目的

- ① 学年別心的機能の発達特徴を性・精神健康度別に検討を加える。児童期の心身発達に関する法則性について、体育心理学研究の視点から明らかにしたい。
- ② 心身相関論の視点から、児童期における身体の大小と学業・運動成績との関連を検討する。

### II. 方法

1. **被験者**：毎年1回、6年間の心理データを残した卒業学年25期分、卒業生総数は2,829名、このうち6年次分のデータが完全に揃った平均曲線化可能データは2,196人×6回=13,176枚である。
2. **使用検査用紙**：1年生には幼児用検査用紙を使用し、2年次以降は児童用検査用紙を用いた。
3. **検査の実施と整理**：行事が少なく学校生活に落ち着きのある1学期後半の6月下旬～7月上旬に実施した。検査はクラス担任が担当した。終了後、大学宛に郵送。夏休み中に、①整理作業（曲線引き、誤答調べ、作業量段階区分）、②判定作業（人柄10類型と精神健康度5分類）、③集計作業（クラス別・性別・個人別人柄類型×精神健康度判定表等の作成）を行った。
4. **結果の整理**：全25期の個人曲線の各行作業量を合計して、①平均曲線を描き、学年別・性別に発達変化を検討する。次に、6年次の担任によって②学業優秀児、運動優秀児、および学業・運動優秀児と判定された3群とそれらの精神健康度をクロス比較する。そして、②上記3群優秀児の身体の大きさを比較検討する。

### III. 結果

図1より破線で示される全体平均曲線の上段に太線の女子、下段に細線の男子が一貫して位置づけられ、児童期の精神発達は女兒優位の現象が確認された。1年次は⊗法のために負荷が軽く、2年次よりも作業量が多い。

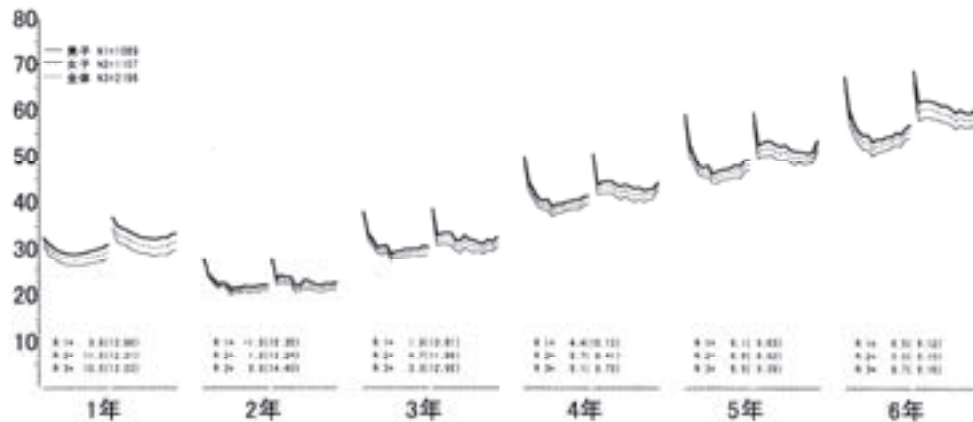


図1. 全児童における性別平均曲線

表1. H小学校6学年間の性別作業量の縦断的变化

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
男子	861.5	651.5	901.5	1219.8	1449.1	1674.1
N=1089	199.38	271.68	321.95	349.84	365.66	379.02
女子	949.6	688.8	957.0	1283.0	1522.8	1765.1
N=1107	186.93	240.88	288.371	328.65	355.61	369.48

作業量  
標準偏差

しかし、2年次からの加算作業では心的エネルギー水準と目される作業量と精神的健康水準の第一指標である後期増加率（休憩効果）は、ともに学年進行と並行して順増し、健康な発達過程を見てとることができる。表1

は図1のUK曲線の全30行の作業量を個人ごとに合計して、学年別に平均を取ったものであり、学年間は同一個人の対応のあるデータである。図2は作業量の増加の変化を示している。2要因の分散分析を適用したところ、作業量の主効果 ( $F=7820.7$ ,  $vf=5$ ) と作業量と性別の交互作用 ( $F=5.182$ ,  $vf=5$ ) に1%水準の有意差が認められた。発達に伴って、心的エネルギーの指標とする作業量が増加すると共に、その差が若干拡大する傾向にあることが理解できる。

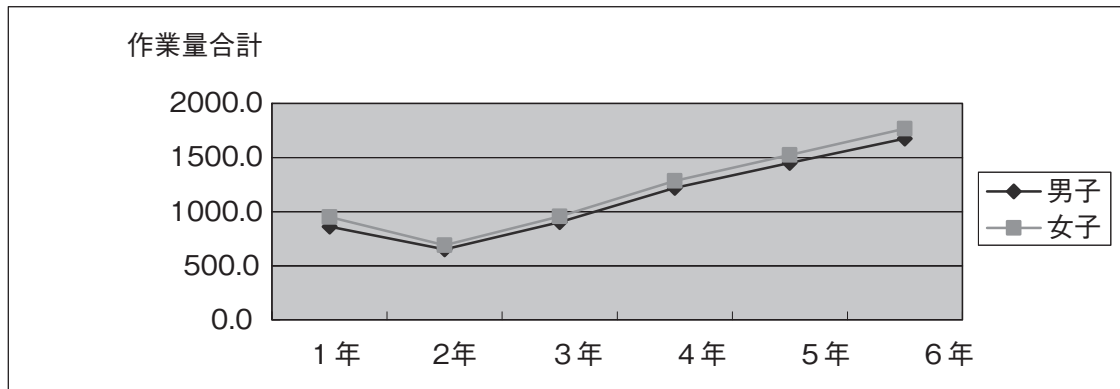


図2. 作業量の学年変化

図3の精神健康度分布において確認される通り、女子が男子よりも健康度が高く、作業量と休憩効果とを合わせて、男子よりも発達が早く順調と考えてよい。

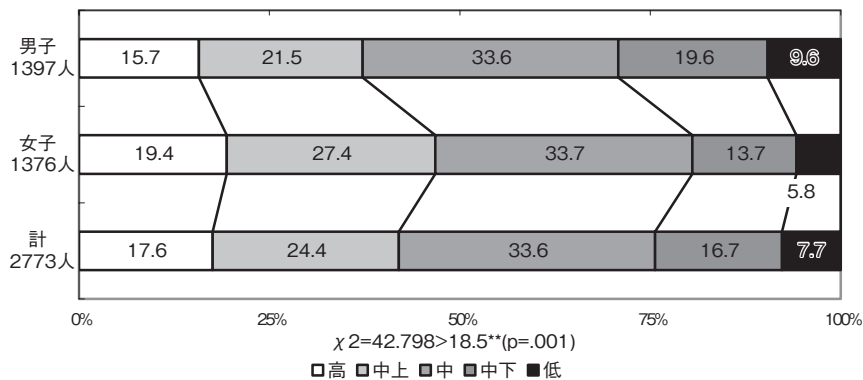


図3. 性別精神健康度出現率：%

図4は学業・運動双方の優秀児、学業のみの優秀児、運動のみの優秀児、そして、上記以外の一般の児童の4群に分けて彼らの精神健康度の出現比率を検討したものである。4群間の差を吟味する独立性検定では ( $X^2 =$

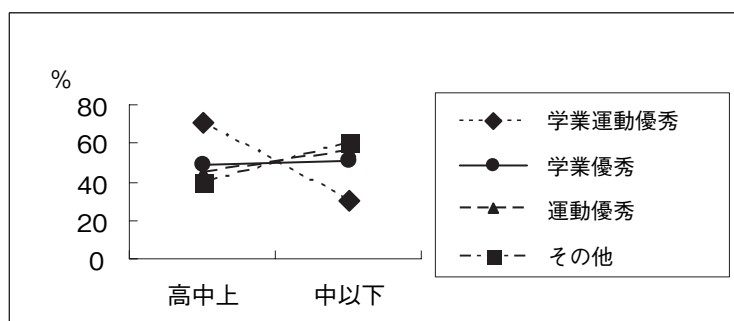


図4. 学業運動優秀児の精神健康度

38.563、 $df=3$ ) 1%水準以下の有意差を示し、学業・運動双方の優秀児が他の群に比較して高度の健康度を示すことが理解できる。

UK法における人柄柄は類型説の立場から生来不変と仮定されるのに対して、精神健康度は環境の影響を受ける可変性を前提とする概念である。精神的に健康な姿とは自分も周りも楽しく、しかも喜んでもらえる状態である。人柄型によって精神的健康時、不健康時の姿は異なるが、健康度が高度であれば人柄の持ち味を発揮して自分も周囲も喜んで生活が出来る状態にあるといえる。教育の目的が文化の伝達と個人の可能性の発揮にあるとすれば精神的健康度を高める努力が必要なきことに異論はないであろう。学業と運動双方の優秀者が70%以上の高率において精神健康度が中上以上の水準を示すことがわかる。知育偏重の現代において、学業成績に加え運動能力を高めることが教育の目的と考える所以である。まさによく遊び、よく学べとされる児童期の教育観の重要性を示すものといえよう。

小学校児童期は発育発達の加速する直前の時期であり、最終的な個人の身体的発育・発達を決定する次期ではない。しかし、身体の大きさは多くの運動場面で有効に働く。調査対象の25年間の卒業生は、6年次担任によって、身体の大小が判定された。この比率は311対249人、一クラスでは大きな児童が4名、小さな児童が3名の割合となる。身体の形態面の発達速度は児童の自我形成にも影響を与える。大きな身体は子供たちの間でも堂々とした様子を与え、信頼される傾向がある。しかし、身体の小さいことも、個性の一つと考えるならば決してマイナス材料とはならない。自信を持たせ、劣等感を持たせない指導のあり方が必要とされる。

図5は優秀児童と身体の大小を比較している。運動や学業の成績と形体的要因を関連させて、直接的な関連をpushしておきたい。学業運動双方優秀、学業優秀、運動優秀児、それ以外の一般児童の間の形体面の大小について比較して、カイ二乗検定を行った。一般児童においては身体の大小比率は50%である。しかし、3群いずれかの優秀児童は身体的発育が早く、体が大きいことが示されている。4群間の差を吟味する独立性検定では( $X^2=21.140$ 、 $df=3$ ) 0.1%水準以下の有意差を示し、それぞれの優秀児童が児童期において身体発育が早いことが理解される。これらの比率は学業運動>学業>運動>一般児童の順である。

教師には、児童期の体の大きさが自信につながる側面を理解して、体の小さな子供に不必要な劣等感を持たせないような指導上の工夫が求められている。

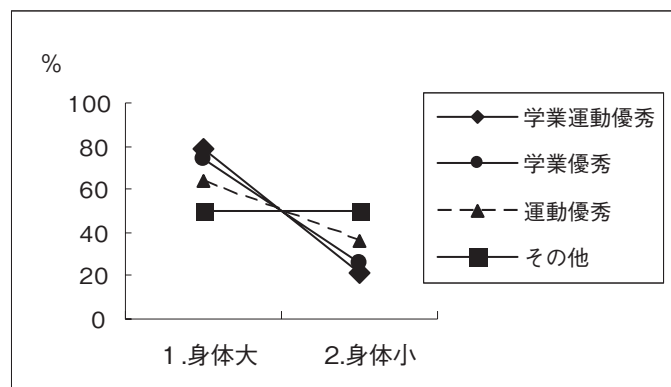


図5. 優秀児童と身体の大小

## まとめ

心身相関論の視点から小学児童を対象に、身体の大小と学業・運動成績との関連を検討するため、学業、運動、および学業・運動双方の優秀児3群と彼らの身体の大きさを比較した。児童の形態面の発達速度は児童の自我形成に影響を与える。3群いずれかの優秀児童は身体的発育が早く体が大きいことが示された。

## 参考文献

1) 児童期の心身発達に関する体育心理学的研究

——四半世紀に及ぶ精神作業検査結果を中心に——

大阪教育大学 船越正康 平成16年3月 平成13~15科学研究費報告書



## Live CD を使用した大学のコンピュータ環境 (2)

梶井 猛<sup>1</sup>

平成20年10月31日

### Computing environment of university that uses Live CD (2)

Takeshi Masui<sup>1</sup>

〔概要〕 2007年1月の Microsoft Windows Vista のリリース以来、将来のパソコンの活用方法を考察するために、CD をパソコンに挿入するだけで OS が立ち上がる Live CD をゼミナールで使用してきた。2008年4月に演習室のパソコンがリプレースされ、学内 LAN の整備とともに1Gbit の NIC を備え、USB デバイスからブートできる最新の HP Compaq Business Desktop パソコンが導入された。本稿では、モバイル時代における Live CD の利用について考察するとともに、これまでの IBM のパソコンと比較して、性能向上したパソコン環境にけるおける Live CD の有効性と実用性について、2008年度のゼミナールで Live CD を利用した成果について報告する。

キーワード：パソコンの OS、Live CD、デスクトップの利用、Linux

#### 1. はじめに

本学の演習室には、2002年以降 Windows XP のパソコンが導入され、Windows の付属のワープロ、表計算などのアプリケーションが利用できるデスクトップ環境が整備されている。2008年4月に演習室のパソコンがリプレースされ、学内 LAN の整備とともに CPU 処理速度1.7GHz、メモリ容量 1 Gbyte、ディスク容量 80Gbyte、1 Gbit の NIC を備え、さらに USB 端子に接続したディスクデバイスからブートできる機能を備えた最新の HP 製のビジネスパソコンが導入された。パソコンの OS は最新の Microsoft Windows Vista でなく、Windows XP であるが、主要アプリケーションであるオフィスソフトが Office2007にバージョンアップし、ネットワークのビデオサービスが利用できるまでパソコンの利用環境が向上した。

2007年のゼミナールにおいて、別称 1 CD プータブル Linux と呼ばれ、CD-ROM からブート可能な KNOPPIX、Fedora、Ubuntu などのディストリビューションの Live CD を Windows XP がインストールされている IBM パソコンで使用してきた。Live CD の CD-ROM を作成して、Live CD のデスクトップ環境の操作性およびアプリケーションについて、Windows XP と比較検討を行ってきた。

2008年度のゼミナールでは、フリーで配布されてい

る KNOPPIX、Fedora、Ubuntu などのディストリビューションの Live CD のイメージファイルを USB メモリにインストールし、パソコンの OS である Windows XP の代わりに、USB 端子に挿入するだけでそれぞれの OS が利用できる Live USB を利用した。

本稿では、モバイル時代のパソコンの活用方法を検討するために、Windows XP の代わりに USB メモリの OS を利用したパソコンのデスクトップの操作性、実用性、さらに問題点を報告する。第2章では大学のパソコン環境について、第3章ではモバイルパソコンについて、第4章では Live CD について、第5章では Live USB について、第6章では導入例、第7章ではこれからの大学のシステムについて述べる。

#### 2. 大学のパソコン環境

大学に設置されているパソコンは、大学内の講義・演習のレポート作成の道具であり、大学生活における電子メール、ウェブの検索、プログラムの更新が学内において教職員・学生が利用できる情報端末である。インターネットのネットワークサービスが実用できる時代を迎え、大学においては学内掲示版としてのホームページ、レポートの提出手段としての電子メールの活用、就職活動のための情報検索など種々の大学特有の学生を支援するサービスが提供されている。しかし、学生はどこでもメールが操作できる携帯電話でメールの送受信、ウェブ検索を行ない、大学に設置されているパソコンでメールを読んでいない。学生にとって大

<sup>1</sup> 本学教授



学のパソコンは IT 時代の情報端末というより、レポート作成など印刷を必要とする文書作成の道具でしかない。デスクトップのパソコンは携帯電話と同様に日常生活に欠かせない情報端末であるが、自宅、職場、屋外で利用できる OS のデスクトップ、利用できるアプリケーションが異なり、Web のお気に入り、個人のデータなどが自由に利用できない。どこでも同じ操作性で利用できる携帯電話に比較して、モバイル時代に対応した柔軟性に欠けている。

2007年1月の Microsoft Windows Vista の販売以来、パソコンのデスクトップ画面が更新され、Windows XP から操作性が大幅に変化し、デスクトップに戸惑う。主要ソフトである Office2007も、これまで慣れ親しんでいた Office2002/2003と互換性がなくなった。大学と個人所有のノートパソコンの OS、Office のバージョンの違いで、慣れ親しんでいるノートパソコンを持参して使用するパソコン利用者もいる。また、購入したパソコンの OS が Microsoft Windows Vista であっても、「ダウングレードサービス」を利用して Windows XP に変更している利用者もいる。大学などのパソコンは、ブラウザのブックマークなど個人のパソコン環境の設定のサポートは限られている。1台のパソコンで、Office2002/2003と Office2007の混在はできても、パソコンの OS である Windows Vista と Windows XP の選択は、マルチブートの運用で2つの OS を1台のパソコンにインストールすることで可能であるが、全学生を対象としたパソコンに設定することは現実的ではない。

現在、甲子園大学のパソコンは Windows XP が内蔵ディスクにインストールされ、Windows の主要なアプリケーション、演習などで利用するソフトウェアが利用できる環境にある。学生がパソコンに組み込まれている OS、アプリケーション以外のソフトウェア利用することができない。最新の OS あるいはアプリケーションソフトを利用するためには、肥大した最新の OS を動作させるために対応したデバイス、大容量のメモリと補助記憶装置が必要となる。大学のパソコンに Windows XP 以外の機能を求めるのは限界がある。

Windows のアプリケーションは、一般に OS のバージョンに依存し、さらに内蔵ディスクにインストールされていなければ動作が保障されない。主要アプリケーションである Office も内蔵ディスクにインストールしなければ動作しない。どのホルダーに格納されていても利用できるモバイル用のアプリケーションも存在するが、USB メモリに利用したいアプリケーションをインストールしても、全てのパソコンで利用できるとは限らない。

自分の使い慣れたアプリケーションを利用するに

は、自分のノートパソコンを携帯して使用するしか方法はない。最近、ノートパソコンが、軽くて長時間利用できるようになったと言っても、パソコンを常時携帯するのは大変である。自分の使い慣れたアプリケーションを USB メモリ、携帯用の HDD ディスクなどの外部記憶デバイスに格納し、いつも利用しているパソコン以外の屋内に設置されているパソコンに挿入することによってアプリケーションが利用できれば、携帯電話と同じよう自分のパソコンを携帯しているのと同じ感覚でパソコンを利用できる。

USB メモリなどの外部記憶デバイスに格納しても動作できるモバイル用のアプリケーションもパソコンの OS に依存する場合がある。そのため、USB メモリに OS も含めてアプリケーションをインストールすれば、USB メモリを常時携帯することによって、デスクトップのパソコン本体に依存しなくてアプリケーションが利用できる。大学のパソコン、ネットカフェのパソコン、ホテルなど公共で利用できるパソコンで、自宅のパソコンで利用しているデスクトップ環境と自分の必要なアプリケーションが利用できる。

大学の講義・演習・ゼミナールなどにおいて、学生が学内に多数設置されているパソコンに USB メモリを挿入するだけで、自分が使用している OS および好みのアプリケーションと各種ネットワークサービスが利用できる。大学のパソコンは、教材・レポート課題の提示、質問の受付、さらに学生の連絡まで、USB メモリを挿入して利用できるモバイル時代に対応した情報端末として、大学に設置されているパソコンの利用価値は高くなり、パソコンの利用向上が図れる。

### 3. モバイルパソコン

近年、小さくて軽い携帯電話が職場の業務・大学の研究教育から日常生活まで IT 時代に対応した種々のサービスが利用できる情報端末として不可欠なものになっている。無線電話から進歩してきた携帯電話は、現在メールの送受信、カメラ機能、音楽再生、さらに TV 番組も鑑賞できるまで機能が豊富になり、パソコン機能付きの携帯電話、どこでも電話がかけられるパソコンといわれるほど、パソコンとの機能の差がなくなりつつある。携帯電話の豊富な機能も、初めから備わっていたわけではなく、利用者の要望に対応して拡張してきた。

インターネットの情報端末として屋内のデスクトップ機器として利用されてきたパソコンも、無線 LAN 接続、携帯電話網の利用によりモバイル機能が向上し、屋外での利用が実用的になり、両者のすみ分けがなくなりつつある。AC 電源を必要とし、LAN ケーブルに

接続して使用するノートパソコンは、電池での利用時間も短く、かつ重くてモバイルでの利用より省スペースのデスクトップパソコンとしての利用が適している。その中で重さも1Kg程度で、充電なしで8～10時間使用できるというセールスポイントを持った廉価で軽くて長時間利用できるモバイル用のノートパソコンが各社から販売され、携帯電話の代わりに利用できないかという利用者のニーズに対応した製品になっている。

デスクトップのパソコンからモバイル化した軽量・長時間利用可能なノートパソコンもデスクトップのパソコンと同じように、Windowsとアプリケーションが内蔵のHDDディスクあるいはシリコンディスクに格納されている。省電力のデバイスを使用しているが、内蔵のディスクに格納されているOS、アプリケーションの構成に変化なく、基本的にパソコンと同じ構成である。屋外に持ち運んで利用できるパソコンでしかない。しかし、表示画面が小さく、携帯電話と比較しても、価格も高くサイズも大きく、ポケットに入らない。モバイル用のノートパソコンは、場所を選ばずネットワークのサービスが常時利用できる携帯電話の機能と比較すると、2台目のセカンドパソコンと言われ、長時間利用できる携帯電話との境界がなくなりつつある。

OSおよびアプリケーションを組み込んだUSBメモリを携帯し、大学など屋内に多数設置されているパソコンに挿入することによって、USBメモリのアプリケーションが利用できれば、デスクトップパソコンがノートパソコンの代わりの情報端末として利用できる。OSとアプリケーションがインストールされたUSBメモリは、大学・企業に設置されているどこにもあるパソコンの入力機能と表示機能のハードウェアを利用することによって、モバイル用の情報端末として利用することが可能になる。

携帯可能なUSBメモリで自分が利用しているパソコンのOSとアプリケーションが利用できるようになれば、将来のパソコンはHDDディスクが不要になり、パソコンのハードウェア、パソコンのOS、アプリケーションの構成要素が変化し、単なる情報端末の箱（ハードウェア）になるかも知れない。

#### 4. Live CD

Microsoft社のWindowsは、インストールしたパソコンでしか動作しない仕様になっている。外部のディスクにWindowsをインストールしても、同じマザーボードで構成されるパソコンでしか起動できないので、携帯可能なディスクのOSとして利用できない。大学・企業など同じ機種のパソコン間では利用できても、他機種のパソコン間で利用できない。ただ、大学

内での同機種が多数設置されているパソコン環境に限定すれば、WindowsがインストールされたUSBメモリは利用可能となる。

Windows XPがインストールされているパソコンで利用することができるLive CDは、2006年前半まではKNOPPIXが代名詞だったが、個人向けのLinuxディストリビューションFedora、UbuntuにもLive CD版が用意され、企業向けLinuxディストリビューションCent OSにも、Live CDが提供されるようになり、パソコンのOSとして選択の幅が広がっている。各ディストリビューションは、半年から1年単位で新しいバージョンが開発され、最新のパソコンに対応した機能が盛り込まれ、これまでWindowsしか利用していなかったユーザにも広がっている。

2007年度のゼミナールで使用してきたKNOPPIX5.11（2007年1月公開）も2008年3月にKNOPPIX5.3にバージョンアップした。Fedoraは、半年に1度の頻度で新版をリリースすることを目標に開発され、2007年5月31日公開のFedora 7は、2007年11月上旬にFedora8、2008年5月13日にFedora9が公開され新しい機能が盛り込まれている。Fedora 7のLive CD版には、統合デスクトップ環境にGNOMEを採用したFedora7 LiveとKDEを採用したFedora 7 KDE Liveの2種類がある。統合デスクトップ環境だけでなく、含まれるアプリケーションの種類も異なり、利用目的に応じ使い分けが可能である。Fedora 8は標準のインストールDVDのほかにもSpinと呼ぶカスタマイズ版をLive CDやLive DVDで提供している。表1にFedora 8のカスタマイズ版を示す。利用目的によってSpinを選んで利用することができる。Ubuntuも、バージョンが7.04、7.10、8.04と半年ごとに更新し、2008年10月末に最新の8.10が公開された。

配布されているディストリビューションのままのCD-ROMの利用では、デフォルトのネットワーク環境しか設定されず、ファイルサーバの接続、プリンタの設定などを毎回する必要がある。さらに設定した設定の保存、さらに作成したデータを保存する仕組みが必

表1 Fedora8のカスタマイズ版

名称	概要
GNOME Live Media	標準的なLive CD
KDE Live Media	KDEを採用したLive CD
Fedora Games Spin	多数のゲームを収録したLive DVD
Fedora Developer Spin	アプリケーション開発用ソフトウェアを収録したLive DVD
Fedora Electronics Spin	開発者向けソフトウェアを収録したLive CD

要となる。大学のパソコンでの利用、さらに場所を問わず CD-ROM を利用するには、それぞれの環境にカスタマイズした CD-ROM を作成する必要がある。Live CD を日常的に利用するには、利用目的にあったディストリビューションを選び、利用環境をカスタマイズした CD-ROM を作成することによって可能になる。

2007年度のゼミナールの演習において、大学のパソコンで利用する Live CD のディストリビューションとして KNOPPIX5.11 を選択した。Live CD のイメージファイルの CD-ROM を作成し、Windows パソコン CD-ROM デバイスに挿入して利用した。ファールサーバ、メール、プリンタなどのネットワークサービスの設定を行い、どこまで Windows と同じように利用できるか半年間にわたって使用した。ただ、システムの変更やユーザ・データの保存はフロッピーディスクを利用した。図 1 に KNOPPIX5.11 のデスクトップ画面を示す。

Web ブラウザ上でプロキシサーバの設定をすることによって、インターネット上の Web 検索が可能になったが、標準で Flash コンテンツのブラウズに対応していないので、Flash コンテンツを表示することができない。配布ディストリビューションは一般的に、比較的厳格なポリシーに準じて、集録するソフトウェアを選別している。そのため、MP3形式の音楽データや DVD ビデオの再生はできないし、Flash コンテンツを備える Web ページも十分には閲覧できない。Windows と同じように使用するには、追加インストールが必要になる。

さらに、オンライン・デスクトップ機能をサポートするディストリビューションもあり、グーグルが提供する Web メールサービス Gmail のようなオンライン・サービスをあたかもローカル・アプリケーションのようにデスクトップから起動して利用できる USB を作成することも可能となる。



図 1 KNOPPIX5.11 のデスクトップ画面

## 5. Live USB

Live CD は、パソコンの内臓ディスクにインストールするために開発された Linux パッケージを CD/DVD メディアから起動して利用できるようにした OS である。Live USB は、Live CD のイメージファイルを、USB ディスクに書き込んで、USB メモリから利用できるようにしたもので、CD/DVD メディアより利用価値が高くなっている。

### 5-1. Live CD の利用環境

現在多くの Live CD がネット上で配布されているが、どのパソコンでも CD-ROM を挿入してデスクトップを利用できるかは、実際にパソコンに CD-ROM を入れて起動してみなければわからない。Live CD は、プレインストールされている Windows OS と異なって、ディストリビューションによって、パソコンの機種に依存する。構成にもよるが、一般に 512M バイト以上搭載しているパソコンでなければ、Live CD を支障なく利用するのは難しい。Live CD は、メイン・メモリ上に RAM ディスクを作成して、そこに各種データや設定を保持する仕組み利用しているのでメイン・メモリを大量に消費する。2007年度のゼミナールで使用した 512M バイトのメモリが搭載されている IBM パソコンは KNOPPIX、Fedora、Ubuntu の Live CD はすべて起動できた。最近の Windows XP が起動するパソコンであれば、多分起動できるが、デスクトップ環境を快適に利用するには、パソコンの CPU の速さ、メモリ容量、グラフィックボードに依存する。2008年 4月にリプレースされた HP 製のパソコンの仕様を表 2 に示す。Windows Vista が動作できる最新のパソコンであり、標準で 1G バイトメインメモリを備え、ブート機能もこれまでの、フロッピー、CD-ROM、HDD、LAN だけでなく、USB ディスクからのシステムが起動できる。しかし、これまで利用してきた IBM のパソコ

表 2 演習室のパソコンの仕様

名称	HP Compaq Business Desktop dc5750
プロセッサ	AMD Sempron Processor 3400+ 1.79GHz
チップセット	ATI RADEON XPRESS 1150
主記憶容量	Pc2-5300 (667MHz) 1GB
HDD	Serial ATA/300 (7200rpm) S.M.A.R.T 対応 80GB
FDD	3.5型 3モード
光学ドライブ	Serial ATA DVD-ROM /CD-RW コンボ
ビデオ・サブシステム	ATI Radeon X300 (チップセットに内臓)
その他	Usb2.0×8



ンと比較して、Live CD と動作相性が悪く、オプションを設定しないと利用できない配布ディストリビューションがある。

KNOPPIX ディストリビューションでは、5.11の Live CD は普通に利用できたが、5.3の Live CD はブートできるが、不安定でデスクトップ画面が利用できない。マザーボードあるいは、グラフィックの影響があるかもしれない。Ubuntu においては、7.04の Live CD は使用できるが、7.10、8.04はデスクトップで login できない。

Live CD を利用する場合、パソコンで利用できるかできないか最初に調査する必要がある。OS が起動しないとき、ブート時に種々のハードウェアに対応したオプションがあり、オプションを設定することによって利用可能になる。あらゆるパソコンで Live CD を利用するには、ハードウェアの違いを知ることも必要となる。さらに、グラフィックボード、プリンタ、NIC、無線 LAN などのドライバの有無によって、利用できない機能もでてくる。ディストリビューションがサポートしていないグラフィックボードのパソコンでは、対応したグラフィックボードのドライバをインストールしなければ、3D などの機能が利用できない。使用するプリンタのドライバが含まれていなければ、プリンタで印刷できない。特に、最新の無線 LAN デバイスを使用しているノートパソコンは、標準ではドライバがサポートされていないので、ドライバを追加インストールする必要がある。

## 5-2. USB メモリについて

Live CD は屋内の CD-ROM デバイスを備えている Windows XP パソコンで利用できる。パソコンにインストールされている OS でなく、CD-ROM デバイスを利用することによって、自分が日常的に利用しているデスクトップ、アプリケーションがどこにでもあるパソコンでも利用できることになる。しかし、Live CD の CD-ROM メディアは、携帯して持ち運ぶにはサイズが大きい、データの保存ができない、カスタマイズするのに、CD-ROM を作成する必要がある。最近の Live CD のイメージファイルは USB メモリ、携帯用の HDD ディスクにインストールすることができるものも配布され、CD-ROM の代わりに USB ディスクをパソコンの USB 端子に挿入すれば Windows XP を起動させないで、Live CD の OS を起動できる。

どこのパソコンでも利用できる USB ディスクに組み込む OS として、Live CD として配布されている Linux ディストリビューションを利用した。USB ディスクを作成する上での問題点として、① USB ディス

クにインストールした OS がどのパソコンでも起動するのか、②必要なアプリケーションが含まれているのか、③プリンタ、ファイルサーバなどのネットワーク環境が利用できるのか、④個人で設定した環境を他の機種のパソコンで利用できるのか、⑤メールアドレスなどの個人設定を保存できるのか、テスト項目が多い。

書き込みが可能な USB ディスクを利用すると、設定が保存できるので、屋内のどこにでもある USB ブート機能がある Windows XP パソコンで継続的に使用できる。

## 5-3. USB メモリの作成

現在、USB メモリとして、USB フラッシュメモリ、USB シリコンディスク、AC 電源が不要なモバイル用 HDD などがパソコンの周辺機器として普及している。廉価になってきた 1～4 G バイトの容量の USB フラッシュメモリはデータの保存用として一般的に利用されている。USB シリコンディスク、AC 電源が不要なモバイル用 HDD は容量も 64G バイトを超え、ビデオデータ、システムのバックアップなどで利用されている。

Live CD のイメージファイルのサイズは 700M バイトであり、1 G バイトの USB メモリに格納できる。Live DVD のイメージファイルも 4.5G バイトなどで、8 G バイトの USB メモリに格納できる。Live CD を内部ディスクでなく、USB シリコンディスク、AC 電源が不要なモバイル用 HDD にインストールして、パソコンで利用することも可能になっている。

USB メモリは、Windows XP の外部ディスクと利用できるように FAT32 でフォーマットされている。Live CD を USB メモリに書き込むには、対応したパーティションを作成してデータを格納する必要がある。

図 2 に演習で使用した CD-ROM、図 3 に演習で使用した USB メモリ、図 4 に Live CD を書き込んだ USB ディスクを示す。

## 5-4. 追加インストール

Live CD ディストリビューションは、配布ポリシーによって、本体に収録できないソフトウェアが存在する。Flash コンテンツのブラウザのプラグインパッケージ、Java アプレット、PDF 閲覧ソフトウェアなど Windows では利用できて Live CD で利用できないと Live CD の利用価値が減少する。Live CD で Windows と同じようなデスクトップ環境を利用するには、ソフトウェアの追加インストールや設定の変更などが必要になる。また、未収録の Linux のソフトウェアの中には、音楽 CD や DVD ビデオの再生などユーザの使用に関してはほとんど自由なものもあり、必要なアプリケー

ションを USB ディスクに追加して利用することができる。

Live CD には、Windows の Internet Explorer の代わりに Mozilla Firefox という高機能な Web ブラウザを搭載している。Web としての機能は十分であるが、いくつかのコンテンツ向けのプラグインが収録されていないため、標準状態では閲覧できない Web ページがある。アドビシステムが無償配布している Linux 用の Web ブラウザ・プラグインを導入する必要がある。

電子文書の事実上の標準形式として、アドビシステムズの PDF (Portable Document Format) が広く使われている。アドビシステムズが配布する Linux 版の Adobe Reader を導入すれば、日本語の PDF 文書も表示できる。

Live CD はサウンド機能が有効になっていれば、音楽 CD を挿入すると自動的にマルチメディア・プレーヤが起動して音楽を再生する。また、DVD ビデオを挿入した際もマルチメディア・プレーヤが自動起動して映像を再生しようとするが、標準では再生用のコーデックがないことや、DVD ビデオのアクセス制御技術 CSS (Content Scramble System) を解除するソフトウェアがないために、再生できない。再生するにはサイトで配布されるパッケージをインストールする必要がある。

### 5-5. データの保存

Live CD はパソコンにインストールされている Windows と異なり、CD/DVD メディアから起動するため、書き込みを行うことができるユーザのホーム・ディレクトリなどがメイン・メモリ上に置かれており、パソコンの電源を切ると保存したデータは消えてしまう。USB メモリを使用した Live CD の場合も同じである。設定した内容、作成したデータ、追加したアプリケーションが次回でも直ちに利用できなければな



図2 演習で使用した CD-ROM

らない。KNOPPIX では、設定した内容が内蔵ディスク、フロッピーディスク、USB メモリに保存できる機能が備わり、設定した内容が反映される仕組みがある。Live CD が格納されている USB メモリに変更内容が自動的に保存できる仕組みがないと USB メモリで利用する価値が半減する。

Fedora 8 は、イメージファイルを USB メモリに書き込むことで Live USB を作成できるが、データや設定を USB メモリ上に保存する仕組みがなかった。バージョンアップした Fedora 9 では、データや設定の保存に対応した Live USB になり、変更内容が自動的に保存できる仕組みが盛り込まれた。

### 5-6. ポータブル OS

内蔵ディスクにインストールするために開発された Linux パッケージを USB フラッシュメモリ、USB シリコンディスク、AC 電源が不要なモバイル用 HDD などの外部ディスクにインストールして、携帯できる OS をポータブル OS と呼ぶ。

Windows OS は、内部ディスクがある場合、外部ディスクに OS をインストールしても、外部ディスクからブートさせて利用できないが、Fedora、Ubuntu は、内蔵ディスク以外の USB ディスクにインストールして、Windows パソコンの USB 端子に USB ディスク



図3 演習で使用した USB メモリ



図4 Live CD を書き込んだ USB ディスク

を挿入することによって、ポータブル OS として利用できる。各種設定内容、追加インストール、ホーム・ディレクトリなどのデータが直接ディスクに書かれるので、データを保存する仕組みは不要である。

ディスクのアクセス速度の違いがあるが、内蔵ディスクにインストールしたのと同じレベルでパソコンが利用できるが、パソコンの内蔵ディスクが外部ディスクに置き換わっただけで、インストールしたパソコン以外の違う機種のパソコンでは動作が保障されない。大学など同じ機種のパソコンが設置されている環境の中では、Fedora、Ubuntu をインストールした USB ディスクはどこのパソコンでも利用できるポータブル OS として利用可能である。

## 6. Live USB の導入

大学のパソコンで Live CD を利用する場合、USB ディスクから起動できるかどうかが問題である。ハッカーツールがソフトウェアとして組み込まれている Live CD も存在し、共有で利用するパソコンの Windows 領域の削除も容易に行えるので、セキュリティの点からみると内蔵ディスク以外のデバイスの起動は好ましくない。HP 製のパソコンの起動の選択はファンクションキー [F9] でできる。パソコンのメンテナンス面から、内蔵ディスクのバックアップ、リストアのため、起動デバイスのメニューの選択ができるように設定されている場合がある。起動時の BIOS 設定画面などで、USB から OS を起動するよう設定しておく必要がある。USB ディスクからの起動が起動順序の先頭に設定されていれば、Live CD をインストールした USB メモリを USB 端子に挿入してパソコンを起動するだけで、Linux が立ち上がる。

Live CD の制約は、USB メモリを使用した Live USB を利用することで解消できた。データや設定を USB メモリに格納するように設定した。

## 6-1. KNOPPIX の利用

2008年の演習では、表2に示した2008年にリプレースされたパソコンをゼミナールで利用した。使用したパソコンはメモリが1 G バイト搭載されているので、Windows XP の利用ではワープロ、表計算などのアプリケーションが快適に動作する。Windows XP の代わりに、Live CD のデスクトップが、快適に利用できるかを評価した。図5に USB メモリから起動した KNOPPIX、図6に USB メモリから起動した Ubuntu を示す。

HP 製のパソコンでは、最新のバージョンの5.3が不安定なため利用できなかったため、昨年度のゼミナールで利用した5.11の USB メモリを作成した。USB メモリとして、BUFFALO 製の 4 G バイト USB フラッシュメモリを使用した。CD-ROM 版を立ち上げて、KNOPPIX5.11では、USB メモリに書き込むコマンドが用意されているので、USB メモリをパソコンに挿入して、パーティションを指定することによって自動的に作成できた。

今年度のゼミナールでは、作成した KNOPPIX の USB メモリを使用して、Windows XP の代わりにモバイル用のデスクトップの評価を行った。作成した USB を USB 端子に挿入して、ファンクションキーの [F9] 押すだけで KNOPPIX が起動してデスクトップの画面が表示された。ユーザIDの認証はない。KNOPPIX ユーザとして種々のアプリケーションが利用できる。USB メモリの設定内容を表3に示す。

- 1) KNOPPIX は、パソコンに内蔵されている NIC (Network Interface Card) を自動認識するので、学内 LAN 上の DHCP サーバから、IP アドレスを設定する。デスクトップの最初の作業は起動された KNOPPIX のデスクトップにおいて KNOPPIX の IP アドレスの確認を行った。
- 2) KNOPPIX は起動直後ネットワークの設定ではイ



図5 USB メモリから起動した KNOPPIX



図6 USB メモリから起動した Ubuntu



インターネットの接続は直接である。本学の学内 LAN はプロキシーを使用しているため、インターネットに接続するにはプロキシーを設定する必要がある。プロキシーの設定を行い、Web ブラウザで、インターネットに接続できるのか確認を行った。

- 3) 本学では、Web メールを利用しているため、KNOPPIX においても Windows XP で利用している電子メールの送受信ができることを確認できた。
- 4) KNOPPIX には、起動後行った設定をハードディスクやフロッピーディスク、USB メモリなどのリムーバブルメディアに保存しておき、起動時のオプションで保存したデータを読み込んで、保存された状態を再現するという機能がある。演習では、画面の背景を変更して、USB メモリに「継続的な保存」の設定を行う。その後、パソコン起動時にオプションコマンドを追加して再度起動し、デスクトップの状態やソフトウェアの設定、ネットワークの設定などが有効であることを確認した。
- 5) 3D デスクトップの操作  
ブート時の `knoppix desktop=beryl` のオプションを入力して起動して、3D デスクトップ Beryl を動作させ、Beryl の設定を行う。HP 製のパソコンでは、グラフィックボードがサポートされていないので使用できなかった。
- 6) プリンタの設定  
KNOPPIX で利用できるネットワーク上のプリンタの設定を行う。Windows XP で使用している Xerox の DocuPrint3050 のプリンタドライバが標準でサポートされていないため、Linux 用のドライバを Xerox サイトからダウンロードして、プリンタの設定を行った。
- 7) ファイルサーバの利用  
Windows で利用している学内 LAN 上のファイルサーバ、ゼミのファイルサーバとして別途立ち上げた Linux システムへの接続の確認を行う。Linux システムでは SAMBA を立ち上げ、ゼミ生の SAMBA ユーザとしてのユーザ登録を行い、KNOPPIX から利用できる環境を整備した。

## 6-2. Fedora の利用

Fedora は主にデスクトップ用途で人気のディストリビューションで、新版は最新のソフトウェアや新機能を意欲的に取り込むことで知られ、豊富なソフトウェア・パッケージが用意されていて、再配布やカスタマイズが自由なライセンスを採用するといった特徴

を持っている。Fedora の Live CD をパソコンのデスクトップとして利用するには、KNOPPIX と比較すると、起動時間が長く、データの保存が容易ではないので、Live CD は「お試し版」としての利用価値しかない。内蔵ディスクへインストールして利用するのが適している。

## 6-3. Ubuntu の利用

Live CD はインストールできるかどうかの評価バージョンとして利用できる。Ubuntu も、Fedora と同じように内蔵ディスクへインストールして利用するのが適している。Ubuntu をパソコンのデスクトップとして利用するには、ハードディスクへのインストールは必要である。しかし、USB メモリなどの外部ディスクにインストールしても、外部デバイスとして起動できる仕組みがあるので、ポータブル OS として利用することは可能である。ゼミナールでは、40G バイトの USB-HDD に Ubuntu7.04 をインストールして、学内のパソコンで Linux 用として配布されているフリーのアプリケーションを利用している。

## 6-4. ネットワークブート

KNOPPIX は、最新のテクノロジーを取り入れバージョンアップを行っている。KNOPPIX には、起動イメージの容量がわずか 9M バイトでその他のファイルはネットワーク経由で取得する Trusted HTTP-FUSE KNOPPIX が配布されている。パソコンのネットワークブート先を KNOPPIX サーバに指定することにより、OS のイメージがパソコンのメモリにダウンロードされ、Live CD で起動した同じデスクトップが利用できた。

## 6-5. Live USB の利用

最新の KNOPPIX のファイルをダウンロードして live CD を作成することによって、Windows に代わる新しいデスクトップの環境をいつでも利用することが

表 3 USB メモリの主な設定内容

1	IP アドレスの確認
2	プロキシーの環境設定、Web ブラウザによるインターネットのアクセス
3	メールの受信の確認
4	設定の保存、USB メモリへの書き込みと、KNOPPIX の再起動
5	3D デスクトップ Beryl の起動とデスクトップのアニメーション効果の設定
6	プリンタの設定 (CUPS の設定)
7	ファイルサーバの接続、SAMBA への接続、既存のファイルサーバへの接続



できる。また、さまざまなアプリケーションを含んだ CD-ROM が配布されているので、目的にあった CD-ROM を利用することによって、一斉授業などでアプリケーションを利用することも可能になる。USB ディスクにインストールした Live CD は、使用する環境に依存した設定を行うことによって操作性が良くなる。また、不必要なアプリケーション、あるいは追加アプリケーションを行うことが可能なので、個人単位の USB ディスクの作成の効果がある。

## 7. これからの大学のシステム

1 台のパソコンで複数の OS を利用するには、内蔵ディスクにそれぞれの OS をインストールし、マルチブート機能を利用して、利用したい OS を起動する方法がある。実際に、1 台のパソコンに Windows と Linux を導入し、PC-UNIX の環境を提供することができる。利用者のニーズに対応してマルチブートの運用を行っている理工系の大学も多い。また、学生にノートパソコンを購入させて、学内で無線 LAN または学内 LAN の接続のサポートだけを行っている大学もある。学生が利用したいサービスを提供する大学のコンピュータ環境の整備はさまざまである。

大学内の共通で使用されるパソコンは学生によって設定が変えられないように、またシステムがダウンしないように運用されている。ネットワークサービスが利用できるアプリケーションが組み込まれたブート可能な Live CD の CD-ROM を大学が貸与することによって、学内のどこのパソコンでもネットワークサービスが利用できるコンピュータ環境を提供することも可能である。Web システムの演習において、オープンソースの業務アプリケーション LAPP などを組み込んだ Live CD を利用することで演習も可能となる。情報処理などの演習では、演習で利用するソフトウェアを組み込んだ Live CD のメディアを CD-ROM ドライブに挿入して電源を入れるだけでよく、設定などは環境に応じて自動的に行なわれる。DHCP よりネットワークに接続し、Web サーバを利用することができる。演習が終われば CD を抜くだけである。ただ、演習で作成したデータはデスクトップにしか保存できないので、ファイルサーバなどの利用が必要となる。

数多くのパソコンが設置されている大学では、内蔵ディスクが故障し、またシステムの内容が破壊して、OS 立ち上がらなくなる障害が頻繁にある。Live CD を使えば、ハードディスクが故障していても、CD-ROM デバイスが故障していない限りパソコンが利用できる。書き込むことができない CD/DVD に、起動に必要な要素がすべて格納されているため、起動中にどの

ような状態になっても再起動すれば元に戻るのも、多くのパソコンの管理運用を必要とする大学などにおいて、便利なシステムであり、内蔵ディスクが不要なパソコンで十分になる。

パソコンの USB 端子に挿入するだけでブート可能な USB メモリ、USB-HDD ディスクにネットワークで配布されている Live CD をインストールすれば、どのようなデスクトップ環境も利用できる。USB メモリに OS およびアプリケーションをインストールせず、ネットワークサーバから OS と必要なアプリケーションをダウンロードするプログラムを書き込んだ利用も可能である。この場合、アプリケーションプログラムをアクセス可能なサーバ上に用意しておくことになる。アプリケーションが利用できればよいので、必要なアプリケーションを選択して起動できるプログラムを書き込んだ USB ディスクがあればよい。

Windows OS を利用するだけでなく、パソコンを有効に利用するために、Linux のデスクトップのアプリケーションを利用することも必要である。今後、ネットブート機能によりサーバから OS と必要なアプリケーションをダウンロードして起動できるシンクライアントシステムとともに、フリーで配布されている Linux のパッケージを用いた Live CD の利用は、これからの大学におけるコンピュータ環境の主流になっていくべきである。

## 8. おわりに

ゼミナールにおいて、KNOPPIX のアプリケーションが利用できる USB メモリを作成し、USB メモリをパソコンに挿入するだけで、学内のどのパソコンにおいても KNOPPIX のアプリケーションが同じように利用できる実験を行なった。Live CD はパソコンで起動する OS とアプリケーションが含まれるので、Live CD のイメージファイルを書き込んだ USB メモリを利用するだけで、どのパソコンを利用しても、自分のパソコンの環境が利用でき、情報端末として使用できることが確認できた。USB メモリはポケットに入るので、ノートパソコンを持ち運んでアプリケーションを利用するより便利である。

Windows Vista がパソコンの OS として利用され、Linux をはじめとする多くの OS が話題になっている中で、最新の Live CD を使用すれば、ハードディスクに搭載されている Windows Vista、Windows XP の代わりに最新のデスクトップとアプリケーションを使用できた。パソコンの OS を選択して利用できる時代になったといえる。学生はパソコンといえば Windows XP しか操作したことがなく、Live CD の存在も知ら

ない。USB メモリをパソコンに挿入することによって、Windows XP 以外のアプリケーションが利用できることを学習させることも必要である。図7と図8に KNOPPIX、Ubuntu を組み込んだノートパソコンを示す。

#### 参考文献

- 1) 榊井：Linux を用いたパソコン環境、甲子園大学紀要第29号、2001年

- 2) 榊井：マルチブートシステムを用いた演習環境、甲子園大学紀要第31号、2003年
- 3) 榊井：Web サーバのシステム構築について、甲子園大学紀要第33号、2005年
- 4) 榊井：Web サーバのシステム構築について（2）、甲子園大学紀要第34号、2006年
- 5) 榊井：Live CD を使用した大学のコンピュータ環境、甲子園大学紀要第35号、2007年



図7 KNOPPIX を組み込んだノートパソコン



図8 Ubuntu を組み込んだノートパソコン

◇原 著◇

## 『西東詩集』の「格言の書」

上野 義久<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Some poems of <Buch der Sprüche> in 《West-östlicher Divan》

Yoshihisa Ueno<sup>1</sup>

Goethe's several poems of <Buch der Sprüche> in 《West-östlicher Divan》: [Talismane werd' ich], [Was wird mir], [Laß dich nur] and so on are translated into Japanese with explanatory notes.

This paper is intended to conclude on the basis of Goethe's 《Noten und Abhandlungen zu besserem Verständnis des West-östlichen Divans》 and his following words: "Der höchste Charakter orientalischer Dichtkunst ist, was wir Deutsche Geist nennen, das Vorwaltende des oberen Leitenden; hier sind alle übrigen Eigenschaften vereinigt, ohne daß irgendeine, das eigentümliche Recht behauptend, hervorträte. Der Geist gehört vorzüglich dem Alter, oder einer alternden Weltepoche. Übersicht des Weltwesens, Ironie, freien Gebrauch der Talente finden wir in allen Dichtern des Orients." that he made every effort to devote himself as a Western poet to Oriental poetry, to write his poems in the Oriental style and to leave many remarkable poems for us.

#### はじめに

『西東詩集』の原語は West-östlicher Divan で、Divan は Diwan と綴り、元々ペルシア語で「詩集」を意味する。従って『西洋的かつ東洋的な詩集』とでも訳すべきところだが、一般に『西東詩集』として世に知られている。

ゲーテがこの詩集の創作に最も力を注いだ時期は、1814, 15年頃で、詩人の65歳前後の頃である。当時の西洋、とりわけドイツは、ナポレオン占領下での社会の混迷と長い政情不安の中にあった。そんな折り、ゲーテはたまたま手にしたペルシャの詩人、ハーフィスの『詩集』（ハンマー訳、1812年）を読み、ハーフィスと自分との親近感を強く覚えるとともに、ハーフィスのように純粋な恋愛、人生の喜びを素直に享受し、明るい生の肯定と享樂を謳歌し、西洋詩人による東洋的な詩を書こうとの意図のもと、この『西東詩集』を編んだのである。

しかし、この詩集は容易に理解できる類いのもではなく、ゲーテの多くの詩集中最も難解なものとされている。しかも分量は、ヴァイマル版『ゲーテ全集』の第6, 第7の2巻を領し、内容的には抒情詩、相聞歌、格言風の詩、思想詩など多岐にわたるが、もちろん単純に分類できないものも多数含まれている。

この詩集を刊行するにあたって、ゲーテ自身、読者の理解を助けるために『西東詩集をよりよく理解するための注解と論考』と題した解説を書いている。この稿では前回の「不満の書」(Buch des Unmuts) に引き続いて、「格言の書」(Buch der Sprüche)の中から、特色ある注目すべきものを選んで訳出し、ハンブルク版『ゲーテ全集』の編者、E・トゥルンツの注解やゲーテ自身の『注解と論考』を参照しながら、若干の註釈を施すことにする。

Ohne Titel

Talismane werd' ich in dem Buch zerstreuen,

Das bewirkt ein Gleichgewicht.

Wer mit gläubiger Nadel stricht,

Überall soll gutes Wort ihn freuen.

無題

私はこの書に魔よけをちりばめておこう、

それが心の平衡を保つ。

<sup>1</sup> 本学准教授

敬虔な針でページの上を刺す者、  
良い言葉がいたる所で彼を喜ばせることになる。

(註釈) 『格言の書』の冒頭に置かれたこの詩は、全体の標語のような役割をしている。ゲーテは『注解と論考』の中で、「この書は『考察の書』や『不満の書』と極めて近い関係に立っている。しかしオリエントの箴言は、詩全般に固有の性格をそのままとどめていて、感覚的な目に見える対象に関わっていることが非常に多く、そしてその中には、簡潔な寓話と呼んでいいようなものが多く含まれている」と、述べている。事実、この書はオリエントの格言に触発された、しかも2行から数行の短い詩がほとんどである。内容、形式ともにゲーテの他の格言詩と本質的な違いは見られない。

E・トゥルンツの注によると、「敬虔な針でページの上を刺す」という表現は、ペルシャにはコーランなどの書物のページの間に針を差し入れて開き、針先の指し示す言葉を神の託宣とする風習から来しているとのことである。

#### Ohne Titel

Was wird mir jede Stunde so bang? —  
Das Leben ist kurz, der Tag ist lang.  
Und immer sehnt sich fort das Herz,  
Ich weiß nicht recht, ob himmelwärts;  
Fort aber will es hin und hin,  
Und möchte vor sich selber fliehn.  
Und fliegt es an der Liebsten Brust,  
Da ruht's im Himmel unbewußt;  
Der Lebestrudel reißt es fort,  
Und immer hängt's an Einem Ort;  
Was es gewollt, was es verlor,  
Es bleibt zuletzt sein eigner Tor.

#### 無題

なぜ毎時私はこんなに不安なのだろう? ——  
人生は短く、一日は長い。  
そして絶えず心は憧れ続ける、  
天に向ってかどうか、私はしかとは分からない。  
だが心はあちらへあちらへと逃れようとする、  
そして自分自身から逃れようとする。  
そして恋人の胸へ飛んでゆくと、  
それと知らずに天国に安らう。  
人生の渦巻が心をさらってゆく、  
それでも常に心はひとつの場所に執着している。  
何を欲し、何を失おうとも、  
心はついに、自分自身の患者のままである。

(註釈) この詩はイエーナで、1818年7月22日に作られたとされている。この詩と他の『格言の書』中の数篇は、はじめ1821年に『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』の初版に掲載されたが、後に『西東詩集』のこの書に編入された。格言と言うよりは、むしろ叙情性の強い詩であり、『ヴィルヘルム・マイスターの修業時代』に登場するミニヨンや豎琴弾きの老人が詠う詩と一脈通じるものを含んでいる。

Ohne Titel  
Laß dich nur in keiner Zeit  
Zum Widerspruch verleiten,  
Weise fallen in Unwissenheit,  
Wenn sie mit Unwissenden streiten.

無題  
いかなる時でも  
不用意に異論を唱えるな、  
賢者が何も知らない者たちと争えば、  
無知へと墮落する。

(註釈) 一般に、東洋の賢者は己の思考過程を語る事が少なく、悟りや直観によって得た終局の思想を極めて短い言葉で表現する。また他者と議論することも避ける傾向がある。ゲーテも歳をとるにつれて、このような志向が顕著に認められる。晩年の箴言集『ツァーメ・クセーニエン』の中に次のような言葉がある。「聖人からも賢者からも、私は喜んで教えを聞く。しかしその教えは簡潔な方がいい、長広舌はもうたくさんだ。……」

E・トゥルンツの解説によると、16世紀のトルコの詩人、クジャーティビー・ルーミーの旅日記の中に「賢者も愚者と争えば、無知へと墮落する」という表現があり、恐らくゲーテはこの言葉によったのであろうと、述べている。

Ohne Titel  
Was machst du an der Welt? Sie ist schon gemacht,  
Der Herr der Schöpfung hat alles bedacht.  
Dein Los ist gefallen, verfolge die Weise,  
Der Weg ist begonnen, vollende die Reise:  
Denn Sorgen und Kummer verändern es nicht,  
Sie schleudern dich ewig aus gleichem Gewicht.

無題  
汝は世界で何をするのか? 世界はすでに作られている、  
創造主がすべてを考えられた。  
汝の賽は投げられた、その流儀に従え、  
道は始まっている、旅を成し遂げよ。  
心配と心痛でどう変わるわけでもないのだから、  
それらは汝を永遠に均衡から投げ捨てる。

(註釈) 1818年6月29日の作とされている。E・トゥルンツの指摘によると、ハンマー著『ペルシャ修辭史』(1818年)の中にあるフェルドウシの「王書」の一節をゲーテが参考にしたらしい。その箇所は次の通りである。「Was machst du mit der Welt? Sie ist schon gemacht;/Es hat der Herr der Schöpfung all dies bedacht./Das Los schrieb: Was nützt dir andere Weise?/Wie es dir vorgeht, erfolgt deine Reise;/Sobald das Herz liegt im Weltsorgenpalast,/So hat es vor Gift und Selbstpein nicht Rast.」(汝は世界をどうするのか? 世界はすでに作られている、/ 創造主がこれらすべてを考えられた。/ 賽にはこう記されていた、他の流儀が何の役に立つのか?/ 汝の旅はなるような結果になる。/ 心が世界不安の宮殿にとどまる限り、/ 毒と自己の責苦のために心は休まらない。)

6行のうち最初の2行はほぼフェルドウシの表現を用い、内容も甚だしく近似している。しかし、人生を旅と見るこの思想はゲーテが以前から抱いていたものである。彼は同じ思想を数世紀前のペルシャの詩人の言葉の中に見出し、確信を得たのであろう。特に最後の1行において、「それら(心配と心痛)は汝を永遠に均衡から投げ捨てる」と強く表現したところに、ゲーテの揺るぎない信念を感じる。

Ohne Titel

Wenn man auch nach Mekka triebe  
Christus' Esel, würd' er nicht  
Dadurch besser abgericht,  
Sondern stets ein Esel bliebe.

無題

たとえキリストのろばが  
メッカまで追い立てられても、  
それによってよりよく調教されるわけではなく、  
いつまでもろばのままだろうに。

(註釈) 子供の教育と道徳を取り扱ったサーディーの『バラ園』に、「どんな優秀な教師でも、ばかなろばから博士を作ることは、一生かかっても出来ない」という標語のもとに一つの話が紹介されている。ある教師が望みのない生徒に一篇の詩を付けて、その子供の親である高官のもとに帰した。その詩は次の4行詩で結ばれていた。「たとえメッカまで追って行こうとも / キリストのろばだからといって / 賢くなるわけのものではない。 / ろばはいつまでもろばである。」

この4行にゲーテは1行目と4行目、2行目と3行目に韻を踏ませたのである。ただ、3行目の一番最後の単語は正しくは *abgerichtet* なのだが、2行目の *nicht* と韻を踏ませるために *abgericht* としたのである。詩だから許されるのであろう。

Ohne Titel

Die Flut der Leidenschaft, sie stürmt vergebens  
Ans unbezwungne feste Land. —  
Sie wirft poetische Perlen an den Strand,  
Und das ist schon Gewinn des Lebens.

無題

情熱の大波、それは空しく  
征服されない堅固な陸を襲撃する。——  
それは詩の真珠を海岸に散らす、  
そしてこれはきっと人生のもうけ物だ。

(註釈) 『格言の書』の5番目に「Das Meer flutet immer,/Das Land behält es nimmer.」(海はたえず打ち寄せる、/陸は決してそれを手元に置かない。)という2行の詩が出ている。太古から波は寄せては返して止む時がないが、陸は波を捉えることができず、空しい反復が繰り返される。2行と短いながら、時間的空間的に極めてスケールの大きな詩である。この風景はゲーテの好むもので、『ファウスト』第2部にも類似した表現が使われている。

ところで、この同じ波が打ち寄せて、海岸に打ち上げられた詩の真珠を後に残す。この *poetische Perlen* は『格言の書』の詩か、『西東詩集』の詩か、あるいはもっと広く解して詩全般に妥当すると考えてもよいかもしれない。寄せ来る波が、海岸の貝殻に代わって詩人の生涯の機微を詠い続ける。非常に叙情味あふれた詩である。

蛇足だが、この詩のあとに次のような詩も出ている。「Wisse, daß mir sehr mißfällt,/Wenn so viele singen und reden!/Wer treibt die Dichtkunst aus der Welt?/Die Poeten!」(知っておけ、私がとても不愉快だということ、/こんなに大勢が歌ったり語ったりするとは!/誰が詩を世の中から追放するのか?/詩人たちだ!) 凡才非才の詩人たちにとっては、真に耳の痛い言葉である。



Ohne Titel

Noch ist es Tag, da rühre sich der Mann,  
Die Nacht tritt ein, wo niemand wirken kann.

無題

まだ昼だ、今働け、  
誰も働くことができない夜が来る。

(註釈) この詩は、新約聖書の『ヨハネ福音書』9章4節、「我々は、私を遣わした方のわざを、昼の間に行わなければならない。誰も働くことのできない夜が来る。」という言葉によっている。

Ohne Titel

Enweri sagt's, ein Herrlichster der Männer,  
Des tiefsten Herzens, höchsten Hauptes Kenner:  
Dir frommt an jedem Ort, zu jeder Zeit  
Geradheit, Urteil und Verträglichkeit.

無題

男たちのなかの最も素晴らしい男、  
最も深い心と最も高い英知を備えた人、エンヴェリは言う。  
いかなる所、いかなる時にも汝に役立つのは  
素直さ、判断力それに協調性。

(註釈) エンヴェリは12世紀のペルシャの教養豊かな宮廷詩人である。ゲーテは『注解と論考』の中で、「Aus diesem und aus mehreren Poesien, die uns mitgeteilt worden, blickt ein heiterer Geist hervor, begabt mit unendlicher Umsicht und scharfem glücklichem Durchschauen, er beherrscht einen unübersehbaren Stoff. Er lebt in der Gegenwart, . . . . .」(無限の視野と鋭い的確な洞察力とを備えた明るい精神が、この詩と我々に伝えられているいくつかの詩からうかがえる。彼は計り知れないほどの素材を使いこなす。彼は現在にも生きており、. . . . .)と述べ、エンヴェリを非常に高く評価している。最後の2行は、エンヴェリ自身の言葉であることは言うまでもない。

Ohne Titel

Wenn Gott so schlechter Nachbar wäre,  
Als ich bin und als du bist,  
Wir hätten beide wenig Ehre;  
Der läßt einen jeden, wie er ist.

無題

もし神が私と汝のように、  
悪い隣人であれば、  
我々二人はわずかな名誉しか持たないだろうに。  
神はそれぞれを在るがままにしておかれる。



(註釈) 3行目までは接続法第2式で表現されている。裏を返せば、神は良き隣人であるが故に、我々は名誉を保持できるということになる。この詩は、サーディーの『バラ園』の次の言葉によっている。「偉大な神は見ておられるが、しかし全てを覆いかくされる。隣人は何も見ないが、しかし非難して私を悩まし続ける。」ゲーテは『注解と論考』の中で、「Saadi, der Treffliche, in die weite Welt getrieben, mit grenzenlosen Einzelheiten der Empirie überhäuft, denen er allen etwas abzugewinnen weiß.」(サーディーという卓越した人物は、広い世界へ駆り立てられ、経験界の様々なことを際限なく体験し、その体験したすべてから何かを自分のものにする術を身に付けている。)と述べているが、そのサーディーの蓄積された体験の英知をヒントに、ゲーテはこの確言詩を作ったのである。

#### Ohne Titel

Verschon' uns Gott mit deinem Grimme!  
Zaunkönige gewinnen Stimme.

#### 無題

神が我々をお怒りになりませんように!  
みそさざいだって声を得る。

(註釈) 前の詩同様、サーディーの『バラ園』の次の言葉がもとになっている。「人々の心に恐れを喚起するため、神が正義の剣を抜くと、その正義の使者である天使たちも、耳は聞こえず声は出なくなる。しかし神が慈悲を与えようとするなら、それを知らせたいと小鳥も叫ぶだろう。」ゲーテはこれをヒントに、神の怒りと慈悲について2行詩を創作した。

E・トゥルンツの解説によると、ペルシャにはみそさざいと鶯が鳥類の王座を争ったという伝説があるとのことで、みそさざいを下手な詩人と解している。Stimmeは声の他に、発言権という意味があり、ウィーン会議に集まった政治家とする説もあるようである。いずれとも断定はできない。

#### Ohne Titel

Will der Neid sich doch zerreißen,  
Laß ihn seinen Hunger speisen.

#### 無題

嫉妬が身を引き裂くつもりなら、  
嫉妬にみずからの空腹を食べさせろ。

(註釈) ペルシャ人たちの間で、貧しく零落している人間のことを、「彼はみずからの空腹を食っている」という。この言い方をヒントに、ゲーテは落ちぶれた人を嫉妬に置き換えて詩を作ったのである。

#### Ohne Titel

Sich im Respekt zu erhalten,  
Muß man recht borstig sein.  
Alles jagt man mit Falken,  
Nur nicht das wilde Schwein.

#### 無題

自己の尊厳を保つためには、  
本当に意地悪でなければならない。  
全てのものは鷹で捕らえられるが、  
ただ、いのししだけはだめである。

(註釈) オリエント、特にペルシャでは鷹を使ってうさぎ等の野生動物をしとめていた。猛禽類を調教して、野獣を襲わせる、つまり我国の鷹匠のようなことをする人がいたのである。ただ、いのししだけは鷹で捕獲することができなかった。

野性の動物をしとめることは、生きるためとはいえ、一種残酷で意地悪な面がある。その意味で **borstig** を意地悪と訳したのであるが、E・トゥルンツの注では **borstig** を、「首から背中にかけて長い毛を立てるいのししの怒りの様子」とある。そう解釈すると、最初の2行は全く違った意味になることを付言しておく。

Ohne Titel

Was hilft's dem Paffenorden,  
Der mir den Weg verrannt?  
Was nicht gerade erfaßt worden,  
Wird auch schief nicht erkannt.

無題

私の道をふさぐ  
僧侶集団に何が役立つだろうか?  
まっすぐに捕えられなかったものは、  
斜めにしたって分かりはしない。

(註釈) 1816年1月27日の作。ゲーテは宗教的人間ではあるが、幼い頃から宗教集団や教会に対してなじめなかった。最後の2行は、16世紀のトルコの詩人、クジャーティビー・ルーミーの言葉をそのまま使用したらしい。

Ohne Titel

Einen Helden mit Lust preisen und nennen  
Wird jeder, der selbst als Kühner stritt.  
Des Menschen Wert kann niemand erkennen,  
Der nicht selbst Hitze und Kälte litt.

無題

みずから勇者として戦った者なら誰でも  
英雄を喜んで称え、かつ英雄と呼ぶだろう。  
みずから暑熱と寒冷に耐えなかった者は、  
人間の価値を認めることができない。

(註釈) この詩もクジャーティビー・ルーミーの言葉、「世界の暑熱と寒冷をこうむらなかつた者が、どうして人間の本当の価値を知ることができるだろうか。」をもとに生まれた。『ヴィルヘルム・マイスターの修業時代』に登場する豎琴弾きの老人が詠う歌、「*Wer nie sein Brot mit Tränen aß,/Wer nie die kummervollen Nächte/Auf seinem Bette weinend saß,/Der kennt euch nicht, . . . .*」(涙ながらにパンを食べたことのない者、/悩み多い夜を/ベッドの上で泣きながら座っていたことのない者は、/汝らを知らない . . . .) と一脈通じる詩でもある。

Ohne Titel

Was willst du untersuchen,  
Wohin die Milde fließt.  
Ins Wasser wirf deine Kuchen,  
Wer weiß, wer sie genießt.

無題

気前のよさがどこへ流れるかを  
なぜ汝は知ろうとするのか。  
汝の菓子水を水に投げ入れよ、  
それを味わう者は誰か、分かるものか。

(註釈) オリエントに古くから流布していることわざに基づいている。E・トゥルンツの解説によると、ゲーテは『カーブスの書』を読んだ時、すぐ次のようにメモをとった。「Wirf deine Fladen ins Wasser, Wer weiß, wer sie genießt.」(汝のフラーデン(丸く平たい菓子的一种)を水に投げ入れよ、それを味わう者は誰か、分かるものか。)これを用いたのである。2行目の Milde はこの場合 Freigebigkeit の意味で、気前のよさ、物惜しみしない心の意である。

因みに、旧約聖書の『コヘレトの言葉』11章1節に、「あなたのパンを水に浮かべて流すがよい。月日がたつてから、それを見出すだろう。」という言葉がある。パンを水に浮かべて流すことは、貧しい人に施しをすること、あるいは、穀物を船荷にして送ることを意味する。ゲーテは、この言葉も念頭に入れたのかどうかは不明であるが、いずれにしても、慈善行為をすることが大切であって、その成果や感謝、見返りを期待してはならないと詠っている。

Ohne Titel

Als ich einmal eine Spinne erschlagen,  
Dacht' ich, ob ich das wohl gesollt?  
Hat Gott ihr doch wie mir gewollt  
Einen Anteil an diesen Tagen!

無題

かつて私は一匹のくもを殺した時、  
これをすべきだったのか、と考えた。  
神は私と同じようにこのくもにも  
これらの日々の分け前を与えようとされたのだから!

(註釈) 最初 Indisch (インド風に) と題されていたが、後に削られ無題となった。マンデルスローの『東インドあるいは東方の旅行記』、ヴォルカード・イヴァーセンの『オリエント旅行記』が創作のきっかけを与えたようだが、どの言葉に触発されたかは分からない。鳥獣虫魚を慈しみ、人間と同列に置き、彼らに畏敬の念を感じるのは、西洋のキリスト教的というより東洋の仏教的色彩が強いと言えようか。

Ohne Titel

Ein Herr mit zwei Gesinde,  
Er wird nicht wohl gepflegt.  
Ein Haus, worin zwei Weiber sind,  
Es wird nicht rein gefragt.

無題

1人の主人に2人の召使がいれば、  
十分な世話をしてもらえない。  
2人の女がいる家では、  
掃除がきれいにされない。

(註釈) 『カーブスの書』は、11世紀のオリエントのある君主が息子のために書いた教訓書で、その中に次の言

葉がある。「しかし汝がある事を命じる時には、それを同時に2人の人間に命じてはいけない。そんなことをすると、不都合が生じる。ことわざにもあるぞ。2人が煮た料理は塩がききすぎになるか、きかなすぎになるかである。そして2人の女がいる家は、掃除が充分にいきとどかない。」オリエントにだけ妥当する教訓ではなさそうである。

Ohne Titel

Närrisch, daß jeder in seinem Falle  
Seine besondere Meinung preist!  
Wenn Islam Gott ergeben heißt,  
Im Islam leben und sterben wir alle.

無題

愚かなことだ、各々が自分のことになると  
自分の特殊な意見を誇るのは！  
イスラムが神への帰依を意味するならば、  
我々はみんなイスラムの中で生きそして死ぬ。

(註釈) E・トゥルンツの注によると、アラビア語の **Islam** という語は、「すべてを神アラーの意志に任せきること」だそうである。善悪を併せ持ったすべての現象を、あるがままに是認し肯定することは、晩年のゲーテの大きな特徴のひとつでもある。

Ohne Titel

Wer auf die Welt kommt, baut ein neues Haus,  
Er geht und läßt es einem zweiten,  
Der wird sich's anders zubereiten,  
Und niemand baut es aus.

無題

この世に生まれて来る者は、新しい家を建てる、  
彼は去りそしてそれを次の者に委ねる、  
その者は違った風に建て直すだろう、  
そして誰も建て終りはしない。

(註釈) 先のサーディーの『バラ園』に次の詩が載っている。「この世に生まれて来る者は、新しい建物を作る。/やがて彼はそこを去り、そしてそれを他の者に委ねる。/その者は違った風にその建物を建て直し始める。/そしてそれを完成させる者は誰も見つからない。」

つまり、この詩はゲーテの創作と言いがたく、1行目と4行目、2行目と3行目を押韻させるために、わずかに手直ししたに過ぎない。しかし、森羅万象に停滞、静止、終了を認めず、万物流転を賛美するのも、これまた晩年のゲーテの大きな特徴のひとつである。

Ohne Titel

Herr, laß dir gefallen  
Dieses kleine Haus,  
Größre kann man bauen,  
Mehr kommt nicht heraus.

無題

主よ、この小さな家を  
お認め下さい。  
もっと大きいのを建てることができますが、  
これ以上のものは生まれません。

(註釈) これもサーディーの『バラ園』に書かれている逸話をヒントに、ゲーテが作った詩である。その逸話の内容を簡単にまとめれば、ある人が背丈に合わせた小さな家を建てたところ、あなたは金持ちなのにどうしてもっと大きな家を建てなかったのかと言われ、これで住むのに不自由しませんと答えたという話である。

1819年7月16日のJ・G・ルートヴィヒ・コーゼガルテン宛の手紙で、ゲーテはこの詩を『西東詩集』の最後に置きたい旨のことを書いているが、実際はそうしなかった。E・トゥルンツの説によると、ペルシャの詩では家はしばしば詩集を意味するとのことであり、そうだとすれば、この詩の家は『西東詩集』ということになり、その最後にこの詩が置かれてもなんの不思議もなかったのである。

Ohne Titel

“Was brachte Lokman nicht hervor,  
Den man den garst'gen hieß!”  
Die Süßigkeit liegt nicht im Rohr,  
Der Zucker, der ist süß.

無題

「醜い男と呼ばれたロクマンが  
生み出さなかったものがあるだろうか!」  
甘さは砂糖黍の茎にはない、  
砂糖、これが甘いのだ。

(註釈) 最後の2行は、サーディーの『バラ園』の言葉、「砂糖のすばらしいおいしさは、それが育つ黍の中にあるのではなく、それ自体がそういう性質なのである。」によっている。ロクマンは、古代アラビアの伝説的な詩人で、多くの格言や寓話も遺したが、E・トゥルンツの注によると、イソップのように醜く、足が曲がっていたという。物の外見、外観ではなく、物それ自体に本質があるということだろうか。

Ohne Titel

Herrlich ist der Orient  
Übers Mittelmeer gedrungen;  
Nur wer Hafis liebt und kennt,  
Weiß, was Calderon gesungen.

無題

オリентはすばらしく  
地中海を渡ってやって来た。  
ハーフィスを愛し知る者だけが、  
カルデロンが歌ったものを知るのだ。

(註釈) カルデロンは周知のように、スペインの代表的な詩人兼劇作家であり、東洋、特にアラビア的なものを評価していたようである。ゲーテは1816年5月10日に、J・D・グリースからカルデロンの翻訳を贈られ、それを読んだのが、この詩を作るきっかけとなった。同年5月29日にグリース宛に、次のような手紙を認めている。「……  
Noch eins füge ich hinzu: daß mein Aufenthalt im Orient mir den trefflichen Calderon, der seine arabische Bildung

nicht verleugnet, noch weiter macht. . . . .」( . . . . .もうひとつ付け加えると、オリエントの私の滞在が、アラビア的教養を否定しない素晴らしいカルデロンを一層価値あるものにする。 . . . . .)『西東詩集』の執筆を、オリエントの私の滞在と表現しているところは面白い。

因みに、E・トゥルンツはドイツにおけるカルデロン受容に関して、1803年以来A・W・シュレーゲルによって本格的に名前が知られるようになり、J・D・グリースによってさらに詳しく紹介され、ゲーテによってよく名を挙げられてさらに一層有名になった、と説明している。

#### Der Winter und Timur

So umgab sie nun der Winter  
Mit gewalt'gem Grimme. Streuend  
Seinen Eishauch zwischen alle,  
Hetzt' er die verschiedenen Winde  
Widerwärtig auf sie ein.  
Über sie gab er Gewaltkraft  
Seinen frostgespitzten Stürmen,  
Stieg in Timurs Rat hernieder,  
Schrie ihn drohend an und sprach so:  
"Leise, langsam, unglücksel'ger,  
Wandle, du Tyrann des Unrechts;  
Sollen länger noch die Herzen  
Sengen, brennen deinen Flammen?  
Bist du der verdammten Geister  
Einer, wohl! Ich bin der andre.  
Du bist Greis, ich auch, erstarren  
Machen wir so Land als Menschen.  
Mars! du bist's! ich bin Saturnus,  
Übeltätige Gestirne,  
Im Verein die schrecklichsten.  
Tötest du die Seele, kältest  
Du den Luftkreis: mein Lüfte  
Sind noch kälter, als du sein kannst.  
Quälen deine wilden Heere  
Gläubige mit tausend Martern:  
Wohl, in meinen Tagen soll sich,  
Geb' es Gott! Was Schlimmres finden.  
Und bei Gott! Dir schenk' ich nichts.  
Hör' es Gott, was ich dir biete!  
Ja bei Gott! Von Todeskälte  
Nicht, o Greis, verteid'gen soll dich  
Breite Kohlenglut vom Herde,  
Keine Flamme des Dezembers."

#### 冬とティムール

こうして今、冬はすさまじい猛威で  
彼らを包み込んだ。氷の息を  
すべての間へ吹き散らしながら、  
様々な風を憎々しげに

彼らの上にけしかけた。  
冬は寒気に研ぎ澄まされた嵐に  
彼らを支配する力を与え、  
ティムールの評議の席に降り立ち、  
おびやかすように彼に呼びかけ、こう語った。  
「静かに、ゆっくりと進め、不幸な者よ、  
汝、不正の暴君よ。  
この上人々の魂を汝の炎に焦がし  
燃やし続ける気なのか？  
汝が呪われた霊たちのひとりなら、  
それもよかろう！私もまたそのひとりだ。  
汝は老人、私も老人、我々は  
国土も人間も凝固させる。  
マルス、汝はそれだ！私はサトゥルヌス、  
いずれも災厄をもたらす星だ、  
力を合わせればこの上なく恐ろしい星だ。  
汝は魂を殺し、大気を  
凍てつかせるが、私の風は  
一層冷たく、汝など及びも寄らぬ。  
汝の荒くれた軍隊が信心深い者らを  
幾千の責苦で苦しめるなら、  
よかろう、私の日々の中で、  
神よ助けたまえ！もっと悪い事を起こらせてみせよう。  
そして神に誓って！私は汝に何も贈物はしない。  
神よ傾聴あれ、私が汝に何を差し出すかを！  
まことに神かけて！死の寒気から  
おお老人よ、汝を守らせはしない  
炉の大きな燃える炭火も、  
12月の炎も。

(註釈) この詩は、『格言の書』に続く『ティムールの書』の一番に当たる。と言っても、『ティムールの書』はわずかに2篇掲載されているに過ぎない。しかもこの詩はゲーテの創作とは言い難く、アラビアの古いティムール伝からの翻訳と見なされているので、この稿で採り上げることにする。

ゲーテは、イギリスの東洋学者ウィリアム・ジョーンズの『アジアの文学』を読んだことを、『注解と論考』の中で明言している。この書はラテン語で書かれており、ティムール伝の当該箇所もラテン語に訳されているのであるが、E・トゥルンツがそのドイツ語訳を掲げている。ゲーテの詩との比較のために、ここに掲載しておく。  
Es umgab sie aber der Wintergott mit seinen heftigen Stürmen und jagte zwischen sie staubaufwirbelnd seinen Atem. Kalte Winde, von der Gegenseite, rief er gleichfalls auf. Seinen Froststürmen gab er Gewalt über sie und stieg hinab vor Timurs Kriegsrat, schrie ihn an und sprach: "Langsam, Unseliger, und sachte sei dein Schritt, Rechtloser! Tyrann! Wie lange noch willst du die Herzen der Menschen mit deinem Feuer verbrennen, wie lange noch mit deiner Glut und Hitze ihre Eingeweide ausdörren? Bist du eine Seele aus der Unterwelt, ich bin es auch. Und beide sind wir alte Männer, ständig voll Eifer, Länder und Menschen zu unterjochen. Gestirne des Unglücks, Mars und Saturn, stehen in unheilvoller Konstellation; und wenn du die Seelen tötest und die Welt erstarren machst, meine kalten Winde sind noch eisiger als du. Und wenn in deinen Völkern Krieger sind, die die Gläubigen mit Martern quälen, vertreiben und durchbohren, nun in meinen Wintertagen ist so wahr mir Gott hilft, etwas was mehr noch quält und durchbohrt. Und bei Gott, dir schenk' ich nichts! Nimm es hin, was ich dir bringe, und bei Gott, dich alten Mann soll nicht die Kohlenglut im Herd vor der Kälte des Todes schützen, noch Feuer im Monat Dezember!" (しかし冬の神



はその激しい嵐をもって彼らを包囲し、砂を巻き上げながらその息吹きを彼らの間に吹きかけた。同時に反対側から寒風の嵐を呼び起こした。その寒気の嵐に暴力を加え、ティムールの軍事会議の前に降り立ち、彼をしっかりとつけて言った。「ゆるやかに、不運な者よ、汝の歩みは静かであれ、無法者よ！暴君よ！汝はいかに長く人間の心を汝の火で焼くつもりなのか？いかに長く人間の内臓を汝の炎熱で枯渇させるつもりなのか？汝が下界の霊ならば、私もまたそうだ。そして我々は共に老人であり、つねに国々と人々を抑えつける熱意に満ちている。不幸な星、火星と土星は災いを及ぼす位置にある。汝が霊たちを殺し、世界を硬直させても、私の寒風は汝よりも冷たい。汝の民の中に、敬虔な者たちを責め具で苦しめ、追い立て、突き刺す兵士どもがいても、私の冬の日の中には、それにも増して苦しめ突き刺すものがあることを忘れるな。神かけて、汝に私は何も与えない！私が汝にもたらすものを受けよ、そして神かけて言う、汝、老いたる男を死の寒さから守るのは、炉の炭火でも12月の火でもないという運命を。）」

内容は同じでも、ゲーテの詩の方がはるかに簡潔で引き締まり、抑揚が交互に来るトロヘーウスのリズムを持っている。なぜ、ゲーテはこの詩を『西東詩集』に入れたのであろうか。E・トゥルンツの解説にもあるように、1814年12月10日の日記に「ジョーンズ、アジアの文学」という語が出ており、その翌日の11日から13日までの日記にも「ティムールと冬」の語が散見できるので、ゲーテはこの頃にジョーンズ著『アジアの文学』を読み、そして前記の箇所を訳して、詩にしたものと考えられる。丁度、その2年前の冬には、ロシア遠征でティムールの二の舞を踏んだナポレオンがドイツを経てフランスに逃げ帰っている。恐らく、ゲーテはナポレオンの暴挙と悲惨な結末を思い描きながら、この詩を書いたものと思われる。

#### An Suleika

Dir mit Wohlgeruch zu kosen,  
Deine Freuden zu erhöh'n,  
Knosp'nd müssen Tausend Rosen  
Erst in Glut'n untergehn.

Um ein Fläschchen zu besitzen,  
Das den Ruch auf ewig hält,  
Schlank wie deine Fingerspitzen,  
Da bedarf es einer Welt.

Einer Welt von Lebenstrieben,  
Die in ihrer Fülle Drang  
Ahndeten schon Bulbul's Lieben,  
Seeleregenden Gesang.

Sollte jene Qual uns quälen,  
Da sie unsre Lust vermehrt?  
Hat nicht Myriaden Seelen  
Timurs Herrschaft aufgezehrt?

#### ズライカに

心地よい香りで汝を媚び、  
汝の喜びを高めるためには、  
千のバラがつぼみを出しながら  
まず炎熱の中で滅びなければならない。

香りを永遠に保つ、  
汝の指先のようにほっそりとした

小ビンを手に入れるためには、  
ひとつの世界が必要である。

生命本能の世界、  
そのあふれる衝迫の本能が  
すでに小夜啼鳥の愛を、  
魂をゆすぶる歌を予感していた。

我々の喜びを増すとはいえ、  
あの苦しみが我々を苦しめることにならないのか？  
ティムールの支配は  
無数の魂を食い尽くさなかったか？

(註釈) この詩は最初、「バラの油」と題されていたが、後に「ズライカに」に変更された。女性の指先ほどの小ビン一本分の香水を作るために、千本のバラの花が犠牲にされる。だが、ティムールの暴挙によって失われた数えきれない人命とは比較すべくもない。

E・トゥルンツの注釈によると、バラのつぼみが小夜啼鳥の求愛の歌を聞く前に、開花を待たずに香水を作るために摘み取られてしまう。これは、バルシャ文学で広く知られたモチーフで、ハーフィスにもしばしば現れるという。

因みに、ゲーテは『注解と論考』の中で、ティムールという人物の逸話を紹介している。煩雑になるので、概略だけにとどめておくが、その逸話は次の通りである。

ティムールは醜男であった。片目で片足が萎えていた。ある日のこと、ホジャがお側に侍っていると、ティムールが頭を掻き、床屋を呼べと命じた。ひげも剃った後で、床屋はいつものように、ティムールに鏡を渡した。ティムールは鏡の中をのぞいて、醜い顔だなあとと思い、泣き出した。ホジャもつられて泣き出し、2人で2、3時間程泣き続けた。側近の者たちが、全てを忘れさせようとして、面白い話をしてティムールを慰めた。ティムールは泣くのをやめたが、ホジャは泣き止むどころか、いよいよ激しく泣き続けた。ついにティムールはホジャにこう言った。「おい、俺は鏡を見て、自分がどんなに醜いかを知り、それで俺は悲しくなった。なにぶん俺は国王だし、財産も女奴隷も多いのに、それでいてこんなに醜い。それが情けなくて泣いた次第だ。ところがお前はなんでいつまでも泣くのか？」ホジャは答えた。「陛下はただ一度だけ鏡の中のお顔をのぞいただけで、情けなくてお泣きになりました。ところが私は毎日毎晩そのお顔を拝見しているわけです。もし私が泣かなかったら、誰が一体泣くでしょうか?・・・」

ゲーテはこのようなエピソードを披露して、ティムールを揶揄嘲弄している。ひとりの低俗な男が世界を支配し、巨万の人民を悩ませ、苦しめ、その魂まで食い尽くしたことに我慢ならなかったのであろう。

## 付 記

テキストには Goethes Werke (Hamburger Ausgabe) Band 2 を使用し、適宜 Goethes Werke (Herausgegeben im Auftrage der Großherzogin Sophie von Sachsen) 6. und 7. Band を参照した。

## 情報機器を活用した教育支援への取り組み

梶木 克則<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Attempts to support education using information equipments

Yoshinori kajiki<sup>1</sup>

Three attempts to support education using information equipments are described. The first attempt is about the attendance management system using mobile phones in the general classroom. After one-year trial of the system, some of improvements are made to give students useful feedback. The second attempt is the meaning to return submissions. The scanner which can scan both sides at the same time is useful to scan prints submitted from students. The scanned color images are converted to a PDF file. The last attempt is using DVD video products. It is very meaningful to show students videos related to the subjects. Recently, it is easy to record TV program and to edit them and finally to write them into a DVD media. DVD video is more accessible than the video tape.

キーワード：教育支援 (Education support)、情報機器 (Information equipment)、携帯電話 (Mobile phone)、DVD ビデオ教材 (DVD video product)、Web アプリケーション (Web application)

#### 1. はじめに

パソコン演習室であれば、ネットワークに接続された端末を通じていろいろな情報のやり取りが可能である。教示用のモニタを通じて教員からの指示や教員のパソコン画面を伝えることができる。これに対して、一般教室では黒板とプロジェクタでビデオなどをスクリーンに映し出せる程度である。学生側から情報を送るための端末に相当するものが設置されていない。声を発するか紙に記入して伝達するしかなかった。しかし、最近では携帯電話が普及し、ほとんどの学生が携帯電話を持つようになった。一般教室で携帯電話を利用することができれば、メールの送受信や携帯サイトのホームページを通じての情報のやり取りが可能になる。この携帯電話の Web 機能を活用して、出席管理を行うシステムを構築し運用している<sup>[1,2]</sup>。平成20年度からは、学生と教員それぞれに便利で使いやすいものに改良すべく検討した<sup>[3]</sup>。

講義形式授業では、教員側の板書と説明などの一方的な教授だけになってしまいがちである。補助的にプリントを配布し、詳しい図や写真を補う方法がとられ

ている。教えた内容を理解しているかどうかを確かめるために、小テストや簡単なクイズを行うことは大変有効である。あるいは記述形式でいくつかの設問に対する回答を書いて提出してもらうのも、習った内容を整理する意味で有効である。こうした教員からの教えの後に学生から提出物を受け取ることで、教えた内容がどれだけ理解されたかを確かめることができる。これまで、提出してもらった小テストやレポートなどは後の成績評価のためということで返却していなかった。しかし、提出物を返却した上で答え合わせや解説を加える方が学生側のメリットになると思われる。そこで提出物を返却するための方法について検討した。

数年前から一般教室にもプロジェクタとスクリーンが完備され、ビデオやパソコン画面を映し出せるようになった。こうしたマルチメディア機器を使えば、板書やプリントだけでは伝えられない部分を迫力ある映像で効果的に伝えることができる。講義内容に関連するビデオを探すことは容易ではないが、NHKなどのテレビ番組を選んで録画し、必要な部分だけを見せることができる。テレビ番組を録画・編集し、DVD ビデオ教材として利用する方法について検討した。

本稿では、情報機器を活用した教育支援に関する3つの取り組みについて述べる。

<sup>1</sup> 本学准教授

## 2. 教育支援の内容

一般教室においても、パソコン演習室で行われているような双方向の教育を少しでも実現したいと考えている。そのためには何らかの情報端末が必要となり、比較的簡単に利用できる情報機器として携帯電話が考えられる。平成19年度から、一般教室において携帯電話を利用した出席管理システムについて試験運用を開始し、今回はその改良点について述べる。

以前から授業中に小さなプリントを配布し、答え合わせの後で提出する方式で講義形式の授業を行ってきた。提出されたプリントは返却しないという前提で、試験前にはプリントのイメージを配布なり公開するようにしていた。そうした中で提出したプリントを返して欲しいとの要望は寄せられていたが、提出物の保存を優先したために返却しないままになっていた。返却するためには、次回までにコピーを取るかスキャナーでスキャンする必要が生じる。裏にも書いてある場合には両面についてコピーしなければならない。こうした作業を効率よく行える方法が今回ようやく見つかかり、提出物の返却が可能になった。その方法とは、オートシートフィーダー付きの両面カラー用紙スキャナーを利用することである。

VHS のビデオテープに録画しておいたビデオを授業で見せるためには、VTR の機器を用意し、ビデオの始まり位置まで早送りをしたりといった手間が非常に大変であった。最近ではハードディスクに長時間の予約録画ができる録画機があり、編集して、DVD-R に記録できるまでになってきている。DVD ビデオ形式で記録できれば頭出しが可能であり、VTR よりもはるかに手軽な DVD プレーヤーで再生することができる。こうした情報機器を活用した DVD ビデオ教材の作成について述べる。

以下のような3つの教育支援の取り組みについて順に説明する。

- ① 携帯電話を利用した出席管理
- ② 提出物を電子ファイル化した後返却
- ③ DVD ビデオ教材の作成

## 3. 携帯電話を利用した出席管理

平成18年度パソコンの画面を通じて出席登録・管理するシステムを構築した<sup>[1,2]</sup>。その際、出席における代返を防止するには、誰がどこに着席しているかを把握することが重要であるとの結論を得た。その考えに基づき、一般教室での出席管理の方法として携帯電話を利用するシステムを平成19年度から試験運用している<sup>[3]</sup>。

本方式の基本となる出席の取り方は、座席表を利

用する方法であり、学籍番号と氏名と座席番号を携帯電話から送ってもらうことで座席表が構成でき、それを実際の着席状況と照合することで、毎回自由な座席で代返のない出席管理ができる。学生側からは携帯の Web 機能を使って出席登録のサイトに接続し、3つの情報を入力し送信してもらう。座席番号の入力に当たり、机の上に座席番号が明示されていることが好ましいが、座席番号のシールを作り机の上に貼っておいても、はがれたり貼りかえられたりといったトラブルが発生した。平成20年度からは座席番号のシールを止め、教室ごとの座席番号表を毎回閲覧しながら、自分の着席位置に丸印を付け、その座席番号を携帯から送るように改めた。

当初教員側の携帯の画面には、出席登録の集計結果として出席者の位置に○印が表示されるようにし、その場で実際の着席状況と照合するようにしていた。使っている内に、○印ではなく名前が表示されれば、その場で名前を呼んで当てることができることから、名前の頭2文字を表示できるようにした。

本章では、以上のような2つの改善点について報告する。

### 3.1 出席の取り方

以前から行われてきた出席の取り方と、カードや携帯電話による新たな方法とについて簡単に整理する。

表1 出席の取り方（従来方法と最近の方法）

方法	特徴・その他
点呼	名簿が必要。代返があり得る。人数が食い違った時誰が代返か見分けられない。点呼に時間がかかる。
出席カード	代返があり得る。名簿は必要ないが後の集計処理に手間がかかる。人数が食い違った時誰が代返か見分けられない。
座席表	名簿がないと座席表を作れない。代返困難。座席が固定。集計は比較的容易。
磁気カード・IC タグ	代返があり得る。読み取りの機材や集計用のシステムなど大掛り。教員側には何の負担も発生せず、短時間に済む。
携帯電話利用	方式により代返あり得る。携帯を持たない学生への対応必要。パケット代の発生。フィードバック可能。

クラスの人数により、従来からの方法でも十分と思われる場合も多いが、新しい方法では出席登録された時刻を記録できる点や集計の省力化が大きく違う点と言える。さらに、携帯電話を利用する方法は、そのインタラクティブ性を生かして何らかの情報をフィードバックできることから、学生側にプラスとなる情報を提供できる。



### 3.2 携帯電話による出席登録

本方式では、出席者の氏名と学籍番号と座席番号とを送ってもらい座席表を作成する。学籍番号だけでは入力ミスもあるので氏名も入れてもらっている。座席番号の列番号と行番号は、アルファベットと数字の組み合わせにし、入力ミスのないメニューで選べる方式にした<sup>[3]</sup>。



図1 出席登録画面（左）・列選択（中）・行選択（右）

こうした携帯のホームページは、家庭向け ISP の基本的なサービスとして提供されているサイトに作ることができる。フォームメールの方式で入力画面の内容をメールで送信することが可能であり、自作の CGI が許されていれば入力データを保存・処理することも可能である<sup>[3]</sup>。

### 3.3 座席番号表だけを回覧する方式に変更

平成19年度の運用では、学生が出席登録の際に座席番号を間違えずに入力できるよう、机の上に座席番号のシールを貼った。しかし、そのシールが夏休みの清掃時に剥がされていたり、貼り変えたりする悪戯があった。そこで平成20年度からは座席番号シールをやめ、座席番号表を回覧しながら学生自身が着席位置に丸印を付けてから携帯電話で登録するように改善した。

登録完了まで数分の時間を要するが、着席位置の前後関係を確認しながらの行動・操作になり、出席確認への意識を持たせることができていると思われる。さらに、座席番号を机の上に貼り付ける必要がないため、座席番号表を用意し出席登録の画面を作っておけば、どのような教室にも対応できるようになった。出席登録の URL を伝えるために2次元バーコードを当初から用いている。座席番号表の下にも QR コードを印刷している。



図2 座席番号シール、QR コード、座席番号表

### 3.4 改良点

学生からの登録情報を自作の CGI で処理し、教員の携帯画面に表示できるようにしている。当初図3左のように着席位置に○印が表示されるようにし、実際の着席状況と照らし合わせることで、出席確認を行っていた。その下には学籍番号と氏名のリストも表示されるため、名前も特定できるようにはなっていた。○印の表示にしたのは、携帯という小さな画面で着席状況を表示させるためであったが、学生を指名したりするためには名前が直接表示されている必要がある。今回この点を改善し、名前の頭2文字だけを縦方向に表示できるようにした。（図3右側）



図3 教員側の画面（旧・新）

もう一つの改良点は、出席履歴のフィードバックに関するものである。

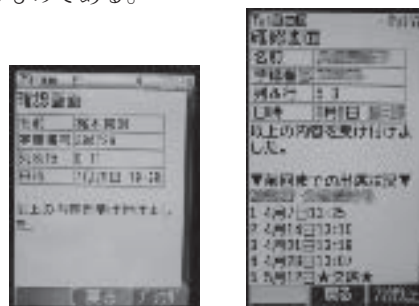


図4 出席登録後の確認画面（旧・新）

学生が携帯から出席登録の送信ボタンを押した後、登録内容を画面に表示するようにしている。これまでは入力した内容を表の形式に整えて表示していただけであったが、その下にこれまでの出席状況（図4右側）が表示されるようにした。これにより、欠席の有無・回数・遅刻などの情報が効果的に学生に伝わるようになった。

### 3.5 現状分析と問題点

携帯電話を持っていない学生には、座席番号表の上に学生番号と氏名を記入してもらっている。あるいは、誰かの携帯を借りて登録しても構わないと言っている。

このシステムの良いところは、席が自由でありながら、どこに誰が座っているかが分かるため、その場で当てることができる点である。また、登録した時刻も



記録されるため、どの学生がどれくらい遅刻したかも後で確認することができる。学生にとっても、出席登録の直後にこれまでの出席履歴を表示できるようにしたため、欠席回数や遅刻の状況を確認することができる。

問題点としては、座席位置の入力ミスで、他の人の着席位置と重なってしまった時に、2人分の出席がどちらか1人の名前しか表示されないために、誰が抜けているのか見つけにくいことである。

#### 4. 提出物を電子ファイル化した後返却

これまでは授業中に記入してもらった小テストやプリントは返さないという方針で、プリントを2枚配ったり、ノートにメモしておくようにという方法で行ってきたが、次回の授業で返すのがいろいろな意味（フィードバック）で学生のためになる。そこで、提出物はチェック・採点にかかわらずコピーを取り、次回返却できるように検討した。コピーするかスキャナーで一枚一枚読み取るのは大変なので、20枚くらいを自動給紙でスキャンしてくれる機種を探した。両面をカラーでスキャンできるものが見つかった。

##### 4.1 両面カラースキャナー

選んだスキャナーは ScanSnap S510 という機種で、以下のような仕様である。

- 1) 名刺から A4 サイズまで、A4 で 50 枚まで自動給紙でき、カラーで両面同時読み取り可能。
- 2) パソコンに接続して、読み取った文書を連続したページの PDF ファイルに変換・保存できる。
- 3) 両面のプリントは 2 ページに分けてレイアウトされる。
- 4) 読み取る速さは、両面でも 10 枚から 20 枚/分。

このスキャナーを使うことによって、赤でチェックや採点したプリントはカラーでスキャンしておけば後で見やすく、とりあえずスキャンして返す場合には白黒で足りる。モノクロのコピー機でコピーするよりははるかに経済的であるし、カラーで保存できる。読み取り速度も十分速い。

##### 4.2 電子ファイル化した結果

このスキャナーで読み取ると即座に PDF ファイルに変換され、特定のフォルダに保存される。読み取った枚数分のページ数からなる連続したイメージのファイルになる。図5に片面だけを読み取った例を示す。1人分が1ページになるため、左右で2人分に相当する。図6は両面を読み取った場合で、表と裏が連続したページとなるため左右に並べて表示することができる。



図5 片面のプリントの場合（2人分）



図6 両面のプリントの場合（1人分）

スキャンした結果できるファイルの容量は、解像度や白黒かカラーかの違いにもよるが、20枚前後であれば数メガバイトに納まる大きさである。

#### 5. DVD ビデオ教材の作成

ビデオを見せるのに、VTR（ビデオテープレコーダー）では編集が困難であり、巻き戻しや早送りに手間がかかってしまう。DVDであれば頭出しや早送りが簡単にできる。最近の録画機（HDD & DVD レコーダー）は1週間分の指定した番組を予約録画でき、ハードディスクに保存してくれる。録画した番組を編集（分割や部分削除、結合）して、複数の番組を1枚のDVDビデオ（標準で2時間分、画質を落して4時間10分）に収めることができる。1つの番組（タイトル）を任意の位置で分割（チャプターに）して、それぞれのチャプターに見出し文字と画像（途中の場面）を付けることができる。こうした操作は録画機に接続されたテレビ画面を見ながら、録画機のコマンドャーを使って行うことができる。したがって、番組の途中の見せたい部分をチャプターとして分割しておき、分かりやすい見出しと画像を付けておいて、頭出しできるようにする。また、DV（デジタルビデオ）カメラを接続してダビングできるものもある。これまでに DV テープに撮り貯めた映像を DVD に収めることができる。

授業内容に関連するビデオを見せる効果は非常に大きいと思われる。後で感想を書かせるのも1つのやり方であるが、あらかじめ設問か穴埋め問題のプリントを配っておいてからビデオを見せるほうがより効果的である。連続で長いビデオを見せるのは集中力が続かないので、10分から20分程度で記入させたりするのがよい。

### 5.1 放送番組の著作権について

テレビ番組は著作権で守られているため、家庭内で楽しむことは許されるが、会社の研修に利用したり、学園祭で上映することは許されない。しかし、学校の先生が番組を録画して、自分の授業に使うことは自由にできる。(出所：NHKのHPの放送番組と著作権)

### 5.2 ダビング回数の問題

録画機にはアナログ放送用のアナログチューナーか地上波デジタル放送用のデジタルチューナーが内蔵されていて、ダブルチューナーで同時に2つまでの番組を録画できるものまでである。現在使っているのはダブルのアナログチューナーのタイプで、コピー(ダビング)も制限なくできている。デジタルチューナーの場合は、制限される(ダビングは1回で移動のみ)ようだが、今後改善(ダビング10)される見込みである。

### 5.3 ビデオ教材の再生のようす

複数の番組を1枚のDVDに納めることができる。再生したときに番組を選びやすいように、メニュー画面にタイトル画像(タイトルサムネイル)とタイトル名を選んで表示させる。その様子を図7に示す。さらに1つの番組を複数のチャプターに分け、それぞれのチャプターにも画像と見出しを付けることができる。図8にチャプターメニューの様子を示す。図7のタイトルメニューの下の番号を選ぶと図8のチャプターメニューに移ることができる。



図7 いくつかの番組を納めたDVDのメニュー



図8 1つの番組を11個のチャプターに分けた例



図9 チャプターを選んで再生した例

図7のタイトルメニューから1つの番組を最初から再生しても良いし、特に見せたい部分を図8のチャプターから選んで再生することもできる。図9は、図8のチャプターメニューから7番目のチャプターを選んで再生した直後とその後の例である。

タイトル画像やタイトル名を選んだり入力する手間はかかるが、再生するときに素早く頭出しできメリットは非常に大きいと考えられる。

## 6. まとめ

これら3つの取り組みは、一般教室においてこれまで難しいとされてきた双方向教育を少しでも実現するための試みである。

平成19年度から試験運用を始めた携帯電話による出席管理については、座席番号のシールを机上に貼らずに座席番号表の回覧と丸印記入で携帯電話からの出席登録を行える見通しがついたことから、これまで以上に汎用性が増したと考えられる。また、教員側の出席状況画面に名前2文字を表示させることで、その場で名前を呼んで当てたり、個人の特長が容易になり、授業運営に役立っている。さらに20年度後期からは、本人の出席状況をフィードバックできるようにし、学生からは好評である。携帯のインタラクティブ性を生かし、学生側にもメリットが生じる仕組み作りを進めていきたいと考えている。

提出物をチェックして次回返却することは、いろいろな意味で効果がある。返却物の有る無しで、前回の出欠をお互いにチェックすることになる。返却物を受け取ることで、前回どのような授業内容であったかを思い出し、赤でチェックが書かれていればじっくり見直す動機となる。また、次回までにチェックできなくともとりあえずスキャンしておき、チェックなしで返却後答え合わせや解説を行う方が、提出と返却のリズムが定着して学習効果が上がると思われる。これも双

方向教育の一端であると考えられる。

ビデオを見せる効果はかなり大きいと実感している。最近ではプロジェクタを備えた教室が増えたため、積極的に見せることで、学生の興味・やる気を引き出すきっかけになると考えられる。これまではVHSテープで録画・再生していたが、最近ではハードディスクレコーダで簡単に予約録画でき、編集もしてDVDビデオにすることができるようになった。自分で録画した番組であれば見せることができるという制限はあるものの、VTRよりも格段に手軽に録画し、DVDで素早く再生できるようになった。あまり長いビデオはかえって逆効果であるが、授業内容に関連する短めの物や、意外性のある物、ほとんどの人が知らないような物が効果的である。ビデオの場合はその前後で設問を提示しておいたり、感想を求めたりという作業を課すことで双方向教育につなげることができる。

#### 参考文献

- [1] 梶木克則、「IISとMS-AccessによるWebデータベースを用いた教育支援システム」、甲子園大学紀要、No.34 (B)、pp.47-54、(2006)
- [2] 梶木克則、那須靖弘、榊井猛、「着席状況との照合を重視した出席管理システムの構築と運用結果」教育システム情報学会第31回全国大会、B2-1、(2006)
- [3] 梶木克則、那須靖弘、榊井猛、「携帯電話によるアンケート・出席登録の実践—個人向けプロバイザの基本サービスを利用した運用—」教育システム情報学会第32回全国大会、E3-4、(2007)

## さまざまなシステムを調べる

中井 孝<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Looking over behaviors of various systems

Takashi Nakai<sup>1</sup>

#### 概要

There are all kinds of jobs in the real world. We should be go through them while thinking about the system of each job. How would we be thinking about it. First, a purpose should be set before we do. In light of the output of the system, insignificant details of it should be eliminated away in order to achieve the purpose.

**Keywords** : assumption, system thinking, elimination, abstraction

#### 1. はじめに

システムを調べていくに当たって、検討を重ねた結果、システムを動かすいくつかの要素が見つかったとする。次に考えるのは、それらの要素がどのように働き、他の要素とどのように関係づけられるのか、を探ることである。そういうことを見つけることでシステムの理解が深まっていく。ではどのようにして要素相互の関係性を見つけていくのか。

その関係性を見つけるためには、仮説を立ててみるのが考えられる。これを仮説 A とする。予想に反した結果が出たときは、仮説を立て直す。この立て直しにおいてはすでに捨象してしまった要素が必要となるかもしれない。もう一度捨象・抽象を検査し直して、要素相互のつながりを変えてみる。今度は仮説 B である。こうしたことを繰り返すのである。

システム<sup>1</sup>の身近な例として、英語やオーケストラがある。英文やオーケストラのそれぞれの構成要素は、単語群であり楽器群である。いずれのシステムもそれらの構成要素のつながりからできている。

本稿では、システムの要素相互の関係を見るために、まず英語の言語システムとオーケストラをたとえに使って説明する(2,3)。仮説を立てる前には実験する環境の整備が必須である。この実験環境の整備という観点から、遺伝子形質を見つけるに至ったメンデルの交配実験(4)を示す。そして仮説を立てて要素相互の関係を調べていく事例としては、奇形ガエル発生の解明(5)を挙げる。

企業システムを維持するためには、モノ・お金などの資源がうまく活用されているかどうかをチェックしなければならない。6では、貸借対照表の勘定科目相互の関係性から得られる情報について述べる。

#### 2. 英語という言語システム

言語システムといえば、日本語、英語、ドイツ語やフランス語などを思い浮かべるかもしれない。これら言語の場合、名詞、動詞などの単語が入力に当たる。そして単語と単語の間には、伝えたい意思が相手に理解されるように、言語独自のつながり、すなわち文法が存在する。

ここでは、英語を例として取り上げる。英語に日本人が初めて触れたのが幕末期。西洋の技術を取り入れるためとはいえ、手がかりとなる英和辞典すら十分ではなかった。しかも、当時の日本語には、「情報」「哲学」「経済」「自由」「観光」といった訳語もなかった。これらの言葉は、西周や森鷗外、福沢諭吉らの洋学者によって造語されたが、

<sup>1</sup> 本学准教授

\*<sup>1</sup>システムには動的なものと静的なものの2種ある。日本語や英語を使った会話やオーケストラの演奏は動的なシステムである。動的ゆえに会話や演奏のシステムは終われば消滅する。対する静的なシステムは文章化したものや楽譜である。

英語のシステムを調べるという作業はさぞかし大変だったろう。

ところで英単語を英和辞典で調べると、たくさんの違う意味が載っている。動詞であれば、目的語を持つか持たないかで、他動詞か自動詞になり、使われ方がそれぞれ異なる。初めて学ぶ者であれば、どの意味を使えばいいのか、ほとんどわからない。結局、順番に意味を置き換えてみて論理的に文が通じるまで繰り返す。文意が通じずに四苦八苦していると、思わぬところで知らなかった慣用句が出てきて、うまく訳せるときがある。このように英文から日本語に訳していく翻訳は一種の解読作業であるといえる。

さて、これから示すのは、英文法のなかでも簡単な英語の構文の理解である。まず文法と単語の関係を示すために、関係代名詞 **which** で導かれる節が、文の途中に入る場合を取り上げる。例文中のスラッシュは構文を明確にするためのものである。

The Louvre in Paris / which I visited ten years ago / was full of / splendid paintings.  
10年前に訪れたパリのルーブル美術館には素晴らしい絵画がたくさんあった。

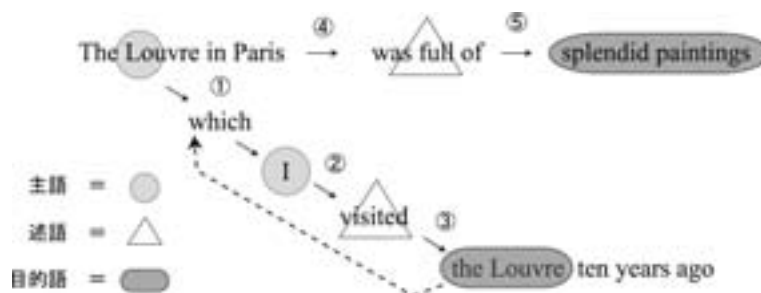


図1 英文の構造 (その1)

この英文を展開してみると図1のようになる。主節と関係代名詞 **which** で導かれる節の2文が、「主語」+「述語」+「目的語」の構造をとっている。つまり単語と単語の間には、**which** を通じた関係と文法という秩序が存在する。ただし主節においては **be full of** のセットで述語としている。また **visited** の後ろにあるはずの目的語がない。その目的語が関係代名詞 **which** となって関係詞節の頭に出てきている。図中の矢印や①から⑤までの数字は、はじめから終わりまでの英文の流れである。

さらにもうすこし複雑な英文を取り上げよう。天然痘のワクチン<sup>2</sup>を発見したジェンナーのことを書いたものである。

Edward Jenner (1749-1823) / discovered / that the peasantry who had contracted cowpox, / a mild disease often spread to human beings / by contact with the teats and udders of cows, / was resistant to smallpox infection, / and he came to believe / that cowpox matter could be transmitted from one person to another, / conferring immunity to smallpox.

**英単語の意味**：peasantry 農民、contract ～にかかる、cowpox 牛痘、disease 病気、teat 乳頭、udder 乳房、smallpox 天然痘、infection 感染、matter 膿（うみ）、be transmitted 伝染する、confer 付与する、immunity 免疫。

**参考訳**：エドワード・ジェンナーは牛痘にかかった農民たちが天然痘に感染しないことを発見していた。この牛痘は牝牛の乳頭や乳房に触れることで人間にもよく感染するが、症状は軽い。このようなことからジェンナーは牛痘の膿は人から人へと伝染し、その牛痘にかかれば天然痘への免疫力がつくと信じるようになった。

<sup>2</sup> 天然痘のワクチンを手に入れた緒方洪庵は、牛痘を用いる種痘を広めるために1849年、「除痘館」を大坂に開設し、日本における天然痘の予防に尽力した。



この長い一文の構成を展開してみると図2のようなになる。大きく前段と後段の2つの文が存在し、and (he came to) を介して2文がつながっている。目的語に相当する丸角の四角枠の中でも、おおよそ同じような文法が展開されている。つまり文全体を見ても部分部分の文を見ても入れ子状態になっていることがわかる。

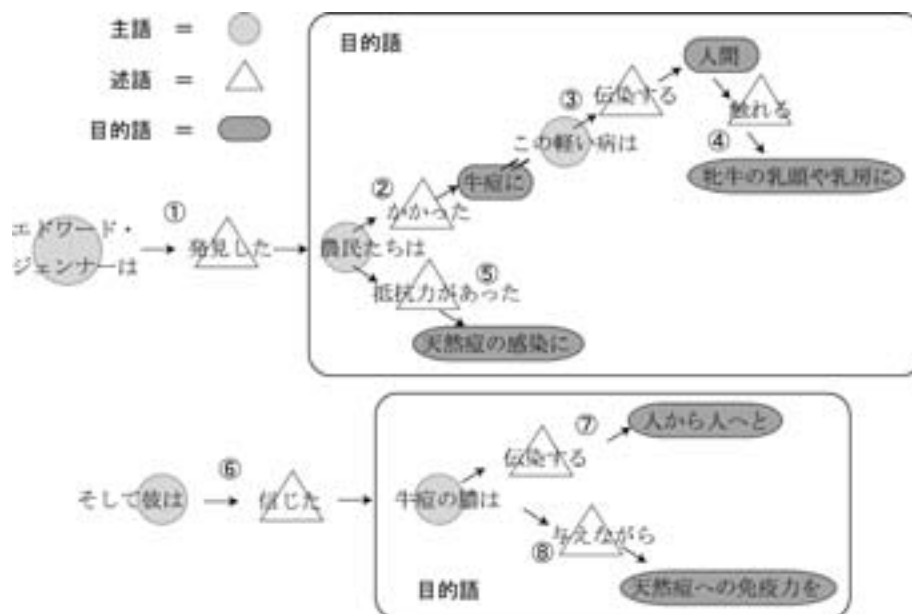


図2 英文の構造 (その2)

このように何度も分岐する構造を持つ英文であれば、無理に後ろから訳すと、どの分岐を読んでいるのかわからなくなってしまう。「英語は前から訳せ」の正当性もこの図からわかる。英文法に沿って分解していくと、どの部分でも文法通りに、規則正しく配置されているからである。

### 3. オーケストラと指揮者

オーケストラの格調高い調べに、時に浮かれ、時に涙することがある。この調べがすばらしいのは、指揮者のタクトによって、各々の演奏者の音色が調和しているからだ。また、1つ1つの音や、楽器に組み合わせは、作曲家が書いた楽譜という設計図に記されている。

オーケストラを構成する楽器についてすこし触れておこう。基本としては、フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴットの木管楽器<sup>\*3</sup>、ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバの金管楽器<sup>\*4</sup>、ティンパニ、シンバルの打楽器と、第1バイオリン、第2バイオリン、ビオラ、チェロ、コントラバスの弦楽器という4つのセクションからなる。

<sup>\*3</sup> 木管楽器は細長い管の途中にいくつかの穴を開けた楽器。これらの穴を指で開閉させて、振動すべき空気柱の長さを変化させる。これで音の高さが変わる。音源は、リードという葦や竹でできた薄片の振動や、オカリナやフルートのように唇をすぼめて歌口に強く吹きつけたときの空気振動である。

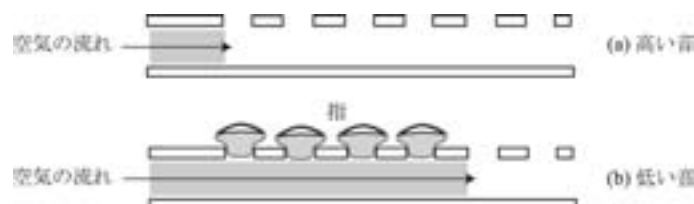


図3 木管楽器の発音原理

実はオーケストラの楽器群は、この4つの「セクション」が一緒になって動くことが多い。たとえば金管セクションがメロディを、木管と弦セクションが伴奏を担当するとか、金管と弦の低音セクションが同じリズムを刻んでいるとか、金管がファンファーレを一齐に鳴らすとか、のように一緒になって動く。

したがって、複雑に見える楽譜でも、細かく見なくてもセクション別に見ることによって、全体を大雑把に理解することができる。

指揮者はこのようにして楽譜を読み解いていく。楽譜から他に、どういうことを読み取ろうとしているのだろうか。バッハやベートーベン、モーツァルトなどの作曲家が指揮したであろう音楽はもはや聴くことはできない。よって指揮者に残されているのは作曲家が書いた、くせのある楽譜からその意図を汲み取ることしかできない。かの作曲家はどのような気持ちで書いて、どのように演奏したかったのか。その意図を知りたい。

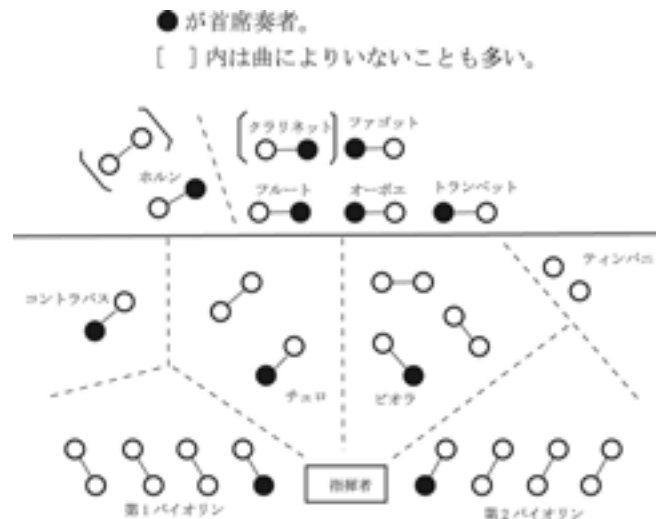


図5 古典編成（両翼配置、対向配置） 野本由紀夫著『はじめてのオーケストラ・スコア』より作成。

そこで作曲者の思い描いていた音響イメージに合わせるために、作曲された当時の配置（図5）を採用するケースが目立ってきている。舞台でのセクションの配置で、音の響く順序も変わってくるからである。

となると、図6に示したように、指揮者は、楽譜における音の時間的秩序と、点線部を舞台に展開した音の空間的配置と、舞台におけるその時間的秩序も考えなければならない。

他にもいろいろある。どのような楽器で編成するのか、音楽ホールの音響特性はどのようなのか、などである。よってオーケストラのシステムは想像以上に複雑である。

\*4 金管楽器はピストンやスライドなどの装置によって、空気を通る経路の長さを変える楽器。結果的に管が長くなったり短くなったりして音が変わる。音源は唇と金管マウスピース間の振動である。

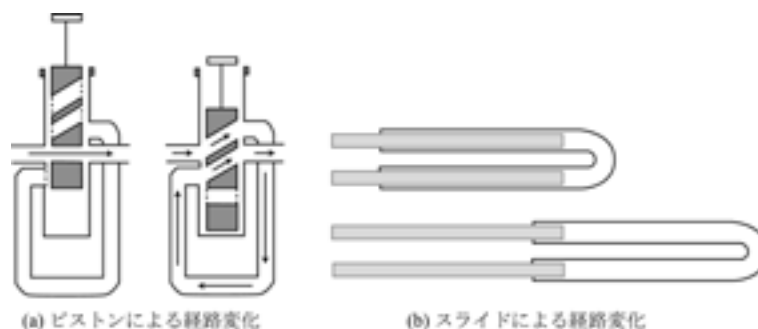


図4 金管楽器の発音原理

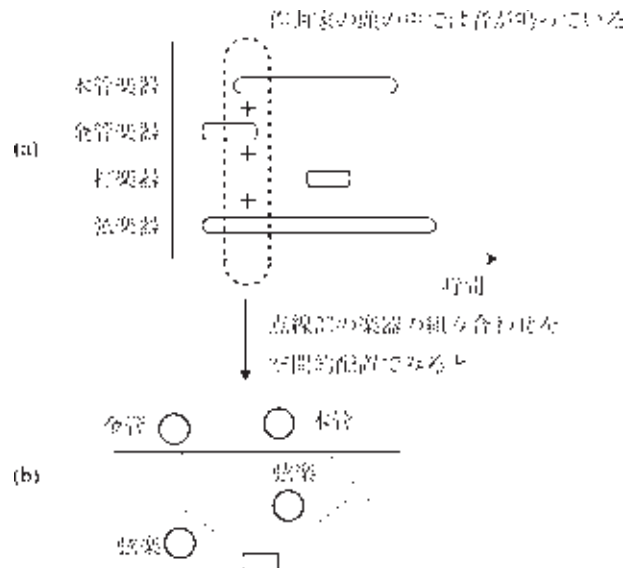


図6 オーケストラというシステム (a) 楽譜における音の時間的配列、(b) 舞台における音 (○で示した) の空間的配置。

こういうことを知ってみると、ただタクトを振っているだけに見える指揮者も重大な役割を担っていることがわかる。指揮者は、楽譜を見たときに思い描いた音と、演奏現場での実際の音とのズレを修正するために、かける時間とエネルギーのほとんどを、本番前のリハーサルに注いでいるからである。

#### 4. 修道院から生まれたメンデルの法則

メンデルといえば遺伝の法則を発見したことで有名である。このメンデルは勉学を続けるために修道院に入ったといわれている。当時の修道院は宗教だけでなく教育、品種改良などの産業育成や、その地の裁判所のような役割を担っていた。

その修道院の圃場で、メンデルはエンドウの交配を8年にわたり地道に行い、世代間に出現する遺伝の法則性を見出した。この実験結果を1866年に『雑種植物の研究』として発表した。そこでは、親と子の間で発現したりしなかったりする遺伝子形質のうち、表面に現れる形質を優性形質 A とし、現れない形質を劣性形質 a、雑種を Aa と表している。この表記法はメンデルがはじめて導入したのである。

ここでは「優性の法則」と「分離の法則」を見つけるに至った交配の予備実験と本実験について述べる。メンデルは、本実験を行う前に綿密な予備実験を行っている。まずさまざまな植物から実験に適したエンドウマメを選定した。エンドウマメに決まれば、その形質を丁寧に調べている。遺伝の法則の発見は、細やかな観察力と緻密な実験計画があればこそ成しえた偉業である。

##### 4.1 予備実験から捨象して実験植物を決める

メンデルの『雑種植物の研究』では、本実験を行う前に、実験の材料としてどのような植物種を選ぶのか、また実験をどのような方法で行うのかを決めるのが重要であると述べている。

まず、さまざまな特性を持つ植物のなかから、メンデルは以下の3つの条件を満たす植物に絞り込んだ。

1. 世代を重ねても不変で、たとえば種子の形が丸いものとしわのものといった対立する形質 (character) があり、簡単に見分けられる。
2. 交配の時期に他の花からのいっさいの受粉を受けないか、もしくは受粉をなくす工夫が容易である。
3. できた種子の発芽率が高く、世代を経ても発芽能力のある完全な種子に育つ。

この条件を満たすものとして、メンデルは、とりあえずエンドウマメ、インゲンマメ属、レンリソウ属と、ヤ

ナギタンポポ属の植物を選んでいる。

メンデルは予備実験を周到に行い、最後にエンドウマメ（以降、エンドウとする）を選んだ。その理由は、エンドウの場合、1) めしべが花卉できっちりと囲まれた構造になっており、他の花からの受粉は難しい、2) このために放っておけば自花受粉によって容易に純系の種子が得られる、3) 人工授粉にしても意図しない花の受粉は確実に防ぐことができる、からであった。

このエンドウのいろんな形質のなかから、次の7つの対立する形質<sup>\*5</sup>に着目した。

1. 熟した種子の形の違い。種子の形が丸いのとしわのあるもの。
2. 熟した種子の色の違い。種子の色が黄色と緑色のもの。
3. 花の色の違い。花が紫色のものと、花の色が白のもの。
4. 熟したさやの形の違い。さやの形は、全体に一樣に膨らんでいるものと、深くくびれしわのよったもの。
5. 未熟なさやの色の違い。緑色のものと黄色のもの。
6. 花のつき方の違い。軸に沿って分布する腋性（えきせい）のものと、頂性で軸の頂端に集まるもの。
7. 茎の長さの違い。茎の長さ180cm～213cmの高いものと、23cm～46cmの低いもの。

次に、2年間の試験期間を設け、材料のエンドウがまったく形質の変化しない純系（これをP世代 parental generation という）であることを確認している。念を入れ、実験の全期間中もこれを栽培し、純系の確認を2重に行っていた。

#### 4.2 根気のいる交配実験

メンデルが決めた7つの形質のうち、7番目の茎の長さの違いで交配の様子を説明する。

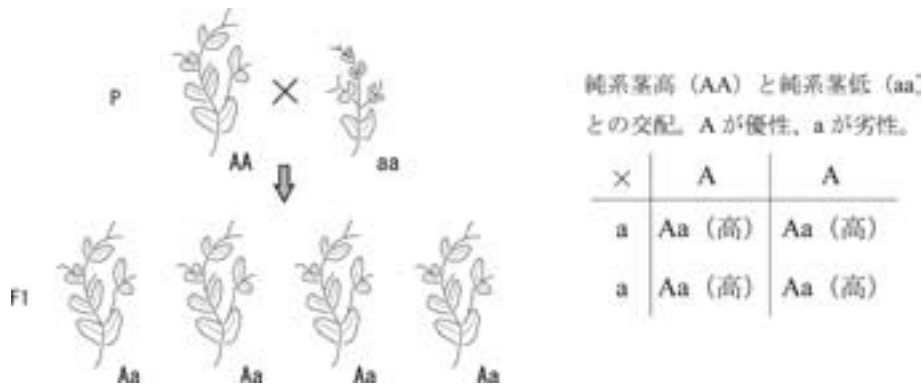


図7 F1世代に起こる優性の法則

純系の種子が選別されたところで、次にメンデルは、茎が高い純系のエンドウの花のめしべに（おしべは開花前にピンセットで取り除いておく）、茎の低い純系のエンドウの花粉をつけた。また、反対に茎の高いエンドウの花粉を、低いエンドウの花のめしべにつけ受粉させた。収穫された種子をまくと、図7に示すようにすべての子は茎が高くなった。図7では優性の形質しか表れないので「優性の法則」と呼ぶ。またこの世代を F1 世代 (first filial generation) という。

さらにメンデルは、この F1 世代エンドウから収穫された種子を翌年まいた。本数を数えてみると、図8のように茎の高いのが787、茎の低いのが277であった。2.84 : 1の割合である。整数にするとほぼ3 : 1となる。

\*5 この7つの形質は、はっきりと区別できる対立形質だったというだけではない。独立の法則があてはまるような形質が選ばれている。たった7つといえども、これらの形質を選ぶ際にはさぞかしするどい観察眼と慎重さを必要としたことだろう。

メンデルの独立の法則とは、種子のしわの有無の形質と種子の色の形質といった2つの対立形質が、異なった染色体の上にあるとき、それぞれの形質は独立して遺伝するという法則である。

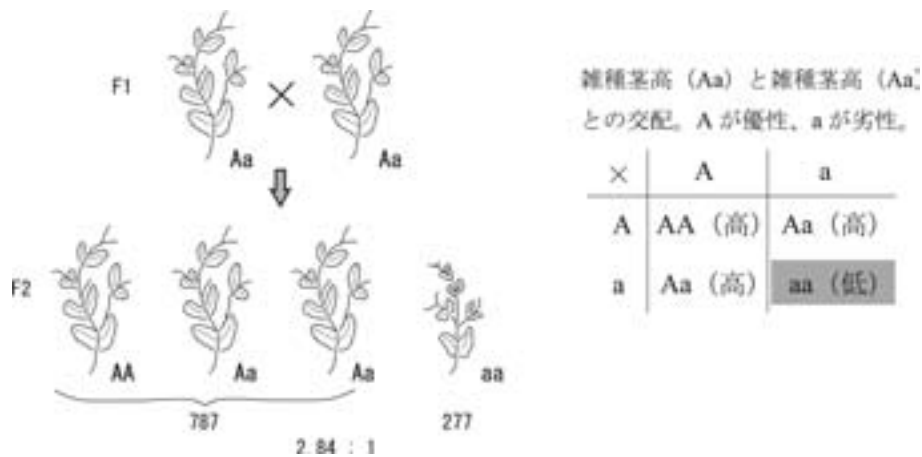


図8 F2世代に起こる分離の法則

この交配実験では現れない形質が分離されてくるので「**分離の法則**」と呼ぶ。また、まいた種子はF1世代同士の交配や自花受粉によってつくられたものなので、この世代をF2世代 (second filial generation) という<sup>\*6</sup>。

なお、メンデルは茎の低い株は注意深く掘り起し、それ専用の苗床に移している。そうしないと茎の高いエンドウの真下で日が当たらずに発育不全になるからである。このようなことにまで気を配ったのである。

さて、P世代の親がもっていたにもかかわらずF1世代の子で表れなかった形質、すなわち茎が低い形質が、孫のF2世代で再び分離されてきている。ということは、図7のF1世代に茎の低い形質がどこかに温存されていたはずである。

このことからメンデルは交配させたときに表面に現れる優性形質をA、現れない劣性形質をaとし、図7のF1世代で茎の低い形質を温存させるために、Aaと2つの形質を組み合わせた表記法を考え出した。

そのように考えれば、図7のF1世代ではすべての子の茎が高くなってくるし、図8の孫の世代で分離されてくる茎の低い形質は、優性形質Aがないaaで表記されるはずである。

このような表記法を使って、図7の優性の法則の仕組みを、 $(A + A) \times (a + a) = Aa + Aa + Aa + Aa$ で表し、図8の分離の法則の仕組みを、 $(A + a) \times (A + a) = AA + Aa + Aa + aa$ と表現した。交配の実験と実にうまくつじつまが合っているのである。

メンデルは、このようにして遺伝子形質というものが2つの形質から構成されており、2つのうち、1つは父親から、もう1つは母親から受け継がれることを明らかにした。

メンデルのこの実験結果を表1にまとめて示す。いずれの場合もF1世代では一方の形質のみが表れ、次のF2世代ではその分離比が茎の高さと同じくほぼ3:1が得られている。種子については種子の形はエンドウ253本の、種子の色は258本の、さやの中に入っている種子をすべて取り出して個数を数えている。さやからは2形質の種子が取れるのである。

この分離比は理科の授業では3:1と習う。このようにきれいな分離比が出るには、調べる検体数は多ければ多いほどよい。そのためにメンデルは種子の場合、約7,300~8,000個の種子を数えているのである。実に根気のいる実験であったといえよう。

\*6 可憐な花をつける品種を購入しても、その親からできた種子が同じ可憐な花をつけるとは限らない。F1世代で表れなかった形質が現れてくるためだ。可憐な花がほしかったら、毎年種子を購入しなければならない。

種子会社の販売戦略は徹底している。アメリカのモンサントは、収穫物の一部が翌年の栽培に使われないように、つまりF2世代が生まれないようにするため、自身が出す毒素で死んでしまう種子を開発した。「自殺種子」と呼ばれる。



表1 7つの形質の実験結果

形質	交配する前のPの形質	F1の形質 (優性の法則)	F2の個体数			分離比 (分離の法則)
			採取本数	優性形質	劣性形質	
種子の形	丸×しわ	丸	253本	5474個 (丸)	1850個 (しわ)	2.96 : 1
種子の色	黄×緑	黄	258本	6022個 (黄)	2001個 (緑)	3.01 : 1
花の色	紫×白	紫	929本	705本 (紫)	224本 (白)	3.15 : 1
さやの形	膨らむ ×くびれる	膨らむ	1181本	882本 (膨らむ)	299本 (くびれる)	2.95 : 1
さやの色	緑×黄	緑	580本	428本 (緑)	152本 (黄)	2.82 : 1
花のつき方	腋性×頂生	腋性	858本	651本 (腋性)	207本 (頂生)	3.14 : 1
茎	高い×低い	高い	1064本	787本 (高い)	277本 (低い)	2.84 : 1

話は変わるが、メンデルのエンドウの交配は1年で1回しかできない。それゆえに交配実験は8年がかりになった。このエンドウを使えば、膨大な時間がかかる。しかも広大な実験圃場を要する。そのため今日では、短期間に成熟し世代交代する、しかも多くの個体の観察が可能な多産の生物が探し求められている。

無脊椎動物であるショウジョウバエは10日弱で、1mmほどのミミズのような線虫は3~4日で成虫になる。大腸菌は20分で細胞分裂する\*7。また近年、脊椎動物として体長5cm程度のゼブラフィッシュが実験動物として採用されている。それは世代交代が2~3ヶ月と短いからである。交配も効率が優先されていることがわかる。



図9 ショウジョウバエとゼブラフィッシュ

## 5. 奇形ガエルの発生

西尾道徳の『土壤微生物の基礎知識』では、農業生産によるカエルの棲む水生環境に与える影響を次のように心配している。

農作物の生産性を重視すると、田や畑とその周囲に生息する他の生物、たとえば土壌の微生物や昆虫、雑草、鳥などに考えが及ばなくなる。作物さえできればよいとばかり、多肥して連作すれば、思いもよらない病害虫が出てくる。それを農薬で防除し続けていると、作物の生育の鍵を握る硝化菌がいつのまにか死滅して生育障害が生じたり、予想もしなかった天敵昆虫や鳥までもいなくなって、被害がかえってひどくなることすらある。肥料も過剰に施用すれば作物が吸収しきれないため地下水やため池に流れ出し、水質汚染につながる。

ため池といえどもそのなかでは、水生プランクトンも含めた多種多様な生物群が共生し、生態系のバランスを保っているのである。そのため池に家畜の糞尿や肥料、農薬、生活排水などが流入すると、当然ながら窒素やリンなどの成分が多くなり富栄養化が進む。

\*7 食べ物を冷蔵庫で冷やしておけば食中毒にかかりにくい。低温にすれば細胞の分裂速度が落ちるからである。このことに気づいた岡崎令治はDNA複製の様子を調べるために低温で複製実験を行った。1966年、DNA複製時に一旦DNAの断片がつくられることを発見。この断片はその後「岡崎フラグメント」と呼ばれるようになる。ノーベル賞級の発見だったが、1975年に白血病で急逝された。

このような水生環境の変化は両生動物であるカエルにも多大な影響を与えることになる。

### 5.1 奇形ガエル発見

場所はアメリカのミネソタ州ヘンダーソン。1995年のある暑い日、近くの小さな池で後ろ足が5本以上もあるヒョウガエルを地元の中学生が次々と見つけた。汚染監視員が追跡調査をしたところ、後ろ足がまったくなかったり、ただの痕跡になっているカエルが同じ池から相次いで発見された。胃から足が1~2本生えているカエルや、目のないカエルさえ見つかった。



図10 奇形ガエル

この奇形の発生の仕組みとして、研究者らははじめ2つの仮説を立てていた。1) 紫外線の増加、2) 化学物質による水質汚染である。しかし、紫外線の影響は実験では確認されたものの、池にいるカエルは太陽光を避けるだろうということでしりぞけられた。水質汚染といっても、奇形原因の第一候補に挙がってきた農薬メトプレンは散布後の分解が速いため早々に却下されてしまった。このメトプレンは製造禁止になった殺虫剤 DDT<sup>\*8</sup>の代替品である。

### 5.2 寄生虫の感染による奇形ガエル発生の仕組み

原因がわからず Wisconsin 大学のジョンソンが過去の研究を調べていると、1980年代中ごろ、オタマジャクシに吸虫という寄生虫が感染して同じような奇形ガエルが生じていた、という論文を見つけた。

しかもそのとき生体実験が行われている。殻に入った被囊幼虫（寄生虫の変態の1つ）が存在すると通常の発育が阻害されるという仮説に基づいて、オタマジャクシの後ろ足周辺に小さなガラスビーズを埋め込んだのである。そうすると、池で起こっている多肢障害の奇形ガエルが確実に発生したのであった。

このような過去の実験を踏まえて、ジョンソンらが1996年から1998年にかけて奇形ガエルが発生している池を調べると、寄生虫の第1中間宿主である巻き貝が異常に増えていることがわかった。また、オタマジャクシの解剖の結果、後ろ足周辺の皮下に被囊幼虫がびっしりついているのが確認できた。念のために、正常なオタマジャクシをこの寄生虫にさらしたところ、予想通りに奇形化した。

奇形ガエル発生の仕組みはこうなろう。生態系のバランスがとれていた小さな池に、図11の上側のように紫外線、肥料、農薬、家畜の糞尿などの要素が流入する。カエルが棲む池が富栄養化すると、藻が繁茂する。そうすると藻を食べる巻き貝が繁殖し、巻き貝を第1中間宿主とする吸虫が発生する。その吸虫がカエルを奇形化させる。それをサギが捕食する。捕食したサギの腸で吸虫が卵を産む。サギの糞と一緒に出た吸虫の卵が大量に孵る。そして吸虫の幼生が巻き貝に侵入する。また吸虫が巻き貝の中で成長する、というように、吸虫の感染サイクルによって奇形ガエルが発生していたのである。

研究者らははじめ、紫外線の増加という仮説 A、化学物質による水質汚染という仮説 B を立てていた。それら

<sup>\*8</sup> 戦争直後の日本では、児童の頭にわいたシラミを駆除するのに白い粉である DDT が使われ、児童たちはそれを頭から浴びせられた。以後、農薬として用いられていたが、発がん性物質とされたために1971年に農薬としての販売が禁止された。

しかしながら、DDTの製造・販売を急にやめるわけにもいかず、DDTは発展途上国に輸出され、DDTが残留したバナナなどの農産物が再輸入されるので、「農薬ブーメラン」現象として問題になっていたときもある。

現在、マラリアやデング熱を媒介する蚊に対して DDT にまさる殺虫剤もなく、一部の国ではマラリアやデング熱対策に DDT が使われている。

がすべて却下されて説明が停滞していた。いろいろ調べているうちに吸虫の被囊幼虫が原因という仮説Cを立てて、実験の結果、やっとその仮説の正しさが証明されたというわけである。



図11 奇形ガエルが生まれる仕組み Andrew Blaustein and Pieter Johnson 「Explaining Frog Deformities」より作成。

## 6. 勘定科目相互の関係から見る将来予測

システムの事例を述べているので、企業を取り上げないと片手落ちになるだろう。

前章では、一定の法則を求めるため、仮説を立てて試行錯誤していることを示した。

しかしこのような一定の法則というもの、企業の場合には存在しない。企業の第一義は、倒産せずに存続し続けることであるからだ。そのために企業のトップは進むべき道を指し示し、それに向かって失敗と成功を繰り返しながら突き進むしかない。

近年、カメラ市場でもデジタル化が急速に進んでいる。それに伴い写真フィルムの売上げは確実に落ちている。これは技術の盛衰の一例だが、新技術の登場への対処が遅れると、企業は倒産に至ってしまう。

企業は生き残るために、新技術の登場や時代の要請に合わせて業容を変えていかなければいけない。つまり企業の将来性を考えれば、新機軸の部門を立ち上げて、不採算部門は切り捨てても、企業システムを構築する部門という要素を取捨選択していかなければならないのである。ではどのようにして取捨選択しているのだろうか。1つには自社の財務内容を調べることでわかる。すなわちモノ・お金などの資源がうまく活用できているかどうかをチェックするのである。

財務内容を調べるために、ここでは貸借対照表を用いた図12に示した財務指標を使う。この財務指標を貸借対照表のなかの配置を見ると、実は、資産や負債の部などの要素相互の関係であったことがわかる。ただし、株主持分比率 (%) =  $\frac{\text{株主持分}}{\text{総資産}} \times 100$ 、流動比率 (%) =  $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ 、固定比率 (%) =  $\frac{\text{固定資産}}{\text{株主持分}} \times 100$ である。

図12のような財務指標だけを調べていれば安心というわけでもない。流動資産には売掛金<sup>\*9</sup>や仕掛かり品や完成品などの在庫が含まれる。このために、モノが売れていなくて在庫が増えていても一見財務指標はよく見えることがある。

図13は、流動資産のうちの、売掛金が回収できなかつたり、また売れなくて製品を大量に処分したりしたとき、財務指標は簡単に悪化することを示している。流動資産が激減してしまうからである。

こういうこともあるだろう。たとえば、役員反対を押し切って、工場を建設したり企業を買収したりして、流動資産が減って固定資産が増えたとしよう。ところが次年度には会計上価値が下がるものが出てくる。それらは減価償却されるので、図14のように、財務内容が悪くなる。

つまり、古くなっていく機械・車両や、のれん代は減価償却されて、その償却分固定資産の価値が下がり、同時に、同額だけ株主持分の資本が減耗する。そのために、株主持分比率と固定比率は悪化するからである。

しかしながら減価償却費の減額は帳簿上の操作にしか過ぎないから、機械・車両を大事に取り扱って償却年数より長く使ったり、あるいは買収した企業が予想以上に貢献してくれたりすると、儲かる様子は変わってくる。つまり減価償却が終わって帳簿上固定資産の価値がなくなっているのに打ち出の小槌のように利益を生み出してくれるからである。そうなれば、財務指標は、年々確実に改善されていくことになる。

このようなことから、未来を考え、財務指標がどう改善されていくかを予測することは大切である。特に次に述べるような企業は、財務指標に照らしてながら熟慮されることが望まれる。景気が悪くなりつつあるのに製造途中にある仕掛かり品や完成品の在庫を減らそうとしない企業、利子を支払わないといけないう負債が多額にもかかわらずまださらに借金をしようとしている企業などである。

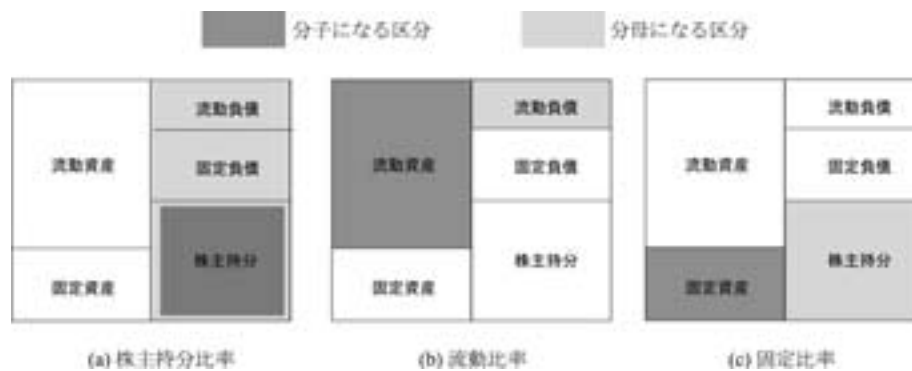


図12 貸借対照表における財務指標の分子と分母の位置関係

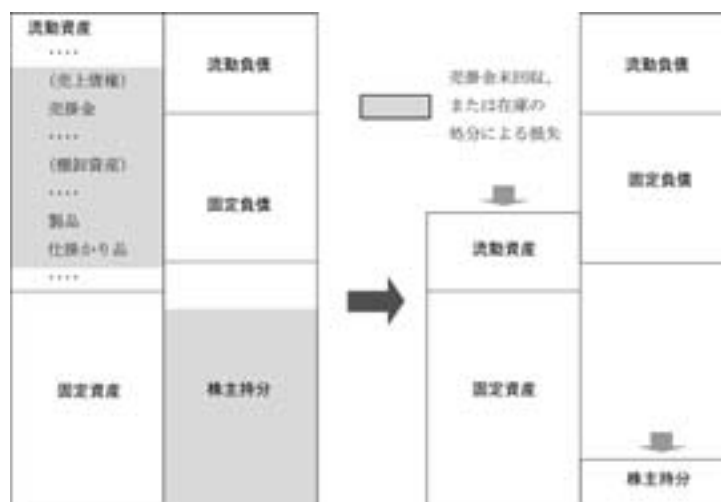


図13 流動資産の欠損は簡単に財務指標を悪化させる

\*9 商品や原材料などを納めたけれども、その代金が未回収の状態にある金額をいう。

■売掛金回転期間

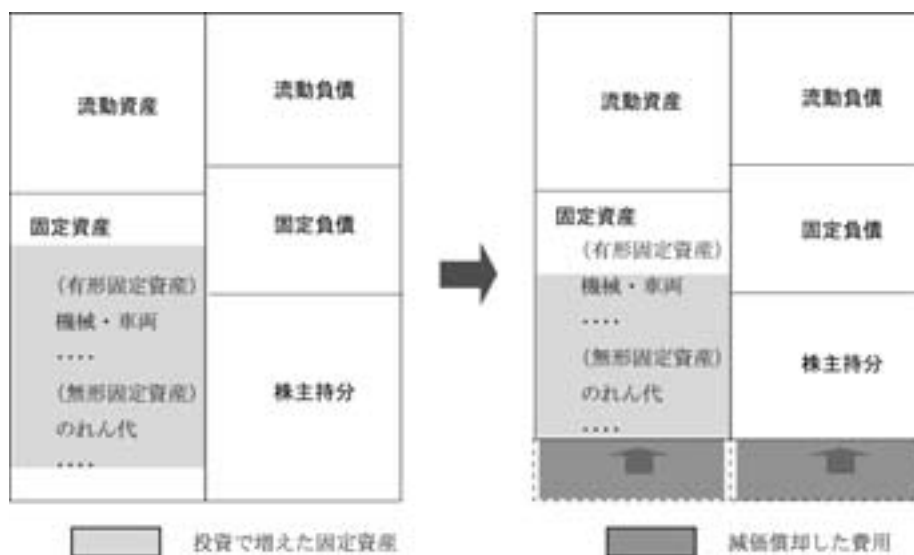


図14 固定資産の減価償却で株主持分比率と固定比率は悪化する

貸借対照表のなかの売掛金と買掛金<sup>\*10</sup>との相互関係を見てみよう。売掛金と買掛金は、貸借対照表では、図15のところに配置されている。

流動資産	流動負債
....	(仕入債務)
(売上債権)	買掛金
売掛金	
....	固定負債
(棚卸資産)	
....	株主持分
固定資産	

図15 売掛金と買掛金

流動比率を考えた場合、利益を出しても売り掛けであれば、それを回収していない経営状況はまずい。通常は図16のように売掛金を回収しその回収したお金を買掛金の支払いにまわす。したがって売掛金の回転率も考えないといけない。回転率は、1ヶ月当りの売上高の何ヶ月分に相当する売掛金が月締めに残っているのかを表す、売掛金回転期間で調べることが多い。

$$\text{売掛金回転期間} = \frac{\text{売掛金}}{\text{1ヶ月当り売上高}}$$

<sup>\*10</sup> 商品や原材料などを仕入れたけれども、その代金をまだ支払っていない状態にある金額をいう。





図16 売掛金と買掛金のバランス

業種や信用度によって異なるが2ヶ月以下が望ましい。「勘定合って銭足らず」とならないように、売掛金と買掛金のバランス<sup>\*11</sup>を考えないといけない。

図17は、売掛金回転期間2ヶ月の場合を示したものである。売上計上から入金まで2ヶ月かかるとすると、月ごとに2ヶ月分の売掛金が常に存在することがわかる。

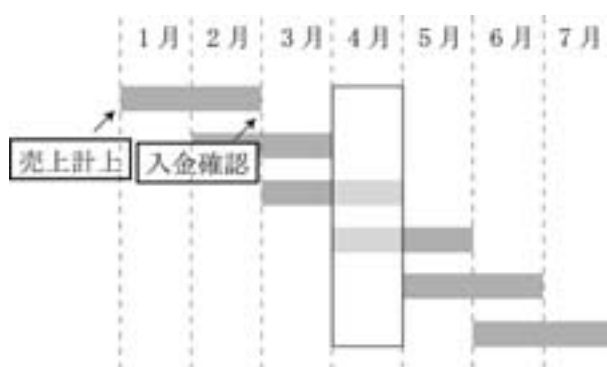


図17 売掛金回転期間2ヶ月

このような事情から、流動比率が高くて安心せずに、何らかの事前の対策が必要になることがわかる。

以上、英語の言語システムやオーケストラ、そしてメンデルの遺伝の法則や奇形ガエルの発生の仕組みを紹介しながら、それらのシステムを調べていく様子について述べた。また企業システムの財務がわかる貸借対照表を用いて、勘定科目相互の関係性から将来を見据えた投資が可能になることを示した。

#### 参考文献

1. 池辺晋一郎著、『オーケストラの読み方』、学習研究社、2005.
2. 野本由紀夫著、『はじめてのオーケストラ・スコア』、音楽の友社、2003.
3. メンデル著、岩槻邦男、須原準平訳、『雑種植物の研究』、岩波文庫、1999.
4. <http://www.tmd.ac.jp/artsci/biol/textbook/genetics.htm> (メンデルの法則)
5. Jeffrey Kluger, 「The Suicide Seeds」, 『TIME』, pp.40-41, February 1,1999.
6. Andrew Blaustein and Pieter Johnson, 「Explaining Frog Deformities」, 『Scientific American』, pp.60-65, February 2003.
7. 西尾道德著、『土壌微生物の基礎知識』、農山漁村文化協会、1989.
8. <http://www.zspc.com/mokuzu/para/para07.html> (吸虫)

<sup>\*11</sup> このバランスを示す財務指標として売上債権対仕入債務比率がある。売上債権対仕入債務比率(%) =  $\frac{\text{売上債権}}{\text{仕入債務}} \times 100$ 。売ったけど現金化していないものと、仕入れたけど支払を済ませていないものの比率。100%以下が望ましい。この比率は現金化のスピードを表す。

☒ 原 著 ☒

## 『学生力』を高めるための「新教養演習Ⅰ」

西川真理子<sup>1</sup>・若槻 健<sup>1</sup>・小野 博司<sup>1</sup>

金崎 茂樹<sup>1</sup>・錦織 久夫<sup>1</sup>・中西佳世子<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### New “Seminar for Cultural Accomplishment I” — To Enhance “The Student Power” —

Mariko Nishikawa<sup>1</sup> Ken Wakatsuki<sup>1</sup> Hiroshi Ono<sup>1</sup>  
Shigeki Kanasaki<sup>1</sup> Hisao Nishikiori<sup>1</sup> Kayoko Nakanishi<sup>1</sup>

#### 【要約 (英語)】

Our university has been conducting several courses for career since the 2005 academic year, in order to bring about our students' change in attitudes toward finding employment. One of the courses is for freshmen, the course named “Career Guidance.” It was renamed “Seminar for Cultural Accomplishment I” in the 2007 academic year, and was reorganized to a great extent in the 2008 academic year.

We insist that the “Student Power” should have such a great influence on the “changing in attitudes toward finding employment”: it should improve the students' abilities to study and to make their college lives meaningful, consequently, leading to their systematic preparation for getting a job. To enhance this power we also put a special emphasis on the students' “self-esteem” and “sense of belongingness to our university.” In this paper, our approach to “Seminar for Cultural Accomplishment I” is reported and analyzed according to the results of the survey of the course. After that, we show what we should improve.

キーワード (英訳): 学生力: Student Power 意欲: Attitude 自尊感情: Self-esteem 帰属意識: Sense of belongingness

#### 0. はじめに

本学では、2005年度から、1回生の時から『就職意欲』を高めるために、「キャリアスタートアップ講座」がキャリア形成科目の1つとして開講され、2007年度に「教養演習Ⅰ」と改称され、2008年度には内容が大きく改編されることになった。

本稿では、まず、改編までの経緯を概観したあとで、『学生力』を高めることが『就職意欲』を高めることに他ならないこと、そして、そのためには、『自尊感情』と『帰属意識』を高めることが必要不可欠であることを主張する。そして、これら二つの目的（『自尊感情』を高め、『帰属意識』を高めるという目的）を達成するべく改編された「新教養演習Ⅰ」のプログラムを紹介するとともに、2008年度前期の実施結果を分析し、目的の達成度と今後の改善点を明らかにする。

#### 1. 教養演習Ⅰ誕生の経緯とキャリア形成教育における位置づけ

2004年度までの本学の学生への就職活動の支援体制は、就職ナビ登録、就職情報の収集のしかた、自己分析のしかた、履歴書・エントリーシートの書き方、メール・手紙の書き方、面接やグループディスカッションの練習などといった実践的な講座が、3回生後期から不定期に実施され、受講は学生たちの自主性に委ねられていた。その結果、参加すらしらない、また、参加していてもただ参加しているだけという無気力な学生が年々増え、『就職意欲』の低い学生の増加が大きな問題となってきた。

そこで、すでに1回生の時から『就職意欲』を高めていくことが必要だと考えられるようになり、2005年度から、1回生に「キャリアスタートアップ講座」、2回生に「キャリアデザイン講座」が総合教養科目の1つとし

<sup>1</sup> 本学教員

て配当され、1回生から3回生まで一貫したキャリア形成教育が実施されることになった。さらに、2008年度には、これまで3回生後期に行われていた実践的な就職支援講座も3回生前期に前倒して開講されることになり、現代経営学部と人文学部においては準必修科目として位置づけられ、ほぼ全員が受講することになった<sup>1</sup>。

2005年度から1回生に開講されたキャリア形成科目の「キャリアスタートアップ講座」は、その後、2007年度に「教養演習Ⅰ」と改称され、ほぼ全員が履修登録している。しかしながら、出席していれば単位取得が容易な科目であるにもかかわらず、単位取得率は次の表1のような結果となり、途中でリタイアする学生も少ないとはいえない状況であった。

(表1) 「教養演習Ⅰ」単位取得率 前期/後期(年度平均)(%)

	栄養学部	現代経営学部	人文学部	全学部平均
2005年度	91/71 (81)	59/9 (34)	58/24 (40)	74/40 (57)
2006年度	94/89 (92)	- /52	61/ -	77/70 (74)
2007年度	79/85 (82)	- /77	75/ -	77/81 (78)

2007年度は、2005、6年度に比べれば全体的な単位取得率が上昇したというものの、本来1回生全員が修得することが望ましい「教養演習Ⅰ」において、全体で20%強の学生が未習得であることを、キャリア教育科目を主としてプログラミングしているキャリアサポートセンター室長の諸井榮宣氏は問題視し、2008年度の教養演習Ⅰを企画するにあたり、総合教育研究機構のキャリアサポート委員長(当時)兼企画委員長であった西川にプログラム見直しの協力を求めた。

## 2. 『就職意欲』を高めるには

諸井氏から『就職意欲』を高めることを目標とした「教養演習Ⅰ」のプログラムの見直しを依頼された西川は、『就職意欲』を高めるには、どういう点に着目してプログラムを作ればいいのかを考えてみることから始めた。

### 2.1 『就職意欲』と『学生力』

私たちのライフプラン(将来設計)の中で、「就職(働くということ)」は大変大きな位置を占めており、就職に向けてキャリア(知識・技術などの能力と人格)を磨いていくことが大学での学びの大きな目的である。『就職意欲』が高まり、ライフプランが明確になっていく中でおのずと『学習意欲』も高まってくるといえる。

日経ナビ編集部編著『大学1,2年生の間にやっておくこと 学就BOOK』(2008)によると、大学生としての自分の力である『学生力』とは、『成長意欲』と『学生基礎力』から成るとしている。

$$\text{学生力} = \text{成長意欲} + \text{学生基礎力}$$

近年、多くの大学で、①授業に出てこない(こられない)学生の増加(中途退学者の増加)と②進路未定者の増加(ニート・フリーターの増加)とが問題になっている。学生に学習意欲、就職意欲を持たせることが年々難しくなっているといえる。学力とは、1.知識(knowledge)、2.技術(skill)、3.意欲(attitude)の3つの融合体であり、一昔前の大学では、大学教育の使命である専門知識と技術の習得が中心に行われてきたが、近年、授業についてこられない(それ以前に授業に出てこられない)学生が年々増加してくるという大きな問題にぶつかり、ここ数年は、「初年次教育」と銘打って、多くの大学が大学の専門的な知識や技術の習得以前の基礎学力の習得に力を入れてきた。しかしながら、基礎学力を身につけるにも「意欲」がなければ身につかず、基礎学力以前に「意欲」の問題だということに最近気づき始めた。「意欲」が土台にあつてこそ、「知識」や「技術」といった学力を身につけることも可能になってくるというわけである。

前者によると、「成長意欲」は、①目的意識、②価値観、③ストレス(耐久力)、④友人関係、⑤経験、「学生基礎力」は、①読む力・書く力、②聞く力・話す力、③考える力、④基礎学力、⑤マナーで、それぞれ測られるものだとされている。「学生基礎力」は「成長意欲」あつてのものであり、「成長意欲」が身につけば、「就職意欲」や「学習意欲」が高まり、それに伴って「学生基礎力」もアップすることが期待される。そして、基礎学力が身につけば、

<sup>1</sup> 栄養学部では全員受講するよう指導がなされているものの、科目化はされていない。

専門的な知識・技術といった学力のアップも期待される。すなわち、『学生力』を高めることによって、授業に出てこない学生の増加や、進路が決まらない学生たちの増加という問題もおのずと解決していくのではないだろうか。

## 2.2 『学生力』を高めるための2つの要素—「自尊感情」と「帰属意識」

どうすれば『就職意欲』ひいては『学生力』が高まるのか。反対に、就職意欲が湧かないのは、将来に夢や希望が持てないからであろう。とすれば、自分の将来に夢や希望が持てるようになれば、『就職意欲』も出てくるのではないだろうか。

それでは、どうしたら将来に夢や希望が持てるようになるのだろうか。自分の将来に夢が持てるようになるためには、夢が持てる「自分」と、夢が持てる「環境」が必要になってこよう。そのためには、まず、1) 自分に自信が持てる（自尊感情が高い）ことが大切である。そのためには、自分の持つ能力・可能性を見出し、自分で認めることが必要となってくる。そして次に、2) その能力・可能性を見つけ、伸ばしてくれる環境に自分がある、という安心感、帰属意識を得ることが大切だといえる。この2つの要素が揃って初めて、夢や希望がないと言われている社会のせいにすることなく、自分の将来に夢や希望を持ち、「生きる力」を持った人間が生まれてくるのではないだろうか。そして、それに従って『学生力』も高まってくるのが期待されるだろう。

## 3. 『学生力』を高めるための「新教養演習Ⅰ」

それでは、2007年度に実施された「教養演習Ⅰ」（旧教養演習Ⅰ）は『就職意欲』ひいては『学生力』を高める2つの要素を取り入れたような内容になっていたのだろうか。下の表2の左半分が2007年度に実施された「教養演習Ⅰ」で、右半分が見直しを行い、改編した2008年度の「教養演習Ⅰ」（新教養演習Ⅰ）である。

(表2) 教養演習Ⅰのプログラム

2007年度「教養演習Ⅰ」			回	2008年度「教養演習Ⅰ」			
項	目	概 要	担当者	項	目	概 要	担当者
充実した大学生活	生活のあり方		学内	1	ガイダンス	この科目の必要性と概要説明、自己紹介カード作成	機構
大学と社会との関係	なぜ大学で勉強するか		学外	2	大学生活①	大学と高校の違い	機構
社会で必要なこと	必要なものは何か		学外	3	大学生活②	自発的に学ぶことの重要性	機構
職場と人間観	職場における人間関係		学内	4	大学生活③	学部への帰属意識の高揚を図る	学部
コミュニケーション	職場に必要な能力		学外	5	自分探し①	自己の潜在能力・興味等の分析	機構
国語の能力	職場に必要な言語能力		学内	6	自分探し②	自己分析から大学で何をするか	機構
企業倫理とは	倫理観・価値観など		学外	7	自分探し③	事実を客観的に踏まえ、自分の意見を持つ	機構
社会人のマナー①	人間関係		学外	8	自分探し④	相手の意見を聞き、自分の意見を述べる	機構
社会人のマナー②	挨拶と言葉遣い		学外	9	人間関係①	自己を確立し、人間関係の構築について学ぶ	学外
社会人のマナー③	電話・伝言		学外	10	人間関係②	人・組織との協調を図り、自己啓発について学ぶ	学外
海外進出と外国語	企業英語		学内	11	将来を考える①	大学・学部での可能性を探る<就職編>	学部
一般常識	新聞を読もう		学内	12	将来を考える②	大学・学部での可能性を探る<資格編>	学部 機構
自分探し	将来何をしたいか		学外	13	将来を考える③	将来展望を考える	学外
自己分析	就職活動に必要な自己PR		学外	14	将来を考える④	社会性や働く意識を喚起する	学外
理解度テスト	各講師から1～2題出題			15	理解度テスト	ファイルを見て振り返ってみる	

### 3.1 プログラムの改編

2007年度に実施された「教養演習Ⅰ」は、社会人になってから必要とされる能力やマナーなどの習得が中心となっており、その結果キャリアカウンセラーの資格を持つ学外講師が9回担当し、学内の教員担当の回は表の網掛けの5回となっている<sup>2</sup>。大学生に社会に出てから必要となることを前もって知らせ、身につけさせるということは有意義なことではあるが、「入学したばかりなのに、どうしてもう就職してからのことをやるのか」と思った学生が多かったようで、内容としては時期尚早の感が否めなかったといえる。自己分析も就職の際の自己PRのための自己分析となっており、「自己分析した結果どうなるのか、よくわからなかった」という感想も聞かれた。

そこで、2008年度からの「新教養演習Ⅰ」は、『学生力』を高めるための2つの要素—まず、1) 自分に自信が持てる(自尊感情が高い)。そのために、自分の持つ能力・可能性を見出し、自分で認められる、そして、2) その能力・可能性を見つけ、伸ばしてくれる環境に自分がある、という安心感、帰属意識を得ることができる—を取り入れたプログラム編成を心がけた。

そのため、主として、自分の能力を、自己分析や客観的なテスト、あるいは、新聞記事に対する意見や他の受講生たちとの会話の中で見出し、伸ばすことの大切さに気づかせるプログラム(第5~10回)と、自分が所属する学部の教員や先輩から話を聞いたり、その学部を卒業して社会で活躍している先輩から話を聞いたり、その学部で取得できる資格についての話を聞いたりすることによって、その学部での可能性の一端を見出し、学部への帰属意識を高めるためのプログラム(第4, 11, 12回)の二本立てになっている。第1回は、2007年度の教養演習Ⅰに対して「この科目の目的や意味がよくわからない」という声もあったため、まずは、この科目の必要性や趣旨を明確にしておくことに充てた。第2, 3回は、高校生から大学生になってどのような点が異なるのかを考え、大学生になる心の準備をさせる回とした。また、第13, 14回は、現場に詳しい学外講師に「就職(働くということ)」の大切さを喚起させるような話をしてもらった回とした。(資料1参照)

### 3.2 担当者

新教養演習Ⅰは、14回中10回分を学内教員が担当し、さらにそのうちの7回を総合教育研究機構が担当することになった。総合教育研究機構担当の第1, 2, 3, 5, 6, 7, 8回の計7回分については、ワーキンググループ(以下、WGと略す)5名を選出し、第1, 3, 6回は西川、第2回は錦織、第5回は金崎、第7回は小野、第8回は若槻のWGの5名が内容の原案作りを担当し、新年度授業開始前に、それぞれが作った内容についてWG全員で検討し、最終的に内容をつめた。また、授業開始後もWGの6名<sup>3</sup>は毎週1回集まり、前回担当分の反省と次回担当分の最終チェックを行った。

新教養演習Ⅰの趣旨から言えば、できるだけ早い段階に行うことが望ましく、理想的には前期に1回生全員に対して開講したかったが、その場合、同じ時間帯に2コマ開講しなければならないことになり、講師の関係上、従来通り1回生を半分に分けて、前後期で開講することになった。2008年度は、前期には、水曜日4時限に現代経営学部28名と人文学部30名の合計58名、5時限に栄養学部栄養学科42名の学生、後期には、水曜日4時限に栄養学部栄養学科の残り43名、5時限に栄養学部フードデザイン学科27名の学生が履修することになった。

### 3.3 授業の進め方—協同学習

総合教育研究機構のWGが担当する第1, 2, 5, 6, 7, 8回は、グループワーク形式で授業を進めることにした<sup>4</sup>。

「学部への帰属意識を身につけさせる」ためには、『仲間』が必要である。『仲間』は、『学生』はもちろんのこと、『教員』もそうである。グループワークを通じて、大学の学びは、高校までの学びにあった「競争」や「個別」といった性格のものではなく、「共に学び合い、高まり合うもの」(協同学習)であることを伝えることにより、この仲間たちで協力し合ってこれからの大学生生活4年間頑張っていくんだという、大学・学部への帰属意識を高めたい。また、勉強の経験の少ない学生や勉強嫌い学生たちが、仲間との助け合いの中で、学びの経験を積み、学ぶこと

<sup>2</sup> 学内の担当教員3人のうち2人も企業経験者である。

<sup>3</sup> ここから、中西が加わり、ワーキンググループは6名となった。

<sup>4</sup> 第3回は、「自発的な学び」として、自発的な講義の受け方、ひいては、自発的なノートの取り方についての話を講義形式で行っている。



や考えることの楽しさを味わうことによって「自分に自信を持つ」ことも期待したい。そして、自分ひとりで一方的に授業を受けた場合には発見しにくい自分の能力を、仲間の協力を得ながら発見し、そして、この大学、学部でそれをどうやって伸ばしていくかを考え、目標（夢、希望）を持つことによって、自分に自信を持ち、自分を認めることのできる、そして、さらには共に成長し合う仲間をも認めることのできる人間育成を目指す。

WGのうちのその回の内容作成者が進行役を担当し、学生たちは、1グループ6～8名のグループに分かれ、各グループには教員も『仲間』として必ず1名付く。ただし、教員もあくまでもサポート役に徹し、グループワークの主導権はあくまでも学生たちでなければならない。また、サポート役の教員は、WGの他に機構の教員が1～2名毎回入れ替わりで加わり、学生たちにはできるだけ多くの機構の教員と知り合うようにする。また、学生のグループのメンバーも毎回変わり、学生たちができるだけ多くの『仲間』（他の学生たち、教員たち）と知り合えるようにした。

そして、グループに分かれてから、毎回の課題に対して、まずは、自分で考え（個人思考）、次に、ペア（2人組）になって考えを述べ合い（ペア思考）、最後にグループの中でそれぞれのペアで出された考えを発表し、グループ全体で話し合い（集団思考）、最終的に自分の考えをまとめる（個人思考）、というワークを行うというのが基本的な進め方である。ここで、最初からグループのメンバー全体で話し合う典型的なグループワークではなく、まずは自分で考え、次に他人と考える、という形をとることにより、「自分で考える力」をつけることを目指す。そして、自分の考えを話す力、他人の考えを聞き、理解する力、そして、他人のいろいろな考えを聞いたうえで最終的に自分の考えをまとめる力といった、トータルな「考える力（思考力）」とコミュニケーション能力、そして、チームワーク力もこの協同学習の形式をとることにより高まっていくことを期待している。

協同学習：

個人思考 → 集団思考（ペア思考） → 集団思考（グループ思考） → 個人思考

### 3.4 ワークノートの作成と教員のコメント、そして、ファイリング

毎回、その回のワークを記録するワークノートを配布し、ワークの状況だけでなく、最後には、その授業で一番印象に残ったこととその理由を記入させ、提出させる。そして、ワーキンググループの6名の教員が分担してそのワークの内容と感想をチェックし、コメントを付けて、次回の授業開始時に返却し、ファイリングさせる、ということを繰り返した。

学生にとって、毎回の自身の学習の記録が形としてファイルにどんどんたまっていくことにより、学んでいるという充実感が得られ、自信につながっていくことが期待できる。また、教員のコメントは、思いのほか学生の授業での学習意欲を促す、というこれまでの経験から、できるだけ学生の励みや自信につながるような内容のコメントを心がけた。

### 3.5 最終回の「理解度テスト」

2007年度までは、最終回のテストは、授業の担当者から各回1～2題の択一式の出題をしてもらい、キャリアサポートセンターのほうで問題を作成していた。そして、内容は、毎回の授業でのキーワードについての理解を問う知識問題が中心となっていた。

新教養演習Ⅰにおいては、最終回の「理解度テスト」は、これまでの授業で各自が作成したワークノートのファイルを読んで、これまでの学びを振り返る内容とした。

最初に、14回の授業の表（表2の右側）を示し、自分が出席した回に○印を付けさせ、自身がこれだけの内容を体系立って学んだということを確認させ、次の問題からは、全て、授業で一度考えたことを問いとし、ファイルで授業の内容を振り返り、授業中に考えたことを思い出しながら、自分の考えを述べるという記述タイプの問題とした。

(表3) 「理解度テスト」の設問内容

1	ファイルを確認しながら、次の表の、「出欠」欄の、出席した回に○印を付け、一番下にその合計回数を書きなさい。
2	ファイルを見ながら、自分が出席した授業のうち、自分にとって役に立ったと思う回(1~14)を3つ選び、それぞれについて、役に立ったと思った理由をわかりやすく(できるだけ詳しく)説明しなさい。
3	ファイルを見ながら、自分が出席した授業のうち、自分にとって役に立たなかったと思う回(1~14)を3つ選び、それぞれについて、役に立たないと思った理由をわかりやすく(できるだけ詳しく)説明しなさい。
4	あなたは、何のために大学に行くと思いますか? 「大学生」の次には「社会人」になることを考えながら、思いつくだけ書きましょう。
5	あなたが大学生になって、高校生の時と比べて、「よい方向に変わったと思う点」と、「悪い方向に変わったと思う点」を書いてください。
6	これからどのような大学生活を送ろうと考えていますか。 あなたが大学生時代に強めようと思っている「能力」や、それらをどうやって伸ばしていくのか、また、取ろうと思っている資格やチャレンジしようとしていることがあれば書いてください。
7	あなたは将来、何のために働くのですか。また、どのような仕事につこうと考えていますか。
8	ひとりで考えることと、集団で考えることの、メリット(長所)とデメリット(短所)は何だと思いますか。
9	「教養演習Ⅰ」を受講しての意見(不満)や感想を、自由に書いてください。

最終回のこのテストは、学生に、もう一度この授業の中で学んだ内容を確認することにより、半期間この科目を体系立って学んできたこと、そして、仲間とともに自分がいかに考えてきたかということに対する達成感を味わうことで自信をつけてもらう目的で作成した。

また、このプログラムの担当者にとっては、自分たちの担当した部分の内容について、学生にどのように受け止められ、どのような改善の余地があるかを考えるための参考資料になる内容も取り入れた。

## 4. 結果

### 4.1 単位取得率は上がったか

2007年度までは、全15回の80%出席かつ最終回のテストで合否が決められていたが、今回は最終回の「理解度テスト」に加え、ファイリングされた各回のワークブックのワークの状況と感想の内容も吟味しながら、機構の西川が一括して評価し、学部のキャリアサポート委員長に合否の判定を委ねた。また、「理解度テスト」とともに評価者が記入した各人に対する『全体の評価』もファイルとともにキャリアサポートセンターから学部キャリアサポート委員長を通して学生たちに返却してもらった。

果たして、2008年度前期の単位取得率は次の表4のようになり、2007年度よりもさらに上昇していた。

(表4) 2008年度「教養演習Ⅰ」単位取得率

	栄養学部	現代経営学部	人文学部	全学部平均
2008年度	100 (+18%)	96 (+19%)	90 (+15%)	95 (+17%)

### 4.2 出席率および単位取得率の上昇の要因

ここで、2008年度前期に単位取得率および出席率が上昇した要因を、「理解度テスト」の設問9「『教養演習Ⅰ』を受講しての意見(不満)や感想を自由に書いてください」に書かれた学生たちの感想を参考に探してみたい。

学生たちの感想の中で一番多かったのは、「最初はとまどったものの、グループワークがとてもよかった」というものである。グループワークによって、話したことのなかった人や、ふだんは話すことのない人たちと話せる機会ができ、知り合えてよかったとする学生が思いのほか多く、合同で授業を行った現代経営学部と人文学部の学生の中には「他学部の人たちと知り合えてよかった」という声も複数聞かれた。さらには、「友だちができず困っていたので友達ができよかった」と書いている学生も見られた。また、グループワークを通じていろいろ意見や考えかたを知れたことや、それによって自分の考えかたが変わったり、視野が広がったりしたことを指摘している学生や、グループワークで自分のコミュニケーション能力が高まったとしている学生も複数いた。

次に多かったのは、「自分を見つめ直すことができた」「自分と向き合うことができた」「自分が気付かなかった自分を知ることができた」「自分を改善していこうと思えるようになった」と、自分自身を見つめられたことに対して肯定的にとらえている意見であった。

その次には、「これからどのように大学生生活を送り、どんなことに頑張ればいいのかを知ることができた」や「大学生生活でやるべきことを見つけるきっかけとなった」などの感想や、「自分の将来について考えることができた」や「社会人になりたいと思えるようになった」といった感想も多数見られた。さらには、「大学生生活がんばっていかうという気持ちになった」という強い学習意欲が表われた感想も複数あり、評価者側に自分の名まえがわかってしまうテストであるということ差し引いて考えても、全体的にこの授業を肯定的にとらえていた学生が多かったことは明らかであり、このことが、毎回の、他の選択科目の授業ではほとんど見られない高い出席率や、「理解度テスト」で各設問に対して、しっかりと授業や自分を振り返りながら自分の意見をしっかりと記入できていたことにつながったのだと考えられる。

#### 4.3 「自尊感情」は高まったか

4.2で述べたように、「理解度テスト」の設問9から、自分の能力や可能性に気づいたり、やるべき目標が見えてきて、頑張ろうという気持ちになっている学生が多く見られ、これらの学生たちには「自尊感情」の高まりが感じられる。

また、設問6の「これからどのような大学生生活を送ろうと考えていますか。あなたが強めようと思っている『能力』や、それらをどうやって伸ばしていくのか、また、取ろうと思っている資格やチャレンジしようとしていることがあれば書いてください」という設問についても、ほとんどの学生が自分の強めたい『能力』を自覚しているか、なんらかの目標が見つけられており、自分の能力・可能性を信じて頑張っていこうという気持ちを持っていることから、「自尊感情」が芽生えていることが感じられる。

さらに、設問5で、高校生から大学生になって自分が変わった点について、良い面、悪い面両方書かせるところでも、ほぼ全員良い面がしっかりと自分で把握できており、「人とコミュニケーションがとれるようになった」「いろいろな人と話せるようになった」など人との付き合いの面での積極性や、「いろいろなことにチャレンジするようになった」といった物事に対する積極性が身についたことを書いている学生が多くみられた。

続いて、「自己管理ができるようになった」「大人になった」「自立できるようになった」「時間を有効に使えるようになった」などを挙げている学生も多かった。

また、「考えかたがポジティブになった」「学ぶ気持ちが強くなった」「勉強に意欲的になった」「やりたいことが見つかった」「やる気が強まった」「将来の夢がもてるようになった」など、高校生の時よりも、学校生活や将来に対して期待や意欲を持っていることが感じられる内容が多かったのは予想外の結果だった。このことは、設問3の「自分に役に立たなかつたと思う回」を選ばせる設問で、第13回を選んだ学生がけっこう多かった（資料2参照）が、その学生側の理由を見たとき、「過去を振り返ることにより、将来像を描いていく」にあたって、「過去を振り返るのが嫌だった」という点を挙げている人が多く、自分の過去に対してあまり良い学びの経験をしておらず、過去に良い印象を持っていない学生が多いことにも大きく関係があると考えられる。過去に良い思い出がなく、過去の自分には「自尊感情」が持てないからこそ、「大学生生活」でこれまでのマイナスイメージの過去をリセットし、「自尊感情」を獲得したい、という願いと期待が彼らには大きいのだろう。

以上のことから、「教養演習Ⅰ」を終えた段階で、ほとんどの学生が「自尊感情」がきちんと持たれているように受け止められた。これは、もちろん「教養演習Ⅰ」の効果だけだとはいえないが、「教養演習Ⅰ」を受講したことが学生の「自尊感情」を高める一助となったとは言えるのではないだろうか。

#### 4.4 「帰属意識」は高まったか

4.2でも述べたが、「理解度テスト」の設問9では、グループワークにより、大学に知り合いや友だちができたことを肯定的にとらえている人が多い。また、そこには「先生たちと親しくなれた」「先生との距離が近くなった」という感想を書いている学生もいた。大学に友だちがいなかったため孤独感を感じ、退学してしまう学生がいる一方で、大学に親しい友人や先生、つまり、自分の「仲間」がいるということは学生の大学への帰属意識を高めるための非常に大切な要素だといえる。

また、設問2の「自分に役に立ったと思う回」を選ばせる設問で、「卒業生の話を聞く」第11回を選んだ学生がけっこう多かった（資料2参照）が、学生の理由を見てみると、「こんな人になりたいと思える先輩の話聞いてよかった」という感想が多く見られた。また、第7回の社説を読んでまとめ、自分の意見を書く回では、よくできていた人2名に発表させたが、それを聞いてワークシートの感想に「すごいと思った」「尊敬する」と書き、素直に

自分たちの「仲間」にすごい人がいることに感動している学生たちが意外と多かった。本学には、第一志望ではなかったなど、本学を希望して入学したわけではない学生が少なくない。したがって、入学当時の大学や学部に対する期待については帰属意識はかなり低いといえる。また、行きたくもなかった大学に入学した自分に対してだけでなく、その大学、学部にいる他の学生たちに対しても自分と同じように低く見ている嫌いさえある。しかしながら、このように、先輩の社会で活躍している尊敬すべき姿やよくできる同級生の素晴らしい姿を目のあたりにすることにより、この仲間たちとこの大学、学部でやっていけるかもしれない、という安心感とともに帰属意識が得られてくる。また、そういう先輩、仲間を持っているという自信は、自分自身の「自尊感情」を高めることにもなるだろう。

また、毎回授業開始時に返却される前回のワークシートの教員のコメントを楽しみにしている学生や、それに励まされているとってくれる学生もいた。このワークシートを通じての学生とWGの教員とのやり取りも、学生の大学への帰属意識を感じさせる一助となっているといえよう。

#### 4.5 副次的効果

以上は、「教養演習Ⅰ」を受講した学生への効果であり、もちろん学生たちへの効果が上がるようにやってきた中での期待された効果だったわけだが、その一方で、教員側にも思わぬ効果が見られた。

ひとつには、私たちワーキンググループの教員にとって、学生たちとグループワークを通じて接する中で、他の授業では知り合えなかった学生と知り合えたり、他の講義形式の授業では知りえなかった学生の面が知れたりすることにより、学生とこの授業以外の場で関わったりする場合に非常に対応しやすいという効果がもたらされた。また、学部の教員から、「学生のファイルを見て、学生のことがよくわかり、学生への対応がしやすかった」という感謝の言葉を複数もらったことは思わぬ嬉しい効果だった。

この授業を通じて、総合教育研究機構の大きな存在意義である学生サポートが、学部との連携によってより強まることは大変素晴らしいことであり、このことは学生の『学生力』をより強めることに結びつくであろう。

#### 5. 今後の課題 —学生の評価より—

プログラムの内容が適当であったかどうかをチェックするために、「役に立ったと思う回」と「役に立たなかった回」を選ぶ、「理解度テスト」の設問2と3で選ばれた回に対して、1位は3点、2位は2点、3位は1点として集計し、「役に立ったもの」および「役に立たなかったもの」についての評価度を点数化して表わしたもの（A欄）と、「役に立ったもの」「役に立たなかったもの」に選ばれていれば何位であろうと1点として集計し、何人の学生が「役に立ったもの」「役に立たなかったもの」として挙げているかを集計したもの（B欄）をまとめたのが（資料2）である。

この結果から、役に立ったという評価が高いのは、卒業生の話聞いた第11回と、自発的な学習として自発的なノートの録り方の講義を受けた第3回と、それに続いて、自分の強めたい能力とその大学生活での強め方を考えた第6回であった（資料2のA欄）。

第1回、5回、7回、8回、9回、12回、14回については、「役に立った回」でも「役に立たなかった回」でもほとんど同じように選ばれているものが多く、学生によって評価が分かれていた（資料2のB欄）。この場合には、「役に立たなかった」理由が重要になってくるが、第1回「自己紹介は何回もやった」、第5回「知らない他人の分析は難しかった」、第7回「うまく要約や意見が書けなかった」、第8回「内容が遊びみたいだった」、第12回「もう取れる資格は知っていた」「取る資格はすでに決めている」、第14回「就職のことはまだ早すぎる」などの理由による「役に立たない」という評価については、それでもこの回をやるという意義が学生たちにうまく伝わってなかったためだと考えられ、内容を変更するような問題ではないと考える。

また、第2回の評価が低かったのは最初から予想されていたことで、「すでにわかっていることをやる必要はない」としている学生がほとんどであり、この回も大学生になるにあたって「学び方」や「倫理」について最初にきちんと確認しておく、という意味で必要不可欠なものだといえる。

第13回については、4.3で述べたように、ほとんどが過去を振り返りたくない学生が「役に立たなかった」としていたので、この回も内容としては変更の必要はないと考える。

したがって、今後の見直しが必要なのは、第4回と第9、10回だといえる。

第4回は、「学部への帰属意識を高める」ことを目的とした回であり、プログラム企画側としては、複数の学



部学生と教員に登場してもらい、先輩から大学生活の送り方や学部の魅力などを語ってもらうことにより、学部への帰属意識を高めてもらおうと考え、各学部にはお願いしていたが、実際には1人の教員が話す、という形になってしまったのが大変残念である。卒業生の話聞き、いい刺激を与えた第11回の効果を考えると、第4回も在学生在に登場して話をしてもらえれば、きっといい刺激を与えてもらえることが期待されるので、来年度からはその形での実施を実現させたい。

また、第9、10回は、学外講師の担当であり、今回は時間の関係で事前に、全体の流れと各回の目的、そして、他の回とのバランスなどについて全講師が確認することが不十分だったため、「目的がわからない」「前にも同じようなことをやった」「考えかたはわかったがこれを実際にどう実現したらいいのかわからない」といった感想が学生側から出て、「役に立たなかった」とされてしまった嫌いがある。

これらのことから、2009年度実施に向けて、このプログラムの内容がより学生たちに効果をもたらすよう、このプログラムの全体の目的、それぞれの回の位置づけと意義に対する理解を学内学外の担当者間で共有することが重要であろう。

また、この科目の目的から考えれば、「教養演習Ⅰ」は、全学部の学生に対して、前期に実施し、できれば全学部の学生混合クラスでの実施が理想的だといえる。しかしながら、そのためには、同じ時間帯に複数のクラスで実施することが必要となり、講師側の人材の準備が必須となる。

今後、「教養演習Ⅰ」を『学生力』をより高めるものとして理想的な形で実施していくためには、誰もが担当できるよう、テキスト作りが必要不可欠となってくるだろう。私たち総合教育研究機構のワーキンググループのメンバーは、これからもこのプログラムの実施と改善を重ねつつ、さらにテキスト作りにも着手していくことを準備している。

追記：総合教育研究機構は『学生力』を高めることを目的として、本学に2005年に発足した学部からは独立した組織であり、今回「教養演習Ⅰ」というキャリア形成科目の中で体系立って『学生力』を高めるプログラムの実施を実現させてくださったキャリアサポートセンター室長の諸井氏と、日々『学生力』を高めることを自ら最も実践し、私たちに『学生力』を高めることの必要性を教えてくださいました総合教育研究機構長の多田洋教授に心から感謝の意を述べるとともに、私たちは、この「教養演習Ⅰ」を大切なひとつの足がかりとして、今後も『学生力』を高められる『教師力』の高い教員になるべく、日々研鑽<sup>けんさん</sup>を重ねていきたいと思う。



(資料1) 総合教育研究機構担当回の内容

回	概要	担当者	授業の進め方 【】内は協同学習	水曜4時限	水曜5時限
				現経+人文	栄養+栄養
第1回	この科目の必要性と概要説明、自己紹介カード作成	西川	1. 「学生力」をつけるためのキャリア教育とその土台となる「教養演習Ⅰ」の位置づけと重要性およびプログラム全体の概要を説明する。 2. 自己紹介カードの作成：ペアを組んでお互いにインタビューして、グループ内でペアを紹介し、最後に自分で自己の紹介カードを作成する。 【ペア思考→グループ思考→個人思考】	学生58名 教員8名 (WG 6+2) 7グループ	学生41名 教員7名 (WG 6+1) 6グループ
第2回	高校と大学の違い	錦織	1. 大学での学び：何を、どこで、何(誰)から、何のために、どのように学ぶのかについて考える。 【個人思考→ペア思考→グループ思考→グループ毎に発表→個人思考】 2. キャンパスの倫理：高校より自由なところ、教室内外でのマナーについて考える。 【個人思考→ペア思考→グループ思考→グループ毎に発表→個人思考】	同上	同上
第3回	自発的に学ぶことの重要性	西川	1. まず、自発的な学びの一つとしての自発的な「講義の受け方」⇔「ノートの録り方」の重要性を確認する。 2. ノートを録る目的(「講義の記録」と「講義の知識としての取り込み」)について考える。 3. ノートを録っている際の脳の動きからのノートを録ることの効果を証明し、ノートを録ることの重要性を理解させる。	学生のみ	学生のみ
第5回	自己の潜在能力・興味等の分析	金崎	1. 自己の能力を入学時に受けた『キャリア・マップ*』の性格・能力の項目ごとに、自分とペアで自己分析を行う。( *時事通信社が実施している「自己発見・進路理解」のための検査) 【個人思考→ペア思考】 2. グループで架空の組織を作り、メンバーの性格・能力に応じて役割分担を行い、結果与えられた役割が自分に適しているか考えてみる 【グループ思考→グループ毎に発表→個人思考】	学生58名 教員8名 (WG 6+2) 7グループ	学生41名 教員7名 (WG 6+1) 6グループ
第6回	自己分析から大学で何をするか	西川	1. 前回の自己分析を参考にしながら、自己の能力を「性格」と「ビジネススキル」に分け、分析し、その中からこれから特に強めたいものを3つ選ぶ。 【個人思考】 2. 強めたい3つの能力を「大学生活」でどう強めていくのか5つの場面に分けて考えてみる。 【個人思考→ペア思考→グループ思考→個人思考】	同上	同上
第7回	事実を客観的に捉え、自分の意見を持つ	小野	1. コミュニケーション能力とは何かということと、新聞を読むことでコミュニケーション能力(要約力⇒聞く力、コメント力⇒話す力)が高まることを理解させる。 2. 新聞の社説を要約し、コメントしてみる。グループの他の人たちに読んでもらい、よいところと悪いところを指摘してもらい、書き直してみる。 【個人思考→集団思考→個人思考】	同上	同上
第8回	相手の意見を聞き、自分の意見を述べる	若槻	1. それぞれの情報を持ち寄り、協同で問題を解決することを、事件の犯人捜しのワークを行うことにより学ぶ。 【個人思考→集団思考】 2. 自分とは異なる視点を取り込み、自分の考え・意見を深めることと、意見には理由が必要である(理由のある意見は尊重される)ということ、3匹の犬の家探しのワークを行うことにより学ぶ。 【個人思考→集団思考→個人思考】	同上	同上

(資料2) 各回の評価

(人)

回		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
役に立ったもの3つ	A	26	27	95	9	60	62	58	23	25	9	100	28	30	24
	B	11	11	43	4	29	29	32	14	17	5	42	17	16	18
役に立たなかったもの3つ	A	27	69	15	49	60	22	41	35	50	38	23	31	53	23
	B	11	30	10	24	28	11	21	18	22	19	11	17	27	14

## オースターの *Ghosts* を読む (3)

比名 和子<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Reading Paul Auster's *Ghosts* (3)

Kazuko Hina

Paul Auster's *The New York Trilogy* is prevalently believed to be simply written and easy to read. *Ghosts*, the second novel in the trilogy is minimal among the three, and distinguished by an extremely concise style and a plain plot. Here does Auster's paradox show itself. Blue realizes that books should be read as deliberately and reservedly as they were written. With his words in mind let us commence reading the text.

キーワード：父子関係 (father-son relation)、父の探究 (quest for the paternal)、作家であること (authorship)

#### 4. 父と子、ジェンダー

ニューヨーク三部作はどの作品も語り手（探偵オースターだと誤認されたクイン、ブラックを監視する依頼を受けた探偵ブルー、図らずも友人ファンショー探索役を課せられた「私」）の何らかの探求に始まり、語り手自身の消滅、あるいは何処かへの出発に終る。このようなストーリー展開の上で、あるいはプロットのにも、この3作はいずれも、バリー・ルイス (Lewis 55) やアリソン・ラッセル (Russell 97) の指摘するように、同じ物語の巧妙な変奏と言えらる。しかも三部作の最後の作品 *The Locked Room* において、語り手「私」は次のように言う。

The entire story comes down to what happened at the end, and without that end inside me now, I could not have started this book. The same holds for the two books that come before it, *City of Glass* and *Ghosts*. These three stories are finally the same story, but each one represents a different stage in my awareness of what it is about. (346)

この3作で特筆すべきは、作者オースター自身に関連する伝記的事実が頻出していることだが<sup>1</sup>、この引用箇所を読めば、むしろそれは意図的な必然だとわかるだろう。

*City of Glass* では、ダニエル・クインが探偵オースターと間違えられるだけではなく、作者自身が作家ポール・オースターとして登場し、彼の作中の家族、妻シリと息子ダニエルは、現実にも執筆当時のオースター自身の家族と一致する。語り手クインの35歳という年齢は執筆当時のオースター自身の年齢であり、クインはオースター同様コロンビア大学で学んでいる。

*Ghosts* において、探偵ブルーは1947年2月3日にブラック監視の仕事が始めるが、この日付は作者オースター自身の誕生日である。しかも物語の結末でブルーが部屋を出て何処ともなく姿を消す時になって、それまでの3人称の語りが突然1人称に転じると、「これらは私たちの幼い子ども時代、つまり30年以上前に起きたことなのだ、私たちは記憶しておかなくてはならない」(232)と記される。これは第1作クイン(オースター)の35歳という年齢と関連しているし、1人称の語りは第3作の語り手「私」を先取りする。

*The Locked Room* の場合は、作者オースター自身の実際の体験が様々な形で書き込まれている。例えば、語り手の「私」は国勢調査員のアルバイトをして、結果的に国勢調査の書類に偽の名前と人生を捏造して記入する羽目に陥る。後年オースター自身が作中のこの挿話について「小説での出来事ではあるが、実話だ」と証言している (Springer 14)。また「私」の友人ファンショーは、オースター同様、石油タンカーや商船で船員の仕事をし、バリーに住んで映画製作者の助手や電話交換手として働く。

<sup>1</sup> 本学准教授

テキストでのこのような伝記的フラグメントの氾濫は何を示唆しているのだろうか。もちろんポストモダニズム特有の事実と虚構の文学的戯れと言ってしまうこともできるだろう。しかしこれらの作品においては、実験的な新しい小説技法の探究というよりはむしろ、より根本的な問いの結果であるように思われる。*The Invention of Solitude* が *The New York Trilogy* の原型となっていることは第3章ですでに指摘したが<sup>2</sup>、より自伝性が濃厚な *The Invention of Solitude* に関して、自伝的な作品ではないかというジョセフ・マリアの質問に対しては、オースターは、自伝というよりも ‘a meditation about certain questions, using myself as the central character’(106)なのだと答えている。*The Invention of Solitude* が自分を中心とする主体的な問いであり探究であるとすれば、*The New York Trilogy* は、同じ問題のより客体化された問いであり探究であると言えるだろう。換言すると、ニューヨーク三部作は隠蔽された自伝、ディコンストラクトされた「私の物語」であるのだ。興味深いことに、ジョセフ・マリアとの同じインタビューで、オースター自身が *City of Glass* は妻へのオマージュであり、‘a kind of fictitious subterranean autobiography’(107-8)なのだと語っている。これは他の2作にも共通することだろう。

*The Invention of Solitude* の前半は「見えない人間の肖像」と題され、オースター自身の父親の死を契機とした、自分自身と家族についての率直な語りとなっている。その中心は見えない「父」の探求である。

He [my father] ate, he went to work, he had friends, he played tennis, and yet for all that he was not there. In the deepest, most unalterable sense, he was an invisible man. Invisible to others, and most likely invisible to himself as well. If, while he was alive, I kept looking for him, kept trying to find the father who was not there, now that he is dead I still feel as though I must go on looking for him. (7)

生きている時でさえ父親は非存在、「見えない人間」であり、何としても父親を探し出して自己を父親に認識されたいという渴望がこのテキストには満ちている。そしてこのような父の不在、失われた父の探求というモチーフは、そのままニューヨーク三部作でも繰り返される。

不在の人間の探求はニューヨーク三部作のすべての作品に共通するプロットであり、破綻した父と息子の関係がテキストに頻出する。ダニエル・クインは事故で息子を亡くした父親であり、ピーター・スティルマンは自分の言語実験のために2歳の息子ピーターを9年間も暗い小部屋に監禁し虐待する。クインは、息子ピーターを父親から守るためにスティルマンを監視する仕事を依頼される。警察官だったブルーの父は彼が幼い頃に殉職している。若きブルーに探偵の仕事を教え、彼の代理父ともなるブラウンは、窮地に陥ったブルーが相談の手紙を書いても自分の楽しみに没頭し、ブルーの苦悩や不安には無関心で、役に立つ何の支援も、助言すら与えない。ブルーはあたかも父親に裏切られて自分自身の中身が空っぽになってしまったかのような気がする。ファンショアの父親は、ほとんど不在で家庭を顧みず、息子を理解することもない。ファンショアは、16歳の時から1年以上、父親が癌で死んでいくのを見続ける。結婚して自分自身が父親になると、今度は無責任に父親役を放擲し、失踪してしまう。

*Ghosts* においてブルーは、理想的な父子関係を憧憬するかのよう、実の父親との思い出を回想し、その思い出をめぐってさらに様々な父子関係のエピソードが想起される。

It has been many years ago since Blue crossed the Brooklyn Bridge on foot. The last time was with his father when he was a boy, and the memory of that day comes back to him now. He can see himself holding his father's hand and walking at his side, and as he hears the traffic moving along the steel bridge-road below, he can remember telling his father that the noise sounded like the buzzing of an enormous swarm of bees. To his left is the Statue of Liberty; to his right is Manhattan, the buildings so tall in the morning sun they seem to be figments. His father was a great one for facts, and he told Blue the stories of all the monuments and skyscrapers, vast litanies of detail — the architects, the dates, the political intrigues — and how at one time the Brooklyn Bridge was the tallest structure in America. The old man was born the same year the bridge was finished, and there was always that link in Blue's mind, as though the bridge were somehow a monument to his father. (177-78)

この一節は、現在時制と過去時制によって、ブルックリン橋を渡るブルーの現在と過去の父親との思い出の時間とが鮮やかに交錯し、ポリフォニーのように響きあう。ブルックリン橋は、今やブルーにとって失われた父の記念碑であり、父の表象である。かつて父親は、ブルックリン橋の建設の経緯をブルーに語ってくれたことがある。イーストリバーに橋を架けることに熱中してブルックリン橋を設計し、その建設計画に一生を捧げた父ジョン・ローブリングの遺志を息子のワシントンが継承し、父子の献身的な努力と渾身の力によってその橋は完成したのだ。息子ワシントンにとって橋は自分の身体の一部でさえある。ブルックリン橋を介して象徴的に、ローブリングとブルーの父と息子は強い絆で結びつく<sup>3</sup>。ブルーは20年前にある事件で死亡した父を偲び、もし天国があるとすれば死んだら父親に会えるのだろうかとかさえ考える。

必然的な連想からブルーは、雑誌に掲載された、また別の父と息子の数奇な運命について思い出す。フランスのアルプスでスキー中に雪崩にあい行方不明となったひとりの男性が、数十年後に偶然その周辺でスキーをしていた息子によって氷に包まれた死体となって発見される、という記事だ。若い姿のまま凍りついた父親に、息子は鏡に映った自分の顔を見るような思いを抱く。ブルーは記事を読んだ体験の共有を願い、父親が「ここにおいて、自分と一緒に橋を渡り、話をしてくれたらいいのに」(180)と渴望する。

「父」を求めるブルーのこのような渴望は、まるで見えない人間を見張っているかのように感じるブラック監視の仕事と重なり合う。しかもブルーとブラックは鏡像関係にある。アパートの窓からブラックを凝視していると、反対にブラックに見られている気がしてブルーは身を隠すが、さらに観察すると、それは単なる'a blank stare'であり、'a look that makes things invisible, that does not let them in'(164)にすぎない。ブラックはそこにいるのに'impossible to see him'(176)なのであり、本当に見えている時でさえ見えない存在である。しかし、ブラックを見張り続けているうちにブルーは、どこかで見たことのある顔だという錯覚さえ抱く。ブラックに対する近親感と拒絶というアンビヴァレントな感情に、ブルーは混乱し始める。

There are times when he feels totally removed from Black, cut off from him in a way that is so stark and absolute that he begins to lose the sense of who he is. Loneliness envelops him, shut him in, and with it comes a terror worse than anything he has ever known. It puzzles him that he should switch so rapidly from one state to another, and for a long time he goes back and forth between extremes, not knowing which one is true and which one false. (186)

ここには親に認識されない子どもが体験する孤独感やアイデンティティの不安と同様の感情が表出されており、ブルーの未熟さが露呈している。対象から拒絶される恐怖にブルーは子どものように怯え、代理の父ブラウンに虚しく助けを求めるしかない。

ブルーの未成熟さは未来のミセス・ブルーとの関係にも表れている。ブラックや仕事のことだけを考えると満足感で充たされるのに、未来のミセス・ブルーのことを意識したとたん必ずパニックに陥る。“All of a sudden, his calm turns to anguish, and he feels as though he is falling into some dark, cave-like place, with no hope of finding a way out.”(173) ブラックに関する事実を説明する物語なら無数に思いつくのに、未来のミセス・ブルーは、ブルーにとって、完全に'silence, confusion, and emptiness'(174)である。自分を弱い男だと思われたくないと、ブルーは彼女に電話するのを自制し、どんなに彼女を必要としているか彼女が知ったら、男として優位な立場を失う、と考えている。女性に対し「男性は常に強者でなければならない」(165)というブルーの陳腐な信念は、ファロスの表明というよりむしろ単なる虚勢にすぎない。父と慕うブラウンに期待を裏切られて初めてブルーは一人立ちの決意をし、誰の指図も受けないと決心してやっと未来のミセス・ブルーに電話をかける勇気が出るが、その時にはもはやミセス・ブルーは不在である。

そこに存在しているのに非存在の失われた「父」の探求は、同時に作家(author)として書くことの意味を問いつくすことでもある。アリソン・ラッセルは*City of Glass*におけるダニエル・クインの探求を'a pursuit of paternal authority associated with creation and also a quest for his own identity'(Russell 99)と説明しているが、これはそのままブルーにも適応される。また、スティーヴン・フレッドマンは次のように指摘する。

In my reading of Auster's prose, the post-modern inquiry into the relationship between writing and identity metamorphoses into a confrontation with a series of gender issues, oriented around the father, and then



metamorphoses again into an interrogation of the particularly Jewish concern with memory. (Fredman 7-8)

「父」の探求、アイデンティティの模索、創作の問題は不可分の関係にあり、ブルーにとって物語を考え出すことは、ブラック監視のメタファーとなっている。ブラックは 'a hole in the texture of things'(173)なのであり、一種のブラックボックスのようなブラックを見張りながら、日々物語の数は増殖してゆくが、ブルーは安易に妥協はしない。"more than anything else he would like to learn the real story" (173)だと自覚しているからだ。ブルーは、自分の言葉が、いつものように事実をはっきりと描いてそれらを明白に世界に位置づけてくれるのではなく、むしろ事実を消滅させようとしていることに初めて気づき狼狽する。そしてそれは「見えない」ブラックのせいなのだと結論する。混乱したブルーは、ブラック監視の仕事を依頼したホワイトこそ本当の作家であり、ブラックはフェイクであって、実体のない役者にすぎないのではないかとさえ疑う<sup>4</sup>。

ブラックは、膠着状況打開の方策として変装を決意したブルーに親しげに話しかけ、大学卒業後12年間も部屋に閉じこもって小説を書き続けたナサニエル・ホーソーンに言及して、次のように言う。

Writing is a solitary business. It takes over your life. In some sense, a writer has no life of his own. Even when he's there, he's not really there. (209)

ここでは作家もまた不在であり、見えない不在の「父」は、見えない不在の「作家」と同義となっている。同時に、ブラックとブルーの立場は置換可能となる。ブラックこそが、ホワイトへの報告書を書くことに憑かれたブルーを見張っているのかもしれない。

アルゴンキンホテルのロビーでブラックがオンザロックでブラックアンドホワイトを注文し<sup>5</sup>、ブルーが 'シンメトリーのために' ブラックと同じものを注文する(しかもこれは2回繰り返される)場面から、ふたりのダブルとしてのイメージがより濃厚となり、ブルーとブラックの見る者/見られる者という主客の立場は転倒する。あろうことかブラックは探偵ブルーに、自分の仕事は私立探偵であり、1年以上人を見張る仕事をしているのだと言う。

My job is to watch someone, no one in particular as far as I can tell, and send in a report about him every week. Just that. Watch this guy and write about it. (214)

見張っている相手は1日中部屋に閉じこもって机に座り、何かを書いているだけで、退屈で気が狂いそうだとブラックは言葉を続ける。今では自分のことより相手のことをよく知っているほどで、「彼が何を考え、どんなことをして、どこにいるのか、すべて判っている」(215)。そしてブラックは、その人物は自分自身の物語を書いているのだと言う。彼が監視に気がついていることこそが核心であり、彼はそれを必要とし、それこそが彼の生きているという証なのだ。ブラックはこのように語ると、ブルーを残してホテルから姿を消す。

翌日ブルーはセールスマンに変装し、今後の行動のために部屋の中を観察しようと、思いきってブラックのアパートを訪れる。すると今度は、自分の正体は作家だとブラックはブルーに打ち明ける。あまりの展開にブルーは、逡巡しながらも、事態に決着をつける決意をし、"If he doesn't take care of Black now, there will never be any end to it. This is what the ancients called fate, and every hero must submit to it."(222)と、結論する。ブルーにはもはや選択の余地はない。ブルーは自分が臆病者だと自覚しており、'hero'という言葉は皮肉にもここでもファロスとは無縁である。このテキストは一見、女性が排除された男性の物語のようでありながら、その男性性はディコンストラクトされている。

ブラックの留守を利用して、ブルーは彼のアパートに忍び込むのだが、部屋に入った瞬間、自分の内部が暗転し、夜の闇が毛穴を通して自分の上に重くのしかかったかのように威圧され、あまりの恐怖にブルーはそのまま気絶してしまう。やがて意識を回復したブルーは、転倒の衝撃で腕時計が破損して時間の経過も定かではないままに、遠い昔に来たことのある場所のようだと思い至る。

Dimly at first, he regains consciousness with a sense of having been here before, perhaps long ago, and as he sees the curtains fluttering by the open window and the shadows moving strangely on the ceiling, he



thinks that he is lying in bed at home, back when he was a little boy, unable to sleep during the hot summer nights, and he imagines that if he listens hard enough he will be able to hear the voices of his mother and father talking quietly in the next room. (223)

オースター独特の現在、過去、未来という重層的な時制の語りによって、逆説的に時間と場所が拡散しつつ集約され、同時に父親の探求、アイデンティティの模索、そして作家として書くことの問題がひとつに収斂されていく。ブルーはブラックの原稿を自分の部屋に持ち帰って読むが、それはブルー自身がホワイト宛に書いたブラック監視の報告書だと判明する。

Having penetrated Black's room and stood there alone, having been, so to speak, in the sanctum of Black's solitude, he cannot respond to the darkness of that moment except by replacing it with a solitude of his own. To enter Black, then, was the equivalent of entering himself, and once inside himself, he can no longer conceive of being anywhere else. But this is precisely where Black is, even though Blue does not know it. (226)

ブラックの部屋に侵入することは、ブラックの孤独の領域に入り込むことであり、自分自身の孤独を知ることでもある。ブラックの中に入ることはいわば自分自身の中に入ることであり、もはやそれ以外の他の場所に自分が存在するとは想像できない。しかもそここそがブラックの存在する場所なのだ。

ブラックの部屋で、怪物の仮面を被ったブラックと対峙するブルーの姿は、どちらかが死ぬまで、あるいは互いに殺し合わなければ決着しないという意味でも、アルプスの氷河や北極の凍りつく氷原で互いに向かい合う怪物とフランケンシュタインを想起させる<sup>6</sup>。ここには、同じダブルモチーフでも、ウィリアム・ウィルソンやジキルとハイドのような善悪の概念の入り込む余地は全くない。ブラックの部屋は 'a no man's land' であり、「世界の果てにたどり着く場所」(220)である。*Ghosts* にはウォルトン役が登場しないため、グレーが生き延びて、物語を伝える役割を果たすことになる。あるいは結末で突然登場する「私」がウォルトン役を果たしているのかもしれない。そしてこの役割は、*The Locked Room* の語り手「私」に引き継がれる。「私」は、テキストのなかで、*The Locked Room* のみならず、*City of Glass* 及び *Ghosts* の作者ということになっている。) *The Locked Room* でも、語り手「私」は、自分が勝手にファンショーだと思い込んだスティルマンと名乗る人物と殴り合いをし、ファンショーと「私」のどちらかが死ななければ、物語は決着しない。“I wanted to kill Fanshawe. I wanted Fanshawe to be dead, and I was going to do it. I was going to track him down and kill him.” (315) ここには同じ問題がある。父親になることの意味、アイデンティティ確立の困難、(シェリーの場合は女性として)作家となることの問題である。

*Ghosts* のテキストには様々な形の父子関係が頻出するので、一見、父系の確立を志向しているかのように錯誤するかもしれない。しかし、本当は、それはもはや虚構、ディコンストラクトされているという認識から出発しているのではないか。生物学的にも象徴的にも失われた「父」を求める彼らのアイデンティティ探究の結末は、子宮へとひきこもるか、世界の果ての凍りつく氷原へと至るかのどちらでしかない。三部作最後の作品 *The Locked Room* のエンディングは読者に希望を抱かせはするが、この問題は、*Moon Palace* (1989) で、親子3世代にわたる孤児によるアメリカの歴史を問い直す旅を通して、新たに国家的視野から再び探究されている。

#### (注)

- 1) 作中の伝記的事実に関しては、スプリンガーの *A Paul Auster Sourcebook* に詳しい。
- 2) パスカール・ブルックナーは、オースターを理解するためには *The Invention of Solitude* から出発するべきだし、“all his books lead us back to this one” (Bruckner 27) とさえ、述べている。
- 3) *City of Glass* では、息子を虐待した父親スティルマンとおぼしき人物が、ブルックリン橋から投身自殺をする。
- 4) 三部作において色の相互的な使用は際立っているが、ホワイトとブルーは、*City of Glass* のピーター・スティルマン・ジュニアの描写に極めて印象的に使われており、もちろん *Ghosts* に登場するホワイトやブルーと無関係ではないだろう。さらに言うと、鯨や氷山や北極の白さとも。“Everything about Peter Stillman was white. White shirt, open at the neck; white pants, white shoes, white socks. Against the pallor of his skin, the flaxen thinness of his hair, the effect was almost transparent, as though one could see through to the blue veins behind the skin of his face. This blue was almost the same as the blue of his eyes; a milky blue that seemed to dissolve into a mixture of sky and clouds.” (17-18)

- 5) 1920年代から40年代にかけて、文学者たちの集まるホテルとして有名であったアルゴンキンホテルが舞台として設定されていることは、偶然ではないだろう。また、テキストにアルゴンキン族インディアンへの言及があることから(213)、アメリカの歴史を想起させる意図は明らかだろう。
- 6) このような指摘は唐突に聞こえるかもしれないが、*Frankenstein*(1818)がメアリ・シェリーの作家としての根源的な葛藤や時代の先端思想が交錯する文学的環境から生まれたことを考慮すれば、多くの面で原型的な文学テキストであることがわかるだろう。間テキスト性という点でも注目に値する。

#### 引用文献

- Auster, Paul. *The Invention of Solitude*. New York: Penguin, 1988.
- . *The New York Trilogy*. New York: Penguin, 1990.
- . “Interview with Joseph Mallia.” In *The Red Notebook*. London & Boston: Faber & Faber, 1995, pp. 104-15.
- Bruckner, Pascal. “Paul Auster, or The Heir Intestate.” In Dennis Barone (ed.) *Beyond the Red Notebook: Essays on Paul Auster*. Philadelphia: U of Pennsylvania P, 1995, pp. 27-33.
- Fredman, Stephen. “How to Get Out of the Room That Is the Book?: Paul Auster and the Consequences of Confinement.” In Harold Bloom (ed.) *Bloom’s Modern Critical Views: Paul Auster*. Philadelphia: Chelsea House, 2004, pp. 7-41.
- Lewis, Barry. “The Strange Case of Paul Auster.” *Review of Contemporary Fiction* 14:1, Spring 1994, pp. 53-61.
- Russell, Alison. “Deconstructing *The New York Trilogy*: Paul Auster’s Anti-Detective Fiction.” In *Bloom’s Modern Critical Views: Paul Auster*. pp. 97-111.
- Springer, Carsten. *A Paul Auster Sourcebook*. Frankfurt/New York: Peter Lang, 2001.

☒ 原 著 ☒

## 人権教育に基盤を置いた市民性教育

若槻 健<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Citizenship education based on human rights education

Ken Wakatsuki<sup>1</sup>

#### 和文要約

本稿は、人権教育の観点から市民性教育を検討するための、ある小学校での実践事例研究である。子どもたちを社会を担う市民へと育てることが、市民性教育の目的である。しかし、その内容は多様で、複数の市民性教育が併存している。人権教育に基盤を置いた市民性教育では、すべての成員の声が異なるものとして平等に認められる民主的な社会の形成に子どもたちを参画させることを目的としている。本稿の事例から、人権教育に基盤を置いた市民性教育には、「あたためあう関係」が決定的に重要であることが示された。「あたためあう関係」には二つの側面がある。一つは「情」的なもので、それぞれの「いいところ」を互いに見つけることで、社会に参画するようエンパワーすることである。もう一つは、「知」的なもので、自分とは異なる意見を「聴く」ことで、自分の思考を拓けることである。「あたためあう関係」は一見私的な問題だと思われがちだが、我々の公的な生活に対しても重要な役割を持っているのである。

キーワード：市民性教育 (citizenship education)、人権教育 (human rights education)、社会参画 (participation)

#### 英文要約

This article is a case study of a practice in elementary school to examine citizenship education from the view point of human rights education. Cultivating children to be citizens who shoulder their societies is the purpose of citizenship education. But the contents of citizenship education vary and there are plural different citizenship educations. Citizenship education based on human rights education aims to make children participate in building democratic society which the differential voices of all members are respected equally. I examined a practice of citizenship education based on human rights education in elementary school and recognized that 'warming human relations' among children are crucial for this purpose. They have two function; one is emotional relations which empower children for participating in their society by searching their 'goodness' each other. The other is intellectual ones which broaden their thought by hearing the other's differential voices. 'Warming human relations' are private problem at a glance, but they have important role in our public life.

### 1. はじめに

本稿は、市民性教育の展開について、人権教育の観点から検討するための事例研究である。私たちはある社会の中に生まれ育ち、その社会の一員として生きていく。その社会を担う一員としていかに「大人」となるかという点を強調するのが市民性教育だと言えよう。グローバル化が進み、(国民) 国家の枠組みが必ずしも自明ではなくなってきた今日にあって、また「個人主義」が進展し、「公(共)」の精神が衰退が言われるなか、市民性教育は世界的に注目を集めるようになってきている。米国では1990年代にクリントン政権下で教育政策として検討され、英国では2002年から「シティズンシップ」がナショナル・カリキュラムとして必修化されている。日本においても市民性を育むための教育が各地で行われ始めている。

しかしながら、個人と社会の関係をどう考えるかによって市民性教育の内容は多様でありえ、実際いくつもの、場合によっては対立する内容をもつものが市民性教育として併存している。それは市民性＝シティズンシップの内実をどう理解するかに依っていると見えよう。たとえばデランティは、2つのタイプにシティズンシップを分

---

<sup>1</sup> 本学専任講師

け、それぞれ「義務と権利」、「参加とアイデンティティ」から特徴づけている<sup>i</sup>。前者は法によって国と契約を結ぶ市民であり、後者は自らの属する社会に積極的に関わり、社会を形作り、自らのアイデンティティをそこに見出す市民である。

こうした複数の市民性教育が混在するなかで、本稿ではある小学校での教育実践を事例として取り上げ、人権教育の観点から市民性教育について検討を加えたいと思う。以下、2節で市民性教育の分析枠組みを述べ、人権教育と市民性教育の関係について整理する。その後、3節である小学校で行われている教育実践を取り上げ、人権教育に基盤をおいた市民性教育の具体像を浮かび上がらせる。

## 2. 市民性教育と人権教育

### 2-1 3つの市民性教育<sup>ii</sup>

市民性教育の多元性を理解するにはウェステイマーとカーンの言う市民の3類型が手がかりとなる<sup>iii</sup>。彼らは、米国における民主主義教育をめぐる議論のもつれた現状を分析し、そのなかで異なる志向性を持つ3つの「市民」像を提示している。これを筆者の理解から簡潔に名づけると「モラル型」、「スキル型」、「公正型」となり、それぞれ次のような特徴を持つ<sup>iv</sup>。

#### ①モラル型

「モラル型市民」は、個人として社会に責任を果たす市民を目指すもので、伝統的コミュニタリアン<sup>v</sup>の抱く市民像に近い。彼らはきちんと働き、税金を払い、法に従い、災害が起これば助け合う。道徳教育（character education）と親和性が高く「正直」、「誠実」、「自己鍛錬」、「勤勉」といった徳性（品位）を個人が身につけることが期待される<sup>vi</sup>。敬意をもって他者に接し、怒りを平和的に処理し、他者の気持ちを思いやり、他人を傷つけない。人からして欲しいと思うことのすべてを人々にせよ。コミュニティが受け継いできた道徳的価値に忠実であれ、というわけである。

「モラル型」は、一人ひとりに道徳性を植え付けることが全体の利益に繋がると考えている。いわば伝統的コミュニタリアンに個人主義を融合させたのがこの「モラル型」と言えるだろう。

#### ②スキル型

「スキル型市民」は、コミュニティにおける市民活動や社会生活に積極的に参加する知識や能力を持った人々を指す。こうした「市民」育成に求められるのは、政府や行政組織、地域の団体がどのように機能しているのかを教え、支援を必要としている人のために組織を計画し、参加することの大切さを教えることである。たとえば、NPOを運営する能力がそれにあたる。「モラル型市民」が出来合いのコミュニティ・サービスに協力する（例えばバザーにモノを提供する）のに対し、「スキル型市民」は自らコミュニティ・サービスを企画し、実行するのである<sup>vii</sup>。

したがってこの立場は、コミュニティを担っていくための知識やスキルを強調する。市民生活に参加するためにはマネージメント能力、他者とうまくつきあう能力、情報処理能力といったものが必要なのであり、要は有能な個人育成に焦点を当てる。こうしたことから「スキル型市民」は、他者との連帯、問題の集団的解決を重視しながらも、「強い個人」を前提としている側面がある。「スキル型」においては、一人ひとりの能力を高めることが結果としてコミュニティを活性化していくと考えられるのである。

#### ③公正型

「公正型市民」は、今日の社会における不公正（injustice）な問題を取りあげ、社会正義を追求する重要性に明確な注意を向ける。批判的に社会的・政治的・経済的構造を注視し、現状の不公正に変化を求めて挑む集団的戦略を考える。そして可能なきときには問題の根元を明らかにする。コミュニティの問題について集団的な解決を見いだそうとする点では「スキル型市民」と問題意識を共有するが、社会問題や不公正を批判的に分析し、社会を改良していこうという革新的な姿勢において違いを見せる。スキル型が現在の社会・政治・経済的構造を留保したなかで支援を必要とする人を助けることにより「よりよいコミュニティ」を目指すのに対して、「公正型市民」は、社会構造そのものにメスを入れる。つまり問題の原因は、個人に帰せられるよりもむしろ個人をそういう状況に追いやる社会構造にあるという立場に立つのである。

また、前2つの「市民」が社会問題への対処療法的アプローチ（サービス自体が目的）であるのに対し、公正型は社会問題を生み出す根を掘り起こそうとするものであるとも言えるだろう。サービスの質を向上させることよりも、むしろコミュニティ・サービスに関わるなかで、当事者たちとつながり、彼らと問題を共有し、コミュニティを理解する新たな視点を見いだすことに目標が設定される（もちろん、見いだされた新たな視点をもとにしてサービス自体も更新される）。このため「公正型市民」は、批判的分析能力や社会認識力を重視する点で他の2つから際だっている。

この3つの「市民」像を明確化させるために、1つの話を考えてみる。私たちの町にホームレスの人々がいるとする。それぞれの「市民」はどのような行動を起こすだろうか。「モラル型」は、ホームレスのためにボランティア活動をしている団体に衣類や缶詰を提供したり、バザーを行って得た収益を寄付したりするだろう。「スキル型」は、自らこうしたボランティア活動を組織し、サービスを運営していくだろう。そして「公正型」は、ホームレスを生み出す社会的・政治的・経済的構造の問題に分析の目を向け、不公正を社会に訴えていくのである。

学習の「ふり返し」(reflection)において、ふり返る内容を考えてみると3者の相違がわかる。「モラル型」はどれくらい徳目を内面化できたかをふり返り、「スキル型」はどれくらいうまく活動が運営できたのか、サービスの質は高かったかとふり返る。そして「公正型」は自分たちの批判的分析が現実をどれだけ明確に捉えることができているのかをふり返るのだ。

表1 3つの市民性教育

	モラル型市民	スキル型市民	公正型市民
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティで責任をもった行動をする</li> <li>・働き、税金を払う</li> <li>・法に従う</li> <li>・リサイクルや献血に協力する</li> <li>・災害の時にはボランティアに協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティを組織したり改善する活動的な一員</li> <li>・支援を必要とする人のための活動を組織する。コミュニティの経済状況や環境を改善する</li> <li>・行政の役割を知る</li> <li>・協力して課題に取り組む方法を知る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面的な原因を越えて社会的・政治的・経済的構造を批判的に吟味する</li> <li>・不公正な領域を探り明らかにする</li> <li>・社会運動について知り、システムを変革する方法を学ぶ</li> </ul>
活動例	食料配給に食料を提供する	食料配給を自ら組織する	なぜ人々が飢えるのかを考察し、根本的な原因を解決するために行動する
前提	市民は、よい徳性を持たねばならない。正直で、責任感があり、法を遵守するコミュニティの一員であること	市民は、積極的に参加しリーダー的立場をとらなければならない（既存のシステムとコミュニティの構造の範囲内で）	市民は、不公正を再生産する既存のシステムと構造を疑問に付し、変革していかなければならない

(Westheimer & Kahne.2004,p.263をもとに筆者が作成)

こうしてみると「モラル型」と「スキル型」に特有なのは、その個人主義的側面と現状維持(=同化)的側面である。そしてその特徴を鏡として照らし出すのが「公正型」である。モラルもスキルも所与の社会の中で「よく(上手に)生きる」ために個人が身につけるものであることが、社会の矛盾に目を向け、それを変革していこうとする「公正型」との比較を通して明らかにされている。

「モラル型」も「スキル型」も社会とのつながりを一面では重視しているが、個人としての道徳的・能力的卓越(=「自立」)を意図しているために、必ずしも人と人をつなぐ契機となっていない。また、「モラル型」や「スキル型」は、ボランティア活動の内容そのものに潜む社会的・文化的矛盾には射程が届きにくい。それは両者の場合ともに、所与の社会の価値観を前提としており、それと異なる価値観と交渉するチャンネルが開かれていないからである。実際、「スキル型」のボランティア学習(サービス・ラーニング)に取り組むことで有能感を高めた子どもたちが同時にサービスの受け手への偏見を強めたという報告もある<sup>10)</sup>。こうしたなかでは、社会の多様性は確保されず、すべての人は、所定の道徳的基準・能力的基準によって「よい市民」-「悪い市民」のなかに配置されることになる。



バーバーは、「参加なしのコミュニティ」は「反省されない同意と統一」を生み出し、単なる「集団主義」となりがちであるが、「コミュニティなしの参加」は「競争的な利益追求」を育て、単なる個人主義を強めるだけであると言う<sup>18</sup>。前者は「モラル型」を、後者は「スキル型」を端的に象徴している。今日流布する言い方に変えると新保守主義と新自由主義と言うこともできるかもしれない。

それに対して「公正型」においては、社会は所与ではなく、「よりよく」作り直されるものとされている。ここでいう「よりよく」とは、所与の道徳的基準や能力的基準を意味していないことは言うまでもない。それはより多くの人々の声が反映される社会を作り出すという意味で「よりよい」のである。

## 2-2 人権教育としての市民性教育

では、人権教育は市民性教育とどう関係があるのか。一言で人権教育といっても市民性教育同様さまざまであるだろうが、ここでは、一人ひとりの人権が尊重される社会を担う[創る]人間の育成としてとらえよう。したがって、人権教育の観点からは、一人ひとりの多様な声が平等に尊重される「民主主義社会」の担い手の育成が市民性教育として求められる<sup>19</sup>。

そうすると、人権教育としての市民性教育は、上の「公正型」と親和的といえるだろうか。そこでは何より、マイノリティの声に耳を傾け、連帯する契機が含まれているからである。

カーンは単一で静的な共同善を志向する伝統的なコミュニタリアニズムに対して、多様な声によって共同善を更新していく(コミュニティを再構築する)「デモクラティック・コミュニティ」を指している<sup>20</sup>。そこでは異なる意見の対立こそがコミュニティ更新の契機となる。それは異なる利害集団の妥協点を見出すことではなく、新しいものを作り出していく営みである。コミュニティは常に異なる集団に開かれてこそ生き続けることができる。他者との終わりなき対話の過程がコミュニティの活力となり、より公正なコミュニティの構築が目指されるのだ。

池田は、市民性教育を「社会的な障壁を永続させるのではなく、それらを矯正し変革する過程に参加する人間を育てること」<sup>21</sup>として理解する。池田は、教育コミュニティを構想するなかで、人々が利己的な個人主義に陥ることなく、みなに共通の善きものを追求するために協働することを論じた。共通の善きものは異なる他者との対話から生み出される。公共の問題へ関心を持ち、社会変革へコミットしていく者たちの育成である。

## 3. K 小学校の実践

### 3-1 K 小学校のプロフィール

K 小学校は、大阪府北部にある明治以来の長い歴史を持つ小学校である。同校は長く同和教育推進校としての実践を積み重ねてきた歴史がある。ゆえに、地域の中の学校という意識が強く、地域連携は教育の柱の1つとなっている。児童数は、600名弱で、各学年3クラスの中規模校である。各種加配教員を受け担任外で動ける教師が、人権教育推進担当としてチームを組んでいる。また、1990年代にオープンスクール型の校舎新改築を行い、オープンスペースとして使える広い廊下、校舎の中心にあり壁を取り払うことのできる図書室など特色がある。教室も図書室も通常戸が外されており、開放的な雰囲気の中にある。校内研修、研究授業等も盛んで、毎年2月には、独自の公開授業研を開き、全国から多くの来校者を迎え、教育の質を高めている。人権教育推進担当グループと各学年集団が連携して、チーム力でK小の教育実践をつくっていく。「めざす子ども像」や「学校教育活動の重点」など以下の学校教育目標のもと、学校として研究開発に取り組み、今日に至っている(表2)。

表2 めざす子ども像と学校教育活動の重点

めざす子ども像	
①	自分が大切な存在であると実感できる子
②	他者に共感でき思いやりのある人権感覚にあふれる子
③	基礎・基本や自ら学び考える力など確かな学力の向上を目指す子
④	積極的に社会に参画しようとする子
学校教育活動の重点	
①	国際的な人権教育の潮流を踏まえ、「人権教育の四側面」で日々の教育活動を検証し、本校教育の充実を図る

② すべての子どもが基礎基本を確実に身につけることのできる魅力あるわかりやすい授業の創造と一人ひとりを大切にきたきめ細かな指導
③ 知的好奇心や探究心を持ち、生活のなかや社会にある様々な課題について主体的に学び、問題を解決しようとする力を育む
④ 子ども同士、教職員と児童が相互に共感と信頼に基づく暖かい豊かな人間関係をつくり、一人ひとりが尊重され、自らの良さや可能性を発揮し、豊かな自己実現が図れるよう教育活動を推進する
⑤ すべての人が個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求の権利が尊重される社会の実現に向け行動できる力を育む

「めざす子ども像」「学校教育活動の重点」にはK小の教育実践を表すキーワードがちりばめられている。「めざす子ども像」は、自分を大切に思える(①)とともに、他者を思いやることのできる(②)、そして自ら学び(③)、社会に参画すること(④)を表している。自他を尊重し社会に参画する人権教育である。これは、以下で述べる「あたたため合う関係を基盤に自立できる子どもを目指して」に具体化される。

また「学校教育活動の重点」①の「人権教育の四側面」とは、1) 人権としての教育:学習権。基礎学力保障、2) 人権についての教育:人権課題学習(総合学習・課題設定学習)、3) 人権が大切にされた教育:双方向的なやり取り。子どもの権利、4) 人権を目指す教育:地域社会とのつながり。人権企業家教育、のことであり、②～⑤がその内容を示している。単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、子どもたちの学ぶ権利が保障され、日常の学校生活で子どもたちの人権が大切にされ、最終目標として人権の尊重された社会づくりを目指しているわけである。

### 3-2 あたたため合う関係を基盤に自立できる子どもを目指して

K小では、ここ数年「あたたため合う関係を基盤に自立できる子どもを目指して」を合言葉に教育活動を展開している。これは、友人間で肯定的な人間関係を構築し、一人ひとりが自立して学ぶことができるようになることである。K小のあらゆる教育活動が「あたたため合う関係」と「自立」を意識して構成されている。そして「自立」とは、単にテストの点で測る「学力」をのばす「自学自習力」のようなものではなく、社会に参画する力をさして「自立」と呼んでいる。

そのために授業づくりの3つの柱として挙げられるのが「もとめる」「伝える」「つながる」である。

- ・「もとめる」一人ひとりの興味や関心、個性をもとに、自分自身の課題を求め、見通しのある学習活動を行う。
- ・「伝えあう」互いが持つ意見や考え、情報などを共有していくために、図や文章などの目に見えるかたちにして、しっかりと繰り返し伝えあう。
- ・「つながる」学習活動のなかでつかんだものを、自分なりの言葉でメタ認知することにより、活動と学び、学びと学びをつなぐ。

伝えあうなかで、自己を確立していくことが目指されているわけである。例えば、子どもたちがそれぞれ書いた文章についてコメントのやり取りを行い互いの思いや意見を伝えあっていく。これが授業づくり・検証の観点とされており、「もとめる」「伝える」「つながる」の繰り返しにより、「あたたため合う関係を基盤に自立できる子ども」が目指されている。

またK小の実践は「人間関係づくり」と「基礎学力の保障」、「人権総合学習」という3つの領域に分けられている。表3は、2007年度3年生の年間カリキュラム、表4はそのなかの「基礎学力保障」に位置づけられる「とびだせ! かやっ子ライター」の活動の流れである。すべての領域において、「あたたためあう関係」や「自立」が意識され、また社会とのつながりが重要視されている。社会とのつながりというのは、地域に発信していったり、貢献したりと、学習が最終的に社会的に有用な活動へと昇華することを意味している。表3でいえば、自然のもの、友達、地域の「すてき」を見つけて、言葉で表現していく。そして最終的に地域(の「すてき」なところ)紹介のお話をつくり発信していく。読み書きといった基礎学力を高めると同時に、自他の人権を大切に、社会へ参画していくことが目指されているのである。

表3 年間カリキュラム



表4 活動の流れ

	活動	内容
一学期	書いて読んでぐんぐんぐん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の作文を読みあい、思いが伝わる場所やもっと知りたいところなどを交流する。相手によく伝わる書き方のポイントを出しあい、意識して書くようにする。</li> <li>・友達のいいところを見つけ、作文にしておくりあう。</li> </ul>
二学期	自分のキャッチフレーズを作ろう ～伝えよう！かやっ子ライター～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達のいいところを見つけ、キャッチフレーズにする。相手に伝えるための観点を共有し、意識しながら文を書く。キャッチフレーズに込めた思いを文章にし、相手に伝える。</li> <li>・自分のいいところを見つめなおし、自分のよさを作文やキャッチフレーズにする。</li> </ul>
三学期	みんなのすてきを伝えよう ～飛び出せかやっ子ライター～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域をよくしようと努力している方のことや、地域のすてきなどところを調べ、構成を考え、お話にする。</li> <li>・お話を読みあう中で、気持ちの伝わる場所やもっと知りたいところを交流し、より相手の心に届くものをめざす。</li> </ul>

#### 4. 市民性教育にとってのあたため合う関係

K小の取り組みは、「基礎学力保障」であっても、同時に人権教育であり、「あたため合う関係」と「社会への参画」を意図している。従って、いわゆる読み書き算のスキル獲得といった狭い意味での基礎学力ではなく、実社会で生かしていくための力を保障することをめざして基礎学力保障というふうに言っているのである。そしてまたこうした学習は、一人の子どもたちの中で自己完結する（個人の卓越）のではなく、人や社会と必然的に結びつく（つながる）ものでもある。

#### 4 - 1 あたためあう関係の「情」的側面

K小学校の教育目標である「あたためあう関係を基盤に自立できる子どもをめざして」には「あたためあう関係」と「自立」の2つの局面がある。「あたためあう関係」というのは、学習の前提として互いを認め合う人間関係があるということの意味している。お互いの書いたものに対して「いいところみつけ」のコメントのやりとりが3年生の「かやっこライター」では行われていた。自分の表現に対して肯定的なコメントをもらえることは、子どもたちにとって単純にうれしいことで、もっと書こうという意欲につながったと思われる。子どもたちが他人から認められる機会は、日本では意外と多くない。クラスメイトからの肯定的な言葉かけによって、子どもたちは自信が付き、学習意欲が高まるだろう。

さらに、このことは同時に他人を認める、友だちのいいところに目を向けるという意味も持っている。意識して初めて気づく友だちのよさや、友だちから言われて初めて気づく自分のよさ、こういったコメントのやりとりを通じて、他人を見る目、自分自身を見る目があたたかく、自信に満ちたものになっていく。こういったことはしばしば「自尊感情」という言葉で表現されてきたと思われるが、自尊感情というのも自分のよさを認めることだけではなくて、他人のよさを認めることでもある。

K小の取り組みは、様々な理由から自尊感情が低い子どもたちをエンパワーすることを出発点にしているが、そういった子どもたちの自己イメージを変えるには、周りの子どもたちの力、たとえばコメントカードがそういう役割を果たしているが、それが不可欠なものとしてある。

#### 4 - 2 あたためあう関係の「知」的側面

それから「あたためあう関係」には、「人間関係づくり」といったどちらかという「情」に関わるものに加えて、自分とは異なる視点や考え方、感じ方を提示してくれるという「知」に関わる側面がある。他者からのコメントは、子どもたちの世界を広げ、読みを深める「気づき」のきっかけになっている。私たちはそれぞれ異なる人生を背負って生きていて、物の捉え方も感じ方も異なる。それは誰の考えが正しくて誰の考えが間違っているという類のものではないし、教師が正答を持っているわけでもない。バフチンは次のように言う。

言語の中の言葉は、なかば他者の言葉である。それが＜自分の＞言葉となるのは、話者がその言葉の中に自分の志向とアクセントとを住ませ、言葉を支配し、言葉を自己の意味と表現の志向性に吸収した時である。この収奪（借用・アプロプリエーション）の瞬間まで、言葉は中性的で非人格的な言語の中に存在しているのではなく、（なぜなら話者は、言葉を辞書の中から選び出すわけではないのだから！）、他者の唇の上に、他者のコンテキストの中に、他者の志向に奉仕して存在している。つまり、言葉は必然的にそこから獲得して自己のものとしなければならないものなのだ<sup>xiii</sup>。

私たちは他人の言葉をもとにして自分の言葉を作り上げ、考えを深めていくものである。自分の中に他人の言葉を取り込んでそれを噛み砕くことが、私たちの言葉を豊かにする。子ども一人の経験からは生まれてこない考え方や感じ方を友だちや大人のコメンタは提供してくれる。子どもたちは複数の目を自らの中に住ませることができ、人や社会を見る力を広げているといえるだろう。伝えあい、あたためあう関係のなかで、子どもたちは自分の経験を深めてくれる他者（友達、教師、地域住民...）と出会う。子どもが学ぶということは、それまでの子どもの経験からは生まれてこない新しい経験を積み上げるということであり、そしてその新しい経験は、自分の外からやってくる。再びバフチンの言葉を借りれば、

存在することは、すなわち他者に対して、他者を通じて自己に対して、存在することである。人間には彼が主権をもっているような内的領域は存在しない。彼の全存在は常に境界にあり、自己の内面を見ることはすなわち他者の目を見ること、あるいは他者の眼で見ることなのである。……私は他者なしにはありえないし、他者なしに自分自身となることもできない。－即ち私は、自己の中に他者を見出しつつ、他者の中に自己を見出さなければならない（相互に反駁しあい、相互に受け入れあいながら）<sup>xiv</sup>。

子どもたちは他者の目を通して自己を見出す。自己は半ば他者によって形作られるのである。こういった意味でも「あたためあう関係」は子どもたちの学びを豊かにしている。



このように考えると、「情」的な「あたためあう関係」は、それまで子どもたちが内に持っていたけれども見えていなかったよさを認め、また認められるということだといえるかもしれない。一方で、「知」的な「あたためあう関係」は、それまで子どもたちが内に持っていなかったものを他人から取り込み、自らのものにするのだと言えるだろう。

#### 4-3 「自立」＝頼り頼られ高めあう主体

従って、あたためあう関係とは何も自尊感情を高めるだけのものではなく、そこから知識や理解を引き出す源泉でもある。だとすれば、一人で自己完結して何でもできるようになることを「自立」というよりは、他人とかわりを持ちながら学ぶことができることを意味していると考えたほうがいいのではないか。自分で何でもやるということは、実は自分の世界を狭めている。こうした自立像はいわば「孤独なインテリ」である。

K小学校ではこうした自立像ではなくて、他人の言葉に耳を傾けそれを自分の中に取り込むことができる、また互いを認め合って共に課題に取り組んでいく、こうした人とかわかっていく力をさして「自立」と言っていると思われる。また私たちは一人ひとり得意なこと、苦手なことがある。何でもかんでも自分でやろうとするのではなくて、得意なことでは他人を助け、苦手なことでは他人に頼ることができる、そういったことができることも「自立」だといえよう。「頼り頼られ高めあう主体」とでも名づけることができるだろうか。

#### 4-4 社会への参画

社会とのつながり、これがK小学校の目的地である。あらゆる活動が社会生活において生きて働く学力につながらなければならない。K小の場合、特に社会経済的に不利な立場の子どもたちに対して、単にペーパーテストの点を高くすることではなく、世の中で「うまくやっていく」ことが出来る力をつけることが使命としてある。紹介した3年生ではかっこライターとして学校を飛び出していき地域の良さを発信していった。こうした「学力」は、昨今話題のPISA型学力とも類似している。PISA型学力は「知識や経験をもとに、自らの将来の生活に関する課題を積極的に考え、知識や技能を活用する能力」を指し、読解力：「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」、数学的リテラシー：「数学が世界で果たす役割を見つけ、理解し、現在及び将来の個人の生活、職業生活、友人や家族や親族との社会生活、建設的で関心を持った思慮深い市民としての生活において確実な数学的根拠にもとづき判断を行い、数学に携わる能力」、科学的リテラシー：「自然界および人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意志決定するために、科学的知識を使用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力」と規定される。K小の取り組みもPISA型学力もともに、「生きるために必要な知識や技能」を獲得し「自立すること」を目指している。

しかし、PISA型は必ずしも「あたためあう関係」を前提としていない。「自立」という考え方に関してもグローバル社会においていかに有用な人材育成をするかという観点から語られるのがPISA型であって、社会に参加し、自分の思いや考えを表明し、それを社会に反映していく力を育むK小の取り組みとは違いがある。PISA型は一人で何でもやる「孤独なインテリ」像に近い。一人で、世界の荒波を生き抜くための力である。

たしかにK小にもこうした所与の世界を生き抜くための力をつけるという側面がある。ただそれは常に「あたためあう関係」の中にある。それは一方で、元気づけあって共に社会に立ち向かうとともに、他方自分とは異なる意見や考えに出会うことである。自分とは異なる他者との出会いとつながりが、所与の社会への個々人の適応と人権の根づいた社会づくりに向け協働することとを分かち分岐点である。

### 5. おわりに

本稿では、K小の事例をもとに、人権教育に基盤を置いた市民性教育について検討した。K小では、学習機会の保障という観点（「人権としての教育」）から所与の社会で力強く生き抜くための学力形成が目指されている。しかし、それだけでなく、人権が保障される社会づくりのために自分の力を信じて行動していく子どもたちの育成（「人権を目指す教育」）も目指されている。

K小の実践が、人権教育としての市民性教育に示唆するのは、「あたためあう関係」の必要性である。「あたためあう関係」は、公的な問題を扱う市民性教育とは無関係な私的領域の話にも思える。しかし、公的領域に参画していくためには、私的領域でケアされ蓄積された自尊感情が必要である。皆から認められることで、社会に参



画する力をもらうのである。

さらに「あたためあう関係」は、これまで私的な問題とされてきたことを公的な議論にさらす可能性も含意している。たとえば、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントのようにこれまで私的に解決すべき（堪え忍ぶべき）問題として語られてきた事柄が今日では公的な「不正義」として扱われるようになってきている。介護の問題においても家族の問題から公的な問題へと移行しつつある<sup>xv</sup>。公私の境界は常に揺らぎのなかにあるのであり、何を公的な問題として私たちが共有するのは、他者との対話の過程で明らかにされることである。

「あたためあう関係を基盤に自立できる子ども」は、市民社会を人権の観点から構築する共同の旗手となるということである。

---

<sup>i</sup> Delanty, G. 2000, *Citizenship in a global age*, Open University Press, 佐藤康行訳2004『グローバル時代のシティズンシップ』日本経済評論社。

<sup>ii</sup> 本項は、拙稿2006「市民教育の概念とその再定義」『関西教育学会研究紀要』第6号、47-63頁、の一部を加筆修正している。

<sup>iii</sup> Westheimer, J. & Kahne, J.2004. "WHAT KIND OF CITIZEN? -THE POLITICS OF EDUCATING FOR DEMOCRACY" , *American Educational Research Journal. Vol.41* (2) , pp.237-269

<sup>iv</sup> ウェステイマーらのオリジナルなタームは「個人として責任感ある市民 (the personally responsible citizen)」、「参加型市民 (the participatory citizen)」、「公正を志向する市民 (the justice oriented citizen)」であるが、「参加」という言葉が日本語では誤解をまねくおそれが強いと思われるので、類型をより適切に表象するために上記の通りとしている。

<sup>v</sup> ここでは、伝統的コミュニタリアンを「個人主義的なりベラリズムの風潮に異を唱え、共同体の価値や理念を重視し、人々の連帯を主張する人々の総称」としておく。

<sup>vi</sup> 米国連邦政府においては、市民性教育の力点はこうした「心の育成」にあり、政府刊行のガイドブックでは、「サービスの習慣」(habits of service) を身につけるという表現が多用されている。Corporation for National Service, *Students in Service to America*, Washington, D. C.,2002.

<sup>vii</sup> ボランティアを呼びかける「ハウツーもの」ではしばしば、この「自分自身のコミュニティ・サービス」を企画運営しようという呼びかけが見受けられる。例えば、Newell, P. 2000. *Volunteering to help seniors*, Childrens Press.

<sup>viii</sup> Westheimer, J. & Kahne, J.2004、前掲書、p.255

<sup>ix</sup> Baber, B.1984. *Strong democracy: participatory politics for a new age*, University of California Press, p.155

<sup>x</sup> Banks, J. A., McGee Banks, C. A., Cortes, C. E., Hahn, C. L., Merryfield, M.M., Moodley, K. A., Murphy-Shigematsu, S., Osler, A., Park, C. and Parker, W. C. 2005. *Democracy and diversity*, The Center for Multicultural Education, University of Washington, Seattle, 平沢安政訳2006『民主主義と多文化教育—グローバル化時代における市民性教育のための原則と概念』明石書店

<sup>xi</sup> Kahne, J.1996. *Reframing Educational Policy: Democracy, Community, and the Individual*, Teachers College Press.

<sup>xii</sup> 池田寛2003「教育コミュニティの理論—市民性教育の実現のために—」『教育コミュニティづくりの理論と実践—学校発・人権のまちづくり—』129-146頁、部落解放・人権研究所、145頁。

<sup>xiii</sup> Bakhtin, M. M. 1963 伊東一郎訳 1996『小説の言葉』平凡社ライブラリー、67-68頁。

<sup>xiv</sup> Bakhtin, M. M. 1979新谷敬三郎訳 1988「1970-71年の覚書」新谷敬三郎・佐々木寛・伊東一郎訳『ことば・対話・テキスト』279-319頁、新時代社、250-251頁。

<sup>xv</sup> 齊藤純一2000『公共性』岩波書店、12-13頁。

☒ 原 著 ☒

昭和戦前期における行政裁判法改正作業  
行政裁判法及訴願法改正委員会における行政訴訟法案の起草を中心に

小野 博司<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

**The Revision Process of the Administrative Litigation Law in the Pre-war Showa**

Hiroshi Ono<sup>1</sup>

【要約（日本語）】

本稿の目的は、昭和7年に行政裁判法及訴願法改正委員会が答申した行政訴訟法案の歴史的意義を明らかにすることである。昭和3年に臨時法制審議会が策定した行政裁判法改正綱領は、国民の権利救済と行政監督を内容とする行政裁判制度改革構想によるものであった。そして、昭和7年の行政訴訟法は、この改正綱領をもとにした行政訴訟に関する非常に詳細な法案であり、明治憲法のもとでの行政裁判制度の抜本的な改革を可能とするものであった。しかし、行政官僚たちの強い抵抗に遭い挫折してしまったため、実現にはいたらなかった。

キーワード

行政裁判法 (the Administrative Litigation Law)  
行政裁判法及訴願法改正委員会 (the committee for revision of the Administrative Litigation Law  
and the Administrative Appeal Law)  
行政訴訟法案 (the reform bill of the Administrative Litigation Law)  
戦後行政訴訟制度改革 (the reform of the Administrative Litigation System in Postwar)

【要約（英語）】

The purpose of this study is to make clear the historical meaning of the reform bill of the Administrative Litigation Law (*Gyousei soshouhouan*) whose draft was made by the committee for revision of the Administrative Litigation Law and the Administrative Appeal Law (*Gyouseisaiibanhouyobisoganhoukaiseiinkai*).

The Reformation Principles of the Administrative Litigation Law (*Gyouseisaiibanhoukaiseikouryou*), the draft of which was made by the Temporary Council of Legal System (*Rinjihouseishingikai*), was to design the right relief and the administrative control. And the reform bill based on the Reformation Principles was a very detailed one and was considered to be able to realize the radical reform of the Administrative Litigation System under the Meiji Constitution system. But some of the administrative bureaucracy strongly opposed this reform bill. Therefore it was not until the drafting processes of the post-war reform of the Administrative Litigation System that the contents were positively evaluated.

はじめに

筆者は、別稿において、臨時法制審議会<sup>1</sup>（以下、臨法審）での議論に見られる1920年代の行政裁判所の行政裁判制度改革構想について検討した<sup>2</sup>。その結果明らかになったのは、内務省をはじめとする各省からの妨害にもかかわらず、行政裁判所が、国民の権利救済と行政監督の強化を内容とする行政裁判制度改革の実現を目指し、法学者や弁護士の協力を得ながら臨法審での「行政裁判法改正綱領（以下、改正綱領）」策定において中心的役割を果たしたということである。要するに、1920年代における行政裁判制度改革を主導したのは行政裁判所であった。

これに続いて、本稿では、昭和3年3月13日に答申された改正綱領に基づき、翌年9月21日に設置された行政裁判法及訴願法改正委員会（以下、改正委員会）における行政裁判法（以下、行裁法）改正作業について、再び

<sup>1</sup> 本学助教

行政裁判所の役割に注目しつつ論じる。これをもって、前稿より行ってきた明治憲法体制下における行政裁判制度改革運動の展開に関する分析を完成する。

改正委員会では、行政訴訟法案、行政裁判所法案、訴願法案<sup>3</sup>、権限裁判法案、行政裁判官懲戒法案が起草された。なかでも本稿では、昭和6年9月10日に行政裁判所法（全4章60条）とともに改正委員会が決議した行政訴訟法案（全4編253条）の起草に至る経緯、起草過程、内容上の特徴について論じる。

行政訴訟法案を取り上げる第1の理由は、訴訟類型、出訴事項、訴訟関係人、訴訟手続等について定めた同法案が、行政裁判所の組織や裁判官の資格等について定めた行政裁判所法案とともに、改正委員会起草5法案の中でも、内容的に見て中心的位置づけを有するものだからである。それ故に、同法案の起草に至る経緯、起草過程、内容上の特徴を検証することで、明治憲法体制下における行政裁判制度改革運動の最終局面たる昭和戦前期の活動、すなわち改正委員会における行裁法改正作業の歴史的意義を明らかにできるものと思われる。

取り上げる第2の理由は、昭和23年の行政事件訴訟特例法（以下、行特法）、さらには現行法である昭和37年の行政事件訴訟法（以下、行訴法）の起草にあたっての基礎資料としての行政訴訟法案の現代的意義を鑑みてである。同法案の戦後行政訴訟法制に対する影響については、現在でも一般的に指摘されるところである<sup>4</sup>。例えば、法制審議会行政訴訟部会において行訴法の起草に関与された雄川一郎博士は、「旧行政裁判制度の改正案としての昭和7年行政訴訟法案が、戦後の行政訴訟立法に大きな影響を持った」<sup>5</sup>と証言されている。また園部逸夫博士は、行政事件に関する訴訟制度について、戦後の立法関係者が抱いていた行政訴訟のイメージを「そこには、つねに2つのかなり矛盾する見解が混在していたことが分かる。1つは行政裁判所制度の廃止という憲法上の至上命令から来る行政訴訟の民事訴訟化という考え方であり、他の1つは、旧行政裁判所制度の経験と昭和7年10月行政裁判法及訴願法改正委員会が政府に答申した「行政訴訟法案」（中略）を基盤とする行政裁判所時代の行政訴訟法理論を受け継ぐ考え方であった。この2つの見解の混在が戦後の行政訴訟法制の解釈運用にかなりの混乱をもたらしたことは否定し難い事実である」<sup>6</sup>と振り返っておられる。要するに、行政訴訟法案は、「行政訴訟の民事訴訟化」とともに戦後の行政訴訟法制を構成する要素であったとされているのである。

以上のように、行政訴訟法案は、昭和22年の日本国憲法施行による「行政国家から司法国家へ」という重大な変化にもかかわらず、現在の行政訴訟法制の歴史的起源の一つに数えられるのであり、分析あるいは批判の対象として今日においても重要なものであるといえる。にもかかわらず、同法案についてはこれまでまとまった研究<sup>7</sup>はなく、また改正委員会についても十分知られているとはいえない<sup>8</sup>。その意味では、行政訴訟法案の起草過程および内容の分析は、法史学的あるいは憲法学・行政法学的に見ても一定の意義を有する作業であるといえるはずである。さらに本稿では、「いかなる政治アクターが、どのような自己利益の拡大を目指して行政訴訟法案の起草作業を推進したのか」という同法案作成をめぐる政治力学にも注目して分析を進めていきたい。

本稿の構成について述べておくと、第1章では、最初に明治23年の行裁法を中心に明治行政裁判制度の基本原則について検証し（第1節）、その後同法施行直後から大正末期の臨法審に至るまでの行裁法改正論の系譜をその担い手に注目しながら概観する（第2節）。この間に数多くの改正案が帝国議会に提出されたが、本稿では行政訴訟法案起草の直接的材料になったという点を重視して、臨法審策定の改正綱領の内容を紹介する（第3節）。次に、第2章では、改正委員会およびそこで起草された行政訴訟法案について検討する。最初にまず改正委員会設置の経緯およびそこに見られる行政裁判所の政治的働きかけについて明らかにした後に、行政訴訟法案の起草過程を概説する（第1節）。続いて、同法案の内容について、行裁法、改正綱領、行特法、行訴法の内容を常に意識しつつ、裁判所の構成、訴訟類型、訴訟手続の順で解説していく（第2節）。そして最後に、同法案と改正綱領との関係を検討し、同委員会における行裁法改正作業の性格について分析する（第3節）。

以上の作業により、本稿では、通常「断絶性」が強調される戦前と戦後の行政訴訟法制に関し、一部の立法関係者の証言に見える両者の「連続性」の観点を改正委員会における行政訴訟法案起草作業の分析を通じて検証し、さらにこの問題について新たな知見を加えたい。

## 第1章 行政裁判法改正論の系譜<sup>9</sup>

### 第1節 明治行政裁判制度

#### (1) 背景

本節では、次節以下で紹介する改正論の対象となった明治行政裁判制度の特徴を、その中核法たる行裁法を通じて明らかにする。

明治維新以後の近代日本における最初の行政裁判に関する法は、明治5年司法省第46号布達である<sup>10</sup>。その後、行政裁判の本格的な起草が開始されたのは明治17年11月の「ロエスラー案」提出以降のことであった。明治23年の施行まで、【年表Ⅰ】に見られるように複雑な過程を経て数多くの草案が作成されたが、いずれにおいても変わることなく堅持されたのは、「通常裁判所に対する行政裁判所の優位（＝司法権に対する行政権の優位）」と「行政裁判所に対する行政権の優位（＝行政裁判権に対する行政権の優位）」の2点であった。前者は、すなわち行政裁判所の設置を意味するのであるが、そこでの裁判権行使については、明治行政裁判制度の構築に当たって参考にされたプロイセンやオーストリアには見られない程「行政権の自由の確保」が強く意識された。これは、先述した司法省第46号布達に基づく行政事件の取り扱いを通じて、司法裁判所による行政裁判権の行使に対する不信感と警戒心が政府関係者の間で培われたためであった<sup>11</sup>。

薩長藩閥への強い対抗意識を持っていた佐賀藩出身の司法卿江藤新平<sup>12</sup>のイニシアティブにより制定された司法省第46号布達は、地方官の権利侵害行為に対して人民が通常裁判所に出訴することを認めたものであった。そのために、同布達の下で、地方官に対する訴訟が著しく増加し、「行政官吏ハ牽掣の不便を免れざる」<sup>13</sup>状況が生まれた。さらに、長州藩出身で政府有力者たる木戸孝允の幕下の一人である京都府大参事の榎村正直（後の行政裁判所長官）が、同布達により京都裁判所より贖罪金の支払いを命じられる事件（小野組転籍事件<sup>14</sup>）が起きるなど、司法裁判所による行政裁判権の行使が政府の行政権の行使に重大な障碍となる事態と次々に生じたのである。政府はその後司法省第46号布達に修正<sup>15</sup>を加えて、明治行政裁判制度を構築していくのであるが、その背景には行政裁判権に対する不信感と警戒心が強く存在していたのである。

【年表Ⅰ】行政裁判法の制定<sup>16</sup>

年月日	出来事
明治17年3月17日	宮中に制度取調局が設置され、行政裁判制度の調査が開始される
5月	制度取調局に対するロエスラーとルードルフの答議
7月	制度取調局『李煥佛行政裁判法纂輯』刊行
11月4日	ロエスラー（今村研介訳）「行政裁判法草案」（全7章39条）提出
明治18年1月	制度取調局『行政裁判法草案 上』刊行
4月	制度取調局『行政裁判法草案 下』刊行
12月23日	法制局が設置され、行政裁判制度の調査が行われる
明治19年2月22日	司法省「行政裁判規則案」提出
明治19～20年頃	「法制局案」（全5章38条）提出
明治20年2月24日	地方制度編纂委員会「地方制度編纂綱領」第7款で、行政裁判に関して規定される（モッセ案の骨子）
明治21年2月9日	井上毅に対するロエスラー答議（ロエスラー原稿）
4月頃	井上毅が行政裁判法の検討起草に着手
8月28日	井上毅「行政裁判法試草案（最初原案）」提出
明治22年6月末頃	「井上案」（全8章39条）
11月中	「モッセー氏行政裁判法」（全4章47条）→「修正モッセ案」（全4章48条）
明治23年4月7日	枢密院に「修正モッセ案」をもとにした「行政裁判法案」を下付
15日	枢密院において総委員会（第1読会）開催
30日	枢密院において第2読会開催
5月1日	枢密院において第2読会、第3読会開催
2日	「行政裁判法案」上奏
11日	井上毅「行政裁判法ニ於ケル枢府ノ修正ニ対スル卑見敬呈」
14日	伊東巳代治「井上毅氏ノ書牘ニ対スル意見」
19日	井上毅に対するロエスラー答議
6月10日	「第3読会ノ続」開催
13日	「行政裁判法案」が閣議に付される
30日	「行政裁判法」公布→検視のために元老院に下付
7月14日	元老院における検視終了



## (2) 内容

それでは、こうした行政裁判権に対する不信感と警戒心が具体的にどのように制度化されていったのかを、明治行政裁判制度の中核法である行裁法を中心に解説していく。

明治行政裁判制度では、行政裁判所への出訴要件として、「行政庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ毀損セラレタリトスル」（大日本帝国憲法第61条）が必要とされた。これは、「裁判の目的から導き出される理論的帰結としての出訴要件ではなく、何人にも邪魔させぬ「自由な行政」を本音とする、明治行政国家の政策的選択の結果」<sup>17</sup>であったといわれる。また、出訴事項については、明治23年の「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」（法律第106号）で認められた5項目に原則として限定された。これは出訴事項について概括主義を採用したオーストリアとは比べるまでもないが、同じく列記主義を採用したプロイセンとも内容面で大きく異なるものであった。というのも、プロイセンが1883年の一般ラント行政法第27条以下において地方警察官庁および郡警察官庁の警察処分に対する出訴を認めたのに対して、わが国ではほぼ一切の警察行政が行政裁判の対象とされなかったのである<sup>18</sup>。さらに、そもそもプロイセンでは、クライス・アウスシュッツ（第1審）およびベツィルク行政裁判所（第2審）における名誉職たる素人裁判官に何が出訴事項に当たるのかを教示するために出訴事項が列記されたのに対し、それが「行政裁判所カ行政機関ノ自由ノ動作ヲ制限スルニ其ノ適度ヲ保タシメムトスルノ意」<sup>19</sup>として理解された点も、明治行政裁判制度が行政裁判権に対する制約を目指し構築されたものであったことを示す一例だといえるだろう。また、明治行政裁判制度の下では、「行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク」（行裁法第1条）と1審制が採用されたが、これも出訴事項列記主義と同様の意味合いを有するものであった。要するに、明治行政裁判制度は、行政裁判権の行使に制約を課し、行政裁判所の権利救済・行政監督機能を減退させる「列記主義＝1審制」というシステムを、プロイセン行政裁判制度<sup>20</sup>の「列記主義＝3審制」やオーストラリア行政裁判制度<sup>21</sup>の「概括主義＝1審制」を参考に構築したのである。

加えて、行政裁判所における人事に関しても行政権からの干渉がなされた。すなわち、開設当時の人事では、藩閥出身の古参官僚が評定官に任命され、彼らの行政実務経験をいかして「通常裁判所に対する行政権の優位」のみならず「行政権による行政裁判所の支配」が目指されたのである<sup>22</sup>。そして、その象徴的な人事が、かつて小野組転籍事件に引き起こした榎村正直の長官就任であった。さらに、後には兼任評定官制度のもとで、訴訟事項に関連する行政官庁（内務、大蔵、農商務）から局長や参事官クラスの中堅幹部が評定官に任命されて、彼らの所属する行政官庁の意向が反映されうる状況が生み出されたのである<sup>23</sup>。

以上のように、明治行政裁判制度は、司法裁判所による行政裁判権の行使への不信感と警戒心のもとで、国民の権利保障や行政監督ではなく、「行政権の自由の確保」という行政官僚の利益を守るためのものとして構築されたのである。

## 第2節 行政裁判制度改革論の系譜

### (1) 初期の改革論

前節での検討によって、行裁法を中心とする明治行政裁判制度が、「行政権の自由の確保」を目指して構築されたものであったことが明らかとなった。ところで、以上のような明治行政裁判制度の中核法たる行裁法に対しては、制定当初から批判が寄せられた。帝国議会における最初の改正案も、同法施行からわずか約2年しか経過していない明治26年1月の第4帝国議会に貴族院議員松岡康毅（後の行政裁判所長官）によって提出された。松岡は、行裁法第15条「行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ裁判ス」による弊害として、「今現行ノ行政裁判法ヲ顧レハ所謂列記法ヲ用キタルヲ以テ違法ノ処分アリモ居多ノ場合被害ノ臣民ハ空ク枉屈ニ泣クノ外ナシ殊ニ警察ノ処分ニ対シテハ一モ訴ルコトモ許ササルカ如キ是ナリ聞ク明治二十三年行政裁判所開庁以来今日ニ至ル迄凡ソ二年間非管轄トシテ却下シタルモノ五十件ノ多キヲ見ル此ノ外所謂列記法ナルカ故ニ始ヨリ訴訟ヲ提起セサルモノハ其多キヲ幾倍ナルヤ知ルヘカラス豈寒心スヘキニ非スヤ或ハ云ハン現行法ハ濫訴ヲ防クナリト是権利ヲ剥奪スルノミニ已ニ述ベシ如ク無告ノ臣民其幾許ナルヲ知ラス加フルニ旧來警察ノ範圍ハ彌々広マリ而シテ一モ之ニ対シ訴権ナキハ実ニ安ス可カサルナリ」といったものを挙げて、同条を「行政裁判所ハ行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ障害セラレタリトスル訴訟ヲ裁判ス」と改め、「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」の廃止を主張した<sup>24</sup>。

このような出訴事項の規定方式の列記主義から概括主義への変更を内容とする行裁法改正論は弁護士の間でも強く主張された。その先駆けが、明治法律学校出身の弁護士で衆議院議員の利光鶴松により、明治31年の第13帝



国議に提出された改正法案であり、それ以後も弁護士出身議員によって同様の改正案が何度も提出された（【表 I】を参照）。しかしながら、「法曹社会ノ世論」<sup>25</sup>とまでいわれた行裁法改正要求を、政府は「行政ノ敏活ヲ到底保ツト云フコトハムヅカシカラウ」<sup>26</sup>ことを理由に一向に認めようとはしなかったのである<sup>27</sup>。

【表 I】 行政裁判法改正法案一覧<sup>28</sup>

提出者	提出議会	法案	結果
松岡康毅（貴）	第4議会（明26）	①行政裁判法中改正法律案 ②明治23年法律第106号廃止法律案	× ×
○利光鶴松（衆）	第13議会（明31）	行政裁判法中改正法律案	×
政府	第16議会（明35）	①行政裁判及行政裁判権限法案 ②行政裁判所構成及行政裁判手続法案 ③行政裁判手続法案 ④権限裁判法案	× × × ×
行政裁判所（山脇派）	（明35）	①意見書 ②修正案 ③行政裁判ニ関スル三法案修正理由ノ概略	— — —
○元田肇（衆）	第35議会（明42）	行政裁判再審ニ関スル法律案	×
政府	第36議会（明43）	行政裁判法中改正法律案	×
○宮古啓三郎（衆）	第36議会（明43）	行政裁判覆審ニ関スル法律案	×
○宮古啓三郎（衆）	第37議会（明44）	行政裁判法中改正法律案	×
○宮古啓三郎（衆）	第38議会（明45）	行政裁判法中改正法律案	×
政府	第37議会（大5）	行政裁判法中改正法律案	○
○廣岡宇一郎（衆）	第37議会（大5）	行政裁判及訴願ニ関スル法律ヲ台湾ニ施行スルノ法律案	×
○宮古啓三郎（衆）	第46議会（大12）	行政裁判法中改正法律案	×
○清瀬一郎（衆）	第46議会（大12）	行政裁判制度改革ニ関スル建議	—
臨時法制審議会	（昭3）	行政裁判法改正綱領	—
行政裁判法及訴願法改正委員会	（昭7）	①行政裁判所法案 ②行政訴訟法案 ③権限裁判法案 ④行政裁判官懲戒法案	— — — —

（○印は、弁護士出身者）

## （2）行政裁判所における改革への動き

ところで、弁護士とともに行裁法改正に最も熱心であったのが行政裁判所であった。とはいえ、明治23年の開設当初から、行政裁判所がこの問題に熱心に取り組んでいたわけではなかった。それどころか、初期の人事構成からもうかがえるように、開設当初の行政裁判所は、「行政権の自由の確保」という明治行政裁判制度の設計目的のもとで、「行政処分の適法性をば人民に向って説示し、弁護し、正当化するための国家機関＝行政機関」<sup>29</sup>としての役割を果たすことが期待されていたのである。

行政裁判所が、行政裁判制度改革に向けて動き出したことを確認できるのは明治30年代以降のことである。そして、その中心となった人物が明治39年に長官に就任した山脇玄であった。山脇は、外部からの長官招聘を行う政府に対し自身の昇進を主張して対立し、渡辺廉吉等の他の評定官と結束して第3代長官周布公平（明治30～31年）および第4代長官松岡康毅（明31～39）に対する排斥運動を行った<sup>30</sup>。さらに、彼らは、明治35年の第16帝国議に政府が松岡長官の協力を受けて作成・提出した行政裁判及行政裁判権限法案、行政裁判所構成及行政裁判手続法案、行政裁判手続法案、権限裁判法案に対して、自派の意見書および修正案・修正意見を提出し、明確に反対の意思表示を示したのである。これによって政府（松岡長官）と行政裁判所（山脇）とが明治行政裁判制度において目指された関係（＝「行政権による行政裁判所の支配」）になく、寧ろ対立していることが明らかになったのであった。山脇たちが示した改革案は、①出訴事項の規定方式を概括主義とすること、②警察事項を行政裁判所の審査の対象とすること、③公共の利害に関する行政庁の認定等の当否を自由裁量とせず行政裁判所の審査に含めること、といったもので、先に見た弁護士出身議員同様に行政裁判所の権利救済・行政監督を強化することを目指すものであった。彼らは政府と対立するなかで、こうした改革案をもとに行政裁判権の拡大強化を内容とする行政裁判制度改革を実現することによって、官僚組織内での行政裁判所の影響力の増大を目指したのである。

行政裁判所では、大正2年の山脇長官退官以降も、第6代長官岡野敬次郎のもとで出訴事項の拡大を内容とす

る改革案作成のための調査を継続して行った<sup>31</sup>。そして、岡野は大正11年6月に成立した加藤友三郎内閣の司法大臣に就任すると、翌年6月23日に臨法審への行裁法改正調査の諮問（諮問第6号）を実現させた<sup>32</sup>。さらに、岡野は自ら主査委員会の委員長に就任し、行政裁判所より窪田静太郎長官、清水澄評定官、三宅徳業評定官の3名を委員に任命して、改正作業において行政裁判所の意見が反映されるような体制を作り出した。その結果、行政裁判所が臨法審での行裁法改正作業において中心的役割を果たすことが可能になったのである。そして、こうして改正作業の主役の座を射止めた行政裁判所が、弁護士や東京帝国大学教授の美濃部達吉の協力を受けて作成したのが昭和3年3月13日内閣答申の改正綱領であった。

### 第3節 行政裁判法改正綱領

#### (1) 概要

改正綱領は、明治以来行われてきた行政裁判制度改革運動の画期となるものであった。この改正綱領の原案を作成したのは、臨法審において行裁法改正の審議を担当した諮問第6号主査委員会の下に、大正12年12月に設置された小委員会である。小委員会のメンバーは、窪田静太郎（行政裁判所長官）、清水澄（行政裁判所評定官）、美濃部達吉（東京帝国大学教授）、宮古啓三郎（弁護士、衆議院議員）、松岡義正（大審院判事）、馬場鉄一（貴族院議員）、原嘉道（弁護士）の7名であった。このうち、小委員会での議論を主導したと思われるのは、改正綱領原案を作成した美濃部と行政裁判所出身の2名（窪田・清水）である。特に、行政裁判所では小委員会の審議の内容が窪田・清水を通じて随時伝えられて情報が共有される<sup>33</sup>とともに、評定官たちが自ら改革案を示して内部で検討し合う<sup>34</sup>など、一体となって今回の行政裁判制度改革に取り組んだのであった。このような取り組みから見ても、やはり改正綱領の策定は美濃部らの協力を得て行政裁判所が中心となって行ったと評価できるのである。そして、こうした行政裁判所の熱心な取り組みは、行裁法改正作業が官僚組織内での自身の影響力の増大させるための政治的闘争であったことを如実に示している。

改正綱領は、小委員会で大正15年12月に原案が纏められ、その後主査委員会および総会において議論を重ねた後に、昭和3年3月13日に内閣に答申された。改正綱領は、「行政訴訟事項」、「行政裁判所ノ構成」、「行政訴訟手続」の3部より構成され、改正委員会で行裁法改正作業を進めるにあたっての基礎資料となった。その内容は、これまでの改正論において主張されてきた明治行政裁判制度への批判点をほぼ網羅したものであって、それにより目指すところは、「国民の権利救済と行政監督の強化」<sup>35</sup>であった。それでは、以下において、その内容を裁判所の構成、訴訟事項、訴訟手続の順に見ていくことにしよう。

#### (2) 裁判所の構成

改正綱領では、行裁法での1審制（第1条）にかわり、「行政裁判所」と「高等行政裁判所」の2審制が採用された。なお、行政裁判所内部では、主査委員会委員を務めた三宅徳業評定官のように3審制（「地方行政裁判所」―「中央行政裁判所」―「高等行政裁判所」）を主張する者<sup>36</sup>も存在したが、小委員会委員の中心メンバー間では2審制が主流であった。ただし、小委員会委員の中でも「行政裁判所」の数および設置の場所については見解が分かれた。窪田は、東京、大阪、福岡の3ヶ所への設置を希望した<sup>37</sup>が、一方では各控訴院の所在地に設置すべきとの意見も出された。結局は、「従来の経験に徴し、仮令著しく行政訴訟事項を拡張したとしても、実際に出訴する事件は、それ程多数に上るとは、予期し得られない所であり、且つ交通の発達のために、今日に於いては全国の各地から東京に来ることが、それ程困難でなくなつたのであるから、差当つては、普通裁判所も一箇所として東京にのみ設置し、爾後の経験に徴し、若し其事件が非常に多数に上り、地方にも設置することを適当と認めらるるならば、其の時に至りさらに考慮するも遅きに非ず」<sup>38</sup>という意見（その主唱者は美濃部<sup>39</sup>）が多数を占め、「当分ノ内之ヲ東京ニ置」くこととされた。

改正綱領で定められたところでは、第1審たる「行政裁判所」は各部3人の評定官により構成され、「内閣恩給局長又ハ地方行政庁ノ決定又ハ裁決ニ対スル抗告訴訟」、「各省大臣内閣恩給局長又ハ地方上級行政庁（地方長官稅務監督局長鉦山監督局長等）ノ処分ニ対スル抗告訴訟」、「当事者訴訟」の審議にあたることとされた。一方、「高等行政裁判所」は、各部5人の評定官によって構成され、「先決問題ノ訴訟」、「前項第一号ノ事件ニ関スル行政裁判所ノ裁判ニ対スル上告」、「前項第二号ノ事件ニ関スル行政裁判所ノ裁判ニ対スル控訴」、「前項第三号ノ事件ニ関スル行政裁判所ノ裁判ニ対スル控訴又ハ上告」、「特許法実用新案法意匠法及商標法ニ依ル抗告審判官ノ審決ニ対スル上告」の審議にあたることとされた。

### (3) 訴訟事項

#### ① 訴訟類型

取消訴訟（＝抗告訴訟）しか認めていなかった行裁法に対し、改正綱領では、訴訟類型として、「抗告訴訟」（「行政庁ノ違法処分ニ対スル取消又ハ変更ノ訴」、「公共工事ニ対スル差止め又ハ原状回復ノ訴」、「選挙人名簿、選挙又ハ当選ニ関スル訴」から成る）とともに、「当事者訴訟」（「公共団体間ノ訴訟」、「当事者ノ一方又ハ双方カ私人ナル場合ノ訴訟」から成る）が採用された。この「抗告訴訟／当事者訴訟」という区分は、ザクセンやヴェルテンベルクが参考にされたようである<sup>40</sup>。また、これに加えて、民事訴訟の裁判が行政庁の行為が違法であるか否かを先決問題とする場合の「先決問題ノ訴訟」も新たに加えられた。

新たに加えられた訴訟類型のうち、当事者訴訟の導入に特に熱心だったのは美濃部であった。その理由を美濃部は、町村間の境界争いを例に出して以下のように説明している。すなわち、「此等の場合の採決は、普通の行政処分とは性質を異にし行政上の便宜に従つて決するものではなく、恰も民事裁判と同様に権利の争を裁判する行為であるから、府県知事のやうに動もすれば政党の勢力に支配せられ易く、又上官に命令に服従する義務の有る者はこれを決するに適当な機関ではな<sup>41</sup>いというのである。ここから美濃部が改正綱領において新たに当事者訴訟を訴訟類型として採用した背景に、「官僚の政党化」<sup>42</sup>という地方における官僚制支配構造の変化が意識されていたことは明らかであろう。

#### ② 出訴事項

次に、出訴事項の内容については、行裁法の改正にあたって最も問題とされたところであり、小委員会委員の間でも意見が分かれた。

第1の立場は、概括主義を主張するもので、行政裁判所出身の清水澄が強く唱えたところである。清水は、概括主義の採用を憲法第61条を根拠に、「予輩は憲法第六十一条は行政訴訟は英国主義の如く司法裁判所をして之を裁判せしめずして之が為めに行政裁判所を特に設け之を裁判せしむるの主旨を明示したるものと信ず、故に本条の主旨より推せば行政訴訟即ち行政庁の違法処分に由り権利を障害せられたりとするの訴訟は総て行政裁判所に出訴を許し司法裁判所は一切行政訴訟を受理判決し得ざるものと為すべきなり。憲法第六十一条の「行政裁判所の裁判に属すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず」の明文はその旨を定めたものにして此の如く解するときには此の明文は意義あるものと認めらるゝなり、然れば現行制度の如く行政訴訟事項を列記的に定むるときは憲法第六十一条の精神に反すること疑を容れざるなり」<sup>43</sup>と述べて、憲法上正当かつ必然であると主張した。

一方、同じ委員の中でも窪田や美濃部は、「将来の立法としては理論上概括主義を可とすべきも、沿革上等より列記主義に依るとすれば、現時の列記事項を増加せざるべからず」<sup>44</sup>（窪田）や「日本の将来の立法政策としても、今遽に概括主義の立法を取るよりも、矢張り列記主義を取り、唯其列記事項の範囲は現在よりも一層拡張し、且つ権利の毀損を訴訟の要件とするの制を除く方が寧ろ安全ではなからうかと思ふ」<sup>45</sup>（美濃部）と述べ、立法政策の観点から概括的列記主義を唱えた。

以上のように、出訴事項の規定方式に関しては、委員の間でも見解の相違が見られたが、改正綱領では窪田や美濃部の意見が容れられて、概括的列記主義が採用された。それでも、行裁法第15条および「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」のもとで出訴事項を厳しく制限した明治行政裁判制度と比較すれば、飛躍的な進歩であった。

次に、出訴事項の内容について見てみると、最も目を引くのは出訴事項中に、「著作物ノ発行差止、差押、発売頒布ノ禁止又ハ興業ノ禁止ニ関スル件」、「身体ノ自由ノ拘束又ハ居住ノ制限ニ関スル件」、「信教ノ自由ニ関スル件」、「結社ノ禁止又ハ解放ニ関スル件」が新たに加えられた点であろう。これは、精神的自由権や身体的自由権の侵害に対する行政裁判所による救済を初めて認めたものであり、小委員会において中心的な役割を果たした3委員（美濃部、窪田、清水）が共通して支持するところであった。要するに、これは、「法律ノ範囲内」において権利を認めつつも、その侵害に対する具体的な救済方法を用意していなかった大日本帝国憲法下の不完全な人権保障のあり方を大きく見直すものであった。

### (4) 訴訟手続

訴訟手続については、「行政訴訟手続ニ関シテハ行政裁判法中ニ相当詳細ノ規定ヲ設クルコト」として行政訴訟手続を「相当詳細」に定めることが求められるとともに、「行政訴訟ノ確定判決ニ対シ民事訴訟法ノ規定ニ準



シ再審ノ制ヲ設クルコト」として再審制の採用が宣言された。再審制度については、小委員会委員のなかでも清水澄などが、「我行政裁判法第十九条ニハ行政裁判所ノ裁判ニ対シテハ裁判ヲ求ムルヲ得ズト明ニ規定セリ之レ或ハ判決確定ノ後ニ之ヲ動スコトヲ許スハ行政処分ノ不確定ヲ信ゼシメ公益ヲ害スルコト少ナカラズトノ理由ニ依ルモノナルベシト雖判決ノ誤レルコト明ナルモノヲ強テ維持セシムルハ却テ判決ノ信用ヲ害スルニヨリ再審ハ必ズ許サルベカラザルナリ其提起条件ヲ詳細ニ定メテ之ヲ許スベキモノナリ」<sup>46</sup>と導入を強く主張していた（この点は美濃部と同じ）。

## 第2章 行政訴訟法案の分析

### 第1節 起草過程

#### (1) 改正委員会の設置

本章では、行政訴訟法案の起草を中心に、明治憲法体制下における行政裁判制度改革運動の最終局面たる改正委員会における行裁法改正作業について検討する。

臨法審からの改正綱領の答申を受けて、法制局は内閣に対して、「行政裁判法及訴願法ノ改正ニ関シテハ曩ニ臨時法制審議會ニ諮問セラレ同会ニ於テ慎重調査ノ結果改正ノ要綱ニ付答申アリタル処、右法案ノ改正ハ各省ニ関係ヲ有スルノミナラズ、同審議會ニ於テ要綱決議ニ当リテモ法案起草ニ際シ解決スベキ幾多ノ点ヲ留保シタルニ鑑ミ別紙要領ニ依リ内閣内ニ行政裁判法及訴願法改正委員会ヲ設置シ之ニ諮問シテ行政裁判法及訴願法改正案ノ起草ヲ為サシメ併セテ之ニ関連スル行政裁判手続法及権限爭議ニ関スル法規ヲモ調査セシメントス而シテ同委員会ノ設置ニ付テハ別ニ勅令ヲ以テセズ閣議ノ決定ニ依ラントス（以下略）」<sup>47</sup>と、行裁法改正のための委員会の設置を求める上申を行った。そして、この法制局からの上申に対して、浜口雄幸内閣は、昭和4年8月27日に改正委員会の設置を閣議決定し、9月21日に「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ行政裁判法及訴願法ノ改正竝ニ行政裁判手続及権限爭議ニ関スル事項ヲ調査審議」（改正委員会規程第1条）するための行政裁判法及訴願法改正委員会を設置した<sup>48</sup>。会長には、窪田静太郎行政裁判所長官の推薦により臨法審総裁でもあった平沼騏一郎が就任した。なお、10月18日現在の委員の顔ぶれは、【表Ⅱ】の通りである。

【表Ⅱ】改正委員会委員一覧（昭和4年10月18日現在）

所 属	氏 名
内 閣 関 係	鈴木富士彌（書記官長）
法 制 局	川崎卓吉（長官）、黒崎定三、金森徳次郎（参事官）
行政裁判所	窪田静太郎（長官）、清水澄、三宅徳業（評定官）
各省次官	潮恵之輔（内務）、河田烈（大蔵）、小原直（司法）、中川健蔵（文部）、松村眞一郎（農林）、三井米松（商工）、今井田清徳（通信）、青木周三（鉄道）
そ の 他	美濃部達吉（東京帝国大学教授）、塚本清治、松本丞治（貴族院議員）、宮古啓三郎、森田茂（衆議院議員）

委員の顔ぶれを見て印象的なのは、行裁法改正により自身の活動に重大な影響が齎されることが予想された各省次官が顔を揃えた点である。またその一方で、窪田、清水、美濃部、宮古といった臨法審小委員会において改正綱領策定に関与した人々も委員に任命された。要するに、委員の顔ぶれからみて、改正委員会においては行裁法改正に関しての賛成派（推進派）と反対派とが真っ向から対立することが容易に予想されたのである。言い換えれば、それは推進派により策定された改正綱領が具体的な条文作成のレベルでどの程度実現されるのかをめぐる闘争であった。

こうしたなか、第1回総会が開催される直前の10月31日に鈴木内閣書記官長が平沼会長を訪問した。この際に、鈴木が携行していたのが改正委員会での議事の進行に関して記した黒崎法制局参事官作成の「議事ニ関スル申合」と窪田行政裁判所長官作成の「覚」<sup>49</sup>であった。このうち、窪田作成の「覚」の内容は以下の通りである。

- 一、総会ノ議事ハ簡単トシ起草委員ニ附託スルコト
- 二、起草委員会ニ於テハ出訴事項ニ関スル規定ヨリ始ムルコトトシ之カ執筆主担者ヲ定ムルコト但執筆ニ先チ要綱ニ抽象的ニ定メタル例外事項（各省附帯希望事項）ニ関シ各省委員指導ノ下ニ各省幹事ヨリ調査書又ハ意見書ヲ提出シ之カ説明ヲ為シタル上一括シテ執筆主担者ニ交付シ主担者ニ於テ其取捨整理ヲ為

- シ条文ヲ起草シ法案ヲ取纏メ起草委員会ニ報告スルコト
- 三. 前項執筆担当者ハ美濃部委員ニ頼ミ助手トシテ嘱託員（専務ノ人物ヲ美濃部委員ニ詮衡セシムルカナラン）ヲ附スルコト
  - 四. 起草委員ハ調査会委員長ヲ委員長トシ（但旅行不在中ハ代理者ヲ以テ開会シ得ルコト）先以テ左ノ如キ振合ニ選定シ必要ニ応シ増加スルコト
    - 委員長一名
    - 法制局委員三人
    - 各省委員三人
    - 行政裁判所委員三人
    - 美濃部委員
    - 塚本委員
    - 宮古委員
- 右委員外ト雖調査会委員ハ起草委員会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得
- 五. 訴訟手続法ハ主トシテ行政裁判所関係委員指導ノ下ニ阿部幹事ト同氏ノ嘱託員四人（宿利、遠藤、澤田、野澤）ニ托シ法案ヲ取纏メ起草委員会ニ報告スルコト
  - 六. 裁判所構成法起草ハ主トシテ法制局関係委員指導ノ下ニ法制局幹事ト阿部幹事トニ托シ法案ヲ取纏メ起草委員会ニ報告スルコト
  - 七. 訴願法起草及権限裁判法起草ハ追テ着手スルコト
  - 八. 権限裁判法起草ノ際ハ司法部内ヨリ委員ヲ加フル必要アルベキモ他日ニ譲ルコト

平沼に提出された「覚」のなかで窪田が主張したのは、改正作業の中心を各省次官が居並ぶ総会（改正委員会）ではなく、その下に設置される起草委員会に移すことであった。その狙いは改正綱領の策定においても見られた各省による反対<sup>50</sup>を最小限に抑えることであった。その証拠に、窪田により示された起草委員（13名）のなかには改正綱領を策定した4名（美濃部、窪田、清水、宮古）が含まれるとともに、各省の関与は各省幹事による「調査書又ハ意見書」を執筆担当者である美濃部に提出することに限定されたのである。

要するに、この「覚」を通じて窪田長官が主張したのは、改正委員会における主導権を推進派が掌握することであり、法案の中に推進派が策定した改正綱領の内容を大幅に反映させることであった。平沼会長はこの窪田案を受け入れ、11月2日に開催された第1回総会において主査委員会の設置を提案し、委員を選出した（【表Ⅲ】を参照）。そして、互選の結果、委員長には窪田が選出された。メンバー構成（法制局3名、各省3名、行政裁判所3名、美濃部、塚本）が合致している点からも、主査委員会の設置に窪田長官の「覚」が強く影響していることは明らかであろう。このようにして、行政裁判所は、改正委員会での行裁法改正の主導権を握ることにまずは成功したのである。

【表Ⅲ】主査委員会委員一覧（昭和4年11月2日現在）<sup>51</sup>

所 属	氏 名
法 制 局	川崎卓吉（長官）、黒崎定三、金森徳次郎（参事官）
行政裁判所	◎窪田静太郎（長官）、◎清水澄、三宅徳業（評定官）
各 省 次 官	潮恵之輔（内務）、中川健蔵（文部）、松村眞一郎（農林）
そ の 他	◎美濃部達吉（東京帝国大学教授）、塚本清治（貴族院議員）

（◎印は、臨法審小委員）

## （2）起草過程（行政訴訟法案の起草過程については、【年表Ⅱ】を参照）

以上のように、改正委員会での行裁法改正作業は、総会ではなく主査委員会において改正推進派（＝行政裁判所）の手によって進められることになった。

昭和4年11月18日に開催された第1回主査委員会で、行裁法改正に関する部分を改正綱領の区分（「行政訴訟事項」、「行政裁判所ノ構成」、「行政訴訟手続」）に従い、「裁判所ノ構成ニ関スル法規」、「訴訟事件即チ裁判所ニ出訴ヲ許サレル事件ノ種類等ニ対スル法規」、「訴訟手続ニ関スル法規」の3つに分け、最初に「裁判所ノ構成ニ関スル法規」、後に行政裁判所法案となる部分の起草作業を行うことが決定された。そして、そのための小委員



会が設置されることとなり、委員（窪田、清水、美濃部、黒崎、金森）が選任された。

その後開催された第1回小委員会において、美濃部に原案作成を依頼して、以後は美濃部提出の原案をもとに審議が進められた。こうして昭和5年2月に完成した小委員会案が7月14日の第13回主査委員会において議決されたのである。こうした経過をみると、行政裁判所法案は、事実上、窪田、清水、美濃部という臨法審小委員会委員経験者によって起草され、その分だけ改正綱領中の「行政裁判所ノ構成」の内容に近い、彼らの改正構想が直截的に表現されたものになったといえるだろう。

次に、「訴訟事件即チ裁判所ニ出訴ヲ許サレル事件ノ種類等ニ対スル法規」、すなわち後の行政訴訟法案第1編「行政訴訟事件」にあたる部分については、小委員会を設けずに最初から主査委員会で審議されることになった。小委員会において起草された行政裁判所法案と比較すると、このような審議形態では、委員の構成から見ても反対派（各省）の意向を無視することはできず彼らの主張にも配慮せざるをえない。ただし後述するように、各省の協力が法改正の実現に不可欠であることは推進派も十分認識していたところであった。したがって、そう考えると、主査委員会での審議は、各省からの反対が最も強い出訴事項を含む部分については彼らの同意を求めながら、自らの主張を入れ込んでいくという推進派の戦略に由来するものであったといえるだろう。なお、毎回美濃部提出の原案をもとに審議は進められ、昭和5年7月7日の第12回主査委員会において議決された。

最後に、「訴訟手続ニ関スル法規」、すなわち行政訴訟法案第2編「行政訴訟関係人」以降の部分については、昭和5年9月18日の第14回主査委員会において小委員会の設置が決定され、窪田、三宅、美濃部、黒崎、宮古、池田（寅二郎：大審院部長）が委員に選出された。なお、この部分の原案は、他とは異なり、行政裁判所評定官阿部文二郎と法制局参事官樋貝詮三がそれぞれ準備していた未定稿を美濃部が纏めるという形で作成された。その理由としては、この部分には訴訟手続等の技術的な問題が多く含まれていたことが大きい、それとともに、起草責任者である美濃部がこの部分について具体的な改革案を有していなかったことも一因ではないかと思われる（後述）。審議は11月5日の第12回主査委員会以降、毎回提出される美濃部修正案を対象に進められ、翌年6月7月8日に小委員会案（行政訴訟法案第2編～第4編）が完成した。その後、7月15日の第15回主査委員会以降、この小委員会案の審議が行われ、7月22日の第16回主査委員会で議決された。

【年表Ⅱ】改正委員会における行政訴訟法案起草過程<sup>52</sup>

年月日	委員会名	内 容
昭和4年11月18日	第1回主査委員会	窪田静太郎行政裁判所長官を主査委員長に選出し、改正案の起草を美濃部達吉東京帝国大学教授に委嘱
昭和5年2月26日	第2回主査委員会	美濃部案第1条～第8条の審議
3月5日	第3回主査委員会	美濃部案第8条～第12条の審議
3月12日	第4回主査委員会	美濃部案第13条～第19条の審議
3月28日	第5回主査委員会	美濃部案第20条～第30条の審議
4月9日	第6回主査委員会	美濃部案第20条および第21条の審議
4月16日	第7回主査委員会	美濃部案第22条～第30条の審議
5月30日	第8回主査委員会	美濃部案第20条～第29条の審議
6月11日	第9回主査委員会	前回まで審議の行政訴訟法草案を整理した美濃部修正案第1条～第7条の審議
6月18日	第10回主査委員会	美濃部修正案について、第8条～第12条の審議
6月25日	第11回主査委員会	美濃部修正案について、第13条～第29条の審議
7月7日	第12回主査委員会	美濃部再修正案について、第1条～第29条を審議し、議了
9月18日	第14回主査委員会	阿部文二郎行政裁判所評定官より、行政訴訟手続法案提出
9月23日	第7回小委員会	阿部案第1条～第49条までの審議
10月8日	第8回小委員会	阿部案第50条～第63条までの審議
10月15日	第9回小委員会	阿部案第64条～第91条までの審議
10月22日	第10回小委員会	阿部案第92条～第120条までの審議
10月29日	第11回小委員会	樋貝詮三法制局参事官より、行政訴訟手続法案提出
11月5日	第12回小委員会	阿部・樋貝案を元にした美濃部修正案第1条～第38条の審議
11月12日	第13回小委員会	前回の修正分の審議

11月19日	第14回小委員会	前回修正分の審議、美濃部修正案第39条～第47条の審議
11月26日	第15回小委員会	美濃部修正案第2編、第59条～第67条の審議
12月3日	第16回小委員会	第64条、第67条修正案の審議、美濃部修正案第68～第82条の審議
12月10日	第17回小委員会	美濃部修正案84条、第86条、第83条～第111条の審議
12月17日	第18回小委員会	美濃部修正案第112条～第127条の審議
昭和6年1月14日	第19回小委員会	美濃部修正案第128条～第134条の審議
1月28日	第20回小委員会	美濃部修正案第116条～第140条の審議
2月18日	第21回小委員会	第117条、第142条、第146条の修正案を考究し、美濃部修正案第93条の2以下を審議
2月25日	第22回小委員会	美濃部修正案第93条の10、第150条～167条の審議
3月4日	第23回小委員会	第153条の2以下の5カ条を追加、美濃部修正案第168条～第189条の審議
3月18日	第24回小委員会	美濃部修正案第191条～第207条の審議
4月1日	第25回小委員会	美濃部修正案第208条～第220条の審議、第217条の削除
4月8日	第26回小委員会	美濃部修正案第119条～第125条、第213条～第216条の審議
4月15日	第27回小委員会	前回留保部分等の審議の上、手続法の審議終了
5月6日	第28回小委員会	樋貝修正案審議の上、原案修正
5月20日	第29回小委員会	阿部修正案審議の上、原案修正
5月27日	第30回小委員会	美濃部修正案審議
6月3日	第31回小委員会	窪田修正案第76条第2項以下審議の上、原案修正
6月10日	第32回小委員会	第244条等の審議
6月24日	第33回小委員会	第7条～第33条の審議
7月8日	第34回小委員会	第247条、第250条の審議
7月15日	第15回主査委員会	小委員会案の逐条審議
7月22日	第16回主査委員会	小委員会案第1編再審議
9月5日	第2回総会	主査委員会案第1条～第11条の審議
9月7日	第2回総会	主査委員会案第8条、第11条～第43条までの審議
9月8日	第2回総会	主査委員会案第44条～第188条の審議
9月10日	第2回総会	主査委員会案第189条～第254条等を審議し、行政訴訟法案の起草を了する。

以上のように、主査委員会において起草された法案（行政裁判所法案および行政訴訟法案）は、昭和6年9月5日から10日にかけての総会において審議に付され、ほぼ原案のまま議決された。

このように見てくると、昭和4年11月から昭和6年9月にかけての行裁法改正作業のなかで最も重要な役割を果たしたのが、「裁判所ノ構成ニ関スル法規」、「訴訟事件即チ裁判所ニ出訴ヲ許サレル事件ノ種類等ニ対スル法規」、「訴訟手続ニ関スル法規」という全3分野について原案を起草した美濃部達吉であることは間違いない。美濃部は、東京帝国大学法学部助手の田中二郎（昭和6年5月より同助教授）などの支援<sup>53</sup>を受けつつ、「国民の権利救済と行政監督の強化」を目指して策定に関与した改正綱領を基礎に具体的に法案化していったのである。ただし、こうした美濃部の活躍を可能にする条件を整えたのは、主査委員会の設置に最も貢献した窪田長官にはかならなかった。そして、このように考えてくると、美濃部が原案作成を一手に任されたのも、改正綱領策定の段階で彼の主張が自身の改革構想と重なり合うことが行政裁判所によって既に確認されていたためであると推察されるのである。要するに、行政訴訟法案の起草は、美濃部の立場を予め確認していた行政裁判所の演出のもとで行われたのである。こうした演出が試みられたのは、公法学の権威であり、かつ当時の民主主義的政治改革を象徴する人物であった美濃部を前面に押し出すことにより、行政裁判制度改革が単に行政裁判所の政治的プロモートにとどまらない「国家的課題」であることを示し、確たる政治的後ろ盾を持たない行政裁判所主導の改革を実現させるためではなかったかと思われる。

## 第2節 行政訴訟法案の内容

### (1) 裁判所組織等

#### ①裁判所組織

審級については、1審制を採用した明治行政裁判制度とは異なり、改正綱領同様の2審制が採用された。これに関連して、行政裁判所の構成については、行政訴訟法案とともに上申された行政裁判所法案で詳しく定められた。同法案において、行政裁判所は第1審裁判所たる普通行政裁判所と第2審裁判所たる高等行政裁判所からなるとされた（行政裁判所法案第2条。以下、「所法」とする）。普通行政裁判所は、所長、部長、評定官からなり（所法第20条）、裁判は3名より構成される部での合議によって行われることとされた（所法第18条）。高等行政裁判所は、所長、部長、評定官からなり（所法第28条）、裁判は5名より構成される部での合議によって行われることとされた（所法第27条）。

裁判所の数と設置する場所については、普通行政裁判所、高等行政裁判所ともに東京にそれぞれ1ヶ所ずつ設置されることになった。ただし、同案の起草責任者でもあった美濃部は、昭和4年12月4日に開催された第1回小委員会の席上において、普通行政裁判所の名称を東京行政裁判所とする提案に対して、「東京ニ一ヶ所置ク場合殊更東京ヲ冠スルヨリモ将来ニ一ヶ所以上トナル場合ニ於テ地名ヲ冠スルコトニシ当初ハ其ノ必要ナキモノト思フ」<sup>54</sup>と答え、改正綱領策定時と同様に将来行政裁判所を各地に複数設置したい旨を述べている。なお、この点に関しての美濃部の構想は、行政裁判所の清水と同じく、府県参事会の組織を多少改正して第1審の裁判所に充てるといったものであった<sup>55</sup>。

#### ②裁判官資格

普通行政裁判所でも高等行政裁判所でも、高等行政裁判所長官を除き、定年は一律で63歳とされた（所法第11条）。そして、行政裁判所法案第5条では、「裁判権ノ行使ニ付何人ノ指揮ヲモ受クルコトナシ」と、裁判権の行使に関する「行政庁に対する行政裁判所の優位」が明確に宣言された。なお、この「行政庁に対する行政裁判所の優位」に関係するものとしては、兼任評定官廃止がある。明治行政裁判制度では、プロイセンやオーストリアでは認められていない行政官による兼任が認められていたが、今回の改正法案によって行政庁による行政裁判所に対する干渉を可能とする兼任評定官は廃止された<sup>56</sup>。

このような職務の独立とともに身分の独立に関する点についても定められた。すなわち、普通行政裁判所長官、高等行政裁判所長官について、ともに「内閣総理大臣ノ上奏ニ因リ勅任ノ行政裁判官ヲ以テ之ヲ補ス」（所法第20条2項）、「親任ノ行政裁判官ヲ以テ之ヲ補ス」（所法第28条2項）と内部昇進が定められたのである。長官の内部昇進は、明治30年代より行政裁判所における身分の独立を象徴する問題として取り扱われてきたのであり、山脇らの所内首脳・政府批判も、この点をもって始まったことは前述のとおりである<sup>57</sup>。長官の内部昇進は、明治39年の山脇玄長官以降慣行的に行われてきたが、今回はじめて法制化された。これらの点からも、今回の改正が行政裁判所よりのものであったことは明らかであろう。

裁判官の資格については、以下のように規定された。まず普通行政裁判所の裁判官に任ぜられるためには、「三年以上高等行政官又ハ裁判官ノ職ニ在リタル者」、「三年以上帝国大学令又ハ大学令ニ依ル大学ニ於テ法律学ノ教授、助教授又ハ専任教員ノ職ニ在リタル者」、「五年以上弁護士トシテ実務ニ従事シタル者」、のいずれかに該当しなければならない（所法第6条）。一方、高等行政裁判所の裁判官の任用条件については、「三年以上行政官ノ行政裁判官ノ職ニ在リタル者」、「七年以上高等行政官又ハ裁判官ノ職ニ在リタル者」、「七年以上帝国大学令又ハ大学令ニ依ル大学ニ於テ法律学ノ教授、助教授又ハ専任教員ノ職ニ在リタル者」、「十年以上弁護士トシテ実務ニ従事シタル者」、「高等行政官、裁判官又ハ帝国大学令又ハ大学令ニ依ル大学ニ於テ法律学ノ教授、助教授又ハ専任教員ノ職ニ在リタル後行政裁判官ト為リ其ノ在職通ジテ七年以上ニ達シタル者又ハ弁護士トシテ実務ニ従事シタル後行政裁判官ト為リ其ノ在職通ジテ十年以上ニ達シタル者」、のうちのいずれか1つとされた（所法第29条）。ここにおいて注目すべきは、法学者や弁護士に行政裁判官となる途を拓いたことである。法学者や弁護士を行政裁判官に登用することによって、行政裁判所における権利救済・行政監督機能の向上が目指されたのであろうと思われる。

#### ③再審制度

再審については、行政訴訟法第3編第4章（第217条以下）において規定された。再審は、行裁法では認められておらず、帝国議会に提出された改正法案でも屢々取り上げられていた。特に、国民の権利保障に敏感な弁護士出身者はこの問題に熱心で、例えば明治42年の第25帝国議会には、元田肇より「行政裁判再審ニ関スル法律案」



が提出された。また、山脇長官退任の一因といわれる「誤審事件」<sup>58</sup>などにより、行政裁判所においても先述の清水のように再審の必要性を唱える者は少なくなかった。なお、同法案において規定された再審手続は以下の通りである。

再審を提起できる者は原訴訟の当事者であり（第218条）、判決の確定後再審の事由があることを知った日より30日以内に原判決を下した行政裁判所に提起しなければならない（第220条）。ちなみに、再審の事由として挙げられたのは、「判決裁判所ノ構成ガ法律ニ違背シタルトキ」、「法定代理人、総代又ハ訴訟代理人ガ訴訟行為ニ付権限ヲ有セザル者ナリシトキ」、「裁判ニ関与シタル行政裁判官ガ事件ニ付瀆職ノ罪ヲ犯シ有罪ノ判決確定シタルトキ」、「判決ニ影響スベキ当事者ノ陳述又ハ証拠ノ提出ガ他人ノ脅迫其ノ他刑罰ヲ科セラルベキ行為ニ因リ妨ゲラレ其ノ者ニ対スル有罪ノ判決確定シタルトキ」、「判決ガ偽造若ハ変造ニ依ル文書其ノ他ノ物件又ハ証人若ハ鑑定人ノ虚偽ノ証言若ハ鑑定ヲ証拠ト為シタルモノニシテ之ニ関スル有罪ノ判決確定シタルトキ」、「判決ノ基礎ト為リタル民事又ハ刑事ノ判決其ノ他ノ裁判ガ後ノ裁判ニ依リ変更セラレタルトキ」、「判決ガ前ニ言渡サレタル確定判決ト抵触スルトキ」の7つであった（第217条）。

## （2）訴訟類型

訴訟類型については、抗告訴訟、当事者訴訟、先決問題の訴訟の3つが規定された（第1編第2章～第4章）。この3つは改正綱領で挙げられていたものであり、それが行政訴訟法案において条文として具体化されたといえる。以下では、このうち先決問題の訴訟を除く、抗告訴訟と当事者訴訟について解説する。

### ①抗告訴訟

（ア）行政庁の違法処分により権利を毀損され、義務なき負担を課せられた者は、当該処分<sup>59</sup>の取消または変更を請求することができる（第8条）

第8条により普通行政裁判所および高等行政裁判所への出訴が認められたのは、「国又ハ公共団体ニ於テ課スル金銭、物品又ハ労役ノ負担其ノ標準又ハ担保ニ関スル件」、「国又ハ公共団体ノ徴収スル金銭ノ滞納処分ニ関スル件」、「租税徴収義務者ノ責任ニ関スル件」、「公務員ノ国又ハ公共団体ニ対スル賠償責任ニ関スル件」、「国又ハ公共団体ニ対スル金銭又ハ物品ノ給付ヲ目的トスル公法上ノ権利ニ関スル件」、「戦時事変又ハ非常ノ際ニ於ケル必要ノ為ニスルモノヲ除クノ外財産権ノ収用、使用、剥奪若ハ制限又ハ人ノ徴用ニ関スル件」、「国又ハ公共団体ニ於テ命ズル工作物ノ新設、増築、改築若ハ除却其ノ他ノ工事又ハ除害施設其ノ他ノ施設ニ関スル件」、「公用、公共用、又ハ国ノ営林財産タル土地又ハ水面ノ区域ノ査定ニ関スル件」、「鉱業権、砂鉱権、漁業権、地方鉄道又ハ軌道経営ノ権利其ノ他行政庁ノ処分ニ依リ設定スル権利ノ設定拒否、取消、変更又ハ制限ニ関スル件」、「河海、湖沼、道路、公園其ノ他公共用ノ財産又ハ營造物ノ使用、収益又ハ工事ニ関スル件」、「警察上ノ拒否ニ関スル件」、「公職、営業又ハ其ノ他ノ業務ニ従事スベキ資格ノ拒否、褫奪又ハ停止ニ関スル件」、「営業其ノ他ノ業務ノ停止又ハ禁止ニ関スル件」、「著作物ノ発行禁止、差押又ハ発売頒布ノ禁止ニ関スル件」、「身体ノ自由ノ拘束又ハ居住ノ制限ニ関スル件」、「寺院、佛堂、教会其ノ他宗教施設ノ廃止ニ関スル件」、「法人解散ノ処分又ハ存続期間延長ノ拒否ニ関スル件」、「結社ノ禁止又ハ解散ニ関スル件」、「官吏、待遇官吏及帝国議会ノ議員ヲ除クノ外国又ハ公共団体ノ議員其ノ他ノ公務員ノ資格有無ノ決定ニ関スル件」、「法令ニ依リ登録、試験、検定又ハ証明ノ拒否又ハ取消ニ関スル件」、「国又ハ公共団体ニ於テ課スル過料、公共団体ニ於テ課スル過怠金、違約金、除名、公民権停止其ノ他ノ制裁ニ関スル件」、の21項目であった。訴訟類型が増加しているので単純な比較はできないが、原則として「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」に挙げられた5項目しか認められていなかった明治行政裁判制度での出訴事項と比べれば格段に拡大している。特に、「警察上ノ拒否ニ関スル件」について出訴を認めたことや、また「著作物ノ発行禁止、差押又ハ発売頒布ノ禁止ニ関スル件」、「身体ノ自由ノ拘束又ハ居住ノ制限ニ関スル件」、「寺院、佛堂、教会其ノ他宗教施設ノ廃止ニ関スル件」、「結社ノ禁止又ハ解散ニ関スル件」といった憲法上で権利として認められていながらも権利救済手段を有していなかった精神的自由権と身体的自由権に対して出訴を認めたことは特質に値するだろう。

（イ）水利、土木、建築その他の工事または設備に関する件および営業その他事業の許可に関する件について、行政庁の違法処分により公共の利益に重大な侵害を被り、その権利を毀損された公共団体は、当該処分<sup>60</sup>の取消または変更を請求することができる（第9条）

（ウ）国または公共団体のなす公共用营造物の施設により違法に権利を毀損された者は、当該施設の撤廃、変更または原状回復を請求することができる（第10条）

(エ) 国または公共団体のなす公共用営造物の施設により公共の利益に重大な侵害を被り、違法に権利を毀損された公共団体は、当該施設の撤廃、変更または原状回復を請求することができる（第11条）

国または公共団体のなす公共用営造物の施設による権利侵害のケースを規定した（ウ）および（エ）では、それまで判決上では認められていた「当該施設の撤廃、変更または原状回復」を法文上で認めた点が重要である（改正綱領にもこのような規定が存在する）。この点を美濃部は以下のように説明している。「必ずしも佛国法に於けるやうな全部審理訴訟を独立なる行政訴訟の一種として設ける必要は無いにしても、行政訴訟の提起の要件としては必ずしも学問上に所謂行政処分に対してのみならず、違法なる土木工事その他の事実上の行為に対しても提起し得べからしめ、又は審理の内容に付いても単に行政処分の取消又は変更についてのみならず、違法行為の差止及び原状回復をも請求し得べからしむることは必要であらうと思はれる。此限度に於ては佛国法の所謂全部審理訴訟も亦参考の価あるものである」<sup>59</sup>。この説明から見て、おそらく行政訴訟法案のこの部分については、フランスの全部審理訴訟（*contentieux en pleine juridiction*）が参考にされたものと思われる。

(オ) 法律により行う議員（帝国議会の議員を除く）、その他の公務員の選挙について、選挙人名簿に異議がある関係者は、当該選挙人名簿の修正または無効宣告を請求することができる（第12条）

(カ) 法律により行う議員（帝国議会の議員を除く）、その他の公務員の選挙について、選挙または当選の効力に異議のある選挙権を有する者または当選を失した者は、当該選挙または当選の取消を請求することができる（第13条）

選挙に関する（オ）と（カ）は、訴訟提起の要件として自己の権利侵害を必要としない。起草責任者である美濃部の「選挙に関する争議は、権利の保護を目的とするものではなく、専ら選挙が適法に行はれ、其の結果が適法に決定せらるゝことを保障することを目的とするもので、随つて自己の権利を毀損せられたことを主張するものなることを要件とせず」<sup>60</sup>という説明からも明らかなように、いわゆる民衆訴訟にあたるものである（改正綱領にも同様の規定が存在する）。

## ②当事者訴訟

(ア) 公共事務に関して公共団体間で公法上の協定がある場合に、その効力または義務の履行について争いがある公共団体は、他方公共団体を被告としてその効力の確認または業務の履行を請求することができる（第18条）

この（ア）については、学説上において美濃部が中心となって唱えていた「公法上の契約」概念<sup>61</sup>をもとにした当事者訴訟であった。

(イ) 公共団体が法律により他の公共団体の義務に属する経費を支弁した場合に、その弁償の義務について疑いのある公共団体は、他方公共団体を被告としてその確認または履行を請求することができる（第19条）

(ウ) 他の公共団体の行う公共用営造物の施設により違法に権利を毀損されたとする公共団体は、当該公共団体を被告としてその施設の撤廃、変更または原状回復を請求することができる（第20条）

(エ) 公共団体が法律により義務づけられている公の施設の設置または行為を行わない時は、当該公共団体を被告としてその履行を請求することができる（第21条）

(オ) 行政庁の処分により設定された公法上の権利の有無または範囲について争いがある時は、当該行政庁に確認の採決を申請し、それに不服があるときは相手方を被告として行政訴訟を提起することができる（第23条）

(カ) 土地の収用または使用に関する件、公法上の損失補償に関する件、法律により施設をなすべき義務または負担すべき費用の区分に関する件、その他公法上の権利または義務に関する件について、関係者間に調整が整わず、または協議をなすことができないため、法律により行政庁の裁定または裁決を申請した場合において、その裁定または裁決に不服のある者は、相手方を被告として訴訟を行うことができる（第24条）

(キ) 一定の資格のある者が法律によりその意にかかわらず法人に加入すべきものとされる場合において、違法にその法人の社員とされまたは社員に非ずとされた者は、法人を被告として資格の確認を請求することができる（第25条）

改正綱領では、当事者訴訟は、「公共団体間ノ訴訟」と「当事者ノ一方又ハ双方カ私人ナル場合ノ訴訟」に区分されていた。前者に当たるのが、（ア）～（エ）で、後者に当たるのが（オ）～（キ）である。なお、起草責任者の美濃部は、「当事者ノ一方又ハ双方カ私人ナル場合ノ訴訟」をさらに「権利範囲確認の訴訟」と「権



利創設の訴訟」とに区別していたが、前者が（オ）を、そして後者が（カ）を指している。なお、（キ）は、「権利創設の訴訟」の一種であるが、対象が強制加入を認められている公共組合であるために特別に1条加えられたようである<sup>62</sup>。

### （3）訴訟手続

#### ① 訴願前置・出訴期間

明治行政裁判制度においては、行裁法第17条によって、行政裁判所への出訴は原則として地方上級庁に訴願し、その裁決を経た後でなければ許されないとされた。これに対して、行政訴訟法案の起草責任者である美濃部の見解は以下の通りである。「行政裁判の下級審を訴願として取扱ふことは、理由ある制度とは言ひ難いと思ふ。若し全然法律問題に関係の無い便宜問題に付いての監督ならば、性質上裁判所の問題たるには適しないのであるから之を訴願として取扱ひ、普通の上級庁の権限に属せしむるは当然であるけれども、同じく法律問題に付いての争であるに拘らず、最高審だけを行政裁判とし、其他は訴願とすることは、訴願と行政裁判との区別を混乱するもので、決して適當の制度ではない。寧ろ現行法に於ける行政訴訟と訴願との関係を全く一新して、訴願に依るべきものと行政訴訟に依るべきものを事件の性質に依りて区別し、初から双方全く系統を異にするものと為すことが適當であらうと思はれる」<sup>63</sup>。このように、美濃部個人の見解としては、出訴条件として訴願を行うことを求めていなかったが、行政訴訟法案を見てみると、第13条1項において抗告訴訟に関して「地方行政庁ノ処分ニ対シテハ法律ニ別段ノ規定アル場合又ハ第四項ニ該当スルモノヲ除ク外先ヅ其ノ直接ノ監督庁ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル場合ニ限り行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得」と定め、訴願前置主義が維持された。

次に出訴期間についてであるが、行裁法第22条第1項は「行政訴訟ハ行政庁ニ於テ処分書若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スヘシ」と定めていた。一方、行政訴訟法案では第2章第1節第1款（第79～88条）において出訴期間に関する規定が置かれた。行政訴訟法案では、訴訟の種類が増加したこともあって出訴規定についても詳細な規定が置かれたのであるが、その内容に関しては出訴期間60日が原則とされるなど、大きな変化は見られなかった。

以上のように、明治行政裁判制度の制度的課題の一つに挙げられる訴願前置主義や出訴期間については、著しい改善がほとんど見られなかった。その理由として考えられるのは、美濃部が「行政裁判法の改正に付いて、最も重要とせられた点は、行政訴訟を提起し得る事項の範囲を拡張することの外には、行政裁判所の構成を改むることに在つた」<sup>64</sup>と述べているように、臨法審以来の今回の行裁法改正の目的が行政裁判所組織の改革と出訴事項の拡大に置かれたことであろう。このような改革ビジョンのもとでは、訴訟手続についてはあまり画期的な改革が見られなかったのではないだろうか。改正綱領でも「行政訴訟手続ニ関シテハ行政裁判法中ニ相当詳細ノ規定ヲ設クルコト」と内容の充実が語られただけで、実際の法案起草が美濃部自身の手によらずに行政裁判所や法制局の関係者によって行われたことも、このことを示す一例だといえるだろう。

#### ② 事情判決

先述の通り、行政訴訟法案では、裁判所の組織と訴訟類型の改革が重視されたために、訴訟手続については著しい改善は見られなかったのであるが、この訴訟手続についてもそれまでには見られなかったものがいくつか新たに規定された。そのなかでも最も注目されるのが除害施設である。

除害施設は、第174条～第176条において規定された。第174条は、第8条で定める抗告訴訟（（2）①（ア））のうち、国または公共団体が命じる工作物の新設、増築、改築もしくは除去その他の工事または除害施設その他の施設を対象とするもの、鉱業権、砂鉱権、漁業権、地方鉄道または軌道経営の権利その他行政権の処分により設定する権利の設定、拒否、取消変更または制限を対象とするもの、そして河海、潮沼、道路、公園その他公共用の財産または営造物の使用、収益または工事を対象とするもの、ならびに第9条で定める抗告訴訟（（2）①（イ））について、当事者の意見を聴いた上で、「現行ノ請求理由アル場合ト雖モ既ニ為シタル工事設備又ハ其ノ他ノ施設ノ状況ニ因リ処分ノ取消又ハ変更ヲ不適當ト認ムルトキハ行政裁判所ハ之ニ代ヘ起業者ヲシテ除害施設又ハ損失補償ヲ為サシムルコトヲ判決スルコトヲ得」と規定した。続いて、第175条は、第10条で定める抗告訴訟（（2）①（ウ））および第20条で定める当事者訴訟（（2）②（ウ））について、当事者の意見を聴いた上で、「原告ノ請求理由アル場合ト雖モ既ニ為シタル工事ノ状況ニ因リ工事ノ撤廃、変更又ハ現状回復ヲ不適當ト認ムルトキハ行政裁判所ハ之ニ代ヘ国又ハ公共団体ヲシテ除害時施設又ハ損失補償ヲ為サシムルコトヲ判決スルコトヲ得」と規定した。

このように除害施設を認める規定は行裁法には見られず、同案で初めて規定された。そのため、同案は、行特法第11条および行訴法第31条において認められた事情判決制度の萌芽と評価されている<sup>65</sup>。なお、行政訴訟法案の起草にあたって、このような制度が置かれたのは当時庄川事件（庄川におけるダム建設が、木材流送を阻害するものとして争われた事件）<sup>66</sup>が問題になっていたためである。

なお、第174条3項には、行特法第11条3項に該当する「第一項ノ規定ニ依ル損失補償ノ裁判ハ民事訴訟ニ依ル例ヲ妨ゲズ」との規定が置かれたが、最初にこれを提案したのは田中二郎博士であり、それは「不法行為の要件を備えている場合に限って損害賠償をするという意味ではなくて、処分を取り消したら影響するところが大きいから取り消さない、しかしよって生じた損害は金銭的な調整をしてやろう」<sup>67</sup>という考えからだったからと後に証言されている。

### 第3節 改革の挫折

#### (1) 抵抗と妥協

以上のように見てくると、主査委員会による行裁法改正法案は、行政訴訟法案中の訴訟手続部分を除いて、ほぼすべてが臨法審策定の改正綱領を基礎に起草されたものであるといえるだろう。この点については、委員長として主査委員会を率いた行政裁判所長官の窪田静太郎の「今回行政裁判法及訴願法改正委員会ヲ設置イタシシタル趣旨ハ即チ臨時法制審議会ノ答申ニ依ル要綱ノ趣旨ニ基イテ行政裁判法及訴願ニ関スル法規ノ改正案竝ニ権限裁判ニ関スル法案ヲ起草セントスルニアルノデアリマス」<sup>68</sup>との発言からも明らかであろう。そして、改正綱領策定に対して中心的な役割を果たした窪田のこの発言は、改正綱領と行政訴訟法案との単なる連続性のみならず、同法案中に改正綱領策定にあたっての推進派の共通した目標であった「国民の権利救済と行政監督の強化」という考えが受け継がれたことを示しているのである。

こうした改正推進派の行政訴訟法案起草への思いが法案作成段階で最も強く表れたのが、行政訴訟法案第8条で訴訟事項とされた「著作物ノ発行差止、差押又ハ発売頒布ノ禁止ニ関スル件」をめぐる内務省との対立であった。この行政訴訟法案8条14号において具体的に対象とされるのは、明治42年施行の新聞紙法第23～24条および明治26年施行の出版法第19～20条の内務大臣による新聞紙または出版物の頒布禁止・差止命令であった。これらの新聞紙または出版物に対する内務大臣の処分は、警察行政の重要な手段としてだけでなく、「普選・治安維持法体制」<sup>69</sup>と呼ばれる内務省主導の国民再統合構想の要諦であったため、この件を訴訟事項とすることに内務省は非常に強い不満を示して反対意見を表明したのであった。

例えば、内務省が昭和6年8月31日に提出した「行政訴訟法案ニ対スル意見」<sup>70</sup>では、「出版物ノ行政処分ニ対スル行政訴訟ヲ認ムルコトニ依リ生ズル公益上ノ弊害ハ之ニ依リ保障セラルル私人ノ利益ヨリモ遙ニ大ナルコト」とともに、「行政裁判所ハ出版物ノ行政処分ニ関スル訴訟事項ヲ審理スル為ノ適当ナル機関ニアラズ」ことを挙げて、同号の削除を求めた。そして、内務省は、「目下出版法及新聞紙法ノ根本的改正ノ立案ヲ鋭意急ギツツアリテ其ノ改正ノ際ハ曩ニ警保委員会ノ答申ノ趣旨ニ基キ出版審査会トモ称スルガ如キ特別審議機関ノ確立ヲ考慮シツツアリ」と新たに省内に出版審査会を設置することを理由に行政裁判所による審査が不要であると主張した。

こうした内務省の態度に対して強硬に反対したのが美濃部達吉であった。例えば、昭和6年6月17日に各省幹事と陸海軍省関係者が出席して法制局で開催された行政訴訟事項等協議会では、内務省の大島幹事（辰次郎：大臣官房都市計画課長。なお、同年4月まで内務書記官兼内務大臣秘書官兼大臣官房文書課長）と美濃部との間で次のようなやりとりが見られた<sup>71</sup>。

(大島 幹事) 第八条第十四号ハ之ヲ削除セラレ度シ之レハ行政訴訟事件トシテ取扱フコトハ不適當ダト考ヘルノデス其ノカハリ出版審査会ノ様ナ機関ヲ設ケテ別途行政救済ノ途ヲ講スル考ヘデアルト云フノデス

(美濃部幹事) 警保委員会デ其様言フ考ヘヲ持ツテ居テモ其ノ精神ハ又次ノ内閣ガ出来タトキニモ尚拘束スル力ヲ持ツテ居ルヤ否ヤト言フト疑ハシイト思フノデス其ノ点如何デスカ

(黒崎 委員) 其ノ点ニ付テ出版法ノ改正ヲ其ノ点丈ケニ付テスル程ノモノデハナイト考フルノデス又其レ程強イモノデスカ

(大島 幹事) 其レ程強イモノト思フノデス

(美濃部委員) 其レハ出版審査会ガ出来タトキニ之ヲ除クトシテ置イテハ如何デスカ大体ニ於テ言論ニ対スル救済ノ途ヲ設ケテ置カナイト今回ノ改正ニ当ツテ一般ニ対シテモ申訳ノナイコトニナルト思フノデスデスカラ将来出版法ガ改正サレタル其ノトキ削除スルト云フコトニシテ置キタイト思フ

(以下略)

この中で、美濃部は出版法（新聞紙法）改正による出版審査会の設置をもって本件を出訴事項から削除しようとする内務省に対して、今回の行裁法改正によって「言論ノ救済ニ対スル途」が社会的に求められている（＝一般ニ対シテモ申訳ノナイコトニナルト思フ）と主張して、少なくとも出版法（新聞紙法）が改正されて現実に出版審査会が設置されるまでは削除は認めないと発言したのであった。

しかしながら、内務省はなおも同号の削除を求め、総会においても潮恵之輔次官自らがこれを主張した。そのため総会では、出版法改正を条件にこれに賛成する委員（松本丞治）も出現した。これに対し美濃部は、「主査委員会ニ於キマシテハ出版ノ自由ト云フモノガ臣民ノ最モ大切ナル自由ノ一ツデアルト云フコトヲ認メテ、ソレガ政府ノ専制的禁止処分ニ任サレテ居ルト云フコトハ立憲政治ノ大イナル欠陥デアルト云フコトヲ認メテ何等カノ手段ニ依ツテ其再審査ヲ求メルコトヲ得レルヤウニスルコトガ欠ク可クザル必要ナコト、信ジタノデアリマス、主務省ノ強イ御主張デアリマスガ、何卒御再考アランコトヲ希望スル次第デアリマス」と述べて再度削除反対を唱えたのである。結局総会では美濃部への支持が多数を占め、原案通り議決されたのであった。この第8条14号をめぐる内務省と美濃部の攻防からも、改正推進派の行政裁判制度改革に対する意気込みが伝わってくる。すなわち、美濃部をはじめとする改正推進派は、改正綱領における「国民の権利救済と行政監督の強化」という改革の理念の実現に直結する点については、きわめて強い態度で臨んだのである。

とはいえ、臨法審のときと同じく内務省をはじめとする各省から多くの反対意見が寄せられている状況で、有力な政治的後ろ盾を有していなかった推進派が強硬な態度に終始しても改正を実現させるのは困難であった。そのため、改正推進派は「言論の自由」のような問題については厳として譲らなかった一方、法案成立のために各省に対して妥協的な態度をとらざるを得なかったのである。このことは、美濃部自身が昭和6年9月7日の第2回主査委員会において、「主査委員会ハ元来此法律案ノヤウナ行政庁ト密接ノ関係ノアリマスルコトニ付イテハ各省ノ意見ヲ出来ル丈ケ尊重スルコトガ適当ト考ヘタノデゴザイマシテ成ル可クハ各省ノ御意見ニ従ツテ、其或ルモノハ法制審議會ノ決議ニモ反スルノデアリマスルガ、ソレニモ拘ハラズ不本意ナガラ其御意見ニ従ツタモノモ少ウナイデアリマス」<sup>72</sup>と語っているところからも明らかであろう。

こうした改正推進派による行政庁に対する妥協的態度から生み出された規定が、行政訴訟法案第15条の「行政庁ノ自由裁量ニ関スル処分ハ其ノ裁量権ニ属スル限度ニ於テ行政訴訟ノ目的ト為ルコトナシ」と第16条の「本章ニ掲グル事件中外交、軍機若ハ公安ノ理由ニ因リ又ハ技術ニ関スルモノナルニ因リ行政裁判所ノ審理ニ適セザルモノニ付テハ勅令ヲ以テ特例ヲ定ムルコトヲ得」という抗告訴訟に対する制限規定であった。これらはいずれも改正推進派が行政裁判制度改革を実現するために、行裁法改正に強硬に反対する各省に対して配慮して追加した規定であった。例えば、昭和5年3月12日に法制局で開催された第4回主査委員会における美濃部の「此様シタ規定ヲ設ケルコトハドウカト考ヘルガ自由裁量ノコトヲ各省カラ設ケル様トノコトニテ記載シタノデスガモウ少シ、此ノ問題ガ確立シテカラノコトトシ各省ノ了解ヲ得レバ除クコトニシタ方ガ好クハナイカト思フノデス」<sup>73</sup>という発言は、自ら起草しておきながらも内心はこのような規定を加えることに反対であるという彼の偽らざる本心を表している。そして、それは確たる政治力を持たない改正推進派の苦しい立場を如実に示すものでもあった。

## (2) 挫折

前述の通り、行政訴訟法案は、昭和6年9月5日から10日にかけての第2回総会での審議の後、行政裁判所法案とともに改正委員会において決議された。さらに、翌年1月18日に訴願法案、5月12日に権限裁判法案、7月14日に行政裁判官懲戒法が決議された。そして、10月に改正委員会はこれらの5法案すべてを斎藤實首相に答申したのである。

改革推進派の目論見では、これら改正委員会答申の5法案が帝国議会で速やかに提出されて、明治23年の行裁法施行間もない時期から長らく主張されてきた明治行政裁判制度の抜本的改革が実現される予定であった。そして、改革推進派の中心である行政裁判所は、今回の行政裁判制度改革によって、官僚組織内での自身の影響力を増大させることができるはずであった。



しかしながら、こうした改革推進派の思惑は外れ、政府がこれら改正法案を帝国議会に提出する気配は全くなかった。そのために、臨法審小委員会委員として改正綱領の策定に参与し、改正委員会主査委員会でも「訴訟手続ニ関スル法規」の起草に関する小委員会で大いに活躍した衆議院議員の宮古啓三郎は、昭和9年3月22日に「政府ハ昭和七年十月ヲ以テ行政裁判法及訴願法改正委員会ヨリ行政裁判所法案、行政訴訟法案、訴願法案、権限裁判法案及行政裁判官懲戒法案ノ答申ヲ受ケナカラ既ニ一年有余ヲ経過セルニ拘ラス何故ニ之ヲ今期帝国議会ニ提出セサルヤ其ノ理由ノ詳細如何」、「政府ハ今期帝国議会ニ之ヲ提出セサルヲ以テ政府ノ怠慢ト認メサルヤ」、「政府ハ次ノ通常帝国議会ニ之ヲ提出スルノ意思ナルヤ」という3点を内容とする「行政裁判所法其ノ他ニ関スル質問主意書」（質問第51号）を政府に提出した<sup>74</sup>。

この宮古の質問主意書に対する斎藤首相の答弁は、「行政裁判及訴願ニ関スル現行法規ノ改正ニ関シテハ行政裁判法及訴願法改正委員会ノ答申ニ基キ政府ハ鋭意関係当局者間ノ議ヲ進メ案ヲ練リツツアルモ猶ホ未ダ議会ニ提案シ得ルノ程度ニ至ラズ從テ今期議会ニ提案シ得ザルコトハ洵ニ遺憾トスル所ナレドモ今後尚ホ一層準備ノ進捗ヲ図リ成ル可ク速ニ法案ヲ提出セムコトヲ期シツツアリ」<sup>75</sup>というものであった。関係当局者間での議論が進まなかった点というのは、具体的には行政訴訟法第16条に規定された勅令の内容をめぐってであった。要するに、各省とも自身の行政活動に対して行政裁判権が行使されないように、できる限り「行政裁判所ノ審理ニ適サザルモノ」の範囲を拡大しようとしたのである。ところで、前述したように、この第16条は各省の要望によって起草段階で追加されたものではなく、起草責任者である美濃部作成の原案の段階で存在していたものであった。第16条は行政裁判権の行使を制約するおそれのあるものであったが、改正推進派が法改正の実現のために各省に配慮して加えたものであった。この第16条が結果的に法改正の阻害要因となったのは、改正推進派にとっては大きな誤算であった。

とはいえ、行政裁判制度改革が挫折したのは、改正推進派の戦略上の失敗によるものだけではなかった。臨法審での改正準備を中心とする大正期の行政裁判制度改革を支持してきたのは、国内政治の民主化を推進しようとする勢力であった。先に紹介した出版の自由に対する美濃部の主張が象徴的に示しているように、行政裁判制度改革は、単に国民の権利保障や行政監督を強化するだけのものではなく、国内政治体制の民主化にとっても欠かせないものであった<sup>76</sup>。それ故に、弁護士出身者を中心に、政党政治家の間でも行裁法改正は広く支持されたのであった。

しかしながら、昭和6年の満州事変や翌年の5・15事件以降、総力戦体制の構築に向け、国内政治の場において軍部や官僚の発言力が強まるにつれて、行政活動に重大な制約を加えるおそれのある行政裁判制度改革に否定的な意見がそれまで以上に強く主張されるようになった。なかでも代表的なのが、以下に紹介する昭和10年に岡田啓介首相のもとで出された「内閣意見」である。

行政訴訟法案中第八条第一項第六号ニ於テ「戦時事変又ハ非常ノ際ニ於ケル必要ノ為ニスル」財産権ノ収用、使用、剥奪若クハ制限又ハ人ノ徴用ニ関スル件ハ之ヲ行政訴訟事項ヨリ除外セラレアルモ将来戦時又ハ事変ニ際シテハ国家総動員ノ必要上尙ニ財産権ノ収用制限等及人ノ徴用ノミニ止マラズ例ヘバ営業ノ自由（第八条第一項第十三号参照）、言論ノ自由（同第十五号）、結社ノ自由（同第十八号）等ニ対シテモ相当著シキ制限ヲ加ヘザルベカラザルコトアルベキヲ予想セラル、然ルニ此等ノ場合ニ在リテハ本法案ノ規定ニ依レバ行政訴訟ノ提起ヲ認メラルルヲ以テ財産権ノ制限及人ノ徴用ノ場合ニ対シ著シク其ノ取扱ヲ異ニスル結果ヲ生ジ等シク総動員ノ見地ヨリ必要トセラルル処分ニ付スカル差別ヲ附スルハ適当ナラザルベク且此等ノ場合ニ付テモ戦時事変ニ因ル特別ノ事情ニ基キ第六号ノ場合ト同様行政訴訟事項ヨリ除外スルノ必要アルヲ以テ戦時事変ニ際シ総動員ノ見地ヨリ必要トスル処分ニ付テハ總テ之ニ関シ行政訴訟ノ提起ヲ認メザル様規定スルコトト致シ度シ<sup>77</sup>

この「内閣意見」では、行政訴訟法案に対して総動員体制構築の観点から否定的な見解が示された。ここでは「総動員ノ見地」から出訴事項の制限が主張されたのであるが、このことは国民の自律性や政治参加を国家政策や戦争遂行に資する範囲でのみ認める総動員体制のもとでは、国民が権利救済を求めて行政庁（国家）と対抗関係に立つ行政訴訟（＝抗告訴訟）が敵視されたことを示している<sup>78</sup>。そして、翌11年に勃発した2・26事件以後の急速な軍国主義化は、こうした傾向に益々拍車をかけたのである。昭和16年刊行の『行政裁判所50年史』は、「裁判改革の必要は昔も今も決して変る訳ではない」<sup>79</sup>と述べているが、この時期にはもはや行政裁判制度改革が実現される政治的社会的基盤は既に存在していなかったと見るべきであろう。

## むすびにかえて

以上のように、本稿では、行政訴訟法案起草の背景、法案の内容、そして最終的にその試みが挫折するまでを検討してきた。

その結果、明らかになったことの1つは、行政訴訟法案の起草を担当した改正委員会が、臨法審と同じく行裁法改正により官僚組織内での自身の影響力の増大を目指した行政裁判所により主導されたという点である。そして、このことを象徴的に示すのが、窪田長官より提出された「覚」である。この「覚」では法案起草の実権を行裁法改正に否定的な各省次官が居並ぶ総会ではなく、臨法審小委員会において改正綱領策定に関与した者（窪田、清水、美濃部）を中心に組織される小委員会に移すことで、行政裁判所がイニシアティブを握ることが意図されていたのである。つまり、改正委員会における行裁法改正作業とは、単に明治憲法体制下における行政裁判制改革運動の最終局面として位置づけられるものではなく、その実体は、明治30年代初頭以来続く行政裁判所による自らの政治的プロモートを目的とする政治運動の系譜に連なるものなのである。

そして、改正委員会における行裁法改正作業が行政裁判所により主導されたものであることは、行政訴訟法案の起草過程からも確認できる。確かに、同法案の原案作成は美濃部によって行われた。しかしながら、その内容は、精神的自由権や身体的自由権という憲法上の国民の権利を含む出訴事項の大幅な拡大、2審制、再審の採用など、基本的に臨法審策定の改正綱領を継承したものであった。要するに、それは美濃部の改革構想に最も強く影響を受けているのであるが、同時に窪田長官を中心とする行政裁判所の改革構想とも重なり合うものであった。このことが意味するのは、行政訴訟法案の起草は、改正綱領の策定の段階で美濃部の立場を予め確認できていた行政裁判所の演出のもと行われたものであったということである。こうした演出が試みられたのは、公法学の権威であり、かつ当時の民主主義的政治改革を象徴する人物であった美濃部を前面に押し出すことにより、行政裁判制度改革が単に行政裁判所の政治的プロモートにとどまらない「国家的課題」であることを示す意図があったと推察される。

改正委員会における改正作業の成果たる行政訴訟法案と戦後の行政訴訟法制との関係については、「はじめに」でも紹介したように、立法関係者の証言等から両者の「連続性」が指摘されてきた。そして、この証言の正当性については、第2章2節で紹介した行政訴訟法案の内容からも確認されたものと思われる。ただし、戦後における行政訴訟法制改革の直接の歴史的起源が、明治30年代初頭以来続く行政裁判所による自らの政治的プロモートを目的とする政治運動であったことは本稿において新たに明らかとなった点である（【表I】を参照）。「天皇制法治主義の支柱でしたから明治憲法の崩壊と同時にほろびる運命にあった」<sup>80</sup>との評価が象徴するように、行政裁判所はこれまで「近代天皇制の遺産」としてほとんど研究がなされてこなかった。しかしながら、今後は戦後の行政訴訟法制に対する影響を含め、様々な観点から研究を進めていく必要があるといえよう。

なお、本稿では、行政訴訟法制に関する戦前と戦後の「連続性」について、立法関係者の証言のみを取り上げるだけで、その正当性を実証的には検証することはできなかった。この点については、まずは昭和23年の行特法の制定過程<sup>81</sup>を中心とする占領期の行政訴訟法制改革を対象に、別稿にて検討していきたい。



【図 I】 行政訴訟法制改革の系譜

時期	当事者の活動			
	行政裁判法の制定・施行 (1890)			
	弁護士出身政治家	行政裁判所	法 学 者	政 府
明 治	利光鶴松法案提出(1898) 政府案批判 (1903) 元田肇法案提出 (1909) 宮古啓三郎法案提出 (1900年代後半～20年代前半)	開設 (1890.10.1) 山脇玄等による長官排斥運動 (1897～1906) 山脇ら政府案批判(1903) 山脇・岡野両長官下での改革調査 (1900年代後半～20年代前半)	美濃部達吉による行政裁判制度改革論 (1920年代～)	利光案批判 (1898) 改正 4 法案提出 (1903) 岡野司法相による働きかけ (1922～)
大正	臨時法制審議会諮問第 6 号主査委員会において、3 者の協力のもとで「行政裁判法改正綱領」が策定される (1928)			
昭和 戦前		窪田主査委員長のイニシアティブのもとで、美濃部達吉が中心となって「行政訴訟法案」をはじめとする行政裁判法改正法案が起草される (1929～32)		答申 (1928) 裁判法及訴願法改正委員会の設置 (1929)
	宮古質問 (1934～36)	(継承と反省)		答申 (1932) 内閣をはじめ各省の反対により挫折
昭和 戦後	(継承者としての田中二郎・雄川一郎) 行政事件訴訟特例法制定 (1948) 行政事件訴訟法制定 (1962)			

<sup>1</sup> 臨法審の歴史的意義については、利谷信義・本間重紀「天皇制国家機構・法体制の再編—1910～20年代における一断面—」〔原秀三郎・根岸純夫・佐々木潤之介・中村政則（編）『大系日本国家史 5 近代Ⅱ』（東京大学出版会、1976）205頁以下〕を参照。

<sup>2</sup> 拙稿「1920年代における行政裁判制度改革構想—臨時法制審議会における行政裁判所の役割を中心に—」『法制史研究』58（成文堂、2009）。

<sup>3</sup> 梅木崇「訴願法案（昭和 7 年）と行政不服審査法」『法学新報』96-11=12（1990）118頁は、「（訴願法案…小野注）の内容は、（中略）現行の行政不服審査法にそのまま生き延びているとあってよい」と述べ、訴願法案と行政不服審査法との連続性を指摘する。

<sup>4</sup> 南博方・高橋滋（編）『条解行政事件訴訟法〔第 3 版〕』（弘文堂、2006）4 頁（南博方執筆）、宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法』（有斐閣、2006）90頁など。

<sup>5</sup> 雄川一郎「行政事件訴訟立法の回顧と展望」『公法研究』45（1983）134頁。

<sup>6</sup> 園部逸夫（編）『注解行政事件訴訟法』（有斐閣、1989）2頁（園部逸夫執筆）。

<sup>7</sup> なお、この法案を紹介した当時の文献としては、田中二郎「行政裁判制度改革に関する諸論点」『国家学会雑誌』47-12（1933）、原龍之助「行政裁判制度改革の諸問題」『大阪商科大学経済研究年報』6（1934）、同「行政訴訟法案に於ける訴訟事項に就いて（上・下）」『公法雑誌』1-5、6（ともに1935）がある。

<sup>8</sup> 例えば、戦前の行政裁判制度に関する代表的な研究である和田英夫「行政裁判」（初出1958）〔同『国家権力と人権』（三省堂、1979）〕でも、5 法案を答申したのは臨法審であるとの誤記が見られる（167頁）。

<sup>9</sup> 本章の内容に関しては、前掲拙稿を参照。

<sup>10</sup> 和田・前掲論文など。なお、石井良助『明治文化史 2 法制編』（洋々社、1954）204頁は、近代日本における最初の行政裁判に関する法を明治 4 年 9 月の他府県庁関涉訴訟をめぐる手続としていることを付記しておく。

<sup>11</sup> 飛田清隆「明治国家体制における行政訴訟制度の成立過程に関する体系的考察」『法制史研究』57（創文社、2008）130頁。

<sup>12</sup> 同布達と江藤の関係については、毛利敏彦『江藤新平—急進的改革者の悲劇—〔増補版〕』（中央公論新社、1997）156頁以下を参照。

- <sup>13</sup> 「明治18年2月13日伊藤博文宛井上毅書翰」〔井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇4』（國學院大学図書館、1971）86頁〕。
- <sup>14</sup> 小野組転籍事件に関しては、原口清『日本近代国家の形成』（岩波書店、1968）136頁以下および笠原英彦「明治6年・小野組転籍事件の一考察」『法学研究』58-12（1985）を参照。
- <sup>15</sup> 司法省第46号布達の修正過程については、飛田・前掲論文129頁以下および三阪佳弘「明治前期における行政事件取扱制度の一考察—明治10（1877）年起草行政処分願訴規則案を題材に—」『阪大法学』139（1986）を参照。
- <sup>16</sup> 【年表I】の作成に当たっては、飛田・前掲論文のほかに、行政裁判所編『行政裁判所50年史』（1941）第1編、木野主計「行政裁判法裁判法成立前史の研究」『大倉山論集』10（1972）、同「行政裁判法成立過程の研究—モッセ案を中心として—」『大倉山論集』11（1974）、同「行政裁判法成立過程の研究—ロエスレル案を中心として—」『大倉山論集』27（1990）、轟明「明治行政裁判制度成立史に関する一考察—行政裁判法の成立過程と井上毅—」『本郷法政紀要』1（1993）を参照した。
- <sup>17</sup> 山岸敬子「主観訴訟として構成された旧行政裁判制度」『中京法学』30-4（1996）195頁。
- <sup>18</sup> ただし、治安警察法第8条2項は、内務大臣による結社禁止処分により権利侵害されたとする者への行政裁判所への出訴を認めていた。
- <sup>19</sup> 国立公文書館所蔵『枢密院会議事録 4』（東京大学出版会、1984）140頁における伊東巳代治の発言。
- <sup>20</sup> プロイセン行政裁判制度については、南博方『行政裁判制度—ドイツにおける成立と発展—』（有斐閣、1960）、鈴木庸夫「プロイセン行政裁判制度—グナリストモデルの分析—」『千葉大学教養部研究報告』A-9（1976）、上山安敏『憲法社会史』（日本評論社、1977）、Ulrich Stump, *Preussische Verwaltungsgerichtsbarkeit 1875 - 1914:Verfassung, Verfahren, Zuständigkeit* (Berlin,1980)、相原一介「ドイツ行政裁判制度」『山梨学院大学法学論集』7（1984）、宮崎良夫『法治国理念と官僚制』（東京大学出版会、1986）などを参照。
- <sup>21</sup> オーストリア行政裁判制度については、南・同上書、山田洋「オーストリア行政裁判所制度の成立—「オーストリア行政手続法論」序章—」『西南学院大学法学論集』16-4（1984）、尾上実「オーストリア一般行政手続法の歴史的・実証的研究（むすび）」『札幌学院法学』20-2（2004）を参照。
- <sup>22</sup> 「明治27年10月9日井上馨宛渡辺千秋書翰」〔国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』673-11〕。この書翰の中で開設当初に評定官に任命された渡辺千秋より当時の人事の思惑が語られている。
- <sup>23</sup> 各省による兼任評定官制度の利用に対しては当時から批判が寄せられた。例えば、明治32年には新聞紙上で某代議士の談話として、「評定官と称するもの概して内閣又ハ各省行政官の兼任」であるので、「府県郡市町村会及個人より府県知事郡長等を対手とせる訴願ハ常に知事郡長等官吏方の勝訴に帰し仮令官吏方の不理なる事件も一朝上京の上内務大臣に哀願するあらんか行政裁判所の評定官ハ忽ち上官の命と奉じて官吏方の勝訴たらしめ」る結果となり、「儼然独立すべき該裁判所ハ恰も行政庁に隷属し居るの観あり」という兼任評定官制度の実態が暴露されている〔「行政裁判所廃止の議」『読売新聞』（明治32年10月12日記事）〕。さらに、衆議院では、明治39年に、「行政裁判ハ主トシテ行政官ノ為シタル不当処分ヲ救済スルヲ目的トスルモノナレハ行政官ヲシテ行政裁判ニ干与スルニ於テハ自然其ノ裁判ノ公正ヲ保チ得サルノ虞アリ人ヲシテ徒ニ疑懼ノ念ヲ抱カシメ裁判ノ威信ヲ害スルヤ大ナリ故ニ本院ハ政府カ断シテ行政官ヲシテ行政裁判所評定官ヲ兼子シメサルコトヲ望ム」〔国立公文書館所蔵『明治39年公文雑纂 卷47止 帝国議会第22回止 建議』〕との建議が議決されている。なお、時代が下るとともに、兼任評定官に任命されるのは「行政処分と関係のない枢密院、貴衆両院の書記官や法制局参事官」になっていったという〔諸橋襄「行政裁判制度についての回顧」『帝京法学』14-1（1983）29頁〕。
- <sup>24</sup> 松岡と行裁法改正との関係については、末澤国彦「行政裁判法改正問題と松岡康毅—その研究序説—」『日大法学』68-4（2003）を参照。
- <sup>25</sup> 明治31年12月10日第13帝国議会衆議院行政裁判法中改正法律案第一読会における利光鶴松の発言〔『帝国議会衆議院議事速記録 14』（東京大学出版会、1980）62頁〕。
- <sup>26</sup> 明治32年1月19日第13帝国議会貴族院行政裁判法中改正法律案第一読会における平田東助政府委員（法制局長官）の発言〔『帝国議会貴族院議事速記録 14』（東京大学出版会、1980）196頁〕。
- <sup>27</sup> この利光案の提出を受けて政府は、行政活動の自由を阻害しない範囲での出訴事項の若干の拡大など微温的な改正を行うことで急進的な改正案を封じ込めることを目的に自ら法案を作成し、明治35年の第16帝国議会に行政裁決及行政裁判権限法案、行政裁判所構成及行政裁判手続法案、行政裁決手続法案、権限裁判法案を提出した。この政府案に対しては、「全面的・根本的改正を意図せるもので、形式内容共に注目すべきものである」（前掲『行政裁判所50年史』353頁）との積極的評価も存在するが、出訴事項（出訴事項の拡大・整理を行う一方、警察事項については出訴を許さない）・審査対象（公共の利害に関する行政庁の認定等の当否は行政裁判所の審査対象外とする）・組織（1審制を維持する）の3点を見る限りでは、明治行政裁判制度のライトモチーフがそのまま維持されていたといわざるを得ない。

- <sup>28</sup> 【表Ⅰ】の作成に関しては、前掲『行政裁判所50年史』（1941）第3編を参照した。
- <sup>29</sup> 和田・前掲論文116頁。
- <sup>30</sup> 山脇たちによる長官排斥運動については、大山卯次郎『松岡康毅先生傳』（1934）に詳しい。
- <sup>31</sup> 『岡野敬次郎伝』（六樹会、1926）237頁。
- <sup>32</sup> 閣内には、水野錬太郎内相に代表される改正反対派も少なからず存在したが、結果的には加藤首相の信頼が厚く閣内での政策決定に強い影響力を持っていた岡野の政治力によって、臨法審への諮問が実現された。
- <sup>33</sup> 「通知状（大正14年2月18日）」〔国立国会図書館憲政資料室蔵『清水澄関係文書』137〕。
- <sup>34</sup> 評定官による制度改革案は、『清水澄文書』に収録されている。「（参考）行政出訴事項ニ関スル立法私案」（島村評定官提出）、「明治23年法律第106号ニ左記各号ヲ追加スルコト」（木村評定官提出）、「行政裁判所ノ構成」（提出者不明）、「行政裁判所ノ組織権限ニ関スル案」（窪田長官提出）、「行政裁判所構成ニ関スル私案（付）メモ」（三宅評定官提出）、「行政裁判所構成ニ関スル私案」（阿部評定官提出）、「行政裁判所構成（付）メモ」（宿利評定官提出）、「行政裁判所審級制ニ関スル私案」（島村評定官提出）〔『清水澄文書』156、157、160、161、166、167、168、170〕など。
- <sup>35</sup> 原・前掲「行政訴訟法案に於ける訴訟事項に就て（上）」27頁は、行政訴訟法案が改正綱領を基礎としたものであることを認めた上で、「草案の基調をなしてゐる思想は、公権の保護とならんで法を維持することにある」と述べている。
- <sup>36</sup> 前掲「行政裁判所構成ニ関スル私案（付）メモ」。
- <sup>37</sup> 前掲「行政裁判所ノ組織権限ニ関スル案」。
- <sup>38</sup> 美濃部達吉「行政裁判法改正綱領解説」〔同『行政裁判法』（千倉書房、1929）付録77頁〕。
- <sup>39</sup> 美濃部達吉「行政裁判制度改革問題（2、完）」『法学協会雑誌』41-10（1923）55～56頁。
- <sup>40</sup> 美濃部達吉「行政裁判制度改革問題（1）」『法学協会雑誌』41-9（1923）87頁以下。
- <sup>41</sup> 同上89頁。
- <sup>42</sup> 「官僚の政党化」概念については、升味準之輔『日本政党史論』（東京大学出版会、1965～1980）を参照。
- <sup>43</sup> 清水澄「行政訴訟事項の範囲」（初出1923）〔清水澄博士論文資料刊行会（編）『清水澄博士論文・資料集』（原書房、1983）933頁〕。
- <sup>44</sup> 窪田静太郎「行政裁判に就きて（大正11年9月26日帝大に於ける講義録）」〔日本社会事業大学編『窪田静太郎戦時下手記—自分はどんな人間だったか—』（社会事業研究所、1992）218頁〕。
- <sup>45</sup> 前掲「行政裁判制度改革問題（1）」109頁。
- <sup>46</sup> 清水澄「行政裁判ヲ論ス」（初出1908）清水澄博士論文資料刊行会（編）・前掲書866頁。
- <sup>47</sup> 国立公文書館所蔵『行政裁判法及び訴願法改正委員会関係綴』。
- <sup>48</sup> なお、浜口首相は行裁法改正に積極的で、昭和4年11月2日に開催された第1回総会においても、その旨のあいさつを行っている。ちなみに、改正委員会の設置が閣議決定された直後の9月16日に、浜口首相と窪田長官が面会しており、今回の改正作業に関して何らかの話し合いがなされたものと思われる〔池井優・波多野勝・黒沢文貴（編）『濱口雄幸日記・随感録』（みすず書房、1991）231頁〕。
- <sup>49</sup> 前掲『行政裁判法及び訴願法改正委員会関係綴』。
- <sup>50</sup> 臨法審における各省の反対意見は、国立国会図書館憲政資料室蔵『平沼騏一郎関係文書』、慶応義塾図書館蔵『花井卓蔵文書』に収録されている。
- <sup>51</sup> のちに宮古啓三郎、池田寅二郎が委員に追加された。
- <sup>52</sup> 【年表Ⅱ】の作成に当たっては、国立公文書館所蔵『行政裁判法及び訴願法改正委員会経過』および同所蔵『昭和6年9月5日第2回総会議事速記録』を参照した。
- <sup>53</sup> ただし、田中博士の関与の程度は、博士自身の証言が曖昧なため具体的なことは不明である。本文中でも紹介したように、行政訴訟法案第176条3項を最初に提案したと発言しつつも、他方では関与を問われた際に「私は美濃部先生から依頼されて権限裁判所の制度を調べましたが、それも立案には間に合いませんでした。助手の終頃です。案自体には全然関係していません」〔（座談会）行政裁判所の回想—遠藤源六元長官にきく—』『講座日本近代法発達史 4』（勁草書房、1958）334～335頁〕と述べている。
- <sup>54</sup> 前掲『行政裁判法及び訴願法改正委員会議事経過』。
- <sup>55</sup> 前掲「行政裁判制度改革問題（2、完）」60～61頁。
- <sup>56</sup> 同上62頁。
- <sup>57</sup> 例えば、昭和17年秋以来生じた行政裁判所における定年制導入問題について、「自分の後任は部内より任命される様」主張する遠藤源六長官に対し、森山鋭一法制局長官がこれを是認しなかったため、行政裁判所は「定年制の申合は之を見渡す」

と決議した〔昭和18年4月16日伊沢多喜男宛澤田竹治郎書翰〕伊沢多喜男文書研究会（編）『伊沢多喜男関係文書』（芙蓉書房出版、2000）262～263頁〕。このことは、この時期に至っても行政裁判所では長官の内部昇進が重要な問題であったといえる一証左であろう。

<sup>58</sup> 「誤審事件」については、和田・前掲論文129頁。

<sup>59</sup> 前掲「行政裁判制度改正問題（1）」95～96頁。

<sup>60</sup> 前掲『行政裁判法』179～180頁。

<sup>61</sup> 美濃部達吉『行政法提要（上巻）〔第3版〕』（有斐閣、1931）95頁以下など。

<sup>62</sup> 前掲「行政裁判法改正綱領解説」付録63～74頁。なお、行政訴訟法案も含めた戦前の「当事者訴訟」概念の問題については、園部（編）・前掲書51～59頁（鈴木庸夫執筆）を参照。

<sup>63</sup> 前掲「行政裁判制度改正問題（2、完）」60頁。

<sup>64</sup> 前掲「行政裁判法改正綱領解説」付録76頁。

<sup>65</sup> 田中二郎・雄川一郎・小沢文雄・兼子一・田中真次・豊水道祐・三ヶ月章『行政事件訴訟特例法逐条研究』（有斐閣、1957）414頁。

<sup>66</sup> 庄川事件については、福地重孝「いわゆる「庄川事件」の歴史的意義」（鎌田先生還暦記念会（編）『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』（1969年））を参照。なお、高木茂樹「庄川事件の諸判決における利益考量と理論構成—事情判決制度成立前史の一断面として—」（『久留米大学法学』58（2007））を併せて参照。

<sup>67</sup> 前掲『行政事件訴訟特例法逐条研究』420頁。

<sup>68</sup> 前掲『昭和6年9月5日第2回総会議事速記録』

<sup>69</sup> 普選・治安維持法体制については、山中永之佑「普選・治安維持法体制の形成と地方自治制」（初出1991）〔同『日本近代地方自治制と国家』（弘文堂、1999）第4章〕を参照。また、1920年代における内務官僚の国家支配秩序再編構想については、渡辺治「日本帝国主義の支配構造—1920年代における天皇制国家秩序再編成の意義と限界—」（初出1982）〔安田浩・源本真希（編）『展望日本歴史19 明治憲法体制』（東京堂出版、2002）〕を参照。

<sup>70</sup> 国立公文書館所蔵『昭和財政史資料』1-107。

<sup>71</sup> 国立公文書館所蔵『行政裁判法及訴願法改正委員会協議会経過』

<sup>72</sup> 国立公文書館所蔵『昭和6年9月7日第2回総会議事速記録』

<sup>73</sup> 前掲『行政裁判法及訴願法改正委員会議事経過』

<sup>74</sup> 宮古は、その後も、昭和10年と11年にも同じような質問主意書を提出している（国立公文書館所蔵『昭和10年公文雑纂 卷31 帝国議会 質問答弁』、同『昭和11年公文雑纂 卷31 帝国議会 5止 質問答弁』に、それぞれ主意書と首相答弁が収められている）。

<sup>75</sup> 国立公文書館所蔵『昭和9年公文雑纂 卷34 帝国議会 6止 質問答弁』。

<sup>76</sup> 行政裁判制度改革を主張したのは、国内の民主化勢力だけでなかった。帝国主義国家としての近代日本国家により領有された植民地においても行政裁判制度改革は強く主張されたのである。例えば、台湾では、大正10年法律第3号により内地法延長主義が採用された後も行裁法は施行されなかったため、台湾民衆党がしばしばこの点を問題とした（『台湾総督府警察沿革誌第2編 領台以後の治安状況（中巻）』（台湾総督府警務局、1939）429、462、476、510頁）。

<sup>77</sup> 前掲『行政裁判法及び訴願法改正委員会関係綴』。

<sup>78</sup> 前掲『行政裁判所50年史』490頁。

<sup>79</sup> 同上488頁。

<sup>80</sup> 渡辺洋三『法と社会の昭和史』（岩波書店、1988）38頁。

<sup>81</sup> 行特法の制定に関する先行研究としては、佐藤竺「行政事件訴訟特例法の立法過程」（鶴飼信成編『行政手続の研究』（有信堂、1961））、高柳信一「行政訴訟法制の改革」（東京大学社会科学研究所（編）『戦後改革4 司法改革』（東京大学出版会、1975））、同「戦後初期の行政訴訟法制改革論」（『社会科学研究』31-1（1979））。



## 『ドラキュラ』における敵対構図

金崎 茂樹<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### The Uncanny Relationship between the Vampires and the Hunters in Bram Stoker's *Dracula*

Shigeki Kanasaki<sup>1</sup>

#### 英文要約

Bram Stoker's *Dracula*, published in the Victorian *fin de siècle* period, is considered to be the most famous vampirism novel. The plot positively shows the antagonism between the vampires and their hunters. But the more the novel is investigated, the more complicated relationship is revealed. Through some of the seemingly accidental events in the novel, this paper reconsiders several roles of the female vampires for the male protagonists: it is true that the women are stained by "the Vampire's baptism of blood," but the hunters' unknown and hidden desires also cause such a result. In addition, the paper deals with the question of what *Dracula* stands for: he is a reflective and/or projective representation of the hunters' fears and desires.

キーワード：ドラキュラ (*Dracula*)、吸血鬼 (*vampire*)、不気味なもの (*the uncanny*)、欲望 (*desire*)

不測の事態を可能なかぎり考慮に入れ、最悪の結果を回避しようとしても失敗に終わる時がある。現実世界なら偶然の要因や未知の出来事が災いすることはよくあることかもしれないが、ある程度に統御されている物語世界—今ではテキストというべきであろうが—では、偶然が必然となる逆説が生まれる。それは、偶然の出来事と処理されても、その偶然を設定するのはテキストであり、それゆえ偶然は必然的なものとなるのである。意図された偶然とでもいえばいいだろうか、偶然は起きるのではなく、起こされる。

本稿で問題にしたいことのひとつは、テキストにおける（あるいはテキストそのものが見過ごしているかのような）「偶然」や「本人の関知しない出来事」の背後に潜むものである。一見なにげない細部は反復や変奏によって別の部分とテクスチュアルに共鳴や補完がなされ、また時には対立するが、偶然を偶然（たまたまこうなってしまった）として考えるのではなく、ほかの可能性（なぜこうはならなかったのか）を突き合わせてみた時に、どのような読みが開示されるであろうか。ここで取り上げるテキストは『ドラキュラ』である。女性の吸血鬼とはどのような存在であるのか、そしてドラキュラは何者であるのか。

#### 吸血鬼の系譜

ドラキュラといえば、日本でもなじみ深く、映画などの視覚芸術のイメージ流通のおかげでその姿も容易に思い浮かべることができる。フランケンシュタインの怪物とともに、ドラキュラは西欧生まれのモンスターの定番だが、ドラキュラはまだほんの100年ほど前に生まれた存在だ。作者はブラム・ストーカー、アイルランド系のイギリス人、いわゆるアングロ・アイリッシュである。ストーカーは当時、人気俳優ヘンリー・アーヴィング卿のマネージャーとして有名だった。かなりの長短編を書いているがそのなかのひとつ『ドラキュラ』はまさに世紀末の1897年に出版された。

まず本作の検討をする前にドラキュラの系譜学というものを整理してみたい。他の吸血鬼との差異を見えやすくするためである。『ドラキュラ』は先行作品のどこを受け継ぎ、どこが違うのか<sup>1</sup>。

先述のように『ドラキュラ』は100年ほど前に誕生したが、その先祖には当然、吸血鬼、つまりヴァンパイアがいる。面白いことにもともとフォークロアの世界のヴァンパイアは小作農で、これはドラキュラの身分である伯爵貴族とは全く正反対だ。それに光も恐れず、牙のような尖った犬歯も持っていない。顔色が悪いというところ

<sup>1</sup> 本学助教

<sup>1</sup> 以下の要約は次の論考を参考にした。ウィリアム・ヒューズ「吸血鬼」金崎茂樹訳 マリー・マルヴィー・ロバーツ編『ゴシック入門 123の視点』ゴシックを読む会訳（東京、英宝社、2006年）304-310。

るでは共通しているが、青白い顔ではなく赤ら顔というところも私たちがイメージするヴァンパイアとかなり違うといっている。

フォークロワから離れて、文学に登場する吸血鬼はどうだろうか。まず疾風怒濤期のドイツ、ゲーテの『コリントの花嫁』やアウグスト・ビュルガー『レノーレ』などが先鞭をつけたといわれている。また、イギリスのロマン派詩人たちも、たとえば、コールリッジの『クリスタベル』に登場するジェラルダイン、キーツの「レイミア」など、これらは、そのものずばりのヴァンパイアではないが、いずれもほとんどが男性を誘惑する女性で、異界、超自然の住人であり、「宿命の女」<sup>ファム・ファタール</sup>の系譜に連なる存在である。崇高美学の泰斗エドモンド・バーク流にえば、こうしたクールビューティである「つれなき女」には、たんに美しさだけではなく、そこに崇高が加えられているといえる。そして徹底的に崇高な者は異形になっていく。美から崇高、そして異形なものといった女性像は『ドラキュラ』の同時代の象徴主義の男性画家が多く描いている<sup>2</sup>。

男性の吸血鬼はロマン派時代に登場した。イギリスではロマン派とほぼ同時期にゴシック小説の興隆があったが、そこではほとんどすべて悪魔的な人物は男性である。例外はマシュー・ルイスの『修道士』<sup>マシク</sup>に出てくるモンローニを誘惑するマチルダが印象的なくらいで、あとは『オトランド城』のマンフレッド、ベックフォードのヴァセック、ラドクリフ『イタリアン』のスケドーニ、ゴドウィン『ケーレブ・ウィリアムズ』のフォークランド、マチューリンのメルモス、少し離れて『嵐が丘』のヒースクリフなど、父権的・暴君的なキャラクターが席卷していた。ただ、注意したいのはこうした悪漢ヒーローは全て人間であってモンスターではない。モンスターであるフランケンシュタイン博士<sup>クリンチャー</sup>の怪物ですら、悩み苦しむ、あまりに人間的な性格を持っている。

そのロマン派だが、バイロンが男性版吸血鬼を決定づけたといわれている。バイロンの生きざまとその作品、例えば『異教徒』<sup>ジャウアー</sup>という作品との対応は、これぞロマン派第2世代の代表者といった感があるが、いわゆるバイロニック・ヒーロー、つまり無頼派的な悪漢ヒーローは、悪が倫理的枠組ではなく美学的枠組のなかで称揚される契機となった。それでも彼らは異端者とはいえず、まだ人間的であることはここでも確認しておかねばならない。

さらにバイロンとヴァンパイアとの接点は間接的な形で現われる。彼のお抱え医師であったジョン・ポリドリが『ヴァンパイア』を執筆したからである（同じ時に同じ場所でメアリ・シェリーが『フランケンシュタイン』を構想したことは有名である）。これは当時バイロンの作と間違われたために、彼の名にあやかってフランスで続編がでたほどで、文学史的にはこのポリドリの『ヴェンパイア』をもって英文学の吸血鬼ものの嚆矢とされている。

そのあと三文犯罪小説風の大衆誌に掲載された『吸血鬼ヴァーニー』など男性吸血鬼がヴィクトリア朝に登場するが、ストーカーとの関連では『カーミラ』をやはり挙げておかななくてはならない。このシェリダン・レ・ファニユの女吸血鬼の物語はストーカーにとって特別だったようで、『ドラキュラ』の序章ともいべき独立した短編『ドラキュラの客』の中で『カーミラ』のことが間接的に触れられている。同じアングロ・アイリッシュということも、ストーカーには親近感があったと思われる。『カーミラ』はレズビアニズムのテーマが目につくが、冒頭でヘッセリウス博士への言及があることも重要である。ヘッセリウス博士は、『ドラキュラ』のヴァン・ヘルシング、アルジャーノン・ブラックウッドのサイレンス博士、ウィリアム・ホジソンのカーナツキといった心霊現象を読み解くキャラクターの先輩格にあたる。ヘッセリウス博士の登場によって『カーミラ』はたんに怪奇譚だけでなく科学言説の文脈で語られるべきもの、つまり解決されるべき展開になる可能性を残してくれた。またポーの素人探偵デュパンからホームズに至るミステリーものとの親近性もいっておかねばならない。

## 『ドラキュラ』

以上のように教科書的に吸血鬼の系譜をまとめてみたが、このあたりで『ドラキュラ』そのものへと話を進めていきたい。イメージ先行のドラキュラだけに現代の一般読者層では小説を読むこと自体が少ないのではないだろうか。ワールドクラシック版で400ページ弱の長編は冗長過ぎるかもしれないが、おおよそ次のように物語が進行していく。まずジョナサン・ハーカーという弁護士見習いがトランシルヴァニアのドラキュラ城を訪れる。彼はドラキュラ伯爵のイギリスへの移住についての法律手続きの援助をするためにはるばるやってきた。ところが、召使の気配もない、また伯爵が食事を取るのを見たことない、自分をいつまでも引き止めておこうとする、

<sup>2</sup> イギリスと大陸美術の差異を考慮すべきであろうが、たとえば手近なところで川村錠一郎『世紀末美術の楽しみ方』（東京、新潮社、1998）を紐解くだけでいかに「宿命の女」的な女性が美学的対象になったかわかるだろう。

鏡に対してエキセントリックな行動をとるなど、伯爵に対して不信感を募らせていくのだが、決定的なのは、城の外壁をトカゲのように頭を下にして這い降りるのを目撃したことである。が、時すでに遅く、ハーカーは軟禁状態に陥ってしまう。ここでハーカーは三人の吸血鬼の美女に誘惑される。だが結局、ハーカーはトラウマを引きずりながらも命からがら脱出することができる。

次に、場面はイギリスへと移って、ハーカーの恋人ミーナ・マレーとその親友ルーシーの手紙のやり取りが続く。その手紙の中でルーシーは三人の男性から求愛される。その三人とは、婚約者となるイギリス貴族のアーサー、精神科医のシューワード、アメリカ人の冒険家クインシー・モリスで、ハーカーとオランダ人ヴァン・ヘルシングを加えれば、後の吸血鬼ハンターの全員がこれで揃うことになる。ルーシーは結局イギリスに渡ったドラキュラの餌食になってしまい、自身も吸血鬼となってしまうが、ヴァン・ヘルシング指導のもと、死後に棺桶で横たわっているところをアーサーに心臓へ杭を打たれ、人間として安らかに永遠の眠りにつくことになる。

その後、ドラキュラ退治が始まるが、ハーカーの妻となったミーナ（彼女はブタペストで病に臥せていたハーカーを訪れて当地で結婚する）が、ドラキュラに吸血されてしまう。しかも逆にドラキュラ本人の血を吸飲させられて、額に汚れの印を受けることになってしまうのだ。しかし、ハンターたちにイギリスに持ち込んだ命の綱であるトランシルヴァニアの土を消毒されて窮地に陥ったドラキュラは、捲土重来をはかるためにいったんイギリスを離れて、さまざまな手を借りて根城へ向かう。すんでのところ、ドラキュラを捕えて首を切断すると、ドラキュラは塵と消える。アメリカ人のクインシーはその時の戦いで死んでしまうが、ミーナの額の印も無事消えて、物語は締めくくられる。

このような展開の中で、たとえばルーシーへの輸血を必要とする緊急事態になぜたまたまアーサーが現れるのか、クインシーも別の日になぜ都合よく登場するのか、あるいは若者たちの親（アーサーの父、ルーシーの母）または親代わりの人物（ハーカーの上司のホーキンス氏）が揃いも揃って数日違わず死んでしまうのかといった偶然的な出来事への考察も興味深い。以下ではヴィジュアル的にもエロティシズムの点においてももっとも鮮明に記憶にとどまる吸血シーンを取り上げたい。といっても、吸血シーンの描写は具体的に描かれているわけではない。さらに、吸血鬼でも女性と男性ではやはり大きな違いがある。先に誘惑する女吸血鬼というものについて、続いてドラキュラについて考えていきたい。

## 女吸血鬼

『ドラキュラ』に登場する主な女性は、トランシルヴァニアの三人の吸血鬼美女、ミーナとルーシー、それにルーシーの母とメイドぐらいで意外と少ない。対照的なのは、ルーシーとミーナである。二人の一番の違いはルーシーの方が不死者の吸血鬼になってしまうところだが、性格的にもルーシーは家庭に収まるヴィクトリア朝的「家庭の天使」タイプで、ミーナは夫に尽くすとはいえキャリア志向を持つ、当時の言葉でいえば「新しい女」といえる。ヴィクトリア朝文学でよく取り上げられる女性恐怖症の観点からすれば、社会的に男性を脅かす存在はミーナの方なのだ。なぜルーシーが吸血鬼になったのであろうか。

もう少し二人の違いを見ていくと、ひとつには輸血という問題がある。どちらもドラキュラに吸血されながら、ルーシーだけが輸血を、しかもアーサー、シューワード、ヴァン・ヘルシング、クインシーという西洋側の四人

<sup>3</sup> Rebecca A. Pope, "Writing and Biting in *Dracula*," *New Casebooks: Dracula: Contemporary Critical Essays*, ed. Glennis Byron (New York: Macmillan Press LTD, 1999) 80. また、別の視点から角田信恵は以下のようにいう。「ドラキュラとは、男たちの連帯と女嫌いという家父長制の構造が生みだすべくして生みだした、その鬼子なのである。父の欲望の対象とすることを禁じ、ヘテロセクシャリティを強要する〈父の掟〉は、おそらく息子に対する父の欲望を隠蔽している」。角田信恵、「『ドラキュラ』におけるホモフォービア」『英語青年』第143巻第3号（東京、研究社出版、1997年6月）27. Nina Auerbach は出版2年前にホモセクシュアルの罪で投獄されたオスカー・ワイルドがドラキュラの第一のモデルだと推測している。Nina Auerbach, "Dracula: A Vampire of Our Own," *New Casebooks* 163. これに関連する研究として、Talia Schaffer, "A Wild Desire Took Me: the Homoerotic History of *Dracula*," *Dracula: Authoritative Text, Contexts, Reviews and Reactions, Dramatic and Film Variations, Criticism*, eds. Nina Auerbach and David J. Skal (New York and London: W. W. Norton, 1997) 470-482. がある。いずれにしても『ドラキュラ』はホモセクシュアル／ホモソーシャル／ホモフォービアに満ち溢れたテキストということにちがいない。

もの血を受ける。これはドラキュラハンターの結束を強めることになるのだが、そのための口実にルーシーが使われることになったともいえるし、また実際この観点から当時のホモセクシャル／ホモソーシャルな結びつきを検討している論考もいくつかある<sup>3</sup>。ルーシーは男性陣の関係強化のための媒介にすぎないといえる。

ところがミーナには輸血はされない。ひとつにはミーナが既婚者という規制が働いているからであろう。当時の規範からすれば妻は夫以外の血に染まることは許されない。それゆえ小説世界でもそれを引きずっているということだろう。ミーナは、中世ロマンス風ないい方をすれば、プラトニックラブがせいぜい許される神聖不可侵なるクイーンでその元に円卓の騎士に擬した吸血鬼ハンターが粛々と集うことができるのだが、ルーシーはそうではなかった。三人から求愛されたように潜在的に誰の者にでもなりえる存在で、輸血行為はこのことのメタファーとして機能する。逆からいえば、吸血鬼になる前にルーシーは知らず知らずに四人の血を吸血している。ここにファミ・ファタールの土壌がある。

冒頭で述べたように、本人の関知しないこと、「知らず知らずに」ということを重要にしたい。十九世紀末におけるファミ・ファタールは、活発な社会的女性というよりは、どこかけだるげな、あるいは正体不明な、そして時に蠱惑的に時にがらりと獣じみた威嚇の容貌でこちらの心をとらえる存在として登場することが多かった。そこで描かれるのは理性的理解をはねつける存在である。理性という昼の気性とは異なるものが表われている。ルーシーは夢遊病だった。これは自分の知らないもう一人の自分が夜に勝手に動き回ることを意味する。無意識といい換えてもいい。当時はフロイトがヒステリー患者の治療を進めてきた時代でもあった。

ミーナの方も、そうした未知なる自分をハンターたちに引き出されるが、それはあくまで催眠術によってであり、男性にコントロールされている。ミーナは「男性のように鍛えられた脳をもっている」<sup>4</sup> (340、翻訳358) とヴァン・ヘルシングが評するように理性的な存在で、ドキュメント構成の『ドラキュラ』の紙面にミーナ本人の記述が多く出てくるが、最後は夫のハーカーの言で本書は締めくくられていて結局は男性に管理されている<sup>5</sup>。それでもミーナによる記述にページが多く割かれているのは、彼女の記述がいろいろな意味で不利にならないからだろう。理性的な発言なら同じ土俵で対話もできるしとすれば懐柔も可能だからである。いわばミーナは「否認—男性を脅かさな限りその存在は快く認められる—されている。積極的な活動を行なうミーナより、実はルーシーの方が潜在的に過激であり、だからこそ彼女が吸血鬼になったとここでは考えたい。不死者となったルーシーは以下のような異形の姿をさらけ出す。

ルーシーは—私 [シューワード] は、その時私たちの前にいたものをルーシーの姿形をしていたことを理由に、ルーシーと呼ぶことにする—ルーシーは私たちを見ると、あとずさり、猫が不意を突かれた時にするように、怒っているような唸り声を上げた。それから私たちの一人ひとりを見回した。確かに色も形もルーシーの眼ではあったが、私たちが知っている清純で穏やかな瞳は消え失せ、その眼は濁り、地獄の業火で燃え上がっていた。まさにその時、わずかに残っていた私の愛情さえもが憎悪へと変わった。もしその時、彼女を殺さねばならなかったとしても、私は野蛮な喜び (savage delight) を感じて、手を下すことができたであろう。私たちを見回す彼女の眼は、邪悪な炎で輝き、その顔は官能的な微笑み (a voluptuous smile) で飾られていた。ああ、それを見て私はどれほどの戦慄を覚えたことであろうか。それまで胸にしっかりと抱きかかえていた子供を、非情にも悪魔の如く無造作に地面に放り投げたのだ。子供は鋭い叫び声を上げると、うめきながらそのまま横たわっていた。この行為の冷血さに、アーサーは思わずうめき声をもらした。ルーシーがアーサーの方に、胸を広げ、好色そうな笑み (a wanton smile) を浮かべて近寄ると、アーサーはあとずさり、両手で顔を覆った。(210、翻訳229)

<sup>4</sup> 使用するテキストは、Bram Stoker, *Dracula*, ed. Maud Ellmann (Oxford and New York: Oxford UP, 1983) . 引用のカッコ内の数字はページ数を示す。翻訳は多少変更した箇所もあるが、『ドラキュラ—完訳詳注版』新妻昭彦・丹治愛記(東京, 水声社, 2000) を基本とした。先行研究や時代考証などを踏まえた詳しい注釈にも多くを負っている。

<sup>5</sup> 谷内田浩正「処罰と矯正—『ドラキュラ』と世紀末転換期イギリスにおける女性嫌悪」富山太佳夫編『現代批評のプラクティス1 デイコンストラクション』(東京, 研究社出版, 1997) 125-172. は、公序良俗を乱す当時の作家たちに対して「フィクションの検閲」を標榜するストーカーとそれと一見相反する煽情的な『ドラキュラ』とのアイロニカルな関係を考察し、男性による女性への処罰と矯正を論じている。



異形であればあるほど理性的行為として、ハンターたちはサディスティックにルーシーの心臓へ杭打ちを行なうことができる。以下の「野蛮な喜び (savage delight)」ともいえる描写はどうであろうか。

棺のなかで不死者 [ルーシー] が身悶えした。開いた赤い口 (the opened red lips) から恐ろしい、血も凍りつくような悲鳴が上がった。身体が揺れ動き、震え、激しく振じれ痙攣した。食いしばった鋭い歯が唇を噛み破り、鮮血は泡となって口を染めた (the mouth was smeared with a crimson foam)。それでもアーサーはひるまなかつた。なんらためらうことなく腕を何度も振り下ろし、愛の杭を深く、深く打ち込まれた (driving deeper and deeper) 心臓からは、血がどくどくと湧き出し (the blood from the pierced heart welled)、その周囲にほとぼしり散った。アーサーの表情は動かず、高邁な使命感で輝いていた。(中略) アーサーの手からハンマーが落ちた。彼は大きくよろめき、私たちが支えなければ、倒れ込んでるところだった。額には大粒の汗が吹き出し ([t]he great drops sprang out)、肩でぜいぜい息をしていた。(216、翻訳233-234)

スラヴォイ・ジジェクはかつて、「性現象は、衝動の中でただひとつ、そのものが妨げられゆがめられたものである。また、不十分さと過剰一見かけでは欠如という形をとった過剰一を同時に抱えている。まず、性現象とは、どのような行為や対象の内にも、比喩的に意味されたり暗示されたりするものだという普遍的な性質をもっている」<sup>6</sup> (強調 引用者) といったが、ここでの言葉、特に英文を補足した箇所はまるで性行為を描いているかのような二重の意味ドゥーブル・アンタンドルであふれている。いやむしろ「比喩的」で「暗示」的どころか明示的で露骨な表現といていい。表と裏の規範がはっきりと峻別されていた時代にこれほどの表現を許してしまえるほど、ドラキュラとは男性女性双方の無意識の解放者といえるかもしれない<sup>7</sup>。ともかくルーシーがもっと男性に対して自己主張をするタイプなら物語は別の方向へ向かったのではないかと想像できる。「否認」できるからである。

いうまでもなく、あくまでルーシーは犠牲者である。先ほど、「知らず知らず」にルーシーは吸血鬼になる前に吸血をしていたと述べた。これを逆側から見れば、「知らず知らず」に男性陣は吸血されたがっていたと考えるところだろうか。その予兆がハーカーと三人の美女である。場面はドラキュラ城である。

月の光のなか、私の前には三人の女性がいた。(中略) 三人は私のすぐ近くに寄って来て、しばらく私をじっと見つめてなにやらささやき合っていた。ふたりは色があざ黒く、伯爵のような高い鷲鼻をしており、鋭い大きな目は、淡い月の光のなかでは赤く血走っているのが殊更に際立って見えた。あとのひとは、この上なく色が白く、豊かな金髪の巻き毛と淡いサファイア色の眼をしていた。その顔にはなぜか見覚えがあり、しかもなにやら漠然とした不安 (some dreamy fear) と関連しているような気がした。しかしその時はどこかで、どのように知ったのか、思い出すことができなかつた。三人とも眩いほど白い歯をしており、その官能的なルビーのような赤い唇に、白く真珠のように輝いていた。その唇にはなにやら私をわくわくさせ、恋焦らせるような、それでいて怖じ気づかせるようなところがあった (some longing and at the same time some deadly fear)。心のなかで、あの三人がああ赤い唇で私に口づけをしてくれたらという、邪な思いが燃え上がるのを感じた。(中略) 私は静かに身を横たえ、狂おしいほどの期待 (an agony of delightful anticipation) に胸をときめかせて、まつげの下より様子をうかがっていた。色の白い女性が進み出ると、息がかかるのがわかるほど近くにまでかみ込んだ。ある意味ではその息は甘く、蜜のように甘美であり、その声と同様に、身体の芯をぞくぞくさせるものであった。しかしその甘美の下には苦さ (a bitter underlying the sweet) が、血の臭いにも似た不快な苦々しさがあった。

目を開けるのが怖かったが、まつげの下から完全に様子を見ることができた。色の白い女性はひざまずくと、私におおいかさびさって、ただ満足気に眺めていた。ぞくぞくするようできて、はねのけたような (both thrilling and repulsive)、そんなゆったりした艶めかしさがあった。首を伸ばすと、動物のようにほんとうに舌なめずりをした。月の光のなかで、白い鋭い歯を舐める舌と真紅の唇とが、濡れて輝いて見えた。徐々に顔が近づいて来て、唇が私の顔から顎へと下って行き、

<sup>6</sup> スラヴォイ・ジジェク『快樂の転移』松浦俊介・小野木明恵訳 (東京、青土社、1996) 209。

<sup>7</sup> David Punter によれば、ドラキュラは優生学とさまざまな二項対立を超越した存在である。スティーヴンソンの『ジキルとハイド』、オスカー・ワイルドの『ドリアン・グレイの肖像』、ウェルズの諸作品でも描かれた人と獣の差を曖昧にして「退化」への恐怖を煽り、不死であることから神と人との絶対的差異を無効にし (狂人レンフィールドはドラキュラを神と崇める)、女性のパッションを開放することで男女の差を不明瞭にする。David Punter, "Dracula and Taboo," *New Casebook* 28. また「吸血鬼はレズビアンでもホモセクシャルでもヘテロでもない。吸血鬼はセクシャリティそのものを表象している」というのが Judith Halberstam の論である。Judith Halberstam, "Technologies of Monstrosity: Bram Stoker's *Dracula*," *ibid*, 186.

まさに喉元に吸いつきそうになった。その時、彼女は動きを止めた。歯と唇を舐める時に、舌を掻き回すような音が聞こえた。熱い息が喉にかかるのを感じた。その時、私の喉の皮膚がぞくぞくし始めた。ちょうど、くすぐってやろうとする手が、徐々に近づいてくる時の感じと似ていた。異常に敏感になっている私の喉に、柔らかく震えるように唇が触れ、二本の鋭い歯が軽く食い込み、そのままじっとしているのを感じた。私はけだるい忘我 (a languorous ecstasy) のなかで、かたく目を閉じ、ただひたすらに待っていた一胸を高鳴らせながら。(37-38、翻訳51-53)

この描写も過剰である。エロティシズムという点だけではない。一瞬一瞬の経緯を逃すことなく細部にいたるまでできるだけ思い出しながら事態を再現しようとしている態度が過剰なのだ。エロティシズムはそこから発生する。英文を加えている箇所は言語矛盾的であり、まさに誘惑に対してアンヴィバレントな感情が出ているが、そこから理性を取りさえれば吸血されたいという欲望だけが残る。あのヴァン・ヘルシングですら「私の内なる男の本能が、私の性<sup>セックス</sup>のある部分に呼びかけた」(370、翻訳388) というくらいである。翻って、ルーシーの死はもちろんドラキュラが原因なのだが、よく見てみると、ドラキュラは策略を駆使してルーシーをものにするよりは、「たまたま」「偶然に」そうになってしまうのである。どういうことか。

ヴァン・ヘルシングは、窓にはしっかり鍵をかけ、ベッドにはニンニクの花、ルーシーの首には花輪を巻いてドラキュラ対策を練るが、たまたま知らず知らずにルーシーの母が、空気が悪いと気遣って窓を開けニンニクを捨ててしまい、たまたまヴァン・ヘルシングの宛先ミスで看護の派遣が遅れてしまい、(ルーシーの死後とはいうと) 首にかけてあった十字架をたまたまメイドが盗み—そもそもなぜ生前からドラキュラの嫌う銀の十字架を身に着けさせなかったのか—、結果ルーシーは女吸血鬼と化す。対抗策のどれもがドラキュラによって撃ち破られるわけではない。あまりに「偶然」が多すぎる。むしろ、何も知らなかったミーナの方がルーシーを守っていた。もちろんプロット上のご都合主義といえればそれまでだが、男性陣が合理的な計画を立てて行動を取れば取るほど結果は逆になってしまい<sup>8</sup>、ルーシーの吸血鬼化は誰の作為か、誰の欲望なのかと首をひねりたくなる。実は男性陣の理性の裏に、ルーシーに吸血されたい、ルーシーを吸血鬼にしたいと望む、本人たちの知らない欲望がこのような形で表われているのではないだろうか。先に引用したハーカーと三人の吸血鬼の場面は「修辭的殘像」として女吸血鬼ルーシーに反響する。恐怖だけではない、そこには男性本位の欲望も存在する。

フロイトは知っているのに知らないものとして「不気味なもの」という概念を提示しているが、吸血鬼となったルーシーはまさにそれである。ルーシーの吸血鬼化には、まずハーカーと三人の女吸血鬼で表れた欲望—「吸血されたい」—があって、それから「ルーシーを吸血鬼にしたい」が発生し、ダーウィニズム的退化への恐怖や狂気への恐怖がその欲望を禁止し(あるいは欲望の禁止が退化や狂気への恐怖を生みだし)、性的含意が濃厚な(狂気の沙汰ともいえる)サディズム的なルーシー退治が(正当な理由で)遂行されるといった回路—それほど短絡的にはいかないであろうが—があるのではないか。そうだとすればここでの「不気味なもの」とは男性にとっての他者である女性にとどまらず、男性の欲望それ自体もまた「不気味なもの」(知っているのに知らないもの)なのだ。ルーシーの吸血鬼化は男性ハンターたちの欲望の産物であり、欲望の抑圧が大きいほど吸血鬼は怪物化していくのである<sup>9</sup>。そしてそれは登場する唯一の男性吸血鬼であるドラキュラにも当てはまる。

<sup>8</sup> ミーナもドラキュラに吸血されるのは、安全を考えてハンターたちがミーナをメンバーから排除した時であった。

<sup>9</sup> まだ整理がついていないがここでほとんど直観的な思いつきを記しておく。ゴシック小説においては「不気味なもの」は重要概念であり、現実世界はともかく、文学であれ絵画であれ、フィクションということであれば、この概念はマイナスの価値だけではなく幻想を生み出す糧でもある。ヴィクトリア朝における女性恐怖症は、女性を天使/狂気/娼婦といった極化・断片化へ向かわせるが、それは「不気味なもの」の排除につながる。しかし、そうした女性恐怖に男性の欲望が滑り込み、「不気味なもの」自体を美化することもあったに違いない。そうでなければ、この種の表現が世紀末にたくさん生み出され、いまだに吸血鬼フィクションが陸続していることの説明がつかない。やはりどこかでファミ・ファタール的な存在を目にした欲望があるのかもしれない。ルーシーの吸血鬼化はファミ・ファタールの極への一種の美化として見ることも可能ではないか。美化されているがゆえに恐怖を煽りながらも脅威は一少なくとも読者にとって一取り除かれているし、当然のことながら女性への全面的理解があるべくもない。そういう意味では、むしろ女性作家のほうが徹底的であった。シャーロット・パークインズ・ギルマン作「黄色い壁紙」における部屋を這いずり回る女性の主人公や『ジェイン・エア』の「屋根裏部屋の狂女」パーサなどのほうが女性の変貌としてはるかに生々しいリアリティを伝えている。一方、ルーシーの変貌はある種の怖いもの見たさに通ずる女性の「美」化にとどまるところがまだあるのではないか。「不気味なもの」を求める欲望もまた存在している。

## ドラキュラとは

最後にドラキュラそのものについて考えてみたい。もちろんこれまでの悪漢ヒーローの系譜をなぞるように見えるドラキュラだが、最初は謎に包まれていたとはいえ、物語の中ごろでヴァン・ヘルシングによってその正体が明かされ、ルーシーとは逆に謎を取り除かれることになる。正体が判明するということは、ツヴェタン・トドロフのいう「幻想」一本物か妄想かで揺れるサスペンス状態がなくなり、後はドラキュラ退治という図式になるということである。これまでこれほど綿密に計画を立てて退治を描くことに眼目をおいたゴシック小説はなかったかもしれない。むろん竜退治のロマンスも引きずっているだろうが（ドラキュラ>ドラゴン）<sup>10</sup>、『ドラキュラ』の場合は推理小説や陰謀小説の流れが窺える。

また、退治という図式には善対悪の二分化が潜んでいる。ハリウッド映画ではないが、ドラキュラはエイリアンでありプレデターでもある。そうでなければハンターたちの善が成立しないのだ。つまり、ドラキュラは自分たちの内部に取り込みたくない、忌避すべきものであり、外部の存在でなければならない<sup>11</sup>。またドラキュラ自身による言葉は誰かの記録というフレームを通じてしか表れず、直接物語を構成しない。ここでも外部化の一端が見られるし、以前の男性吸血鬼のように思い悩む人間的な性格を与えられてもいない。物語上、ドラキュラは悪でなければならないのである。また、ドラキュラが男性であるということは、謎化ではなくその消去につながる。その謎とはどのようなものか。

これも不思議な点だが、ドラキュラは無差別に獲物を狙うわけではない。腹の足しにするのならロンドンという都会は事欠かないに関わらず、である。吸血による大きな犠牲者はミーナとルーシーだけだった。ミーナに対してはハンターたちへの宣戦布告といった趣があるが、ルーシーの場合は、はっきりポリティカルな意味合いを帯びている。なぜならすでに指摘されているように、ルーシーの名前の語源は「光」、姓のウェステンラは「西」が含まれ、つまり「西欧の光」が闇の世界の餌食になるからである。ここでいう闇の世界とは、端的に西欧の対極地である東欧トランシルヴァニアだが、イギリスの近隣諸国のフランスやアメリカ、当時大量移住してきたロシア系ユダヤ人、またはコレラという伝染病<sup>12</sup>、あるいは隣国の植民地アイルランド<sup>13</sup>なども意味し、そうしたものを恐れていたイギリス社会を明らかにしてくれているのが最近のカルチャラルスタディーズの成果である。それはともかく、『ドラキュラ』の中にこれだけの政治的文化的意味を読み込むことができるのは、ドラキュラの外部化と無縁ではないからだろう。ここまでくれば、ドラキュラとはあらゆる意味を包摂することができる空虚な記号といってもいい。

しかし、外部化され、非人間化され、直接発言をもたないドラキュラは、徹底的にハンターたちと敵対関係にあるが、果たしてそれで済むのかという疑問も残る。たとえば『ドラキュラ』の二つの舞台、ロンドンとトランシルヴァニアは、一方は大都会、他方は「森の彼方」という構図になっているとはいえ、他民族の流入の激しい、あるいは同じ国内でも地方から労働者が押し寄せてきた大都会ロンドンは、「東方問題」として数百年にわたって民族入り交じる激戦地域であったトランシルヴァニアの焼直しといえる。むしろ、トランシルヴァニアこそロンドンの焼直し、一種のオリエンタリズムが潜んでいるといっていいたいだろう。そしてハンターたちが集うシューワードの屋敷のまさに隣にドラキュラの根城があったという事実は、まさに「不気味なもの」の概念を伝えてあますところがない。

ドラキュラは吸血によって同類を増やす。少し細くなるが、同じように、ヴァン・ヘルシングとシューワードの師弟関係を越えた友情は、傷を負ったヴァン・ヘルシングの患部の毒をシューワードが吸い出したところから生まれた。つまりここには吸血といういきさつがある。またハンターたちはルーシーへの輸血で結束することになると先に述べた。このように彼らの仲間意識は血液を巡るものでありどこかドラキュラ的である。ドラキュ

<sup>10</sup> フォークロアとの関係は、高山宏「テキストの勝利—吸血鬼ドラキュラの世紀末」『殺す・集める・読む—推理小説特殊講義』（東京、創元ライブラリ、2002）107-151。また、Carol A. Senf, *Dracula: Between Tradition and Modernism* (New York: Twayne Publishers, 1998) 70. も参照。

<sup>11</sup> 次の榎本真理子の言葉が端的にここでの状況を表している。「吸血鬼ドラキュラは徹底的に他者＝〈無意識〉である」。榎本真理子「カニバリズム幻想—『ドラキュラ』と〈無意識〉恐怖」『英語青年』第143巻第3号（1997年6月）29。

<sup>12</sup> 丹治愛『ドラキュラの世紀末—ヴィクトリア朝における外国恐怖症の文化研究』（東京、東京大学出版会、1997）参照。

<sup>13</sup> 武藤浩史『「ドラキュラ」からブンガク—血のみならず、口のすべて』（横浜、慶応義塾大学教養研究センター選書3、2006）61-92. 参照。



ラのあの牙、ファングの代用ともいべきものは注射であろうし、人の自意識をぼんやりさせるドラキュラの催眠的な眼差しは、ヴァン・ヘルシングの治療用のモルフィネであり催眠術と考えることもできる。それこそルーシーへの杭打ちは、ファングのメタファーでなくてなんであろうか。杭打ちは吸血行為ともいえるのである（「鮮血は泡となって口を染めた」）。ドラキュラと同じような手段をハンターたちは医学的言説を隠れ蓑に行っているわけである<sup>14</sup>。

さらにドラキュラは英国への侵入者と見なされるわけだが、実はきちんと法的手続きにのっとり上陸する。逆にハンターたちの方が不法に屋敷に侵入し、労働者へ賄賂を渡して手がかりをつかんでいく。敵を捕えるためなら違法行為も辞さずというのは、ドラキュラのみならずハンターたちにもいえることである。このようにドラキュラとハンターたちは、敵対関係にあるとはいえ、その関係は一筋縄でいかない、陰微な結びつきが隠れている。ドラキュラの姿は鏡に映らないが、ハンターたちを映す鏡そのものだと考えると納得がいく。そこに映っているものは、大英帝国による他国への侵略という自分たちの姿であったかもしれない。そこには自分たちの行為の正当化の裏に潜むやましさを恐怖だったかもしれない<sup>15</sup>。再度ジジエクの言葉を借りれば、ハンターたちにとって「耐え難いのは差異ではない。耐え難いのは、ある意味で差異がないことだ」<sup>16</sup>。ドラキュラは怪物かもしれないが、ハンターたちも怪物かもしれない。さらにドラキュラ＝ハンターであるのなら、テキストは公にはドラキュラとハンターたちが連帯していることを禁じているがゆえに、「偶然」が召喚されルーシーが吸血鬼になるとらえることができる。七年後、結部でハーカーが次のように振り返る。

この記録を構成する膨大な資料のなかに、ひとつとして<sup>オーセンティック</sup>認証された文書がないという事実に驚かされた。ミーナとシューワードと私自身の最後の手帳と、ヴァン・ヘルシングの手記をのぞけば、あとは膨大な量のタイプ原稿なのである。これほど途方もない物語の証拠として、これら文書を受け入れるように頼むことも、望むこともできないだろう。（378、翻訳396）

証拠がないならばドラキュラとはそもそも初めから存在しない、ハンターたちの幻想の産物かもしれないのである。ドラキュラの謎とは自分たちの謎だったのである。ドラキュラが塵と化したようにハンター自身に潜む謎が塵となり、無と化さねばならない。ハンターたちはそうすることで理性的な存在になることができるのである。最後にさらに以下の引用、「ドラキュラ」を「ハンター」に置き換えるとどうなるか。

〔ドラキュラは〕自分のシャツを力まかせに押し広げ、その長く鋭い爪で胸の血管を開きました。血がぱつとほとばしり出ると、あいつは私〔ミーナ〕の両手をきつく握り、もう一方の手で私の首をつかみ、私の口を傷口に押しつけました。そのため私は窒息するか、〔その血を〕飲み込むか—ああ、なんということでしょう！（288、翻訳308）

この箇所はドラキュラ＝ハンターたちの「吸血されたい」と「吸血したい」という二つの欲望がないまぜになった、きわめて具体的な表現として読むべきなのである。

<sup>14</sup> フロイトの晩作『自我と超自我』を参考に、ドラキュラがイド（エス）、ヴァン・ヘルシングがスーパーエゴ（超自我）でどちらも同じ原始的エネルギーを有しているとする研究者もいる（Christopher Craft, “‘Kiss Me with Those Red Lips’: Gender and Inversion in Bram Stoker’s Dracula,” *New Casebooks* 113.

<sup>15</sup> 丹治愛, 前掲書64-71. 参照。ここでのキーワードはStephen D. Arataの「反転した植民地化の不安」である（Stephen D. Arata, “The Occidental Tourists: *Dracula* and the Anxiety of Reverse Colonisation,” *Victorian Studies* 33 (1990) 621-45.）。

<sup>16</sup> ジジエク, 前掲書 13.



## 総合教育研究機構の学術活動

[2008年1月～12月] (アイウエオ順)

### [著書]

- 1) 上村健二：『はじめて学ぶラテン文学史』第2章「喜劇」 pp.57-73 高橋宏幸編著 ミネルヴァ書房 10月
- 2) 滝 省治：『スポーツ心理学事典』共著 日本スポーツ心理学会編 大修館書店 12月

### [論文]

- 1) 上野義久：『西東詩集』の「不満の書」 『甲子園大学紀要』 35号 7-20 3月
- 2) 梶木克則：①一般教室での携帯電話利用による授業活性化の試み 『甲子園大学紀要』 35号 49-55 3月  
② ICT機器を活用した授業活性化の実践 関西実践経営 第36号
- 3) 上村健二：『アエネイス』第7巻における「内乱」の勃発—アッレクトの役割— 西洋古典論集21. 37-52 3月
- 4) 富田成子：George Eliot と評論活動 『甲子園大学紀要』 35号 1-5 3月
- 5) 中井 孝：システムの主要素を見つける 『甲子園大学紀要』 35号 89-104 3月
- 6) 中西佳世子：① Hester as Admirable Witch 『フォーラム』 第11号 日本サニエル・ホーソーン協会 5月  
② 「ラパチニの娘」におけるメタモルフォーシスとプロヴィデンス (2007年10月の日本アメリカ文学学会発表要旨) 『日本アメリカ文学学会会報 ALSJ( X X X X V I )』 8月
- 7) 梶井 猛：① Live CD を使用した大学のコンピュータ環境 『甲子園大学紀要』 35号 111-121 3月  
② Live CD を用いたパソコンの活用 関西実践経営 第36号
- 8) 増田将伸「どう」系質問・応答連鎖における応答内容決定のプロセス—参与者による情報の扱い方に注目して— 信学技報 Vol.108 No.187 27-30 8月
- 9) 若槻健：大学と地域社会をつなぐサービス・ラーニング 『甲子園大学紀要』 35号 21-28 3月

### [学会発表]

- 1) 梶木克則：IT を活用した授業支援 甲子園大学経営福祉教育研究会 9月
- 2) 中西佳世子：『フランクリン・ピアス伝』(1852)におけるプロヴィデンスと奴隷制 日本アメリカ文学会関西支部 7月
- 3) 梶井猛：Live CD を用いたパソコンの活用—モバイル時代パソコン利用の実践報告— 第52関西支部会 12月
- 4) 梶井猛、梶木克則他：①大学における PC 検定講座について (2)、座席番号表を用いた携帯電話による出席登録・管理システム 教育システム情報学会第33回全国大会 9月 ② Live CD を使用した大学のパソコン環境、教養基礎講座としてのマルチメディア演習の試み 情報教育研究集会 12月
- 5) 増田将伸：「どう」系質問・応答連鎖における相互行為の諸相 エスノメソドロジー・会話分析研究会 4月

### [その他]

- 1) 梶井猛、松岡里奈：宝塚サマーフェスタ2008のビデオ作成 宝塚 8月
- 2) 中井孝、カクテルパーティの経済学 (書評)、『税務経理』、第8828号、15 5月

## Glyceric acid production from glycerol by microorganisms

Hiroshi Nishise<sup>1</sup>, Ayumi Sasaki<sup>2</sup>, Kuniaki Kishi<sup>2</sup>,  
Hisae Kawamoto<sup>2</sup>, Koji Haneda<sup>2</sup> and Toshiyuki Yao<sup>2</sup>

(Received October 31, 2008)

After screening, a bacterial strain HY1305 was selected as a producer of L-glyceric acid from glycerol. By the resting-cell reaction, 50mM glyceric acid as L-isomer was formed from 1 M glycerol for 2 days with the cells cultivated on 1,2-propanediol as a carbon source.

Glycerol is a by-product of the process of higher alcohols and soap and bio-diesel oil production. It is used as medicines, organic solvent, raw material of chemicals, but its demand is limited. On the other hand, Furuyoshi *et al.* reported that D-glyceric acid is enzymatically converted to L-serine, which is not produced easily by fermentation (1). In their paper, glyoxylate reductase (EC 1.1.1.26) with NAD<sup>+</sup> and L-alanine dehydrogenase are used for the conversion of D-glyceric acid to L-serine, *via* hydroxypyruvate. Though they did not use L-isomer, in a similar manner, the oxidation of L-glyceric acid to hydroxypyruvate is catalyzed by L-lactate dehydrogenase which is commercially available. However, this enzymatic method is not favorable because of an expensive substrate. If glycerol is converted to D or L-glyceric acid, the enzymatic process of L-serine production is developed at low cost. Additionally, the utilization of a by-product will contribute to bio-diesel oil production from a view-point of the cost.

In this study, the method for the production of glyceric acid by a resting cell reaction is investigated. The biochemical method does not need higher temperature and pressure, and heavy metals as a catalyst, accordingly, is not hard to environment.

### Materials and Methods

#### Strains

Bacterial strains, NT012~95, S013~092, CS031B~034 isolated from soil and A6, HY1305, ETOH05, TS1018~1080 (lactic acid bacteria), *Bacillus megaterium* stocked in our laboratory were used for the screening. A mold of *Geotricum* sp. FN01 and six strains of yeast stocked in our laboratory were used.

#### Medium

The medium for bacteria, except strains TS1018~1071-2, consisted of 2 g glycerol, 0.3 g Polypepton, 0.1 g yeast extract, 0.1 g KH<sub>2</sub>PO<sub>4</sub>, 0.1 g K<sub>2</sub>HPO<sub>4</sub>, 0.02 g MgSO<sub>4</sub> · 7H<sub>2</sub>O in 100 ml of tap water. The medium for strains TS1018~1080, 1.1 g glucose, 1.25 g glycerol, 1.25 g Polypepton, 0.55 g yeast extract, 1 g sodium acetate, 25 mg KH<sub>2</sub>PO<sub>4</sub>, 25 mg K<sub>2</sub>HPO<sub>4</sub>, 10 mg MgSO<sub>4</sub> · 7H<sub>2</sub>O, 0.5 mg MnCl<sub>2</sub> · 4H<sub>2</sub>O, 0.5 mg FeSO<sub>4</sub> · 7H<sub>2</sub>O in 100 ml of tap water. The medium for mold and yeast, consisted of 1 g glycerol, 0.5 g Polypepton, 0.3 g malt extract, 0.1 g yeast extract in 100 ml of tap water. The medium for the preparation of cells of strain HY1305 after the selection, consisted of 1 g 1,2-propanediol, 0.5 g Polypepton, 0.5 g yeast extract, 0.15 g KH<sub>2</sub>PO<sub>4</sub>, 0.15 g K<sub>2</sub>HPO<sub>4</sub>, 0.02 g MgSO<sub>4</sub> · 7H<sub>2</sub>O in 100 ml of tap water.

#### Resting cell reaction for screening and by a strain HY1305

After the cultivation for 2 days, the cells of each strains were collected by centrifugation, washed with 0.01 M potassium phosphate buffer (KPB, pH7.0), and suspended in 0.5 ml of the same buffer. The cell suspension was added to 0.5 ml of 2 M glycerol solution and incubated at 30°C for 18 hr. After the incubation, the reaction mixture was centrifuged and glyceric acid in the supernatant was assayed. For the reaction by a stain HY1305, the strain

<sup>1</sup> 本学教授

<sup>2</sup> 本学学生

was cultivated in the medium with 1,2-propanediol described above. The pre-culture (5 ml) for 3 days and the main culture for 1 day were carried out. One ml of the suspension of cells collected and washed was added to 0.5 ml of 4 M glycerol solution, 0.4 ml of 0.5 M Tris-HCl buffer (pH8.0) and 0.1 ml of deionized water. After the incubation for 20~24 hr at 30°C, the reaction mixture was centrifugated and the supernatant was used for assay of glyceric acid. Dry cell weight of the strain was assayed from the value of OD<sub>610</sub> (1.0 of OD<sub>610</sub> = 0.349 mg dcw/ml).

#### Assay of glyceric acid

The broad substrate specificity of glycolate oxidase ((S)-2-hydroxy-acid oxidase, EC 1. 1. 3. 15) of spinach was applied to the assay of L-glyceric acid. When L-glyceric acid (not D-isomer) was oxidized to hydroxypyruvic acid, H<sub>2</sub>O<sub>2</sub> formed was treated with color-producing system containing peroxidase and 4-aminoantipyrine. The preparation of glycolate oxidase was described below: Commercial spinach removed a part of root, was cut into pieces and ground with 0.01 M KPB (pH 7.0), a half of wet weight of spinach, in a mortar with a pestle on ice. After the solution was filtered with gauze and paper filter, it was centrifuged. The resultant supernatant was used as glycolate oxidase solution. The reaction mixture for assay of L-glyceric acid, consisted of 1.5 ml of color reagent solution (0.2 ml phenol, 5 mg peroxidase from horse radish and 10 mg 4-aminoantipyrine in 100 ml of 0.2 M KPB, pH 7.0), 0.1 ml of sample solution 0.1 ml of glycolate oxidase solution in 3.0 ml of total volume. After the incubation for 30 min at 30°C, L-glyceric acid was assayed with the standard solution of 0~50 mM D,L-glyceric acid (Wako Chemical, 0~25 mM as L-isomer) from the value of OD<sub>505</sub>. The amount of glycolate oxidase was adjusted to the value of OD<sub>505</sub> of 50 mM glyceric acid to about 0.4. The amount of glyceric acid produced by the resting cell reaction was represented as that of L-isomer.

## Results

### (1) Conditions of assay for glyceric acid

The standard curve of D,L-glyceric acid (0 ~ 50 mM) of after incubation for 30 min was almost same to that of the incubation for 60 min. Sodium azide is used for the inhibition of catalase, which may be contained in the crude glycolate oxidase solution prepared from spinach and decomposes H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>. But, it was not added into the assay mixture, because the addition of it decreased the value of OD<sub>505</sub> of the standard curve in proportion to the concentration of D,L-glyceric acid.

### (2) Screening for glyceric acid producer

The growth of strains on glycerol medium was shown as the value of OD<sub>610</sub>. The cells prepared from the glycerol medium were used for the resting cell reaction. The results are shown in Table 1. Bacterial strains of S084 and HY1305, which formed 6.20 and 4.78 mM L-glyceric acid, respectively, were examined again with three kinds of 0.5 M buffer (pH6.0, 7.0 and 8.0). As the strain HY1305 produced stably L-glyceric acid, it was selected as a producer (in Table 2.). Strains of yeast showed good growth on glycerol, but did not formed L-glyceric acid from glycerol.

### (3) Bacteriological characteristics of strain HY1305

Bacterial strain HY1305 was isolated from a banana peel in our laboratory before. It was Gram-negative and short-rod shaped, and showed mobility and catalase activity. It formed pinkish colony. Acid formation without gas from glycerol, galactose and ethylene glycol was observed. For the identification of this strain, it seemed to need more genetic data.

### (4) Effect of carbon source for the preparation of cells

For the preparation of cells for the resting cell reaction, the carbon source of medium was investigated. Several carbon sources were substituted for 1,2-propanediol in the medium for strain HY1305 in "Materials and Methods". The resting cell reaction was carried out for 24 and 48 hr. The growth, L-glyceric acid produced and its productivity per dry cell weight are shown in Table 3.

When 1,2-propanediol was used as a carbon source, the growth was good and the concentration of L-glyceric acid

Table 1. Screening for the strain producing L-glyceric acid

Strain	Growth (OD <sub>610</sub> )	L-Glyceric acid (mM)	Strain	Growth (OD <sub>610</sub> )	L-Glyceric acid (mM)
NT012	8.00	3.16	S052	2.14	0.491
NT022	5.69	0	S061	3.80	0.775
NT023	10.7	0.142	S062	0.063	0.024
NT031	9.53	0.142	S071	11.6	1.52
NT032	11.8	1.78	S082A	3.65	0.397
NT033	10.9	1.42	S082B	9.72	1.89
NT042A	6.74	0.710	S083A	16.5	0.535
NT042B	11.5	0.095	S084	17.2	6.20
NT043	6.62	0.800	S091	2.18	2.60
NT061	5.08	0	S092	6.05	0.164
NT062A	11.7	0	CS031B	8.23	0
NT062B	12.5	0.047	CS032	11.8	0
NT071	5.67	0.378	CS033B	10.1	0.198
NT072	18.1	0.425	CS034	14.3	0
NT074	2.23	1.72	A6	1.85	0.025
NT075	5.93	0.360	HY1305	-*	4.73
NT081	6.28	0.106	TS1018	3.61	0.300
NT083	4.98	1.50	TS1042	0.462	0.175
NT084	3.17	0	TS1043	1.85	3.38
NT091	1.58	0	TS1071-2	1.16	2.68
NT092	4.66	0.402	TS1080	2.79	0
NT093	5.36	0	ETOH05	-*	2.33
NT094	7.06	0.106	<i>B. mega.</i> **	3.59	0.800
NT095	10.5	0			
S013	15.9	0.880	<i>G. sp. FN01</i> **	6.97	0
S014	6.91	2.76	<i>S. uvarum</i> **	6.03	0.045
S022	6.41	1.22	<i>S. cerevisiae</i> **	12.9	0
S023A	9.07	0	<i>C. utilis</i> **	20.1	0
S023B	2.10	0.740	<i>C. sp. SS104</i> **	14.4	0.093
S032	0.063	0.397	<i>H. poly.</i> **	19.5	0
S033	2.14	0.820	<i>Z. sp. 303G</i> **	12.7	0

\* , not detected owing to aggregation

\*\* , *B. mega.* =*Bacillus megaterium*; *G.* =*Geotricum*; *S.* =*Saccharomyces*;

*C.* =*Candida*; *H. poly.* =*Hansenula polymorpha*; *Z.* =*Zygosaccharomyces*



Table 2. Effect of pH of reaction mixture on L-glyceric acid production by strain HY1305

pH	Buffer	L-Glyceric acid (mM)	
		24 hr	48 hr
6	Acetate	15.8	33.2
7	TES	24.0	22.2
8	Tris-HCl	32.3	33.2

Table 3. Effect of carbon sources on L-glyceric acid production by strain HY1305

Carbon source	Growth (OD <sub>610</sub> )	24 hr		48 hr	
		GA (mM)*	GA/DCW**	GA (mM)	GA/DCW
None	2.69	21.4	23.4	27.1	28.8
Ethylene glycol	2.67	25.6	27.5	31.3	33.6
1,2-Propanediol	7.18	47.0	18.8	50.0	20.0
Glycerol	11.1	20.8	5.35	28.1	7.25
Xylitol	2.65	24.2	26.1	26.8	29.0
Glucose	4.03	23.0	16.4	26.8	19.1

\*, L-glyceric acid

\*\* ,L-glyceric acid/dry cell weight (mM/mg)

was highest. Although L-glyceric acid per dry cell amount was lower than the case of other carbon sources and none, 1,2-propanediol was selected for the preparation of cells. Glycerol was effective for the growth, but not for the amount of glyceric acid and the productivity per dry cell weight.

In cases of all carbon sources investigated and no carbon source, L-glyceric acid was produced from glycerol. It showed that the enzyme(s) relating to form L-glyceric acid from glycerol were constitutive.

#### (5) L-Glyceric acid in culture broth with glycerol

L-Glyceric acid in the culture broth of the strain HY1305 grown on glycerol as a carbon source was assayed for 70 hr until the late stationary phase. The accumulation of L-glyceric acid was low under 0.75 mM at each growth phases.

### Discussion

The strain HY1305 seems to relate with acetic acid bacteria group as it show a high activity of oxidation. But from the preliminary investigation, no acid from glucose and ethanol was observed. Further work containing 16S rRNA analysis is needed to identify the strain HY1305.

The product formed by the resting cell reaction with HY1305 was identified by HPLC with ODS column as glyceric acid. Further experiments are in progress to determine its optical purity.

As enzymes relating to form L-glyceric acid were constitutive, they seems not to play roles of glycerol utilization like glycerol kinase and glycerol 3-phosphate dehydrogenase, which are usually inducible enzymes (2). 1,2-Propanediol was effective on the good growth of strain and the productivity of L-glyceric acid. The clarification of the relation between glycerol or 1,2-propanediol pathway and the formation pathway of L-glyceric acid will be available for improve the productivity of L-glyceric acid.

### References

- (1) S. Furuyoshi, N. Kawabata, S. Nagata, H. Tanaka and K. Soda, *Agric. Biol. Chem.*, **53**, 3075-3076 (1989).
- (2) E. C. C. Lin, *Ann. Rev. Microbiol.*, **30**, 535-578 (1976).

## 食料危機と企業の社会的責任

中井 誠<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Food Crisis and Corporate Social Responsibility

Makoto Nakai<sup>1</sup>

#### 英文要約

This paper studies the process of food price volatility and corporate social responsibility of Japanese food industries. The methodology followed in this paper to review global food crisis through the international speculative money. The paper also evaluates the fundamental causes of the financial crisis. The first half of the paper explains the hedge funds performance of last few years. The second half of the paper discuss commitment to reforms aimed at ensuring global food security.

**Keywords:** Food Crisis, CSR, Hedge fund, Globalization

#### はじめに

グローバル経済は地球規模での企業間の競争を激化させた。このような環境の下、わが国企業は効率性を徹底的に追求することによって激しい競争に生き残ってきた。1990年代以降、日本のマーケットにおいても規制の撤廃が市場原理主義を生み出し、金融の自由化の進展を促した。2000年以降の金融の自由化は、世界規模での資本の移動に拍車をかけ、新興国の経済成長を後ろ盾に、資本主義の暴走を後押しした。

2008年に入ると、サブプライム問題による金融危機、原油価格の更なる高騰に加えて、食料危機が新たなリスクとして浮上する。特に食料危機に関しては、トウモロコシ、大豆、小麦、米の世界4大穀物の価格が世界中で高騰し、深刻な問題として取り上げられるようになった。2008年6月にはこれらの価格は1年前の2倍、3年前の3倍になった。食料価格の高騰は、原油高に加えて、新興国からの旺盛な食料需要の増加やバイオエタノールなどエネルギーへの転用、世界中で起きている天候不順などがその原因である。これに加えて、アメリカ発サブプライム危機による金融市場の信用不安によって、投機マネーがリスクの高い複雑な金融商品から単純な穀物や原油の市場へ流入したことが、食料価格の高騰に繋がった。

昨今の食料価格高騰を需要面からみると、2008年9月15日のリーマン・ブラザーズの破綻によって、世界的に個人消費が落ち込む中、新興国における食料需要がこれまでと比べると減少傾向にある。しかしながら、投機マネーの穀物市場への資金流入は暫くの間は続くと考えられ、食料価格の高止まりは、今後も持続すると思われる。本稿では、食料価格高騰の原因となった投機資金の流入についての現状分析を行った上で、食品価格高騰がわが国食品産業に与える影響に焦点を当てて考察を試みる。

#### 1. 食料価格を上昇させた投機マネー

現在の金融危機の原因は、サブプライム問題に端を発した投機マネーの跳梁によるものであることは、広く知れ渡っている。世界のマネーは、2007年末までにGDP（国内総生産）の3.2倍、1京6,000兆円という天文学的な規模に膨れ上がった。投機マネーは、ヘッジファンド等による資金の流出入によってもたらされている。ここ数年でヘッジファンドは市場規模をこれまで以上に拡大させてきた。ヘッジファンドの市場規模の拡大は、年金基金などをはじめとする機関投資家による積極的なヘッジファンド投資（ヘッジファンド市場の機関化現象とも呼ばれている）がその背景にある。また、アメリカでITバブルが崩壊した2000年以降、世界的な市場統合の進展で伝統的資産において市場間の相関が高まる中、ポートフォリオの分散投資の効果が得られなくなったこともヘッジファンド投資が拡大した要因である。伝統的資産の分散投資によるリスク低減効果が得られなかったことで、これらの資産と相関が低いオルタナティブ投資に関心が集まり、その結果として、機関投資家が高いアルファの追求を目指して、ヘッジファンドへの投資に注力していったのである。

<sup>1</sup> 本学教授

このような背景の下、ヘッジファンド業界は目覚ましい発展を遂げた。ヘッジファンド・リサーチ社（以下、HFR）によれば、1990年に約150億ドルであった預かり資産は2004年末には1兆ドルに跳ね上がり、2008年初めには、およそ2兆ドルに達している。当時においては、幅広い資産クラス、戦略、地域にわたり、ヘッジファンドとファンド・オブ・ヘッジファンズ合わせて10,000以上のファンドが運用されていた。

ヘッジファンド市場の拡大は、競争の激化を招き、より高いリターンを求めて、リスクの高い金融商品への投資を促した。しかしながら、2008年3月に大手投資銀行ベアー・スターンズが経営に行き詰まってから、資金は金融商品から商品市場に大量に流入するようになった。

日本、ドイツ、産油国などで蓄積された経常収支の黒字は、経常収支赤字国であるアメリカに還流した。産油国の資金はオフショア市場を通じて英国等欧州に流れ、欧州からアメリカに流れた。欧州からアメリカへの純資金流入額は2002年の2,000億ドルから2005年には5,000億ドルに増加した。欧州からアメリカに流れ込んだ資金の一部は新興諸国にも流入した。先進国からの新興国への証券投資は、2003年以降流入・流出の両建てで増加し、2006年には流入額2,000億ドル、流出額2,700億ドルに達した<sup>1</sup>。

世界的な金融緩和や金融技術の発展で高いリスクの貸出が急増したことで、サブプライムローンやLBOのためのローンなどアメリカでは高リスク貸出が増加していった。しかしながら、世界で流れるマネーの動きにストップをかけたのがサブプライムローン問題である。2007年半ばから国際金融市場を揺らがすこのような大きな問題がクローズアップされ、世界同時株高から一転して世界同時株安に転じることとなった。この株安の影響は2008年に入ってから一層深刻化した。金融機関の破綻やヘッジファンドの倒産などが相次いだ。

2008年に入り、ヘッジファンドのパフォーマンス（運用成績）が急激に悪化した。6月から11月までのパフォーマンスは6カ月連続でマイナスを記録した。シンガポールの調査会社であるユーレカヘッジによると、2008年11月のヘッジファンド・インデックスは-1.22%と6カ月連続でマイナスを記録した。また、2008年の下落率は-12.53%となった。ヘッジファンドのパフォーマンスは2005年以降2ケタの上昇率を記録していたが、2008年は厳しい局面に立たされた。

クレディスイス/トレモントが発表した2008年のヘッジファンド・インデックスにおいても、総合指数がマイナス18.8%を記録し、年間の下げ幅が過去最悪の数字となった。これは金融危機の影響で投資家が現金を確保するためにファンドから資金を引きあげたことや、空売り規制などによるものと伝えられている（Hedge Fund Klug ヘッジファンド・ニュースによる）。8月はショート・バイアス戦略に基づいて金融銘柄をショートしたファンドの下落が著しかった。エマージング市場戦略については、年初から大きく下げており、8月のマイナスが4.50%、8月までの年初来のリターンは-10.30%を記録している<sup>2</sup>。高成長の波に乗っていたヘッジファンドやコモディティ価格の上昇から高いリターンを実現していたヘッジファンドも大きな打撃を被ったようである。

ユーレカヘッジの統計を戦略別にみると、2008年は（グローバル）マクロとCTA（マネージド・フューチャーズ）以外すべてマイナスとなっている。このように、ヘッジファンドの投資戦略を見ても、2007年9月以降、マネージド・フューチャーズへの投資が高いパフォーマンスをあげていることが分かる。マネージド・フューチャーズとは、投資家の資金を集め、世界の先物・オプション市場に上場されている商品等に専門家が投資し、その収益を投資家に還元する投資商品のことで、商品投資顧問ファンドを束ねたファンドオブファンズ等をいう。このようにヘッジファンドを中心に、世界の投資家が商品先物市場へ資金をシフトさせたことで、金、原油価格、穀物価格の上昇がもたらされたのである。

ヘッジファンド業界はJPモルガンやゴールドマン・サックス系の大手投資銀行系の運用会社や大手のヘッジファンドが預かり資産を増やしており、約2兆ドルの運用資産額の約3割にあたる5,912億ドルが上位25社で占められている。

少なくとも2007年の半ば頃までは、アメリカの大手投資銀行がヘッジファンド・ビジネスに参入するのは容易であったし、多くの投資家は投資銀行が運用するヘッジファンド・ビジネスに多額の資金を投入したことで、ヘッ

<sup>1</sup> 北井義久、「最悪シナリオは世界的な巨額不良債権の発生」、週刊エコノミスト、2007年11月6日号。

<sup>2</sup> HFK (HEDGE FUND KLUG):ヘッジファンド・ニュース (ヘッジファンド・インデックス)、2008年9月24日による。クレディスイス/トレモントのヘッジファンド・インデックスは2008年8月末時点で、496本のヘッジファンドを対象に算出されている。1994年1月以来のパフォーマンスは318.43%となっている。

ジファンド・ビジネスは拡大の一途をみた。しかし、先にみたようにヘッジファンドのパフォーマンスの悪化により投資家からの度重なる訴訟やヘッジファンドの清算が相次ぐ中、投資銀行の業績の低迷も加わり、ヘッジファンド・ビジネスは厳しい局面に立たされている。昨今の金融不安において、大きな損失を被ったのは、シティグループ、JP モルガン・チェース、ゴールドマン・サックスなどが運用するヘッジファンドで、これが投資銀行の経営悪化に繋がった。2008年9月15日にはリーマン・ブラザーズが連邦破産法第11条を申請し、経営破たんした。これを機にアメリカの金融危機は激烈さを極め、生命保険第1位のAIGの経営危機が深刻化し、FRBから9兆円の融資を受けて政府の公的管理下で救済されることとなった。この他、モルガンスタンレー、メリルリンチ、ゴールドマン・サックスも危機的な状況に立たされた。メリルリンチはバンク・オブ・アメリカに買収、モルガンスタンレーは三菱UFJファイナンシャルグループに出資を仰ぐこととなった。ゴールドマン・サックスについては、100億ドルの増資の約半分の優先株50億ドルをウォーレン・バフェット氏が率いるバークシャー・ハザウェイが引き受けることが決まった。

投機マネーは逃げ足も早い。2008年秋以降、金融危機が深刻さを増す中で、世界的に需要の低迷が認識されると、マーケットからそれらの資金は急速に流出した。このため、穀物を中心とした食料価格も低下した。しかしながら、世界的に食料需給は逼迫していることに変わりはない。

## 2. 低下する食料自給率

わが国の食料自給率は1965年度には73%（カロリーベースの食料自給率で、国産供給熱量÷供給熱量で算出）であったが、趨勢的に低下し、2006年度には40%を割り込み、39%へ低下している。これは、米国、カナダ、フランスが100%を超えていること、ドイツが84%、英国の70%や自給率の低いスイス（49%）などと比較しても極端に低いことが分かる。食料自給率の低下は、食生活の欧米化が進んだことで、国内で自給可能な米の消費量が減少し、畜産物や油脂類の消費が増えたことによる。

日本政府はこれまで食料自給率の引き上げ目標を掲げてきたが、下表で示す通り、低下するばかりであった。しかし、食料自給率の低下は2006年度の39%で底を打ち、2007年度には再び40%に回復している。政府は2015年度までには食料自給率を45%にまで回復させることを目標に、食料自給率向上に向けた行動計画を推進している。食料自給率向上に向けて国民の意識を向上させることで、食育の推進と国産農産物の消費拡大を図り、①地産地消の全国展開、②国産農産物に対する消費者の信頼確保、③食品産業と農業の連携強化、④効率的な農地利用の促進などに取り組んでいる。

(表1) 日本の食料自給率

単位：%

年 度	1965	1975	1985	2005	2006	2007
カロリーベース	73	54	53	40	39	40
生産額ベース	86	83	82	69	68	66

出所：農林水産省（2007年は概算）

(表2) 食料自給率の国際比較

単位：%

年	1991 平成3	1992 4	1993 5	1994 6	1995 7	1996 8	1997 9	1998 10	1999 11	2000 12	2001 13	2002 14	2003 15
オーストラリア	209	396	263	217	261	273	261	281	310	280	265	230	237
カナダ	178	158	154	167	163	159	157	158	184	161	142	120	145
フランス	145	149	133	131	131	139	138	140	137	132	121	130	122
ドイツ	92	91	92	88	88	90	95	96	101	96	99	91	84
イタリア	81	80	77	78	77	75	76	77	77	73	69	71	62
オランダ	73	76	78	70	72	70	71	70	67	70	67	67	58
スペイン	94	92	93	86	73	99	97	93	84	96	94	90	89
スウェーデン	83	76	87	75	79	86	85	93	79	89	85	87	84
スイス	62	61	62	59	59	60	58	60	57	61	55	54	49
英国	77	76	73	74	76	79	76	77	78	74	61	74	70
アメリカ	124	138	122	132	129	126	131	131	127	125	122	119	128
日本	46	46	37	46	43	42	41	40	40	40	40	40	40

(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で試算した。



食糧自給率の引き上げのためには、米の消費拡大が欠かせない。わが国においては、米の消費が減少し、米が余っているため、米の価格は低位安定している。農林水産省は米の消費拡大のための国民運動を推進し、輸入小麦の価格上昇で注目されている米粉の利用を本格的に検討するとしている。学校給食で米粉を使ったパンを週4日以上使用することを義務づけるという農業政策がまとめられ、検討の段階に入っている<sup>3</sup>。国産小麦も見直されている。日本経済新聞によると、愛媛県西予市では、今年度から市立の幼稚園と小中学校の給食で、パンの原料をすべて米国産から市内で収穫した小麦に切り替えたそうである<sup>4</sup>。更に、中国製冷凍ギョーザの中毒事件も、国産回帰を促した。わが国の食料自給率の向上に向けて、国民の関心はこれまで以上に高まりを見せてきている。

### 3. 食の安全に対する意識の低下がもたらす食料危機

三笠フーズが「事故米」を本来の用途である工業用ではなく、食用に転売していた問題は、食品を扱う業者及び監督官庁である農林水産省の食の安全に対する意識の低下をあぶりだした。転売された汚染米は、政府が中国やベトナムから輸入した米で、中国製の毒ギョーザ事件で検出された殺虫剤「メタミドホス」や発がん性の強いカビ「アフラトキシン」が含まれていた。事故米の毒性については、当初、あまり問題視されていなかった。2008年9月5日付けの朝日新聞「工業用の米、食用と偽り転売 農薬・カビ含有」では、事故米の毒性について、農林水産省が特に問題視していないことを裏付けるような報道をしている。記事によれば、「事故米は菓子や焼酎の原料として加工されたとみられるが、農林水産省は、アフラトキシンについて「三笠フーズがカビの塊を取り除き、米粒を洗浄するなどして出荷しており、健康被害の心配はない」、メタミドホスについても「検出されたのは残留基準（0.01ppm）の5倍の量で、この程度なら体重50キログラムの大人が1日600グラム食べ続けても国際基準の許容摂取量を超えることはない」ということである。この問題が大きく取り上げられた背景には、国民の食の安全への意識の高まりと、利益重視の企業経営に対する国民感情の反感がある。三笠フーズは通常の加工米の6分の1から7分の1で仕入れた米を高く売って利ザヤを稼ぎ、それが明るみにならないように二重帳簿やペーパーカンパニーをつくっていた。このような悪質な企業経営者に対する批判とこの事件が招いたわが国企業への信頼の失墜については、食の安全の問題だけではすまされない。加えて、このような事件が発覚するのは、必ずと言ってよいほど、内部告発によっている<sup>5</sup>。したがって、食品を扱う業界関係者や農林水産省の体質が変わらなければ、食の安全確保はおぼつかない。

一般的なビジネスモデルでは、企業の規模が大きくなるにつれて、消費者を選別する傾向が強まるといわれている。大手金融機関が富裕層向けのビジネスモデルを構築し、富裕層を中心に事業の拡大を図り、一般の預金者からは高い手数料を取るのと同様に、大手食品メーカーも富裕層向けと一般消費者向けとにサプライチェーンを区別している。大手食品メーカーは、富裕層向けの高価格の食品を展開することで、食品事業の差別化を図っているのである。このとき、大手食品メーカーは、富裕層に対しては安全な食品の提供を行うために細心の注意を払うものの、一般消費者や貧困層に対してはその注意を怠る傾向がみられる。低所得層を中心とした消費者に対しては、低価格での食品の提供や流通の効率化等を最優先するあまり、安全性については、二の次になる可能性がないとはいえない。一般消費者向けの価格の安い商品の提供については、生産、加工、卸売、小売等、どの段階においても食の安全に対する意識が希薄なものになってしまうのである。わが国の食品ビジネスが、生産、流通、消費において「標準化」という欧米型ビジネスモデルに馴染んでしまった結果、これまで日本の食品メーカーが重視してきた様々な美徳が失われてしまった。例えば、かつての日本の食品ビジネスは、少量だけれども多くの品種を提供することや鮮度の高い商品を提供すること等に重きを置いていた。つまり、消費者に目を向けた食品の提供が行われてきたのである。しかし、昨今においては、日本の食品メーカーも欧米のメーカーのように小売業者に目を向けた食品の提供を行うようになった結果、食品産業全体に食の安全への意識が低下したのだと考えることも出来よう。

<sup>3</sup> 菊地正俊、『お金の流れはここまで変わった!』、洋泉社、2008年、p81。

<sup>4</sup> 日本経済新聞、「食糧危機と日本農業」、2008年8月18日。

<sup>5</sup> 日本経済新聞社説、「事故米」、食の安全意識が低すぎる」、2008年9月10日。

#### 4. 食の安全と食品価格高騰が食品産業に与える影響

食品価格の高騰に加え、食肉卸売会社「丸明」による飛騨牛偽装事件や大阪市の水産物輸入販売会社「魚秀」と神戸の水産物卸売会社マルハチニチロ・ホールディングスの子会社「神港魚類」が偽装ウナギを業者に販売していた事件など、食品関連の不正事件が相次ぐ中、消費者は食の安全についての意識を高めるだけでなく、食の安全についてこれまで以上に敏感になってきている。内閣府食品安全委員会では、食のグローバル化によって、食品に対する安全意識を各自が高める必要性を説き、2008年9月17日～18日の2日間にわたり「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」を開催し、食の安全について国民が考える場を提供するとともに、ノロウイルス、食中毒、BSE、鳥インフルエンザなど、国民の関心の高いテーマなどをトピックスとして取り上げ、情報提供を行っている。

政府は消費者保護行政を強化するため、福田康夫元首相が牽引し、2009年度に消費者庁を創設する予定である。国民の安全意識の高まりは外食から内食への需要シフトで、外食産業は悪影響を受けているものの、マルエツ、ライフなどの食品に特化したスーパーは好影響を受けている。

2008年5月には、即席麺、チーズ、食用油、マヨネーズ、パンなどの価格は2桁の値上がりを記録、キューピーや味の素などマヨネーズやドレッシングを扱う企業は厳しい局面に立たされた。輸入小麦の値上げは日清製粉や日清オイリオ等の業績のひっ迫を招く恐れもある。チーズやバターなどの値上がりに加えて、飼料や燃料高で苦しむ農家との交渉で乳業メーカーの業績についても、明るい材料が見当たらない。世界的な消費の低迷に加えて、食の安全についてその努力を怠った企業は、今後も厳しい経営環境に直面するものと思われる。

#### 5. 食品事業者向け5つの基本原則と企業の社会的責任

食品業界で食品の偽装表示等の不祥事が頻繁に起こったことから、食品業界に対する消費者の信頼が著しく低下している。食の安全に関しては、生産・流通・消費のどの一つがつかずとも深刻な事態となり、生産者、流通業者、生活者のすべてを巻き込んだ問題となるため、業界において慎重な対応が求められる。消費者の信頼を取り戻すためには業界が一体となって法令遵守に向けた対応を急ぎ、信頼の回復を取り戻さなければならない。

わが国における食生活を今と昔と比べると、加工食品が一般家庭に普及したこともあり、生鮮野菜・肉・魚等鮮度の高い食材を購入して家庭で調理するということが少なくなってきている。最近では加工食品や、惣菜や既に調理済みの食材を購入して、家庭で食べる傾向がある。食習慣も鮮度の高い魚や野菜を細かく刻んで食べるという食べ方から、欧米型のナイフとフォークで肉やチーズなど鮮度が重視されないようなものが好んで食べられるようになった。

また、惣菜や調理済みの食材の利用も増えており、食品が人の口に入る経路・経緯が多様化している。このため、食品の安全性を確保することは以前に比べると複雑で難しい問題となってきている。更に食品業界では、中小食品業者の占める比率が高いため、食の安全についての対応を急げと言われてもノウハウや人材面で消費者が望んでいるような質の高いサービスを提供できるだけの余裕があるとは考えにくい。食の安全の確保のために必要な仕組み・取り組み方としては、事故後の後処理を行うだけではなく、有毒物質の評価・管理等といった、食の安全に影響を与える要因について事前にリスク管理を行うことが重要であるということが、国際的な共通認識となっている<sup>6</sup>。

食品の安全については、牛肉偽装事件以来、マスコミ等で広く取り扱われるようになったと思われる。2002年には日本政府の牛海綿状脳症対策の「国産牛肉買い上げ制度」を悪用して、輸入肉を国産と偽装し助成金を詐取る詐欺事件が相次いで発覚している。同年1月には雪印食品関西ミートセンターで偽装牛肉事件が発覚、その後の調査で関東ミートセンターや雪印食品本社のミート営業調達部でも同様の偽装が見つかった。詐欺容疑で一斉捜索を受け、その後は雪印食品は解散に追い込まれた（偽装と判明した量は約30トン）。

2002年6月には福岡市に本社を置く食肉加工会社が、輸入スジ肉を国産肉に偽装し、制度を悪用して不正な利益を得ようとしていたことが発覚した（偽装と判明した量は120トン余り）。8月には日本ハム（株）の牛肉偽装が内部告発によって発覚している。これにより、同社の売上高は75%減少した。同じく2002年には、BSE問題に関する調査検討委員会が報告書を提出している。その後、2003年5月に食品安全基本法が制定され、同年7月1日、内閣直属の食品安全委員会が発足している<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> ウィキペディア 食の安全についてのページ、農林水産省のホームページを参照。

政府（農林水産省）は、食品事業者向け5つの基本原則を提示した。その内容は、以下の通りである。①消費者基点の明確化、②コンプライアンス意識の確立、③適切な衛生管理・品質管理の基本、④適切な衛生管理・品質管理のための体制整備、⑤情報の収集・伝達・開示等の取組み。

食の安全を確保し、業界全体の信頼を回復させるため、食品産業では、先に挙げた法令遵守の徹底に加えて、社会貢献活動にも積極的に取り組む必要があると思われる。企業の社会的責任は、食品業界のみならず、全ての企業において、その企業を評価する際のメルクマールになりつつある。

企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）とは、言葉自体は新しく海外から来たものだが、もちろん、日本企業はこれまでも社会に対してさまざまな貢献を通して社会的責任を果たしてきた。たとえば、製品やサービスの提供、雇用の創出、税金の納付、メセナ活動などが挙げられる。しかし、企業の社会的責任の定義や範囲は時代とともに移り変わっている。近年は、従来とは違った角度から企業の社会的責任が議論されている。その背景には、「マルチ・ステークホルダー・エコノミー」と呼ぶべき新たな時代の到来がある。企業と何らかの利害関係を有する主体はすべてステークホルダーである。ステークホルダーには、顧客、株主、従業員のほか、取引先、地域住民、求職者、投資家、金融機関、政府など、実に多くの主体が含まれる。企業にとって、これらのステークホルダーそれぞれとの関係をこれまで以上に大切に、具体的かつ実効性のある配慮行動をとることの重要性が増している。その結果、現代企業に求められる社会的責任は、従来の経済的あるいは法的な企業の責任を大きく超えた概念にまで広がったと言える<sup>8</sup>。

## おわりに

本報告では、サブプライムローン問題の発生で、国際資金の流れが急激に変化したことによって、食品関連価格の高騰がもたらされていることを、最近のデータなどから考察した。また、食の安全についての企業のリスク管理体制の欠如が様々な事件をもたらし、消費者が安心して食事をする事が出来ない状況にあることを示した。

2000年代に国際金融市場は急拡大した。国境を超えた資金フローが増加する中、グローバル・インバランスを背景に経常収支黒字国や新興国などから主にアメリカへ資金が流入した。さらに欧米間では活発な資金取引がもたらされ、欧米と新興国との金融面での結び付きも強固となった。国内で貯蓄不足が深刻なアメリカには貯蓄超過が拡大した新興国などからの資金が流れ込み、それらの資金は新興国・中国等へ財・サービスの輸入代金や中東産油国への原油輸入代金の支払い等に充てられた。世界的な株高がもたらした良好な投資環境と新たな金融技術の普及もアメリカへの資金フローをもたらし、証券化やCDS取引等は信用リスクの効率的な分散やリスクヘッジを可能なものとした。この結果、金融機関や投資家の信用創造は活発化、信用リスクの引き受け手となったヘッジファンド等は高レバレッジ投資による過剰なリスクを蓄積させることになった。2007年から深刻化したサブプライム住宅ローン問題は、上記のような国際金融市場の資金フローを変化させ、アメリカへの資金流入にも変化をもたらした。さらに金融資本市場の混乱は、証券化ビジネスなど新しい金融技術に対する信頼の低下をもたらした<sup>9</sup>。

サブプライムローン問題を契機に国際的なマネーフローは大きく変化し、ひいてはヘッジファンドのパフォーマンスを悪化させ、アメリカの投資銀行のビジネスモデルの変更をも余儀なくした。本報告では、ヘッジファンドのリターン視点から以上のような環境の変化を整理し、若干のインプリケーションを提示した。さらに、世界的な食品価格の高騰が、ヘッジファンドに代表される投機マネーによってもたらされたことを明らかにした。

食は、いのちを支える源であり、一日たりとも欠かすことができない国民生活の基本である。消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという考え方の下で、食の安全と安定供給を確保し、消費者が食に対する信頼感を持てるような政策を実施しなければならない。我々の食卓は、国内で生産される農林水産物に加えて、世界中からの様々な食料の輸入によって成り立っている。食品の安全性を確保し、家畜や農作物の病気や害虫を防ぐための施策は、国際貿易とも大いに関係している。科学的な根拠に基づき、国際基準に沿って、リスク分析の考え方に従い、上述したような施策を実施していく必要がある。国民が安心して食生活

<sup>7</sup> ウキペディア 「食の安全」についてのページ。

<sup>8</sup> <http://www.csrjapan.jp/index.html>

<sup>9</sup> 内閣府 政策統括官室、「世界経済の潮流 ～変化するグローバルな資金の流れ 減速しつつも回復を続ける世界経済～」、2008年6月。



を送るためには、安全な食品の供給に加えて、食に対する消費者の信頼が得られるよう、安全性をはじめとした食品に関する情報の提供が必要である。食品の安全性の確保のための施策づくりの過程において的確な情報提供と意見交換が急務といえよう。個々の食品についても、わかりやすい表示をすることで、消費者が正確な情報に基づいて食品を選択できるようにする必要がある。また、国民一人一人が生涯を通じて健全な食生活を送ることができるように、食について自ら考え、判断ができる能力を養う食育が求められよう。消費・安全局では、これらを実現するための以下に示すような5つの目標を掲げている<sup>10</sup>。それは①農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保、②食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供、③家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給、④消費者をはじめとした関係者との情報・意見の交換と施策への反映、⑤望ましい食生活の実現に向けた食育の推進である。これらの施策を実現することで、わが国で起こっている食の安全に対する対応だけでなく、世界で起きている食料危機への対応や世界的な食料価格高騰に対する対応も可能となろう。

(表3) ヘッジファンドのパフォーマンス

Global Index	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	前年比
2003	1.29	0.68	-0.22	2.49	2.70	1.13	1.22	2.00	1.33	2.60	0.97	2.09	21.00
2004	1.80	1.66	0.82	-1.40	-0.37	0.33	-0.56	0.08	1.70	1.07	2.92	1.36	9.74
2005	-0.14	1.82	-0.61	-1.21	1.08	1.56	1.74	0.99	2.20	-1.10	2.14	2.17	11.08
2006	3.39	0.50	2.05	2.12	-1.45	-0.31	-0.10	0.99	0.14	1.83	2.25	1.70	13.81
2007	1.26	0.71	0.84	1.96	2.14	1.20	0.75	-1.43	2.95	2.92	-1.42	0.88	13.43
2008	-2.22	2.43	-1.90	1.31	1.76	-0.64	-2.04	-1.33	-4.82	-5.08	-1.22	0.75	-12.53

(出所) Eurekahedge, Hedge Fund Data Base (2009年2月)

(表4) 戦略別投資パフォーマンスの状況

	2008年												2007年	2008年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
アービトラージ戦略	0.17	0.59	-1.34	0.90	1.07	-0.02	0.19	0.47	-4.21	-6.37	-1.06	0.72	8.61	-8.82
CAT (マネージド・フューチャーズ)	2.08	6.94	-0.27	-0.01	2.05	3.02	-3.18	-0.42	-0.47	3.76	1.23	1.01	13.49	16.53
ロング・ショート	-4.31	1.87	-2.62	1.99	1.98	-1.82	-2.50	-1.99	-6.57	-7.41	-2.18	0.85	14.59	-20.96
イベント・ドリブン	-2.71	1.86	-1.80	1.14	2.17	-1.57	-2.07	-0.86	-6.51	-8.37	-2.77	0.11	11.19	-19.87
フィックスド・インカム	-0.29	0.37	-1.10	0.73	0.63	-0.87	-0.24	0.07	-4.75	-8.03	-1.25	-0.26	5.82	-14.34
マクロ	0.18	2.46	-1.79	0.78	1.14	0.09	-1.05	-0.79	-1.30	-0.12	1.08	2.03	12.43	2.67
レバティブ・バリュエ	-1.92	0.36	-1.62	0.77	1.72	-1.02	-0.88	-1.28	-3.30	-2.53	-1.56	0.52	13.61	-10.34

(出所) Eurekahedge, Hedge Fund Index (2008)

#### 参考文献

- Ackermann, C., R. McEnally, and D. Ravenscraft, 1999, The performance of hedge funds: Risk, return and incentives, *Journal of Finance*, 54, 833-874.
- Agarwal, V., and N. Naik, 2004, Risks and portfolio decisions involving hedge funds, *Review of Financial Studies* 17, 63-98.
- Brav, A., Jiang, W., Partnoy, F and Thomas, R., 2008, Hedge Fund Activism, Corporate Governance, and Firm Performance, *Journal of Finance*, August 2008, 1729-1775.
- Grossman, S. J., 2005, Hedge funds today: Talent required, *Commentary*, The Wall Street Journal, September 29, 2005.
- Heal, Geoffrey M., 2004, Corporate Social Responsibility - An Economic and Financial Framework, Columbia Business School; National Bureau of Economic Research (NBER).
- Lia, H., Zhang, X., Zhao, R., 2008, Investing in Talents: Manager Characteristics and Hedge Fund Performance, Working Paper Series.
- Scherer, Andreas and Palazzo, Guido., 2007, *Globalization and Corporate Social Responsibility*, Oxford University Press.
- Tellez, Viviana., 2008, Lessons from the Food Crisis: Patchwork Will Not Mend Our Vulnerable System, *South Bulletin*, Issue 17, June 16, 2008.
- 河上多恵子、『食が危ない！～食料危機があなたの食卓を襲う～』、PHP、2008年。
- 菊地正俊、『お金の流れはここまで変わった！』、洋泉社、2008年。

<sup>10</sup> 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/yakuwari/index.html>



## 学部の学術活動

[2008年度] (アイウエオ順)

### [学会発表]

- 1) 榑崎有季子、堀尾強、畠中奈緒巳、小野山攻：透析患者におよぼす亜鉛サプリメントの摂取効果、第71回大阪透析研究会 (2008,9、大阪)
- 2) 須谷和子、水野千恵ほか：煮物調理の変遷－『きょうの料理』に記載されている煮物レシピより－、日本調理科学会近畿支部第35回研究発表会 (2008.7、武庫川女子大学)
- 3) 安藤真美、水野千恵ほか：健康志向と家庭における揚げ調理の関連性、日本調理科学会平成20年度大会 (2008.8、椋山女学園大学)
- 4) 塩崎元子、早川直哉、竹内翔一、柴田昌宏、小池正人、内山安男、後藤隆洋：エタノール障害性ラット肝臓及び中枢神経系における赤ワイン及び白ワインエキスの緩和効果、第113回日本解剖学会総会・全国学術集会 (2008.3、大分)
- 5) 早川直哉、竹内翔一、塩崎元子、柴田昌宏、小池正人、内山安男、後藤隆洋：高齢ラット中枢神経系の神経細胞における植物化学物質、キサントシンの効果、第113回日本解剖学会総会・全国学術集会 (2008.3、大分)
- 6) 竹内翔一、早川直哉、塩崎元子、柴田昌宏、小池正人、内山安男、後藤隆洋：高齢ラット肝細胞における植物化学物質、キサントシンの効果、第113回日本解剖学会総会・全国学術集会 (2008.3、大分)
- 7) 塩崎元子、早川直哉、竹内翔一、柴田昌宏、小池正人、内山安男、後藤隆洋：エタノール細胞障害における赤ワインと白ワインエキスの修復能の相違、第31回日本神経科学学会大会 (2008.7、東京)
- 8) 久永真市、後藤隆洋、塩崎元子、佐々木孝寛、浅田明子、斎藤太郎、内山安男、安木淳：Filament assembly abnormality of neurofilament-L with Charcot-Marie-Tooth disease mutation 第31回日本神経科学学会大会 (2008.7、東京)

### [論文]

- 1) 榑崎有季子、堀尾強、畠中奈緒巳、小野山攻：透析患者における透析前後の味覚の比較. 日本透析医学会雑誌、42 (1) : 71-76,2009
- 2) 堀尾強：PROP 味覚感受性と苦味のある食品の嗜好との関係、栄養学雑誌、印刷中,2009
- 3) 伊藤知子、久保加織、水野千恵、湯川夏子、和田珠子：中等教育の調理実習における揚げ調理の実態調査、日本調理科学会誌、41 (3)、196-203 (2008)
- 4) 日本調理科学会近畿支部・煮る研究分科会 (三浦さつき、水野千恵ほか)：関西地区の家庭における煮物調理の実態調査、日本調理科学会誌、41 (6)、383-389 (2008)
- 5) Shiozaki, M., Yoshimura, K., Shibata, M., Koike, M., Matsuura, N., Uchiyama, Y., Gotow, T. : Morphological and biochemical signs of age-related neurodegenerative changes in klotho mutant mice. Neuroscience 152 (4) 924-941 (2008)
- 6) Gotow, T. : Neurons in the Klotho Mutant Mouse Show Biochemical and Morphological Characteristics Resembling Age-Related Disorders. Tzu Chi Med. J. 20 (3) 155-160 (2008)
- 7) Gotow, T., Shiozaki, M., Higashi, T., Yoshimura, K., Shibata, M., Kominami, E., Uchiyama, Y. : Hepatic gap junctions in the hepatocarcinogen-resistant DRH rat. Histochem. Cell Biol. 130 (3) 583-594 (2008)
- 8) Miyamoto, K., Shiozaki, M., Shibata, M., Koike, M., Uchiyama, Y., Gotow, T. : Very-high-dose  $\alpha$ -tocopherol supplementation increases blood pressure and causes possible adverse central nervous system effects in stroke-prone spontaneously hypertensive rats. J. Neurosci. Res. 87 (2) 556-566 (2009)

**[社会教育活動]**

- 1) 堀尾強:理解を深めよう 0,1,2歳の体発達基礎知識1 味覚の発達、あそびと環境0・1・2歳4・5月号、  
学習研究社、p.p.42-45監修、2008
- 2) 堀尾強:朝日放送「ムーブ」子ども頃苦手だった食べ物の苦味が大人になったらおいしく感じる理由～  
H20/10/23 PM4:45-4:55
- 3) 堀尾強:朝日放送「ムーブ」ニュースシアター第6の基本味カルシウム味～ H20/10/23 PM5:00-5:55

## ユビキタス技術とライフログの考え方

芦田 信之<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

### Ubiquitous Technology and an Idea of Lifelog

Nobuyuki Ashida<sup>1</sup>

#### はじめに

最近、情報科学の分野でトピックスになっているものとして「ライフログ」がある。人の行為をデジタル化して記録（主に映像）に残し、過去を分析しながら行動できるようにするもので、代表的なものとしては、MicrosoftのMyLifeBits Projectが挙げられる<sup>1) 2) 3)</sup>。ムーアの法則を引き合いに出すまでもなく、コンピュータの処理能力、記憶容量が増大し、価格は低下し、数テラバイト（10の12乗バイト）の記憶媒体が現在では数万円で手に入るようになってきた。人が生まれてから死ぬまで目に入ってくる映像を録画し続けると数十テラバイトの容量となる試算があるが、これが家電製品のレベルで記録可能になってきた。そこに記録されるのは、新生児期はじめてみる母の顔であったり、生涯一度しか会わなかった通りすがりの人、道端の草花、みた映画、読んだ本の活字ひとつひとつなど、すべてが記録されているのである。記録し続けることの例として、防犯カメラやドライブレコーダなどがあげられる。いつ必要となるかわからないがとりあえず記録をしておき、なにかあればそこから情報をとりだすことが可能になった。また、個人の記録として、GPS携帯により自分が行ったところ、そして、そこで撮った写真を記録しその行動記録を地図上にトレースしたり、毎回の食事の写真を撮って食生活をみなおしたり、歩数計による日々の運動量や日々の体重変化を記録し、ダイエットすることが流行している。本稿では、われわれの開発したシステムを紹介しながらユビキタス技術の現状とライフログの考え方を「人の行動記録だけでなく、状況の記録を自動的に取り続けること」に拡張しつつ、論じることとする。

#### ライフログと定点観測

ライフログという概念は、位置情報を付与した個人の日常生活の記録という意味で扱われることが多い。コンピュータやカメラが小型化され、持ち運びできるようになり、「いつ、どこで、何をしたか」という情報を記録することが容易になってきた。しかしながら、ライフログの概念をすこし広げると、防犯カメラや気象カメラ、観光地などの特定地点でのライブカメラ映像などをインターネットで配信するなど、定点観測映像を記録し続けることも広い意味でのライフログの考え方にあう。これらの定点観測は、リアルタイムな情報収集ということだけでなく、その地点で犯罪や災害が起こった場合に、記録されている情報を取り出すことにも利用されている。社会の出来事の記録という意味では「ソーシャルログ」とでも命名すべきかと考える。

#### ユビキタス技術とライフログ

ライフログが記録を取り続けることなら、まず、その記録方法と情報の取り出し方法が重要である。できれば、記録は意識することなく自動化されていることが望ましい。さらに、場所をかぎらず、いつでもどこでも記録可能であることが望まれる。また、常に情報は、5 W 1 H（いつ、どこで、だれが、誰に、なにを、どうした、どのように）を持っている必要がある。GPSなどの技術が実用化し、現在（いつ、どこで）というタグを自動的に付与することが可能になったが、この中の“誰”に対しては、個人認証によって特定できるようにする必要がある。これらの収集技術はユビキタス技術として社会に広まりつつある。情報の取り出し方については、記録される情報に適切なタグをつけ、インデックス化できることが必要になるが、これも自動的にできることが望ましい。

<sup>1</sup> 本学教授

## ユビキタス技術の特徴

ICカード定期券やお財布形態など、すでにユビキタス技術は日常生活に取り入れられている。これらのユビキタス技術の特徴として以下の点があげられる。

- 1) いつでも、どこでもネットワーク接続により情報へのアクセスが可能
- 2) 自動センシング技術により利用していることを意識させないで情報の入出力が可能
- 3) リアルタイムに情報の蓄積と共用ができる
- 4) 個人認証技術により個人を特定でき、かつ、目的外の情報漏えいがない

これらのことより、いつでも、どこでも、意識することなく情報を収集し、必要に応じてそれらの情報をとりだすことができるようになる。

## 医療福祉分野での利用の可能性

ユビキタス技術を取り入れたライフログ記録は医療分野でもいろいろな可能性を秘めている。例えば、睡眠時無呼吸症候群により十分な睡眠が得られず、仕事上のミス、事故を引き起こすことが社会問題化している。確定診断するための検査として、睡眠時の脳波、心拍、呼吸などのバイタルチェックを行う必要があるが、検査機関に宿泊するという非日常的な状態での検査となる。これらの検査にユビキタス技術を応用すると、在宅にて日常生活の延長上で、検査をおこなうことができる。また、ほかにも病院でできない検査として、連続モニタリングによってわかる病態や病院に行く日だけでなく、自宅で暮らす日々の記録が重要な意味を持つもの、生活習慣（食習慣、運動週間、休養方法、睡眠）の確認などが正確に把握できるようになる。

ユビキタス技術は遠隔医療、在宅医療の分野でも実用化のレベルにきている。インターネット接続のインフラストラクチャの整備が進み、ブロードバンド接続において無線LANや携帯電話、無線データ通信などモバイル化が進んでいる。日本には、無医村や病院へのアクセスに数時間を要する地区が多くある。在宅医療としての往診、訪問看護の実施が困難な場合に、ポータブル機器によるTV電話遠隔医療相談が可能になってきている。

福祉分野では、独居老人の見守りとして、例えば、家のスイッチ類のオン、オフイベントを管理し、深夜、トイレのスイッチがいつオンになったか見守る。便器に体重計をとりつけ、毎日の体重変化を自動的に計測するなどさまざまな試みが行われている。

## ユビキタス技術の医療福祉分野での我々の試み

われわれは以下の3つのユビキタス技術を用いたシステムの開発や導入をおこなってきたので開発の経緯とシステム概要について紹介する。

### 1 .IC タグを用いた徘徊老人の施設内行動モニタリング

背景：高齢社会を向かえ、老人のひとり暮らしがふえ、また、老老介護が社会問題化している。施設介護においても介護労働者不足に加え、認知症患者もふえ、介護負担も増大している。施設内での安心安全のためのICタグをもちいた見守りシステムを開発した。これは施設内のいくつかの観測地点を設置し、施設利用者や介護者がICタグをもつことにより、24時間自動連続モニタリングをおこない、危険区域への立ち入り防止や行動のみまもりをおこなおうとするものである。また、利用者の1日の歩行量（運動量）も推定することができ、食事摂取指導や転倒防止にも役立つ可能性がある<sup>[4][5][6][7][8]</sup>

システムの概要：我々が使用しているICタグは、バッテリー内蔵で重さ約8g、1インチ四方のバッチタイプで、ある計測地点に入ると個別信号を発する仕組みでマラソンや自転車競技のタイム計測で利用されていたものである。認知症患者の生活の場である精神科病棟や福祉施設の専用フロアにいくつかの計測地点を設置し、ICタグを持った利用者または従事者がやってきた時刻を記録することにより、行動モニタリングをおこなうものである。図1は、2006年および2007年に日韓海外科研プロジェクトとしてある韓国の大学病院認知症病棟で行った徘徊モニタリング調査の実施例（解析ソフトインターフェース）を示すものである<sup>[9]</sup>





図1. 施設内徘徊老人行動モニタリングシステム

## 2. RTLS (Real Time Location System) タグによる医療機器、医療器具の貸し出しシステム

背景：ここで用いたICタグは Zigbee や Wi-Fi による位置計測システムであり、物流や輸送、在庫管理に用いられている。病院ではおもに、医療機器や用具に取り付けられ、貸し出しシステムとして利用されている。京都大学病院では、呼吸管理器等や点滴ポンプなどに取り付け、それらの機器がどこで使われているかの貸し出し管理に利用されている。<sup>[10][11][12]</sup>

RTLSの他の利用方法の可能性：RTLSは単に位置を特定できるだけでなく、情報信号を発することができる。この信号に医療機器の利用状況、例えば、輸液ポンプの作動状況の情報を付与するならばいつ始めていつ終わったか記録でき、また、終わりに近づけば警告を発するなどの医療行為の実施状況の確認に利用できる可能性がある。従来、これらの作業は看護師によってコンピュータに手入力されていた。記録が自動化できれば、看護師は実施に神経を集中させることができ、業務軽減、安全性向上に寄与すると考えられる。(図2参照)

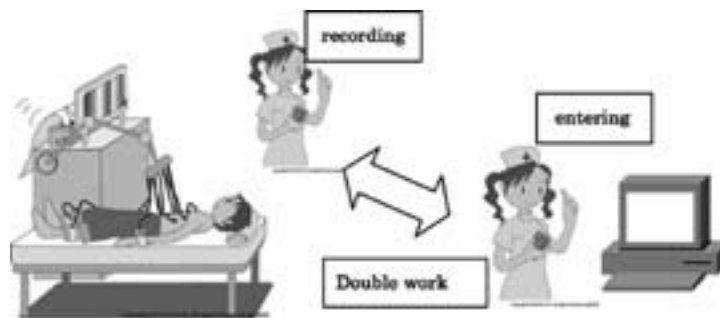


図2. RTLS による双方向通信とデータの自動入力

さらに、この技術は在宅医療における在宅人工呼吸療法や在宅成分栄養経管栄養療法などで用いられる医療機器管理に利用できる可能性がある。

## 3. 携帯電話を用いた在宅介護ヘルパーの報告システム

背景：日本の介護サービスには施設型と在宅型がある<sup>[13][14][15]</sup>。ケアマネージャによって、介護計画ケアプランが立てられ、在宅型介護サービスでは、訪問看護、訪問リハビリ、用具貸し出し、日常生活支援など多業種にわたるサービスが提供される。サービスの実施は在宅介護ヘルパーや訪問看護師、訪問リハビリのOT/PTが利用者宅へ訪問によっておこなわれるが、実施報告やその日の利用者の状況、モニタリング項目の確認などサービス事業所またケアマネージャに報告し、関わっている各職種従業員間で情報を共有化する必要がある。しかしながら、

訪問従業員の自宅とサービス事業所の所在地また在宅介護利用者宅が隣接していない場合通勤、移動時間が問題となる。最近、営業社員が会社に立ち寄ることなく自宅から営業担当場所へ直行、直帰し、報告書のみ会社へ送信する勤務形態が取り入れられるようになった。在宅介護においても、この携帯電話で報告する勤務形態を取り入れ効率化を図るためにカメラ付き携帯電話による在宅介護報告システムを構築した。(図3参照)<sup>[17]</sup>

システムの概要：ケアマネージャによって立てられた介護利用者の個々の状況に応じたケアプランに基づき、個別のマークシート式の報告書を印刷する。サービス提供者はこれを介護利用者宅に持参しサービス提供後、該当箇所を塗りつぶし、携帯カメラにて撮影し、e-mailにその画像を添付して送信する。送られた写真ファイルはマークリーダにより読み取られ、業務データベースに自動的に取り込まれ業務報告の簡素化とリアルタイム名情報共有を可能にするものである。

このいつでも、どこからでも紙記録媒体とデータベースを自動的に結びつけるマークリーダ方式は、単に在宅介護報告システムとしてだけでなく、いろいろな状況で利用できる。たとえば、病院における初診時間診表、インフォームドコンセント実施記録、また各種の紙媒体によるアンケート結果の集計、さらには、災害時に避難所からの報告などに利用できる。

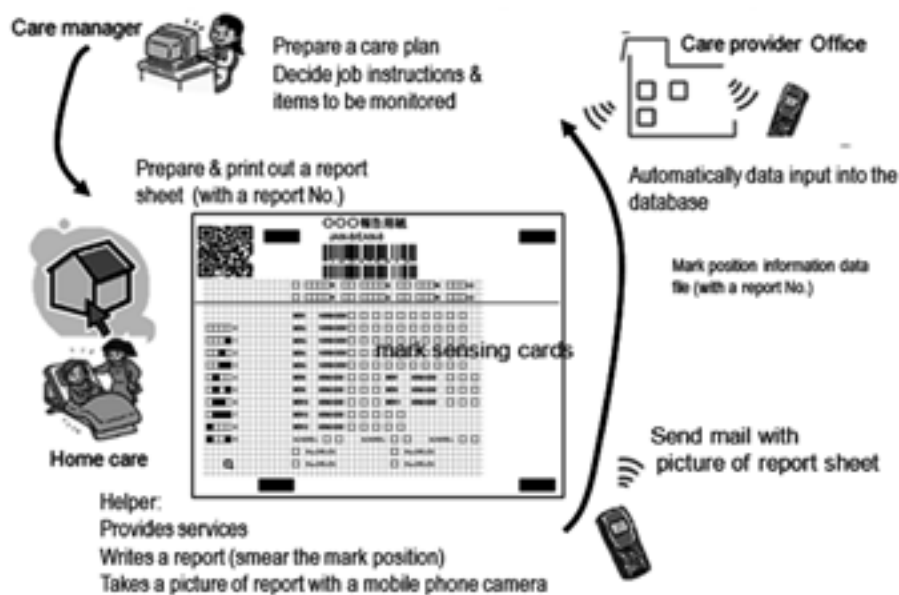


図3. 携帯電話による在宅介護報告システム

#### 福祉分野でのライフログ記録方法の次なる試み

ケアワーカーによる声掛け運動:我々はICタグを用いた施設内徘徊高齢者の行動モニタリングをおこなってきた。施設内にいくつかの観察地点を設置し、そこを通過することによる移動行動を記録するものである。この方法により、いつ、どこに、だれがいるのかわることができる。しかしながら、この方法では、なぜそこにいるのか、なんのためにそこにきたのかという行動の目的を捉える事が出来ない。そこで、施設で働くケアワーカーが発する声(利用者への声かけ)を録音することにより、ICタグではとらえることができない情報を記録することとした。(図4参照)<sup>[18]</sup>

たとえば、食事介助をする場合も、「○○も食べようね」

「今日は残さず食べれたね」のように、ケアワーカーは絶えず利用者に声をかけて注意やはげましをおこなう。これらの声掛けはそのまま、行動とその結果の観察評価方法にとって有用である。

声かけ運動の推進:ただ単に、発する声を録音するのではなく、そこに積極的に情報として有用な言葉を発するようになる。相手にわかりやすくコミュニケーションすることは、コンピュータにとっても理解しやすい言葉となる。音声情報(言葉)は、もっとも手軽に情報を格納したり、取り出したりできる信号である。状況や相手の要介護状態に応じて、発すべき声掛けを定型化しておくことは、そこから情報を取り出す上で重要である。つまり、記録された会話や言葉がそのまま、情報を取り出すためのタグとして利用できることが期待できる。また、会話

をある程度定型化することによって、必要とされる声かけを実践することにより、ケアワーカーの能力向上になる。

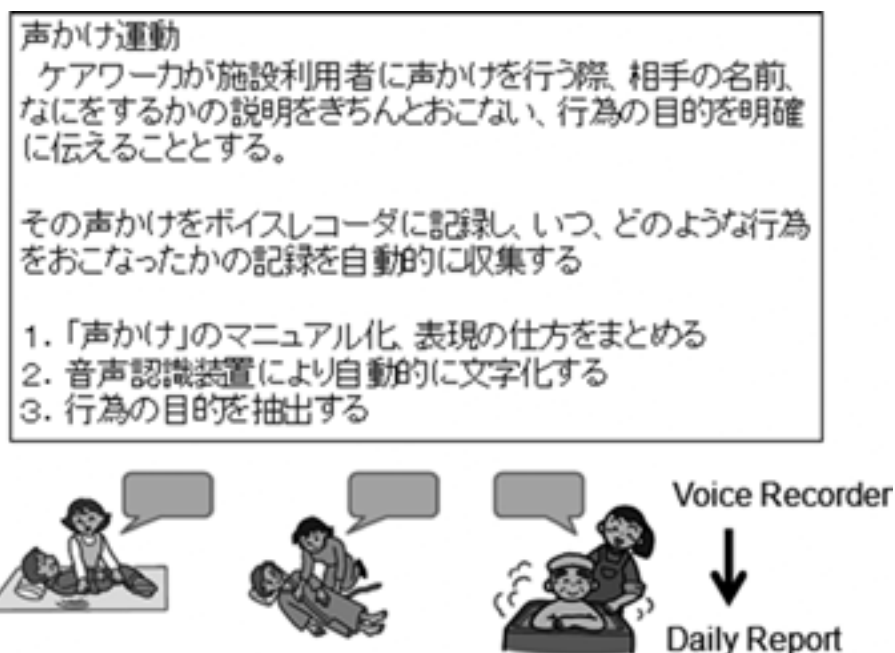


図4. 声かけ運動と日報記録

#### 他の分野への応用の可能性

スポーツにおけるライフログ的データ収集と試合分析：利用目的はまだ、未定であっても試合の映像や記録の電子スコアブック化によりデータベース化する。利用目的が明確になった時点でこれらのデータベースを検索し、必要な情報をとりだす。これらの手法は、団体競技における自チーム相手チームの分析、技術レベル向上のための分析、ゲーム構造の確率論的研究、パフォーマンス評価、スポーツにおける戦略戦術の検討に応用できる可能性がある。

環境モニタリング：個人や集団の行動を記録するだけでなく、時々刻々変化する環境を調べる分野では、すでに定点観測や移動状況モニタリングとして、いろいろな情報が記録され続けている。これらのモニタリング記録は、設置当初の目的以外にも、記録をはじめた当初の過去に遡って、あとから付け加えられた視点からの再調査を可能にする。例えば、気象観測用の定点固定カメラがその場でおこった災害報告や犯罪捜査での利用も可能である。

#### 個人情報保護の観点から

個人情報保護法では、個人情報は本人の承諾の下、目的を明確にして保存し、目的外の使用を禁止している。Google社の提供するストリートビューが個人のプライバシー侵害との物議をかもしだしている。ライフログの記録は本人以外の他者の個人情報が記録される可能性があり、記録保存の目的も明確でなく、目的外使用の可能性が大いにある。先に、必要に応じて記録された情報をとりだすと述べたが、どのような状況が「必要」なのか、そこに記録された他人の情報がその人にどれくらいの被害をもたらすのか、法律ができてから生まれた新しい情報技術や概念に法律概念がどの程度対応できるのかもわからない。頑なに法律で規制して、新しい技術・概念をおさえこむのも得策とはいえない。

#### ライフログの意義 従来の実験科学／調査科学とのちがい

はじめに目的や動機を決めないで、何の役に立つのかわからなくてもとにかく記録しておき、なにか必要になったとき、必要な情報をそこから抽出する。これは、明確な目的や仮説、緻密な実験計画を必要とする現在の実験科学のアンチテーゼになる可能性がある。綿密な計画で、対照（コントロール）をとり、結果を見守るという手法をとるコホート分析におけるエビデンススペースの проспекティブな疫学調査に対し、レトロスペクティブ

な調査は精度が低いと思われていたが、大多数のサンプルのライフログを取り続け、原因をさぐるという手法が高い精度をもつようになる可能性がある。もちろん、ライフログとプロスペクティブ調査が手を結ばばさらに精度の高いものになるだろう。すべてのことがらに、当初より明確な目的や方法をもって実験に臨むことはできない。後から気づけば、「そうだった」とか「あのようしておけばよかった」と思うことがよくある。そのような場合、ライフログのデータは役に立つ。そのようなデータ収集の方法が低価格での大容量記録媒体の普及で可能になりつつある。

## 文献

- [ 1 ] MyLifeBits Project <http://research.microsoft.com/barc/mediapresence/MyLifeBits.aspx>
- [ 2 ] Jim Gemmell, Gordon Bell and Roger Lueder, MyLifeBits: a personal database for everything, Communications of the ACM, vol. 49, p 88.p95 2006.
- [ 3 ] Gemmell, Jim, Williams, Lyndsay, Wood, Ken, Bell, Gordon and Lueder, Roger, Passive Capture and Ensuing Issues for a Personal Lifetime Store, Proceedings of The First ACM Workshop on Continuous Archival and Retrieval of Personal Experiences p48-p55, 2004, New York, NY, USA, <http://research.microsoft.com/~jgemmell/pubs/carpe2004.pdf>
- [ 4 ] Ashida N., Makimoto K. Nozaki C., Nakagawa M., Suzuki M. and Kawahara T., A Monitoring of Wandering Behavioral Pattern of Senile Dementia with IC Tag 3rd APT TELEMEDICINE Workshop 2005, Proceedings p80-84,2005
- [ 5 ] N. Ashida, K. Makimoto, M. Suzuki, and T. Kawahara, The action monitoring in the facilities of the wandering old man using : IC tag, and the 1st ubiquitous medical symposium (May,2005, Tokyo)
- [ 6 ] Ashida N. ,Ashida Y., Takagishi Y. and Kawahara T. :The Survivor Search System using an IC Tag,4th APT Telemedicine Workshop 2006 p220-224,Pakistan 25-26, Jan 2006
- [ 7 ] K. Makimoto, E. A. Lee, Y. Kang, M. Yamakawa, N. Ashida, K. R. Shin, Temporal patterns of the movements in institutionalized elderly with dementia during 12 consecutive days observation in Seoul, Korea, Am. J. Alzheimer' s Other. Demen., vol. 23, no. 2 , p 200-206, Apr-May 2008.
- [ 8 ] C. Greiner, K. Makimoto, M. Suzuki, M. Yamakawa, N. Ashida, "Feasibility study of the integrated circuit tag monitoring system for dementia residents in Japan, Am. J. Alzheimer's Other Demen., vol.22, pp. 129-136, 2007.
- [ 9 ] M. Yamakawa, K. Shigenobu, K. Makimoto, C. Zhu, N. Ashida, K. Tabushi, "Environmental control interventions for frontotemporal dementia with reversed sleep-wake cycles," Am. J. Alzheimer's Other Demen. , accepted for publication.
- [10] P.Boothm P.H. Frisch, S.Miodownik, "Application of RFID in an Integrated Healthcare Environment" , Proc. Of the 28th IEEE EMBS Annual International Conference, 2007, pp117-120
- [11] Davis, S, Tagging along. RFID helps hospitals track assets and people, Health Facil Manage, 2004, 17 (12) , p20-24
- [12] T. Kuroda et al, Medical Equipment Logistics improvement based on location data, proceedings of the second international symposium on medical information and communication technology, 2007, CD-ROM
- [13] Long-Term Care, Health and Welfare Services for the Elderly, Organization of the Ministry of Health, Labour and Welfare; <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/elderly/care/index.html>
- [14] Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government; <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/koho/pamphlet/files/eigo.pdf>
- [15] Kaigo Koureisya Fukushima, Organization of the Ministry of Health, Labour and Welfare; <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/hoken/seido.html> (Japanese)
- [16] The Ministry of Internal Affairs and Communications; [http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/ict/u-japan\\_en/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan_en/index.html)
- [17] Sagawa Setsuko, Nasu Yasuhiro, Suto Shunji, Takemura Tadamasu, Tsuji Masatsugu and Ashida Nobuyuki, Journal of Health Technology and Application 2008 in press
- [18] Sagawa Setsuko, Ashida Nobuyuki, Suto Shunji and Tsuji Masatsugu, 110th IMAC Conference on Regional Innovation System and Manufacturing Culture, Oct. 15-17, 2008 Kobe, Japan (CDROM)



## コーポレートガバナンスにおける取締役の地位

小泉 修平<sup>1</sup>

平成20年10月31日

### Director's Position on Corporate Governance

Shuhei Koizumi<sup>1</sup>

Japanese Principles of Corporate governance is different from that in U.S.A, British, Europe (speciality Germany). The purpose of this paper is to clear the Background, and position of Director, representative of stakeholders. Moreover Director's standard of activity in Hostile Take Over be argued.

キーワード：取締役、コーポレートガバナンス、CEO、敵対的買収

Key Words：Director, Corporate governance, Chief Executive Officer, Hostile Take Over

#### 1. はじめに

「コーポレートガバナンス」は、一般に「企業統治」と訳されているが、経営者の意思決定を制御し企業活動を律する仕組みである。具体的には、株主、銀行、債権者、従業員など、企業のステークホルダー（利害関係者）が企業活動を監視し、健全かつ効率的な経営を実現させる仕組みということになる。

ここで、取締役は経営者として監視される立場となるが、一方、取締役によって構成される取締役会は監視機構と位置づけられている。さらに、取締役株主は、会社の所有者あるいは主権者となって取締役会などに監視することを委託する立場でもある。となると、犯人も刑事も裁判官も同一人、あるいは友達仲間ということにもなる。

そこで、本稿では日米欧の統治機構と取締役の地位を比較し、これからのコーポレートガバナンスと取締役のあり方を探ることとする。

#### 2. 企業主権とガバナンス

コーポレートガバナンスには、まず、誰のためにそのような仕組みをつくるのか、つまり会社の主権者は誰なのかという問題がある。わが国の会社法において「社員」とは、会社の出資者である株式会社の株主や合同・合資・合名会社の有限責任社員、無限責任社員であり、これらが会社の所有者＝主権者であるとされる。また、取締役会や監査役会（委員会設置会社においては、指名・報酬・監査の3委員会）は、経営活動を担う執行取締役の監視機構とされている。

しかし、法制度は従来から形骸化しており、いくつかの主権者論がある。

##### 2.1 株主主権論

日本のみならず、各国の法制度は、株主が会社の主権者、少なくとも主権者のうちの一人とされている。エージェンシー理論（Agency Theory）における依頼人（principal）が株主、代理人（agent）が経営者（取締役）ということなる。

コーポレートガバナンスの学説としても、コーポレートガバナンスは長期的視点から株主の利益を確保するためにある〔小佐野（2001）〕という「株主主権論」が通説的地位を占める。株主は、会社にとり不可欠である資本を提供し、リターンも不確実である。株式譲渡は可能であっても拠出資本自体は引き出すことはできないからである。

さらに、株主の権利は持株数により数量化できるため、経営事項の賛否、取締役等の選解任、配当等の還元策、株式の一部売買、資本効率等株主指標による業績算定や株主価値の算定も客観的で明確である。従って、経営者の企業業績向上に対しても最もチェックしやすい立場にあるといえよう。

---

<sup>1</sup>本学教授

確かに、創業家や親会社などの大株主が存在する場合は、それらが会社の主権者であることは疑いないところであろう。しかし、株式が分散した一般の上場会社の場合、「株主は株式（資本）の所有者であっても会社そのものの所有者ではない（電力王、松永安左衛門の言）」といえよう。株主は株式を処分することにより、会社からいつでも逃げだせる状況にあり、その関心事は株式のキャピタルゲインやインカムゲインのみである。多くの株主は、今日の株価は知っていても、会社の事業内容も取締役の名前も知らないであろう。株式の所有者であっても、会社の所有者ではないから当然のことである。

また、経営者は、株主に選解任権をもたれているが、一旦選任されたからには、株主のためでなく、会社という法人のために働くことになる。法律上も、取締役等の善管注意義務や損害賠償義務は、株主に対して負うのではなく、会社に対して負うとされている。このことは、憲法上、国会議員が選挙によって選出された後は、選挙民のためでなく、国家＝全国民のために働かなければならないのと同様である。

## 2.2 従業員主権論

これに対して「従業員主権論」の場合、株主は会社資産の所有者ではなく、会社資産の所有者は会社自体であることを前提とする。また、人的資産、なかでも組織特長的（Organization-specific）人的資産は、その会社でのみ価値をもつノウハウや熟練といったもので、これらを蓄積している従業員は自らを会社と同一化しているという〔岩井（2003）〕。従業員主権論によると、この種の従業員は、会社から賃金という対価を得るものの、働きに比べると一部であり、残余部分は会社に対する出資ということになる。加えて、株主と異なり会社自体の情報を豊富にもっているため、コントロールする立場にも適しているという。

確かに、封建時代の家制度のように、創業家のために減私奉公し、終身雇用どころか子々孫々同一の会社に勤めるという者も少数ながら存在する。また、特許、ブランド、技術力、企画力、営業力といった従業員が築いた無形資産が会社の中核資産である場合も多い。しかし、株式会社の場合、合名・合資会社の無限責任社員のような労務出資は認められていないし、会社と運命共同体であるからといって会社の主権者としての地位までもは認めるのは難しい。

さらに、従業員の場合、株主より情報をもっているものの、株主における株式のように権利を数量化するのが難しいため、頭割りしかないことになり、かえって悪平等になりかねない。

## 2.3 コア株主・コア従業員主権論

そこで、株主主権論と従業員主権論の欠点をカバーした「コア株主・コア従業員主権論」というものもある〔伊丹（2001）〕。これは、株主全てではなくコア株主のみ、従業員もコアとなる者のみ加えるというもので、コアとノンコアとの区別については、①当該企業に不可欠の資源を提供し、会社に貢献していること②当該企業から逃げ出さないこと③リスクを負担していることによる。となると、コア株主は、創業家株主や安定株主に加え、長期株式保有者ということになり、コア従業員とは、永年勤続者ということになる。

しかし、企業再建のために、企業に不可欠の資本、それもリスクの高い資本を提供した株主は、たとえ保有期間の短い株主であり、再建後逃げ出すことを予定しても立派な主権者であろう。また、長期間勤務している従業員のみが主権者となるのも不合理である。終身雇用体制が崩れ、労働市場の流動化が進んできた今、長期間勤務している者ほど会社に貢献したとはいえない。といって、会社への貢献度を前面に出すと、極めて主観的な基準とならざるを得ない。

## 2.4 債権者主権論

次に、「債権者主権論」であるが、社債権者や取引銀行にコントロールさせたらよいというものである。社債や借入金、貸借対照上は負債に分類され、他人資本とされている。しかし、株主と同様、会社に対して資本を提供していることには変わりなく、資産の部に計上されている不動産や機械も起債や借入れによって購入された場合も多い。

また、社債が償還されないリスク、借入金が返済されないリスクも存在する上に、途中で抜け出すことは株主以上に難しい。さらに、メインバンクの場合は、詳しい会社情報を握っている。とすると、株主主権が認められて、債権者主権が認められないのは不公平だともいえよう。

確かに、法上も新株予約権付社債などが認められているなか、株主と社債権者を区別する意味合いがないよう

にも見えるが、そもそも社債は会社をコントロールする権利を放棄した資本出資なのである。現に、株式のなかにも、無議決権株のように権利放棄した資本出資があるのである。

取引銀行の場合は、融資すること自体が事業であるので、リスクを負担していたり、会社情報に精通しているからといって主権者とはなり得ない。カネを供給する銀行が主権者だとすると、長期サイトの手形取引で部品というモノを供給している部品業者も主権者にしなければならない。

会社が危機に瀕したときには、銀行管理となり、役員が派遣されるのみならず、取締役選任議案など株主総会議案でさえもメインバンクの承諾が必要なケースも多い。しかし、商品の取引先がその立場になる場合もあるように、銀行の行動はあくまで債権保全に由来するものであり、会社の主権者としてのものではない。

## 2.5 ステークホルダー主権論

最後に、「ステークホルダー主権論」といった立場[深尾・森田(1997)]によると、コーポレートガバナンスを株主、経営陣、従業員、取引先等の利害関係者(ステークホルダー)の利害調整の仕組みととらえる。

米国においては、会社の所有者は出資者である株主であるとされ、株主の代理人は、社外取締役(または非業務執行取締役)ということになっているが、エンロン・スキャンダル(2001年)以降、株主以外のステークホルダー保護が証券取引委員会(SEC)、ニューヨーク証券取引所(NYSE)、ナスダック(NASDAQ)、財務会計基準審議会(FASB)などの諸規則により徹底されるようになってきた。

欧州におけるコーポレートガバナンスも、会社に人的・物的資本を提供しているステークホルダーの権利確保を主眼としており、ステークホルダーとしては投資家、従業員、債権者や(物品)供給者を含むとされている[OECD(2004)]。ドイツにおいては、一般株主や銀行などの金融機関(株主でもある)に加えて、従業員(労働組合および管理職員を含む)を会社の主権者であるとみている。そして、これらステークホルダーの代理人が監査役ということになる。

## 3. 米英型コーポレートガバナンスと取締役の地位

米英の場合、会社代表者たるCEOが株主に対しても経営責任を負うことになっているが、経営者を監視するのは取締役会やその下部機構である委員会である。

### 3.1 米国型コーポレートガバナンス

アメリカの場合、株主の代理人的役割を担う取締役会(Board of Directors)が、経営執行役員(Officer)の選解任権をもち、その経営執行を監視することとなるが、取締役の過半数は社外取締役(Outside Director)である。さらに、下部機構の委員会においても、そのメンバーには社外取締役が要求される。

また、経営執行役員のうち通常、取締役会会長であるCEOは、会社を代表して株主に対して責任を負う。また、取締役会の一員であるCOOは経営執行について、CFOは決算書類について、CEOとともに株主に対して責任を負うこととなる。

### 3.2 委員会組織

さらに、証券取引所の上場規則では、少なくとも取締役会の内部委員会である指名委員会、報酬委員会、監査委員会は社外取締役で構成されることを要求している。

必須の委員会には、取締役に指名される個人を推薦する「指名委員会(Nominating Committee)」、経営者の報酬に関する情報を集め、評価の基準をつくり、報酬額を決定する「報酬委員会(Compensation Committee)」、財務諸表の公正さ、法令順守、内部監査と独立監査の有効性を監視する「監査委員会(Audit Committee)」がある。

その他に、任意の委員会として、「企業統治委員会」「財務委員会」「投資資金委員会」「公共責任委員会」などがある。

### 3.3 米国の取締役の地位

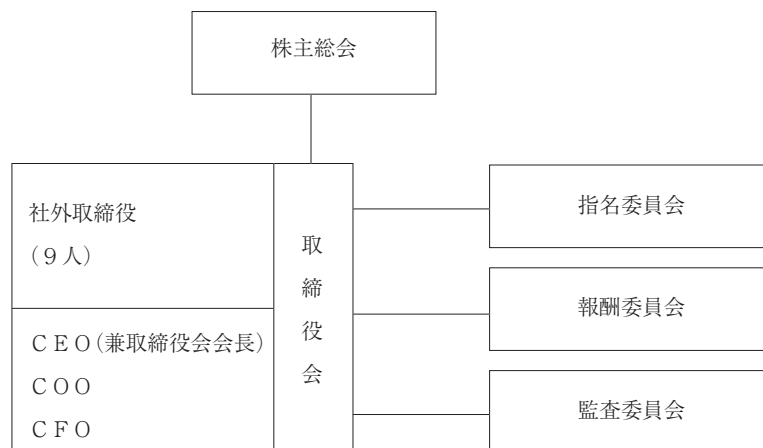
フォーチュン誌500社では、取締役会の構成人数は平均12人であり、CEO、COO、CFO以外の取締役は社外取締役である。つまり、4分の3は社外取締役であるということになる。

なお、米国の社外取締役は「独立取締役」であり、日本より厳格である。NYSE規則では過去5年間(N

A S D A Q規則では3年間)会社との間で商業上、産業上、銀行取引上、法律上、会計上、慈善事業上、家族関係を含めて、直接・間接的に重要な関係をもっていない者等である。

アメリカは株主主権が強い国と宣伝されているところがあるが、実は日本以上に経営者主権である。強い経営者の権力を少しでも抑制しようと株主主権を唱えているのである。法制面でも、米国企業の取締役の地位の方が安定している。日本の取締役は株主総会で各々過半数を得なければ就任できない(「マジョリティ基準」)が、米国(州法)では1票の賛成でも当選可能である。つまり、候補者を得票の多い順に定員の枠内で(通常、取締役会が立てる候補は定員の枠内)選任するからである(「プルラリティ基準」)。

(図表1) 米国上場企業の標準的なガバナンス



### 3.4 英国の場合

イギリスにおけるコーポレートガバナンスは、会社法、証券取引所上場規則、企業統治に関する委員会指導、慣例、統合規範などによるが、その基本的なフレームはアメリカの場合とほぼ同様である。

つまり、「取締役会」を構成するのは、「業務執行取締役」と「非業務執行取締役(アメリカでいう社外取締役)」であり、「監査委員会」「報酬委員会」「指名委員会」といった委員会は非業務執行取締役によって構成される。そして、「代表業務執行取締役(アメリカでいうCEO)」は、取締役会および各種委員会により監視されるという関係になる。

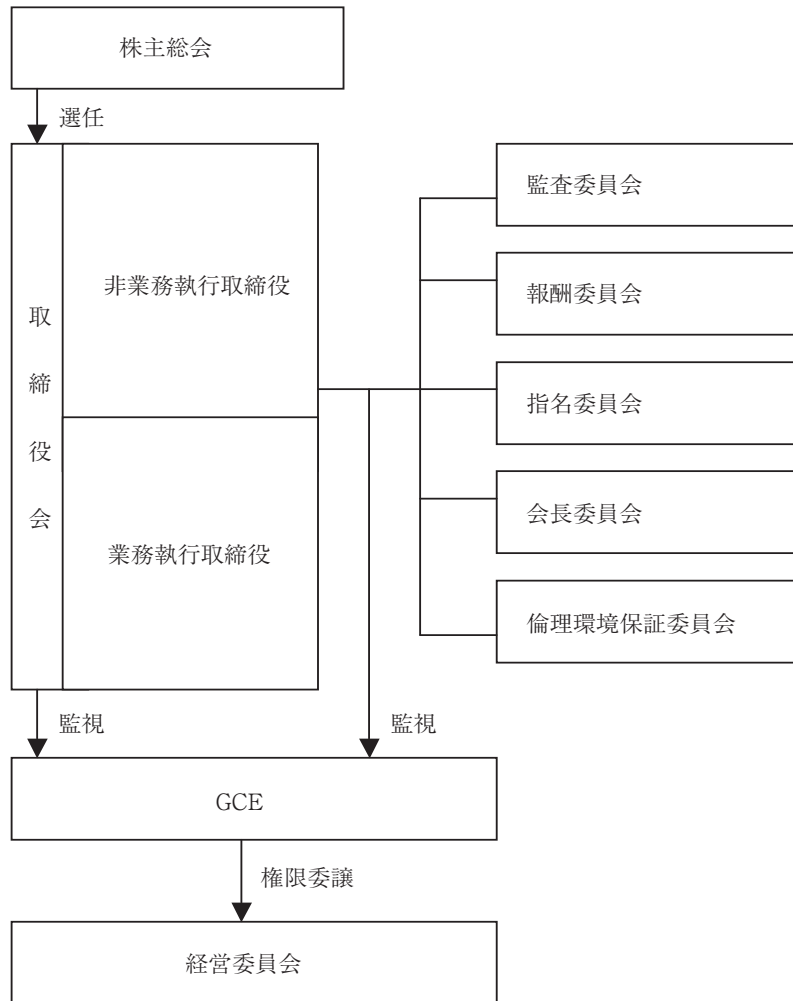
<BP社のコーポレートガバナンス>

イギリスの大手石油会社であるBP社は、監査、報酬、指名の3委員会のほかに、独自の委員会も設けている。委員会を統率するとともにガバナンスを検討する「会長委員会(Chairman's Committee)」および経営幹部の非財務的側面を監視する「倫理環境保証委員会(Ethics and environment assurance Committee)」である。

そして、会長委員会に会長が参加する例外を除いては、全ての委員会は非業務執行取締役(non-executive director)により構成している。さらに、GCE(Group Chief Executive:CEOに該当)は、取締役会および各種委員会により監視されているが、経営委員会(Executive Management)に権限委譲している。



(図表2) イギリスB P社のガバナンス・フレームワーク



### 3.5 米国型コーポレートガバナンスの問題点

米国型ガバナンスにおいても、企業不祥事は多発しており、次のような問題点が指摘されている。

#### ① ステークホルダー利益の軽視

コーポレートガバナンスは、絶大な権限をもち、過大な報酬を得ているCEOを機関投資家などの株主がチェックしようというところからきている。しかし、CEO対株主の権限争奪戦は、他のステークホルダーの利益がなげかりにされてきた。ここへきて、従業員、顧客、納入業者、金融機関、地域住民などの要求も強くなってきたのである。

#### ② CEOによる取締役会支配

米国の取締役会が経営者（CEO）に対する監視機能を果たしているとはいえない。ハーバード大学のLorschの米国大企業の取締役調査（1986～88年、400社1,000人）によると、約8割の上場企業では、CEOが取締役会の会長を兼任しており、取締役会をコントロールしている。さらに、多くの社外取締役は他社の取締役と兼任しているため多忙であり、その社外取締役に提供される情報はCEOにより決定されている。また、指名委員会は8割強の企業で設置されているが、指名委員会が直接取締役候補を探してくるのは稀で、多くはCEOが作成した候補者リストに承認を与えるだけとなっている。

CEOと一般社員の報酬格差が250倍以上（2006、米経済政策研究所調査）というのをみてもCEOの権限がいかに巨大かが分かっていこう。なお、わが国の社長と一般社員の報酬格差は9倍前後である（2006、産労総合研究所調査）。

#### ③ 馴れ合い資本主義

外部の専門監視機構である監査法人についても独立性を喪失している場合が多く、チェック機能を果たしてい

ない。さらに、証券アナリストや信用格付機関の不公平さ、SECや弁護士事務所の機能不全、政治家の圧力などアメリカ資本主義の構造的問題が指摘されている。

#### 4. 独型コーポレートガバナンス

ドイツの場合は、法制度上は、ステークホルダー主権論に近い。米英と違い、共同決定法により、役員人事も担う最高意思決定機関の監査役会のメンバーは、経営者推薦の株主や債権者と労働者代表とが半々を占めているからである。

##### 4.1 二層型取締役会

ドイツでは、米英型の取締役会は、監査役会（Aufsichtsrat）と取締役会（Vorstand）の二層構造となっており、監査役会のメンバーたる監査役は、2000人以下の会社の場合は株主代表、2000人超の企業の場合は、株主代表と従業員代表が半々となっている（半数は株主総会の指名、4分の1が労働組合、残り4分の1が一般労働者からの指名）。といっても、両者同数の議決の場合は議長たる株主代表が1票を投じることになっており、しかも、株主代表のなかには、金融資本（銀行、証券・投資会社等）が多く、議長も金融機関代表のことが多い。従って、実質的には「銀行主権」の側面も強い。

また、取締役は経営執行の責任者であるが、監査役会で任命され、監査役との兼任はできない。なお、他社との兼任は10社まで可能である。

##### 4.2 独型コーポレートガバナンスの問題点

ドイツ型についても、企業不祥事を防止できていない。次のような問題点があるからである。

###### ①監査役会機能の形骸化

ドイツでは、監視役の監査役会の機能が形骸化している。株主代表の監査役の多くは機関投資家たる銀行や元経営者等であり、他社の取締役や監査役と兼任しており多忙であり、会社に関する情報も少なく、年4回の会議で大規模化した企業を監視するのは難しくなっている。

また、従業員代表は、一般に専門知識に乏しく、独立性、参加意欲の面でも問題が多い。

###### ②取締役の支配力大

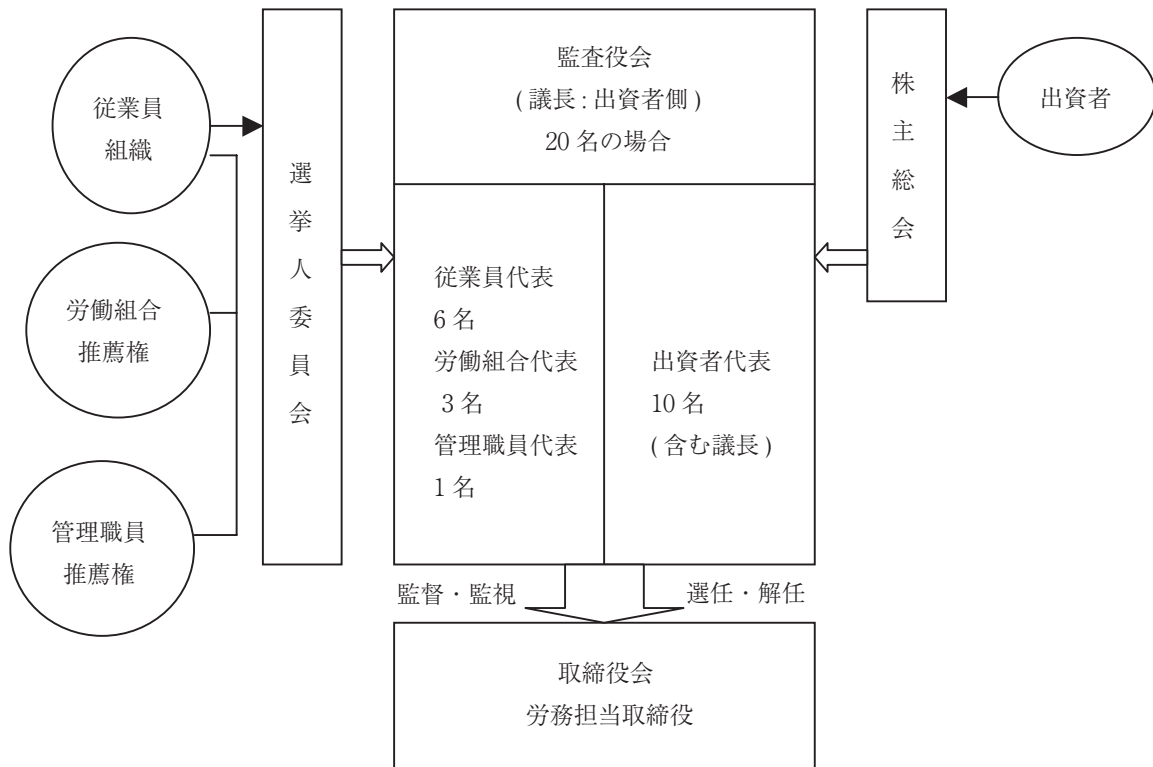
大株主支配会社や同族会社の場合は、支配株主が監査役会に入り、事実上業務執行権をもつが、株式分散会社の場合は取締役が監査役候補を決定しており監査役は取締役に従属している。

さらに、取締役の任期は5年で、解任は明白な義務不履行や背任行為の場合だけであり、その地位は極めて安定している。また、監査役のなかに従業員代表がいることもあって、取締役は重要な問題を議論したがるのである。取締役が監査役会に大きな支配力を有している会社は約3分2に及ぶ（ドイツの大企業実態調査）。

###### ③非効率組織

ドイツ型の場合、監査役会と取締役会という二層構造になっていることは、監視効率という観点から非効率な組織であるといえる。さらに、経営意思決定の非効率性も招き、企業競争力の弱体につながるとの批判も多い。

(図表3) 1976年の共同決定法による監査役会の位置づけ



(出所:「ドイツ企業体制論」吉田修著、森山書店刊)

#### 4.3 フランス企業のコーポレートガバナンス

フランスの場合、過去国有化される企業が多かったこともあり、株主よりも利害関係者重視であったが、近時外国人投資家の保有割合が高まったため株主重視へ移行しつつある。フランス企業は、次の3つのタイプから選択することができる。

##### ① 会長・最高経営責任者兼務型

フランスでは最も古くからあるタイプで、会長兼最高経営責任者（Président-Directeur Général）への権限集中型である。

##### ② 会長・最高経営責任者分離型

取締役会会長（Président du Conseil d'Administration）と最高経営責任者（Directeur Général）を分離したものである。つまり、経営と監視の分離型であり、2001年の「新経営規制法」により選択できるようになった。

##### ③ 二層型取締役会

監査役会（Conseil de Surveillance）と執行役会（Directoire）からなるというドイツ型の二層構造である。監視と執行業務の分離型で、1966年の商法改正以後選択が認められた。

##### イ) 監査役会

最低3名最高24名で、執行役会の構成員と兼務できない。その機能は、執行役会会長および役員を選任、執行役会の決定事項の承認、業務執行の監視、株主総会への報告である。

##### ロ) 執行役会

監査役会の構成員とは兼務できない。また、執行役会会長は、日常的経営活動、その指揮および会社の代表機能を有する。

#### 5. 日本のコーポレートガバナンス

わが国の場合、法制度上、業務執行を行うのは代表取締役および取締役であり、監視機構としては、取締役会と監査役会がある。また、米英型の委員会設置会社を選択すると、取締役会に加え、社外取締役中心の構成で

ある委員会が監視機能を担うこととなる。

### 5.1 監査役会

監査役は、株主総会で選出され、任期4年と取締役より長く、監査役会を通じて、自らの報酬を決める権限をもつなど、独立性が確保されている。また、取締役が違法行為等をしていないかの調査権限を有しているとともに、取締役会に出席し、取締役を監視する役目を担う。

### 5.2 委員会設置会社

わが国の会社法によって規定されている「委員会設置会社」は、英米式のコーポレートガバナンスであるが、選択するかどうかは会社の任意である。

委員会設置会社においては、取締役会以外に指名・監査・報酬の各委員会が会社機関となり、さらに「執行役」「代表執行役」が置かれる。その代わり、代表取締役と監査役、監査役会は設置されない。代表取締役の役割は代表執行役が、監査役の役割は監査委員会が果たすことになる。

各委員会とも取締役3名以上で構成する。うち過半数は社外取締役でなければならない。取締役の選解任権が株主総会にあることは同じだが、各委員会の委員の選解任、執行役の選解任は、取締役会の決議による。

各委員会の委員は兼任できる。取締役は、執行役とも兼任できるが執行役となると監査委員にはなれない。監査委員には、自社や子会社（大会社の連結子会社を含む）の業務執行取締役、執行役、使用人はなれないことになっているのである。また、取締役は原則として業務執行はできず（執行役兼任の場合、執行役の立場では可）、支配人など使用人とも兼務できない。

<必須の3委員会>

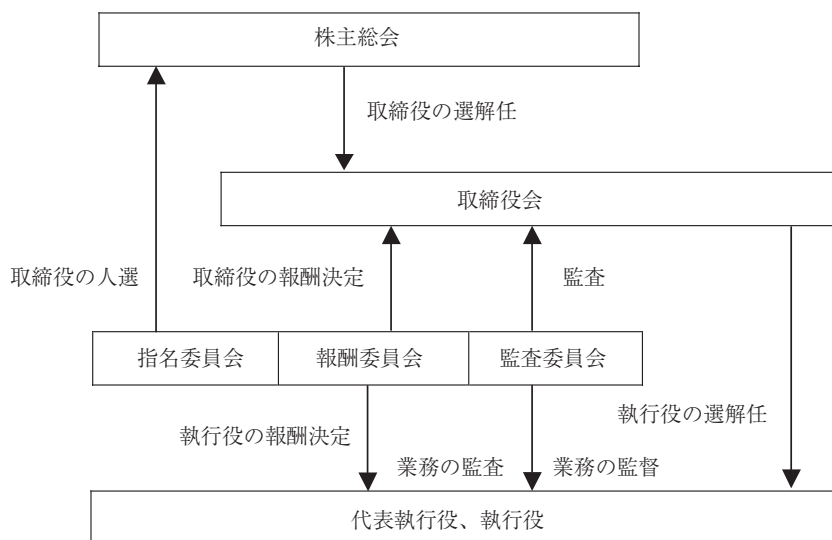
①指名委員会…取締役会に代わって、株主総会に提出する取締役の選任と解任に関する議案の内容を決定する権限を有する。

②監査委員会…取締役や執行役の職務執行の監査、および監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任、会計監査人を再任しないことに関する議案の内容について決定する権限を有する。これらの権限を担保するため、監査委員は、法令・定款違反などの不正行為・違法行為に関して取締役会へ報告する義務があり、違法行為差止請求権をもつ。

また、監査委員会が指名する監査委員は、取締役や従業員等に対する調査権や子会社に対する調査権を行使できる。

③報酬委員会…株主総会に代わって取締役や執行役の報酬を個人別に決定する権限を有する。金額が不確定な報酬についても個人別の具体的算定方法を、金銭以外のものについては、個人別の具体的内容についてまで決定するが、この報酬には、使用人兼務執行役の使用人分の報酬等も含む。

(図表4) 委員会設置会社の仕組み



(「新会社法を戦略的に活用するマニュアル」拙著、アーバンプロデュース刊、38頁より抜粋)



### 5.3 執行役員型コーポレートガバナンス

米国型のコーポレートガバナンスを取り入れた組織であるが、会社法で規定されているものではないため、監査役会は必要となる。

「執行役員」は、通常、「執行役員」「業務執行役員」「経営執行役員」「専務執行役員」「常務執行役員」などの肩書きをもつが、「取締役」や「執行役」と異なり、会社法上の役員ではなく、取締役と兼任していない限りは使用人である。取締役会の決定に従い業務執行の権限と責任をもつ幹部社員ということになる。

その役割分担は、一般に次のようになる。

イ) 取締役…株主の付託を受けて、全社経営意思決定機能を担う。

ロ) 執行役員…取締役会の決定に基づき、事業執行の機能を担う。

ハ) 社外取締役…経営監視機能を担う。

ニ) CEO（最高経営責任者）…取締役会会長を兼任し株主に対して、最終経営責任を負う。

ホ) COO（最高執行責任者）…取締役会の決定に基づいた執行についての最高責任者である。

ヘ) CFO（最高財務責任者）…企業収益や株主価値の観点からCEOを補佐する役割を担う。

<執行役員制導入の背景>

#### ①外国人投資家の増加

株式・債券市場における外国人投資家の増大や外国企業の日本進出に伴い、グローバル・スタンダードが求められるようになり、経営意思決定と経営執行、経営監視を分離したアメリカ式経営統治機構を導入せざるを得なくなってきた。

なお、その後の商法改正（2004年4月施行）により「委員会等設置会社」（現行の「委員会設置会社」）が認められるようになってから、一部の大会社の場合、「執行役」制度の方に移行したが、そのまま執行役員制度を継続している企業も多い。

#### ②取締役会のスリム化

企業の経営環境が厳しくなり、取締役会のスリム化と意思決定のスピード化が求められるようになってきた。組織形態としては、社内カンパニー制などの導入が進んだが、このカンパニー長（通常、「プレジデント」と呼ばれる）を執行役員とすることにより、従来の役員に匹敵する執行権限と役員という名称を与えたのである。また、報酬やその他フリンジベネフィットも取締役並みとすることで、従業員の昇進目標としての地位を維持させている場合もある。

#### ③株主代表訴訟の多発化

従来と異なり、株主代表訴訟が安価な費用で提起できるようになった結果、実際は取締役に対する監視機能など期待できない取締役に対しても、取締役であるというだけで責任を問われるケースも多くなってきた。

そこで、実質的に経営意思決定には関与してこなかった使用人兼務取締役（取締役部長等）は取締役の地位を外し、権限と責任のバランスをとるようにしたのである。なお、その後の法改正で、株主代表訴訟の要件を若干厳格にしたり、賠償責任の範囲をあらかじめ限定することも認められるようになり、訴訟も落ち着いてきた。

(図表5) 執行役員制組織の例



#### 5.4 日本型コーポレートガバナンスの問題点

日本型のコーポレートガバナンスも、次のように形骸化されている面が強い。

① 取締役会に監視機能なし

實際上、取締役は、功労のあった従業員のなかから社長によって選出されるため、選んでくれた社長（代表取締役）を監視することなどはできない。

② 監査役会の経営者追随

監査役は、取締役の上がりポストである企業が多く、取締役以上に、社長の監視などは期待できない。また、社外監査役も顧問弁護士や顧問会計士、あるいは取引銀行の役職員などである場合が多い。

③ 常務会による決定

わが国の場合、重要経営事項は、上席取締役によってのみ構成される常務会という会社法外の機関により決定されることが多く、取締役会は、形式的決議機関になっている。

④ 委員会設置会社

委員会設置会社は未だ110社程度（2007年末、日本監査役協会の調べ）である。また、次のような問題点を抱えている。

- イ) 社外取締役の大半は、企業グループ内、取引関係がある企業や金融機関のトップあるいは元トップであり、独立性の点で問題がある。現に機関投資家である大株主から独立性に問題ありと、反対票を投じられている例も多い。

- ロ) 社外取締役の適任者が少なく、他社との掛け持ち組が多い。
- ハ) 実質的には、執行役会が決定機関となり、形骸化している例も多い。
- ニ) 指名・報酬委員会の委員長は、社外取締役の実質的指名者である代表執行役であることが多い。

## 6. コーポレートガバナンスの比較

経営牽制組織には、経営と監視の分離、および監視と執行がある。

### ① 経営と監視の分離

株主を代理した取締役会が、経営を監視する組織である。

- イ) 社外取締役制度…取締役会が監視機関となるために、その構成員は社外取締役の方が多くなければならぬ。米英型のガバナンス組織である。わが国の社外取締役は、親会社役員等も認められるなど、独立性に問題がある。
- ロ) 委員会制度…社外取締役で構成される委員会が、社内取締役を監視する制度である。米英型ガバナンスであるが、わが国の会社法でも選択が可能である（委員会設置会社）。ただし、採用企業は少ない。

### ② 監視と執行の分離

- イ) 監査役制度…わが国の上場会社の場合、社外取締役中心の委員会制度を採用しなければ、監査役（または監査役会）を置かねばならない。株主によって選任された監査役が会計監査や業務監査を行い、取締役会をチェックすることとなるが、実際上は閑職となっているケースが多い。
- ロ) 独型監査役会制度…ドイツの場合、従業員等ステークホルダーの代表である監査役を構成とする監査役会が経営を執行する取締役を選任し、取締役会を監督・監視する仕組みとなっている（フランスの場合も選択可能）。しかし、監査役会は金融機関関係者に牛耳られている場合が多く、従業員の経営参加も形式化している。

## 7. 敵対的買収防衛における取締役の関与

取締役の権能はどこまであるのかが顕著になるのは、敵対的買収に際して、取締役がどのような行為がとれるか、本当の会社の主権者は誰なのかについてである。

### 7.1 欧米における取締役の関与

取締役が買収防衛策を導入したり、発動したりできるかについては、次のような説がある。

#### ① 純粹受身ルール

敵対的買収に際しても、取締役には、日常業務と株主への情報提供しか認めないというものである。これは、敵対的買収も経営資源の効率化に有効であること、買収防衛策をとることは公開買付けコストの増大、公開買付けの発生頻度の減少を導き、株主の長期的利益に反することを理由とする。

#### ② 修正受身ルール

この説は取締役の買収防衛策を認めないが、公開買付けの期間中に競争的な競売がなされるよう、交渉代理人としての行動だけは認めるというものである。この説も①と同様、株価を会社の価値を表わす最善の指標とみている。

#### ③ 防御類型別規制

原則として、敵対的な公開買付けに取締役が介入することを認めるものであるが、株主の利益を害する危険性が高い防衛策には認めないとする。

#### ④ 主要目的テスト

この説も取締役の買収防衛策を認めるが、取締役自身、自らが会社支配権を維持するためのものではないことを立証する責任を負うとする。米国のユノカル基準などで採用されている。

#### ⑤ 経営判断原則

買収事案の場合においても、他の事案の場合と同様、取締役に明白な不当行為や重過失があると原告で立証しないかぎりには取締役の責任を問えないとするものである。公開会社の事例においては、米国の判例法でも確立されている。

これら取締役の防衛策を認める③～⑤の説は、敵対的買収者の提供するプレミアムはキャピタルゲインを目的とした投機家にいっただけで、株主利益にも合致しないとする。

このように、米国の場合は取締役会による買収防衛策の導入が可能であり、上場企業の7割以上が毒薬条項もっている（多くはフリップイン型）。これに対して、イギリスのシティコードやEUのブレイクスルールール（Break-Through Rule）は、敵対的買収の成否の判断は株主に委ねられており、取締役は株主の選択を妨げることとはできない。

ただし、ドイツの場合は取締役の権限も強く、監査役会の承認を得れば防衛策の導入が可能となっている。

## 7.2 わが国における取締役の関与

わが国においては、会社法上、買収防衛策の導入や発動を取締役会の決議のみで行っても違法ではない。さらに、独立取締役や第三者を構成員とする特別委員会を設置し、取締役会は、この委員会の諮問を尊重するとしている企業が増えてきている。しかし、そのメンバーも会社の社長や取締役会が任命する場合はほとんどであるため、中立組織とはいえないであろう。

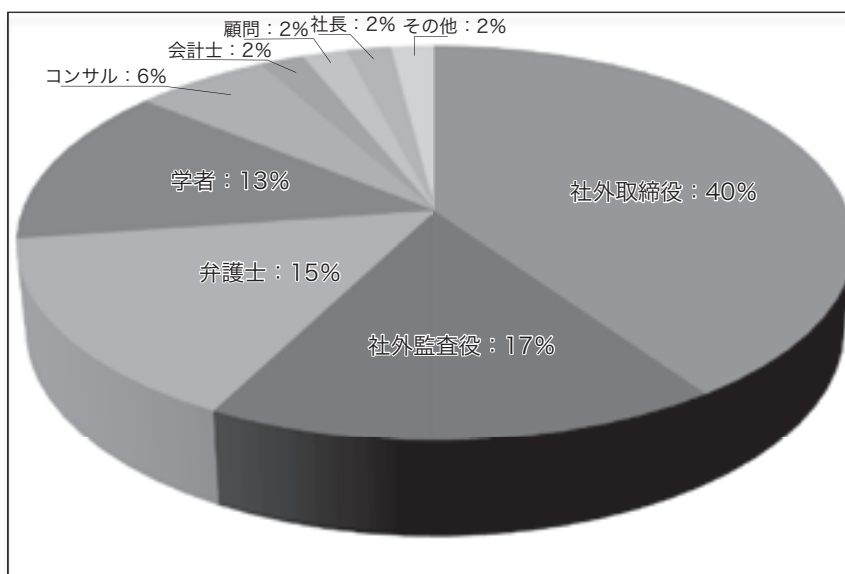
思うに、企業価値の最大化は他の場合と同様に取締役の裁量とすべきではなかろうか。確かに、現取締役の存在が企業価値の向上を妨げている場合もあるが、それはその取締役を容認している株主の責任である。従って、取締役に自らの保身目的でないこと立証させる必要性もない。ただ、取締役に、敵対的買収者が会社に対してどのような主張や要求をしているのか、会社の経営方針とどのような点が反しているかを株主や従業員に情報開示する義務を負わせるべきである。

（図表6）買収防衛策の導入・発動の手続

	買収防衛策	導入社数	構成比	代表的企業
事前警告型	(1) 取締役会決議で導入			
	① 取締役会で発動	35	7.6%	松下電器、ダイキン、イオン
	② 株主総会で発動	13	2.8%	新日鉄、富士フィルム、ローム
	(2) 株主総会普通決議で導入			
	① 取締役会で発動	263	57.2%	三菱地所、東芝、信越化学、JFE、シャープ
	② 株主総会で発動	40	8.7%	日本郵船、シマノ、TBS
	(3) 株主総会特別決議で導入			
	① 取締役会で発動	73	15.9%	オリンパス、NTN
	② 株主総会で発動	26	5.7%	太陽日酸、キューピー、ニチレイ
		信託型ライツプラン	10	2.2%

（出所：NSJ 日本証券新聞2008年5月14日号）

（図表7）特別委員会の構成



（2005/07/13日経金融新聞）



## 8. おわりに

わが国において、会社は株主と従業員のものといえよう。そして、株主から経営の委託を受け、かつ従業員代表でもある取締役の権限を集中すべきである。ただし、その前提として、従業員への経営参加を進める必要がある。その方法としては、これまでの従業員持株制度や労使協議制から、取締役会への従業員参加や従業員による取締役候補の選出制度にまで踏み込むべきである。そうなれば、敵対的買収における買収提案を判断するのは、取締役会として差し支えないであろう。取締役は自らの保身に走りやすいというが、それは、買収提案とその提案に対する取締役会の判断を情報公開することにより解決されようと考えられる。

### [参考文献]

- 伊丹敬之 [2000]、『日本型コーポレートガバナンス～従業員主権企業の論理と改革～』日本経済新聞社
- 岩井克人 [2003]、『会社はこれからどうなるか』平凡社
- 小佐野広 [2001]、『コーポレート・ガバナンスの経済学』日本経済新聞社
- OECD [2004]、『OECDコーポレート・ガバナンス原則』
- 神田秀樹 [2005]、『敵対的買収防衛策』経済産業調査会
- ケネス・A・キム&ジョン・R・ノフシガー、監訳加藤英明 [2005]、『コーポレートガバナンス～米国企業にみる企業価値向上のための企業統治～』ピアソン・エデュケーション
- 新谷勝 [2006]、『敵対的買収防衛策と訴訟リスク』中央経済社
- 八田進二・橋本尚、[2000]『英国のコーポレート・ガバナンス』白桃書房
- 深尾光洋・森田泰子、[1997]『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社
- 矢崎淳司 [2007]、『敵対的買収防衛策をめぐる法規制』多賀出版

# 地域ブランド戦略による地域経済活性化の可能性 マーケティング・コミュニケーションの観点から

滋野 英憲<sup>1</sup>

平成20年10月31日受理

## The Possibility of Regional Economic Activation in Regional Brand Strategy — Viewpoint from Marketing Communication —

Hidenori Shigeno<sup>1</sup>

### (概要)

本研究では、地域ブランド戦略が目指す地域経済の活性化を実現するために極めて重要であると考えられるマーケティング・コミュニケーション機能とその効果に着目し、マーケティング・コミュニケーションによる地域ブランドの浸透と普及とその結果が地域内外に与える影響について検討するための基本モデルを提示する。

特に、地域外への浸透と普及の成果が地域内に与える影響として地域に関わるステークホルダーが抱く地域への愛着の深まりや地域を通して感じられる誇りの高さに注目し、これらの要因が地域ブランドによる地域経済の活性化をより促進する可能性が検討された。

### 1. はじめに

#### — 地域ブランド化<sup>1)</sup>が注目される背景 —

国の財政政策に依存して平準的に発展してきた地域経済は、国のプライマリーバランスの強化を図る政策転換により画一的な補助体制から選択と集中の考え方を重視する競争環境の中での発展が求められるようになってきた。このような状況の中で地域経済の競争力強化を図る地域ブランド戦略が中小企業庁、日本商工会議所などを中心として全国的に推進され、2006年には商標法の改正による『地域団体商標制度』が導入された。これを契機として多数の地方自治体（地域団体商標として登録査定件数815件2008年8月10日現在 <http://www.tiiki-brand.jp/brand/index.html>）が、地域経済の活性化効果を期待して積極的に地域のブランド化に取り組んでいる。

地方自治体がそれぞれの地域資源を活かしてブランド化に取り組むことは、地域経済を活性化させる一つのインセンティブとなると同時に、地域コミュニティの紐帯を強化するアイデンティティの表象（それぞれの地域が目指す理想像）となり、地域全体が活性化へ向けて協働する連帯感を強化していくことにも繋がるものと考えられる。

つまり、地域のブランド化は、地域経済を活性化させる長期的戦略課題であると同時に、そのプロセスにおいては地域の喫緊の課題解決へ住民意識を凝集する

表象となる可能性を秘めているものである。

注1) 地域ブランドの定義

・「地域ブランド」とは『地域に対する消費者からの評価』であり、地域が有する無形資産のひとつである。

・「地域ブランド」は、地域そのもののブランド（RB= Regional Brand）と、地域の特徴を生かした商品のブランド（PB = Products Brand）とから構成される。

・「地域ブランド化」とは、これら2つのブランドを同時に高めることにより、地域活性化を実現する活動である。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構「地域ブランドマニュアル」（2005年6月）より

### 2. 地域ブランド化の必要性

これまで地域のブランド化が地域経済の活性化に寄与する可能性を検討する研究はほとんど行われていない。それは、これまで地域が独自に地域経済の活性化を図る必要性に迫られなかったことがなく、地域経済の活性化につながる地域戦略の考え方に関する具体的な枠組みが存在しなかったことに起因すると思われる。

しかし、現実には地域経済の活性化に長期間にわたり地域名称のブランド効果が寄与している事例が認められる。例えば、世界的な都市ブランドなどがこれに値しよう。これらの都市では意識的に具体化したブランド戦略を展開してきたと思われる足跡は認められず、むしろ、それぞれの都市の成立の歴史（政治経済文化の中心、人々が上京していく都。最初は政治都市からスタートするが、文化都市として残っていて、それが街としてのバリュー

<sup>1</sup> 本学准教授

になっていく。そこでは、かならず、衣食住と遊の文化がすべてセットになっている。それが世界のトップにあるラグジュアリー・ブランドに共通する)<sup>1)</sup>にその源泉がある。それぞれの都市は個性的であり例えば、パリは、ナポレオンと言う権力者の趣向性、ミラノはレオナルドダビンチの影響、ニューヨークはウオール街を中心とする経済と金融の中心、ワシントンは政治権力の象徴であるホワイトハウスの存在、東京は現代企業の本社機能の集中化、バルセロナはアントニオ・ガウディの作品などの個性的な背景（時には突出する人材の存在）と不可分な形で自然に築かれてきた都市それぞれのイメージがブランド化（人々の心象に差別的優位性が構築された状態）され、現在も定着している。

つまり、都市空間の中で時間的経過とともに来訪者に刻まれていく歴史的で象徴的な事象が浸透するとともに、時にはメディアによる断片的な都市関連情報がその都市のイメージをデフォルメし強化している。これらの相互作用が都市全体のイメージとして多くの人々の印象に残り、地域外へイメージの浸透が図られ、それが地域内に還流し居住する人々がそのことを認知するようになる。その結果、都市の居住者はそのイメージに誇りを感じ、イメージに沿う行為現象が表れることで、さらにそのイメージが再生され長期的にその都市のイメージがブランドとして継承されているバリューチェーンが存在する。

これらの都市は、長期間にわたる都市の外部からの評価が都市居住者に浸透し、都市ブランド力を発揮させる基底を構築することを実証しており、外部からの高い評価（憧れや魅力）が地域のブランド化には、不可欠な要素であることを再認識させる。世界的な都市ブランドは、その地域の資産価値を高め、その地域に関わるものすべての事象に価値を付与し他地域よりも多くの経済的利得を生じさせている。

都市のブランド力（ブランド資産）がもたらす経済的効果を地方自治体も期待し、地域のブランド化を促進する取り組みが進められている。

この地域のブランド化への取り組みは、これまでに自然に形成された過去の都市ブランドとは異なり、地域のアイデンティティを意識するブランド創造でもあり、地域の経済的豊かさの実現だけでなく地域に関わるステークホルダー間の紐帯意識を高め、強固な地域自治確立の一助となることを目指すものでもある。

本研究では、地域の経済活性化に寄与する地域ブランド戦略の成功要因を探索する研究の枠組みの提示を試みる。

注記1) 小川孔輔「京都ブランドの成り立ち」京都工芸繊維大学 (2007.10.30) 講演録より

### 3. ブランド戦略におけるマーケティング・コミュニケーションの重要性

#### (1) 企業のブランド戦略で果たしてきたマーケティング・コミュニケーションの役割

企業におけるブランド戦略は、周期的に着目されるテーマであり近代企業の創成期（19世紀の終りから20世紀初頭）にはP&G社が開発した水に浮くアイボリー石鹸やFord社のT型フォードなどが注目された。製品差別化戦略の一環としてブランド化が推進され、革新的な製品は、単独で企業イメージを形成するブランド力を誇っている。

P&G社では、石鹸槽系の攪拌機のスイッチの切り忘れから、石鹸に0.56%の不純物（空気）が含まれるために水に浮く石鹸ができあがったにも関わらず、その石鹸にアイボリー石鹸と銘々し、不純物への逆転の発想から「99.44%の純度を誇る水に浮くアイボリー石鹸」とのスローガンを掲げるとともに新聞広告を行うことで飛躍的な成長製品を育てあげた。

また、Ford社では、低価格（技術革新）のT型フォードを提供することで人種や社会的地位に関わらず誰もが自由に道路を走り回れる権利を提供する（自由を獲得できる）民主主義の申し子のような製品としてT型フォードを位置づけ、自動車市場の5割近いマーケットシェアの獲得に成功している。

多くの顧客層に受容され指名購入されるブランド力を構築してきた製品は、技術的な優位性と同時にマーケティング・コミュニケーション戦略においても印象的なスローガンを掲げ、適切なコミュニケーション・ツールの選択を行ってきたことが理解される。

製品ブランド戦略の成功の背景には、効果的なマーケティング・コミュニケーション活動の実績が認められ、比較的伝達が容易な革新性の高い製品価値であれ、それをさらに強化する重層的なコミュニケーション（例えば、Ford社は、低価格と民主主義の先駆者のイメージを訴求）の仕組みが築かれてきた。

また、近年では1991年にデビット・アーカー（カリフォルニア大学）により提唱（著書 *Managing Brand Equity*: 「ブランド・エクイティ戦略」）されたM&A（合併・買収）における企業ブランド・エクイティ（ブランド資産）の評価概念（パワーブランドには、製品販売において同一の他社製品よりも余剰利益がもたらすため目に見えない資産価値がある）が挙げられよう。企業自体が保有するブランド価値の存在を明にするとともに、企業のブランド価値を高めるためのコーポレートブランド戦略（創造・浸透・管理・拡張）が企業の経営戦略の中核テーマとしてここ数年取り上げられてきた。

企業のブランド<sup>①</sup>価値の構築は、製品ブランド<sup>②</sup>よりもその伝達すべき価値の抽象度は高まり、より適切なマーケティング・コミュニケーション（伝達すべき明確なコンセプトの構築、魅力的なコンテンツの作成、効果的なメディア・ミックスの構成など）の展開が重要となる。

このコーポレート・ブランド戦略は、顧客に対する良好な企業イメージをマス・メディアを通して伝達するエクステルナル・マーケティングの要素と同時に顧客とのコミュニケーションを通して企業理念を体現する従業員のモラルを高揚させる（CI戦略と同様に）インターナル・マーケティングの要素が重要な要因となる。インターナル・マーケティングのコーポレート・ブランド構築への成果は、主にサービス業界で数多く認められている。

例えば、リッツ・カールトン・ホテルでは、企業理念である顧客中心主義を体現する従業員の典型的な行動（ホテルのカウンターに置き忘れされたヴリーフケースをホテルマンが職場を離れ飛行機を利用して顧客に届ける行為）を経営者が表彰し、これこそがホテルの象徴的なサービス・レベルの高さであるとを自社内外に喧伝している。このような情報は、パブリシティとしてメディアに取り上げられホテルを利用する顧客層に理想的なサービスを提供してくれる素晴らしいホテルとしてのイメージを構築し、従業員には顧客中心主義の企業姿勢を伝達することで顧客を大切にしている行動が徹底され、より良き顧客対応が賞賛の対象とされるため従業員のモラルは高揚し、顧客満足度の高いサービスを提供するホテルとしてのブランド・イメージを定着させることに繋がる。これは、企業経営者が企業ブランド価値を高めることを意識して自社内外に向けて発信するマーケティング・コミュニケーションの成功事例と言えよう。

このように企業のマーケティング・コミュニケーションが効果的に機能し対外的な評価が向上すると同時に、従業員のコーポレート・アイデンティティ意識やモラルが高まること、顧客サービスが高評価を得ている企業にノードストローム（アメリカ小売業のサービス・ナンバーワン）、スターバックス、ディズニールランドなどが挙げられる。それぞれの企業は業界において、顧客満足度の高い優良企業としてのブランド・イメージを定着させ同一業界の他社よりも高い付加価値を得ている。

この組織全体のイメージ向上はその組織の諸活動に付加価値をもたらす、他の組織の活動に対する競争優位な状況を構築する。この組織を地域に置き換えると、地域の名称がブランドとして高評価されている場合、

その地域名の傘下に入る製品やサービスは付加価値が向上し、製品やサービスの競争力強化に繋がるものと言える。

その結果として、地域のブランド化においても、地域外への積極的な情報発信と同時に地域内の人々のアイデンティティとして地域ブランドが浸透し地域ブランドのために協働することへの喜びや誇りを感じられるような諸活動との関係性が期待される。

コーポレート・ブランドがもたらす付加価値（無から資産）に注目した産業界におけるブランド戦略万能論（過去15年間）の喧騒は2006年ごろには一段落し、過熱気味の企業におけるブランド戦略論も落ち着きを見せ始めている。

この産業界の動向が、閉塞感の打破を目指す国家レベルの戦略としてのJapan Brandの旗揚げ（2004）を後押し、それに迎合する形で地域のブランド化戦略の展開が積極的に推し進められている経緯がある。

つまり、伝統的な技術力や製品力の高さを象徴するシンボルとして形成され時代を超えて支持されてきたパワーブランドが、企業にもたらしてきた資産価値増強のプロセスを地域経済活性化へ移植する試みが展開されていると言えよう。

それでは、本来、ブランドと言う言葉を御旗とする経営戦略には、どのような役割と機能を果たすことが期待され、何故これまでも周期的に注目されてきたのであろうか。

その根拠を探ると、ブランドの語源にその役割を見出すことができる。過去の文献よれば、飼育した個人の牛を識別するため捺された焼印（burned: 古ノルド語）にその名を発したと言われている。その後、陶工や芸術家などが贋作を防ぐ目的で作者の名前を作品に刻印する行為へと広がりを見せることとなる。

つまり、作品の出来栄を保証し交換価値を維持する目的でブランドは保護・育成されてきたものと言えよう。

ブランド化とは、製品や作品の交換価値（製品や作品の品質）の高さを保証するため、交換価値を象徴する抽象化されたマークやロゴ（使用価値をマークやロゴと同期化させる）を通して伝承することを狙いとし、購入者の記憶にブランド品の優位性を刻み込み関連商品の購入時の情報処理を単純化させ特定ブランドの想起を容易にする機能を果たすことが期待されてきた。

つまり、製品や企業のブランドは人間の記憶に良いイメージとともに刻み込まれ、想起されやすく、購入機会（高価格での購買）につながり企業の無形資産の価値を高める働きもする。この結果、多くの人々に高い価値を認められている製品や企業は、ブランドと言



う差別化記号を活用することにより特定製品群の記憶促進とその想起の容易化を図り、記号を通したコミュニケーションが成立するようになる。

このようになると、製品や企業の実態とは別次元でブランド自体への付加価値が生まれブランドイ・イメージを核とするコミュニケーション空間（インターネット上におけるブランド・コミュニティ）なども生まれ、消費者個人への行動（ブランド・ロイヤルティの強化）に影響を与えるパワーを有する。

## （２）地域ブランド化への基本コンセプト

地域ブランドが魅力的なものとなる為に、企業ブランド戦略の成功要因から学ぶべきこと、それは標的市場に対して設定したブランド・コンセプトが明確であることを前提条件として①ブランドが冠される製品やサービスの品質には、差別化が認められること②ブランド表現には、記憶されやすく、想起しやすい仕掛け（マークやロゴなどの）が工夫されていること③ブランドへの熱心なファン層が存在することなどである。

このような状態を創造するため、地域間競争を優位に展開するブランド力の育成を目指した地域活動が、現在の日本全体に広がる地域ブランド化のブームである。ブームである以上、本質論から逸脱した形態模倣型（スローガンとしての掛け声型）の地方自治活動なども見受けられる。しかし、どこかに糸口を見つけ地域独自の魅力の拡大による競争力の強化（域内における地場産業の需要拡大や域内への流入人口の増加などによる経済）を進めるためには、企業ブランド戦略の具体的な展開と同様にその事業の革新的な領域を良好に印象づける明確なコンセプトの形成（標的顧客層の絞り込み、顧客層の知覚マップに基づくブランド・ポジショニングの設定）、その内容を抽象的なイメージで伝達するための際立ったマークやロゴなどの開発、象徴的な地域の顔であるトップによるセールス、地域ブランド品の流通経路の確保（駅構内、高速道路サービスエリア、空港など有料施設内販路）などのマーケティング活動が重要な役割を果たす。さらに、企業のマーケティング戦略では考慮されない、ブランド創造と浸透が地域住民との協働で展開されることによる地域コミュニティ機能の再生は、企業のブランド戦略から学ぶ経済的なメリットと同時に地域住民同士の協働環境が築かれる仕組みの大切さを気づかせる。地域内に浸透しない地域ブランドの生き残りは不可能である。さまざまな地域の特性を踏まえた活性化策を模索し、地域内外への積極的な情報発信（外部から高い評価を短期間で得られる簡易な仕組みづくりの探索）と多様な他地域との交流促進による販路確保、地域内の紐帯

意識の向上を目指す本質的な地域ブランドに関する議論を深め、この枠組みによる地域経済活性化への成果の実現を目指す試みが極めて肝要である。

## ４．地域ブランド化への取り組み姿勢

### （１）地域ブランド化への事前準備

コトラー（Philip Kotler）、ハイダー（Donald H. Haider）、レイン（Irving Rein）（1993）らが「Marketing Places」<sup>1)</sup>の中で、疲弊する地方都市が再生する一つの方向として、その地域自体が経済利得を生む「場」へと変貌を遂げる必要性を説き、マーケティング手法を導入した地域自治体活性化の方途を描いてからおおよそ15年が過ぎようとしている。当時、アメリカ社会では、大都市圏の地価の高騰にともない大企業が大都市圏から周辺の中小都市へと移転し、大企業に取り残された大都市圏が疲弊し、クリーブランドのように人口が最盛期の5割程度になるような都市も生まれていた。アメリカでは、大都市の再生が喫緊の課題であった。これに対し、わが国においては、地方都市が疲弊し、都市の存続を危うくするほどの大幅な負債を抱え、立ち行かなくなるケースも生まれるなど地方と大都市の規模による都市間の経済的豊かさの差が徐々に拡大している。東京、名古屋、大阪などの大都市圏には人口と資金が集中し、希少化するスペースによる地価の上昇や人材交流から生れるシナジー効果による「知価」の創出は、投資効果を高め更なる資金を呼び込む好循環が生まれている<sup>2)</sup>。しかし、国からの支援（地方交付税など）に依存してきた地方都市は、国からの支援が削減されるとともに疲弊する姿を浮き彫りにし、自活する方途を見失い（地方債権団体の認定を受ける）迷走する実態も認められる。このような地方や地域経済<sup>3)</sup>を立て直し再び活性化させること（内需拡大）が国全体の活性化にも繋がり国威を強め外交政策を優位に進めることを可能とする基盤を整える働きがあると思われる。従来の国からの支援に依存し続けてきた地域自治体の体質を自立型へと転換させていくことが地方都市に生じている構造的疲弊を解決していくべき急務な課題であり、今後さらに推進されていく地方自治を確立させるための基盤づくりでもある。地域のブランド化による地域の自立と経済の活性化を実現していくためには、まず始めに過去から現在に至るまでの経緯を時系列分析などを通してその推移の実態（人口動態、事業所数変化、年間商品販売額など地域の経済活動結果を示す指標の活用）を把握すると同時に、他の地域との比較分析による相対的なポジションを見極める必要がある。地域の現状を把握し相対的ポジショニングから、今後の目指すべき方向と目標を定めるこ

とが重要となる（近隣地域との連携によりシナジー効果を高め、広域的な経済活性化を目指すこと、または近隣地域との明確な差別化を推進しオンリーワンの地域を目指した活性化を図るべきなどを決定することなど）。今後の地域活性化の目標と現状との乖離から、導出されるものが解決すべき課題であり課題解決のための行動指針を策定し実施していく主体は、従来の考え方では地方自治体を中心とする行政の役割である。しかし、特に地域のブランド化については、今後その地域のステークホルダー（関与者）であるすべての人々が、地域の経済活性化に向けての活動に主体的に参画できる仕組みを構築し、その活動の成果が地域に還元される循環型の活性化システムが定着していくことが期待されている。その為の第一ステップとして、地域のステークホルダーの地域への強い思い（地域への愛着と定住志向とシビック・プライド）を涵養する仕組み<sup>4)</sup>が必要となる。

注記1) コトラーらは、都市や地域を経済的に豊かな「場」に変える方向として、その地域の特性に合致する企業の誘致、産業の発展、親密な人間関係などが重要な役割を果たすことを示唆している。

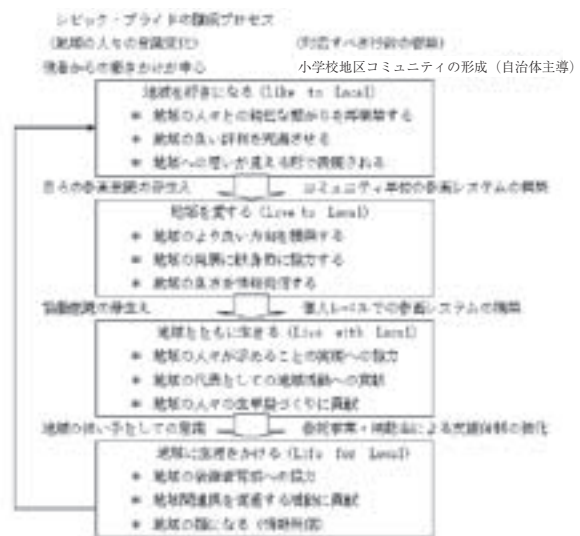
注記2) 例えば、自動車、電機・電子等の国際競争力のある産業については、「京浜葉大都市圏」が全国出荷額に占める割合は約23.4%となっている。また、情報通信業は、東京都のみで全国の約34%（大企業本社のみでは約76%）の事業所が集積し、関東圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）では約43%（大企業本社のみでは約81%）の事業所が集積している。さらに、大中小企業を併せて25万社以上の本社が東京都内に存在（全国の16.5%）し、大企業のみでは49%が存在している。また、関東圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）では、大中小企業の本社のうち30%以上が存在し、大企業のみでは57%が存在している。このような本社機能の集中により、東京都には、地方法人税収入の集中が起きている。住民一人当たりの法人二税（法人住民税と法人事業税の合計値）の税収額では、東京都では全国平均の2.5倍以上となっている。また、法人二税の税収総額で見ると、東京都は全国平均の約11倍以上と他の道府県と比較すると突出して高い水準となっている。さらに、高いオフィス需要とそれに基づく不動産価格等を背景に、固定資産税においても、一人当たりの税収では全国平均の1.5倍以上、総額では6.8倍以上となっている。

少子高齢化時代の地域活性化検討委員会「少子高齢化時代の地域活性化検討委員会 報告書」（平成18年3月）より

注記3) 「地域」と言う言葉は、広域的な意味においては国

土を超え同種民族の居住地域まで含む表現として活用され、アジア地域、オセアニア地域、北アメリカ地域、EU地域などと表現されている。しかし、一方では地域が狭い範囲で捉えられた場合には、商業などの営みが可能な商圏範囲などを示唆する意味に使用されるなど言葉に統一性が欠如している。その点を考慮し、地域そのものの範囲と広がりの規定する。本論において地域とは、独立した自治機能を備える行政の区分単位である市町村のレベルにおける経済を捉えることを意味する言葉として使用する。

注記4) 地域活性化の基底となる地域と心理的距離間との循環プロセス



## 5. 地域ブランド化戦略のプロセスと成功要因

### (1) 地域ブランド戦略のスタート・アップ組織

Little (1975) は、企業のブランド戦略を成功裏に導くためには、ブランド戦略のアプローチによる潜在的ベネフィットを理解する上司、論理的な発想になじんだマネジャー、企業経営のトップの「3つの傘」が不可欠であると指摘している。

これを地域のブランド戦略に適用して考えると地域ブランド化の企画や予算計上、組織編成を牽引する行政の担当者（上司）、組織運営の中心となるファシリテーター（ブランド・マネジャー）、企画や予算の承認機関である議会や市長（企業のトップ）が三位一体で、取り組むことが成功への基本といえる。本来、地方自治体や議会は、行政区域内に居住する人々の公益の最大化を図ることを責務とし、公平で公正な事業を展開することが求められる。地域ブランドの創造は、地域の付加価値向上に寄与する働きを目的としており、同一行政区間内に不利益が生じることは考えにくく、多くの人々の付託を得やすい事業であり、他の事

業との関連や優先レベルによりその活動規模や範囲が限定されることになる。

地域のブランド化を志向する場合、ブランド化を図ることに関連付けて解消される喫緊な課題が含まれていることが必要である。地域のブランド化は長期的に実践されていく活動であるため、理想的な姿を描きその目標に向かって継続的に努力を重ねていくことが重要となる。

つまり、ブランド化のプロセスが強力な推進力を伴って継続されるためには、それぞれの地域特有の喫緊な課題解決がブランド化と関連づけて志向されていることが必要であり、喫緊な課題解決が含まれない場合は、ブランド化の活動への地域の人々の意識は希薄化し次第に熱心な協働への参画を得ることは難しくその効果を得ることは困難となる。

喫緊の課題解決とブランド化を融合することが地域住民へのブランド浸透に繋がりブランドを継承する地域ブランドの特性でもある。(例えば、独居高齢者の生活状況に目配せをするボランティア事業の名称に、その地域ブランド名やロゴを使用することにより連携を図るなどすべての事業で地域ブランドを意識すること)

地域ブランドの創成期には、自治体職員、地域への愛着者や地域の思いを具体的に表現することができる芸術家、資金提供が可能な民間事業者、地域の歴史研究家など小規模で限られた人々、支援する議員などが携わる形の組織でスタートし、事業の骨格を練り上げる必要がある。

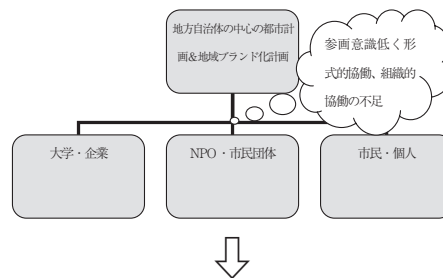
この組織の推進役（ファシリテーター）には、まちづくり熱心なちょっと地元で有名な元気印の人に担ってもらうこと、これには行政が三顧の礼をもってしても迎え入れるべき人物であり必ずまちに一人は存在するので、多少苦勞してでも探し出すことが必要である。ファシリテーターを中心に形づくられる地域ブランド像の浸透と育成のための次の課題として住民との協力体制の構築が必要となる。この体制は、大きく2つのタイプに分類される。一つには、上記のような組織を自治体を中心に推進し、計画的にブランドの浸透を図ることを目的に行政主導のもとにパブリックコメントなどによる意見聴取を行いそのブランドの浸透を促し、地域ブランド協議会などへの市民参加<sup>1)</sup>の形態を整えようとするものである。この手法では、多くの市民の賛同はおろかブランド創造事業自体への疑問が提示され、強硬な市民からは反対運動さえ生じかねない(奈良のキャラクター「せんとかん」が好例であろう)。

もう一方では、ブランド創造段階からコミュニティ

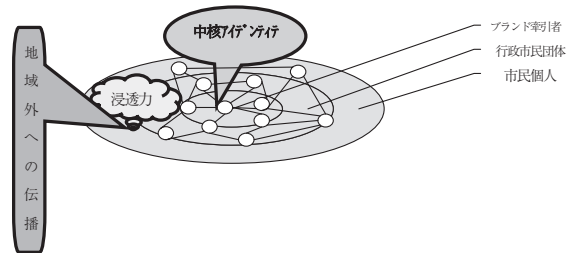
の代表者が参加し、協働して地域ブランドを育てようとするフラットなアプローチである。

この場合には、参加者間にブランド化に対する温度差が生じ、全体の動きが停滞したり緩慢になったりする危険性がある。それを回避するためには、二重構造の組織(企画立案組織と承認組織)を立ち上げ、企画立案組織がエンジンとして全体を方向づけ、推進する力を有する必要がある。ただし、この組織には、当然ブランド化に熱心な市民が含まれていることが不可欠である。この組織へ参加する人々のうち何人かが、承認組織に組み込まれていて迅速な活動展開への承認を取り付け、ブランド化事業への参画者は常に一体で活動している印象を多くの市民に理解させることが重要である。このシステムが軌道にのり、地域ブランドが地域内の人々に浸透していくことが、最初のステップである。どちらのタイプの地域ブランドの育成プロセスであれ、目指すべき目的は、地域経済の活性化であり、地域内でのブランド活用の促進と地域外からの経済的利得の確保を可能にするためのマーケティング活動が必要となる。

#### 従来型の市民参画型(連ピンシステム)地域ブランド戦略



新たな行政と市民の協働型(重層的ネットワーク型)地域ブランド戦略



\*上記のようなコミュニケーションを促進させるSNSなどの積極的な活用も必要。

注記1) 山岡 義典(法政大学:2003)によれば、市民参加と協働との相違を次のよう定義している。「市民参加とは、行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」とし、次いで、「協働とは市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動について共同して取り組むこと」としている。



すなわち、「市民参加」は個人と行政との関係性の概念であり、「協働」は組織と組織の関係性の概念であると区別している（『都市問題研究 第55巻第10号』（2003年））。

## （2）地域ブランドの浸透と普及

地域ブランド創造の段階までは、各地のブランド化戦略でスムーズな展開を見せているが、創造されたブランドをさらに大きく成長さようとする段階で足踏みをする状況が続いており次のステップ（認知率の向上やブランド推進者の増加）へ進む具体的な方向性が見出せないという課題が明確になりつつある。この課題が解決されない限り、地域のブランド化が経済的利得を地方へもたらす可能性は低くなる。

さらに、この課題を解消するには、主に3つの方向性が考えられる。一つは、すでにブランド・イメージが確立している特産品などが存在している場合、特産物製造業者と連携を強化し特産品を生んだ土壌としての地域の価値を付加し、より広範な地域が好印象づけられるようなコンテンツを構築し企業ブランドが地域ブランドの付加価値を牽引する方式である。つまり、現状の特産品イメージを損なうことなく地域ブランドへの拡張を図ることが課題である。

また、地域名称のみが認知され、そのイメージを支える実態が存在しない地域などは優位なイメージを活用するものづくりやサービスの創造に投資し、地域のブランドイメージの維持を図るべきである。

しかし、現実には多くの地方では、ブランドが確立した人気の特産品を保有することは少なく、多数の来訪者に足を運んでもらうこと事態が困難である為、地域外の人々に地域ブランド独自のイメージを伝達する方法を見つけ出す必要がある。

そのためには、地域のブランド化を象徴する個性的製品や地域外からの来訪者を吸引するイベントなどを創造し、ブランドおこしのできるクリエイティブな人材の確保や組織の形成が先験事項となる。

他方、品質水準で他地域に対する競争優位を確保できる特産品やサービス事業は存在するが有効な情報発信が行われないために地域外に浸透せず経済的利得が生じていない地域の場合、地域のトップセールスによる販路開拓などの営業力による地域ブランドの拡張も必要となろう。

最近の事例としては、著名人が地方自治体の長（宮崎県、大阪府など）となり、個人的名声を背景に地域の良好なイメージを伝達し、地域外の人々の関心を引き込むことなどが認められる。まさに、地域外からの支持が命綱であり、それが地域内に還流する仕組みを

作り上げることが不可欠なのである。

他地域に対する絶対的な競争優位（全国的に有名な特産品や注目される文化施設やアミューズメントパークの存在など）の状況が築けない地域が、地域外に地域ブランドを浸透させるためには、地域内の人々が自己のアイデンティティの一部として、そのブランドを育てていく仕組みが必要となる。具体的には、地域ブランドを表象する商品やサービスを積極的に自ら活用し、花見酒のような行動を繰り返し、地域ブランドの価値を地域外に浸透させる努力を自ら図ることである。

この仕組みを形づくるためには、地域ブランドを創造する小規模な組織の編成とそこで築かれるものを広げる組織との連携が必要となる。創造されるブランドの拡張を担う組織として望ましいと考えられるものとして、小学校区単位に組織化されるコミュニティや市民活動団体などとの連携が考えられる。

メンバー間の良好な関係性が維持され地域コミュニティとの関係性を深め、組織としての地域ブランドへの支援を取り付けるとともに、個々人の居住者がブランド戦略に参加支援できる仕組み（市民参加型のイベントの増加を図ることも一案ではあるが一過性であり、あまり効果が期待できないのが現状である）を整えることも肝要である。

地域のブランド化は、影武者として行政が主導して進められる政策課題であると同時に、地域に生きる人々の生活環境の向上にその目的が集約される。地域のブランド化の成功は、地域に生きる人々が積極的にブランドを活用すると同時に、地域外の人々にそのブランド価値の高さが評価されその成果がフィードバックされて、地域の人々の誇りを育むサイクルを作り出すことである。そのためには、地域ブランドを象徴する製品やサービスの質の高さや他地域との明確な差別化が図られていることは必要であるが、それを浸透させる力としての地域に生きる人々の地域への強い思い入れや地域外への情報発信力も不可欠な要素である。地域への思い入れは、地域を育むシビック・プライドの基底となりその段階は4つのL（Like to Local, Love to Local, Live with Local, Life for Local）で表現され、段階を経て強化されるものと考えられる。このシビック・プライドは、地域内外との情報交流の促進やブランド・プロモーションを強化し、循環型地域ブランド化のチェーンを構築する基本である。この思いを効果的に反映するためには、地域内外へ地域ブランドの価値を伝達するマーケティング・コミュニケーション戦略を企画・実践し、その効果が検証できるプラグマティックな仕組みを準備することも重要となる。



マーケティング・コミュニケーション効果を高める視点から費用対効果の検討を進め効率的な地域ブランドの浸透と普及を進めることが望まれる。そのための情報発信に関する費用と効果を検討する枠組みの一つとして次のようなモデルが提案される。

地域ブランドの広告効果を地域内と地域外に分けて捉える方法に、広告効果の短期効果と長期効果の双方の観点を加え下記のモデルが作成された。広告効果の期間を明確に期間を区切る方法は存在しないため、これまでの経験則から推定されるおおよその期間を想定することになる。広告効果は、広告対象となっている製品やサービスの広告前後による認知率や販売額比率の差の比率で捉えると考えやすい。一般に、現場では広告支出は前年対比で考えられることが多く広告支出の割合に対する認知率や販売額比率で表現することが理解しやすい。従って、地域ブランドにおけるコミュニケーション戦略を考えるための広告効果モデル（Little1975：ブランドエイドモデル）についても同様の視点で構成され、地域内外向けの情報発信の効果を測定する視点として広報指数、広告指数の構成要素についての検討を進め、効率的な情報発信活動を展開することが望まれる。

地域内広報効果測定モデル

$$e_{it} = (1 - \alpha) e_{i(t-1)} + \alpha r_i [a_i(t)]$$

$e_{it}$ : 地域内広報効果（認知率）

$\alpha$ : 長期効果調整パラメーター

$r_i$ : 広報効果反映パラメーター

$a_{(t)}$ : 基準値に基づく広報指数

$$a_{(t)} = d(t) \cdot q(t) \cdot c(t) / d(0) \cdot q(0) \cdot c(0)$$

$d(t)$ :  $t$ 期の広報効率（広報費用に対する露出率）

$q(t)$ :  $t$ 期の広報内容評価

$c(t)$ :  $t$ 期の広報支出

$d(0)$ : 広報効率基準値（GRPなどを用いる）

$q(0)$ : 広報内容評価基準値

$c(0)$ : 広報支出基準値

地域外広告効果測定モデル

$$e_{ot} = (1 - \alpha) e_{o(t-1)} + \alpha r_o [a_o(t)]$$

$e_{ot}$ : 地域外広告効果

$\alpha$ : 長期効果調整パラメーター

$r_o$ : 広報効果反映パラメーター

$a_{(t)}$ : 基準値に基づく広告指数

$$a = d(t) \cdot q(t) \cdot c(t) / d(0) \cdot q(0) \cdot c(0)$$

$d(t)$ :  $t$ 期の広報効率（広報費用に対する露出率）

$q(t)$ :  $t$ 期の広報内容評価

$c(t)$ :  $t$ 期の広報支出

$d(0)$ : 広報効率基準値

$q(0)$ : 広報内容評価基準値

$c(0)$ : 広報支出基準値

地域ブランドの浸透と普及を図るためのマーケティング・コミュニケーションの効果を広告費用の観点から検討するモデルを活用し、地域ブランドを地域内外における浸透率の差異から3つの市場浸透パターンを想定し、地域内外への浸透状況によりもたらされる地域ブランドの付加価値の大きさが予想された。

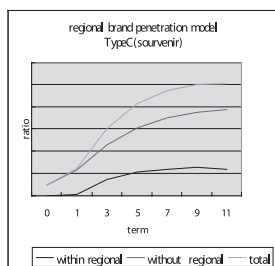
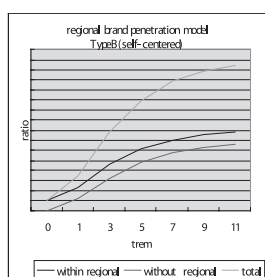
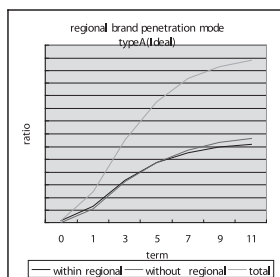
タイプAは、地域ブランドが地域内外ともにほぼ同じ比率で浸透し双方の相乗効果が期待される理想型のモデルである。（ $e_{it} = e_{ot}$ ）

タイプBは、地域ブランドの地域内への浸透率が地域外への浸透率を上回る状態が継続していることを示しており、地域内のステークホルダー間での弱い紐帯が広がりつつあるが、地域外からの評価が得られていないと考えらる。（ $e_{it} > e_{ot}$ ）

タイプCは、地域ブランドの地域外への浸透率が高く、逆に地域内への浸透率が低いパターンを表し、地域内のステークホルダーが地域ブランドの存在に対する意識が低く観光物産的な特徴を示すモデルである。（ $e_{it} < e_{ot}$ ）

地域ブランドのマーケティング・コミュニケーションの成果として望ましい状態は、 $e_{it}, e_{ot}$ の最大化であり  $e_{it} = e_{ot}$  となることである。この状況下において、地域ブランドは地域内外双方で効率的なマーケティング・コミュニケーションが展開されており地域内外のステークホルダーの高い支持を得ているものと考えられる。地域内のステークホルダーは地域への誇りが高まり、地域外のステークホルダーはこの地域ブランドから得られる価値に満足している状況であり双方の地域ブランドへの関わりが相乗効果を生みさらに市場への浸透率を引き上げることに繋がると思われる。このような状態を作り上げるために、地域内外に向けた均等なマーケティング・コミュニケーションへの努力量を図ることを検討する地域ブランド戦略を進める長野県塩尻市の事例を紹介する。

“地域内外からの評価による地域ブランドの付加価値推定モデル”



Application of the Logistic Curve (ロジスティック曲線の適用)

広報効果反映パラメーター  $r$  にロジスティック曲線を適用し、 $r^* = \frac{a(t)}{1 + \exp \alpha a(t - t_0)}$  とする。ここで  $e_{it}$  に  $r^*$  を導入した式を  $RBPi(t)$  とする。同様に  $e_{ot}$  に  $r^*$  を導入した式を  $RBPo(t)$  とする。

$$\int (RBPi(t) - RBPo(t)) dt = S$$

$S$  denotes the additional value of regional brand product by outside evaluation

( $S$  は地域外からの評価差による地域ブランドの付加価値を意味する)

$r [a(t)]$ : Regional Brand Penetration

$r_i [a_i(t)]$ : Regional Brand Penetration in the Region

$r_o [a_o(t)]$ : Regional Brand Penetration out of the Region

### (3) 事例—塩尻市のブランド・コミュニケーション戦略

効果的なマーケティング・コミュニケーション戦略を基に地域ブランド化を進める「塩尻市」では、「地域間競争において市力を向上させ、他地域よりも優位に立つためには、市外の人々が、塩尻の資源を購入するのをはじめ、直接的に訪問し、塩尻ブランドの真髄を肌で体感し、またその魅力を知り、この地において暮らし、新たな知を創造する仲間になってもらうことが必要である」この一連のプロセスを構築するため、外部コミュニケーション戦略においては、塩尻市の魅力を十二分に伝えるために最もそれを体感しやすいイベント等を中心とした事業を通じ、市場における塩尻市の認知度・イメージ向上と浸透を図ることを狙いとするコミュニケーション戦略として次のような企画が

策定されている。また、地域ブランド化の効用の最大化を目指す観点から、地域内に向けてのマーケティング・コミュニケーション戦略が策定されており、地域ブランド論の本質である地域への紐帯（地域への愛着と誇り）と活性化（地域活動への協働）を図ることを狙いとする、地域内へのコミュニケーション戦略が個別に策定され地域内への積極的なブランドの浸透を意識していることが特徴的である。

この戦略を成功裡に導くには、自治体が主導する場合であれ地域のブランド化は地域の人々を中心となり自由闊達な議論を重ねる形で実施される仕組みが工夫されていること。それぞれの戦略内容への優先順位とリンケージが考慮された形で実践されていくことが重要であろう。

事例 「塩尻ブランド」のコミュニケーション戦略  
外部コミュニケーション戦略

#### ● 地域資源の強みを PR

塩尻市の資源のすばらしさを体感させるために、塩尻 Cuisine（市外向け）やキャラバンなどを行う。市内向けの塩尻 Cuisine が市民における地域ブランド資源の再認識や意識づくりの側面があるのに対して、市外向けの塩尻 Cuisine は、マスコミや著名人など向けに行い、塩尻ブランド資源の優秀さをプロモートしてもらうことを主な目的とする。

#### ● トピックスづくり

全国でも最先端の地域ブランド戦略を展開する場所として、地域ブランドに関する研究や取り組みの情報を集約させ、学会やシンポジウム等の開催を通じて、再度、全国に発信する場所とする。そうすることで、常に塩尻市から地域ブランドに関する話題（トピックス）が提供される仕組みを構築する。

#### ● 観光を活用した塩尻ブランドの宣伝

観光側面においては、既に観光振興ビジョンが策定されている。ゲートウェイシティ構想は、「知の交流と創造」を掲げた、塩尻『地域ブランド』戦略とも整合する部分が多い。そのため、歴史・文化・自然資源、たとえば、日本三大縄文遺跡のひとつである「平出遺跡」の活用をはじめとして、分水嶺や宿場町、多くの自然資源（水や森林）などのブランド価値向上に関しては、観光ビジョンの事業を具体的に進めることで実現する。

内部コミュニケーション戦略

#### ● 広報

市民が、塩尻ブランドの取り組みに接触する機会を増加させる。本市の広報を活用し、定期的に情報を提供する。また、塩尻インターネット加入者に対するメールマガジンなどの発行も検討する。職員の塩尻ブラン

ドに対する知識や関心を高めるために職員研修なども併せ行う。

#### ● 購入機会の提供

地場産品が購入できる機会を増やす。市民が消費しない地場産品は市場に流通することはない。そこで、市内において地場産品の流通を促進させる。市内店舗において地場産品の販売の拡充を促すほか、塩尻駅および駅周辺の活用検討、市民交流センターの活用などを検討する。

#### ● 情報窓口の開設

塩尻ブランド専用のホームページを開設する他、庁内にブランド担当部署の設置を検討し、情報の受発信（コミュニケーション）を活性化させる。

#### ● 常設展示場設置

地場産品や塩尻ブランドの情報に気軽に接触できることが重要である。そこで、地場産品や塩尻ブランドに関する情報が常に入手できる常設展示場の設置を検討する。

## 6. 地域ブランド化の今後の課題

### (1) 地域活性化に向けてのブランド化に残された課題

地方自治体が財政基盤の強化を狙いに地域経済の活性化を目的に展開する地域ブランド戦略では、特に地域アイデンティティにどのようなものが掲げられ、そのアイデンティティが地域住民に共有され、地域の紐帯意識へと繋がる仕組みが築かれているかが重要である。そのためには、地域内に地域住民のアイデンティティとしての地域ブランドが浸透することが必要であり、地域ブランドが地域の魅力を象徴するものとして認識されることである。地域内への浸透には、人的な相互作用の頻度の高さや、地域内広報の効果的伝達を検討することも肝要となる。

しかし、地域ブランドの創設と地域外への浸透を急速に進めようとする、地域内住民の求める地域の活性化策とのバランスが崩れ、住民の意思を無視して進められているという思わぬ抵抗を生みブランド戦略の足枷となることが生じることもある。

また、中長期的な地域の成長や活性化を実現するためには、地域住民と地方自治体との効果的なコラボレーションが不可欠であるが、行政の担当者に熱意がなく無責任体質な場合、両者の良好な関係は望めず双方が不信感を抱き地域自体の行政活動が沈滞する事態に陥る恐れもある。また、地方自治体に数年だけ出向してくる国のキャリア官僚が、自分の業績のみを追求し、赴任先の地域の将来を考慮せずマイオピア的で派手な政策に着手し、地道な活動を怠り課題を残したま

ま、出向終了後に地方に残された後始末に地方自治体の職員が忙殺され本来の業務とはことなる辻褃あわせの業務に明け暮れることなどの無駄な作業が膨大に残されることがある。これでは、地域の経済的活性化などを支援する住民の活動が継続されることなど不可能であり、地域に根付くブランド化戦略は失敗に終わると言える。地域の経済的活性化や地域全体の活性化を達成するためには、地域活性化を牽引するファシリテーターを中心に産官学民の協働関係を構築し、地域内外との情報交流を積極的に展開することを通して、理想とする地域の実態に近づいていく絶え間ない努力が成されていることである。地域ブランドに関する情報の共有化を促進するために、地域内広報活動を積極的に展開すること。その場合コミュニケーション効果を高める為、双方向性のある SNS などの活用が望まれる。地域情報化の一環として、地域ブランド掲示板や電子会議などを公開するシステムの導入も有効であると考えられる。情報交流にともなう地域ブランド浸透の効果は、情報への接触頻度と情報の記憶量により規定され、残存効果の高いメッセージが高頻度で提供され、共有化されることが望まれる。そのためには、幅広く受容れる象徴的なロゴやキャッチ・フレーズの創造も重要な役割をはたすのである。このプロセスにおいて地域に生きる人々の中に、地域への愛着度を高め、地域内外の人に地域の特性や誇りを熱心に伝える人がどれくらい生まれてくるかにかかっている。このような心理の高揚感の中核を占める構成概念が、シビック・プライドであり、シビック・プライドの構造は「地域アイデンティティ」（地域の愛着が含まれる）と「地域関与意識」因子で構成される。特に、競争優位な地域特性や個性化を図りにくい地域のブランド化が成功するための重要な役割を担うのが、その地域に生活する人々の地域住民としてのシビック・プライドであり、シビック・プライドが構築されてこそ、究極的な地域ブランド化の循環型のバリューチェーンが完成し、長期的な地域活性化が達成されると思われる。

#### 参考文献

1. Little, J.D.C. (1975), "BRANDAID: A Marketing-Mix Model, Part 2: Implementation, Calibration, and Case Study," *Operations Research*, 23, 656-686
2. ケビン・レーン・ケラー著（恩蔵直人他訳）（2005）「戦略的ブランド・マネジメント」東急エージェンシー
3. D. アーカー著（陶山計介他訳）（2004）「ブランド・エクイティ戦略」ダイヤモンド社
4. D. アーカー著（陶山計介他訳）（1997）「ブランド優位の

戦略」ダイヤモンド社

5. 青木幸弘・岸志津江・田中洋 編著 (2000)「ブランド構築と広告戦略」日本経済新聞社
6. 小池直・山本康貴・出村克彦 (2006) ブランド力の構成要素を考慮した農畜産物における地域ブランド力の計量分析—インターネットリサーチからの接近—  
農経論叢 Vol.62 (2006) Mar. pp. 129-139
7. 片平秀貴 (1987)「マーケティング・サイエンス」東京大学出版
8. 塩尻市 (2007)「塩尻ブランド戦略」<http://www.city.shiojiri.nagano.jp/ctg/Files/1/180127/attach/brandsenryaku.pdf>
9. 滋野英憲 (2005)「まちづくりとシティ・プライド」(「都市商業とまちづくり (第3章)」) 税務経理協会
10. 滋野英憲 (2006)「まちづくりマーケティングの課題」甲子園大学紀要
11. 「地域ブランド化に関する調査研究」報告書財団法人 岐阜県産業経済振興センター (平成19年3月)
12. 安田雪 (2004)「実践ネットワーク分析」新曜社



## 日本とモンゴルの交流促進 (2)

図 姫<sup>1</sup> 塩見 法弘<sup>2</sup>

平成20年10月31日

### The Promotion of Cultural Exchange between Japan and Mongolia (2)

Tu Ya<sup>1</sup> Norihiro Shiomi<sup>2</sup>

#### 概要

日本とモンゴルの交流促進 (1) には、モンゴル民族の歴史や現状を紹介して、モンゴル民族が、外モンゴルと内モンゴルに分かれた歴史と原因、現在の状況と両者の区別、遊牧民達の生活習慣など文化・環境面の概要を紹介した。今回、前論文に続き「日本とモンゴルの交流促進 (2)」には、外・内モンゴルの経済・貿易等の現状について概略を述べ、その詳細と日本との貿易ビジネス・人材交流などにつき解説後、将来日本とモンゴルの交流促進についての考察をまとめる。

キーワード：外モンゴル、内モンゴル、日本との貿易・交流

#### 1. 内蒙古自治区

中国の東北・華北・西北の三つの地域にまたがる内モンゴルは、「西部大開発」政策の対象地域に当たるが、内モンゴルへの政府資金の投入は消極的だ。

内モンゴルは「東部が森林、西部が鋼鉄、南部が農業、北部が牧畜業、至る所に鉱産」と言われてきた。

内モンゴルの伝統的産業は牧畜業であって、20世紀のはじめ特に後半に農業の開発が進み、今では農産物の産量は自給できただけではなく輸出できるほどに発展している。しかし、内モンゴルの自然環境の農作適応性は「農作が開墾の一年目は豊作、二年目は普通、三年目から毎年減産」と言われる。砂漠化の凄まじさもそれを側面から裏付け「生態移民」の悲劇が上演する迄に至っている。内モンゴルの直面している課題は、産業構造の是正と自然環境の保護を平行させることである。エネルギー・素材産業への過度依存を是正し、産業構造の合理性を図ると同時に、効率性を高めて、資源の優位性の発揮と自ら発展の原動力を得ることを目指す。

砂漠化防止について、単なる「退農還林」(農地を森に返す)、「退牧還草」(牧畜を減らし、草を生かす)、「生態移民」(生態事情より牧民や農民を移転させる) 策は一時的な手段に過ぎない。現在、砂漠化が進む内モンゴルでは、積極的に植林が勧められ、日本のNPO、JICAが入って活動している。

内モンゴル経済発展の根本的な対策は、内モンゴルの小雨・乾燥、地表層が薄く破壊されたら再生しにくい自然環境の実情に合わせて、かつ現地の人々の生活向上の配慮にポイントを置き、長期視点に立った経済行動を取り戻さなければならない。要するに、内モンゴル地域にふさわしい文化あるいは経済意識を再構築することである。内モンゴルは、どのように中国政府の地域振興政策に対処すべきか、また、東北アジア経済圏に対してどのような行動を取るべきか、を真剣に考え自ら積極的な行動を取るべきであろう。

#### (産業構造)

内モンゴルの産業構造は、主にエネルギー・素材産業に偏在し、化学・電子・軽工業・畜産加工・乳業など産業もある程度に発展している。石炭による発電・鉱産物と粗製品の輸出を重んじた産業構造は、将来性のある視点に立った産業構造ではないことは明らかである。今後、充実したエネルギーと物産の優位性を生かす畜産・化学・電子関係の加工など高付価値のある産業は高い期待を寄せられ、新規参入も殺到し競争激化している。内モンゴルのインフラ整備は比較的整っている。自治区の首都フフホト市を中心とした鉄道・自動車道・航空の総合的

<sup>1</sup> 本学院生

<sup>2</sup> 本学教授

な輸送網が整備され、特に地方鉄道の集通線が開通し自治区の東部と西部を結んでいる。電力と用水の供給は十分であり、情報通信エリアは自治区の全域を覆っている。

内蒙古自治区の2006年国民経済と社会発展総数を見ると総生産量は4790億元で前年より18%増えた。住民の消費価格総量は前年より1.5%上昇し、食品類は2.6%上昇、タバコ・酒及び日用品類の価格は1.9%上昇、工業品の出庫価格と原材料・燃料及び事業量の購入価格は各3%と5.9%上昇、固定資産投資は3.3%上昇となった。2006年、年末全区の都市と町の就職率は365.15万人、前年より14.81万人(4.2%)増えた。年末失業率は4.13%、前年より0.13%減少した。

2006年の金融総収入は、712.88億元で前年より176.51億元(32.9%)増えた。その中で、地方金融収入は461.71億元になる。同年の地方金融支出は913.73億元、前年より24.4%増えた。その中、基本建設支出は124.39億元で、前年より12.4%増えた。農業支出は29.78億元、前年より23%増えた。教育支出は95.08億元、前年より20.9%増えた。内モンゴルの国民経済などの発展には、経済構造に問題があって、農・牧業の基盤は弱く、建築業やサービス業は遅れているという問題がある。

内モンゴルの2006年の農作物の面積は629.72万ヘクタールで全年食糧総生産量は1704.94万ドル、前年より42.79万ドル(2.6%)増えた。全区牧業の年度家畜数は11051.47万匹(頭)、前年より4.1%増えた。同年完成した造林面積は47.98万ヘクタール、成育率は85%で、その中人工造林は16.16ヘクタールである。2006年、全工業増加値1978.16億元、前年より27.2%増加。工業企業中、国有企業増加値24.7%、グループ企業増加値26.9%、株式合作企業増加値17.9%、外国投資企業増加値21.9%である。

2006年、全年建築業増加値351.35億元、前年より14.3%増加。全区等級建築工事企業694、利益は22.69億元、税金は17.87億元、前年より40%と15.1%増えた。2006年、全区社会固定資産投資総額3406.28億元、前年より26.7%増加。国有経済会社投資1277.48億元、グループ会社投資62.79億元、都市・町の個体投資79.24億元になった。

全区生産総額中、第一次産業投資142.57億元、第二次産業投資1833.54億元、第三次産業投資1430.19億元になった。同年建物開発投資324.95億元、農・林・牧・漁業などの投資142.57億元、電力・ガスおよび水道の生産と供給業投資584.68億元、交通輸送及び郵政業投資394.69億元、水利・環境・公共施設管理業等の投資は216.96億元になった。

そのうち、フフホト市内土地面積は、1.72万平方キロメートル、人口は260.63万人、生産総値は626.90億元(農業総生産値91.60億元・工業総生産値643.17億元)、固定資産投資548.40億元、地方財政収入45.52億元、住民貯金金額453.08億元、給与所得者人数35.54万人、給与所得者給料総額85.67億元である。

#### 都市社会経済指標

指 標	2006年
全社会営業人数(万人)	446.78
給与所得者	134.76
産業営業員	
一次産業	105.25
二次産業	130.52
三次産業	211.01
土地面積(万平方キロメートル)	14.63
生産総値(億元)	2730.75
一次産業	152.96
二次産業	1210.44
三次産業	1367.35
工業(内数)	1040.21
農・林・牧・漁業総生産値(億元・内数)	258.22
固定資産投資額(億元)	1551.03
社会消費品小売り総額(億元)	1104.54
外投資金額(億元)	9.99

内モンゴル金融システムは、主に四つの国有商業銀行、政策銀行が形成され、補完的に地方金融機関(信用金庫相当)が加わる。中国の経済体制改革と金融体制改革が内モンゴルに大きな影響を与えている。経済の市場化と国有銀行商業化が進むに連れて、内モンゴルに偏在するエネルギー・素材など特殊な産業の市場化の遅れと市場化比率が低いという特徴により、大きなデメリットが発生している。つまり、内モンゴルに必要な貴重な

資金が自治区内に保留されず、自治区以外に流出してしまっているのである。国が重要とするエネルギー・素材産業の資金需要は、国有銀行や財政から供給されるが、自治区経済の継続的發展を支える中小企業、地場産業は出血しつつある。近年発足した地方金融機関（地域信用組合を統合、合併し成立）は株式会社制度を採用し、国外資本も25%まで直接的な資本参加はできるようになった。この地域金融機関の地域経済と密着し、地場産業の育成に果たす役割に期待を寄せられている。2006年末全区金融機関の預金総額は4036.56億元である。企業貯金額は1032.68億元、前年より185.41億元増えた。貯蓄金額は2271.34億元、前年より297.81億元である。年末全区機関の各貸金量は3205.19億元である、その中、短期貸付額は1353.95億元、中・長期貸付額は1699.91億元である。2006年12月末、全区証券会社の口座数は27.6万戸で、前年より1.1万戸増えた。証券取引額は730億元で、前年より466億元増加。全年保険業収入は71.95億元である。その中、家財保険の収入は21.84億元、生命保険収入は50.12億元である。全年保険業の賠償金の支払いは17.19億元で、その中、家財保険は10.07億元、生命保険は7.12億元である。

### （経済・貿易）

開放改革以来、内モンゴルは、国境線がながいという地理的優位性を利用し、180の貿易港を開放し、全面的な対外開放のための基本的配置が形成された。また、15の経済開発区および開放区を建設し、モンゴル・ロシア・日本などアジア諸国、東ヨーロッパなどの国々との経済貿易を發展させることに重点を置き、資源開発と經濟發展を推進し、内モンゴル經濟の新たな成長ポイントが形成された。内モンゴルは中国と各国を繋ぐ重要なルートであり、輸出・輸入の窓口であり、その上重要なエネルギー基地である。

内モンゴルは鉍産埋蔵量に富んだ地域であり、探査鉍産価値は13万億元になり、中国でトップである。世界で発見された140種類あまりの鉍産の中の120種類が内モンゴルで発見され、埋蔵量を探査したのは78種類に達している。このほか、石炭・石油・天然ガスなど資源が豊かである。例えば2008年6月4日の情報によると、内モンゴルで神華集団会社が石炭液化工場を建設した。建設作業が順調に進めば、今年下半期には、同石炭液化工場を完成・稼動が可能である。また、稼動後、同工場は毎年350万トンの石炭を100万トンの石油製品に液化することが可能という。2010年までに、神華集団は、同社石炭生産量の半分に相当する、約1億3500万トンの石炭を石油製品に液化する見込み。石炭資源の豊富な内モンゴルにおいて、石炭液化事業はエネルギー供給保障の面で優位性を持つ。しかし、石炭を固体から液体にする過程で、大量の二酸化炭素を排出する上、さらに大量のエネルギーが消耗されるため、技術改善・環境保護などの問題もある。

最近、世界でも注目されているという、内モンゴルのカシミヤ製品。日本でも、安価なカシミヤ製品として中国内モンゴル産の商品が出回っているようだ。カシミヤ製品は日本での価格と比べれば安いものであるが、一番大きい問題はデザインで、中国人の感覚と日本人の感覚は全然違うので、品質が良くても安くてもいいデザインの物を探すことができない可能性もある。日本人好みのデザインは日本に向けて生産され、中国では販売されることはあまりないようである。セーターであれば、1万円くらいから買うこともできるので、じっくり探せば安くてもいいものも見つかるかもしれない。内モンゴル産のラクダ純毛布などいろいろな種類がある。また、健康食品・乳製品・革製品なども日本へ輸出しているようである。

例えば、内モンゴル天然重曹は料理や掃除に大活躍しており、シリングル草原トロナ鉍石から採用される天然重曹である。掃除や入浴だけではなく、食品並のグレードなので野菜や哺乳瓶なども安心して洗える。日本の株式会社丹羽久一内モンゴル産天然素材の自然塩・かんすい・重曹・無農薬味噌・醤油・麦飯石及びチベット高原産にがりの販売をしている。

2006年、国内社会消費品の小売り総額1595.27億元、前年より16%増加。都市消費財小売額1080.59億元、県内消費品小売り326.28億元、県以下町などの消費品小売り1263.8億元になった。住宅・食品業284.3億元、前年より20.6%増えた。車・居住・室内装飾などの消費はどんどん広がっている。

輸出貿易の主要な商品額（数量）

項 目	2005年	2006年
輸出総値（万ドル）	206489	214140
そば（トン）	27144	15700
トウモロコシ（トン）	827472	390917
ジャガイモ（トン）	34860	51093
牛（頭）	8422	7491
新鮮・冷凍羊肉（トン）	2152	2620
カシミヤ毛（千グラム）	650046	800545
カシミヤ（トン）	1050	854
味噌缶詰（トン）	52285	47123
カシミヤセーター（枚／千グラム）	5974784	6256319
絨毯（平方メートル）	1265926	1595067
添加物（トン）	21513	19019
鉄アロイ（トン）	85864	287646
鋼材（トン）	285485	714912
アルミニウム（トン）	35445	14387
シリコン（トン）	80414	30014
稀土、スカンジウム、イットリウムなど（トン）	9610	11468
デジタル映像機（台）	1472866	853630

2006年全自治区の海外へ輸出・輸入総額

指 標	2000	2005	2006
輸入・出総額（万ドル）	203596	516190	594717
輸出総額	102185	206489	214140
輸入総額	101411	309701	380577
外商投资企业輸入・出金額（万ドル）	13597	82872	67579
出総額	11535	41547	40000
輸入総額	2062	41325	27579
対外の契約金額（万ドル）	51273	161700	
対外借金	25475	23369	
外商直接投資	25798	138331	
利用外資金額（万ドル）	54819	140007	196863
対外借金	43583	21430	22797
外商直接投資	11236	118577	174066
年末登録数	874	914	1030
投資総額（万ドル）	253634	1264645	1482341
登録資本（万ドル）	171773	627138	747254
契約金額	5157	18017	19800
対外請負工事（件数）	1730	4613	13595
対外労務合作（件数）	3427	13404	6205
完成営業額（件数）	2549	6100	6710
対外請負工事（件数）	404	1986	4177
対外労務合作（件数）	2145	4114	2533



## 貿易輸出主要国と総額

(単位：万ドル)

国 家	2005年	2006年
米国	25473	29233
日本	22718	30091
英国	2023	7699
ドイツ	2522	3165
フランス	1606	2763
イタリア	10072	16624
カナダ	1113	1558
ロシア	6566	8840
モンゴル国	9393	11877
韓国	22117	20912
シンガポール	3547	4406
ベルギー	611	5320
台湾	1984	2340
香港	29327	10681
マカオ	100	93

## 2003年12月—2007年3月内モンゴル自治区対日本輸出統計 (万ドル)

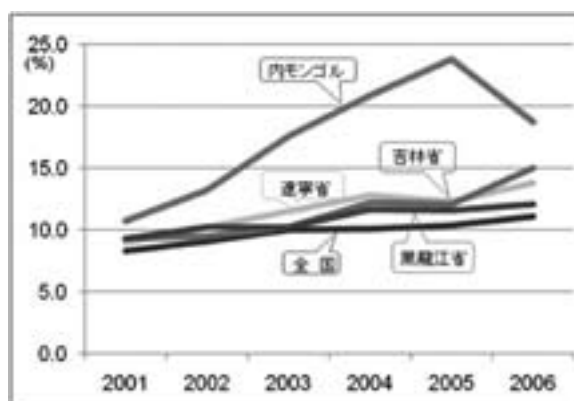
年／月	累計輸出金額	累計輸入金額	累計輸出・入金額
2003 / 12	24616	3889	28505
2004 / 12	28808	2340	31148
2005 / 12	22718	3105	25823
2006 / 12	30091	5173	35263
2007 / 03	9480	8882	18361

2008年9月7日中国メディアによれば、内モンゴル自治区のオルドス市では、現在石炭運輸鉄道の建設が計画されている。同鉄道は陝西省神木県までの16.3キロメートルを結ぶ、本日着工し、工期は2年で2010年ごろ竣工する見通しである。オルドス市は豊富な石炭資源に恵まれ、現在までに探知された石炭埋蔵量は2236億トンである。中国石炭業の速いペースの発展に伴い、オルドス市の石炭年間産出量は3000万トンで増加している。同市の統計によると2007年、オルドス市石炭産出量は1億9600万トン、前年同期比22%増加し、全国産出量の8%を占めた。2008年上期の生産量は1億1300トンに達しており、専門家によれば「同市の石炭産業は急速に成長背手いる。しかし、石炭運輸業の発展が比較的遅れており他省(市)への運輸コストが高騰している。そのため、同市は石炭運輸鉄道の建設を計画している」ということである。

近年、中国内モンゴル自治区は、乳製品工業が著しい発展を遂げ、中国国内で注目されている。ここ数年のGDP成長率は、東北3省や全国平均と比較して著しい(グラフ参照)。同自治区はまた、豊富なエネルギー資源を有する地域であり、石炭の埋蔵量は国内首位である。耕地面積も国内第3位、農業地帯としてもよく知られ、さらに、この地域の遊牧民文化や広大な草原は、内モンゴルの観光資源として有望であり、観光業が成長する可能性を秘めている。一方で、同自治区の経済発展は深刻な問題も抱え、中国国内での牛・羊肉の需要が急増する中、遊牧民たちは牛や羊の放牧頭数を増やし、限られた草原に過度に放牧したため、草原破壊は極めて厳しい状態にある。

2007年には、内モンゴル西部で砂漠化された草原の面積が約9万360ヘクタールに広がった。また、内モンゴルの企業は古い設備のままのところも多く、エネルギー効率が悪い。加えて、観光業や物流に影響するインフラは未設備なのが現状である。2008年6月に三日間、新潟市内で「2008年日中経済協力会議」が開催された。この会議は、来年は内モンゴルが主催者となり同地で開催される予定である。これからは、東北アジアにおける重要な地域としての存在感を高めるために、深刻な環境問題を克服しつつ農業・畜産業やエネルギー資源・観光資源などのメリットを活かして、地域の発展を図ることを期待している。

## 内モンゴルGDP成長率



### (教育)

民族間の不平等中国は多民族の国であり、歴史・地理・交通・自然条件・民族風俗などの要因によって、少数民族地区の経済発展や教育の普及は非常に遅れているのが実情である。中国では少数民族の言語と教育を重視した優遇政策を取り、憲法上もいずれの民族の言語に対する差別及び抑圧をも禁止する旨が明記されている。しかしながら、現実的には、中国少数民族の置かれた状況を見れば、人口構成上圧倒的な多数である漢民族の影響を受け、同化が進行している。そこで、各少数民族が自民族の言語や文化をどのように維持・継承していけばよいのかという問題は、民族平等や抑圧禁止政策にもかかわらず、極めて切迫した大問題になっている。このことは、単に少数民族の言語保持の問題にとどまらず、多民族国家中国の国家的アイデンティティやその豊富な伝統文化的価値をどのように維持・継承していくかという課題とも深くかがわっている。

内モンゴル自治区は、数年前から急速に発展して教育環境も良くなっている。しかし、自然地理条件が恵まれている沿海地区と、自然地理条件が恵まれていない辺遠地区のサービス環境は大きな格差がある。この現象が原因で辺遠地区における「不就学」が高くなっている。非識字率が低い地区は沿海地区であり、自然環境に恵まれ教育水準が高く、特に道路などのインフラが整備されているからである。逆に非識字率が高い地区は辺遠地区であり、これらの地区は自然条件が厳しく、自然災害が多い。そして教育水準は低く、道路などのインフラが整備されていないことも多く、貧困農村・山村・辺境少数民族地区では、多くの子女達が日常生活のため働かなければならない。一方、義務教育といっても、学費・書籍費などの費用を納めなければならないので大変である。

行政管理能力の差による不平等中国で、義務教育などの教育政策の実施は、中央政府および地方政府による行政管理体制に依存している。すなわち、国務院から省クラス（段階）の人民政府へ、各省・市・自治区・省クラスの政府から、それぞれ県クラスの人民政府および郷クラスの人民政府へ政策が降りていく。このことによって、行政管理能力が高い都市部では義務教育がよく普及しており、逆に行政管理能力が弱い農村部では義務教育はあまり普及していない。土地が広い中国では農村・遊牧地方では人口が非常に拡散していて、行政的指導がすべての人々までに到達することは相当難しい。また、行政管理能力が低い農村部では、物的インフラも欠如しており、学校施設と教師はより一層不足している。そして、教師と教員の給料が一年間遅れるという悲しい現実がある。

2006年の調査を見ると、全区共有高等教育学校は36ヶ所、全年募集する学生は8.1万人、去年より9.5%増えた。この中、少数民族学生は6.94万人、其中、モンゴル民族は5.7万人。全年卒業学生は6.94万人である。

学生の民族構成（人）

項目	2005年	2006年
<b>高等教育</b>	<b>229354</b>	<b>252917</b>
（モンゴル族）	52295	57008
（少数民族）	10566	57008
<b>大学院生</b>	<b>7110</b>	<b>8694</b>
（モンゴル族）	2130	2755
（少数民族）	236	294
<b>専門学校</b>	<b>103422</b>	<b>114804</b>
<b>技術学校</b>	<b>91420</b>	<b>111528</b>
（モンゴル族）	17052	23169
（少数民族）	2226	2817
<b>師範学校</b>	<b>12002</b>	<b>4982</b>
（モンゴル族）	1139	641
（少数民族）	170	177
<b>高校生</b>	<b>523497</b>	<b>561484</b>
（モンゴル族）	121996	130757
（少数民族）	19240	18391
<b>中学生</b>	<b>1031241</b>	<b>990473</b>
（モンゴル族）	218780	208878
（少数民族）	32343	31084
<b>小学校</b>	<b>1596381</b>	<b>1563790</b>
（モンゴル族）	328894	325541
（少数民族）	40485	38762

内モンゴル自治区では、近年砂漠化の進行により草原や森林が消失し、黄砂の発生や農地の縮小などにより自然環境が悪化している。このため、中国政府や日本からのNPOなどが現地で植林などの砂漠緑化に取り込んでおり、このような努力によって、自然環境はある程度の改善が見られる、しかしながら、地元農民と牧民の生活及び経済状況は悪化しており、特に子供たちの教育面では貧困の為に小学校に通えなくなる子供たちが多く出ている。このようなことから、小学校の子供たちによる苗木作りと販売を日本から支援することにより、子供たちの教育機会の維持拡大と地域の砂漠化の防止を目的として、いろいろな基金を設立している。例えば：ナヒヤ（樹木の苗戸子供の苗）育てるナヒヤ基金は“苗”と“子供”を意味するモンゴル語である。ナヒヤ基金の事業は次のとおりである。

1. 苗木の購入

日本において、内モンゴルの小学校で育てた苗木を購入する資金を募る、中国政府及び日本からの植林ツアー等への苗木の販売ルート確保を図る。

2. 砂漠緑化エコツアーの実施

日本から、内モンゴルマンハン（砂漠）地区を訪問し、緑化の現場視察、小学校の訪問、植林を中心としたエコツアーを企画し実施する。

3. 調査研究、技術指導

適切な砂漠緑化の方法開発のため、大学研究機関などと協力して調査研究を進め、現地条件に適応した緑化マニュアルを作成する。

4. 奨学金給付、教育設備整備

小学校における教育環境改善のため、貧困のため通学できない子供に対する奨学金給付、文房具・教材などの提供、トイレ・宿舎などの生活施設の改善を行う。

（交通・郵便・電気通信・観光業）

内モンゴル自治区の交通については、全自治区内の交通輸送業で輸送能力資源を統合し、立ち遅れた生産能力を淘汰するとともに、省エネ・環境配慮型輸送能力の利用を奨励するなどの措置によって、省エネ・排出削減事業を全面的に展開する計画を明らかにした。自治区各地の輸送管理部門は環境保護基準をクリアできない車両を運輸市場から追放し、交通輸送企業の省エネをはかっていく。また、旅客輸送の業界構造を調整し、輸送能率を向上させていくという。全年各種類の運送量84137万トン、前年より18.1%増えた。内訳は鉄道25157万トン、道路

58978万ドン、航空1.98万ドンである。

2006年、全年郵便・電気通信総量は257.76億元、前年より29.1%増加した。そのうちで電気通信総量247.87億元、郵政総量9.89億元になった。都市の電話使用者425.74万戸、田舎の使用者114.87万戸、公衆電話使用者43.12万戸、携帯電話使用者874.13万戸。

内蒙古は観光資源に富んでいる。例えば、豊富多彩な民族文化・草原の景観・大興安嶺の原生林・黄河の景観・不思議な響沙湾・数多くの湖と温泉・ジンギスカンの陵墓・王昭君の墓・古代の万里の長城・陰山の古寺である五当召・五塔寺・百霊廟・後漢時代の壁画古墳群などの遺跡がある。毎年海外からの観光客がどんどん増えている。2006年の観光収入は279.71億元、去年より34.4%増加。内訳は外国人人数は123.25万人、旅行代は4.04億ドル、国内観光人数は2451.7万人、旅行代は248.24億元。

海外からの旅行者（人）

国 家	2005年	2006年
米国	5187	10492
日本	19808	29218
英国	3882	4910
ドイツ	8881	7453
フランス	911	1530
イタリア	2340	3267
オーストラリア	2448	3117
カナダ	3393	3920
ロシア	484033	536890
モンゴル	444270	577154
シンガポール	2994	3338
フィリピン	573	310
スイス	179	1069
オランダ	279	88
ニュージーランド	317	430
香港・マカオ	6628	9012

#### (文化・衛生・体育)

2006年の調査によると、芸術事業機関は147ヶ所、従業員は5552人で、芸術出演団体は109ヶ所、映画事業は1078ヶ所、従業員は4130人である。文化館は102ヶ所、公共図書館は110ヶ所、博物館は33ヶ所、テレビ局は13ヶ所。年末全区衛生機関は3693ヶ所、そのうち、病院は474ヶ所、村・田舎には1325ヶ所、疾病予防する機関は191ヶ所、婦人衛生機関は113ヶ所である。年末全区衛生技術者は10.23万人、そのうち、病院は5.3万人、田舎の病院は1.71万人、婦人衛生機関は0.44万人である。一年中全区体育試合で受けた表彰メダルは1649。そのうち、国外メダルは46、国内は1603。アジア記録を1項、全国的記録を4項、自治区的記録を110項突破した。2008年のオリンピックにもボクシングの金メダル受賞者もいた。



内蒙古人民物質文化生活情況

項 目	年				
	1990	1995	2000	2005	2006
就職					
1つ村の労働力責任人数(人)	1.68	1.55	1.48	1.42	1.4
1つ都市の労働力責任人数(人)	1.89	1.86	1.92	1.91	1.9
都市の失業率(%)	3.8	3.17	3.34	4.26	4.13
収入					
農村・牧民の平均収入(元)	647	1300	2038	2989	3342
農民平均収入	607	1208	1869	2813	3188
牧民平均収入	906	1871	3355	4341	4502
都市居民の平均収入	1155	2846	5129	9137	10358
従業員年給料	1846	4134	6974	15985	18469
消費					
農村・牧民の平均消費(元)	539	1261	1615	2446	2772
農民平均消費(元)	492	1181	1442	2244	2523
牧民平均消費(元)	843	1762	2959	4006	4656
都市居民の平均消費(元)	982	2482	3928	6929	7667
貯金					
都市・村居民の一年貯金額(億元)	110	410	876	1974	2271
一人の一年平均貯金額(元)	515	1804	3875	8274	9506
住宅面積					
農民・牧民一人の平均自宅	11.9	15.3	17	19.7	20.1
都市の一人の平均自宅	8.98	12.06	15.54	26.09	26.56
都市共用事業					
水道普及率(%)	73.4	80.7	89.1	83.9	80.7
ガス普及率(%)	16.8	40.5	58.6	68.2	71
教育					
小学校に入る子供達の入学率(%)	97.9	98.9	99.5	99.4	99.7
一万人口の中在校大学生数(%)	15.1	16.39	29.6	96.15	105.85
衛生					
一万人口の中ある病院の病床(ベッド)	26.62	27.25	28.24	26.83	27.13
一万人口の中いる病院技術者(人)	45.1	44.97	42.39	43.01	42.83
一万人口の中いる医者数(人)	19	22	22	21	21

(全区保護区)

全区自然保護区は190ヶ所、面積は1322.6万ヘクタールである。そのうち、国家的自然保護区は21ヶ所、自治区的自然保護区は55ヶ所がある。

(人口・人民生活と社会保障)

2006年の出生人口は23.58万人、死亡する人口は14.12万人である。年末全区総人口は2392万人である、その中、モンゴル民族は480万人。都市人口は1163万人、村・田舎などの人口は1228万人。男性は1231万人、女性は1161万人である。総人口の中に65歳以上の人は164万人ぐらい。年末全区社会福祉施設は4985、資金は28131.3万元になる。基本養老保険に参加する人は265.54万人である。年末老人ホームには3.01万床があって、2.28万人がいる。

2. モンゴル国 (外モンゴル)

モンゴルは、世界各国が注目している資源国のひとつである。モンゴル資源の魅力は日本政府も認めるところで、資源開発につながる技術や資源の援助は民主化以降のモンゴルで、継続的に行われてきた。以来変わることなく日本はモンゴル最大の支援国であり、長年培ってきた信頼関係は、地理的な距離を乗り越えて両国間に深い絆を生み出しているのである。

(経済・貿易)

草原が国土の大半を占めるモンゴルは、日本にとって身近なようで遠い国である。日本とモンゴルは1972年に国交を樹立して以来、「第3の隣国」と呼ばれるほど密接な関係を築いてきた、お互いの国の要人も定期的に往來する間柄なのである。

日本の震災時にもモンゴルからの救援物資が送られ、モンゴルの教科書には「鶴の恩返し」などが採用されるなど、両国間の信頼関係は極めて深いものである。朝青龍や白鵬に代表される近年の角界でのモンゴル力士の活躍やオスカー賞候補ともなった日本人俳優・浅野忠信が主演した映画「モンゴル」などに見られるように、近年、特に文化面でもの交流が盛んになってきた。

#### 諸外国の対モンゴル経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

	1 位	2 位	3 位	合 計
2001年	日本 81.46	ドイツ 21.93	米国 12.74	141.09
2002年	日本 79.01	ドイツ 23.19	米国 20.43	141.29
2003年	日本 67.27	ドイツ 29.94	米国 16.08	147.99
2004年	日本 65.57	ドイツ 26.54	米国 25.90	154.42
2005年	日本 56.48	ドイツ 28.17	米国 18.14	131.87

モンゴル経済は、2000年あたりを境に本格的な回復を遂げ、2004年の経済成長は10%を超えて、初めて貿易収支の黒字を実現した。輸出は4割増となり、財政赤字に苦しんでいる国を潤す結果となっている。首都ウランバートルは途上国特有の熱気にあふれかえり、建築ブームが巻き起こった都市部では、至るところで建設ラッシュの光景を目にすることができる。草原ののどかな風景とは打って変わって、住宅が立ち並び、オフィスビルも林立してきた。この数年の経済成長は、都市部へのヒトの流れを加速させた。2002年には、政府が土地を無償で与える政策を実施した事もあって、草原に住んでいる人達がゲルでの生活を捨て、活気づく都市部にやってくるケースも増えてきた。ヒトが集まれば、何より住むところが必要になり、住宅需要の高まりは、経済成長と政府の土地政策がもたらしたものであるといえる。冬場には氷点下30℃を超すモンゴルは、路上生活をする子供達は、寒さをしのぐために地上よりも暖かいマンホールの中で暮らす。失業などで経済的に困難する親から捨てられた子供達が路上生活を余儀無くさせられている。

モンゴルの経済の重要な柱は、従来の伝統的な畜産農業である。広大な草原を生かした放牧形態が特徴で、牛・馬・羊・ヤギ・ラクダの5家畜が代表的なものである。乳や肉、皮革製品など、国民の衣食住に深く根付いた産業として、経済的変革にとまって少しずつ形は変わりつつあるものも盛んでいる。人口に占める農牧業の従事者は半数近くに及び、対 GDP 比で見ても農牧業がモンゴルで欠かせない産業であることは明らかである。

#### 実質 GDP に対する産業別シェア (%)

産業	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
実質 GDP	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
畜産業	33	34	35	35	29	24	20	20	21	21
鉱業	11	11	11	11	11	12	11	10	12	13
製造業	8	7	7	7	6	8	9	9	9	6
インフラ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
建設	3	2	2	2	2	2	2	3	3	3
商業	19	21	20	19	24	26	28	28	27	28
運輸通信	9	9	9	9	11	12	14	14	14	15
金融	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
政府	5	5	5	5	5	4	4	4	4	3
その他	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8

## 産業総生産（2005年～2006年）

（単位：1億ドゥグルグ、1ドル=1,179、70トゥグルグ）

	2005年	2006年	増減率
<b>鉱業全体</b>	<b>274.9</b>	<b>254.3</b>	<b>-7%</b>
石炭	26	23.9	-8%
金属、鉱物	235.6	216.8	-8%
その他	13.2	13.5	2%
<b>加工分野全体</b>	<b>180.7</b>	<b>215.7</b>	<b>19%</b>
食品	57.4	63.9	11%
編物	68.9	90.0	31%
洋服、革加工	11.2	11.6	3%
発行、印刷、レコート	4.3	4.2	-1%
鉄工	23.9	32.5	36%
その他	15	13.4	-11%
<b>電力、暖房施設、水道</b>	<b>77.4</b>	<b>77.2</b>	<b>4%</b>
合計	530.0	547.2	3%

## 主要産業：

GDPに占める農林業のシェアは約22%。農業の中心は家畜の飼育。2005年の主な農産物の生産量は、ミルクが4億リットル、小麦と馬鈴薯が各8万トン、野菜・メロン6万トン。工業製品はセメント11万トン、木材1万m<sup>3</sup>、小麦粉6万トン、他にリグナイト、褐炭、石炭、塩などを産し、資源は豊富である。

輸出品にもそれを見て取ることができる。羊毛・カシミアなどの繊維品は、依然輸出の主力であり、外貨獲得に無くてはならないものである。特にカシミアは世界的な価格上昇にあり、輸出の拡大に大きく寄与している。そして近年、農牧業を追い起す勢いで、主力産業に躍り出ようとしているのが鉱工業である。未開の資源大国といわれるモンゴルは、昨今の資源高もあって世界から熱い視線を浴び始めている。

世界3位の埋蔵量を誇る銅鉱山を持ち、他にも石炭や金、さらに数々のレアメタルの鉱脈がある。国土の75%は手付かずの状態が続いており、潜在力はまだまだ未知数である点も、モンゴル資源の魅力の一つである。2006年の鉱業部門の比率は65.4%に達し、金・銅・石炭等の鉱物資源は輸出の大半を担うまでに急成長している。資源供給増加の難しさに加えて、供給を妨げる要因もある。その一つは資源高騰の影響で鉱山企業の業績が好転し、労働側の賃上げ要求が強まってきている。また、鉱山開発を取り巻く地域住民の運動も高まりをみせており、資源供給阻害につながっている。環境汚染に対する抗議が起き、環境補償金の要求にまで発展した。

## 主要経済指標

	2004年	2005年	2006年
国内総生産GDP	16億ドル	19億ドル	
1人当たりGDP	617ドル	706ドル	
GDP伸び率	10.7%	6.2%	
外貨準備高			9億2,602万ドル
対外債務残高	15億1,700万ドル		
消費者物価上昇率	11.0%	9.5%	
失業率	3.6%	3.3%	

## モンゴルの主要貿易品と金額（2005年、100万ドル、%）

## 輸出（FOB）

品目	金額	構成比
鉱産物	455	42.7%
貴金属・宝石類	332	31.1%
繊維及び同製品	191	18.0%

## 輸入（CIF）

品目	金額	構成比
鉱産物	327	27.6%
電気機器・機械類	256	21.6%
輸送機械	116	9.8%

モンゴルはロシアと中国という大国に挟まれ、海に面していないという地理的条件も、モンゴルの持つハンディと言えよう。海路が使えないため輸送コストが膨らんでしまい、隣国以外からの貿易や外資導入においてマイナスの要因となっている。そんなハンディを克服するため、経済の自由度や透明度を高める事で、各国政府や国際機関の支援を得るという方針を明確にしてきた。

国際的な動きとしては、1991年のIMF加入後、世界銀行・アジア開発銀行（ADB）に加入し、1997年には世界貿易機関（WTO）に加盟して市場の開放を進めてきた。モンゴルの経済は、1991年以降急速にモンゴルとの貿易を拡大してきた中国の存在も、重要な要因である。国内の物価上昇と物資不足から中国製品の需要が増加し、モンゴルから成長路線を進める中国へは資源や繊維製品が輸出されたのである。中国との貿易は、民間貿易を大きく成長させた。民間貿易は1991年の7%から1993年には22%へ、輸入は9%から40%へと拡大し、中でも中国に対しては、1990年は1100万ドルでしかなかった貿易額が、1992年には5500万ドル、1993年には1億1200万ドル、わずか3年間で10倍以上になった。モンゴル国民は、過去の歴史により中国に対して良い感情は持っていないのが実情である。しかし、そういった国民感情にかかわらず、モンゴル経済は中国抜きに語ることはできない状態にある。地理的な面、及び中国の急速な経済成長から近年、中国への依存度はさらに加速している。その結果、モンゴルの輸出総額に占める中国向けの割合は2006年には69%にまで達しており、中国の旺盛な資源需要に支えられた格好になっているのである。

また、世界有数の埋蔵量を誇るエルデネット鉱山からの銅は、コメコン体制の頃は石油とのバーター取引で社会主義諸国との間で石油と交換されていたが、自由化後はスウェーデンやスイスなどとの輸出されるようになった。貿易の自由化で、モノの輸出入の相手も大きく様変わりした事になる。貿易の自由化によって、全ての企業や個人は自由に外国貿易活動に従事する権限を与えられ、その結果、輸出入は大きくモンゴル経済に貢献する。2004年から貿易赤字は縮小し、2006年には貿易黒字に転じた。

国内への外国資本の誘致にも政府は積極的に取り込んできた。外国投資受け入れのメリットは2つある。投資によって、資金・技術・経営ノウハウなどを国内に蓄積できるとともに、国内通貨の需要につながるという点である。2005年の実績では、1.8億ドルの対内直接投資を獲得した。今後、持続的な成長を達成するために、国内に投資を呼び込むことが欠かせないと判断もあり、モンゴル政府の対内直接投資窓口である FIFTA は、10年間で100億ドルの直接投資を目標にすると発表した。

#### 主要国別輸出・輸入（2005年、100万ドル、%）

##### 輸出（FOB）

国名	金額	構成比
中国	484	45.4%
米国	127	11.9%
英国	42	3.9%

##### 輸入（CIF）

国名	金額	構成比
ロシア	400	33.8%
中国	319	26.9%
日本	79	6.7%

#### 日本との経済関係

##### 日本との貿易の推移（100万ドル）

年	日本の輸出	日本の輸入	バランス
2004	73.7	8.2	65.5
2005	73.7	6.5	67.2
2006	105.9	8.4	97.5

##### 日本の直接投資額の推移（億円）

年度	金額
2003	—
2004	11
2005	2

#### 主要商品別輸出・入（2006年、100ドル）

##### 日本の輸出

商品名	金額
自動車	51.1
船舶	16.1
建設用・鉱山用機械	7.2

##### 日本の輸入

商品名	金額
衣類・同製品	1.4
肉類	0.2
木材	0.2

日本がモンゴルにとって最大の支援国である。2006年どのモンゴルに対する ODA は、無償資金協力が43.3億円、技術協力には16.26億円の援助を行なっている。2006年までの援助実績としては、円借金391億円・無償資金協力790億円・技術協力は279億円である。このような ODA を通じて、モンゴルのインフラ整備・貧困問題・市場経済化の推進に日本は協力してきたと実績がある。同時に、貿易総額でも第5位と、中国・ロシア・アメリカ・韓国に次ぐ貿易相手国でもある。日本への主要な輸出品は羊毛など繊維製品であり、かつては金や銅の輸入も行なわれていた。2000年に入ってから、雪害の影響もあり日本への輸出が伸びず、日本とモンゴルの貿易は縮小したが、2004年以降の貿易規模は回復してきた。2006年は日本への輸出品合計は1億1458万ドルに達した。日本からの輸



入も輸送用機械を中心に1億ドル以上の規模となった。2002年には投資環境整備のため、日本・モンゴル投資協定が締結された。さらに、2007年には貿易と投資の経済関係拡充を盛り込んだ「今後10年間の日本・モンゴル基本行動計画」に署名するなど、貿易拡大に向けての両国間の取り組みも見られた。それとモンゴルへの直接投資も増加傾向にあり、日本からの民間投資は、2008年2月時点で支店開設の日系企業8社、現地法人化した日系企業227社となっている。日本を始めとする外国からの支援や緊縮財政などを基軸として、2000年～2001年のGDP成長率は1.1%減となった。しかし、プラス成長に転じた1995年～2004年のGDP平均成長率は4.2%となった。

鉱工業と農業部門が経済活動のGDPの大半を占めるモンゴルが、農業部門の割合は1995年の38%から2004年の21.3%減少し、鉱工業は徐々に増加する傾向が見られる。鉱工業と農業の2大経済活動に加えて、卸売・小売がこれらに肩を並べるまで成長した。その結果、一次・二次産業から、貿易・サービス部門などの三次産業への移行も見られる。2005年からの世界市場での鉱物資源価格の上昇で、貿易部門に占める鉱工業の比率はさらに増加している。2005年のGDP成長は6.7%、2006年は8.7%となり、経済の好調ぶりは続いている。政府もこれらマクロ経済指標から、モンゴル経済は移行期の不安定な状況を脱し・持続的な発展段階に入ったとの認識を示している。

モンゴル経済全体を見渡して見ると、経済インフラの未整備、産業振興策や民間企業の経営管理ノウハウの不足、偏った産業構造など、今後解決すべき問題は少なくない。しかし、市場経済化からすでに20年近くが経過した現在、モンゴルの「混乱の10年」を乗り越えて、確実に自由経済国家としての成長を遂げてきた。そして、GDP成長率に現れているように、明らかに成長軌道を歩んでいるのも事実である。近年の資源需要の世界的な高まり、モンゴルの成長を後押しする格好になっている。各国が資源を求めてモンゴルの投資機会をうかがっているのも、将来的なモンゴルの国家ビジネスでは欠かせない要素といえるであろう。モンゴルの近年の経済成長を支えているのは鉱業である。モンゴルの鉱業が国の発展に欠かせない産業であることは、国のマクロ指標などが羅も明らかである。経済成長の重要な役割を演じている輸出資源の増産、さらに販売利益の増加が、ここ数年のモンゴルの成長を支えているのである。

#### 経済に占める鉱業部門の比重

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
GDP	10.10%	12.70%	17.30%	18.00%	20.30%
産業総生産	47.30%	49.60%	64.70%	65.50%	65.40%
輸出	56.70%	58.90%	70.80%	75.80%	73.80%

#### 鉱業及び原油生産量

品目	2004年	2005年	2006年
銅精鉱	130	126.3	130
モリブデン精鉱	1,140.9	1153	1,160
銅力ソード (トン)	2,376	2,474.5	2,500
金 (トン)	18.6	21.9	23
螢石化学用 (千トン)	104.8	93.7	95
螢鉄鋼用 (千トン)	206.7	233.4	250
石炭 (千トン)	6,794.7	8,255.8	8,500
原油 (千トン)	197.6	200.3	212.3

2006年には、鉱業はGDPの20.3%、総工業生産の65.4%、輸出の73.8%、外国直接投資の47.7%、国家予算収入の20%を占めた。世界的な資源需要の高まりと、それに伴う価格上昇がモンゴル経済成長の最大の要因と考えられる。特に銅の価格上昇は目覚しく、新しい鉱山の開発が進めばモンゴルのGDPを一気に押し上げるとも言われている。国土の75%は手付かずのまま放置されていたのが、これまでのモンゴル資源の実情で、銅や金、モリブデン以外の鉱物資源の採掘や輸出製品の加工分野は大きく出遅れていた。例えば、石炭・ポリメタル・リン・ウランウムなどは、約20年前の政府による調査で発見されたが、依然として開発は進んでいない、水資源供給、電力・熱供給網・鉄道建設など主にインフラの未整備が開発を遅らせる原因となっている。

モンゴルの主な鉱産物としては、銅・モリブデン・金・石油・石炭・螢石が上げられ、そのほとんどがモンゴルを代表するエルデネット鉱山を主要生産としている。

エルデネット鉱山は、モンゴル北部に位置し、1978年にロシアのとの合弁で生産が開始された。2003年にロシアの権益延長が締結された。この山だけで2295百万トンの資源が埋蔵されており、銅の年間生産量は約13万トンにのぼる。また、モリブデン、金も採掘されており、深部に破さらに銅1400万トン、モリブデン3万7000トン、タンゲステン鉱石も埋蔵されていることを明らかになっていた。一番的に、モンゴル最大のエルデネット鉱山以外では、生産基盤、適用技術の問題は解消されていない。時に金や石炭生産現場では、環境破壊、低い鉱物回収率などの問題を残しており、本格的な生産の障害になっていた。モンゴル鉱業の更なる発展の為にも、エルデネット鉱山以外の開発を推し進め、採掘のみの現在の状況から脱す事が急務であるといわれている。モンゴル政府は外国投資家にとって魅力的な投資環境づくりには成長したが、一次資源を国内で処理加工する二次産業が育っていないことが弱みだからである。将来的には付加価値のある製品を生産する体制を構築することが必要であり、そんな弱点を解消すべく、政府は鉱山開発、精鉱などの鉱業品を生産する中規模のプロジェクトと取り組もうとしている。さらに、南ゴビのタバン・トルゴイ、オユ・トルゴイなどの新規開発鉱床でのインフラ整備も計画し、銅地金、コークス、亜炭の生産、石油開発を行なうための調査研究計画も進めている。モンゴルの代表する、銅の埋蔵量では世界最大級を誇るオユ・トルゴイ鉱山では、カナダの大手鉱山会社アイバンホーと中国の江西銅業が共同開発を進めている。オユ・トルゴイ鉱山の銅の埋蔵量は1449万トンで、これは日本の銅精製輸入量の10年分に匹敵し、金の含有量が高く今後の開発が期待される要素である。

産業改革や調査の推進、インフラ整備を実行するためには、外国投資の参加が不可欠である。産業改革を行なうために、外国政府からの経済支援、借金などによる資金の比重を減らし、技術移転が期待できる外国民間資本による資金利用への移行を推進している。モンゴルは次の開発段階へ進むためにも、技術開発・鉱山開発・ノウハウの導入・外国直接投資・ビジネス情報・経験・マネジメントなどを求めている。資源高が後押しする形で、各国によるモンゴルへの資源開発に対する意識は数年前とは大きく変わってきた。外国資本による新たな調査も増加し、新鉱山として資源の採掘が開発されるケースも出てきた。鉄鉱石・亜鉛精鉱・銅地金の輸出が2005年初めから開発され、外国からの投資も並行するよう増えてきた。モンゴルへの直接投資を国別で見ると、件数、金額共に中国が圧倒しており、全外国投資の47.4%が中国からである。次いでカナダ1.2%、韓国7.3%、日本5.0%、アメリカ3.6%となっている。また、資源国であるオーストリア、ロシアもモンゴルへの投資には積極的な姿勢を打ち出している。金鉱床の開発促進策の実施と改正で、民間資本の参入がしやすくなったことから金の生産も年々増加している。金価格の高騰を受けて、2004年にボロー鉱山、2005年にはタブト鉱山、オプト鉱山が操業を開始したことで、金の増産に大きな影響を与えた。2005年には対前年日7.7%増の24.1トン、2006年は22.6トンとなり、年間ベースで市場経済導入の4倍の産出量に達していた。レアメタルの一つであるタンゲステンや錫の鉱化帯も見つかっている。これは小規模ながら、モンゴルの中央部と東部に存在していることが確認された。また、ウランの確認埋蔵量は世界で14位となる6万2000トンである。未確認埋蔵量では139万トンで、世界最大規模と見積もられている。モンゴル国内にウラン鉱床は3ヶ所認められているが、その潜在的な埋蔵量は未知数という。

モンゴル国の主要非鉄金属の生産量（2006年）

鉱種	生産量 (A)	世界計 (B)	(A) / (B) %	ランク
銅鉱石 (千 t)	132.3	15,223.8	0.9%	17
銅地金 (t)	2.6	17,436.6	0.0%	42
モリブデン鉱石 (千 t)	1.4	185.9	0.8%	10
錫鉱石 (千 t)	0.2	324.4	0.1%	16
亜鉛鉱石 (千 t)	109.9	10,133.1	1.1%	17
金鉱石 (t)	22.6	2,170.9	1.0%	18

モンゴルの鉱業法は、投資に関連した複雑な手続きを簡素化し、資源への投資をしやすくするための様々な規定を盛り込んだ法律であった。しかし、鉱物資源価格の高騰や資源ナショナリズムの動きを受けて、これまで外国資本に優遇的な措置を続けてきた政策に変化が見られる。好調さを持続する工業分野の法的環境をより強固にするため、モンゴル政府は2006年に新鉱業法の導入を決めた。改正では、これまでの海外資本優遇策から一転し、ロイヤルティーの引き上げや実質的な増税などが実施された。これは国の財産を外資に対して安売りしないという国民の意思をくみ取った改正となった。銅と金の市場価格上昇に伴い、一定水準以上の価格について売上高の68%の税金を納めることになった超過利得税の導入も、外国資本に不利な新法という。しかし、モンゴルのエンフバヤル大統領の来日時にまとめられた「今後10年間の日本・モンゴル基本行動計画書」では、開発参加に関心

を有する企業の投資意欲を高めるような環境整備の強化がうたわれており、モンゴルの実情をかんがみても今後、外国からの投資環境が大幅に悪くなる可能性は低いと見られている。

2006年鉱業ライセンス状況

国名	ライセンス数	面積 (100万 ha)
イギリス	542	20.7
中国	343	2.2
ロシア	221	1.9
バミューダ諸島	142	3.8
日本	128	1.1
ケイマン諸島	109	1.5
韓国	85	0.7
オーストリア	53	1.1
カナダ	53	1.1

海外のモンゴル資源への投資攻勢に比べると、日本の民間企業の動きは出遅れている。しかし近年、資源の確保が難しくなってきた背景により、日本企業も遅れを取り戻すかのようにモンゴルで活発な動きを見せている。大手商社の伊藤忠商事は、資源メジャーのリオドセと共同でモンゴルの石炭開発と生産に向けて調査を本格化させた。それに追随するかのよう三井物産も、アイバンホーとの共同事業化に名乗りを上げ、新規案件の獲得により、持分生産量を倍増させる計画を発表した。共に、道路や鉄道建設を含めたインフラ整備を盛り込んでおり、中長期的な生産計画を見込んでいる。

モンゴルの資源開発において懸案であった輸送ルートに、大きな構想が浮上した。日本とモンゴル、中国の3カ国による「東方大通道プロジェクト」がそれである。モンゴルの東部チョイバルサンから、中国東北部の吉林を通過し、ロシア極東地域の日本海に面するサルビノ港まで鉄道で結びます。はるばる大陸を渡ってきた資源を日本海から海上輸送で日本海側の秋田や舞鶴などに運ぶというプランで2012年の完成を目指している。モンゴルの今後の資源開発はまだ未知数であるが、現在の日本との良好な関係や、資源国家への投資の増加傾向などからも、今後の日本のモンゴルへ進出は双方にとって自然な流れといえるかも知れない。資源のない日本、資源にあふれたモンゴル、技術やノウハウを持つ日本、技術を持たないモンゴル。お互いが持ち得ない部分を埋め合せて、がっちりタッグを組むことが、今後の両国にとって経済上大きな進展をもたらすことは間違いない。両国間には、それを実現するための下地がある。現在まで築いてきた協力関係、信頼関係である。これらは日本とモンゴルの絆の潤滑油として、さらなる経済交流を生み出すのに大いに役立つことであろう。

### (観光事業)

モンゴルはやっと観光事業の重要性を認識し始めた。これはモンゴルにとって大きな進歩だと言ってもいいだろう。確かにモンゴル政府は4、5年前から何回も「観光年」と定め、PRして来た。しかし、具体的な対策が乏しく、効果も上がらず、単にスローガンを掲げたと思われる。去年まで観光客の半分以上を占める日本からの観光客は2万人に足らずである。これは豊かな大自然を誇るモンゴルにとって大変少ない数字である。モンゴル政府は自らが何の手も打っていないにもかかわらず、モンゴルに観光客が大勢やってきて当然だと思う。理由として、自然があるからだとか、モンゴル以外の国には豊かな自然がないと思っている。現実には、世界中の地域にモンゴルとは異なった豊かな自然があり、それらの地域を観光資源として開発・利用し、国に活力をもたらす努力を重ねている多くの国々がある。何の努力もせずに観光客が押し寄せて来るなどということはいえなないということはいい加減に認識してもらいたいものである。

モンゴルと日本はお互いに特別な存在であることを認識しなければならない。日本とモンゴルはアジアの国々の中でも、もっとも文化的な共通点のある民族同士である。感情的にもお互いに非常に親近感を持っている。モンゴルが民主化されて以来、日本は一貫してモンゴルへの援助を続けて来た。日本とモンゴルの交流は政府レベルだけではなく、草の根交流も盛んになった。特に、ここ数年日本の国技である相撲界において、白鵬・朝青龍などモンゴル力士たちの活躍は目覚めしく、日本に限らず世界中にモンゴルをPRすることができた。モンゴル出身の力士たちの活躍によるモンゴルPRの効果は非常に大きいものである。

モンゴルはいま完全な市場経済になっていない。特に遅れているのはモンゴル航空会社を始めとする国営企業である。モンゴル航空会社の主な収益源は言うまでも無く、モンゴルと日本を結ぶ路線である。モンゴルと日本



の直行便はモンゴル航空会社のものしかない。観光シーズンの7月8月は週5、6便が飛んでいる。距離的にそんなに遠いわけではないが競争が無い為航空券代は世界一高いといわれている。モンゴル国籍の人にはモンゴルから出発する便に限って特別割引料金設定があるのですが、日本から帰省する多くの留学生、研修生でさえモンゴル航空をあまり使わず、北京経由の中国便を使うか、もしくはソウル経由の大韓航空を使うのが一般である。モンゴル・日本の間の路線には、韓国航空会社や中国航空会社に関心を持っている。要するモンゴル航空会社が一番恐れているのは市場経済の競争原理である。モンゴル航空会社の収益や国益をあまり考えていないのが実情である。モンゴル航空会社のトップにとって、モンゴル航空会社全体の収益であり、国益であり、それはあまり重要ではないようである。それより大事なのは先ず個人的にメリットがあるかどうかによって働くことである。

市場経済の競争において、信用は会社の命である。その上、合理的な運営、売り上げを重視する。一方で、モンゴル航空会社では、国営企業として国益を優先するというより、関係者が自分の個人的思惑で物事を決めてしまうのがよくあることだ。事前に調査して、多くのその分野の専門家の意見、アドバイス、助言を踏まえたいうの合理てきな決断を下すというのがビジネスの常識だが、モンゴル航空会社ではそうではない。モンゴル航空会社、特に日本支社は、日本の旅行社に信用されていない。日本の旅行社はなるべく早くモンゴル航空と各便の座席確保の契約を結ぶことを望んでいる。飛行機のチケットが確保できなければツアー販売計画が立てられない。パンフレットの製作をし、ツアーの宣伝をするためには半年先、一年先のチケットをある程度押さえておかなければならない。旅行業者にとって航空券の確保は営業活動の根幹である。当然ながら航空会社に対して席数や金額などシビアに詰めた内容での契約を求める。しかし、日本の旅行会社がモンゴルの旅行会社に対して、シーズン前の早い時期に契約するよう要望しても、今までに一度も一年前に契約をしたという話は聞いたことがない。シーズンが目の前に迫ってからやっと契約を結んでいます、その上契約をしたからといって安心できる。というのがモンゴル航空会社から一方的に突然の内容を変えてくるからだ。

モンゴルの発展の為に観光事業は大きな役割を果たすことと認識している。観光事業は国によって、コストはあまりかからず外貨が稼げる事業である。モンゴルの観光資源の開発は遅れており、今のところ自然を目玉にするしかない。モンゴルの歴史文化などを観光資源として整備する力がまだないからである。モンゴルの歴史的遺跡を整備市、観光地として発展するには交通網の整備などが必要である。モンゴルの自然はデリケートなため、むやみやちに浪費してしまえば砂漠化してしまう恐れがある。観光資源がそのまま牧畜業の生産の場となっているため、その両立のための施策も必要である。モンゴルの自然を将来にわたって観光資源として、また、生産の場として生していくためには、国民一人ひとりが自然を大切に守っていかなければならない。自然を守ることが自分達の国を豊かにするために不可欠なのだとの認識を高めるための教育が急がれる。綺麗な自然が保たれてこそ、モンゴルの観光資源は無限である。

今後、モンゴルが発展していくためには、どうしても乗り越えていかなければならない課題がある。本当の意味で国のために権力の悪用を戒め、実際に目に見える形、そして手に取れる形で政府が行なわれること、そして、国民がモンゴルの自然をしっかりと守っていくということであろう。

## (教育)

1975年モンゴル国立大学文学部に、副専攻として日本語コースが開設された。これがモンゴルにおける公的教育機関での日本語教育の始まりである。以後、民主化運動が始まるまでの15年間、毎年3～6人の学生が3年間、日本語コースを選択し、少数精鋭の教育が行なわれてきた。モンゴルで民主化・市場経済化への移行が開始された1990年、モンゴル国立大学文学部の日本語コースは日本学科(主専攻)に昇格した。同年、第23学校(10年制学校)で、初等・中等教育レベルとしては初の日本語教育が開始された。この頃から外国語学教育を主とする私立大学が設立され始め、その多くで日本語学科が開設された。民主化以降しばらくは、観光業従事や会社を興すことを目的に日本語を学習しようとする学生が主流を占めていたが、近年、他の分野を主専攻とする傍ら日本語学習をする傾向が強くなっている。日本語教育機関の数は増加しており、ごく近年、地方(ダルハン市・エルデネット市・ウブスハンガイ県・ホブド県・バヤンホンゴル県・フブスグル県・バガノール区等)でも日本語教育が始まった。

2002年6月に日本政府の無償資金協力により、モンゴル国立大学に設立された「モンゴル・日本センター」が、日本語教育機関、日本語教師会等との連携や日本語や日本文化に関するサービスの提供等、当地日本語教育の中心的な役割を果たしている。国際交流基金、モンゴル日本語教師会、JICA、モンゴル・日本センター共催の日本



語教育シンポジウムにより、小中高等学校における日本語教育スタンダードの策定、教員養成の現状の見直し、日本語教材作成等を中心に研究・調査を行なっている。現在、初等・中等・高等教育機関あわせて約77の学校で日本語教育が実施されている他、民間が運営する13の語学学校や語学サークルでも日本語教育が実施されている。

モンゴルにおける日本語教育は、初期においては主に日本語や日本事情の研究のための研究者養成が目的であったが、1990年以降、両国間の関係が多面化していくのに伴い、様々な分野において高度に日本語を活用できる人材、また日本語教授法を身につけた人材の養成等が新たな目的として加わり、現在、日本語教育の目的も学習者も多様化している。現在、多くの大学において主専攻としての日本語学科が存在し、また初等・中等教育においても日本語教育が導入されており、様々な教育機関で広く日本語学習の機会が提供されていること、また教育レベルが極めて高いことを特徴として挙げることができる。2006年度までは基本的に英語もしくはロシア語が必修外国語だったが、2007年度より英語が第1必修外国語、ロシア語が第2必修外国語となった。学校によっては選択もしくは選択必修の第3外国語として日本語や中国語、韓国語などが教えられている。ただ条件がそろえば、どの言語を必修外国語としてもいいことになっており、ウランバートル市内の数校ではこれに基づき、必修外国語として日本語を教えている。日本語を教えている学校数は、年々少しずつ増えており、現在ウランバートル市内では公立私立合わせて30校弱で日本語が教えられている。首都圏以外で日本語教育が行なわれている初等・中等教育機関があるのはグルハン市やウブスハンガイ県等である。

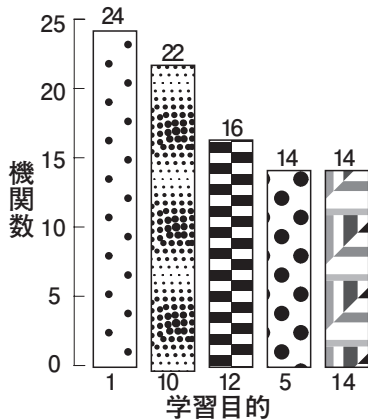
多くの学生は留学や日本関連企業への就職を希望し、日本語を専攻している。優秀な学生が文部科学省の日本語・日本文化研修留学生として渡日する他、近年は私費留学をする学生が増加している。日本学生支援機構の日本留学試験がモンゴルでも実施されるようになったことから、私費留学への挑戦が容易になった。卒業後は、公的機関、教育機関及びモンゴルの日系企業等に就職、または、大学院に進学する者も多い。日本語主専攻の学生の中には、卒業後、日本の大学の別の学部へ進学し、複数の専門を持つとしようとする傾向も見られる。開講時間が自由で、授業料も比較的手ごろであり、学習者の希望に添って授業が行なわれるため、夜間などの時間を利用して学ぶ社会人が増加している。

2006年海外日本語教育機関調査結果（学習目的）

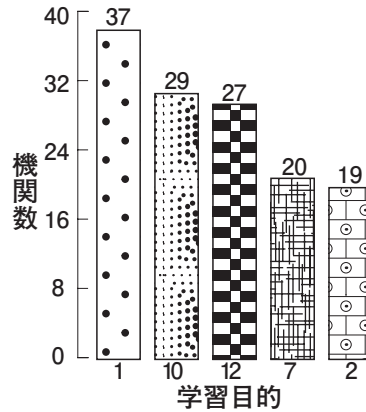
1.		日本の文化に関する知識を得るため	2.		日本の政治・経済・社会に関する知識を得るため
3.		日本の科学技術に関する知識を得るため	4.		大学や資格試験の受験準備のため
5.		日本に留学するため	6.		今の仕事で日本語を必要とするため
7.		将来の就職のため	8.		日本に観光旅行するため
9.		日本との親善・交流を図るため（短期訪日や日本人受入）	10.		日本語によるコミュニケーションが出来るようにするため
11.		母語、または親の母語（継承語）である日本語を忘れないため	12.		日本語という言語そのものへの興味
13.		国際理解・異文化交流の一環として	14.		父母の期待に応えるため
15.		その他			

(1.～15. から5つ選択)

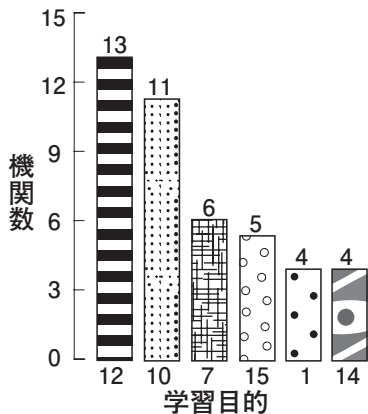
■初等・中等教育



■高等教育



■学校教育以外

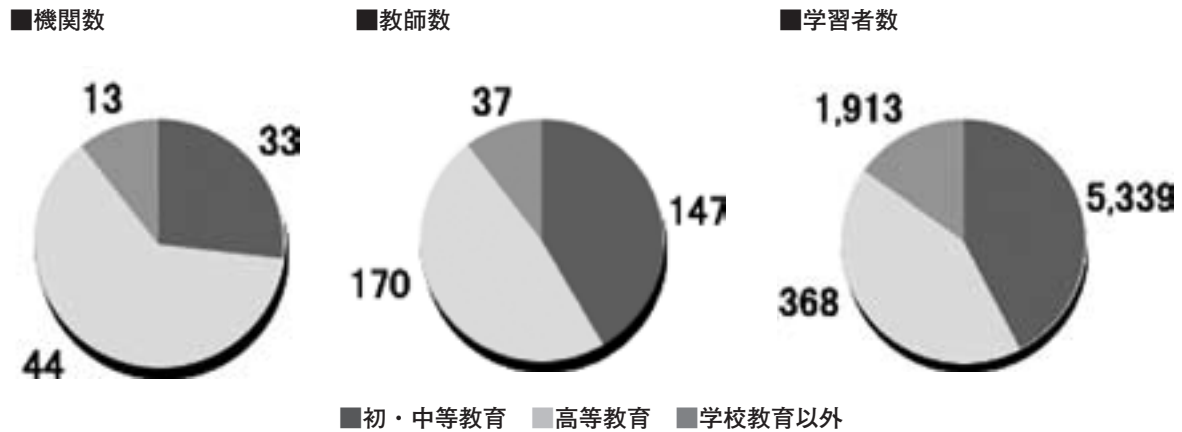


1993年に「モンゴル日本語教師会」が設立され、1998年12月に法務省に登録された。大学23校、小中学校20校、民間日本語学校9校の日本語教師が加入しており、会員数は約60名。モンゴルにおける日本語教育および日本語・日本語教授法の研究を支援している。2000年より、日本語能力試験実施協力機関として日本語教師会が関わっている。2002年私費留学試験実施決定に伴い同じように携っている。

初等・中等教育段階では2007年度より4年生から英語が第1必修外国語として、また7～9年生の3年間はロシア語が第2必修外国語として教えられている。それ以外に学校によっては選択もしくは選択必修の外国語として日本語や中国語・韓国語・ロシア語・フランス語・ドイツ語などが教えられている。ただ、外国語特別校（特に外国語教育に力を入れている学校）では1年生や2年生の低学年時より第1外国語として選択した外国語を必修

として教え、通常校と同様に4年生より英語を、7年生から3年間はロシア語を必修として教えることになっている。したがって、外国語特別校で日本語を第1外国語として選択した場合は卒業までに日本語・英語・ロシア語の3言語を学習することになる。

●2006年海外日本語教育機関調査結果



### 3. まとめと考察

日本と内モンゴル自治区の貿易については、内モンゴル自治区は内陸奥に位置して、輸送コストが沿海地域に比べて高くかかる。日本に輸入しているレアメタル・希土類など資源は内モンゴルで多く産出しているが、これは中国政府の管理になり、中国政府の意向により、むしろ、日本へ輸出が減っている。そこで、日本へ輸出できる物であるカシミヤ・毛布・塩などを内モンゴルから日本へ輸出になると、輸送コストが高くかかり、多くのカシミヤ産出国（オーストラリア）などに価格面で競争力がないのが話題である。内モンゴルのエネルギー・素材産業は中国政府が権利を持っているので、内モンゴルからお金が出て行く構造になっている。そこで、加工産業や観光業に力を入れて内モンゴルにお金が残るようにする必要がある。ロシアやモンゴル国と近いので、輸出することも良い。今まで、輸出より輸入が多い状態であるので、これを改善する方法を考えることは大切である。内モンゴルの環境問題は、砂漠化が進んでいて、緑化に力を入れる必要がある。地表の層が薄いので、緑化の進んだところに農地を作り、それ以外には牧畜をしたほうがよいと思われる。観光客も国内・国外から毎年のよりには人数は増えているのでこれは有望である。統計によると、国民の収入・消費・貯金・住宅面積が増えているので、社会基盤を充実することも急務である。

モンゴル国の政府は、長期的に国の発展方針を作成し、モンゴルの発展のため、まず環境にやさしい鉱山の開発、最も優れた技術を取り入れて、鉱山分野を開発していくことである。モンゴルは石炭の埋蔵量が確認されていることから、今後も最も大きな石炭輸出国になる可能性の高い国である。さらに銅・金などの非鉄金属も豊富である。こうした地域の鉱物資源開発を進めていくためには、その地域の産業インフラの整備がどうしても必要であり、もちろん、電力・鉄道・輸送・あるいは社会的なインフラ整備も欠かせない問題である。人々の高い知的能力、あるいは豊富な自然資源を活かすうえで、将来の国の開発・開発には「モノづくり」というのがとても重要になる。特に産業への最先端技術の導入というのが必要である。例えば：IT、バイオテクノロジーなど高度な技術、知識を、優れた教育を受けたモンゴルの若者たちが勉強して、モンゴル国のみならず世界の市場で活躍していく必要があると考える。これからモンゴルと日本の政府間において、市場経済の整備と人材育成、地域経済の底上げ、自然環境の保全と適正利用、経済活動の促進などが両国の経済協力の対象になるであろう。

モンゴル国の経済貿易については、エネルギー・素材の輸出に偏在している。カシミヤや雑貨の生産は技術なくてもできるので、加工品質を高めて、輸出製品に育ていく必要がある。2006年の調査により、鉱業はGDPの20%、総工業生産の65.4%、輸出の73.8%を占め、モンゴルにとって重要であるが、鉱業のライセンスの面から見ると、英国の動向に左右されている、それよりも分散するのがよいと思われる。モンゴルは豊富な観光資源を持っているが、観光資源をまだ十分に観光ビジネスに活用されていないと思われる。現在、依然としてモンゴル

の観光産業はいくつかの課題を抱えている。例えば：①運賃は高い②契約を守らない③7、8月以外に日本からモンゴルへの直便がない④旅行サービスはあまりよくない等である。

経済的に考えると、観光はコストをかけずに外貨が稼げる事業であり、これに注力すればよいのだが、モンゴルは日本と直行便はモンゴル航空会社（観光シーズンの7月、8月に週5～6便飛んでいる）しかないが、競争がないため、航空券代は世界一高いといわれている。観光会社は旅行シーズンの直前にモンゴル航空と契約を結び、時々モンゴル航空は一方的に突然内容を変えることもある、これが旅行ツアーを組む上に大きな問題である。モンゴル航空会社は、民営化か、内部改革をする必要がある、これにより、他の航空会社との競争力をつけることが大事である。これからも、モンゴルは鉱業・観光業・牧畜業などを経済的にどのように活かすかという問題に国の将来がかかっている。モンゴルの軽工業は発達していないので、日本へ輸出できるものは少ない、品質と技術が高くなれば日本へたくさん輸出するも可能性であると思われる。日本からは多くの技術・ノウハウを持っていくことは可能である。

モンゴルと日本関係の協力・課題は、現在の政府開発協力を維持しつつ、民間セクターの経済交流を拡大することが必要である。モンゴルへの投資、両国の貿易の拡大、これが最も重要視される。こういった大きな目標を達成させるためには人的交流は欠かせないものである。そのために私たちは日本の企業そして、日本との人的交流を進めて行きたい。そういった関係を作るためには、モンゴルと日本の若者たちの相互交流を深めたり、また日本と貿易できたり、経済協力ができたりする人材を育成することが必要になる。モンゴルに関心を持っている企業家、若手の技術者にはできるだけ多くモンゴルにきてもらって、モンゴルの現状を正しく把握し、新しいビジネスを模索していくのが1つの方向だと思う。経済環境の変化に影響を受けやすい産業構造であるという問題・貧困の問題・農業の破壊の問題の3つについて取り上げたいと思う。これらの問題を克服し、大草原の国モンゴルの特色である、環境と観光を活かした政策を実行していくことが、環境・観光大国を目指すモンゴルに求められるであろう。

私も日本とモンゴルの交流促進のため、一所懸命に努力していろいろな活動を行なっていく気持ちは強い。3年前から、大阪外国語大学に毎年内モンゴルから大学院生を留学させている。日本の文化・教育・ノウハウ・技術などを勉強して、将来内モンゴルと日本の交流に力を入れていきたいと思っている。今年の5月に豊中市の国際交流会館に頼まれ、豊中市立11中学校の中学一年生にモンゴル民族について講演をした、先生の指導下子供達はインターネットからモンゴルについてよく調べてきて、いろいろな質問を出した。子供達とよく交流できて、とても楽しい半日を過ごした。

私のやりたいと思うことは—

- ①. 日本語学校を作る。できれば日本の教師を教師のメンバーに入れて、モンゴル人特に学生に、日本語そして日本の文化などを教える。日本の学校に入るために、日本語検定試験を受けて通ることが大事なので、日本語検定を通る教え方をする必要があるのである。フフホトでは内蒙古大学で日本語検定試験を年2回行なわれているので大学と組み合わせるとうまくいくと思われる。
- ②. パソコン技術を高める。パソコンを持っている人は多くいるが、パソコン技術があまり高くない。
- ③. 人材の交流をする。日本の企業向けの研究生を育て、日本の発展した技術・ノウハウを勉強し、将来日本とモンゴルの交流に貢献する。モンゴル芸術団やコンサートの交流組織を作って、お互いに民族的文化などを交流する。
- ④. モンゴルから看護師を日本に入れる。モンゴル民族は大家族の生活をしているので、この仕事に向いている。
- ⑤. モンゴルと日本間の貿易をする。日本から機械・部品・電気製品・化粧品・健康商品などを輸入する。日本には資源がないので、モンゴル国内で開発する可能性が高い。レアメタル・希土類などの輸入をする可能性がある。また、健康食品・馬乳酒・食塩・カシミヤなどの輸入をする。

このような、輸出入ビジネスをやりながら日本とモンゴルの交流を深めて、モンゴル民族の発展のために努力したいと思う。

以 上



## 参考文献

1. 「現代モンゴル」 モリス・ロッサビ（著） 小林 志歩（訳）
2. 「東アジアの挑戦—経済統合」 平塚 大祐（著）
3. 「日本貿易振興機構」（ジェトロ） Investment Guide Mongolia
4. 「モンゴルの現状と今後日・モ関係の展望」（ジェトロ）
5. 「モンゴル・ビジネス・フォーラム」 守野 友造（編）
6. <http://www.ne.jp/asahi/overland/japan/uchimongolhome.htm>
7. 2005年「内モンゴル大学学報」第三期
8. 内モンゴル自治区2006年「年鑑」
9. 内モンゴル自治区2007年「年鑑」
10. 「モンゴルの光と風」 岩田 伸人（編）
11. 「モンゴル潮流」 南部 弾正（編）
12. <http://kaizai.aki.sub.jp/>
13. <http://www.welcome-sendai.net/mongolia-information/bizinesu/M-B-I-Ihtm>
14. <http://www.jpf.go.jp/j/japanese/survey/country/2007~2008/mongolia.html>
15. 内蒙古貿易発展戦略研究（項目号：TA-6058、2006年9月）
16. 「モンゴルを知るための」 金岡 秀郎（著）

## 静止画像マークリーダ方式によるユビキタス福祉システムの構築

那須 靖弘<sup>1</sup>、芦田 信之<sup>2</sup>、竹村 匡正<sup>3</sup>、佐川 節子<sup>4</sup>、辻 正次<sup>4</sup>

平成20年10月31日

### Construction of the ubiquitous welfare system by the still image markreader method

Yasuhiro Nasu<sup>1</sup> Nobuyuki Ashida<sup>1</sup> Tadamasa Takemura<sup>2</sup> Setsuko Sagawa<sup>3</sup> Masatsugu Tsuji<sup>3</sup>

コンピュータシステムへの情報の入力には何らかの入力デバイスが必要である。ユビキタスという言葉が提唱されて久しく、ユビキタスを実現するための道具として携帯電話などモバイル端末が普及しているが、特に小型のモバイル機器は画面の大きさなどの問題もあって高齢者や障害者には使用が難しく、いつでも、どこでも、だれでもがコンピュータシステムにアクセスできる状況には程遠い現状にある。特に福祉の分野では、情報の入力におけるさまざまなバリアが問題となりIT化は遅れている。情報共有が紙ベースの業務報告や電話や言葉による情報伝達手段でなされている現状では、なかなか情報の蓄積・有効活用ができない。

筆者らは、ユビキタス福祉の一手法として、在宅介護ヘルパーが利用者宅で介護サービスを実施した直後、携帯電話によるネットワーク機能にて事業所へその日の日報として実施入力と観察記録をマークシート方式で印刷された報告書の写真を送信し、自動入力できるシステムを構築した。

キーワード：在宅介護、携帯電話、報告業務とモニタリング、ケアマネジメント、マークシートリーダ

#### 1. はじめに

コンピュータは正確に大量のデータを高速に処理し、また、データを蓄積しておけば検索が容易となり人間の知的活動を大いに増強することができる道具である。さらに、データマイニングなどの手法を用いれば、それまで知られていなかった新しい知見を得ることができるなど、扱えるデータ量の増大や処理時間の短縮といった量的な変化だけでなく質的な変化を起こすことも知られている。

情報はコンピュータシステムに取り込まれると価値が増すのであり、その意味ではすべての情報をコンピュータシステムに取り込むことが求められている。しかし、コンピュータシステムにデータを取り込むことは意外と難しい。データには鮮度のようなものがあり、できるだけ発生時点でコンピュータシステムに入力される方が望ましいが、実際問題として、データが

発生する場所に何らかの入力デバイスが存在するとは限らない。最近の携帯電話をはじめモバイル端末の発達は目覚ましいものがあるが、画面の大きさやボタンの数や大きさの問題で操作することが難しく、その恩恵を受けることができていないのは複雑な操作に順応できる若者だけではないだろうか。ユビキタスという言葉が使われるようになって久しいが、その理念である、どこでも、いつでも、だれでもがコンピュータにアクセスできるようになる社会が実現されるのは今しばらく時間がかかりそうである。

情報の記録・収集の方法としてコンピュータ登場以前より紙による記録や収集が行われてきた。実は紙を使ったデータ記録の方式は人々になじみの深いものであり、コンピュータシステムのユーザインターフェースの操作性と比べて扱いやすいものである。また、いつでも、どこでもアクセスが可能である点もコンピュータシステムより優れている。コンピュータ全盛の時代になっても紙ベースのシステムは淘汰されおらず、そのことは、すなわち紙ベースシステムの優位性の証明であるともいえる。つまり、利用者とのインターフェースは紙ベースシステムを用い、その情報が瞬時にコンピュータシステムに取り込まれて蓄積され

1) 本学准教授

2) 本学教授

3) 京都大学大学院医学研究科 医療情報学講座

4) 兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科

る方式というものが存在すれば、それは両者の利点を併せ持った合理的なシステムであるといえることができる。

本論文は、紙ベースシステムとコンピュータシステムの融合を目指した携帯電話のカメラを利用する「静止画マークシート方式」の提案と、実証的な研究として行った医療・福祉分野への適用方法について述べるものである。

## 2. 介護における IT 化の必要性

少子高齢化、核家族化に伴う高齢世帯（老老介護）、一人暮らしの老人の増加などにより従来の高齢者福祉・介護において、家族介護では限界となり民間の活力を導入する介護保険法が1997年成立した。業務の流れは、ケアマネージャが利用者のニーズに基づき、ケアプラン（介護サービス計画）を作成し、指定のサービス事業者に依頼する。居宅介護の場合、サービス事業者は依頼されたサービスをヘルパー派遣により利用者に提供する。また、ヘルパーは指示された利用者宅へ赴き、業務内容を実施し、事業者へ報告するというものである。サービス利用者、介護給付の増加により財源が不足し、保険制度継続が困難になり、在宅利用者と施設利用者の負担の公平性の確保、予防重視型システムへの転換がはかられ、2006年ケアマネジメントの見直しされることになった。見直しでは、ケアプランのモニタリングの必要性とアセスメントの重要性がとりあげられた。<sup>[1][2]</sup>

モニタリングはケアマネージャ単独で行うものではなく、在宅介護においては各サービス提供事業者、利用者、家族も参加するものである。このためには、何をモニターしてもらうかを明確にし、現状および課題などの情報を共有する必要がある。医療分野に比べ福祉分野では電子化が進んでおらず、介護保険制度において、事務上の記録は紙の書類で残すことが原則となっている。業務の一部が電子化されるようになったが、紙の記録を書いた後、別途、コンピュータに入力するという作業の二重化がおり、更に業務が増大している。また、サービス事業者から毎月のサービス提供の実施報告等の情報をリアルタイムで得ることができず、サービス事業者が異なると情報を共有する機会がないなどの問題があり、介護サービス時の利用者・家族の状況等をケアチームで共有できるシステムの開発が必要とされている。

ところで、携帯電話はこの10年で急速に普及し、内閣府の消費動向調査によると携帯電話の世帯普及率は2008年度で90.5%に達しており、すでに在宅介護の現場では日常的に訪問先からの業務連絡が携帯電話の通

話機能やメール機能を利用して行われている。また、日経 BP コンサルティングが実施した調査「携帯電話利用動向2005」によると、携帯電話・PHSを持っている人のうち、カメラ内蔵機種を保有する人は8割を超えている。さらに QR コードなどカメラ機能が必要な携帯電話のアプリケーションの登場もあり、現状ではほとんどの携帯電話にカメラが付いていると予想される。このような現状を考えれば、カメラ付き携帯電話を共通の基盤として福祉分野の IT 化を推進することは十分に可能な状況にあるといえる。

## 3. 携帯電話を利用したユビキタス福祉システム

携帯電話を共通基盤として携帯電話を用いて業務報告をおこなうには、次の3つの方法が考えられる。これらはインターネット接続を前提としているが、接続先（アドレス）は QR コードなどで簡易に入力することができる。

### (1) 携帯電話アプリ

携帯電話で作動するオリジナルソフトを開発し、各事業所のサーバと通信する。しかしながら、現在、携帯端末による機種依存性があり、開発にコストを要する。また、現在普及している携帯電話では携帯電話アプリが動作しないものや動作してもメモリ量の制限などがあり今回のシステムで必要となる画像を処理するプログラムの実装が難しいものもある。

### (2) World Wide Web サイト

現在流通している大部分の携帯電話は Web ブラウザ機能を有し、インターネット接続によってデータの閲覧、入力がおこなえる。しかしながら、報告項目が多くなれば、現状の携帯電話の画面サイズでは一覧性が悪くなり入力作業が煩雑になる。<sup>[3]</sup>

### (3) インターネットメール

カメラ付きの携帯電話が普及し、撮った写真をそのままメールで転送できる機能を持った機種が普及しているため、利用者を限定せず使用可能。また、操作も容易である。

介護サービスの保険請求のための業務報告書は紙の報告書として保存・保管する必要がある。紙ベースの報告書を電子化するには、スキャナで画像化し、画像ファイルをデータベースに貼り付け、必要に応じて参照する手法がよく用いられる。この方法では報告書の内容を直接データベースに格納するのが困難で、情報の有効活用がしにくい。そこで、報告書の書式を工夫し、回答

となる項目をチェックボックスやコードなどをマークシートリーダー方式で印刷し、在宅介護サービス実施後の業務報告は、そのシートの該当回答箇所を塗りつぶし、その報告書の写真をとって、e-Mail に添付して送信する。受け取ったメールサーバは添付された静止画をスキャンし、マーク位置を検出して、その内容を自動的にデータベースに格納する方法を考案した。<sup>14)</sup>

本システムは、マークシート用紙作成システムと携帯電話のカメラで撮影した画像を用いるマークシート読み取りシステムの2つからなる。

### 3-1 マークシート用紙作成システム

マークシート用紙作成システムはWebアプリケーションとなっており、質問項目と回答の選択肢を設定しながら簡単な操作でマークシート用紙が作成できるものである。用紙のレイアウト情報はXML形式のデータとなっており、作成したページのレイアウト情報はデータベースに格納し、また、PDFファイルとして出力されるので印刷・保存ができる。図1に本システムで作成したマークシート様式データを示す。

```
<?xml version="1.0" ?>
<questions style="12345" xpos="90" ypos="10" dx="4" dy="4">
<stitle>〇〇報告書</stitle>
<question q_id="0" auto="yes" xpos="50" ypos="40" width=
<text>きょうはよい天気ですか</text>
<choice xpos="85" ypos="40">はい</choice>
<choice xpos="90" ypos="40">いいえ</choice>
```

図1 様式データの例

### 3-2 マークシート認識システム

マークシート認識システムは、メールで送信されたマークシート用紙の写真を、サーバで動作するマークシート認識プログラムで読み取り、データベースに結果を蓄積するものであり、Windowsにメールサーバ、データベース、今回開発する写真からマークを読み取るプログラムをインストールして実現する。また、メール受信時に読み取りプログラムが起動されるようにメールサーバを設定し、メールの受信から読み取った情報の蓄積までの一連の処理を自動的に行うことを可能にする。なお、読み取りプログラムはオープンソースの画像処理ライブラリであるOpenCVを利用してVisual-C++で開発した。

マークシートの読み取りとは、報告書の各マーク位置の座標がマークされているか否かを判定するものであり、マーク位置の座標に関する情報をあらかじめ知っている必要があるが、本システムでは報告書の様式ごとのマーク位置情報がデータベースに格納されており、メールアドレスに埋め込まれている報告書様式

IDにより複数の報告書様式に対応させることができる。本システムはメールアドレスとして患者IDと報告書IDを組み合わせたものを使用しており、報告書用紙に印刷されたQRコードを読み取ったアドレスにメールを送るだけで患者と報告書が判別できるようにする。ここで、患者IDと報告書IDを組み合わせたメールアドレスは架空のメールアドレスであり、そのままではメールボックスには保存されないため、確認用としてメールのコピーを実在するメールアドレスに転送する処理も行う。

### 3-3 業務フローの概要

本システムにおいて在宅介護ヘルパーは、マークシート用紙を黒マジック等でマークして報告書を作成し、報告書を携帯電話のカメラで写真に撮り、マークシートに印刷されたQRコードから送信アドレスを取得してメールの作成モードに移り、写真を添付して送信するという一連の作業を行うことになる。報告書の内容は直ぐに電送し、紙の報告書は後日、保管のために持参する。

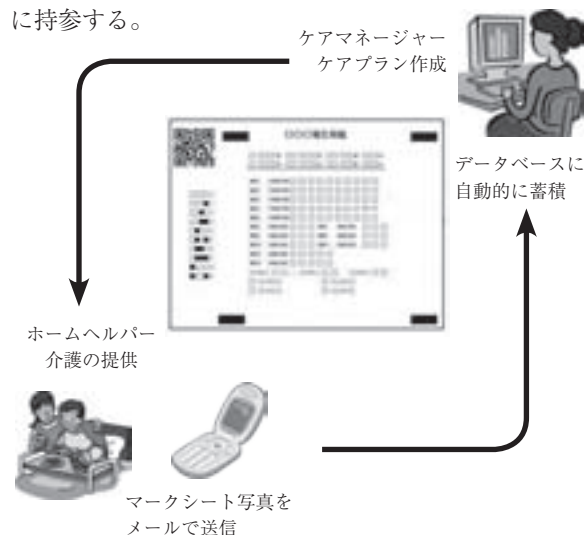


図2 本方式による在宅介護の業務報告システム

## 4. マークシート認識システムの処理方式

### 4-1 マーク読み取りプログラムのフロー

サーバ上のマーク読み取りプログラムは、以下の処理を行う。

#### (1) メール転送

確認用としてメールのコピーを転送する。

#### (2) データの抽出

送信先アドレスから報告書IDおよび患者ID、添付ファイルから写真データを取り出す。

#### (3) 報告書の様式データの取得

報告書様式データベースから報告書IDをキーにして報告書様式データを取得する。



#### (4) マークシートの検出

境界検出によりマークシートに印刷されている4隅を表すマークを検出する。

#### (5) 射影変換 (台形補正)

歪んでいるマークシート用紙の画像を、正面から撮影された画像に変換するための射影変換行列を求める。

#### (6) 報告書様式に従ったマーク読み取り

報告書様式データの座標を射影変換しながら当該個所がマークされているか判定する。

#### (7) データベースへの格納

認識結果をデータベースへ登録する。

### 4-2 認識処理

一般のマークシートリーダは、マークされたシートに一樣な照明を照らすなど比較的良好な条件下で読み取りが行えるため、その後の処理は単純な閾値処理で簡単に実現できる。しかしながら、携帯電話などのカメラで撮影された画像からマークを読み取る本システムでは、利用者として特殊な技能を持たない一般の人を想定しており、照明の当たり具合のバラつきによる撮影された画像ごとの明暗の違いだけでなく、影が映りこむことにより一枚の画像の中でも場所により明るさに大きな差が出ることも想定される。また、カメラとシートの相対的な位置関係に関しても用紙とカメラが平行でないことも想定され、非常に多くの不確定な要素が入り込む可能性があり、マークを認識するには高度な画像認識技術を利用する必要がある。

マークシートはマークされた部分とされていない部分の二種類の領域が存在するという意味で、本質的には二値的な画像であり撮影された画像を二値画像で表現しても情報の劣化はない。このため、処理手順として二値化処理を最初に行うのが一般的な戦略となる。しかし、今回のシステムではシート間の明暗の差だけでなく、シート内の明暗の差にも対応する必要がある、単純な閾値処理では、影の部分がすべて黒画素と誤判定されるなどの問題が起こりうる。このため、閾値処理によらないマークの読みとり方法を用いる必要がある。

### 4-3 読み取り手順

シート内に明暗がある場合、明部と暗部では二値化するための閾値が異なり単純二値化や適応二値化などの処理では、きれいな二値画像が得られないケースが発生する。このため、本システムでは一般的な二値化処理を用いずマークの読み取りを実現した。基本的な処理手順は次の通りである。

シート全体として明暗の差があっても、比較的小

さな領域、たとえばマーク位置とその近傍領域、では明暗の差は大きくないと考えられる。マークシートは、決まった位置に利用者がマークを行うものであるため、その位置がマークされているか否かは、マーク位置を含む小領域内の画素について分散を計算すればマークされているか否かを判定することができる。そこで、図3に示すように、マーク領域の近傍領域の分散値を、計算用のウィンドウをラスタ走査の要領で移動させながら分散を求め、その中の最大値をとる処理を行っている。

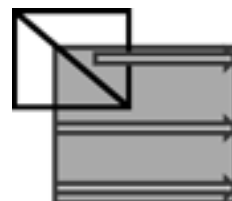


図3 分散計算を用いたマークの認識

この手法ではカメラで撮影された画像上のどの画素がマーク位置に対応するかという情報を、あらかじめ知っている必要がある。しかし、本システムではカメラを固定せずに撮影を行うため、撮影時のカメラとシートの相対的な位置に関する情報は得られない。そこで、図4に示すようにマークシートの四隅に位置合わせのための黒色領域 (以下、PMと呼ぶ) をあらかじめ印刷しておき、画像上のPMの位置を認識して位置あわせを行う方式とした。撮影時のカメラとシートの相対的な位置関係が上下左右や前後、回転のみの場合は2つの座標上の3点对応関係が分かれば変換行列を求めることができるが、傾きまで考慮する必要がある場合、4点の対応関係を用いて射影変換 (台形補正) を行う必要があるためPMは4か所に印刷している。

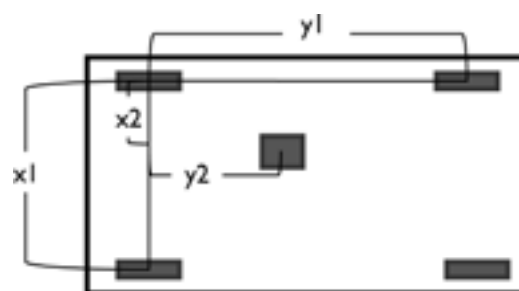


図4 PMによるマーク位置の検出

## 5. 実験結果

A5サイズのマークシート用紙を作成し (図5)、任意の位置をマークし176×144画素の携帯電話カメラで撮影したものと認識結果を図6に示す。

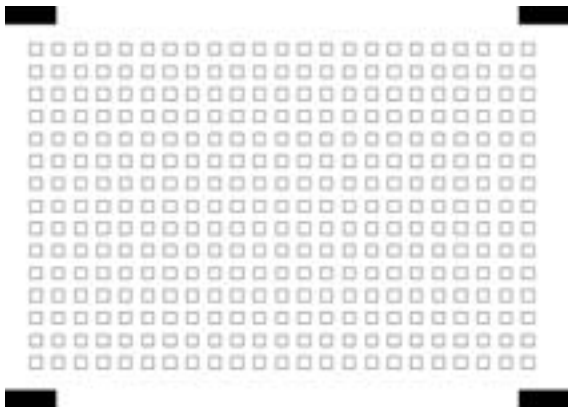


図5 A5判テスト用マークシート用紙

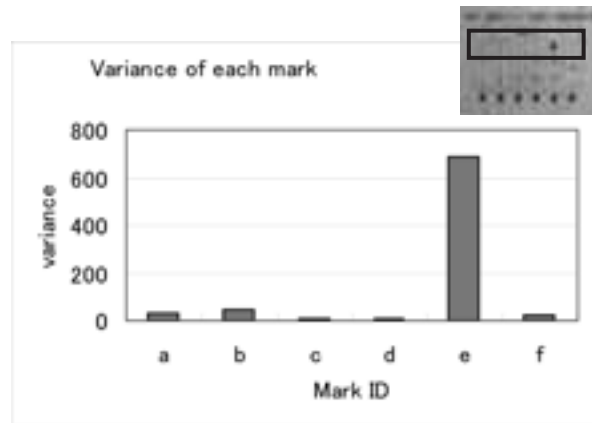


図8 A4判撮影画像 (一部) と認識結果

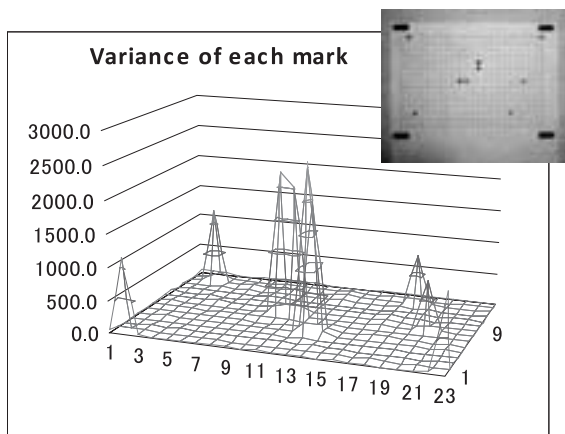


図6 A5判撮影画像と認識結果

つぎに、A4サイズのマークシート用紙 (図7) の場合の認識結果を図8に示す。

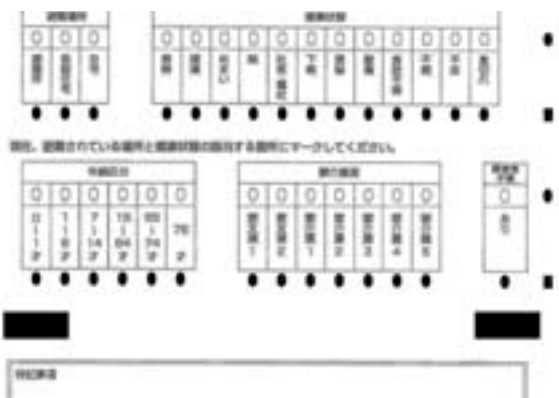


図7 A4判テスト用マークシート用紙 (一部)

この結果から、176×144画素程度の携帯電話のカメラでもマークが認識可能であるといえる。

## 6. 考察

今回開発したマークシート方式の報告書自動入力システムは、在宅介護サービスにおける報告業務の簡素化、効率化、モニタリング項目の報告の自動化、情報の共有化を目指したものであるが、この技術は医療分野でも利用可能であると考えている。昨今の病院業務において、紙媒体の情報の取り扱いが問題になっている。ペーパーレスの運用がなされている病院でも、同意書や患者、医師のサインが必要なものは紙媒体の情報として扱う必要がある。ある程度電子化が進んだ病院においては、これら紙媒体の情報はスキャナで取り込む形で後に参照できるようにしている場合が多い。この場合、スキャナで取り込まれた情報をオーダリング情報等と結びつけることで、ある紙媒体の情報がどのような目的で、誰の情報であるのかは管理することができる。しかし、当然情報の中身そのものまでデータ化することは不可能であった。結果、データ化したい情報については、システム上に実装した上で、パソコンやPDA等を用いた端末による入力を行っている。これらのことから、どのような簡易な情報を入力する場合でもデータ化したい場合は端末を用いる必要があることは、今までに紙上のチェックシート等を用いていたことを考えると多大な手間であり、病院情報システムに対する不満に繋がっているのが現状である。本システムは、入力のしやすい紙への記載と、データの再利用がしやすいコンピュータ入力を結びつけるものである。特に、ともしればシステム化によって不都合を強いているものとしては、問診 (初期スクリーニング) 指示簿等がある。これらの情報の取得については、きわめて有用であると思われる。例えば、問診票等は、本システムによるものにしておくことで、スキャナお

よびデジタルカメラ等の取り込みで即座にデータ化することができる。また、指示簿なども変更等を網羅的に記述するためには、紙媒体で即座に記録し、その記録をまた即座にシステムに取り込むことで、指示記録の周知および指示を出す側のシステムとの融合が可能になる。

さらに、本システムは病院情報システムの発展の方向性とも密接にマッチすると思われる。例えば、先ほどの問診表などは、問診ばかりでなく医学的にもまた業務的にも多くのチェック項目や、選択肢の中で合理的に情報を獲得したい、という要求が多い。昨今のいくつかの病院情報システムでは、いわゆるユーザによる「テンプレート作成機能」を実装していて、ユーザが独自にチェックボックスやラジオボタン等を組み合わせることで、独自に定型化したデータを入力できる仕組みがある。これらの機能は問診等の情報を定型化されたデータとして扱えることを容易にしたが、先述のとおり、テンプレート機能を用いたとしても結局は何らかの情報端末が必要である。もし、テンプレート作成機能と本システムの機能が結びつけることができれば、任意のデータ構造をもった紙からの入力が可能になる。またその紙情報を本発明が想定するデバイスで取り込むことができれば、そのデータは即座に電子データとしてシステムに反映されるため、非常に有効であると思われる。

また、紙ベースの入力方式を用いる本システムはどのような場所でも入力が可能である点が特徴であるが、大規模な災害が発生しライフラインがストップした状況でも使用することが可能である。そこで、災害時に避難所において実施される被災者の健康状況の調査アンケートシステムとしても期待されている。

#### 参考文献

- [1] Long-term Care Insurance in Japan, Ministry of Health, Labour and Welfare (Cited 10 July 2008)  
URL: <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/elderly/care/>
- [2] 2007 Social Welfare and Public Health in Tokyo, Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government (Cited 10 July 2008)  
URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/english/>
- [3] ITpro, 日経 BP 社 [2008/05/22] 「ヘルパーは自前の携帯電話で介護情報を入力」 NPO 法人 あおば 東京都 (Cited 10 July 2008)  
URL: <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/JIREI/20080519/302270/>

[4] Sagawa Setsuko, Ashida Nobuyuki, Nasu Yasuhiro, Suto Shunji, Tsuji Masatsugu, Development of the support system to help team care for home care; 10th IEEE Intl. Conf. on e-Health Networking, Applications and Service (HEALTHCOM 2008);2008,Proceedings p129-p131

[5] 那須靖弘、芦田信之、竹村匡正、佐川節子、辻正次、「静止画像マークリーダ方式による簡易報告システムの構築—在宅介護におけるケアプランのモニタリング—」、日本遠隔医療学会誌、第4巻、第2号、平成20年10月、p299-p302

[6] Sagawa Setsuko, Nasu Yasuhiro, Suto Shunji, Takemura Tadamasu, Tsuji Masatsugu and Ashida Nobuyuki; Home-care information sharing via mobile phones, Journal of eHealth Technology and Application (in press)

## 金融混乱下の株価急落市場における relative strength 戦略の収益性

米澤 忠幸<sup>1</sup>

平成20年10月31日

### Profitability of Relative Strength Strategies in the Sharp Fall Stock Market under the Financial Confusions

Tadayuki Yonezawa<sup>1</sup>

#### 1. はじめに

2007年8月、BNPパリバ傘下の3ファンドの業務停止で一挙に表面化した米欧の金融混乱は、1年を経た今日でも収束するどころか世界中を巻き込んでますます危機の度合いを深めている。米国では2008年9月証券会社大手のリーマン・ブラザーズが破綻、保険会社大手AIGが最大850億ドルもの巨額な公的救済を受けるなど、混乱が続いている。欧州の状況もまた然りである。その後の各国政府による金融機関の不良資産買い取りや公的資金による資本注入の決定によって、いくぶん金融危機は和らいだ観もあるが、危機が去ったわけではない。今度は実体経済への危機の波及が懸念されている。米国では住宅価格の大幅な低下や株価の下落を受けて消費マインドは急速に冷え込んでおり、企業も設備投資に慎重になっている。実体経済はかなり悪化していると見られ、既に景気後退に入ったとの観測も流れている。

今回の世界的な金融危機において日本の金融機関の損失は比較的軽微であり、当初日本経済そのものへの危機の影響も限定的であると思われていた。しかしその後米欧経済の減速と急激な円高によって輸出産業の業績落ち込みが表面化、輸出に頼る日本経済の先行きに暗い影を落とし始めている。こうした状況に日本の株価は直ちに反応している。

図1は2007年8月から2008年10月までの日経平均株価の動きを示している。2008年9月ごろまでは金融混乱が株価下落の最大要因であったが、実体経済の悪化が現実のものとなってきた2008年10月からは株式の需給が大きく崩れ、株価は下げ足を速めている。まさに買い手不在の崩落相場である。

こうした混乱状態のまさに異常な市場環境にあつて、いかなる株式運用戦略を採りうるであろうか。

値上がりした株式を売り値下がりした株式を買う逆張り戦略、すなわち *contrarian* (C) 戦略はこれまでずい分注目され、それに関する興味深い分析も多くなされてきた。しかしながら今日の状況のように、株価が一方に大きく傾く市場で、逆張り戦略がプラスの収益をもたらすであろうか。はなはだ疑問である。「市場の状況に応じて運用戦略を変えるのも戦略である」といえなくもないが、市場がどう変化するかは予測し難いから、この時点では逆張り戦略が、別の時点では他の戦略が妥当である、などといってもそれが良いパフォーマンスにつながるかはわからない。状況に依存しない一貫した運用戦略が重要である。

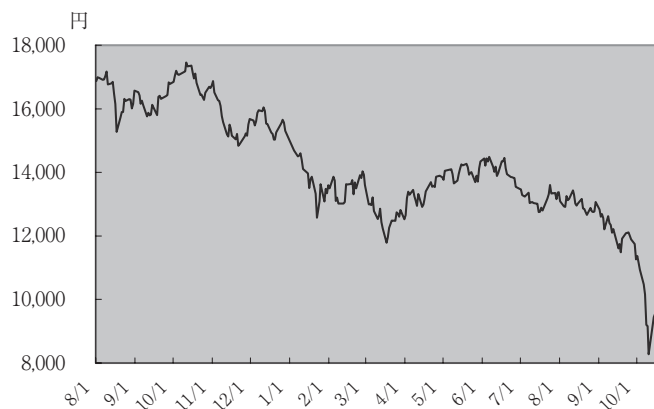


図1 日経平均株価の推移 (2007年8月~2008年10月)

<sup>1</sup> 本学准教授



今日の市場の混乱も、相当長いタイムスパンで見れば短い一期間にすぎないとして、ある長期成功戦略の例外的な収益悪化期間だとみなすこともできよう。しかしながら、この長期戦略の下、一時の嵐の中で船が沈んで（破綻して）しまつては元も子もない。「一貫性」と短期的混乱に対する「耐久性」を備えた戦略が採られなければならない。

ここで注目すべき戦略がある。relative strength (RS) 戦略である。Jegadeesh and Titman (1993) は過去3～12カ月の株式収益率に基づいて全株式を10分位にランキングし、収益率が最も高いランクに入った株式グループを winners、収益率が最も低いランクに入った株式グループを losers に分類して、過去の winners を買い、過去の losers を売る RS 戦略の収益性を研究した。winners、losers と同等的なウェイトで構成したポートフォリオを組み、それを3～12か月保有する。その結果、かれらは winners - losers の monthly 収益率は有意にプラスであることを見出した。また Gutierrez and Kelley (2008) は weekly ベースで分析し、winners - losers の1年間の収益がプラスになることを明らかにしている。

本稿は現在の急落相場における RS 戦略の収益性と耐久性を検討する。東京株式市場が急速に下げた2008年5月から10月までのほんの短い期間が分析対象であるため、サンプル個数が少なく、一般的ないしは頑健性を欠く恐れがある。しかしながらこうした懸念を承知の上で、議論を進めて行きたい。

## 2 データおよびポートフォリオの形成

データは東京証券取引所第1部上場企業全体の株価である。またデータ期間は2008年5月19日から2008年10月17日まで。分析は weekly ベースで行う。そのため5月19日～5月23日の週を最初の週として、10月13日～10月17日の週を最後の週とする。その期間は22週である。

ポートフォリオは次のようにして形成される。まずポートフォリオは週末に作られる。東証第1部上場株式全体における前週の週間株式収益率に基づいて株式をランキングし、上昇率1位～20位のグループを winners、下落率1位～20位のグループを losers に分類する<sup>1)</sup>。ランキングのための株式収益率は今週末終値と前週末終値を比べて算出される。この週末終値は株式分割、配当落ちを調整した後の値である。このランキングは実際のところ、日本経済新聞土曜日版の「週間株式指標」に拠っている。なお後日、倒産したり、社会的問題を起こしたり、当初から株価が100円に満たないといった企業はランキングから外している。なるべく特異ケースを除いて議論の一般性を確保したいためである。そして最終的に winners および losers に入った株式は、いずれも投資金額が等しくなるように調整がなされる。ポートフォリオの内容については、例えばA社の株価が1000円で売買単位100株、B社の株価が500円で売買単位1000株、C社の株価が20000円で売買単位1株というような場合、A社の投資株数100株を基準 (= 1) にとると、B社の投資株数は売買単位の1/5の200株、C社のそれは売買単位の5倍の5株となる<sup>2)</sup>。このようにして形成されるポートフォリオを、毎週末作成してゆく。したがって利用するデータ期間において、最後の週を除き、21個の winners、losers、RS (winners - losers) のポートフォリオが作られる。このポートフォリオを翌週の週初に投資する。

## 3 relative strength 戦略の収益性

毎週の初めに投資されたポートフォリオは、最終(10月17日)まで保有される。その収益率は、求めたい週の週末におけるポートフォリオ価値とそのポートフォリオが作られた時点の価値とを比較して計算される。したがって、計算結果はポートフォリオ作成時点からの累積収益率となる。これを毎週算出する。5月23日土曜日に作成されたポートフォリオは、保有期間1週の累積収益率、保有期間2週の累積収益率、保有期間3週の累積収益率、・・・保有期間21週の累積収益率の計算値を得る。また5月30日土曜日に作成されたポートフォリオは、保有期間1週の累積収益率、保有期間2週の累積収益率、保有期間3週の累積収益率、・・・保有期間20週の累積収益率の計算値を得る、などなど。そしてそこから保有期間別の平均累積収益率を算出する<sup>3)</sup>。図2は winners ポートフォリオを買い同時に losers ポートフォリオを売る、RS 戦略の平均累積収益率の時間推移を表している。

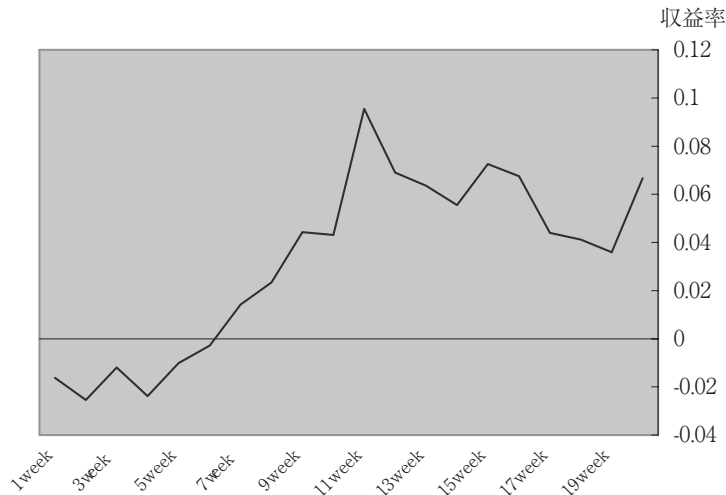


図2 RS戦略による累積平均収益率

ここから、RS戦略の保有期間6週までの累積収益率はマイナスであるが、それ以降はプラスに推移していることがわかる。ピークは11週で9.54%、年率に換算すると45.1%となる。12週以降では低下しているがプラスを維持している。20週では6.7%、年率換算31.5%である<sup>4)</sup>。

表1は累積収益率の統計的検証結果を示している。RS戦略において、7週から20週まで平均累積収益率はプラスであるが、5%水準で有意なのは9週、11~13週、15週、10%水準で有意なのは10週、16週、17週である。特に高い収益率を得られている11~13週の時期に有意であることが注目される。またマイナス収益率となっている1~6週でいずれも統計的に有意でない点も興味深い。これはRS戦略の有効性を示唆している。

表1 relative strength ポートフォリオの平均累積収益率<sup>5)</sup>

	平均累積収益率 (上段) と t 値 (下段)				
	1 週	2 週	3 週	4 週	5 週
WINNERS - LOSERS (RS 戦略)	-0.0162 -0.71	-0.0254 -0.84	-0.0120 -0.37	-0.0238 -0.73	-0.0101 -0.37
WINNERS	-0.0330* -2.36	-0.0663* -2.76	-0.0894* -2.64	-0.1076* -2.75	-0.1201* -3.62
LOSERS	-0.0168 -0.63	-0.0408 -1.21	-0.0760* -2.31	-0.0822* -2.83	-0.1092* -5.79
	6 週	7 週	8 週	9 週	10 週
WINNERS - LOSERS (RS 戦略)	-0.0028 -0.17	0.0142 0.72	0.0233 1.12	0.0442* 2.39	0.0431** 1.95
WINNERS	-0.1250* -5.47	-0.1485* -5.49	-0.1664* -4.97	-0.1741* -5.58	-0.1988* -5.51
LOSERS	-0.1217* -6.12	-0.1619* -8.08	-0.1872* -8.12	-0.2156* -7.17	-0.2397* -6.36
	11 週	12 週	13 週	14 週	15 週
WINNERS - LOSERS (RS 戦略)	0.0954* 2.34	0.0690* 2.63	0.0636* 2.31	0.0556 1.56	0.0726* 2.69
WINNERS	-0.1729* -5.00	-0.2220* -6.50	-0.2354* -6.75	-0.2529* -7.81	-0.2800* -9.10
LOSERS	-0.2675* -6.42	-0.2895* -7.39	-0.2964* -12.67	-0.3058* -9.63	-0.3493* -8.84
	16 週	17 週	18 週	19 週	20 週
WINNERS - LOSERS (RS 戦略)	0.0675** 2.41	0.0440** 2.40	0.0412 2.00	0.0360 1.19	0.0667 0.91
WINNERS	-0.2967* -6.24	-0.3328* -5.97	-0.3670* -6.62	-0.4094* -24.18	-0.4258 -4.17
LOSERS	-0.3643* -8.46	-0.3768* -8.73	-0.4082* -9.34	-0.4454* -12.93	-0.4925* -17.23

\* 5%水準で有意 \*\*10%水準で有意

ところで市場が混乱しているときの有効性に疑念を抱いた逆張り戦略、すなわち winners を買い losers を売る contrarian (C) 戦略について、その収益性を明らかにしておきたい。まず表1を次のように単純化する。RS 戦略において、10%水準で有意な週については平均累積収益率の符号を、有意でない週については0値をあてはめる。また同様にC戦略も新たに記述する。表2はその結果を報告したものである。この表から両戦略の収益性の差が浮き彫りになる。本稿で扱った期間では、RS 戦略がC戦略の収益率を上回っていることがよくわかる。C戦略では一度もプラスの収益が得られていない。大きな下落相場になるとC戦略はリスクをはらんでいる。

表2 RS 戦略とC戦略の収益性の対比

0は有意でない。符号があるのは10%または5%で統計的に有意

	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週
RS	0	0	0	0	0	0	0	0	+	+
C	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	11週	12週	13週	14週	15週	16週	17週	18週	19週	20週
RS	+	+	+	0	+	+	+	0	0	0
C	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0

#### 4 おわりに

非常な混乱に見舞われた株式市場にあって、状況に左右されない一貫した株式運用戦略を採り続けることができるのであろうか、という疑問があった。逆張り戦略は直感的にもうまく機能しないと予想された。そして分析結果はそれを示した。一方 relative strength 戦略は直感では明らかでなく、分析の余地があった。winners より losers がより大きく下落することで収益がプラスに出る可能性があったからである。そしてこちらの結果は分析対象期間においてプラスの収益を示した。戦略の一貫性という意味では relative strength 戦略の方が逆張り戦略より優れている。ただしこれは、どのような市場環境でも relative strength 戦略の方が高い収益をもたらす、ということの意味するわけではない。

また損失が拡大して危機に陥るといった、困難に対する耐久性の面でも relative strength 戦略は優れている。最初に述べたように、ある長期成功戦略の下での一時の混乱による収益悪化を、長期の中での例外的な部分にすぎないと見なし受け流すこともできる。しかし運用資産に十分な余裕がなければ、この一時が破綻を招きかねない。このような観点から、着実な運用成績を残す手法として relative strength 戦略は興味深く、極めて強力な武器になりうる。

#### 注

- 1) Jegadeesh and Titman (1993)、Gutierrez and Kelley (2008) はともに10分位を扱っている。これに対し本稿では日本経済新聞土曜日版の「週間株式指標」の1位~20位を利用しており、東証第1部上場企業数がおおよそ1700社であるので、80分位という極端な構成ポートフォリオを扱っていることになる。資金量には制約があるという意味では、現実の運用に近づいたといえる。
- 2) B社株の売買単位が1000株であるのに購入株数が200株では取引できないとする疑問を持つかもしれないが、このことは収益率の計算にはなんら問題を生じない。また今の場合、投資金額を10倍にして、A社を1000株、B社2000株、C社を50株購入するようにすればこの点に関する疑問は解消する。このような形での購入は、機関投資家など十分可能であろう。
- 3) 保有期間別累積収益率の平均を計算するためのデータ数は、保有期間週が長いものほど少なくなる。
- 4) 5) 保有期間が21週となりうるポートフォリオは最初の週に作成されたものだけである。したがって、21週の累積収益率のサンプルサイズは1個しかない。表1は21週を除いた1週から20週の平均累積収益率のt値を報告している。21週の累積平均収益率の統計的有意性を計算するにあたりサンプルサイズ1では自由度が0になってしまいt値を計算できない。このため21週を表1から外している。そしてこれと整合させるために図1でも21週は省いている。

## 参考文献

- Daniel, Kent, and Shridan Titman, Market reactions to tangible and intangible information, *Journal of Finance* 61, 2006.
- Hameed, Allaudeen, Cathy Niden, and Jennifer S. Conrad, Volume and autocovariances in short-horizon individual security returns, *Journal of Finance* 49, 1994.
- Jegadeesh, Narasimhan, Evidence of predictable behavior of security returns, *Journal of Finance* 45, 1990.
- Jegadeesh, Narasimhan, and Sheridan Titman, Returns to buying winners and selling losers: Implications for stock market efficiency, *Journal of Finance* 48, 1993.
- Lehmann, Bruce N., Fads, martingales, and market efficiency, *Quarterly Journal of Economics* 105, 1990.
- Levy, Robert A., Relative strength as a criterion for investment selection, *Journal of Finance* 22, 1967.
- Roberto, C. Gutierrez jr, and Erick K. Kelley, The long-lasting momentum in weekly returns, *Journal of Finance* 63, 2008.
- Veronesi, Pietro, How does information quality affect stock returns? *Journal of Finance* 55, 2000.
- 岩田暁一, 「経済分析のための統計的方法」第2版, 東洋経済新報社, 1991年。
- 榊原茂樹, 青山護, 浅野幸弘「証券投資論」第3版, 日本経済新聞社, 2006年。
- 米澤忠幸, サブプライムローンショックによる株価急落はどこまで予測できたか— ARJI モデルを使った株価変動の予測—, 甲子園大学紀要, No.35, 2007年。



## 学部の学術活動

[2008年1月～12月] (アイウエオ順)

### 〔著書〕

- 1) 小泉修平：「社長が白黒をつけるための判断材料事典」アーバンプロデュース (2008.3)
- 2) 才村真理 (編)、宮嶋淳、坂本正子、野上丈晴：『生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利』福村出版 (2008.12)

### 〔論文〕

- 1) Ashida N., Takemura T., Nasu Y. Sagawa S., Yamakawa M. and Makimoto K.; Ubiquitous technology in the healthcare and welfare fields, 10th IMAC Conference on Regional Innovation System and Manufacturing Culture, (2008.10) (CDROM 出版)
- 2) Sagawa S., Ashida N., Suto S. and Tsuji M.; Proposal of "Verbal Communication During Services", Promoted from Care Givers to Care Users.-The trial of the automatic daily report creation by the speech recognition in a nursing home-, 10th IMAC Conference on Regional Innovation System and Manufacturing Culture, (2008.10) (CDROM 出版)
- 3) R. MIYOSHI, M. YAMAKAWA, K. SHIGENOBU, K. MAKIMOTO, C. ZHU, N. Segawa, N. ASHIDA, and K. TABUSHI; Association between activity level and changes in bodyweight in dementia patients, PSYCHOGERIATRICS, p170-p174 (2008.8)
- 4) K. Makimoto, E. A. Lee, Y. Kang, M. Yamakawa, N. Ashida, and K. R. Shin; Temporal Patterns of Movements in Institutionalized Elderly with Dementia during Consecutive Days of Observation in Seoul, Korea; American Journal of Alzheimer's Diseases & Other Dementias, p200-p206 (2008.2)
- 5) Yamakawa M., Shigenobu K., Makimoto K., Zhu C., Ashida N., Tabushi K.; Environmental control interventions for frontotemporal dementia with reversed sleep-wake cycles.; Am J Am J Alz Dis Other Dementias. 23 (5) , 470-476, (2008.8) ?
- 6) M. Yamakawa, K. Makimoto, C. Greiner, M. Suzuki, S. Sudo and N. Ashida; IC tag monitoring system identifies an unusual pattern of toilet use by a patient with vascular dementia, Miyae 10th IEEE International Conference on e-Health Networking, Applications and Services BioPolis, Singapore, proceedings P24-28, (2008.7)
- 7) Sagawa S., Ashida N., Nasu Y., Suto S., and Tsuji M.; Development of the support system to help team care for home care 10th IEEE International Conference on e-Health Networking, Applications and Services BioPolis, Singapore proceedings P129-p131, (2008.7)
- 8) R. Ayase, T. Higashi, S. Takayama, S. Sagawa and N. Ashida; A method for supporting at - home fitness exercise guidance and at - home nursing care for the elders - Video - based simple measurement system, 10th IEEE International Conference on e-Health Networking, Applications and Services BioPolis, Singapore, proceedings p205-p209, (2008.7)
- 9) Sagawa S., Nasu Y., Suto S., Takemura T. Tsuji M. and Ashida N.; Home-care information sharing via mobile phones -Development of the automatic report input system using mark sensing report sheets- Journal of eHealth Technology and Application (in press)
- 10) T. Takemura, T. Kuroda, N. Kume, K. Okamoto, K. Hori, N. Oboshi, N. Ashida, A. Alasalmi, O. Martikainen, H. Yoshihara; System Value Analysis of Multipoint Distribution of Realtime Locating System (RTLS) in Hospital.; Journal of eHealth Technology and Application (in press)
- 11) N. Segawa, R. Miyoshi, M. Yamakawa, K. Shigenobu, K. Makimoto, S. Suto and N. Ashida; Association Between

- Wandering and Constipation in People With Dementia Using IC Tag Monitoring System; Journal of eHealth Technology and Application (in press)
- 12) K. Makimoto, M. Yamakawa, S. Motoda, C. Greiner, and N. Ashida.; Developing a conceptual framework of nursing errors within the framework of health care safety; Journal of eHealth Technology and Application (in press)
  - 13) H. Kanzaki, Z. Xiaochun, A. Nishigami, M. Nozawa, M. Azuma, T. Katayama, A. Yamamoto and N. Ashida; Effects of the support by the web-based disaster nursing care information provision at the Chengdu earthquake in China Journal of eHealth Technology and Application (in press)
  - 14) 小泉修平：成果型賃金制度の再考察『甲子園大学紀要』35号57-65（2008.3）
  - 15) 小泉修平：開発プロジェクトとマイルストーンマネジメント『工業経営研究』第22巻127-135（2008.9）
  - 16) 才村真理、宮嶋淳、坂本正子、野上丈晴：『生殖補助医療により生まれた子どもの権利擁護とソーシャルワークによる支援のあり方』文部科学研究補助金（萌芽研究）助成福村出版（2008.12）
  - 17) 塩見法弘：大学生き残り地域社会との連携（3）－ベンチャー・ビジネス論の視点から－『甲子園大学紀要』35号67-80（2008.3）
  - 18) 函姪、塩見法弘：日本とモンゴルの交流促進（1）『甲子園大学紀要』35号175-186（2008.3）
  - 19) 水野輝久、塩見法弘：企業の人材開発に関する一考察『甲子園大学紀要』35号167-174（2008.3）
  - 20) 松田裕之：アメリカにおける電信士の社会史～情報通信労働の生成をめぐって～：『情報通信学会誌』85号（2008.1）
  - 21) 米澤忠幸：サブプライムローンショックによる株価急落はどこまで予測できたか－ARJIモデルを使った株価変動の予測－、『甲子園大学紀要』35号163-166（2008.3）

#### 【評論その他】

- 1) 松田裕之：通信進化の礎～モールス信号の栄枯盛衰～（『神戸新聞』2008.11）

#### 【学会】

- 1) 小泉修平：敵対的買収における企業価値向上の課題と方策、実践経営学会第51回全国大会（2008.9 長崎県立大学）
- 2) 小泉修平：日米欧のコーポレートガバナンスと取締役の地位、実践経営学会第52回関西支部会（2008.12 京都産業大学）
- 3) 竹内準治（共同発表）：「大学の危機とそれへの対応」、実践経営学会・関西支部・九州支部研究合同発表会、（2008.12、京都・京都産業大学）
- 4) 松田裕之：モールス電信士～点と線が刻むITの創生～（情報通信学会第二回情報文明史研究会）（2008.8 読売電波工専）

#### 【社会教育活動】

- 1) 坂本正子：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2008.1～12）
- 2) 坂本正子：被虐待児・虐待者を理解するー市町における虐待対応と地域ネットワークー 福井県市町職員児童虐待防止研修会（2008.1）
- 3) 坂本正子：児童虐待対応における児童相談所の役割 第8回日精診チーム医療・地域リハビリテーション研修会特別分科会
- 4) 坂本正子：児童虐待死亡事例が教えてくれたこと 北海道胆振保健福祉事務所管内児童虐待に関する養育支

援技術研修会（2008.3）

- 5) 坂本正子：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害児支援の見直しに関する検討会（2008.3～7）
- 6) 坂本正子：児童虐待を防止するために 西宮市大学交流センターインターカレッジ西宮児童福祉セミナー（2008.12）
- 7) 塩見法弘：日本とモンゴルのビジネス・交流（2008. 2 桑蓬会）
- 8) 塩見法弘：日本の未来のため、魅力ある教育を考える（2008. 5 情勢判断学会・大阪）
- 9) 徳田汎司：会社の機関等（会社法、特に必須の機関、事業報告、計算書類、総会日程）（2008. 2 あずさ監査法人大阪事務所研修会）
- 10) 徳田汎司：企業組織再編（会社法、会計、税法の相互関係、三角合併を含む。）（2008. 2 あずさ監査法人大阪事務所研修会）
- 11) 徳田汎司：内部統制（会社法、金融商品取引法、内部統制意見書の相互関係）（2008. 2 あずさ監査法人大阪事務所研修会）
- 12) 竹内準治：基本的な自己啓発の手法について、日本小集団協会、（2008. 3、大阪・府立労働会館）
- 13) 竹内準治：最近の経営環境事情報告（サブプライムローンの実相とその影響）、日本小集団協会、（2008. 7、大阪・府立労働会館）
- 14) 竹内準治：College Management Par2, ユニコン（国際コンサルタント機構）、（2008. 9、大阪）

#### 【特許】

- 1) 芦田信之：マークリーダーによる自動入力をもちいた病院情報解析システム  
特許願【整理番号】DP080140【提出日】平成20年 7月15日【国際特許分類】G06K7/00

## 思い出の心理学研究者

白樫 三四郎<sup>1</sup>

平成20 (2008) 年10月31日

### My Memories of the Psychologists

SHIRAKASHI Sanshiro<sup>1</sup>

#### 要 約

本稿は筆者がこれまで直接に交流を保ってきた多くの心理学研究者に関する思い出の記である。含まれる研究者は D.Cartwright, M.M.Chemers, L.Festinger, F.E.Fiedler, R.Kahn, H.H.Kelley, R.E.Kirk, B.Latané, R.Likert, 三隅二不二<じゅうじ>, T.Mitchell, B.H.Raven, V.H.Vroom, および A.Zander である。これを通して筆者の研究方向に与えた影響が示唆される (本文中敬称略)。

キーワード : D.Cartwright, M.M.Chemers, L.Festinger, F.E.Fiedler, R.Kahn, H.H.Kelley, R.E.Kirk, B.Latané, R.Likert, Misumi, J.T. Mitchell, B.H.Raven, V.H.Vroom, A.Zander

#### Abstract

This paper is the present writer's memory of the psychologists with whom the author has contacted directly. It includes D.Cartwright, M.M.Chemers, L.Festinger, F.E.Fiedler, R.Kahn, H.H.Kelley, R.E.Kirk, B.Latané, R.Likert, Misumi, J., T.Mitchell, B.H.Raven, V.H.Vroom, & A.Zander. It also suggests the process of their influences on the author's studies.

Key Words : D.Cartwright, M.M.Chemers, L.Festinger, F.E.Fiedler, R. R.Kahn, H.H.Kelley, R.E.Kirk, B.Latané, R. Likert, Misumi, J.T.Mitchell, B.H. Raven, V.H.Vr oom, A.Zander

### 1. Rensis Likert (1903—1981)

Rensis Likert の父は Union Pacific Traffic の鉄道技師であった。その関係で Likert は同社でインターンを経験している。当時同社で大規模なストライキが起これ、Likert はそこにおいて経営者に対する労働組合員の不信感を強く感じ、後年産業組織における人間関係に関する研究の興味が生まれた。Likert は1932年コロンビア大学で Ph.D. を取得する。後に「リカート法」として広く知られるようになる態度測定技法に関する、きわめて独創的な研究であった。Likert はその後、生命保険会社、アメリカ農務省等に勤務し、量的、質的の社会調査法の技法をしだいに確立してゆく。

1946年 ミシガン大学教授に就任し、態度の測定技法を教育・研究する目的で Social Survey Center を設立する。1947年に Lewin が死亡すると、Likert は 1948年 MIT にあった Research Center for Group Dynamics (Lewin が所長であった) をミシガン大学に誘致し、両センターを有する Institute for Social Research (ISR) を設立し、その後長い間 ISR 所長を務めることになる。Likert 自身は Social Survey Center のスタッフとともにアメリカの企業組織におけるリーダーシップ、人間関係の大規模な調査を継続してきた。

三隅 (後述) は1956—57年 ミシガン大学に客員研究員として滞在中、同大学の Rensis Likert, Dorwin Cartwright, Alvin Zander, John R.P. French, Jr., Daniel Katz, Robert Kahn ほか多くの研究者と交流を保ち、大きな影響を受けた。Likert は一連の研究を3冊の著書にまとめ、シリーズとして刊行するが、それらはいずれも三隅

<sup>1</sup> 本学人文学部教授



によって邦訳・刊行されている（「経営の行動科学」、「組織の行動科学」、「コンフリクトの行動科学」）。Likert は1966年三隅の招きで生産性九州地方本部10周年記念に來日し、セミナーでわが国の産業界、学界に大きな影響を与えた。

Likert はこのとき九大教育学部でも講演している。筆者はこれを拝聴した。たまたまこの日やや蒸し暑かった。Likert が背広を脱いだとき、彼は半袖のワイシャツを着用しており、その当時まだ日本にこのような半袖のワイシャツはあまり出回っていなかったため、筆者には印象的であった（後にこのような半袖のワイシャツを日本ではある時期「ホンコン・シャツ」と呼んでいた）。1967年三隅が福岡市に集団力学研究所を開設したとき、Likert はその顧問に就任している。

Likert（特に「コンフリクトの行動科学」）は効果性の高い組織における管理・監督者は彼らが「システム4 T」と名づける方式を採用していると主張する。そのポイントは①組織の支持関係の原理（上司あるいは同僚、部下の間に好意的態度、忠誠心、信頼などがゆきわたっている）、②重複集団構造（各作業集団がリーダーを核として、上下左右とも相互に重なりつつ、連携が保たれている）、③集団参画方式（各作業集団全員が参加して重要な意思決定がなされる）、④高い業績目標（リーダーが高い業績目標を有する）、⑤高い技術的能力（リーダーが高い技術力を有する）などとされる。

リカートのこの「システム4 T」のうちの「支持関係の原理」について説明するとき、多くの組織において組織のトップはその建物のうち最高、最上の部屋を占める傾向にある、ミシガン大学 ISR では自分が所長をつとめるが、最高、最上の部屋はいま ISR の研究にとって最も重要な研究をしている者によって占められるべきだ…という考えを実行していると述べたのが筆者には印象的であった。Likert はたいへん温厚な紳士であった。彼は1980年にリーダーシップ研究への貢献により、第3回 The Ralph M. Stogdill Award for Distinguished Contributions of Leadership Studies（後述）を受賞している。

1981年に Likert は亡くなった。三隅（1981）はたいへん印象的な追悼記事を公表しているため、以下引用する。

「レンシス・リカート博士は1981年9月2日の夜、ミシガン大学病院で永眠された。78歳であった。…私（三隅：筆者注）にとってリカート博士は先輩であり、師であった。（途中略）先生が亡くなられる9日前に、私はミシガン大学近くのホテルで夫人といっしょにお会いしたが、今にして思えば、先生は既に自分の生涯の終焉を予感しておられた。（途中略）ホテルで御夫妻から歓待をうけたのだが、リカート先生はいつになく将来のことをいろいろと語られ、『キャンドルのともしびが美しい』という一語で結ばれたのである」（三隅, 1981, p. 2）

（本項の記述には部分的にミシガン大学 Institute for Social Research のホームページを参照した）

## 2. Alvin Frederic Zander (1913—1998)

Alvin Zander は1942年ミシガン大学で Ph.D（心理学）を取得し、アイオワ大学で Lewin といっしょに group dynamics の研究を行った後、1948年ミシガン大学に移設された Research Center for Group Dynamics のスタッフとして就任する。やがて同センターと英国 Tavistock Institute of Human Relations との共同編集で雑誌 *Human Relations* が定期的に刊行されるようになる。Zander は Cartwright と共同で *Group dynamics* の編集に携わるほか（後述）、Zander（1971、1996）自身、目標達成に向かう集団の動機過程に関する理論的研究あるいはグループ・ダイナミックスの実践にかかわる問題を論じてきた。Zander は Cartwright の後を受けて Research Center for Group Dynamics の所長をつとめ、さらにミシガン大学研究担当副学長をつとめている。

Zander は1980年に鳥根大学法文学部 猪俣佐登留教授の招きで來日している。夫人とその妹が同行した。鳥根大、九大ほかで研究者、学生と交流し、学術講演をした。筆者は秋の一日 Zander 博士一向を佐賀県唐津市観光に案内した。唐津城に登り、虹ノ松原という美しい松並木を眺めた。また城に近い展示会館で唐津オクンチに出される数多くの山車（だし）を鑑賞した。また唐津焼きの窯元を訪ねたりして、日本文化の一端に触れてもらった。帰途 JR 東唐津駅で列車の到着を待っているとき、日本人女子高校生数人が Zander の方を見ながら何か話していた。これに気づいた彼は、自ら彼女たちに声をかけた。彼女たちは大喜びで彼といっしょに写真を撮ることになり、筆者がシャッターを押した。その後わたくしが彼女らに「この紳士はアメリカ、ミシガン大学副学長」だと説明すると、彼女らはいっそう驚き、また喜んだ。このとき Zander は笑いながら「わたくしの髪がロマンス・グレーだからでしょう」と言った（本項の記述に際して、部分的に鈴木<1998>を参照した）。

### 3. Dorwin Philip Cartwright (1915—)

Dorwin Cartwright はスワスマア・カレッジ学生時代、実験心理学を専攻したが、学部4年の頃からしだいに Lewin の著作に親しむようになった。ハーバード大学大学院で1940年に Ph.D. 取得。MIT (Massachusetts Institute of Technology) 助教授、准教授時代、Lewin や他の多くの研究者とともに group dynamics の研究に専念する。1948年からはミシガン大学 ISR の Research Center for Group Dynamics において Alvin Zander とともにこの方面の研究の指導的役割を果たしてきた。Cartwright & Harary (1956) のバランス理論に関する貢献も重要であるが、筆者にとって Cartwright は Lewin (1951) の場の理論に関する論文集の編集・解説、あるいは Zander との共同編集 (Cartwright & Zander, 1953, 1960, 1968) による集団力学の研究分野の確立、あるいは社会的勢力 (social power) に関する論文集の編集 (Cartwright, 1959) など、集団力学という分野の確立への貢献がきわめて大きいと思われる。Cartwright & Zander (1953, 1960, 1968) 編集の “Group dynamics” は広く読まれ、この分野における最も重要な古典として位置づけられている。

Cartwright は長年にわたって Research Center for Group Dynamics (ISR, University of Michigan) にあってこの方面の研究をリードしてきた。Cartwright は三隅の招きにより、1969年秋から冬にかけて日本に滞在し、各地の大学でセミナーをもつほか、関連する学会で講演を行った。筆者は九大で開催されたセミナーに時間の許さかぎり出席し、Cartwright と親しく交流するようつとめた。Cartwright 夫妻は九大医学部構内にある研究者宿泊施設に滞在していた。夫人は Cartwright を “Doc” と呼んだ。ちょうどこの頃、九大でも学生運動が激しく展開されており、多くの学部で学生によるストライキが行われ、バリケードによって一般の校舎内立ち入りができない状態が続いていた。薬学部では当時校舎のバリケード、ストライキが実施されていなかったため、カートライト・セミナーは薬学部の教室を借りて続けられた。当時アメリカの大学においても学生紛争が頻発していたが、Cartwright は日本へ発つ前ミシガン大学の同僚から「日本は学生運動の先進国だから、日本の事情をよく研究してくるように」と言われたそうである。

Cartwright は教室にいつも刊行されたばかりの大きくて赤い表紙の Cartwright & Zander (編、1968) *Group dynamics* 3版を持参した。このとき Cartwright は黒板に次のような表 (第1表) を書いて、関連する諸概念をうまく説明した。

第1表 社会的影響過程関連諸概念の説明図 (Cartwright, 1969)

		社会的影響を受ける	
		個人	集団
社会的影響を与える	個人	対人関係	リーダーシップ
	集団	同調	集団間関係

ある個人が別の個人に与える社会的影響は「対人関係」、ある個人が集団に与える社会的影響は「リーダーシップ」、集団がある個人に与える社会的影響は「同調」、集団が別の集団に与える社会的影響が「集団間関係」というものである。これはなかなか便利なまとめ方であると思われる。

このカートライト・セミナーにおいて九大のスタッフや院生は交代で各自の研究報告を行い、Cartwright による助言を求めた。当時九大教育学部では三隅の指導によりリーダーシップ PM 理論 (後述) に関連する実験が多数行われていた。ある実験の報告において実験計画段階でリーダー (大学院生) に P (課題遂行中心) 型行動をとるよう要請しており、当の院生もそのつもりで行動したはずなのに、実験協力者であるフォロワーたちが (実験終了後のリーダー行動評価において) そう認知していない事例があり、実験者はこれを実験操作の失敗としてデータ処理の段階で削除したことが報告された。これを聞いた Cartwright は実験変数操作ミスとして機械的に削除するのではなく、フォロワーの認知に何か影響するような変数が関係していたのではないかと、それを探索してはどうかと助言した。また筆者の実験室実験 (白樫、1968、後述) でリーダー LPC と行動の関係の分析について報告したとき、Cartwright はきわめて重要な示唆を与えてくれた。これが大きなヒントになり、Sample & Wilson (1965) データの筆者による再分析 (後述) に結びついたのである。

1969年秋のある日 Cartwright は熊本大学で講演した後、熊本に一泊、翌日 Cartwright 夫妻は狩野素朗 (九大) の運転する車で阿蘇をドライブした。これに筆者も同行した。

Cartwright は1972年東京で開催された国際心理学会にも出席し、シンポジウムを企画・司会している。筆者は1975—76年、当時勤務していた西南学院大学から、同大学の姉妹校であるテキサス州のペイラー大学に交換教授

として派遣されて勤務した。1976年夏この期間を終えて、アメリカ、ヨーロッパ各地を家族とともに旅行したが、その一環としてミシガン大学に Cartwright を訪ねた。ISR の研究室やアンナーバーの自宅で歓待を受けた。

大学から自宅へ向かう途中、Cartwright はある交差点を通り過ぎたところで車を止め、わたくしどもに車から降りようすすめた。一方の道路には”Nixon Road”という標識があり、もう一方の道路には”Bluett Street”（注”I blew it.”とは「失敗した、しくじった」という意味）の標識が認められた。Watergate 事件で Richard Nixon（第37代アメリカ大統領）が辞任（1974年）してまだそれほど年月が経っていないときで、Cartwright お得意のジョークであった。こんなとき、Cartwright は自分自身のジョークの面白さにフッフッと笑いをこらえながら話すのがつねであった。

Cartwright の自宅はかつて幼稚園・小学校の校舎・土地が売りに出され、このことを知った夫妻がたいへん気に入って土地を購入、自宅を建築したのである。周囲には木も多く、森の中の住宅のようであった。広い砂場は学校時代のままに残されており、筆者の子どもたち（当時小学校低学年）にはたいへんお気に入りの遊び場であった。この日は庭にテーブルを並べてのバーベキューであった。Cartwright 自身が焼けた肉や野菜を全員に配った。夏時間でまだ明るい日差しが残る中、楽しい夕食であった。Cartwright はその後ミシガン大学を退職し、カリフォルニア州サンタバーバラに夫妻で移った。

筆者は1978—79年に西南学院大学から受けた在外研究により、UCLA 心理学部（1978年 8月—12月）およびワシントン大学心理学部組織研究室（1979年 1月—7月）でそれぞれ客員研究員として滞在した。ロサンゼルスに滞在していた頃、狩野（九大、当時 UCLA 客員研究員）の運転する車でサンタバーバラに Cartwright を訪ねた。事前に Cartwright から詳しい道路案内を受け取っていた。狩野の運転はその指示どおりに進んだが、サンタバーバラに入って間もなく、それまで走行していたフリー・ウェイの高度がしだいに低下して地面にまで下りてしまった。しばらく走行しているうちにフリー・ウェイの高度はまたしだいに高くなり、通常の状態に戻った。Cartwright の自宅に到着してからこの体験を話すと、彼は「フリー・ウェイ建設計画に地元住民が『眺望権の侵害』だと反対してついにフリー・ウェイが一定区間のみ、地上の高さに下りるようになった」と説明してくれた。

Cartwright が大学院生当時、夫人が教職にあって一家の経済を支えたとのことである。夫人は水彩画の趣味をもっていて、九大医学部キャンパスの同窓会館に滞在中もよく部屋の窓から眺める風景をスケッチしていた。毎年夫妻から受け取るクリスマス・カードに添えられた手紙には、いつも夫人の水彩画が描かれていた。ある年添付された絵には「（カリフォルニア州サンタバーバラの）海岸を散歩する、わたくしども夫婦のスケッチです」という説明があった。Cartwright の趣味はスポーツ観戦で、ロサンゼルス・オリンピック（1932年！）を観戦した由。

#### 4. Robert Kahn (1918—)

Robert Kahn は当初歯科医になる希望をもっていたが、それが次第に英語専攻へと変わっていった。1939年にミシガン大学（学部）を卒業し、大学院修士課程に入学した。面接の仕事をアルバイトとして担当するうちに、この仕事に興味を覚えるようになってきた。1948年に Kahn はミシガン大学 ISR にポストを得た。そして1952年にミシガン大学から Ph.D. を得ている。Kahn は Daniel Katz らとともに、産業組織におけるリーダーシップと集団生産性の関係分析に取り組んできた(Kahn & Katz, 1960)。その後も Katz と Kahn は組織行動の研究に専念する。Kahn は1997年頃ミシガン大学を退職している。

1980年当時三隅は「働くことの意味」(Meaning of Working life: “MOW” と略称) の国際共同研究に取り組んでいた。数年間にわたって関連するセミナーが大阪や福岡で開催された。その一環として1983年に福岡市の集団力学研究所主催で開催された第1回国際セミナー「21世紀の労働と人間」に Robert Kahn はゲスト・スピーカーとして招かれ、「アメリカにおける仕事：働くことの意味」という題目で特別講演を行っている。筆者が通訳を担当した。講演前日に筆者は Kahn に会って、講演原稿内容で理解しにくい部分に関してたずねた。そのとき彼は丁寧に説明してくれたが、その大半は欧米人にはおなじみではあるが、日本人にはあまり知られていない慣用語であった。筆者には Kahn がかつて学生時代 English major であったことと関係していると思われた。筆者が翌日の通訳に不安をおぼえていると述べたら、Kahn は「明日は2人で美しいデュエットを歌いましょう」と筆者を勇気づけてくれた（この項記述に際して部分的にミシガン大学 Institute for Social Research ホームページを参照した）。



## 5. Leon Festinger (1919—1989)

Leon Festinger は1942年アイオワ大学で Ph.D. 取得、スタンフォード大学、The New School for Social Research ほかで研究、教育に当たった。社会的比較過程の理論や認知的不協和理論 (Festinger, 1957) などによく知られた。

1960年春から夏にかけて Festinger は東大ほかで講演や講義を担当した。九大教育学部も訪問し、認知的不協和理論について講演した。大学院修士課程に入学直後の筆者は彼の講義 (通訳つき) を聞いた。有名な Festinger & Carlsmith (1959) の強制承諾 (1ドル、20ドル) 実験について詳しく話した。筆者は当時その内容を十分理解できず、ただ実験後の debriefing において、実験協力者に渡した1ドル、20ドルをすべていったん回収した後、あらためて実験協力者全員に平等に謝金を分配したという話を記憶している。

このセミナーで九大の助手や院生もみずからの研究を報告し (通訳つき)、Festinger による批判、示唆を求めた。ときに Festinger は通訳による翻訳をまたずに、資料等からおよその研究内容を理解し、報告の先を急がせるような場面があり、筆者は Festinger の頭脳の明晰さに驚嘆した。

1972年 東京で国際心理学会が開催されたとき、Festinger は出席し、講演を行っている。東京へ行く前に福岡に立ち寄った Festinger 夫妻は三隅の招きで福岡市郊外のホテルに一泊した。福岡空港で彼らを迎えた三隅は福岡市郊外の大宰府天満宮に案内し、筆者も同行した。Festinger にもともと名所旧跡を訪ねる趣味はないが、このときはおとなしく三隅の案内に従った。筆者が「Festinger という名前の発音は“フェスティンガー”、“フェスティンジャー”のどちらが正しいか」とたずねたところ、その理由を求められたので、「日本で刊行されている本などには2種類の表記がある」と答えた。するとさらに Festinger は「そのうちいずれが多いか」と問うので、筆者が「“フェスティンガー”が多い」と答えると、彼は「“フェスティンガー”としておいてほしい」と言った。筆者が重ねて「ではあなた自身どう発音するのか」と改めてたずねたところ、それは“フェスティンガー”という答えであった。

また1972年当時、認知的不協和理論は結構人気があって関連する報告も続いていたと思われるが、Festinger 自身の関心はこの問題から離れていた。その理由を筆者が彼にたずねると「あれ以上あたらしいことは出てこない」とポツリともらしたことを記憶している。この対話は 大宰府天満宮近くの西鉄大宰府駅前、買い物に立ち寄った三隅を待つ間、2人の中の立ち話で行われた。このときの国際心理学会で Festinger は実験心理学分野での研究成果を報告した。

## 6. Harold Harding Kelley (1921—2003)

Harold Kelley は 1948年に MIT で Ph.D. 取得。イェール大学、ミシガン大学、ほかを経て、長い間カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) で教育・研究に従事した。Thibaut, J.W との共同研究による集団過程理論の研究、原因帰属 (attribution) の ANOVA モデルの提唱などでよく知られた。筆者は 1975—76年のベイラー大学交換教授勤務終了後、1976年夏パリで開催された国際心理学会に出席した。この最終日に Jean Piaget (1896—1980、スイスの発達心理学者) の80歳の誕生日を祝う特別講演が行われた。この国際心理学会会場で三隅に出会ったとき、間もなく回ってくる在外研究留学先について相談した。三隅はたまたま傍にいた Kelley を紹介し、筆者の客員研究員としての UCLA 受け入れが簡単に決まった。1972年東京での国際心理学会に引き続いて京都で日本グループ・ダイナミクス学会が開催された折、Kelley は帰属理論をテーマに特別講演を行っている。1978年秋 (この年の8月～12月にかけて筆者は UCLA 客員研究員としてロサンゼルスに滞在) Kelley (1982) は三隅の招きで、再び京都で特別講演を行っている。

1978年秋日本に向けて出発する直前、日本講演で用いるスライドの英語学術用語について、Kelley から UCLA に滞在していたわれわれ複数の日本人研究者に相談があった。その中の1つ “groupthink” (Janis, 1972) について Kelley は「ポジティブな意味ではない、ネガティブな意味」であるということについて念をおしていた。このとき、筆者は「集団性脳炎」(ある時期日本ではこういう訳語が用いられていた) という訳語を提案した (現在では「集団的浅慮」という訳語が定着している)。日本から帰国直後、Kelley は「大阪で宿泊したホテルのフロアに川が流れていて、驚いた」と話していた。筆者の客員研究員受け入れ責任者は Kelley であったが、わたくしはこの期間、Kelley のコースを履修せず、毎週同一の時間帯に開講されていた Bertram H. Raven (後述) の大学院コースを受講した。もちろん Kelley とよく会っていた。UCLA 心理学部社会心理学研究室ではスタッフ、院生による研究会が定期的開催されていた。

その研究会で狩野 (九大) と筆者が研究報告を行うことになり、通常は学内の教室で行われる研究会の会場を



キャンパスからそう遠くないところに UCLA が所有する Japanese Garden に移して行われた。このとき筆者は Rotter (1966) の内的—外的統制型尺度を用いた自分たちの実験 (吉田・白樫<1975>) を報告した。聴衆の中に Rotter の尺度の因子分析研究で有名な Collins (1974) がいて、「まず因子分析をしてから…」と批判されてしまった。研究会は庭園のテラスで行われたが、ロサンゼルスのだこまでも澄み切った青い空と、研究会終了後、Kelley が率先して会場の後片付けをしていたことを記憶している。

1978年12月、ロサンゼルスで Kelley の自宅に客員研究員一同が招待され、楽しい夕食会がもたれた。このときの食事はメキシコ料理であったが、Kelley は「味付けがアメリカ風になっているから、それほど辛くない」と皆さんに勧めた。早川昌範氏夫人がお得意の音楽を披露したほか、最後は全員で炭坑節を輪になって歌いながら踊るといふ、まことににぎやかなパーティであった。1978年12月末で筆者は UCLA を離れて、シアトルのワシントン大学心理学部組織研究室 (Fred E. Fiedler 主宰) へ移動した。

1991年 フロリダのハイランドビーチで開催された Nags Head Conferences (後述) に出席する途次、筆者は家内とともにロサンゼルスで Kelley および Raven に再会した。このとき Kelley は UCLA を退職した直後であった。Kelley 夫妻はマイカーでわれわれが滞在したホテルまで迎えに来てくれた。なつかしい UCLA キャンパス近くを通り、ホテル・ベルエアのレストランで Raven 夫妻 (後述) も合流し、おいしいブランチをいただいた。写真を撮ろうとしたが、ここは撮影禁止 (高級住宅地に隣接しているので、お客として政治家や有名俳優などがよく来る。彼らのプライバシーをまもるため) であって撮影は出来なかった。食事後、ポール・ゲッティ美術館 (石油王ポール・ゲッティの私設博物館、ローマの古美術、ルネサンス、印象派の絵画など多数。建物自体も古代ローマの大邸宅を再現したもの) を案内してもらった。

その後、Kelley の素晴らしい自宅は火災延焼で焼失してしまった。Kelley にお世話になった日本人研究者は大勢いたので、木下富雄 (甲子園大学学長) の呼びかけで献金したことがある。後日、この自宅は同じ敷地に立派に再建されている。Kelley は2003年に亡くなった (本項の記述に際して、部分的に白樫<2003 a> を参照した)。

## 7. Fred Edward Fiedler (1922—)

Fred Fiedler はリーダーシップ研究分野において、リーダーシップ効果性の条件即応モデル (contingency model of leadership effectiveness, Fiedler, 1967) あるいは認知的資源理論 (cognitive resource theory, Fiedler & Garcia, 1987) の提唱者として、この研究分野で大きな貢献をした。筆者は Fiedler を “Fred” とファーストネームで呼んでいたが (彼がそう希望するから)、心の中ではいつも「フィードラー先生」であった。ちなみに彼はわたくしのことを “San” と呼んだ。

Fiedler は1922年オーストリアのウイーンに生まれている。ヤダヤ人両親の間に生まれた一人っ子であった。1938年 (16歳直前)、中国・上海に向かう両親と別れて、単身渡米。さまざまな苦労の後、1946年1月シカゴ大学大学院 (心理学専攻) に入学、ほぼ同時に Judith と結婚。当初彼は産業・組織心理学研究を志したが、当時シカゴ大学心理学部はカウンセリングあるいは心理統計の専門家ばかりで、産業・組織心理学分野の研究者はいなかった。Fiedler はカウンセリング研究を選び、Carl Rogers (1902—1987、非指示的カウンセリング、あるいは来談者中心療法) ほかの指導を受ける。また臨床心理士としての実習を Veterans Administration Hospital (VA <復員軍人>病院) で受けた。ここでは精神分析的カウンセリング技法の実習が中心であった。Fiedler は Ph.D. 論文研究テーマとして、精神分析的カウンセリング、非指示的カウンセリング、そしてアドラー派カウンセリングの比較を試みることを選んだ。彼の研究計画は実行に移す前に審査委員会で激しい論議をよんだ。審査委員会委員長は James G. Miller (カウンセリング、心理学部長) で、委員には Rogers も含まれていた。上記3つの学派のベテランおよび新人のカウンセラー (非指示的カウンセリング・ベテランの1人として Rogers も含まれている) の録音テープ内容を分析するという実験計画が承認された。その結果は Fiedler (1950) によって公表されている。それによれば3つの学派相互の相違よりも、ベテランか新人かの相違の方が大きいという衝撃的なものであった。彼はこの業績により1949年に Ph.D. (心理学) を取得する。この研究内容は Rogers にとって不本意であったと思われる。しかし Rogers は後年アメリカ心理学会からの受賞記念講演でこの Fiedler の論文を引用したという。

ついで Fiedler はカウンセラーの適性に関する研究グループに参加する。このとき彼はカウンセラーがその人自身および担当する来談者に対してもつイメージをセマンティック・ディファレンシャル形式の尺度を用いることを試みる。このときスーパーバイザーからカウンセラーとしての適性が高いと判定された人はそうでない人よりも、2つの評定 (自分自身の評定と来談者の評定) が相対的に類似しているという結果を発見した (Fiedler, 1951)。

このとき用いられた測定尺度が後に彼のリーダーシップ研究で長く用いられてきた LPC (Least Preferred Coworker、「最も苦手とする仕事仲間」) 指標の原型である。1991年に Fiedler のリーダーシップ研究40周年を記念するシンポジウム (Chemers & Ayman, 1993) がカリフォルニア州クレアモントの Claremont McKenna College において開催されている。

Fiedler は 1950年にイリノイ大学に移り、やがて心理学部に集団効果性研究室を設置し、リーダーシップ研究を精力的に展開してゆく。アメリカ人高校生、大学生、キリスト教教会員、産業組織、軍隊、オランダ人大学生等々を対象として、多くの実験室実験ならびに調査が試みられてきた。それは1955—1964年の長きにわたって行われた。そのすべてにおいてリーダーが最も苦手とする仕事仲間に対して、どの程度好意的な評定を与えるか (LPC < Least Preferred Coworker > 得点) がリーダーシップ・スタイルの指標として用いられた。このような相手に対して好意的な評定を与える個人を高 LPC (関係動機型)、非好意的な評定を与える個人を低 LPC (課題動機型) と解釈された。これら多数の研究結果を総合して Fiedler (1964) はリーダーが集団一課題状況を十分にコントロールすることが容易な条件 (高統制状況)、あるいはそれが困難な条件 (低統制状況) では低 LPC (課題動機型) リーダーが有効であり、リーダーが集団一課題状況をコントロールすることがそれほど容易でもないが、それほど困難でもない条件 (中統制状況) では高 LPC (関係動機型) リーダーが有効であるという、「リーダーシップ効果性の条件即応モデル」(contingency model of leadership effectiveness) を提唱し、後のリーダーシップ研究に大きな刺激を与えた。

Fiedler は 1966年 はじめて日本を訪ねた。数日間福岡に滞在し、三隅の招きにより、九大教育学部で講演を行った。福岡空港到着の際、筆者は空港に出迎えたが、このとき Fiedler の荷物がいっしょに届かないとか、パスポートを空港 JAL カウンターに置き忘れるというハプニングがあった。筆者はこのときはじめて Fiedler に会い、その後親密な交流を長年にわたってもつに至る。筆者は 1970年頃、Sample & Wilson (1965) 実験データを再分析して興味ある結果を見出した。これはリーダーの LPC 得点とリーダー行動との関係が集団一課題状況によってシステマティックに変化するというものであった。すなわち高統制状況において高 LPC (関係動機型) リーダーは人間関係中心型行動をそれほど多く示さないが、状況統制力が低下するにつれて、この種の行動は急激に増加する。また、高統制状況において低 LPC (課題動機型) リーダーは人間関係中心型行動を比較的多く示すが、状況統制力が低下するにつれ、この種の行動は急速に低下する。一方、課題中心型行動については、高統制状況において高 LPC (関係動機型) リーダーは課題中心型行動をかなり多く示すが、状況統制力が低下するにつれ、この種の行動は急速に減少する。また低 LPC (課題動機型) リーダーは高統制状況において課題中心型行動をそれほど多く示さないが、状況統制力が低下するにつれ、この種の行動を急速に増加させる。上記 Cartwright セミナー (1969年九大) で筆者が白樫 (1968) 実験で見出された関連あるデータを報告したとき、Cartwright が的確な示唆を与えてくれたことが、このときの筆者による Sample & Wilson データ再分析につながっていたように思われる。筆者はこの再分析結果を Fiedler に最初、私信という形で報告したが、Fiedler はこれに大きな関心を示し、その後たびたび引用している (例えば Fiedler & Garcia, 1987)。Shirakashi (1980) が後日執筆された。

Fiedler は 1978年春、夫人を伴って日本を訪問した。福岡、京都、東京で一般聴衆あるいは学会会員を対象に講演を行い、筆者が通訳を担当した。また東京では (株) ビジネスコンサルタント主催のセミナー (2日間) で、経営コンサルタント対象に特別のコースを担当した。この訪日のとき筆者は Fiedler 夫妻を佐賀県唐津市に案内している (コースは上記 Zander の項で記載したものと同一)。

1979年 1月～ 7月筆者はシアトルのワシントン大学心理学部組織研究室 (Fiedler 主宰) に客員研究員として滞在し、Fiedler の組織心理学、リーダーシップの大学院ゼミあるいは同じワシントン大学ビジネス・スクールの Terrance Mitchell (後述) の大学院ゼミに出席するほか、Fiedler が指導する同研究室の研究プロジェクトの 1つであるハイウェイ・パトロール担当警察官の新しい訓練システム評価研究に参加した。Fiedler の研究室にはアメリカを含めて世界各国・地域から留学希望が多数寄せられるが、研究室スペースが限定されているので、毎年 1名にしぼって受け入れているとのことであった。ちなみに筆者の後はオーストラリアの Golden O'Brien (役割—構造モデルを用いて、Fiedler の contingency model の妥当性を検証する実験室実験を報告した、オーストラリアの心理学者。筆者は 1972年東京で開催された国際心理学会会場で個人的に会って、しばらくの時間意見交換したことがある) であった。

1979年当時 Fiedler は知能と経験に関連するリーダーシップ研究データの分析に勢力的に取り組んでいた。これが後に「認知的資源理論」(cognitive resource theory) として結実する。Fiedler のリーダーシップ大学院ゼミ

はかなり刺激的であった。Fiedler はこの中で自己のリーダーシップ効果性の条件即応モデルについてこれまでを回想し、1964年はじめて contingency model of leadership effectiveness を提唱したとき、これほど多くの研究者の関心を引き、長年にわたって生き延びてこようとはとても予想していなかった、多くの批判を浴びたし、これに可能なかぎり答えてきた、受けた批判のおよそ半分にはきちんと反論できたと思うが、残りの半分にはまだ十分反論できていない、等々述べたのが印象的であった。ただ、Fiedler 理論に対する批判には多分に感情的な要素が混じることもあって、Fiedler および彼の共同研究者側からの反論にも感情的な要素が入り込んでいた。

Fiedler の contingency model に対する最初の激しい批判は1970年代はじめ Geroge Graen ほかによって執拗に繰り返された。Fiedler も彼らの検証実験手続き不備に関して厳しく追及し、こういった形での批判を容認しないという論争が繰り返された。1990年に京都で開催された国際応用心理学会のワークショップで「リーダーシップ研究最前線」というシンポジウムが企画・実行された。企画・司会は Judith Komaki, パネラーは Fieder, 筆者、George Graen, 若林 満（名古屋大）であった。休憩後の討論時間に Fiedler の要請によって、聴衆は Fiedler および筆者のグループ、Graen および若林のグループ、そして Komaki のグループの3つに分割されて、それぞれ別の部屋でパネラーを囲むという、きわめて異例な討論の形が組まれた。20年以上経過しているにもかかわらず、Fiedler は Graen とあらためて討論する意思をもたなかったのである。

Chester Schiriesheim や Stanley Kerr も1970年代後半から1980年代にかけて激しい Fiedler 批判を展開してきた。中でも南イリノイ大学で開催されたリーダーシップ・シンポジウムにおける批判と Fiedler からの反論はまさにネガティブな感情の応酬であったと言える。後に活字にされた双方の論文題目にそのことがよく現れている。彼らが Fiedler 理論を批判して「リーダーシップ研究の進展を妨げているのは Fiedler である。リーダーシップ研究発展のためには1日でも早く Fiedler 理論の消え去ることが重要」という趣旨のことは述べれば、これに対する反論の題目の副題に Fiedler は「早すぎた死亡通知」という刺激的な字句を用いている。Schriesheim らはさらに反論して、論文題目に「RIP : LPC」(「安らかに眠りたまえ LPC」) とつけている。筆者は UCLA 滞在中、Schiriesheim や Kerr を南カリフォルニア大学ビジネス・スクールに訪ねたことがある。その席上 Fiedler 批判は話題に上がらなかったが(このときはむしろ三隅のリーダーシップ PM 理論<後述>の方法上の疑問点が彼らから出された)、数ヵ月後シアトルのワシントン大学組織研究室に移動した後、筆者は ロサンゼルスにいた頃、Kerr や Schiriesheim と会ったことがあると伝えた途端、Fiedler はネガティブな感情を隠さなかった。

Fiedler, Chemers, & Mahar(1977)は Fiedler の contingency model of leadership effectiveness に基づく斬新なリーダーシップ訓練技法を開発し、その妥当性について報告している。これに対して Diana Mary Hosking と Chester Shriesheim は激烈な書評を公開し、その最後には「この本には次のようなカバーをつけて販売すべきではないか。『管理・監督者諸氏へ、この本を読むとリーダーシップで失敗するかもしれないぞ!』」これが定評ある書評欄をもつことで有名な、きわめて高水準の専門学術雑誌書評欄に掲載されたから驚きである。

Fiedler および彼の共同研究者は多くの場合、批判に対してその都度できるかぎり反論してきている。ここでこれら討論の詳細を紹介できないが、興味ある方々は白樫(2003b)ほかを参照されたい。

Fiedler は1978年に“The Ralph M. Stogdill Award for the Contribution of Leadership Studies”を受賞している。1970年代半ばに南イリノイ大学行政学部設立100周年記念を契機として開催されたリーダーシップ・シンポジウムにおいて、リーダーシップ研究に大きく貢献した研究者に上記賞を与えることが決められた。その第1回目の受賞者が Ralph M. Stogdill 自身であった。その賞の第2回目の受賞者が Fred E. Fiedler (1978年)、第3回目の受賞者が Rensis Likert (上記参照、1980年)であった。

Fiedler はリーダーシップ効果性の条件即応モデル公表以来、なぜこのような仮説が成立するのか、その理由を探索しようとしてきた。その解釈のヒントとなり得る可能性は知能と経験であった。Fiedler & Meuwese (1963)はアメリカの軍隊およびオランダ大学生を用いた調査・実験結果から、集団凝集性が高い条件に限って、リーダーの知能と集団凝集性が高い、プラスの相関を示し、集団凝集性が低い場合には、両者の相関はゼロもしくはマイナスになり得ることを見出した。その後、Fiedler & Garcia (1987)はアメリカ陸軍、沿岸警備隊、大学生、消防署、農業供給公社、ベルギー海軍、オランダ大学生、等々における実験、調査データを集約して、「認知的資源理論」(cognitive resource theory)と彼ら自身名づける新しい理論を提唱した。その要点は

1. リーダーが(直属上司に対して対人的)ストレスを感じていない場合のみ、リーダーの知能は集団業績にプラスの効果をもたらす。
2. 低ストレス状況において、仕事指示的行動の多いリーダーの知能は集団業績にプラスの効果をもたらす。



3. 集団がリーダーを支持している場合、仕事指示的行動の多いリーダーの知能は集団業績にプラスの効果をもたらす。
4. 集団がリーダーを支持しており、さらにリーダーが仕事指示的行動を積極的に示さない場合、集団成員の知能は集団業績にプラスの効果をもたらす。
5. 課題遂行に知的努力が必要とされる程度に応じて、リーダーの知能と集団業績との相関は高くなる。
6. リーダーが（直属上司に対して対人的）ストレスを感じている場合、リーダーの経験は集団業績にプラスの効果をもたらす。
7. リーダーの仕事指示的行動の程度はリーダーのLPCとリーダー状況統制力の組み合わせによって規定される。

Vecchio は自分の実験データをもって、この認知的資源理論をきびしく批判し、Fiedler 側もこれに反論している。両者の論争に関しては白樫（2003b）を参照されたい。Fiedler は1994年マドリッドで開催された国際応用心理学会において組織心理学部会長として講演を行い、翌年この講演原稿を同学会機関紙に掲載しているが、この論文がこの年度の優秀論文2編のうちの1編に選ばれている。

筆者は Fiedler の推薦により、国際応用心理学会（1998年、サンフランシスコ）において組織心理学部会の招待シンポジウムを企画・司会する機会を与えられた。「東アジアの国々における組織心理学の方向と展望」というタイトルで行われた。企画・司会は筆者、パネラーは Uichol Kim（韓国）、Zhong-Ming Wang（中国）、筆者（日本）、指定討論者は Martin M. Chemers（アメリカ合衆国：後述）であった。この会議期間中に筆者の提案で Fiedler の喜寿（77歳）お祝いの夕食会がサンフランシスコ、ダウントウンのイタリア料理店で行われ、Fiedler ほか数名でいっしょに楽しく会食した。サンフランシスコの大会後、わたくしども夫婦はシアトルに移動し、かつて過ごしたワシントン大学キャンパスや近くの International House 周辺を散歩した。また Fiedler 夫妻はわたくしどもを郊外の自然動植物園に案内し、イタリア料理店に招待してくれた。この日、自然動植物園出口で4人いっしょの写真撮ろうということになり、Fiedler は未知の男性に声をかけてカメラのシャッターを押すことを依頼した。その男性は快く、われわれの願いをきいてくれた。撮影が終わったとき、Fiedler はその男性に「ありがとう、明日のニューヨーク・タイムスを見てください」（『われわれは有名人だからこの写真が新聞に出ますよ』というまったくのジョーク）と言って、笑った。その男性もはじめ驚いていたが、間もなくジョークを解し、苦笑いした。Fiedler はこのようなジョークが好きだった（この項の執筆に際して部分的に白樫<1995>を参照した）。

## 8. 三隅二不二（1924—2002）

三隅二不二は1947年九州帝国大学法文学部（心理学専攻）を卒業し、1949年九大大学院を修了している。1969年文学博士の学位を得ている。北九州外国語大学、九大（教育学部）、阪大（人間科学部）、奈良大学（社会学部）等で研究・教育に当たり、筑紫女学園大学学長ほかを歴任している。日本グループ・ダイナミクス学会会長、国際応用心理学会理事等をつとめ、1994年にはアメリカ心理学会第9部会（社会的問題の心理学的研究部会：Society for the Psychological Study of Social Issues、略して“SPSSI”）のクルト・レヴィン賞（Kurt Lewin Memorial Award）を日本人として初めて受けている。この賞は心理学的研究と社会的活動の発展と統合に顕著な貢献を示した個人または団体に対して与えられる。また同じ1994年には国際応用心理学会からも表彰されている。

筆者は九大入学直後の三隅による授業において「行動科学」ということばを初めて聞き、その後も授業他で三隅からこのことばをしばしば聞いた。上記 Fiedler の項で、Fiedler の博士論文主査が James G. Miller であったと述べた。1949年頃からシカゴ大学では異なる学部スタッフが学際的研究アプローチの可能性を求めて委員会を構成し、議論が行われていた。人文科学、自然科学、社会科学等互いに異なる分野のスタッフが総合的、学際的アプローチ（interdisciplinary approach）を探索していたのである。この委員会の中に熱心な1人の委員がいた。物理学者 Enrico Fermi（1901—1954）である。彼はイタリア人であるが、夫人がユダヤ人であったため、1938年ストックホルムにおけるノーベル物理学賞式後、帰国せず、夫妻でそのままアメリカに渡った。1942年シカゴ大学において原子炉を完成させ、原子核分裂の連鎖反応の制御に史上はじめて成功した。その後アメリカ合衆国のマンハッタン計画（原子爆弾開発のための国家プロジェクト）に参加し、中心的な役割を果たした（この部分の記述に関して白樫<1994>を参照）。広島および長崎における原子爆弾による惨状を知り、Fermi は人類があらたな問題を抱えたことに気づいたのではないかと。このような問題を解決するためには人文、自然、社会諸科学が学問領域の壁を越えて、異なる分野の研究者が協力しあう必要があることを Fermi は強く意識していたのではなからうか。シカゴ大学におけるこの委員会委員長が James G. Miller であり、彼はのちにこの委員会を「行動科学（behavioral



sciences) 委員会」と名付けたのである。これが行動科学の始まりである。三隅はつねに学際的アプローチを志向していた。

1949年—1950年に九大を会場として開講された教育長等指導者講習会九州会場においてアメリカ人講師によって積極的に導入された集団力学の理論・技法に三隅は大きな関心を示し、以降わが国におけるこの領域の代表的な研究者として大きな牽引力を発揮し続けた。三隅は1956—57年にミシガン大学ほかに留学し、同大学 ISR の Rensis Likert をはじめ、Research Center for Group Dynamics の Dorwin Cartwright, Alvin Zander, Leon Festinger, John R.P. French, Jr., Social Survey Center の Daniel Katz, Robert Kahn, ほか大勢の研究者との学術交流から深い影響を受けた。

三隅は1958—1960年にかけて、Lewin, Lippitt, White らによる民主的、専制的、自由放任的リーダーシップの追試を試みている。その主要な結果は三隅 (1984a) に要約して示されている。Lewin 他のこの有名な実験の経緯について簡単にふれる。1938年当時アイオワ大学院生であった Ronald Lippitt は児童に対する指導法について研究したいと考え、Lewin に相談した。Cartwright によれば、Lewin は忙しい中にも研究上の相談に来る学部生や院生に対してきわめて親切に対応したという。相談にきた学部生や院生は Lewin のその親切な対応から、自分の研究上のアイデアを自由に述べてゆく。それに真剣に耳を傾けていた Lewin はそのうち、質問しながら少しずつ自分のアイデアを提示してゆく。Lewin との対話を終えて、研究室を辞するとき、学部生や院生は当初の自分のアイデアがどのようなものであったのか失念するほど、Lewin の構想に染まってしまう場合もまれではなかったという。Lippitt が相談に行ったときがこのような状況であったか否か不明であるが、Lewin による示唆がきわめて独創的であったのは事実であろう。この構想に基づいて第1実験が試みられた。翌年 Ralph White が院生として入ってくると、彼は第2次世界大戦開始という時代の影響もあり、独裁主義と民主主義という社会体制の比較について研究したいという希望をもっていた。このことを知った Lewin はただちに Lippitt との第1実験について彼に説明し、あらたに3人で第2実験に取り組むことになったのである。

九大の学生、院生であった三隅の当時の恩師、佐久間 鼎 教授は、かつてドイツに留学し、Lewin の指導を受けたことがあった。第2次世界大戦終了直後 Lewin は佐久間あてに手紙を送り、その中でこのリーダーシップ実験についてふれ、同様の実験を日本で実施してほしいとの希望を述べたそうである (三隅、1984改訂版はしがき、参照)。

また三隅は Likert, Katz, Kahn らミシガン大学 ISR スタッフによってアメリカの組織で行われたリーダーシップに関する調査に刺激を受けて、日本の官庁、民間企業で数多くの実証的研究を行った。それらの結果から三隅は Cartwright & Zander (1953, 1960) のいう2つの集団機能 (目標遂行機能と集団維持機能) に着目するリーダーシップ研究の枠組みを着想する。前者は集団における目標達成ないし課題解決へ志向した機能であり、具体的には「最大限に部下を働かせる」、「規則をやかましく言う」、「新しい解決の仕方を示す」などの行動が含まれる。三隅はこれを P (performance) 機能と呼ぶ。後者は集団の自己保存ないし集団の過程それ自身を維持し強化しようとする機能で、具体的には「部下を支持する」、「部下の立場を理解する」、「部下を公平に取り扱う」などの行動が含まれる。三隅はこれを M (maintenance) 機能と呼ぶ。

筆者が三隅から単独で、この研究構想を直接聞いたのは1960年夏のことであった。最初の PM 実験は1960年秋、福岡市内の私立東福岡高等学校 (2007年夏の甲子園、全国高等学校野球選手権大会福岡県代表校) において行われた。この実験のため同校に向かうとき、ある日電柱に貼られた号外で、「浅沼稲次郎・日本社会党委員長が講演中刺殺された」というニュースを知る。その後大学、高等学校他における PM 実験が続く一方、官庁および民間企業におけるリーダーシップ調査も広く実施されてきた。およそ10年間にわたる数多くの実験・調査データを集約して、三隅らは、集団生産性および成員満足度に関して最も効果的なリーダーシップ・パターンは「PM (ラージ・ピー・エム) 型」(P機能と M機能をともに積極的に果たすリーダーシップ・パターン)であり、次いで「M(エム)型」(M機能のみ積極的)、「P型 (ピー) 型」(P機能のみ積極的)、そして最も非効果的なリーダーシップ・パターンは「pm (スモール・ピー・エム) 型」という結論が導かれた。さらにこの理論に基づき、理想的なリーダーシップ・パターンである「PM型」を実現するための、リーダーシップ訓練 (「リーダーシップPM訓練」と呼ばれる) が導かれた。これらはすべて三隅 (1984a) に詳しく記載されている。上に記したように三隅は1984年にクルト・レヴィン賞を受賞している。このときの選考委員会委員長は Bertram H. Raven (UCLA、後述) であるが、その受賞の理由として「日本における集団力学研究の推進とリーダーシップPM理論」があげられている。英文による著作 (Misumi, 1984b) も刊行されている。三隅は2002年に享年78歳で亡くなった。恩師 Rensis Likert と同じ享年であった。

筆者は三隅の最も初期のリーダーシップPM研究に積極的にかかわってきたが、1960年半ば頃からしだいにこ

のアプローチに疑問を感じるようになってきた。集団一課題状況の相違を無視して、リーダーシップ PM だけで集団過程を解析しようとする三隅の研究枠組みに対する不安であった。その過程でさまざまなリーダーシップ研究文献を探索するうちに Fiedler 理論に遭遇したのである。とくに Fiedler (1964) は筆者にとってきわめて衝撃的であった。それ以降筆者は三隅の PM 理論から Fiedler のリーダーシップ効果性の条件即応モデル、あるいはその後の認知的資源理論の方向へ軸足を動かしていくことになる。関連する考察については白樫 (1985) を参照されたい (この項の執筆に際して部分的に杉万<2002>を参照した)。

## 9. Bertram H. Raven (1926—)

Bertram H. Raven は BA (1948) および MA (1949) をいずれもオハイオ州立大学で受けて、Ph.D. (1953) をミシガン大学で取得している。長らく UCLA 心理学部で研究・教育に当たった。John R.P. French, Jr. との共同執筆による社会的勢力の基盤論文 (French & Raven, 1959) でよく知られている。社会的勢力の理論的・実験的研究のほか、病院組織における医師、看護スタッフ、患者等の対人関係、ウォーターゲート事件におけるニクソン・グループの集団的浅慮 (groupthink) など、現実場面における対人関係分析にもきわめて深い関心をよせ、社会に向けて発言してきた。三隅が Kurt Lewin 賞を受賞したときの選考委員会委員長を Raven が務めたことは上に述べたが、1998年には Raven 自身が Kurt Lewin 賞を受賞している。

筆者は1978年8月—12月に UCLA 心理学部に客員研究員として滞在した。このときはじめて Raven に会った。翌日、日本から持参したお土産として義父自筆の俳句色紙を彼に進呈した。「孫の掌のぬくもり残る 黙っている 北垣一柿」(北垣一柿は義父の俳号) French & Raven (1959) 他の論文を早くから読んでおり、はじめて会ったとき、彼の頭髪もうすくなりかけていたので、もう孫もいるであろうと勝手に推測して、多数ある俳句色紙の中からこれを選んで進呈した。数日後 UCLA 心理学部社会心理学グループによる年度開始の小さなパーティが学内で行われ、ここに Raven 夫人が出席した。夫人がとても若かったので、Raven の年齢に関する筆者の推定に大きな誤差があるらしいと感じた。この年のクリスマス、ロサンゼルス市内の Raven 宅で行われた小さなパーティで再び、上記俳句色紙が話題になり、夫妻は「わたくしどもの長男はまだティーン・エイジです。しかしやがて結婚し、わたくしどもも孫をもつことでしょう。この色紙を大切にしておきます」と言った。Raven の当時の趣味は自転車で、ときにご自宅から大学まで自転車で通勤することもあった。ときおりキャンパス内を自転車で走っていた Raven の姿を見かけた。

1991年 フロリダのハイランドビーチで開催された Nags Head Conference (上記 Harold H.Kelley の項および後の Bibb Latané の項参照) 参加の途次、ロサンゼルスで Kelley 夫妻といっしょに Raven 夫妻にも再会した。ホテルでの食事、ポールゲッティ美術館見学後、わたくしども夫婦は再び Raven 宅に立ち寄った。このとき夫妻は「すでに子息が婚約し、結婚も近い」とうれしそうに話していた。1994年 マドリードおよび 1998年サンフランシスコの国際応用心理学会でも再会することが出来た。1998年夏は Raven 自身が Kurt Lewin 賞受賞の栄誉を受けた。受賞の理由は「対人的影響、社会的勢力、および社会的コントロールのメカニズム」研究への貢献とされた。この受賞を祝し筆者はあらかじめ日本製の花瓶を届けておいた。1998年サンフランシスコ・ヒルトン・アンド・タワーズ (国際応用心理学会大会会場) で Raven 夫妻に会ったとき、1枚の写真を記念にもらった。それは上記俳句色紙をバックに、可愛らしい2人の孫といっしょに Raven が写っている写真を額縁に収めたものであった。裏には1978年にはじめて出会った以来の経過が Raven によって簡潔な英文で綴られ、それを印刷したメモが貼られている。この写真はいまも筆者の自宅書斎書棚の中に飾られている。筆者には双子の孫がいるので、後日改めて上記色紙をバックに、双子の孫といっしょに写っている写真を撮り、Raven に送った。1枚の俳句色紙が日米2つの家族をこのようにしていつまでも結びつけている。

かつて Janis (1972) は J.F. ケネディ・アメリカ大統領のキューバ侵攻作戦等にかかわる政府意思決定過程を分析し、「集団的浅慮」(groupthink) という概念を提唱し、多くの人々の関心を集めた。このような「集団合議による愚かで、浅慮とも言うべき決定」を導く前提条件として Janis は高い集団凝集性をあげている (上記 H.H.Kelley の項参照)。Raven (1998) は R. ニクソン・アメリカ大統領のウォーターゲート事件の経過を詳細に分析して、ニクソン政権内部はベテラン・グループと若者グループの2つに大きく分裂していて、各サブグループの結束は固く、またニクソン自身とのポジティブなつながりも強固であったが、2つのサブグループ間にはつねに対立が目立っており、ニクソン政権全体としての集団凝集性は必ずしも高くなかった。このような場合でもときに集団的浅慮が起り得ると主張した。

## 10. Roger E. Kirk (1930—)

Roger E. Kirk は心理統計、とくに実験計画法を専門とする。BS (1951)、MA (1952) をいずれも音楽主専攻でオハイオ州立大学から取得、Ph.D (1953) を実験心理学主専攻、産業心理学副専攻で、やはりオハイオ州立大学から取得している。長年ベイラー大学 (テキサス州ウエイコー) で教育・研究に従事している。彼の最初の著書 “*Experimental design : Procedures for the behavioral sciences*” 1968, Montrey, CA : Brooks / Cole.” は Institute for Scientific Information からこの分野において最もひんぱんに引用された文献とされている。かつてアメリカ心理学会第5部会 (測定・評価) 部会長をつとめている。1993年にはベイラー大学から Master Teacher の称号を、また 1995年には Distinguished Professor of Psychology and Statistics の称号を与えられている。Kirk は1973 - 1974年にベイラー大学から派遣されて、西南学院大学に交換教授として勤務し、授業 (心理学、統計学) を担当した。筆者はこの期間中、closest colleague として Kirk と毎日のように会っていた。

Kirk は学部、大学院修士課程を通じて音楽を専攻し、友人とバンドを組んで演奏活動を続けていた。一時 Baldwin Piano Company に勤務したこともある。あるときバンド・リーダーから大学内のある施設に相談に行くように薦められた。それは心理学の研究室で、そこで音楽適性検査を受ける羽目になった。Roger はそのときはじめて音楽適性のようなものが測定可能なこと、また心理学は関連する理論および技法をもっていることを知り、やがて大学院博士課程において心理学を専攻するようになる。1974年春、筆者は Kirk といっしょに愛媛県松山市を訪ねた。市街地のあるレストランに入ったとき、店内に流れている音楽がはるか昔、Kirk が組んでいたバンドのテーマ・ミュージックであった。彼はこんなところでその音楽にふれたことをひどく喜んだ。

やがて Kirk は心理学の中でも心理統計学分野に興味を見出していく。とくに当時オハイオ州立大学にいた Mann, Whitney (Mann-Whitney の  $U$  検定で有名) 両教授から大きな刺激を受けたという。Kirk は心理統計の研究、論文・著書の執筆のみならず、心理統計の授業にもたいへん熱心であるし、教え方もうまい。初心者にも分かりやすく講義する。彼はまた時間あるいは日程をきわめて厳格にまもる傾向にあった。授業時間を含めて、論文執筆、休憩、読書などの時間割を構成し、これを厳格に守ろうとする。1974年当時まだパソコンがそれほど普及していない時代であったので、論文原稿はすべて手書きであった。Kirk はタイプ用紙に向かって、4H というきわめて硬い鉛筆で非常に小さな読みにくい字 (数字を含めて) 書いていた。しかも所定の板を机上にやや斜めにおいて、その上にタイプ用紙をのせ、手で書いてゆく。この板がないと原稿の文章が頭に浮かばないとかで、使いなれた板をはるばるアメリカから日本まで持参してきた。こうしてできた原稿を夫人がタイプに打っていた。Kirk はタイプ適性検査を作成しているが、本人はタイプを打つのは苦手なのである。

Kirk はオハイオ州立大学大学院時代、臨床心理学者 Julian B. Rotter (内的-外的統制型測定尺度を創始した人として著名) のコースを受講した。筆者自身 Rotter (1966) のこの測定尺度に関心をもっていたので、Rotter の人柄などについて Kirk にたずねたことがある。Kirk によれば、Rotter は大学院ゼミでパイプをくわえながら、院生の研究報告をゆったり聴いていたそうである。Rotter の自叙伝によると、若い頃さまざまな問題になやみ、苦しんでいたとのことであるが、後年はこのような、ゆったりした行動に変わっていったと思われる。

Kirk はたいへんおしゃれな人で服装にもよく気をつけていた。大学入学直後のパーティのときにつけたネクタイの色が背広に合わないと言われ友人から指摘され、その後色盲検査を受け、軽度の色弱であることにはじめて気がついた由。Kirk は短期間の旅行でも、たくさんの衣類を持参するので、荷物の量もたいへんなものである。服に合った複数の靴から、毎朝のジョギング用シューズまで含まれる。旅行先でも午前中大学で講演するときはシックな背広姿であるが、講演が終了するといったんホテルに帰り、午後の街の散策のときは、もっとくつろいだ服装に着替えるのである。さらに朝、起床してからの「調髪」(毎朝自分で頭髪にハサミをいれて髪を整える。このためハサミと手鏡は旅行に必ず持参する)、「髭剃り」(持参の長いそりで実に丁寧に剃る)、「歯磨き」、そして「洗顔」とおよそ60分を要する。

Kirk はかつてヨットが趣味であった。大型のヨットを自分で操縦し、湖や海で遊ぶのである。彼はかつて実験計画法の本 (Kirk, 1968) を刊行し、これが非常によく引用された上に書いた。この本の印税で彼は大型のヨットを購入したが、これに “ANOVA” という名前をつけた。言うまでもなく実験計画法に基づいて得られた実験・調査データは分散分析 (Analysis of Variance : 略して「ANOVA」) を用いて行われるところから来ている。Kirk は1976年春、筆者家族全員をヨット「ANOVA」号に乗せて、Lake Waco で帆走させてくれた。Kirk の自宅は Lake Waco に面する岸辺に建てられている (ヨット係留に便利) が、その後法規制が変わり、現在は自宅からかなり離れたヨットハーバーに係留されていて、近年ヨットにもあまり乗っていないようである。代わって最近



は夫妻で ballroom dance (社交ダンス) に凝って、コンテストにも出場している。

夫人はピアニストでバイラー大学音楽学部教授。自宅にはグランドピアノをおさめる広い部屋があり、Kirk の書斎はこれに比較すると、かなり狭い。バイラー大学にはかつてウイーン・プログラムがあった。これはバイラー大学他の大学教員がバイラー大学を含めて多くの大学の学生をウイーンに引率して、ウイーンの世界、文化、学術などに直接ふれながら各種の授業を展開するというプログラムである。例えば心理学のスタッフがウイーンのプロイト記念館の施設を用いて精神分析学の授業を行うというものである。Kirk 夫妻はこのプログラムに指導者としてよく参加していた。1975-1976年に筆者が交換教授としてバイラー大学に派遣された期間中、Kirk はさまざまな形でわたくしども家族の面倒をみてくれた。

## 11. Victor H. Vroom (1932—)

Victor H. Vroom は BS (1953)、MS (1955) をいずれもカナダのマギール大学で取得し、Ph.D (1958) をミシガン大学で所得している。イェール大学で長年にわたり研究・教育に当たっている。リーダーシップと意思決定分野において大きな業績をあげている。1998年にアメリカ心理学会産業・組織心理学部会から表彰を受けている。主な著書として、“*Work and motivation*” (1964, 1998)、“*Management and motivation*” (1992)、“*Leadership and decision-making*” (Yetton, P.W. と共著、1973)、“*The new leadership : Managers participation*” (Jago, A.G. と共著、1988) などがある。

Vroom は1984年三隅の招きで「国際シンポジウム『働くことの意味』」(福岡市、集団力学研究所主催ほか)において特別講演を行った。筆者が通訳を担当した。この講演では Vroom & Yetton (1973) の理論モデルの修正版(後に Vroom & Jago <1988>) が紹介された。旧版においては管理・監督者のリーダーシップ・スタイルを A I (独善的専制型)、A II (温情的専制型)、C I 型 (個人相談型)、C II (集団相談型) G II 型 (集団合議型) の5種類に区分する。さらに集団一課題状況を、8個の設問(「意思決定に関連して、選んだ選択肢によって効果に相違があるか」、「質のよい決定を行うために必要、十分な情報をもっているか」、「意思決定を部下が受け入れるか否かが効果的な実施にとってきわめて重要であるか」等々。すべてハイ・イエ、のいずれかによって回答)によって、すべての状況を14種類に区分する。それぞれの状況にふさわしいリーダーシップ・スタイルがあらかじめ特定されている。これを彼らは“decision tree” と呼ぶ1枚の図に表現した。

その後この理論モデルに改良が加えられ、Vroom & Jago (1988) によって公表された。1994年訪日の際、この修正版モデルが公表された(まだ単独の書籍としては刊行される以前のことであった)。初版モデルでは集団一課題状況区分のための8個の設問に関して、すべてハイ・イエのいずれかで回答することが求められたのに対し、この修正モデルでは8個の設問の大多数が5段階で回答するよう求められている。さらに修正モデルでは単に意思決定のもたらす最終成果のみならず、成員の個人的発達に関する指標等も考慮に入れられている。さらにこれら諸変数を取り入れた、きわめて複雑な数式が準備されており、組織の管理・監督者はパソコン画面に表示される設問を読み、それに対する回答を選択し、指示に従って画面上で回答を入力することによって、ある特定の意思決定場面に直面して、自己がこれまでとってきた意思決定スタイルが果たしてどの程度集団一課題状況に適合していたかが、自ら判定できる仕組みになっている。これはたいへん複雑な過程を含むので、ここで詳細を述べることができない。関心ある場合は Vroom & Jago (1988) ほかを参照されたい。

Vroom の趣味はヨット帆走である。自分の所有するヨットの名前を“A I”(独善的専制型の意)とつけている。講演前日、当時筆者が勤務していた福岡市の西南学院大学で筆者の研究室に案内したとき、窓から博多湾、そして志賀島までが見渡せて、Vroom はその景色がとても気に入ったようであった。福岡に入る前、大阪市内でも講演を行っているが、Vroom は大阪・日本橋でんでんタウンのあるお店の新聞広告を切り抜いて、このお店でこのラジカセを買いたいともちかけてきた。阪大院生が彼をこの店に案内して、結局彼はこれを購入した。

さて、限られた時間内の講演で、きわめて複雑なモデルを説明するのはかなり困難な仕事であったと思う。福岡での講演終了後、筆者は福岡市内の料亭「三四郎」(筆者のファースト・ネームと同一)において Vroom と夕食を共にした。その席ではじめて彼は「今日の午前中ちょっと冒険をした」と言い出した。よく聞いてみると、講演当日の午前中、彼は九大の2人女性の院生に案内を依頼して、博多湾に浮かぶ能古島へ出かけたのである。博多の港から連絡船で島へ渡り、そこからバスで島の中央にある公園まで行った。ところが帰りのバスがなくなり、2人の院生のうちの1人が遠い親戚が島にいることを思い出し、電話で頼んで農作業用の車で港まで運んでもらい、港からは漁船をチャーターして対岸までたどりつき、ずぶぬれになったが Vroom はホテルに帰って着替



えをすませ、どうやら講演開始前までに会場に戻ったとのこと。この一部始終を聞いて、たいへん驚いた。このようなこともあって Vroom も忘れ難い研究者の 1 人である。

## 12. Bibb Latané (1937—)

Bibb Latané は BA (1958) をイェール大学で、そして Ph.D. (1963) をミネソタ大学で取得している。緊急場面における傍観者介入の責任分散仮説 (John Darley と共同で) あるいは社会的手抜き (social loafing)、社会的インパクト理論 (social impact theory) などによく知られた社会心理学者である。コロンビア大学、オハイオ州立大学、フロリダ・アトランティック大学等で教育・研究に従事した。1986年にはアメリカ心理学会第 8 部会 (The Society for Personality and Social Psychology) から表彰を受けている。彼の著書・論文は多くの人々によって非常にしばしば引用されている。

1972年東京で開催された国際心理学会の社会心理学関連の個人発表セッションで当初 Fiedler が座長、筆者が副座長と予定されていた。しかし Fiedler がこの会議に欠席したため、このセッションの座長は Latané に急遽代わったのである。このとき筆者ははじめて Latané に会った。それ以降かなり深い交流が続いた。その当時筆者は Latané & Darley (1970) の緊急援助場面における傍観者効果に関する実験等は文献で読んで承知していた。

1979年に入って、Latané から新しい研究テーマで始めたので、いっしょに研究しないかという手紙および関連する論文コピー (Latané, Williams, & Harkins, 1979) をもらった。「社会的手抜き」(social loafing) がそれであった。Latané はその後この研究のため、1979年 6 月 7 月頃福岡市に筆者を訪ねてきた。福岡市郊外の大宰府天満宮に Latané を案内し、商店街の中のおおぜいの客で混雑する小さな食堂で昼食をとりながら、そこで社会手抜きの実験手続きの打ち合わせを行い、必要な実験器具 (録音再生機と騒音計) の使用方法の説明を聞いた。実験手続のごく簡単な解説が白樫 (1985) に記載されている。個人場面に比較して集団場面で人は課題遂行に全力を投じない傾向がある、というのが Latané の「社会的手抜き」の基本的仮説である。これを検証するため、Latané らは個人場面あるいは (実験的に偽装された) 集団場면을構成し、大声で叫ぶ、あるいは力いっぱい両手をたたく、などの行動によって引き起こされる音圧を測定しようと試みるのである。これは彼の緊急援助場面における傍観者効果と合わせて、後に彼が提唱する「社会的インパクト理論」(social impact theory : Latané, 1981) を構成するのである。

Latané はノース・キャロライナ大学 (チャペルヒル) 時代から Nags Head Conference という社会心理学のワークショップを主催していた。その後彼がフロリダ・アトランティック大学に移ってからは、会場をフロリダ州ハイランドビーチのホリデイ・インに移していた。筆者は1991年にこのカンファレンスに参加した。このカンファレンスは原則として 1 週間ごとにテーマ、参加者が変わり、参加者全員同一の会場に宿泊して、研究報告・討論をしながら、その合間に適当にレクリエーション (例えばビーチ・バレーなど)、会食、などが組み込まれていた。とても楽しい、和気あいあいとした会合であった。原則として食事はホテルでとるが、1 週間の期間中、一度は Latané の自宅におけるパーティであり、また一度はホテル外のレストランでの食事という具合にいろいろ工夫されていた。現地はウミガメの産卵する海岸としても知られており、わたくしども夫婦もある日の真夜中、このカンファレンスに参加していた亀田達也 (東洋大) 夫妻の案内で出産をすませたウミガメが浜から海中へ戻るシーンを目撃することが出来た。

わたくしどもが参加した Nags Head Conference には group dynamics 研究が始まった頃、Leon Festinger らとともに、大学生の寄宿舎における対人関係の研究等で著名な Kurt Back にお会いすることができた。相当な高齢と思われたが、参加者全員がたいへん尊敬の眼差しで Back に接していたのが印象的であった。Back 自身、このセミナーで group dynamics の向かうべき道について考えるところを述べられた。またこのセミナー初日、最初のパーティが始まる前、家内と海岸でくつろいでいるとき、水浴びをしている、足の不自由な紳士に気付いていた。この紳士もセミナー参加者で、“Power holder” の著者 David Kipnis (テンプルトン大学) であった。

Latané の実験室実験の技法の素晴らしさに筆者はいつも驚嘆した。たいへんすぐれた着想によって、きわめて独創的な仕組みで条件設定、実験協力者の行動測定を試みていた。そのアイディアは本当に脱帽ものであった。操作は簡単であるが、実験条件設定効果はきわめて強力であった。すぐれたアイディアの持ち主であった。

## 13. Terrence R. Mitchell (1942—)

Terrence R. Mitchell は1964年学士号 (Duke U.)、1967年修士号 (U. Illinois, Urbana-Champaign)、1969年博士号 (前

と同じ)を取得し、現在 Foster School of Business, University of Washington, Seattle, WA. の Edward E. Carlson Distinguished Professor in Business Administration をつとめている。Mitchell はビジネス・スクールの教授であるとともに、心理学部組織研究室 (Fiedler 主宰) のメンバーでもあって、組織研究室にはときどき顔を出していた。

Mitchell は動機づけ、リーダーシップの専門家としてよく知られている。“*People in organizations*” 他多くの著書・論文がある。筆者は1979年春学期に彼の大学院ゼミを聴講した。いつもその日の授業で話す内容の項目だけをメモにしたカード数枚を手にして教室に入ってくると、Terry (院生を含めてわれわれはこう呼んでいた) はまずプロ・バスケットボール「シアトル・スーパー・ソニックス」の前日の試合結果についてしゃべるのが常であった。この年同チームはついに NBL 全国制覇を成し遂げた。

1978—79年頃、彼は大学院生 William Knowlton, Jr. らとともに、リーダーシップの帰属過程理論にたつ実験室実験に取り組んでいた。この実験結果は Knowlton & Mitchell (1980) 他によって報告されている。当時筆者は Bill (William Knowlton, Jr.) とワシントン大学心理学部組織研究室 (Fiedler 教授主宰) と研究室が相部屋であった。ときどき彼が大量のエンピツをシャープナーでけずっているのもその理由をたずねたところ、ビジネス・スクールで上記の実験をするための準備をしていると教えてくれた。筆者がワシントン大学に移る前に UCLA にいたことを彼は知っていて、UCLA の帰属理論研究動向についてよく彼から質問を受けた。UCLA 心理学部には帰属理論の大御所とも呼べる Harold H. Kelley、Bernard Weiner の両教授が揃って在籍していたからである。Mitchell 教授らのリーダーシップ帰属アプローチは筆者にとってたいへん新鮮に感じられた。それ以外の多くのリーダーシップ研究においては、リーダーの資質・パーソナリティ・行動などが独立変数で、集団生産性あるいは集団成員の態度・満足度等が従属変数であるのに対して、Mitchell らのアプローチは部下集団の生産性に関するリーダーの因果知覚・原因帰属 (部下集団の低い生産性が偶然による不運、怠惰、能力不足等々いかなる原因に基づくか) によって、部下集団に対する上司のリーダーシップ行動 (同情・支援・叱責・訓練等々) をいかに規定するかを理論的、実証的に明らかにしようとするものである。Kelley は ANOVA モデルを提示して、この帰属という理論枠組みがいかに広く社会心理学的研究に適用できるかを説明し、また Weiner は内的・外的、および安定・不安定の2要因の組み合わせから能力、努力、課題の困難度、運の4要因を位置づけて、人間の動機づけの説明に用いようとした。もともとこれら帰属理論は独立変数と従属変数の関係が、それ以外の多くの心理学諸研究の場合とは逆転しているところがきわめてユニークであると思われる。Mitchell らの研究はリーダーシップ研究分野に同じ動きを持ち込んだところに、特異な点が認められる。しかし彼らのこのような研究に関して、Fiedler はほとんど関心を示さず、「帰属理論などは一時の流行に過ぎない」と言っただけであった。

Mitchell は彼らがかつて受けた大学院教育では、その人が将来どのようなテーマで修士論文を執筆予定であるかにかかわらず、大学院修士1年生のときには1年間かけて心理学のすべての分野 (心理学史、知覚、学習、記憶、動機づけ、…社会、臨床、産業・組織) の基礎的文獻購読が要請され、一定期間の学習完了ごとに、筆記試験が課せられたと説明していた。Mitchell によれば院生の中にはこのシステムについて不満を口にする者もいたが、実はこれは重要な過程である、将来研究をやる場合、何か壁にぶつかったとき、いま専攻している以外の分野について基礎的理解をもっていけば、新たな視点にたつてその壁を乗り越えることが可能である…これが Mitchell の意見であった。わが国における大学院教育の実情と照らし合わせて考えさせられる問題であった。これと対照的に Organizational Research Group, Department of Psychology, University of Washington, Seattle では新たに入ってきた院生は Fiedler が関心をもって進めている研究プロジェクトのいずれかのチームに参加するように要請される。Fiedler 自身、ある自叙伝の中でこのような大学院生の指導システムについて、長年にわたって自分にはこれ以外の指導は出来なかったと振り返っている。

#### 14. Martin M. Chemers (1943—)

Martin M. Chemers は BA (1964) と MA (1966) をいずれも心理学専攻でイリノイ大学から、そして Ph.D. (1966) を組織心理学専攻で同じくイリノイ大学からそれぞれ取得している。リーダーシップを Fred E. Fiedler について、また文化心理学を Harry C. Triandis について学んでいる。Chemers はよく「自分には Fred Fiedler, Harry Triandis という2人のメンターがいた」と話していた。イランのテヘラン大学、イリノイ大学、デラウェア大学、クレアモント・マッケナ・カレッジ等を経て、現在カリフォルニア大学サンタクルーズ校社会学部教授をつとめている。

筆者が1979年1月—7月シアトルのワシントン大学心理学部組織研究室 (Fred E. Fiedler 主宰) に客員研究員と

して滞在していた頃、Chemers はしばしば同研究室を訪ねてきて、筆者も何度か会っていた。Chemers の主要な著書には次のようなものがある。

- Fiedler, F.E. & Chemers, M.M. 1974 *Leadership and effective management*. Glenview, Ill.,; Scott & Foresman.
- Fiedler, F.E., Chemers, M.M., & Mahar, L. 1976 *Improving leadership effectiveness; The leader match concept*. New York: John Wiley. (吉田哲子〔訳〕 1978 リーダーマッチ理論によるリーダーシップ教科書 プレジデント社)
- Altman, I. & Chemers, M.M. 1980 *Culture and environment*. Monterey, CA: Brooks / Cole.
- Fiedler, F.E. & Chemers, M.M. 1984 *Improving leadership effectiveness; The leader match concept*. (2nd ed.) New York: John Wiley.
- Chemers, M.M. & Ayman, R. (Eds.) 1993 *Leadership theory and research : Directions and perspectives*. New York: Academic Press. (白樫三四郎〔訳編〕 1995 リーダーシップ理論と研究 黎明出版)
- Chemers, M.M., Oskamp, S., & Costanzo, M.A. (Eds.) 1995 *Diversity in organizations*. Newsbury Park, CA: Sage.
- Chemers, M.M. 1997 *An integrative theory of leadership*. Mahwah, NJ: Lawrence-Erlbaum. (白樫三四郎〔訳編〕 1999 リーダーシップの統合理論 北大路書房)

上記訳書「リーダーシップ理論と研究」原著は Fiedler のリーダーシップ研究40周年を祝して1991年2月カリフォルニア州クレアモント・マッケナ・カレッジにおいて開催されたシンポジウムで報告された研究論文集である。これをわれわれが日本語に翻訳したものである。この訳書はさいわい好意的な書評(大淵憲一 1998 書評『リーダーシップ理論と研究』社会心理学研究, 13, 216-217)を得た。またもう1つの訳書「リーダーシップの統合理論」は柴田英寿氏作成のホームページ「独学 MBA」の文献解題の組織論、リーダーシップの項で取り上げられ、紹介されている。

1997年10月阪大で開催された組織学会年次大会で筆者は大会準備委員長をつとめたが、この大会の特別講演に Chemers を招いた。この講演は日本語によって紹介されている(M.M. チェマーズ 白樫三四郎〔訳〕 1998 リーダーシップと文化 組織科学, 31(4), 28-43.)。また、1998年8月サンフランシスコで開催された国際応用心理学会における招待シンポジウム「東アジアの国々における組織心理学の方向と展望」(筆者が企画・司会)において Chemers は指定討論者として、ディスカッションを盛り上げ、まとめる上で大きな貢献を果たした。

Chemers はこれらの著書において近年、「リーダーシップ過程の統合モデル」を提唱している。これによると A) ①自己活性化の領域(個人的特性と状況の要請との適合)、B) 交流的関係の領域(リーダーとフォロワー間の相互作用に関する領域: ②自信と楽観主義、③行動の意図、④行動、⑤フォロワーの反応)、C) チーム活性化の領域(集団の成果が具体的に現れる事象に関わる領域: ⑥生産性・効率性・効果性)といった実に多くの変数(この他にもかわる変数若干)がリーダーシップ過程に複雑に関連するとされる。Fiedler のリーダーシップ効果性の条件即応モデル、あるいは認知的資源理論で扱われる変数の種類もかなり多いが、この Chemers の理論モデルに組み込まれている変数はそれをはるかに超えている。その妥当性を検証し、組織現場に適応するにはかなりの困難が予想される。

元来リーダーシップは当初予想されたよりも、かなり複雑な社会的影響過程であることはしだいにはっきり認識されてきた。それを限定された種類の変数で説明するにはかなりの困難が伴う。三隅の PM 理論のごとく、Performance と Maintenance、あるいはオハイオ州立大学研究チームの初期研究のごとく、Consideration (配慮) と Initiating Structure、(構造づくり)の2要因のみによって説明することはほぼむずかしい。Fiedler のリーダーシップ効果性の条件即応モデルあるいは認知的資源理論においては非常に多数の要因を取り扱う。この種のアプローチを進めるため扱う変数の種類を増やしていけば、理論的にも実践的にも現実に操作・測定・理論化が困難になってくる。われわれはどこかのレベルでなんらかの妥協を強いられるのではなかろうか。

## 引用文献

- D. カートライト (編) 千輪浩 (監訳) (1962) 社会的勢力 誠信書房 (Cartwright, D. (Ed.) (1959) *Studies in social power*. Institute for Social Research, University of Michigan)
- D. カートライト、F. ハラリー 黒川正流 (訳) (1970) 構造的均衡: ハイダー理論の拡張 D. カートライト、A. ゴンダー (編) 三隅二不二・佐々木薫 (訳編) グループ・ダイナミクス(第2版) II (pp.845-871) 誠信書房 (Cartwright, D. & Harary, F. (1956) Structural balance: A generalization of Heider's theory. *Psychological Review*, 63, 277-293.)



- D. カートライト、A. ザンダー (編) 三隅二不二 (訳編) (1959) グループ・ダイナミックス 誠信書房 (Cartwright,D. & Zander,A. (Eds.) (1953) *Group dynamics:Research and theory*. New York:Row Peterson)
- D. カートライト、A. ザンダー (編) 三隅二不二・佐々木薫 (訳編) (1969-70) グループ・ダイナミックス (第2版)、I、II 誠信書房 (Cartwright,D. & Zander,A. (1960) *Group dynamics: Research and theory, (2nd ed.)* New York: Row Peterson)
- Cartwright,D. & Zander,A. (Eds.) (1968) *Group dynamics: Research and theory* (3rd ed.) New York: Row Peterson.
- M.M. チェマーズ 白樫三四郎 (訳編) (1999) リーダーシップの統合理論 北大路書房 (Chemers,M.M. (1997) *An integrative theory of leadership*. Mahwah,N.J.: Lawrence Erlbaum Associates.)
- M.M. チェマーズ、R. エイマン (編) 白樫三四郎 (訳編) (1995) リーダーシップ理論と研究 黎明出版 (Chemers,M.M. & Ayman,R (Eds) (1993) *Leadership research and theory : Directions and perspectives*. New York : Academic Press.)
- Collins,B.E. (1974) Four components of the Rotter Internal vs. External Scale: Belief in a difficult world, a just world, a predictable world, and a politically responsive world. *Journal of Personality and Social Psychology*, **29**, 381-391.
- L. フェスティンガー 末永俊郎 (監訳) (1965) 認知的不協和の理論 誠信書房 (Festinger, L. (1957) *A theory of cognitive dissonance theory*. New York: Row-Peterson.)
- Festinger,L. & Carlsmith,J.M. (1959) Cognitive consequences of forced compliance. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, **58**, 203-211.
- F.E. フィードラー 伊東博 (訳) (1960) 精神分析、非指示的方法、アドラー派療法における治療関係の比較 伊東博 (訳編) カウンセリングの基礎 (pp.239-261) 誠信書房 (Fiedler,F.E. (1950) A comparison of therapeutic relationships in psychoanalysis, nondirective and Adlerian therapy. *Journal of Counseling Psychology*, **14**, 436-445.)
- Fiedler,F.E. (1951) A method for the objective quantification of certain counter-transference attitudes, *Journal of Clinical Psychology*, **7**, 101-107.
- Fiedler,F.E. (1964) A contingency model of leadership effectiveness. In Berkowitz,L. (Ed.) *Advances in Experimental Social Psychology*, Vol.1 (pp.149-190) . New York : Academic Press.
- F.E. フィードラー 山田雄一 (監訳) (1970) 新しい管理者像の探求 産業能率短期大学出版部 (Fiedler,F.E. (1967) *A theory of leadership effectiveness*. New York : McGraw-Hill.)
- F.E. フィードラー、M.M. チェマーズ、L. マハー 吉田哲子 (訳) (1978) リーダー・マッチ理論によるリーダーシップ教科書 プレジデント社 (Fiedler,F.E., Chemers,M.M., & Mahar,L. (1977) *Improving leadership effectiveness : The leader match concept*. New York : John Wiley.)
- Fiedler,F.E. & Garcia,J.E. (1987) *New approaches to effective leadership : Cognitive resources and organizational performance*. New York : John Wiley.
- F.E. フィードラー、W.A.T. ミューウイーズ、白樫三四郎 (訳) (1972) 課題遂行に対するリーダーの貢献と集団凝集性 田中政靖編訳 現代アメリカ社会心理学 (pp.119-128) 日本評論社 (Fieder,F.E.& Meuwese,W.A.T. (1963) Leader's contribution to task performance in cohesive and uncohesive groups. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, **67**, 83-87.)
- J.R.P. フレンチ二世、B.H. レーブン 水原泰介 (訳) (1962) 社会的勢力の基盤 千輪浩 (監訳) 社会的勢力 (pp.193-217) 誠信書房 (French,J.R.P., Jr. & Raven,B.H. (1959) The bases of social power. In D. Cartwright (Ed.) *Studies in social power*. (pp. 150-167) Institute for Social Research, University of Michigan, Ann Arbor,MI.
- Green,S.G. & Mitchell,T.R. (1979) Attributional processes of leaders in leader-member interactions. *Organizational Behavior and Human Performance*, **23**, 429-458.
- Janis,I.L. (1972) *Victims of groupthink : A psychological study of foreign policy decisions and fiasco*. Boston : Houghton Mifflin.
- R.L. カーン、D. カッツ 中野繁喜・佐々木薫 (訳) (1970) 生産性およびモラルとの関係からみたリーダーシップ D. カートライト、A. ザンダー (編) 三隅二不二・佐々木薫 (訳編) グループ・ダイナミックス (第2版) II (pp.663-680) 誠信書房 (Kahn,R.L. & Katz,D. (1960) Leadership practices in relation to productivity and morale. In D.Cartwright & A. Zander (Eds.) *Group dynamics : Research and theory* < 2nd ed.pp.554-570 > New York : Row Peterson.)
- H.H. ケリー 大橋正夫 (訳) (1982) 帰属理論とその応用 三隅二不二・木下富雄 (編) 現代社会心理学の発展 I (pp.68-97) ナカニシヤ出版
- Knowlton,W.A.,Jr. Mitchell,T. (1980) The effects of causal attributions on supervisor's evaluations of subordinate performance. *Journal of Applied Psychology*, **65**, 459-466.
- Latané,B. (1981) The psychology of social impact. *American Psychologist*, **36**, 343-356.



- B. ラタネ, J.M. ダーリー 竹村研一・杉崎和子 (訳) (1977) 冷淡な傍観者: 思いやりの社会心理学 プレーン出版 (Latané, B. & Darley, J.M. (1970) *The unresponsive bystander: Why doesn't he help?* New York: Appleton-Century Crofts.)
- Latané, B., Williams, K., & Harkins, S. (1979) Many hands make light the work: The causes and consequences of social loafing. *Journal of Personality and Social Psychology*, **37**, 822-832.
- リカート, R. 三隅二不二 (訳) (1964) 経営の行動科学: 新しいマネジメントの探求 ダイアモンド社 (Likert, R. (1961) *New patterns of management*. New York: McGraw-Hill.)
- リカート, R. 三隅二不二 (訳) (1968) 組織の行動科学: ヒューマン・オーガニゼーションの管理と価値 ダイアモンド社 (Likert, R. (1967) *The human organization: Its management and value*. New York: McGraw-Hill.)
- リカート, R., リカート, J.G. 三隅二不二 (監訳) (1968) コンフリクトの行動科学 ダイアモンド社 (Likert, R. & Likert, J.G. (1976) *New ways of managing conflict*. New York: McGraw-Hill.)
- 三隅二不二 (1981) レンシス・リカート博士の追悼 組織科学, **15** (4), 2-3.
- 三隅二不二 (1984a) リーダーシップ行動の科学 (改訂版) 有斐閣
- Misumi, J. (1984b) *Behavioral sciences of leadership*. University of Michigan Press.
- Rotter, R.J. (1966) Generalized expectancies for internal versus external control for reinforcement. *Psychological Monographs*, **80**, 1-28.
- Sample, J.A. & Wilson, T.R. (1965) Leader behavior, group productivity, and rating of least preferred coworker. *Journal of Personality and Social Psychology*, **1**, 266-270.
- 白樫三四郎 (1968) 小集団のリーダーシップ効果性に関する実験的研究: Contingency model の検討 教育・社会心理学研究, **8**, 123-141.
- Shirakashi, S. (1980) The interaction effects for behavior of least preferred coworker (LPC) score and group-task situations: A reanalysis. 西南学院大学商学論集, **24** (4), 43-58.
- 白樫三四郎 (1985) リーダーシップの心理学: 効果的な課題の遂行とは 有斐閣
- 白樫三四郎 (1994) フレッド・E・フィードラー: 人と業績 大阪大学人間科学部紀要, **20**, 71-106.
- 白樫三四郎 (2003a) Harold H. Kelley 先生を偲んで 実験社会心理学研究, **42**, 225-227.
- 白樫三四郎 (2003b) リーダーシップ 白樫三四郎・外山みどり (編) 社会心理学 (pp.171-195) 八千代出版
- 杉万俊夫 (2002) 三隅二不二先生を偲んで 実験社会心理学研究, **42**, 95-100.
- 鈴木康平 (1998) ザンダー博士を偲んで 実験社会心理学研究, **38**, 247-249.
- Vroom, V.H. & Jago, A.G. (1988) *The new leadership: Managers participation in organizations*. New York: Prentice Hall.
- 吉田道雄・白樫三四郎 (1975) 成功-失敗条件および成員の統制志向傾向が成員行動の認知におよぼす効果 実験社会心理学研究, **15**, 45-55.
- Zander, A. (1971) *Motives and goals in groups*. New York: Academic Press.
- ザンダー, A. 黒川正流・金川智恵・坂田桐子 (訳) (1996) 集団を活かす: グループ・ダイナミックスの実践 北大路書房 (Zander, A. (1983) *Making group effective*. San Francisco: Jossey-Boss.)

## 軍事占領下における軍隊と宗教 — 沖縄地域社会とキリスト教を事例に —

一色 哲<sup>1</sup>

平成20年10月31日

### The Army and the Religion under the Military Occupation : A Case Study about the Christianity in Okinawa

Aki Isshiki<sup>1</sup>

#### 要 旨

『キリスト教年鑑』の2007年度版によると、沖縄県内の教会は約340、信徒数は38,000人あまりで、県人口に占める信徒の比率は2.82%と、日本の他の地域に比べると高率である。そして、多くの米軍基地が集中する沖縄島中部地域では3.76%と日本の平均の4倍近くになる。本稿では、この原因を27年間にわたり戦後沖縄を占領した米軍の影響であると考えて、それを歴史的に実証することを目的とする。

本稿では、分析の結果、米軍の軍事占領が米国の宗教であるキリスト教の沖縄での伝道を促進したことを立証した。そして、沖縄に駐留する米軍が、米国の国家意思に基づきキリスト教信仰や教会をとおして積極的に沖縄の地域社会に自らの有用性や友好的姿勢を顕示するとき、沖縄の教会は自ずと二分されていくことが解明された。また、そのように分断された沖縄教会では、米国のキリスト教に対する憧憬と超克の二つの力が共存し、ある時にはせめぎ合うことで、沖縄のキリスト教は新たな活力を生みだしていることが解明された。

キーワード：沖縄、キリスト教、軍事占領、チャプレン、宣教師

#### Abstract

The purpose of this study is to consider the impact of U.S. Occupation policy on the formation of Okinawan churches in the postwar period. Now Christian population in Okinawa is three times as much as that in Japanese main land. Above all Christians in central part of Okinawa main island is four times as much as in Japanese main land and then they and Christians in U.S base have a deep relationship. Such characteristics of Okinawan Christians had been made by the effects of the U.S. troops. U.S. chaplains and missionaries played the intermediary role to support Okinawan churches and they made a contribution to increase Okinawan believers in Christianity. In exchange for such help, they demanded Okinawan churches to educate Okinawan people to know the superiority of American culture and necessity of U.S. base. Such U.S. army's influence incurred the antipathy of some Okinawan churches and it has divided Okinawan Christians. In this paper I would like to show that this situation in Okinawan Churches has strengthened their social concern and their vitality

#### はじめに

沖縄島（沖縄本島）を旅すると、キリスト教の教会が多いことに気づく。それは、日本本土（以下、「日本<sup>(1)</sup>」）とは異なる風景である。そして、沖縄には日本と違った歴史がある。沖縄は、戦後、1945年から1972年まで米国により軍事占領されていた。占領下の沖縄で絶対的な統治者として君臨した米国の代表的な宗教は、いうまでもなくキリスト教である。このように日本とは違う風景と歴史が沖縄に存在する原因はいずれもキリスト教に行きあたるとは。したがって、キリスト教を軸に軍事占領下の軍隊と宗教の関係を読み解いていけば、沖縄の独自性に行きあたるとは。本稿の問題意識はそこにある。

沖縄では、19世紀末にプロテスタント（新教）を中心に本格的にキリスト教の伝道が開始された。そして、1941年、

---

<sup>1</sup> 本学准教授

沖縄の諸教会は同年に設立された日本基督教団（以下、「日基督教団」）に所属することになる。ところが、戦局が逼迫してくると、本土出身の伝道者は疎開船の引率などで沖縄を離れ、沖縄人牧師のなかにも日本軍に監視されるようになったのを名目に沖縄を去っていく者もいた。こうして、沖縄の諸教会と日基督教団との通信は全く途絶えてしまい、沖縄戦を前に、沖縄の諸教会は事実上活動を停止する。

そして、1945年3月末の沖縄戦突入、4月1日の沖縄島上陸のあと、同月末には、米軍の民間人捕虜収容所で米軍のチャプレン（従軍牧師）により沖縄人、捕虜となった日本兵へのキリスト教伝道が開始され、5月には最初の洗礼式も執行されたという<sup>(2)</sup>。沖縄の戦後のキリスト教伝道はこうしたチャプレンたちと熱心な米軍のクリスチャン兵士たち（その中には沖縄出身者や沖縄系の二世兵士が含まれていた）により行われた。そして、1950年には戦後最初の米国人宣教師が沖縄に赴任して、沖縄教会<sup>(3)</sup>の指導や教育に当たるようになる。この米国人宣教師は占領軍とは直接関係のない民間人であった。しかし、彼らは占領体制下では、被治者である沖縄人キリスト者にとって信仰を同じくする「同信の友」でありながら、統治者としての米国人でもあった。また、沖縄の地域社会に生きる住民にとってキリスト教は支配者である米国（米軍）の宗教である。そのため、キリスト教はそれらの住民にとってあこがれでもありながら、抑圧者の宗教でもあった。そのような錯綜し、相矛盾した感情を背景にいただいたまま、住民に対して沖縄教会のキリスト者たちは伝道を開始することになった。

このように見てくると、沖縄のキリスト教の今日的繁栄の基礎は、この米軍による軍事占領の開始時点にあったことがわかる。本稿ではこの点に着目し、戦後、沖縄を占領していた米軍とキリスト教伝道の関係を探ることで、国家と宗教、あるいは、軍隊と宗教の結びつきを論じる。

なお、本稿では、筆者が2002年8月に沖縄島と宮古島において行った聞き取り調査の結果を中心に論じていく。その調査では、沖縄教会で戦後伝道に当たり、現在でも指導的立場にある以下の牧師・信徒8名（いずれも現在は日基督教団沖縄教区内の諸教会に所属、肩書きは当時のもの）の方々に対して、延べ9回、20時間50分にわたり聞き取りを実施した。

A氏：牧師。日留（日本の神学校（大学神学部）への留学）経験あり。

B氏：牧師。日留・米留（米国の神学校への留学）経験あり。

C氏：牧師。日留・米留経験あり。

D氏：牧師。日留・米留経験あり。

E氏：牧師。日留経験あり。

F氏：信徒。戦前に台湾渡航経験あり。

G氏：牧師。日留・米留経験あり。

H氏：牧師。米留経験あり。

なお、これらの方々は今も御存命であり、関係者も多数存在するので、氏名、および、現住地や出生地、所属教会名等は特別な場合を除き秘することにする。

## 第1章 沖縄のキリスト教の現在とその構造

沖縄県のキリスト教の教会数は340前後、信徒数は38,000名余りで、対人口比では2.82%にあたる<sup>(4)</sup>。この比率は他宗教に比べて決して高率ではないが、キリスト教の限ると日本の他の都道府県を併せた平均値の約3倍にあたる<sup>(5)</sup>。この原因として、これまで沖縄独自の文化や伝統とキリスト教の連続性によるとする研究もある<sup>(6)</sup>。つまり、沖縄はもともと宗教的風土が日本の他地域に比べて濃く、沖縄のキリスト教はそのような宗教的風土や伝統的習慣をうまく取り入れて伝道しているので、キリスト教が生活に根づいているという主張である。このような主張は、一見説得力があるように見える。しかし、次の《表-I》を見ると、そのような理由だけでは説明のつかない事実に行きあたる。

《表-I》沖縄におけるキリスト教の教会数・対人口信徒比の地域的分布

地 域	教会数	対人口信徒比 (%)	
沖 縄	中 部	146 43.20%	
	南 部	118 34.91%	
	北 部	44 13.02%	
	離 島	2 0.59%	
宮 古	宮 古	13 3.85%	
八重山	石 垣	14 4.14%	
	与那国	1 0.30%	
合 計	338 100.00%	338 100.00%	2.82%

（出典）『キリスト教年鑑 2007』より。

なお、表中の「沖縄」とは沖縄島、「宮古」とは宮古支庁管内の地域、「八重山」とは八重山支庁管内の地域を指す。また、「沖縄」の「北部」は名護市、国頭郡（国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、東村、伊江村）、島尻郡（伊平屋村、伊是名村）、「中部」は沖縄市、うるま市、宜野湾市、中頭郡（北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村）、「南部」は浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、島尻郡（与那原町、南風原町、八重瀬町）、「離島」は島尻郡のうち久米島町（久米島）、慶良間諸島の渡嘉敷村、座間味村、粟国諸島の粟国村（粟国島）、渡名喜村（渡名喜島）、大東諸島の南大東村、北大東村を指す。

この表を見ると、沖縄島には沖縄県全体の90%を超える教会が集中しており、信徒数に関しても同様である。これは、現在の沖縄県の人口分布とほぼ比例している。問題は、人口比でいうと沖縄県全体の47.07%が集中する県都・那覇市を擁する沖縄島南部地域よりも、34.79%しか人口がない中部地方の教会数が多いことである。これは、信徒の比率も同様で、中部の信徒数は沖縄県全体の信徒数の46.41%で、南部は39.96%に過ぎない。そして、中部地域の対人口信徒比は3.76%と沖縄の他地域や日本の他府県と比べても高率であることがわかる。

沖縄のキリスト教が沖縄の伝統や民族信仰に深いつながりがあるのであれば、先島地方（宮古・八重山地域）やその他の離島地域でキリスト教がより活発に活動していなければならない。しかし、それらの地域では日本の他地域よりも多くの割合の信徒がいるものの、沖縄島の中部や南部に比べると少ないことがわかる。それは、教会数を見ると歴然としている。したがって、沖縄のキリスト教伝道が日本の他地域に比べて盛んである主たる理由は他にも求めなければならない。

この中部地域は、言うまでもなく、普天間基地や嘉手納基地など大規模な米軍基地が集中している地域（宜野湾市、北谷町、嘉手納町、読谷村、沖縄市等）である。これらの地域では、それぞれの市町村の全面積の25.82%が米軍基地関係の施設により占有されている。それに比べて、南部での占有面積は1.53%と極端に少ない。中部地域には、嘉手納やコザ（現沖縄市）といった沖縄を代表するいわゆる「基地の街」があり、米軍基地内で仕事をしたり、米兵を相手にすることで成り立っている産業に従事したりするなど、米軍基地があることで生計が成り立っている沖縄人も多く住んでいる。そのような地域により多くの教会が存在し、沖縄人のキリスト教徒が生活しているのである。

また、中部地域に集中する教会の特徴として沖縄バプテスト連盟や日基教団といった教派に属する教会だけではなく、キリストの教会（ディサイプルス派）やペンテコステ系の単立教会などいわゆる「福音派<sup>(7)</sup>」と称される教団に属する教会が他地域に比べると極端に多いことである。また、中部にはいわゆる「英語教会」と呼ばれる米国人のみで構成されている教会もあり、その教会に属する米国人のほとんどは軍関係者（米軍将校・兵士・軍属とその家族等々）である。筆者の聞き取り調査によると、これらの「福音派」の教会の多くが、米軍基地内の同種の教派に属する米兵・キリスト教徒の集まりとなんらかの交流をもっており、そのためしばしば米軍基地に出入りしているという。

以上のことから、沖縄のキリスト教のある構図が浮かび上がってくる。つまり、米軍基地が集中する沖縄島中部や北部<sup>(8)</sup>には、「福音派」の教会・信徒が多くいて、その相当数は親米的傾向が強い。一方で、沖縄島のなかでも比較的米軍基地が少ない南部地域では反基地運動などの社会的活動を通じて沖縄地域社会のその地歩をかためようとするいわゆる「社会派<sup>(9)</sup>」の教会・信徒が多く存在している。また、これらの「社会派」の教会・信徒はしばしば日本各地の「社会派」教会・信徒と連帯して行動することがある。

以上のように、沖縄における教会の地域的分布の特徴を見ていくと、そこには大きな「断層」があることがわかる。その「断層」は普段はそれほど目立たないが、沖縄における基地問題や米軍による事件や事故などが起こったときに顕在化することがある。じつは、そのような沖縄のキリスト教の「断層」を象徴する「事件」が2006年に起こった。それは、同年11月3日から5日まで沖縄中部の北谷公園で開催された「フランクリン・グラハム国際大会」であった。その記録によると、この大会には3日間で約30,000人の参加者があり、約2,000人の決心者（洗礼を申し出た者）があったという。この大会の実行委員会には「福音派」の教会の牧師や先述の主要教団内で「福音派」と見られる牧師などが名を連ねていた。一方で、この大会の中心的人物である米国の大衆伝道者であるフランクリン・グラハムがイラク戦争を肯定したことを主な理由としてこの大会に反対する教会関係者もいた。その多くは「社会派」の範疇に入る人々であった。また、同大会の反対署名をした300名余りを見ると、日本本土の教会関係者が多く見られた。

このように考えると、現在の沖縄のキリスト教の構造は戦後27年間続いた米軍占領体制の残滓であり、一方で、占領後のポスト占領体制ともいえる日米両国による沖縄の「再占領」状態を維持するためのシステムの一部であるとも言える。したがって、このような構造が戦後いかに形成されていったかを歴史的に検証する作業が必要となってくる。



## 第2章 米占領軍のなかのチャプレンの概要とその働き

次の《表一Ⅱ》をみると米軍占領下では米軍基地内に20のチャペルがあり、主要な基地に1個所ないし2個所のチャペルがあったことがわかる。また、それぞれのチャペルは軍が管轄していた。

《表一Ⅱ》1960年代から70年代にかけての米軍基地内のチャペル一覧

軍	名 称	現在の所在地 (合併前の旧市町村名)	地域
陸 軍	USARYIS (琉球列島米国駐留軍司令部)	中城村	沖縄島・中部
	知念チャペル	南城市 (旧知念村)	沖縄島・南部
	キャンプ桑江チャペル	北谷町	沖縄島・中部
	桑江病院チャペル	北谷町	沖縄島・中部
	牧港チャペル	浦添市	沖縄島・南部
	那覇軍港チャペル	那覇市	沖縄島・南部
	瑞慶覧チャペル	宜野湾市・北谷町・北中城村・沖縄市	沖縄島・中部
	トリイ・ステーション・チャペル	読谷村	沖縄島・中部
空 軍	嘉手納第一チャペル	嘉手納町・北谷町・沖縄市	沖縄島・中部
	嘉手納第二チャペル	嘉手納町・北谷町・沖縄市	沖縄島・中部
	那覇航空隊チャペル	那覇市	沖縄島・南部
海兵隊 ・ 海 軍	キャンプ・コートニー・チャペル	うるま市 (旧具志川市)	沖縄島・中部
	キャンプ・ハウジ・チャペル	金武町	沖縄島・北部
	キャンプ・フォスター・チャペル	沖縄市、宜野湾市、北谷町、北中城村	沖縄島・中部
	キャンプ・ハンセン・チャペル (東)	金武町	沖縄島・北部
	キャンプ・ハンセン・チャペル (西)	金武町	沖縄島・北部
	キャンプ・マクトリアス・チャペル	うるま市 (旧具志川市)	沖縄島・中部
	キャンプ・シユアブ・チャペル	名護市	沖縄島・北部
	普天間海兵隊チャペル	宜野湾市	沖縄島・中部
	那覇海軍チャペル	那覇市	沖縄島・南部

これらのチャペルにはチャプレンといわれる人々が配置されている。このチャプレンは必ずしもキリスト教の牧師・神父・司祭とは限らない。米軍の兵士のなかにはキリスト教徒だけではなく、ムスリムやユダヤ教徒、仏教徒などがある。そのため、キリスト教以外のイスラム教やユダヤ教、仏教にもチャプレンはいる。しかし、本稿ではキリスト教、特にプロテスタントのチャプレンを対象を絞って論じる。

米軍では、在沖縄駐留軍だけではなく、全世界に展開する米軍部隊でチャプレンをかかえている。このチャプレンの起源は古く、1775年の独立戦争以前にさかのぼる<sup>(10)</sup>。また、米軍のチャプレンは、「もちろん聖職者であるが、同時に大尉や少佐といった階級をもつ完全な軍人 (士官) である<sup>(11)</sup>」。チャプレン制度発足当初は屈強な牧師を応急的にチャプレンに任命することもあったが、第一次世界大戦頃から次第に組織として洗練されてきたという。現在では、チャプレンは一般的に米国内のキリスト教の各教派や伝道団体から牧師の資格を持つ者が推薦され、その者に対して一定の訓練をした後、軍隊での士官の位を臨時に与えて職につかせる制度になっている<sup>(12)</sup>。その他に、現在のチャプレンのなかには各軍 (陸・海・空・海兵) の士官養成機関と牧師の養成機関 (神学校等) の両方を卒業し、士官でありながら牧師の資格を持つ者もいるという<sup>(13)</sup>。神学校では、チャプレンを希望する神学生に対するカリキュラムが用意されているともいう<sup>(14)</sup>。

チャプレンの組織については以下のような証言もある。

ワシントンに Chaplains C.O. [司令部] のオフィスがあるんです。要するに、米軍のチャプレンの元締めをする、多分一番上が少将か、准将ぐらいのチャプレンで、將軍の位を持っている人がいるオフィスがあって、実務をするのは大佐ぐらいの、海軍ならば captain、陸軍や空軍ならば colonel という位の人たちが、必ずいるのです (A氏談、□内は引用者)。

この「チャプレン司令部」とは、おそらく1920年につくられた「Chief of Chaplain Office<sup>(15)</sup>」、もしくは、1945年に陸軍に創設され、その後他へも拡大していった「チャプレン理事会<sup>(16)</sup>」のことではないかと思われる。こうして、米軍は米国建国以来幾多の戦争の経験を経て、この従軍宗教者のシステムを確立し、宗教者を組織化・統制しながら軍隊組織へくみこんでいったのである。このようなあり方に対しては、「政教分離」の原則から、行政組織の一部である軍隊が特定の宗教の指導者に俸給 (即ち国民の税金の一部) を与えて、その教えを説かせているこ

とから批判がないわけではない。だからこそ、キリスト教以外の宗教の聖職者・信徒の指導者がチャプレンとして派遣されているのであろう。

さて、次にチャプレンの活動について概観したい。チャプレンのおもな業務は基地内のチャペル（礼拝堂）や戦場における野外での日曜礼拝での説教（「愛国主義的なもの、そしてギャンブルや飲酒などに対する批判が中心<sup>(17)</sup>」）のほか、「祈禱会、閲兵式での祈禱、結婚、洗礼、葬式、埋葬などの執行、カウンセリング、病人や負傷者の見舞い<sup>(18)</sup>」等である。2003年9月以降の「イラク戦争」ではチャプレンが倫理観や宗教観から戦闘に疑問を持って懊悩する兵士に対して戦闘やそれにともなってイラクの一般人を殺傷することについてキリスト教信仰上問題はないとするカウンセリングを行っていたという<sup>(19)</sup>。つまり、チャプレンは従軍する牧師ではあるが、現役の士官として軍隊では機能していることになる。そのことを裏付ける証言がある。

ある時いろんな相談に来る兵隊たちに、あのことも問題、このことも問題といわれたときにですね、「おい。どうして君たち、こんなのを、ほくらみたいに外部の人間に、こんなこと訴えるんだ。あなた方のそばには、チャプレンという方がいらっしゃるじゃないか。牧師さんなんだろう。自分の教会の牧師に話すようなかたちで行って話したらどうなの」っていったら、なんて言ったと思いますか。‘He is another Officer.’「彼は、もう一人の将校にしか過ぎない」。要するに、軍隊というハイアラーキーのなかの中間の将校のクラスにいる人間に過ぎないから、兵隊が anti 米軍の考え方とか、あるいは戦争反対とか、そういうようなことをやったら、「いいことだから、はい、考えなさい」というんじゃないで、もう即 M.P. だとかポリスだとか、そういう「教宣活動」をする人たちに送られて、そして、彼はラベルを貼られて、もうひとつの訓練機関に送られていくという（B氏談）。

この他、チャプレンは軍隊での性的処理についても宗教的な観点から指導を行うことになっているが、それらを含めてカウンセリングを謳いながら実際には兵士を管理・監視する機能を担っていたのである。

では、そのようなチャプレンが実際に沖縄の地域社会や教会、キリスト者とどう関わっていったのか。

### 第3章 沖縄におけるチャプレンの働きとその役割—同労者から支配者への変貌—

沖縄の諸教会は、先述の通り沖縄戦の開始前にすでに事実上活動を停止していた。教会堂は日本軍により接収され、牧師は一部を除き沖縄を去った。信徒は日本や台湾、あるいは、沖縄島北部地域に疎開した者もいたが、沖縄戦の開始で次々と戦渦に巻き込まれていく。ところが、戦火のなかですでに沖縄でのキリスト教の活動ははじまっていた。沖縄県公文書館には米軍が撮影したフィルムが所蔵されているが、ひとつはチャプレン（プロテスタントとカトリック）により米兵たちに日曜礼拝が行われたり、聖餐式が執行されていたりするフィルムである<sup>(20)</sup>。また、日本人、もしくは、沖縄人の捕虜に対してチャプレンが讃美歌（「いつくしみ深き」）の指導をしているフィルムもある<sup>(21)</sup>。そこで歌っている沖縄人、もしくは、日本人の緊張でこわばった顔が印象的である。

また、民間人捕虜収容所に収容された沖縄人は偶然居合わせた「同信の友」とともに讃美歌を歌っていたところをチャプレンたちに見出される。このころのチャプレンの活動を裏付ける公式の資料はほとんど残っていない。しかし、当時の関係者やその遺族の所蔵する史料からチャプレンと沖縄人キリスト者たちとの関わりが見えてくる。例えば、伝道者一家と軍のチャプレンらしき人々（複数人）が茅葺きの家屋を前にして撮った写真からはそれぞれの関係の良好さが見てとれる。また、現在解読中の関係者の手記<sup>(22)</sup>には、沖縄教会関係者が物資の調達や礼拝の奉仕などをチャプレンにしばしば依頼していた事実や、チャプレンが担当の教会を熱心に支援・指導し、沖縄人の教会員が担当チャプレンの歓迎会や送別会を積極的に開催していることが読みとれる。

つまり、この時点で、チャプレンは戦火により焼き尽くされ荒廃した沖縄の戦後復興を沖縄人とともに主導する同労者として、沖縄人の特にクリスチャンたちに受け入れられていたことがわかる。そこには、チャプレンやクリスチャン米兵たちがもっていた沖縄人や琉球文化・歴史に対するオリエンタリズム的憧憬があり、他方で、米軍の圧倒的な物量とチャプレンたちが自分たちにむける慈愛に満ちたまなざしと手厚い支援に感化されていく沖縄人たちの心情が推察される。

また、占領体制の発足当初から、米軍政当局は「沖縄統治」に際して、沖縄諮詢会（後に沖縄民政府）を組織し、本人たちの意思に関わりなく当局が有為と判断した人材を登用した。諮詢会の幹部15名（委員長1名と各部の部長

14名)のうち、現在確認されているだけで5名<sup>(23)</sup>が戦前からの教会員、もしくは、一時期教会と関わりを持っていた者である。その幹部の選任に当たり米軍政当局が作成した個人調書が残っているが、そこには留学経験の有無が挙げられているけれども、それぞれの宗教についての言及は少なくとも確認できない<sup>(24)</sup>。しかし、これは偶然ともいいがたい比率である。米占領軍はそのような諮詢会の構成員を通じて占領地である沖縄の社会情勢などについて情報を収集しており、沖縄の宗教構成やキリスト教会について何度か諮詢会の幹部に情報提供を命じている。

1950年代から60年代になると、チャプレンがこうした情報収集の役割を肩代わりするようになったと思われる。そして、その一種の諜報活動は沖縄教会や牧師たちを通して行われていた。沖縄島中部の嘉手納基地に近い教会で1960年代に牧師をしていたG氏は、そのようなチャプレンの様子を次のように語っている。当時チャプレンは1年か1年半で交替するのだが、その交替のたびに新任のチャプレンが教会に挨拶に訪れて、いずれも非常にフランクな感じで個人的な関係を結ぶ。そして、そのチャプレンは足繁く教会に出入りし、沖縄の牧師や教会からの要望(物資の援助等々)をさりげなく聞き出す。そして、すみやかにそのような要望をかなえてくれる存在であったという。そして、いつも沖縄を取りまく社会や政治の情勢や問題をひとしきり話し帰って行ったのだという。ところが、こうして個人的に親しい関係をもったチャプレンでも転勤後数年で連絡が取れなくなったことがあったという。また、米留経験のあるD氏は、米国の神学校の同窓であった人物が沖縄島・読谷村のトリイ・ステーションのナンバー2として赴任してきたときに、職場で挨拶を受け、その後、同基地の将校クラブでも会ったという。G氏、D氏とも、チャプレンたちはさりげなさを装いつつ情報収集を行っていた、という印象をもっている。

その他、教会堂の建設や沖縄キリスト教界が設立した孤児院・愛隣園の園舎の建築等々の土木工事の際には、次章で述べる米国人宣教師がチャプレンを通して「非番」の米軍の労働力を動員し、基地内から調達した資材(その多くは、実際には廃材や端材であった)で次々と建物を建てていった。

こうした個人的な関係を利用した情報収集や支援活動といったチャプレンの振る舞いは、明らかに宣撫工作ではないだろうか。つまり、以上のようなチャプレンの態度は、一面では沖縄戦直後の「親切なチャプレン」像を引き継いでおり、戦後すぐに沖縄人キリスト者に定着したそのようなイメージを利用した痕跡が見える。こうして、「善き隣人」を装いつつ、占領軍への批判をかわすことで、軍事占領下での統治環境を整備しようとする意図が推察される。

1960年代中盤になるとベトナム戦争が激化する。それにともなって、沖縄では米軍や米兵による事件や事故が多発するようになり、それらに対する反発から沖縄側でも「祖国復帰」「本土復帰」への運動が加熱しはじめる。こうした社会情勢を背景に、チャプレンを仲介とした米軍の宣撫工作はますます露骨になっていく。

その転換点となる「事件」が1960年代半ばのある年のクリスマスに起こる。それまで、沖縄教会では婦人会を中心に基地内の女性クリスチャン(その中には女性兵士もいるが、例えば将校夫人等の軍人家族も含まれる)とイースターやクリスマス、世界祈禱日などを機会に積極的に交流がはかられてきた。それらの日には米軍が車を出して沖縄中の教会の婦人の指導者たちを基地に招いて祈禱会や愛餐会を開催した。また、牧師たちはクリスマスには基地内の将校クラブで行われるパーティに招待されており、その際のステーキが楽しみだったと語る牧師もいた。ところが、ある年のクリスマスはいつもと違うプログラムがあった。

スクランブル・エアリアというね、この地域に入ってくる飛行物体やいろんなものをチェックするところがあるでしょう。そこに案内してくれて。で、そこの機能を話してくれたんだね。これは、ある意味で軍事機密の部分でしょう。そこで、どんなことができるということだから。それを言われたときにね、「これは利用されてるなあ」ということで、何名かの牧師たちと「おい。アレやめようや。ステーキは食いたいけれど、あんなことをして、地元の教会の牧師たちには軍事機密まで見せているんだという教宣活動に使われたら、たまったもんじゃない」っと。その次の年からは行かなかった(H氏談)。

つまり、チャプレンは米軍の最重要軍事機密の部分に民間人である沖縄人牧師を案内し、米軍の機能がいかに優秀で、それによって沖縄や日本本土がいかに守られているかということ、それとなく牧師の口とおして沖縄人たちに働きかけるように迫ったのである。こうして、沖縄教会の沖縄人牧師たちは、米軍のチャプレンから米軍統治に関していわば「共犯関係」になるようにとの誘惑を受けたのである。

その場では米軍の意図を解さなかった牧師もいたが、日頃から米軍の横暴に対して疑問を持っていた牧師たち



はこのような誘惑に敏感に反応した。すなわち、自分たちは米軍に利用されていると感じ、そのような関係を断とうとしたのである。そして、彼らが中心となって1968年12月に超教派の「平和をつくる沖縄キリスト者の会」が結成される。ところが、沖縄人牧師たちのこのような活動は当然のことながら米軍の不興を買うことになる。すると、それまで、好意的で親切であったチャプレンの態度が一変する。B氏の証言によると教会の近くにある基地のチャプレンの交替の際に、「チャプレン司令部」からからわざわざ船便を使って大仰な挨拶状が届けられるようになった。そして、新任チャプレンが実際に赴任すると、電話があり、教会に挨拶に来るといので、B氏が

「わたしはベースには行きませんよ、あんたと話すために。あんたがこっち来なさい。だけど、来るんだったら兵隊としてくるな。もう一人の牧師として、自分の車に乗って、私服でこい。軍服着て来るなよ。まして、いわんや、スタッフ・カー〔軍用車両〕なんかに乗ってきたら門前払いだぞ」。それで、一生懸命やってきて、ぼくと仲良しになろうとした人がいるわけです。で、Oさんも同じようなことを言ったわけです。必ずといっていいくらい、彼のところにはスタッフ・カーに乗って、きちっと正装をしたかたちで来るわけです。門前で拒絶をするわけよね。「何で、あんた、約束じゃないか。こんな、なんしに来たか、こんな格好をして」。「いや、いま、閲兵分列があって、そこからまっすぐに来たもんだから、こんなあれで、申し訳ない」というかたちで。それが、こう、続けてくるわけですよ。

ところがあとでわかったことだけど、〔〇〇〕、ぼく、あと何人かいたと思うんですけども、その、Chaplains C.O.のオフィスにブラックリストがあって、そのなかの、リストのなかにぼくらが載っかっていて、まず、彼らを軟らかくしておかないと、むこうの人としてのつき合いはできないぞということになって、来たみたいなんです（B氏談、〔〕は筆者。また「〇〇」伏せ字）。

また、次のようなこともあったという。

だから、1960年代、米軍犯罪が多くて、いわゆる反米運動が沖縄中で激しくなった頃に、チャプレンたちが沖縄の牧師たちと話したいということがあったんだよ。「いいよ。話し合いますよ。でも、あんた方、〔基地の外に〕出てきなさい」と。「でも、自分たちは軍人だから軍規を守らなければならない」。「いや、じゃあ、だったら止めなさい」って。とにかく、一応出てきたんだけどね。出てきたら、軍服、制服で出てくるもんだから、「一体、どういうことだ。軍服で来て、地元の牧師たちとどんな話し、どんな風にしてするつもりだ」。「あんたがたで、怒っている人たちの怒りを鎮めて欲しい」と。「馬鹿いうな」って。そういう議論をしたことがあったけど（H氏談、〔〕内は引用者）。

当時のことであるから、不用意に基地内に誘い込まれると不測の事態、つまり、生命の危機をもじゅうぶんに予想された。また、このような出来事のほかに、沖縄キリスト教学院の入学式・卒業式や沖縄キリスト教団の総会等に来賓で招かれたチャプレンはほとんど例外なく、軍服を着用していたという。

以上のように、沖縄における占領軍のチャプレンは、沖縄戦直後には沖縄人の同労者と見られていた。しかし、次第に沖縄の絶対的支配者としての米軍に寄り添うかたちで、軍や米国という国家の利益を優先させ、米軍の沖縄駐留の有意性を強調し、情報を管理・統制する役割を担っていた。また、占領体制への反対者に対しては、威圧や強迫的手段を使って容赦なく圧力をかけてくる存在でもあった。

こうした聖職者・宗教者というよりも軍人としての側面を次第に強めつつあったチャプレンと比べると、同じ米国人ではあるが、民間人であり、沖縄人のキリスト教徒のみならず住民からも敬愛されていた宣教師は、軍事占領下の沖縄にあって、どのように行動したのかを次章で見ていきたい。

#### 第4章 米国人宣教師と沖縄教会

戦後、軍事占領下にあった沖縄には延べ40名余りのプロテスタント宣教師が派遣されてきた。それらの宣教師が所属していた教派は主としてメソジスト教会であり、その他、キリストの教会の宣教師などもいた。戦後の沖縄に宣教師が派遣されたのは、1950年のオーティス・W・ベル（Otis Wilson Bell）と比嘉善雄<sup>(25)</sup>の2名が最初であった。その後、51年にはC・ハロルド・リカード（Carleton Harold Rickard）、52年にはマリオ・C・バーベリー（Mario



Charles Barberi Jr.) が来沖する。B氏によると沖縄教会関係者の記憶に未だに残っている米国人宣教師は最初に赴任したこのベル、リカード、バーベリーの3名で、この3名は離任後もしばしば私的に沖縄を訪れて、沖縄人キリスト者たちの歓迎を受けている。

宣教師の来沖の背景には、米国の宣教師派遣団体の意向だけではなく、東京のGHQの意向も働いている。連合国総司令官・ダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) は熱心なキリスト教信者として知られている。彼は、日本のキリスト教化のために、個人的に米国から宣教師約1,000人の渡日を計画していた。1949年5月、東京のGHQ民間情報教育局 (CIE, Civil Information and Education) で開催された会議の席上、GHQ琉球課長ジョン・ウェッカーリング (John Weckerling) 准将や比屋根安定同宗教顧問は、集まった約20名のキリスト教各派代表の宣教師に沖縄伝道を強く働きかけ、入域に関して最大限の便宜を図ることを約束したという<sup>(26)</sup>。

こうして派遣された米国人宣教師は、第一に、米国内での支援機関と沖縄教会のパイプ役を果たしていた。しかし、支援に関する財政や人事の決定権は米国ニューヨークに本部があるOKIB (Okinawa Interboard Committee) という組織が握っていた。沖縄に派遣された宣教師は、沖縄教会の指導者を入れて構成されたOKIBの諮問機関である内外協力会 (CoC, Council of Corporation) での合議を通して沖縄教会の要望をニューヨークに伝え、その決定に基づいて沖縄教会の援助を実施した。

第二に、宣教師たちはチャプレンを通して基地内教会 (チャペル) の会員である米軍関係者や軍政当局から様々な援助を引き出すパイプ役になっていた。先述の通り、戦後の沖縄教会の会堂はほとんどこうした占領軍や米軍関係者の経済的支援で再建された。また、1951年以降、沖縄教会がその将来を背負って立つ沖縄の青年たちを日本や米国の大学 (多くの場合、神学部やキリスト教学科など) に留学生として派遣する場合、必要な渡航費や奨学金は基地内のチャペルの米軍関係者からの献金でまかなわれていた。

このように、宣教師は沖縄教会にとって米軍や米国からの援助を引き出すために沖縄の側に立って行動してくれる頼もしい存在であった。しかし、これは同時に大きな問題点を内包していた。例えば、沖縄バプテスト連盟では、軍政当局者も一目置くような影響力の強い宣教師の指導者がいて、彼を通して米軍から多くの援助を引き出すことが出来た反面、反軍・反基地的な言動は自由に行えなかったようである。つまり、こうした力をもつ宣教師ほど占領軍に近い立場をとる傾向にあるということである。沖縄バプテスト連盟では、日本復帰後の1979年6月30日に「ランドール宣教師解任事件」が起こる<sup>(27)</sup>。事件の当事者であったウィリアム・T・ランドール (William Talmadge Randall) 氏によると、この事件の前後にも自らの信仰に基づいて反戦をかけたたり、米軍の沖縄駐留に異議を唱えたりした宣教師が精神的疲労を理由に帰国を命じられたという<sup>(28)</sup>。

ところで、こうして沖縄教会のために働いた宣教師たちではあったが、必ずしも沖縄人たちと同調・同化していたわけではない。そのことを端的にあらわしたのが宣教師たちのライフスタイルであった。

当時は… (中略) …飲み水が衛生的でないというふう考えられている時期だったもんだから、ベル先生なんかは米軍の方から、特別な石灰の入った水道水を、沖縄軍の水タンクから、車の着いた水タンクを引っ張ってきてもらって、置いて、そこから水を使っていた。… (中略) …だから、沖縄のパン屋さんで作ったパンは買って食べないで、米軍のパン屋から持ってこられるパンを食べるといような。… (中略) …それで、その時はもちろん沖縄の生活レベルが低くて、人糞尿で野菜を育てているようなもんだから、その野菜は食べないと。清浄野菜を食べるんだというのが彼流にあって…… (B氏談)。

こうした行為は取るに足らないことのように思える。しかし、宣教師の俸給は当時の沖縄人に比べて破格であった。その俸給で、当時少年であったB氏は一時期バーベリー宣教師の私邸にハウスボーイとして雇われて、住み込んでいたという。つまり、自費で人を雇用できるほどの俸給であったということである。また、彼らの住居も琉球政府の高官が住むような高級住宅であったといわれる (B氏談)。派遣地でその土地のものを食べ、その土地の人と同じような家に住み、その土地のことばを話す。そうして、積極的に地域社会にとけ込む。そのような姿勢は沖縄に派遣された宣教師にはほとんど見られなかったと言える。この他、宣教師たちの沖縄での行動を沖縄教会関係者は必ずしも把握したわけではなく、沖縄教会での公務以外の行動は不透明な部分も多かったと聞く<sup>(29)</sup>。

このように沖縄教会や信徒と、宣教師たちの間には常に微妙な距離感が存在した。そして、それは、1960年代になるとはっきりと変質していく。D氏の証言によると、この時期になると沖縄人の立場ではなく、はっきりと米占領軍サイドに立つ宣教師が現れたという。確かに、上記の初期の3宣教師は、一部の特殊な事例<sup>(30)</sup>を除き、

ほとんどの場合沖縄の側に立って行動していた。ベル宣教師は赴任当初目撃した小禄村（現那覇市）での米軍の土地強制収用の模様を衝撃を受け、1954年1月、『クリスチャン・センチュリー』誌に「沖縄人に対して公正にふるまえ」という論文を起稿した<sup>(31)</sup>。この論文は、日本や米国で大きな反響を巻き起こした。日米両国民が沖縄基地問題に注目する契機を与えたのは、この論文であった。そのなかで、ベルは米軍の沖縄駐留自体には反対はしていないが、そのやり方について著しく公正を欠いているので、土地を収用する場合には相当の対価を与えるべきであると主張している。このような主張は、1955年のプライス調査団の来沖の際、沖縄キリスト教会が日本より招聘し<sup>(32)</sup>、沖縄人のために発言を乞うたダウンス（Darley Downs）宣教師の発言にも見られる。このように、軍事占領や軍事力による均衡そのものを否定しないという限界はありつつも、沖縄人（教会やクリスチャンに限らず）の利益を考えて行動する米国人宣教師が、1950年代には存在した。

ところが、1960年代になると以下のような宣教師が現れる。

「ベトナム戦争というのは共産主義者が始めた戦争じゃなくて、実はアメリカが始めた戦争じゃないのか」と、ぼくが言ったんですね。「ぼくはそういうふう聞いてる。トンキン湾事件というのはそうで、裏には石油の利権がからんでいる」と。そう話をしたら、「そんなことはない。それは絶対にない。あれは共産主義と自由主義陣営の戦いなんだ。で、アメリカは共産主義に対抗する。共産主義から世界を守るんだ」と。「ベトナムで民主主義の陣営にいる友人が困っているならば、助けに行く」と（D氏談）。

このように、米国や米軍の公式的な見解を鵜呑みにしてそれに同調する宣教師が現れたのである。彼らのなかには徹底した反共主義があり（この点では先のベルやダウンスにも共通している）、その上に、米国中心主義的な帝国思想がある。その点で沖縄に駐留する米軍の兵士・将校と何ら変わらない主張と思考をもっていた。

さらには、以下のような「事件」も起こる。1966年11月2日、平良修牧師（当時沖縄キリスト教短大学長）がアンガー高等弁務官就任式において、「神よ、願わくは、世界に一日も早く平和が築き上げられ、新高等弁務官が最後の高等弁務官となり、沖縄が本来の正常な状態に回復されますように、切に祈ります」（原文英語）と祈禱した。この祈禱は沖縄の地域社会にも、米軍政当局にも、それぞれの、そして、極めて重い影響を与えた。平良はある決意を込めてその祈禱文を作成し、草稿のネイティブチェックを沖縄キリスト教学院の宣教師（日本人で、後に米国籍を取得。キリストの教会に所属）に依頼したときに、米国人宣教師はさらに露骨な介入を行った。

あの祈りの原稿をわたしは宣教師に事前に読んでもらったんですよ、文法的に問題はないかどうか。そして、ひとりの宣教師が非常に気にしましてね、宣教師代表と一緒にもういっぺん出直してきて、その「最後の弁務官たれ」というところはなんとかならないかといったふうの要望をわたしにしてみました。というのはですね、彼は米軍のチャペルと沖縄の教会の橋渡し役を自認してたわけですよ。だからね、自分のこれまでの努力、しかもね、大事な努力に水を差すようなものだってね。…（中略）…キリ短という学校を維持運営していくためには、どうしても米軍のチャペル関係の協力が必要だという現実的なことがあったと思います（平良修牧師談）。

平良氏がこのような主張を行った背景には、第3章で述べた米軍チャプレンからの「共犯関係」の誘惑に対する沖縄人牧師たちの反発や次第に盛り上がりつつあった沖縄での「祖国復帰」闘争があった。そのなかで、反軍・反基地的立場を鮮明にする沖縄のキリスト者が現れたのであった。そして、そのうちの沖縄キリスト教団の牧師、信徒は日基教団との「合同」へと傾斜していく。しかし、日基教団もまた沖縄教会の「帰るべき故郷」であったのか。

1953年6月、沖縄の諸教会と日基教団、それに、日基教団を支援していた米国の宣教師派遣団体との連携の可能性を探るために日基教団の代表<sup>(33)</sup>と宣教師団の代表<sup>(34)</sup>が来沖した。そして、帰日後、ストーン宣教師が作成した報告書によると<sup>(35)</sup>、「（沖縄の）牧師たちとの個人的対話では、ほとんどの人が可能であれば日本基督教団の一教区になることを歓迎するという意向を示した」という。しかし、当時の沖縄教会はそのような意向をほのめかす状況にはなかった。ひとつには、この年の11月に沖縄キリスト教会内のバプテスト派のグループが同教会を離脱するが、6月にはそのことをめぐって同教会内にすでに亀裂が生じていた。また、A氏の証言によると、当時沖縄キリスト教会を指導していた比嘉盛仁や比嘉善雄（当時の同教会理事長）、仲里朝章などはかつて日本で生活した経験や沖縄戦での体験から日本人に対する警戒感が強く、日基教団との連携に慎重であったという。

また、1953年8月31日の沖縄キリスト教会理事会ではこの報告書が紹介され、「沖縄が全面的に政治的・モロ完全復帰シタ時 考慮スル<sup>(36)</sup>」で全員が一致したという。このような沖縄教会と米国の宣教師団（日本と沖縄の両方を管轄する）、そして、日基教団の意識の落差がいかなる原因で生じたのかについては、いくつかの理由が推定されるが、今日でも明らかになっていない。

このことを通してかろうじてわかることは、宣教師やその派遣団体は、沖縄教会や日基教団の意向とはかかわりなく、沖縄教会の将来像を描き、両教団の合同への「流れ」を造り出そうと画策していたのかもしれないということである。そして、彼らは一体敵なのか、味方なのか、それとも中立なのか。ここにも、米国人宣教師や米国の宣教師派遣団体と沖縄教会との微妙で繊細な関係を垣間見ることができる。

### おわりに—国家、占領軍、そして、地域社会とキリスト教—

米軍占領下の沖縄で、教会に関係のない一般の住民はキリスト教会のことをどのように捉えていたのだろうか。それを端的に著すエピソードがある。

ぼくの場合ね、いつも行ってる床屋さん、高校生の頃から行っている床屋さんに行ったら、「君のところ〔の教会〕、給料は全部アメリカから来ているのか」といわれたからね。それ言われてね、これはあまり不用意にアメリカの教会と、基地内の教会と仲良くしていたんじゃあ説得力なくなっちゃうぞという。ぼくはそれが、ひとつ、ショックだったね。…（中略）…だから、「そんなことないよ。ぼくなんかみんなの献金でもらっているんだ」と言ったら、「へえ、そうか」と。そういういくつかのものが重なってはいらなけれども（H氏談）。

つまり、少なくとも戦後の一時期、沖縄のキリスト教は沖縄の地域住民から米占領軍と一体とみなされてきたということである。だからこそ、キリスト教会から米軍の影響を「剥がしていく」ことで、沖縄の地域社会での伝道が可能になると考えがちである。しかし、実際には米軍や米国と親和性をもっている沖縄のキリスト教会は多い。戦後の沖縄キリスト教史を概観すると、こうして米国や米軍に沖縄の教会が惹かれるのは、それらの信仰ではなく、それらと関係があるという事実であり、それらがもたらす富であったと考えられる。つまり、「米軍から給料をもらっている」という虚偽の認識こそが沖縄の地域住民の関心を惹いているということである。

占領当初、沖縄人キリスト者たちはチャプレンたちのホスピタリティや誠実さに打たれ、占領軍のキリスト者たちを同労者として認識していた。しかし、沖縄地域社会の状況変化に加え、占領軍や占領体制の変質にともなう米軍チャプレンたちや米国人宣教師の変貌を目の当たりにして、沖縄教会ははっきりと親米的な路線から米軍占領体制に批判的な立場へとスタンスを変えるか否かの決断を迫られることになった。そして、その結果「はじめに」で述べたとおり、沖縄教会は分断され、分裂していく。

一方、沖縄教区の資料室には1950年代に沖縄教会からOKIBやIBCにむけて出された書簡が同時に「C.C.（カーボンコピー）」として日基教団にも送られたことを示す書類が残っている。しかし、同時期に日基教団は沖縄教会にはほとんど関心を示してはいなかった<sup>(37)</sup>。日基教団が沖縄教会にようやく関心を向けるように、両教団の合同の議論がはじまるのは、1960年代の半ばになって、ある沖縄の青年牧師が日基教団の夏季講習会で沖縄教会の存在を訴えたことによる。つまり、日本の教団もまた沖縄教会の帰る場所ではなかったのではないか。

このように日本の教界での沖縄の教会の存在感が希薄なまま1972年の沖縄の「本土復帰」（日本側からみると「沖縄返還」）が実現する。しかし、依然として米軍は沖縄に駐留したままである。このような状況下であって、沖縄のある教会は様々な問題をはらみながらも「祖国」日本の教会にではなく、沖縄のなかに存在する米国人の教会や米国人キリスト者たちに寄り添いながら伝道を行っている。また、別の教会は社会的な問題には全く関与せず、ひたすら沖縄人の魂の救済を専らとして伝道活動を展開している。その一方で、日本の反戦・反基地団体と連帯し、社会的な関心をもってそれらの活動の最前線に立つことで自らの信仰を証する集団もある。こうした三者三様の教会のバランスのなかで、現在でも沖縄での伝道が行われていることになる。

こうしてみると、沖縄教会にとって米国のキリスト教とオーバーラップする軍事占領はいずれも二重の意味を持っていることがわかる。すなわち、米国のキリスト教は沖縄の教会やクリスチャンにとってあこがれであると同時に、克服すべき対象でもある。その憧憬と超克の二つの力が共存し、ある時にはせめぎ合うことで、沖縄のキリスト教は新たな活力を生みだしているのではないか。



- 
- (1) 以下、特別な断りのない限り、本稿では「日本」というばあい、沖縄を除く日本本土を指すものとする。
  - (2) 比嘉太郎編著『移民は生きる』（日米時報社、1974年）p.162。
  - (3) 本稿では「沖縄教会」と述べた場合、現在の日基教団沖縄教区に至る沖縄キリスト聯盟、沖縄キリスト教会、沖縄キリスト教団とその所属教会を指すものとする。
  - (4) 『キリスト教年鑑 2007』（キリスト新聞社、2007年）。
  - (5) 日本のキリスト教の人口比は、調査にもよるが近代以降おおむね0.8～1.0%に過ぎない。
  - (6) 例えば、古澤健太郎「沖縄におけるキリスト教受容—沖縄バプテスト連盟と土着信仰の関係に見る—」（『宗教と社会』第13号、2007年6月）。
  - (7) 「福音派」の定義は複雑なのでここでは深く立ち入らないが、沖縄での評価を基準にすると中部地域ではこの「福音派」に分類される教派の教会が多い。また、沖縄バプテスト連盟や日基教団に属する教会でも、「福音派」に近い教会が中部に多い。
  - (8) 沖縄島北部には、国頭村のジャングル（山原の森）にある「北部訓練場」など面積では中部より広い米軍基地が存在している。ただし、その多くは演習場や弾薬庫などで、米兵の人口はそれほど多くない。また、北部にはキリストの教会など「福音派」の教会が多い。
  - (9) 「社会派」の定義も、「福音派」のそれと同様にここでは深く立ち入らない。
  - (10) 石川明人「アメリカ軍のなかの聖職者たち—従軍チャプレン小史—」（『北海道大学文学研究科紀要』第117号、2005年）pp.39-40。
  - (11) 同上、pp.31-32。
  - (12) 石川によると、1918年に米国内でチャプレンとチャプレン候補者のための訓練施設が建てられたという。そこでは宗教者を集めてきて士官として必要な軍の規則や習慣を教えたという。また、チャプレンがもともと属していた教派とは違う教派の兵士に対する宗教活動を訓練するコースも設置された（同上、p.51）。
  - (13) D氏に対する聞き取りによる。
  - (14) H氏に対する聞き取りによる。
  - (15) 石川前掲論文、p.50。
  - (16) 同上、p.56。
  - (17) 田中雅一「軍隊と宗教—米軍におけるチャプレン—」（『人文学報』（京都大学人文科学研究所）第90号、2004年）p159。
  - (18) 同上。
  - (19) クリスマス米兵の多くは、幼少期から教会で「殺すなかれ」という教えを受けてきた。そのため、実際に戦闘を目の当たりにすると、そのようなキリスト教的倫理観との矛盾に悩むという（「惑う米兵 空母キティホーク乗員 『平和望む』ミサで祈り」（『朝日新聞』2003年4月3日夕刊））。
  - (20) 「Mass Surrender on Okinawa, 1945/ 大量の投降者、沖縄 1945年」（米国国立公文書館 RG107（Records of the Office of the Secretary of War）を出処とする映像資料）、資料日付不明、DVD、沖縄県公文書館所蔵（資料コード：0000044676・記録アドレス：U16-16）（資料解説：収容所（屋嘉）へ日本兵や住民を誘導する米兵 / 集められる日本人捕虜 / 怪我の手当 / トラックでの移動 / 収容所を監視する米兵 / 投降した日本兵 / 検査後、収容所へ入る捕虜 / 点呼 / 身体検査 / PWの服 / 負傷者の手当 / テント見張る米兵 / 食事の配給 / 物資の荷降ろし作業 / シャワー、風呂 / 散髪 / 囲碁 / 相撲 / 賛美歌合唱など〈無声 / 白黒〉 [ 沖縄戦関連映像フィルム ]（NARA 整理番号：RG107-1377））。
  - (21) 「Fire on Beach, Okinawa Shima, Ryukyu Islands; 2 Jun 1945, POW Story Okinawa, Ryukyu Islands, 19 Apr 1945 [sic]/ 海岸での火災 1945年6月2日、捕虜について 1945年4月19日 [原文ママ]」（米国国立公文書館 RG111（Records of the Office of the Chief Signal Officer）を出処とする沖縄戦関係映像資料、1945年6月18日～1945年06月19日、DVD、沖縄県公文書館所蔵（資料コード：0000073292・記録アドレス：U20-02））（資料解説：消火作業 / ポンプ車 / 海岸の空撮 / 収容所 / MP / 監視小屋 / 収容される捕虜 / 捕虜の尋問 / 捕虜の様子（入浴、将棋、少年、相撲） / 手当を受ける少年 / 鉄条網 / 物資の搬入 / 屋外の教会（ピアノ演奏、賛美歌、楽譜） / 傷病兵 / 点滴を受ける日本兵 / 看護兵の助手を務める女性）。
  - (22) 現在戦後沖縄教会の指導者であった仲里朝章の文書群（1945年～1973年。総数270冊余り。日誌、説教用原稿、メモ類）のほか、数名の残された手記等を閲覧中であるが、詳細は調査中なのでここでは割愛する。
  - (23) 委員長・志喜屋孝信、文化部長・當山正堅、商工部長・安谷屋正量、文化部長・山城篤男、幹事兼公務部長・松岡政保の5名。
  - (24) ワトキンス文書刊行会編集『沖縄戦後初期占領資料 第33巻』（緑林堂書店、1994年）。
  - (25) 比嘉善雄は、沖縄民政府渉外局外事課長の職にあった1948年7月に、戦後沖縄で結成された沖縄キリスト聯盟の推薦で第



- 1 回世界キリスト教協議会（オランダ・アムステルダム）に沖縄の教界代表として派遣される（戦後、軍政下で米軍発行の身分証明書（通称「パスポート」）第一号）。比嘉は会議終了後帰沖せず、渡米し、ニュージャージー州にあるメソジスト教会系のドゥルー大学神学部（Drew Theological Seminary）に留学する。そこで、按手札を受け、正式な牧師となる。そのような経緯から、比嘉は沖縄出身の沖縄人であるが、米国の宣教師派遣団体から宣教師として派遣された。沖縄にはこの他にも、日本人（本土出身者）やフィリピン人、カナダ人が米国の宣教団体から宣教師として派遣されている。
- (26) Durgin, R.L. Letter to Fisher, Royal M. 1949. 5 .18. (ドゥルー大学歴史資料館・合同メソジスト教会世界宣教局保管所所蔵資料を「沖縄宣教関係メソジスト教会宣教師の文書・報告書」として日本基督教団沖縄教区資料室所蔵)。
- (27) 小林紀由「『日本復帰』後の沖縄バプテスト連盟と米国教会—宣教師解任事件をめぐって—」(『研究紀要(日本大学文理学部人文科学研究所)』(通号59号、2000年))
- (28) 2004年8月にランドール氏が牧師を務める普天間バプテスト教会において筆者が行ったランドール氏への聞き取りによる。
- (29) 例えば、リカード・バーベリーの両宣教師は在任中に伊江島の阿波根昌鴻を何度も訪問していたといわれるが、彼らと親しかった沖縄の牧師たちはその事実を大分後から知らされることになったという（H氏談）。
- (30) この「特殊な事例」とは、例えば、1955年に起こった「信仰告白」論争を指す。この論争については、筆者は、「軍事占領と地域教会—1950年代中盤の沖縄教会を事例に—」(『キリスト教史学』第57集、2003年7月)で、この論争の神学的信仰的側面と当時の政治情勢との両面で見解を述べている。また、この論争について一方の当事者である当時の宣教師・リカードは、「私たちの戦中・戦後体験」(日本基督教団沖縄教区編『戦さ場と廃墟の中から—戦中・戦後の沖縄に生きた人々—』(同教区、2004年))のなかで、「一九五五年の沖縄キリスト教団（実際には沖縄キリスト教会=引用者）における『信条』論争について思い出すのは痛みを覚えます。そのことの深く関わった方々も、私が問題についての発言の態度をお詫びしたことを、寛大に許して下さいました」とだけ述べている。
- (31) 日本基督教団沖縄教区編『27度線の南から—沖縄キリスト者の証言—』(日本基督教団出版局、1971年) pp366-373に訳文がある。ベルは、この論文が大きな論争を巻き起こした後で、沖縄を離れなければならなかった。
- (32) 1955年9月14日の沖縄キリスト教会理事会でIBC（インターボード連合委員会、Interboard Committee for Christian Work In Japan）本部（米国ニューヨーク）のブランボウ（Thoburn Taylor Brumbaugh）にブライズ調査団の前にOKIB調査団を沖縄に派遣し、地元住民の状況を視察してほしい旨の要求を決定した。その結果、東京駐在のダウズが沖縄に派遣された。
- (33) 小崎道雄日基督教団総会議長、柏井光蔵同副議長。
- (34) A.R. ストーン宣教師。
- (35) DELEGATION FROM CHURCH OF CHRIST IN JAPAN FOR OKINAWA, Personal Report of A. R. Stone, 6 /25/1953.
- (36) 池宮克賢「沖縄キリスト教会会議録 1954年—56年」(日本基督教団沖縄教区資料室所蔵)。
- (37) 拙稿「日本基督教団における沖縄教会観の起源とその変遷」(『キリスト教史学』第61集、2007年7月)参照のこと。

☒ 論 文 ☒

## ロジャースとコフートの理論と臨床における接点について

安村 直己<sup>1</sup>

平成20年10月31日

### On the Point of the Theoretical and Clinical Contact Between Rogers and Kohut

Naoki Yasumura<sup>1</sup>

#### 要 旨

本論文では、ロジャースのクライアント中心療法とコフートの自己心理学の視点を、理論的、臨床的に比較・検討することを試みた。ロジャースとコフートのアプローチは、共に共感を基にしてクライアントの自己体験のあり方に焦点を当て、自己をより良いものと感じることができるようになることを、治療の方向性としている点が共通しているように思われた。また、相違点としては、治癒要因として、あくまでも共感そのものを第一義とするロジャースと、解釈や説明を第一義とするコフートの理論的強調点の違いは大きい。両者の相互批判の文脈の中には、互いの誤解や先入観が介在していたのではないかと考えられた。また、共感と解釈は、実際の臨床においては、渾然一体となってクライアントには体験されているのではないかと考えられた。こうしたロジャースとコフートの接点を模索する試みは、多くの有意義な臨床的問題を提起してくれるもののように思われた。

キーワード：ロジャース、コフート、共感、解釈、自己愛、自己体験

#### ABSTRACT

The purpose of this paper is the theoretical and clinical preparation and examination between the client-centered therapy of Rogers and self psychological approach of Kohut. Both of them are similar to the point that their approaches focus on clients' self experiences especially by therapist's empathy and consider as therapeutic direction that clients become to be able to feel themselves good. In regards with differences, Rogers emphasized empathy itself as the most important curative factor while Kohut emphasized interpretation as the curative factor. However It seemed that there was not a few misunderstanding and preconception between Rogers and Kohut in the context of their mutual criticism. It seemed that therapist's empathy and interpretation are incorporated in client's experiences. This attempt to explore the point of contact between Rogers and Kohut seemed to suggest the many meaningful clinical considerations.

Keywords: Rogers, Kohut, empathy, interpretation, narcissism, self experiences

**Keywords** : Rogers, Kohut, empathy, interpretation, narcissism, self experiences

#### 1. 問 題

言うまでもなく、カール・ロジャース (Carl Rogers, 1902-1987) は、心理臨床家にとって特別な存在である。精神的な症状や問題を科学的な心理学的方法によって治療する道は、フロイトの精神分析から始まったが、当初からその治療に当たったのは、フロイトを始めとしてすべてが医師であった。つまり、それらは医学的な治療として行われてきたのであり、心理療法は精神医学の領域に属するものというのが自明のことだったのである。しかし、心理療法の理論として精神分析が中心的な位置を占めるようになっていた20世紀の前半、アメリカの心理

---

<sup>1</sup> 本学准教授

学者ロジャースが登場し、精神分析へのアンチ・テーゼとして、従来の精神分析の考え方とは真っ向から対立する独自のセラピー理論を提唱した。それはフロイト以来、精神分析が立脚していた「医学モデル」を否定した、純粋な援助関係に基づく「成長・成熟モデル」の理論だった。現在、臨床の場で使われている「クライアント」という言葉を最初に使ったのは、ロジャースである。彼は「患者」という呼称を、純粋な法律用語で自発的な相談依頼者という意味の「クライアント」に置き換えることで、「医師-患者関係」に代表されるような権威主義的關係ではない、人間と人間の対等な関係の重要性を強調し、真の心理的援助は「医学モデル」では行い得ないことを主張した。それは「クライアント自らが治っていくことを援助する」という立場であり、そのためにはセラピストの態度が最も重要であるとしたロジャースのセラピー理論は、これまでの精神分析の立場とは異なった画期的な視点の転換を伴っていた。ロジャースの提唱したアプローチは、当初は批判も多かったが、やがてそれは「クライアント中心療法」として確立され、その後、アメリカを中心に世界的に広まり、20世紀を代表する心理療法のひとつとして心理療法界に大きな影響を与えてきた。こうしたロジャースによる多大な貢献のお陰で、謂わば、それまで精神分析を標榜する医師の手に独占されていた心理療法は、非医師にも広く解放され、今日、心理臨床家によって公然と行われることができるようになったと言っても過言ではないと思われる。

ロジャースの理論は、日本においては1950年ごろから、友田不二男らによる翻訳を通して紹介されはじめた。その後、カウンセリングがわが国において急速な発展をとげ、今日のようにカウンセリングという言葉が一般に普及するほどになったのも、ロジャースの果たした役割が大きいといえるだろう。河合(1975)はその頃を振り返って、「わが国においてカウンセリングを行っている人たち(医学関係の方を除き)のほとんどが、ロジャースの影響を受けていた」と述懐している。当時、わが国においても、精神分析の理論が紹介されていたが、それはまだ古典的な理論が中心で難解なものが多く、心理臨床の援助者にとっては、なかなか手の出せないものだったと思われる。そうした中で、複雑な精神分析の理論は必要ではなく、とにかくクライアントの言うことを受け入れ、共感的に理解することが最も重要であり、そのことによってクライアントは自らの力で立ち上がってゆくとしたロジャースの理論は、当時の多くの心理臨床の援助者に歓迎され(河合, 1975)、爆発的な勢いで広まったのである。当時、日本の心理臨床家たちにとっての唯一の拠り所がロジャースの理論だったと思われる。

筆者は、1980年代に大学院で心理臨床の訓練をスタートした。筆者の指導者が、実際にロジャースのもとで学んだ心理臨床家だったこともあり、筆者もロジャースのクライアント中心療法の原理を学ぶことから研修が始まった。その頃は、ユング研究所に留学し、わが国で初めてユング派分析家の資格を取得して帰国した心理臨床家の河合隼雄氏が中心となって、ユング心理学がわが国に精力的に紹介されていた時期でもあり、ユングの理論も広く知られるようになっていた。筆者も理論としてはユングに興味を惹かれ、カウンセリングの実際のやり方としてはロジャースをもっぱら中心に学んでいたが、精神分析理論については二の足を踏んでいた。それは精神分析理論が難解だったこともあるが、今から思えば筆者の中に、どこか「医者は精神分析、心理はロジャース」との考えが前提としてあったように思う。実際、当時、そのような風潮があったことは否定できないだろう。

しかし、その後、心理臨床家の間で急速にロジャース離れが進み、近年は心理臨床家にとって精神分析の位置づけが、当時と比して驚くほどの大きな変化を見せている。今や実に多くの心理臨床家たちが、精神分析理論に強く興味を示し、積極的にそれらを学び、研修し、臨床実践に取り入れるようになってきたのである。精神分析派を名乗る心理臨床家も少なくなっている。1955年、フロイトと実際に交流のあった精神科医の小沢平作やその弟子の小此木啓吾らが中心となって設立された日本精神分析学会は、当時、精神科医が中心となって構成されていたが、今や心理職の会員数が爆発的に増加している。2008年6月の発表によると、全2704人の精神分析学会員の内、医師は896人、心理職は1482人となっており、医師の二倍近い会員数を心理職が占めるようになってきている。これだけ見ても、いかに近年、心理臨床家の精神分析への進出が大変な勢いで進んでいるかが分かるだろう。この現象はいったいどのように考えればよいのだろうか。

まず、当時と比べ今日は、心理臨床家が精神分析理論を学びやすい状況が格段に整ってきたということがいえるだろう。現在では、多くの日本の臨床家が海外に渡って本場の精神分析を習得して帰国し、そうした臨床家の手による分かりやすい精神分析の概説書が数多く出版されるようになってきている。また、古典的な分析理論だけではなく、対象関係論など次々と新しい精神分析学派の理論も活発に訳出、紹介され、医者、心理の区別を問わず、多くの人々がそれらに強い興味関心を抱くようになった。また、最近、精神分析医で指導的立場にある医師たちの多くが、臨床心理士養成の大学院の教員となり、臨床心理士の教育に積極的に関わるようになってきたことも、そうした要因のひとつと思われる。精神分析医の心理畑への進出も進んでいるのである。

しかし、ここでそれ以上に考えなくてはいけないことは、かくも多くの心理臨床家が、臨床実践を続けてきたなかで、自己の臨床家として拠って立つ理論を精神分析理論に求めるようになってきた、その経緯であるように思われる。そこでまず、ロジャースの理論が日本に急速に普及してからの、その後の展開について考えてみたい。

ロジャースの提唱したクライアント中心療法の考え方が、心理臨床家にとって大きな意義をもったことは先に述べた通りである。しかし、ロジャースが、セラピストの態度を最重要視し、「共感」、「受容」、「純粋性」を「カウンセラーの必要十分条件」(Rogers, 1957)として抽出し、明確化したことの貢献がいかにも高く評価されるとしても、いざそうした態度を実際に取りようとすると、それは現実的にはとてつもなく難しいことが、次第に心理臨床家たちに分かってきたということが、ロジャース離れの第一の要因になったのではないかと考えられる。そのことを河合隼雄氏も、当時の論文「日本における心理療法の発展とロジャース理論の意義」(河合, 1975)のなかで指摘している。河合は、ロジャースの言うカウンセラーの三条件は、ヒットを打つための必要な条件を「確実にミートする、力いっぱい振る、野手のいないところに打つ」の三条件だと言うのと同じであるとの喩えを用いて、ロジャースの心理療法が理論的には正しいが、実際に行うことは至難の業であることの認識が稀薄なまま広まってしまったことの問題点を指摘している。心理臨床家にとって最も取り入れやすいと思えたロジャースの理論は、皮肉にも、実践するには最も遠く、険しい道だったのである。

また、ロジャースは無意識を想定せず、精神発達や症状形成、精神病理発生のメカニズムなどを力動的に説明することをほとんどしなかったことも、ロジャースの理論が心理臨床家たちのニーズを満たさなくなってきたことに関係しているように思われる。今日の心理臨床家は、時代の要請によって、これまでのような神経症レベルのクライアントばかりでなく、人格障害と呼ばれるような自我の発達に大きな問題のあるクライアントや、精神病レベルのクライアントも治療しなくてはならなくなり、そうしたクライアントの病理を理解するのに精神分析の諸理論が必要になってきたとも考えられる。

しかし、もうひとつ、日本に特異な事情として挙げられる、注目すべき重大な問題があるように思われる。それは先述の論文のなかで河合が同時に指摘していることである。河合は以下のように述べている。「日本人は、西欧人のいう意味での自我が、それほど確立していない。このことは心理療法のいろいろな面で問題となってくる。まず、受容するという場合、ロジャースが主張するときには、カウンセラーの自我は確立しており、カウンセラーの自我を崩すことがないことを自明のこととしている。ところが、日本人の場合は、“受容する”程度が無際限のものとなる。というよりは、カウンセラーの自我を崩してまで受容するようなことになってくる。このような極端化される傾向は、日本人が外国の思想や芸術を取り入れようとするときに常に生じることである。外国のことを真似ようとしながら、本物よりも極端な傾向に走ってしまうのである。」(河合, 1975)河合は、こうした日本人の傾向によって、ロジャースの言った「受容」が日本においては本来ロジャースが主張したものと相当に異なった意味に曲解され、極端なものとなってしまい、「ロジャースのクライアント中心療法は、セラピストが自分を無くしてクライアントの言葉をただひたすら受け入れ、オウム返しを繰り返していればいい」といった誤解や批判を招くことになったのではないかと論じているのである。しかし、こうした日本人の傾向は、実は、昨今に見られる心理臨床家のなかの精神分析への急激な傾斜という動きの中にも、逆に、現れているとは言えないだろうか。

確かに河合の言うとおり、日本では、その後、クライアント中心療法を標榜するセラピストの「極端な受動性」、あるいは「能動性や主体性のなさ」が問題視されるようになり、次第に心理臨床家のなかでさえ、自分はロジャース派であると専門家の集まりで公言することが憚られるような雰囲気まで、一時生じたように思われる。そして、そうした風潮と並行するように、心理臨床家のなかの精神分析への急激な傾斜が起こってきた。筆者は、こうした心理臨床家たちの反応の中に、“自我の確立が西欧人のようでない”日本人が、近代化以降、有するようになったと思われる「西洋的な自我の確立」に対するコンプレックスの動きを感じるのである。そして、そこにそもそもその心理臨床家のアイデンティティーの問題が重なってその動きがさらに増大し、まさにその反動としてロジャースへの極端な価値下げの反応と、本来、心理臨床家の立場とは異なるはずの「医学モデル」である精神分析への急激な傾斜をもたらしたのではないかと。つまり、心理臨床家たちの中の「日本人的な没我的傾向」と「西洋的な自我確立への欲求」をめぐるコンプレックスが、ロジャースの「受容」を「自分を無くすこと」と誤解させ、ロジャース離れを加速させたと同時に、その逆振れとして、まさに西洋的な「近代的自我確立」の象徴である精神分析への急速な傾斜をも引き起こした、と見ることもできると思われるのである。

ここで、以上述べたことは、筆者自身にも当てはまることを告白しなければならないだろう。筆者も、心理臨



床家としてのアイデンティティー確立をめぐる迷いの中で、その後、ロジャースから精神分析に関心が移っていった。しかし、またその一方で、最初に洗礼を受けたともいうべきロジャースの「医学モデル」とは異なる援助的スタンスが、心理臨床家の本来のあり方ではないかとの感覚も持ちつづけていた。筆者のなかで、ロジャースと精神分析は、つねに葛藤しながら同居していたのである。

ところが驚くべきことに、その後、精神分析家たち自身の中から、フロイトが創始した精神分析の「医学モデル」、あるいは「自然科学モデル」に対する大きな疑問の声が起こってきた。フロイトは、19世紀の時代に精神分析が「科学」として公に認められるよう、人間の心の現象を無理やりに「自然科学モデル」に当てはめ、理論化しようとしたのではないかとの批判が噴出してきたのである。そして現在は、次々と新進気鋭の精神分析家たちが現れ、フロイトの古典的なモデルを批判し、盛んに新しい精神分析理論の構築が探究されている。人間の心をひとつの独立した一個の実体として想定し、自我装置として機械論的に説明したり、それを治療者の科学的客観性によって解釈し、治療、操作しようとしたフロイトの古典的精神分析の考え方は、今や大きく見直され、治療者の解釈の内容よりも、治療者との関係性がより重視される「関係性精神分析」とも呼ばれる新しい流れが中心となりつつあるのである。

古典的精神分析の治療者の確固とした能動性や主体性、治療者の科学的客観性は、ここに至って精神分析派自身の手によって否定され、逆に、当初そもそもロジャースが強調していた治療者とクライアントの関係性や、クライアントの主体性が重視されるように変化してきたことは、かつてロジャースから精神分析に走った日本の心理臨床家たちにとっては、皮肉な現象といえるかもしれない。そして最近になって、わが国においては、再びロジャースを再評価し、見直そうとする動きが出てきている。心理臨床家たちに、ある程度以上、精神分析が浸透した結果、今やまた逆の動きが生じてきたとも考えられる（東山, 2003）。かくも歴史とは何度も行きつ戻りつしながら進んでいくものようである。

こうした中でフロイトの古典的精神分析を鋭く批判し、新しい精神分析理論である自己心理学理論を提唱した精神分析医が、ハインツ・コフート（Heinz Kohut, 1913-1981）である。コフートは、これまでの精神分析派がとりたてて取り上げることのなかった「共感」を、治療において不可欠な要素として重視し、自己愛の働きに焦点をあてた独自の「共感理論」とも言える新しい精神分析理論を構築した。ロジャースが最も重視した「共感」が精神分析派の中でも重視されるようになってきたのである。さらに近年の自己心理学派は、クライアントの心の現象を、セラピストとクライアントの主観と主観の間で起こる間主観的現象としてとらえ、絶え間ない相互作用の文脈こそがすべてを形作っているとする「間主観性の科学」としての精神分析を再構築しようとしている（Stolorow, 1987）。

このような新しい精神分析の動きを見ていると、フロイトの時代と大きく異なり、これまで相容れることは到底できないと思われた精神分析の視点とそれ以外のさまざまな学派の視点が、近年急速に近づいているように感じられる（安村, 2006）。また、心理臨床家と精神分析医が行う心理療法も、その立場やスタンスが接近してきているといえるだろう。とうとう学派や立場の違いを超えた真の心理療法のモデルを共に探求する時代が到来したように思われるのである。

そこで本論文では、当初、心理臨床家のサイコセラピーとして登場し、精神分析派とは最も異なるスタンスとされてきたロジャースのセラピー理論を、近年の新しい精神分析理論と改めて比較・検討し、その異同を明らかにすることを試みる。特に、新しい精神分析理論としては、近年注目されているコフート派の自己心理学理論を取り上げる。コフートは、当初からロジャースと類似した点のあることが指摘されており、精神分析とロジャースの接点に位置する理論としても見るができるように思われるからである。そして、最後に筆者の自験例をコフートの自己心理学的視点とロジャースのクライアント中心療法の視点の両方から臨床的に検討し、学派の違いを超えた、共通した心理療法の治癒要因を探ってみたいと思う。

## 2. ロジャースとコフートの「共感」概念の位置づけ

ロジャースとコフートが類似している部分として最も注目されているのは、ロジャースが強調した「共感」をコフートも重視したことである。そこでまず、ロジャースとコフートの心理療法における「共感」の位置づけについて検討してみたい。

先述したように、これまで精神分析ではほとんど取り上げられて来なかった「共感」を、精神分析医のコフートが精神分析療法に不可欠のものとして取り上げ、共感的アプローチを強調したことは、精神分析の歴史的流れ

としては画期的なことであった。古典的精神分析は、基本的に、分析家が患者の自由連想を科学的客観性をもって分析し、患者が気づいていない患者の真実を解釈によって患者に知らしめることによって治療するというモデルであり、そのためには分析家は中立的で客観的な態度が必要とされてきたからである。しかし、コフトは、分析家が外的観察者の立場で、客観的、中立的に患者の心を理解することなど不可能であり、分析家はもっと患者に共感し、患者の内的世界に入り込んで、患者の身になって内省することによってこそ、患者の心を真に理解することができるのだと主張した。こうしたコフトの主張は、まさにロジャースが主張していたことと一致している。

ちなみに、セラピーにおける「共感」の重要性については、ロジャースが先に提唱していたため、コフトがロジャースから何らかの影響を受けたのではないかの説もあるが、二人が個人的に接触したことはないようであり（岡村,2004）、また、ロジャースが講演や論文の中でコフトに触れたことはあっても、コフトがロジャースに公式に言及した記録はほとんど見当たらないため、コフトが、実際にロジャースをどの程度意識していたのかは定かではない。

ただし先述のように、ロジャースとコフトは共感の重視に関しては一致しているものの、コフトが共感を「分析家が患者から情報収集をするために必要な手段」（Goldberg,1980）と説明したことに対しては、ロジャースは強い異議を唱えている。それはロジャースが最晩年の1985年にミルトン・エリクソン財団が主催した「心理療法の発展会議」（Zeig, 1987）に出席して行った講演でのことである。

ロジャースは、この講演の中でコフトを取り上げ、自分の考え方との相似点と相違点について述べている。まず、ロジャースは以下のように述べている。「私は、共感それ自体が、治療の動因となると考えています。共感セラピーのなかでも、もっとも豊かな可能性をはらんだ位相のひとつです。なぜなら、共感を体験することで人は解放され、強くなり、また、たとえどんなに怯えたクライアントでも、自分が人類の一員であるという安心感へ導かれていくからです。人は理解されることができたとき、自分の居場所を確保できるのです。コフトもこの位相には大きな関心を払っていました。次の感動的な（コフトの）言葉を味わってみることにしましょう。

“共感とは、自己によって引き出される場所の、受容し、確認し、理解する人間的なこだまである。それは、心理的な栄養分であり、それがなければ、現在われわれが慈しんでいるような人間の生活は維持することができないであろう。”（Kohut,1978・和田訳）私はこの文章を入念に読んで、心の底から彼とまったく同感であると思いました。しかし、その後出版された本のなかで、はなはだしく矛盾した文章に出会ったのです。」そして、この後に引き続いてロジャースは、共感を情報収集の手段としたコフトの先述の主張を引用し、「ここで私たちは、袂を分かってしまいました。このような冷淡で、機械的な理解能力を使用することに、私は嫌悪を覚えてしまったのです」と、大きな落胆とも取れる調子で、結局ロジャースはコフトを批判しているのである。

確かにコフトが、共感そのものの治療的価値よりも、情報収集のための手段としての共感を強調したところに、ロジャースが異を唱えたことは理解できる。しかし、筆者には、このロジャースのコフト批判には、少なからぬ感情的な反応が含まれているように思われてならないのである。なぜなら、その前にコフトは、共感を人間らしい生活に欠くことのできない心理的な栄養分であるとはっきり述べているのであり、ロジャースのように、コフトも共感それ自体の重要性については十分に認識していたと思われるからである。

むしろ、コフトが「情報収集としての共感」を強調したのは、フロイト以来、精神分析が外側からの外部的、客観的な観察によって行われる自然科学的モデルに基づいた治療として考えられてきた歴史的経緯が関係していたと思われる。精神分析の伝統の中で、精神分析医であるコフトが「共感的-内省的な観察様式」を患者の内的世界に対する最も重要な観察手段、あるいは情報収集の手段として打ち出すことは、これまでの伝統的精神分析と根本的に異なる方法論や認識論に基づいた、新しい精神分析理論の提唱を意味していた。つまり「情報収集としての共感」を強調することは、精神分析医としてのコフトにとっては極めて重要なことだったのである。その辺りの事情は、心理臨床家のロジャースとはまったく異なっていたといわなければならない。このコフトとの立場上での大きな違いをロジャースがまったく意に介さなかったことが、ロジャースのコフト批判を助長することとなったのではないかと思われるのである。

実際、独自の自己心理学を立ち上げた後、晩年のコフトは、情緒的なきずなとしての共感や心理的な栄養分としての共感など、共感そのものの治療効果を以前より強調するようになったといわれている。そして、生涯最後の論文となった「内省、共感、そして精神的健康の半円」（Kohut,1981a）の中でコフトは、共感には「情報収集としての共感」と「人と人との強力な情緒的きずなとしての共感」の二つのレベルがあると結論づけている。

しかし、ここで論文を詳細に見てみると、コフートの共感そのものに関する叙述は、若干歯切れの悪い言い方になっているように思われる。自己心理学において治療の動因として重視される「自己対象機能」に言及する中で、コフートは「共感とは、自己対象が機能するための前提条件として必要であるが、共感それ自体が自己対象機能ではない」とし、またその一方で「広い意味で、共感それ自体に治療的な効果があり、有益であると言わなければならない」とも述べており、論旨が若干錯綜しているように思われるのである。しかし、この苦しい言い方は、この後にコフートが述べていることを見れば、理解できるもののように思われる。コフートは、この後、次のように述べている。「ここでまず最初に、共感それ自体の存在が有効なものであるという私の主張が、科学的な仮説であって、決して、あいまいな神秘主義やセンチメンタリズムから生じたものではない、ということを確認しておきたいのである。」共感そのものを強調することで、自己心理学が神秘主義やセンチメンタリズムから派生したものとして誤解されることをコフートが非常に恐れていたことが、この文章から伺われるのである。コフートは、「共感」の重要性を十分に認識し、共感的アプローチを提唱しながら、同時にそれがいかに非科学的な代物ではなく、科学的な精神分析的な治療であるかを理論的に証明することに生涯をかけて取り組んだ精神分析医だったのではないかとと思われるのである。

さてコフート亡き後、その後の自己心理学派では、コフートがこだわり続けた共感の概念や定義をめぐる議論は下火となり、むしろ、自己心理学的な治療プロセスや治療動因としての自己対象体験の変遷など、より臨床的な議論に移っていったように思われる。こうして、コフートが最後に論じた「情緒的なきずなとしての共感」は、自己心理学派の言う「自己対象体験」の概念の中に、次第に吸収されていったように見える。他者からの正確な共感的理解によって、他者に自分を認められ、支えられていると感じる体験は、自己心理学では「鏡映自己対象体験」として理解されるだろう。自己心理学派のウルフ (Wolf, 1988) は、「共感的に話を聞き、代理の内省を通して波長を合わせることで、被分析者からデータを収集する分析家は、同時に、この傾聴という行動によって被分析者の自己の凝集性を強め、自己評価と幸福感を高めるのである」と述べている。これは、ロジャースが、同講演の中で「波長が合うこと自体が、治療し、強化し、成長を促進する」と述べていることと極めて類似している。そのように考えると、ロジャースが「共感を体験することで人は解放され、強くなり、また、たとえどんなに怯えたクライアントでも、自分が人類の一員であるという安心感へ導かれていく」と語っていることは、まさにコフートの言う「自己対象体験」のことではないかと思われてくるのである。これは、ロジャースもコフートも共通して、クライアント自身の体験のあり方に焦点を当て、セラピーの治癒因子 **curative factor** をクライアントの自己体験の変化に求めていたことを示している。

このように、自己心理学的なアプローチでは、共感によって患者理解のための情報が収集されることと、共感的理解によって自己対象体験が患者に生じることは、同時並行的、相互促進的に進んでいくものと考えられている。そして、コフートは、そうした治療の進展の先に適切な解釈が行われ、より高次の共感が生じる段階を想定している。それをコフートは「低次の共感」から「高次の共感」への移行 (Kohut, 1981b) と呼んでいる。

コフートは、解釈による「高次の共感」について、最晩年に行った自己心理学年次総会での最後の講演の中で次のように述べている。「最も大切なポイントは、精神分析は説明を与えることで治療していくということです。(略) “分かる” ことでもなく、“患者が何を感じ、何を言いたいのか” を反復したり、確認したりすることでもありません。それは単なる最初のステップなのです。それから (分析家) は一歩踏み出して、解釈を与えなければいけません。(略) 理解することから説明すること、患者が何を感じ、何を考え、何を想像しているのかを分析家が分かっていることを確認することから、次のステップである解釈を与えることへ進むのは、低次の形態の共感から高次の共感への移行なのです。」(Kohut, 1981b) このようにコフートは、「説明」や「解釈」を通してこそ、この高次の共感の段階に進むことができるのだと改めて強く主張しているのである。

ここで、ロジャースがクライアント中心療法を提唱してきた中で、一貫して治療者による「解釈的介入」を批判してきたことについて考えなくてはならない。ロジャースは「解釈」を「部分的もしくは全体的に、その人をその人自身に説明してやろうとする試み」(Rogers, 1946) とし、そうした「解釈」というセラピストの枠組みによる説明が、クライアントに押しつける形で、セラピスト中心に一方的、断定的に行われることを強く批判している。解釈的介入は、クライアントに脅威を与え、クライアントを防衛的にしてしまうことを問題視している。ロジャースは以下のように述べている。「解釈が鋭ければ鋭いほど、またそれが中心点に当たっていればいるほど、クライアント自身がすでにその点の洞察に到達しているのではないかぎり、それによってひきおこされる防衛はいつそう大きくなる。(中略) 解釈は、熟達したカウンセラーによって行われる場合でさえも、そ



の解釈を拒否するクライアントの反応をとまなうことがもっとも多い。クライアントは防衛せざるを得ない立場に追い込まれるのである。」(Rogers, 1944) ロジャースは、セラピストはセラピスト中心の視点から解釈するのではなく、一貫してクライアント中心に、クライアントの視点、クライアントの枠組みからクライアントの体験を理解することが最も治療的であるとして、「共感的理解」の重要性を主張したのである。このクライアント中心の考え方の基盤には、ロジャースが初期に提唱した「非指示的アプローチ」での主張がある。ロジャースは、当初、従来のカウンセリングは、カウンセラーがクライアントの問題を発見し、診断し、処置するという考え方から成り立つ「指示的アプローチ」であったと指摘し、そうしたアプローチは、医学的な治療においては有効であるが、心理的問題については有効ではなく、かえって有害でさえあると主張した。そして、自身のカウンセリングの立場は「非指示的アプローチ」であるとし、心理的な問題においては、セラピストはあくまでクライアントの潜在的な能力の存在を信じて、クライアントの自主性を尊重し、クライアントの感情を受容して、クライアントが自己の問題を自ら探索し、それを乗り越えていこうとすることを一貫して支持するアプローチが有効であることを、さまざまな比較研究を通して主張している (Rogers, 1942a)。この「非指示的療法」は、後に、それはセラピストの技法の問題ではなく、セラピスト自身の基本的姿勢、態度の問題であるとして、「クライアント中心療法」として結実していくこととなる。ロジャースは、当時、この「指示的アプローチ」と「非指示的アプローチ」の違いについて、そこにはセラピーそのものに関する根本的な見解の相違があり、そもそも「指示的アプローチ」では、セラピストはクライアントより優れており、クライアントは自分の目標を自ら選択するだけの責任を負うことができないとの考えが言外に含まれていると指摘している。そして、セラピストが、そのような姿勢でクライアントを評価し、その評価を基に「解釈」を与えたりすることは、クライアントに自分の能力に対する自信を失わせ、セラピーが基礎を置いているまさしくその基盤をそこなわせることになる (Rogers, 1949) と述べているのである。

ここで、コフートの先述の解釈に関する主張を見てみると、「精神分析は説明を与えることで治療していく」や「分かることだけでなく、そこから一歩進んで解釈を与えなければならない」との言葉は、セラピストの方がクライアント自身よりもクライアントのことを分かっているからこそ、セラピストが説明や解釈をクライアントに「与える」のであり、そこに前提としてセラピストの優位性が示されているように感じられ、ロジャースが批判する点に当たるのではないと思われる。しかしながら、言うまでもなく、そもそもコフート自身が、患者よりも治療者の方が正しいとする治療者優位の伝統的精神分析の治療モデルを批判し、患者の主観を何よりも尊重する共感的アプローチを自らが提唱してきたのであり、最後の著作となった「自己の治癒」(Kohut, 1984)の中でも、コフートは、次のようにさえ述べている。「分析家としての私の人生の間に私が学んだ教訓がひとつあるとするなら、それは私の患者が私に言うことは真実であるらしいという教訓である。—私が正しくて患者が間違っていると私が信じた多くの場合に、しばしば長い探索の後にはあるが、結局は彼らの正しさが奥深いものに対して、私の正しさは表面的であるとわかった、という教訓である。」これは、まさにロジャースがクライアント中心療法で訴えたこと、そのものようにも思われるのである。

このようなロジャースとコフートの見解の一致と相違の混在は、いったいどのように考えればよいのだろうか。結局、ロジャースもコフートも、基本的に、クライアントの枠組みからクライアントを理解する共感的スタンスは共通していると思われるが、解釈に関しては、ロジャースは、解釈がセラピストの枠組みをクライアントに押しつけ、クライアントの自己を脅かすこととなる危険性を最後まで強調し続けたのに対して、コフートは、逆に、治療者の適切な解釈は、クライアントがさらに深く治療者に理解されたという「高次の共感」の体験につながりうることを最後まで主張したと考えられる。このようなコフートとロジャースの解釈をめぐる見解の相違は、従来から言われてきた、解釈を重視する精神分析とロジャース的なアプローチの決定的立場の違いとして、ややもすると相容れられない根本的な相違のように思えてしまう。

しかし、筆者には、この違いは、クライアントの主観的体験を中心に据えることで、ある程度、埋めることができるもののように思われる。つまり、解釈がどのような形で行われようとも、それをクライアントが共感的にセラピストに理解されたと体験するならば、それは、コフートの言うように「高次の共感」として働くことになると考えられるからである。その意味で、コフートの言う「解釈」や「説明」が、クライアント中心に共感的に行なわれ、セラピストの共感的理解のフィードバックとしてクライアントに体験されるならば、それは臨床的には、ロジャースの治療的姿勢と一致するのではないと思われるのである。ちなみにロジャースは、決して解釈それ自体を否定しているわけではない。ロジャース自身が、自分の行なった有効な応答を自ら「解釈」として分



類している記載もあるからである (Rogers, 1942b)。

実はこのクライアントの体験如何によるという見方は、クライアント中心療法にも、まさにそのまま当てはまることであり、ロジャースも再三そのことを指摘し、注意を促している。つまり、クライアント中心療法でセラピストに必要な態度とされた共感的で受容的な態度についても、それらがクライアントにそのように体験された時に初めて、セラピストの条件が満たされたというべきなのである。そして、ここに皮肉にも、クライアント中心療法を標榜しているセラピストが、ロジャースの三条件を満たしているつもりでいて、クライアントにはまったくそのようには体験されず、ただ聞いているだけとしか体験されなかったという喜悲劇が生まれてきたのである。クライアント中心療法のセラピストは、ただ受身的に、傍観者の態度を取って、何も言わないで聞くだけか、クライアントの言ったことを繰り返すだけだと前述の批判である。

そして、コフォートもまた、名指しこそしていないが、唯一クライアント中心療法に触れていると思われる講演の中で、同じような批判を行っている。それは1970年、ベルリンの精神分析研究所で行った記念講演でのことである。コフォートは次のように述べている。「ある種の心理療法カウンセリング、たとえば、現在、少なからぬ人気を博しているものは、技法を限定し、主として患者さんに思い浮かんだことをすべて話してもらうだけになっています。カウンセラーの受け身の態度は、分析家の傍観者的な沈黙の態度と似ているようです。カウンセラーは傾聴し、そして何も言わないか、患者がいま言ったことをただ繰り返すかだけです。分析家が傾聴するのは、＜理解＞し、そして＜説明＞するためで、そのようにして患者さんの自己理解を拡大させるためなのです。これに対して、先のようなカウンセラーにとっては、こうした自由連想法が、それ自体で目的になっているようです。しかし、自由連想のこうした使い方が推奨され、精神分析にまさるとされるとなると、分析家としてはビックリして首を振って、ノーと言わざるをえません。」このコフォートのロジャース批判も、クライアントは実際どのように体験しているかを不問にしているところに問題があるといえる。また、クライアント中心療法は自由連想を目的にしているものではなく、コフォートの解釈や説明の目的と同じく、クライアントの自己理解の拡大をまさにその目的としている。コフォートもロジャースを誤解しているといわざるをえないのである。

ここで、コフォートも「患者の言ったことをただ繰り返すだけ」と批判した、クライアント中心療法の「気持ちの反射(リフレクション)」**reflection of feeling** について考えてみたい。ロジャースは、この「反射・リフレクション」について、次のように述べている。「セラピストとしての私の観点では、私は“気持ちのリフレクション”をしようとは努めていないのである。私はクライアントの内的世界についての私の理解が正しいかどうか — 私は相手がこの瞬間において体験しているがまさにそれを見ているかどうか — を見極めようと思っているのである。私の応答はいずれも言葉にならない次の質問を含んでいる。“あなたの中ではこんなふうになっているんですか。あなたがまさに今体験している個人的意味の色合いや手触りや香りを私は正確にわかっていますか。もしそうでなければ、私は自分の知覚をあなたのと合わせたいと思っています”と。(略)したがって、私はこのようなセラピストの応答は“気持ちのリフレクション”ではなく、“理解の確認” **Testing Understandings**、または“知覚の確認” **Checking Perceptions** と呼ぶことを提案する。」(Rogers, 1986a)

つまり、ロジャースの言う「リフレクション」は、技法として「リフレクトしよう」という意図ではなく、クライアントの体験をもっとも重要視しているが故に、クライアントの体験をもっと正確に理解したいというセラピストの確固とした意志や願いの表れなのである。そして、このセラピストのクライアントに対する肯定的で積極的な態度と意志が、クライアントにしっかりと伝わるのがなければ、セラピストに共感的に理解されたという治療的な体験がクライアントに生じることはないのである。このように考えると、コフォートが主張する「解釈」や「説明」に関しても、「正しい解釈や説明を与えて治してやろう」という意図ではなく、患者を人間的に尊重しながら、患者の体験をもっと深く理解したいという分析家の意志や願いの表れとして行われたものであれば、そして、治療者が患者の身になって内省した理解や知覚が適切であり、患者の体験や感覚にそれが合っているかどうかを本人に確かめないではおれないといった気持ちで行われた営為であるならば、それは治療者に共感的に理解されたという「高次の共感」となりうるのではないかと考えられる。つまり、セラピストのリフレクションも解釈も説明も、それがクライアントに治療的に体験されるかどうかは、セラピストの根本的な態度にかかっていると言いうことができるのである。

### 3. ロジャースとコフートの自己愛について

ところで、ロジャースが解釈のもたらす非治療的な影響を危惧していたことは、実は、コフート自身も、自己愛障害の患者の分析で頻繁に経験し、自己愛障害の治療における特徴的な現象として以前から注目していたことだったのは、興味深く思われる。コフートは、精神分析的治療の中で行った解釈が尽く失敗した自己愛障害の患者との臨床体験を次のように記載している。その患者は、治療者が少しでも患者の言ったこと以上のことを言うと、それだけで怒り出し、また、治療者が何も言わなければ、何も言ってくれないと、また激しい怒りを治療者に向けてきた。そして、治療が進む中で、治療者が患者の言ったことを要約したり、繰り返したりすることで、患者は穏やかになり、満足することが次第に分かってきたのである (Kohut, 1971)。こうした自己愛障害の患者との治療経験を重ねていく中でコフートは、自己愛障害の治療技法と理論を構築していくのだが、上記の患者が治療を継続していく上で必要とした治療者の態度や対応は、クライエント中心療法の治療者が取るクライエントへの態度や対応と期せずして非常に類似していたのである。つまり、ロジャースの治療態度は、自己愛的に脆弱なクライエントに対して非常に有効なものとしてみるのできるのである。自己心理学から発展した間主観性理論を現在提唱しているストロロウは、早くからこの点に着目し、論文「自己愛の現代的概念に照らして見たクライエント中心療法における精神分析的なりフレクション」(Stolorow, 1976)の中で、近年の自己愛障害の治療に関する精神分析的な研究の発展は、ロジャースのクライエント中心療法の治療プロセスを解明する新たな光となっていると指摘し、クライエント中心療法の技法の治療的意義を評価している。精神分析派の中で、これまでまったくといっていいほど取り上げられることのなかったロジャースが、近年、自己愛障害の精神分析的治療において顧みられるようになってきたのである。そこで次に、この自己愛障害、あるいは自己愛研究の観点からロジャースとコフートの異同をみてみたいと思う。

まず、ストロロウは、先述の論文の中で、ロジャースがクライエント中心療法の対象として描いているクライエント像の描写が、自己愛の障害を有する患者と非常によく似ていることを指摘している (Stolorow, 1976)。ロジャースの主張したセラピストの治療的態度から浮かんでくるのは、自分自身が自己の感情から隔離され、真の自己の体験から自分が隔たっているために、自己の体験の内的な意味をまとめることができず、本当の自分という自己の感覚が持てなくなっているクライエント像である。ストロロウは、それはコフートのいう、自己愛の障害のため自己の凝集性が低下し、自己の断片化が生じやすくなっている自己愛障害の患者像に類似しているというのである。そしてロジャースが、クライエントに脅威を与える解釈的介入を強く戒めていることも、クライエントの主体性がセラピストの介入によっていかに脅かされやすいかを指摘しているものと考えられ、ロジャースが、クライエントの自己愛的脆弱さや自己愛的傷つきやすさに非常に敏感に注意を払っていたことが分かると述べている。

ここで、ロジャースとコフートが、そもそも「自己」をいったいどのように考えていたかを見ておくことが必要だろう。それはパーソナリティ論や治療論ともつながってくるからである。ロジャースは、人間性心理学とも呼ばれ、人間中心、自己中心の心理学を提唱したことで知られている。そこで使われている自己という言葉は、人間の全体的パーソナリティを意味している (岡, 1990)。ロジャースは臨床実践の中で、最初から、クライエントの自分自身に対する態度、つまり、自分についての感情や自分というものについての認知の仕方に注目していた。そして、その自己認知が、セラピーを通してどのように変化するかの研究を通して、パーソナリティ理論と治療論を展開していったのである。ロジャースは、人間の全体的パーソナリティは、その人の自分自身について認識している認知的枠組みである「自己構造」self structure と、実際にその人が刻々と経験している現実の経験である「経験」experiences から成り立っていると考えた (Rogers, 1951)。「経験」とは、その人の内的過程や、気づいていない感覚的、感情的な経験の可能性も含んだ、その人の自己経験のすべてを意味している。そして、この「自己構造」と「経験」の間の不一致が、心理的な不適応の基になると考えたのである。つまり、「自己認知」と「現実の自己経験」との間の不一致は、ありのままの自分の経験を自分が受け入れることができず、経験を否認したり、あるいは、自己認知を狭めたり、歪曲したりすることにつながり、パーソナリティの全体性の統合を脅かすことになるのである。クライエント中心療法は、セラピストがクライエントの自己認知や経験をすべて受容し、共感的に理解することによって、クライエントの自己受容が進み、クライエントの「自己認知」が広がることによって、「自己構造」と「経験」の乖離が減少し、ロジャースがセラピーの目標と考えた「経験に開かれた十分に機能する人間」(Rogers, 1961)が実現していくとしたのである。

コフートは、「自己」という視点から独自の精神分析理論を構築し、それを「自己心理学」と名付けた。しかし、

コフォートは、自己の定義については「主導性（イニシアティブ）の中心であり、さまざまな印象の受け取りの中心」（Kohut,1978）、あるいは「心理的宇宙の中心」（Kohut,1977）と表現し、結局、最後まで厳密な定義をすることはなかったといわれている。一方、フロイトは、自己という言葉をはほとんど使ったことはなかった。フロイトは、自我を中心とした精神分析理論を構築し、最終的には、自我、エス、超自我からなる精神構造論を展開した。つまり、フロイトの自我は、高度に抽象化された精神分析的概念だったのである。しかし、フロイトの言う自我にも、二つの自我があったと考えられている。それは、さまざまな防衛や現実検討などを行う「機能としての自我」と「主観的な体験の座としての自我」である。コフォートのいう自己は、この後者に当たるものと考えられる。したがって、コフォートの自己は、自我の主観的な側面を指しており、「自己体験の全体性」、つまりは「人格の全体性」を表しているものと考えられる。コフォートは、このように従来の自我ではなく、自己を中心とした視点から新しい精神分析理論を構築したことで精神分析の中に全体心理学を導入したと言われている。ユング派分析家のマリオ・ヤコービは、著書「個性化とナルシズム」（Jacoby,1985）の中で、コフォートのこうした貢献を以下のように述べている。「それ（コフォートの自己心理学）は、人間を、相互に敵対する欲動が争っている戦場とはみなさず、本質的に人は自分自身を全体的人格として体験しているとみなす心理学である。」この「相互に敵対する欲動が争っている戦場」とは、まさにフロイトの欲動理論 *drive theory* に基づく人間理解のことであり、コフォートは、こうした生物学的、本能的欲求を満たすことを人間の一次的な動機として考えるフロイトの古典的精神分析の見方から離れ、生きている自分を感じたいという欲求、あるいは、自分を全体的自己として認識し、生き生きと存在する自己を体験したい、といった人間的な自己の体験を求める欲求を最も重要な一次的動機として考える、人間性を視野に入れた精神分析理論を構築したと考えられるのである。

この点において、コフォートの全体的自己のとらえ方は、ロジャースの全体的パーソナリティーのとらえ方と類似している。ロジャースも、自己の経験が自己の概念と一致し、自己が、自己認知と経験を含めた「全体性」を取り戻すことをセラピーの目的としている。そして、「経験の全体性」を重視すれば、セラピーでは当然、クライアントの主観的体験が重視されることとなる。つまり、ロジャースもコフォートも共通して、クライアントの治療場面での自己体験に焦点を当て、クライアントの自己体験の「全体性」、つまり、自己体験の「まとまり」に注目していたと考えられるのである。ここで、ロジャースが、自己構造と自己の経験が一致していないクライアントのことを「傷つきやすい *vulnerable*」としばしば表現していることは興味深い。この「傷つきやすさ *vulnerability*」という言葉は、コフォートが自己愛障害の患者の特徴として挙げている「自己愛的傷つきやすさ」として頻繁に使っている言葉だからである。これは、自己の全体性、つまり、自己のまとまりが脅かされる体験が、クライアントの体験からみれば「傷つき」として経験されるからではないかと思われる。このように考えると、ストロロウが指摘した、ロジャースの描写したクライアント像と自己愛障害の患者像の類似性は、ロジャースのクライアントが自己愛障害を有していたといえるかどうかは別にして、むしろ、ロジャースもコフォートも、自己の「まとまり」や「全体性」に焦点を当てたアプローチを共通して取っていたがために、描写された患者像が似通って見えたということがいえるのではないかと考えられるのである。

次に、コフォートは、この「自己」がどのように生成・発達していくのかを、自己の発達論を提唱する中で描写している。そこでコフォートは、自己は共感的な環境の中で「まとまった自己」（融和した自己）、あるいは「凝集した自己」となっていくと考えた。そして、自己がしっかりとまとまるためには自己の発達過程の初期の段階で、「自分自身の誇大性 *grandiose* への欲求」と「理想化された親イマージョの誇大性への欲求」が満たされなければならないとしたのである。つまりコフォートは、「自己がまとまっている」という感覚の核には、まず自己愛が満たされていることが、どうしても必要だと考えたのである。そして、自己愛を満たし、自己を支えるために必要とされる対象のことを、コフォートは「自己のような対象」という意味で「自己対象 *selfobject*」と呼んだ。「自己対象」は、コフォート独自の概念であり、それは自己でも対象でもない、自己のための対象であり、またそれは正確には、そうした主観的な体験のことなので、「自己対象体験 *selfobject experiences*」ともいわれている。早期の「自己対象体験」は、子どもにとっては母親との体験であり、子どもは其中で太古的な自己の誇大感を満たすことを求めるが、その後、成長するに伴って、自己の誇大感や理想化された対象（両親）の誇大感、現実との接触を通して耐えられる範囲内の幻滅や失望を体験する中で、次第に現実との折り合いがついた適切な自己評価や自尊心や理想へと変化していくと考えた。しかし、こうした「自己対象体験」は、人間にとって一生必要とされるものであり、さまざまな自己対象体験を通して初めて自己はまとまりを維持することができ、健康な野心や理想を抱きながら自己の能力を生かし、意欲的、建設的に人生のプランを実現していくことができるようになるのだとコフォートは主張したのである。



ロジャースも、人間性の内奥の核心は、基本的に、建設的、肯定的、積極的、協調的、合理的なものであり、そうした前向きな方向へと向かう自己実現傾向は、適切な心理的環境さえ与えられれば自ずから発現してくるものだと考えており（Rogers, 1951）、人生のプランを実現していく中核自己の存在を仮定するコフォートの考え方は、こうしたロジャースの人間中心主義的な考え方と類似しているといえる。コフォートは精神分析とヒューマニズムを統合した（Kahn M, 1991）と言われる由縁である。

それではロジャースは、コフォートが注目した自己愛についてはどのように考えていたのだろうか。まず、ロジャースは、著作の中でこの自己愛という言葉をほとんど使っていない。そもそも自己愛とは極めて精神分析的な概念であり、リビドーが自我に向かう一次的ナルシズムや二次的ナルシズムなど、フロイトの精神分析理論の中でも最も難解といわれ、議論されてきた、病理的な現象を表す説明概念である。ロジャースが、このような高度に抽象的で難解な精神分析的概念を使おうとしなかったことは、容易に理解できる。しかし、自己愛を、病理的な意味ではなく、もっと一般的な意味で「自分を大切にする」、「自分を価値あるものと感じる」といった肯定的な意味で用いるならば、ロジャースの重視する「自己受容」や「自己尊重」、「自己肯定」などは、すべてこうした健康な自己愛の表れとしてみることができるようと思われる。実際、ロジャースの著作「セラピーにおける方向と終極点」（Rogers, 1953）の中に、自己愛という言葉が使われている箇所が一箇所存在するが、そこで、ロジャースは以下のように語っている。「私たちは、成功したサイコセラピーにおいては、自己に対するネガティブな態度が減少し、ポジティブな態度が増加する、という事実を認識している。（略）しかし、これらの記述を検討し、もっと最近の諸ケースと比較してみると、そのような述べ方は、真実を十分には表現していないように思われる。クライアントは自己自身を受容するのみでなく—このような述べ方は、止むを得ないことをしぶしぶと出し惜しみをしながら受容するというような意味あいをもっている—、彼はほんとうに自分自身が好きになるのである。これは決して、誇張的な、または自己主張的な自己愛ではなくて、むしろ、自分自身になることに静かな喜びをもつということなのである。」ここでロジャースもまた、決して健康な状態とはいえないという意味で、誇張的、自己顕示的な自己愛を語っているが、クライアント中心療法の中で達成されるクライアントの自己受容の本質については、自分自身が本当に好きになり、自分自身になることの静かな喜びを感じることで表現している。この「本当に自分自身が好きになる」という意味の真の自己受容とは、まさに健康な自己愛の素直な表われとしてみることができないのではないかと思われるのである。

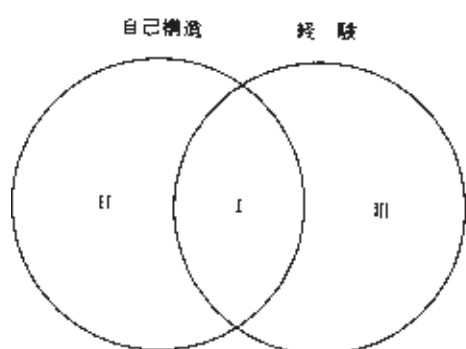
この自己愛の健康な側面、あるいは健康な自己愛の重要性を、精神分析の中で初めて明確に主張したのがコフォートであり、ロジャースとコフォートは、人間の健康な自己愛を重視した点で共通の地盤の上に立っているといえる。そして、自己愛という言葉ではないが、ロジャースの言う「理想的自己」の概念は、コフォートの自己愛の概念と類似しているように思われる。ロジャースは、セラピーの過程で「自己構造」と「経験」の一致が増加してくると、クライアントの「理想的自己」は、より現実的なものになり、クライアントの自己は、自分の「理想的自己」とより一致するようになる、と述べている（Rogers, 1959）。

一方、コフォートは「自己のまとまり」が生まれるためには「誇大自己感」とともに「理想化された親イメージ」が必要であり、自己はそのそれぞれに由来する「野心」と「理想」のふたつの極から成るとしている。つまり、自己の発達過程において、子どもは最初は「自分は完全である」と自己を誇大に錯覚しているが、その後、長じるに伴って自分は万能ではないことに気づき、自己の無能力感に圧倒されて、自己の誇大感を維持できなくなったとき、今度は自分の親を万能視し、理想化して、自分がその親の一部であると体験することによって自己の誇大感を維持しようとする。そして、こうした自己愛を維持するためのニーズは、自己対象である親によって共感的に応じられ、必要に応じて満たされるが、同時に、現実との接触によって徐々に脱錯覚が進んでいき、当初は原始的だった誇大自己感次第に成熟した「健康な野心」や「自尊心」、「自己信頼」や「自信」へと変容し、それらは安定した自己評価の基礎となっていくとしている。しかし、こうした自己の発達過程の中で、自己対象である親が、子どもの誇大自己感や理想化のニーズに共感的に応えることをせず、また、必要な現実との接触によって、それらを徐々に脱錯覚化させることもできなければ、自己は原始的な誇大自己の段階に留まったまま、現実の基盤を持たない不安定な自己となってしまう。そして、そうした自己は誇大な自己感を維持するために、防衛的に自己対象に際限なく誇大自己の映し返し **mirroring** を求めたり、万能的な自己対象を求めては激しく理想化と失望を繰り返すなど、結果的に、自己の凝集性がまとまらず、断片化しやすい、不安定な自己愛障害を有することになるとコフォートは考えたのである。

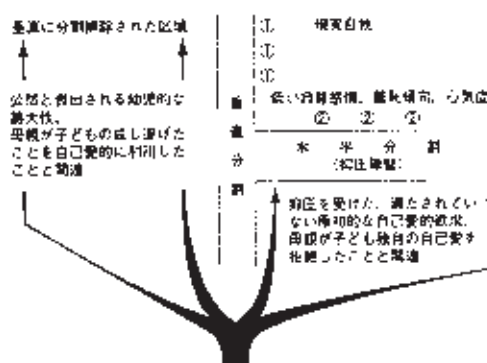
ここで、コフォートのいう「誇大自己」が次第に脱錯覚化し、現実化していく過程は、ロジャースのいう「理想



的自己」がより現実的なものとなり、クライアントの自己と一致していく過程と類似している。そして、コフートが誇大自己の説明の中で、子どもと親の関係について触れているように、ロジャースも「自己構造」と「経験」の不一致が生じる状況を説明する中で、ある青年と両親の以下のようなやりとりを例示している（Rogers, 1951）。その青年の両親は、息子が機械関係の分野に向くことを望んでいたが、不幸にも、青年が機械の扱いに失敗する度に、両親は「お前はこういうことは駄目なんだねえ」と漏らし、落胆していた。そうした中で、彼は、まったく駄目な自分という、現実の経験とは必ずしも一致していない、極端な否定的自己概念を持つに至ったというのである。そして、このような青年は、両親の愛情を喪失する恐れから、「私は両親に受け容れられるような人間でありたいので、私はこのような人間であると両親が思うような人間として、自分自身を経験しなければならない」という考えを持ち続けることになるとロジャースは説明している。この青年と両親のやりとりを自己心理学的にみえてみると、両親の中の修正されていない原始的な自己対象欲求が青年に直接的に向けられているとみることができる。そのため、青年自身の自己対象欲求は無視され、満たされることがないままに、逆に、青年は両親の自己対象となって両親の万能的な自己愛を満たすために利用されていると考えられる。実際、コフートも、自己愛障害の患者の母親が子どもを自分の自己対象にしている例を挙げている。このように、青年が両親の愛を喪失しないため、防衛的にその両親の自己対象欲求に沿う万能的自己イメージを理想的自己イメージとして取り入れれば、それはロジャースにいわせれば、青年の「自己構造」と「経験」の「不一致」の基となり、また、コフートにいわせれば、それは青年の防衛的に必要とされた「自己の誇大性」と、低い自尊感情に支配されている抑うつ的な「現実自我」との「垂直分割」の基となるということができるだろう。そして、ロジャースのいう、自分自身を本当に好きになり、自分自身になることを喜ぶようになるという真の自己肯定、自己受容の領域は、コフートの図式にあてはめれば、「水平分割」によって抑圧されている本来の自己愛である「太古的発揚感 archaic expansiveness」（Orange, 1997）の領域にあたるのではないかと考えられるのである。（図1）



自己と経験の不一致に関するロジャースの図式



自己の分割に関するコフートの図式

図1

このように考えると、ロジャースも「自己愛」という言葉こそ使っていないが、コフートのいうように、両親との関係で生じた防衛的な自己愛の領域と、本来の自己が有している健康な自己愛の領域を分けて考え、その健康な自己愛の方を治療関係の中で育てていくことを考えていたのではないと思われるのである。こうしたロジャースの治療姿勢は、セラピストの態度の中に表れており、ストロロウは（Stolorow, 1976）ロジャースの「感情の反射・リフレクション」を、特に治療の初期において、患者の誇大自己を自然に表出させ、鏡転移の展開を促進するものとして、自己愛障害の患者の治療に極めて有効な、卓越した技術であると高く評価している。

ここで、ロジャースの「リフレクション」もコフートの「映し返し」も、それはクライアントの歪曲した認知への迎合であり、患者の防衛的な自己愛的欲求を満たそうとしているだけだと、共に一般に誤解を受けている節があることも興味深く思われる。ロジャースの「リフレクション」が、クライアントへの迎合ではなく、より深い共感的理解に向けた問いかけであることは前述した通りであり、また、コフートの「映し返し」は、患者の映し返しへの欲求そのものを満たすことではなく、その自己愛的欲求の存在を治療者が敏感に気づき、それを分析することが目的なのである。このように健康な自己愛を念頭に置き、それを育むことを目的とするアプローチは、ややもすると病理的な自己愛を賦活させ、強化してしまうものとして警戒されやすく、さまざまな誤解や批判に

さらされやすいもののように思われる。ロジャースとコフトは、そうした誤解や批判と終生戦わなければならなかったという点でも共通しているように思われるのである。それは、人間の自己愛がいかにか否定的にみられやすく、許容されにくいものであるかを物語っているように思われる。

以上、文献を通してロジャースとコフトの理論的な類似点と相違点を論じ、考察してきた。そこでは、学派の違いや立場の違いに由来した批判や誤解も介在しているように思われたが、臨床的には共通している点も多く存在しているように思われた。そこで次に、実際の筆者の個人心理療法の症例をロジャース理論とコフトの自己心理学理論の両方の視点から検討することによって、ロジャースとコフトの臨床的な接点をさらに探究してみたい。尚、症例は守秘義務のため、事実関係に変更を加えていることをお断りしておく。

#### 4. 症例による検討

クライアントの智子（仮名）は24歳で、大学院に在学していた。最近、急にやる気のなさや無力感、抑うつ感、身体の不調などを訴え、大学も休みがちとなり、カウンセリングを希望して来所した。インテークを行い、筆者が担当となって、週1回の個人心理療法を開始することとなった。

初回、智子は、上記の主訴を述べた後、初回面接の予約を取った日から、なぜかしんどさが収まっていると述べたのが印象的だった。臨床像は、小柄で知的だが、神経質そうな印象を受けた。面接では、これまでずっと自分の専門の分野で意欲的に研究し、頑張ってきたが、現場に研修に出るようになってから、研修先の上司や同僚との人間関係がうまくいかないことが多くなり、自分に急に自信がなくなってしまったことが語られた。智子は「同僚が他人のことを、あの子は操作的だとか自己愛的だとか噂しているのを聞くと、自分も操作的なんじゃないか、自己愛的なんじゃないかと思ってしまうんです」、「これまで自分は明るいところが取り柄だと思ってきたのに、こんな風になってしまって…」と泣きながら、自己イメージの混乱と不安を訴えた。セラピストはクライアントの語りを共感的に傾聴し続けた。智子は、その後、「誰かに何かを教えてあげたりしても、それは自分がいい気分になるためにやっているんじゃないか、自分を満たすためにやっているんじゃないかと思ってしまう。それに自分は、自分の感情が感じられない方じゃないかと思う。人にも共感できなくて、辛がっている子にも平気で大丈夫？とってしまう」と語り、「そんなことは今まで思ったこともなかった。今まで私は、何も考えず、突き進んできたような気がする。自分は、あまり自分をふり返ることをしてこなかった。このごろ、自分は周りが見えてないということがよく分かる」と、自分のあり方を面接の中で振りかえるようになった。また、これまでずっと頑張ってきたことについて、「自分はできる人だと、いつも高飛車になっていた。もうこれで精いっぱいという時も、もっとできる、磨けば自分はダイヤになる、とっていた」と語り、『気がついたら、ものすごく高いビルの屋上の横の空中で、自分が浮いている。足もとには何もなくて、落ちそうで、怖い！とすごく思っ、恐怖のあまり目が覚めた』という夢を報告した。

そして、面接を開始して2か月が経った頃、智子は、セラピストに複雑な気持ちを抱くようになった。「この前のカウンセリングでは、何かしっくりこなかった。いろいろ喋ったが、本当に自分の言いたいことじゃないみたいな気がした。面接が終わった時に、先生が“また来ますか？”と言われたのが、“まだ来ますか？”と言われたんじゃないかと気になった。もう来なくていいのに、と思われているんじゃないかと…」そして、智子はさらに考えた末、「自分は人にどこまで頼ってよくて、どこまで自分でやらないといけないのか、その線が分からないんです…」と語った。そこで、セラピストは智子に「あなたは、人に頼ることに葛藤があるのかもしれない。だから、ここでもどうしたらいいのかわからないのかもしれないですね」と伝えた。すると、智子は「私は、昔から人に頼れていないと思う。小学校のころ、熱が出てしんどくても、親に言わなかった。しんどいときに、しんどいと言えなかった。私は、あんたは元気で明るいことだけが取り柄や、と母親に言われていたから… 母親がしんどいと言ったとき、自分だけがしんどいと違うのに！とあって、嫌だった… でも、夜中にお腹が痛くなったとき、母親が病院に連れて行ってくれたことはあったけど…」としみじみと語り、その後、幼少期から両親に抱いてきたさまざまな葛藤を語った。

さらに、その後の面接で、智子は「私は、しんどい気持ちを自分で覚えていない。だから、人のしんどい気持ちも分らないんだと思う。私は相手の気持ちに共感できない。自分がどう感じているのかが、自分で認識できない。感情を憶えていない」と語り、「子どもの頃、両親がすごい喧嘩をして、父が置時計で母を殴った。その時、お母さんが死ぬ！と思った。でも、その時の自分がどんな気持ちだったか、全然、思い出せない。それは映像のようになって残っている」と連想した。セラピストは、怯える幼い智子の姿が目に見え、胸が痛んだ。そして、

「ああー、それは智子さん、当然の反応だと思う。すごく怖かったはず。でも、子ども心にそれを憶えていることは耐えられないことだから、子どもはそういうことは忘れようとするものですよ」と伝えた。すると、次の面接で、智子は「この前、先生が“それはすごくショックなことだったから、憶えていないのは当然”と言われた時、何か固まってしまった。何ともいえない変な感覚だった。頭がジーンとして、ああー、あれはやっぱり大変なことだったんだと思った。これまで淡々として、大したことじゃないと思ってきたが…面接の後、家族のことがいろいろ思い出されて、しんどかった。これまで、私は自分の体験や過去のことを振りかえらずに、先に先にとやってきた。それは、過去のことを考えると、すぐ家族のことを考えてしまうからなのかもしれない…」と語った。ところが、それから数日して、智子は突然、予約なしに来所した。前回の面接の後から急に眠れなくなり、しばらく大学にも出れるようになっていたのが、また登学できなくなっている、とのことだった。智子は、不安げな様子で、「カウンセリングを受けていても、ひとつもよくなっていないんじゃないか」とセラピストに不満をぶつけ、有効な抗うつ剤の処方求めた。しかし、結局、面接で話し合う中で、智子は、カウンセリングを受けることで、もっとできる自分になれることを内心では期待していたが、そのようにならないことに失望し、即効性を求めて、薬を希望したことに気がついた。そして、最終的に智子は、薬は服用せず、「結局、自分のやれるようにしかやれないし、自分のペースでやっていきます」と語った。その後、再び、智子は落ち着きを取り戻し、大学にも徐々に出るようになった。

そうしたことがあってから、智子は、いったい自分はカウンセリングに何を求めているのかを自問するようになった。『セラピストが歯医者になっていて、智子とふたりで話している』という夢を見たことも報告された。そして「自分は、しんどいということを先生に分かってほしくて、強力にアピールしていたような気がする。結局は、自分は先生にヨシヨシして欲しかったんじゃないかと思う」、「自分は素直に甘えることができない。だから、それが変に出ている気がする。結局、自分のすべての部分において、全面的に頼れる人が欲しいんだと思う。でも、全面的に頼りになる人なんていないんだから、自分を頼みにしていくしかないんだと思う。そう思うと、淋しいような気もするけど…」と語った。そこで、セラピストは「ここでも私を全面的に頼りにすることはできなかったんですね」と伝えた。智子は「全面的に頼りにできるところを求めて、ここに来たのかもしれない。求めているつもりだったけど…」としみじみと語った。

その後、智子は、以前のように落ち込まなくなり、大学にも続けて元気になるようになった。また、博士後期課程に進むことを決意し、自分のペースで受験勉強を始めた。智子は明るくなり、「これまでは、前向きでないと許されない、後ろ向きの自分は許されないというのがあったと思う。でも、本当は、落ちるところまで落ちた自分も、親に認めてほしいという気持ちがあったんだと思う。自分はダイヤモンドの原石といたい自分があって、磨けばもっとすごい自分になれると必死になっていたが、この頃は、ダイヤモンドでなくてもいい、普通の石ころでいいというか、そんなに自分は努力家でも勉強家でもないし、でも、ほっておいてもそこまで落ちることはないんじゃないか、どっかには引かかるだろうとも思うようになった。前はロック・クライミングのように断崖絶壁のところにしがみついている、落ちたらストンと奈落の底まで落ちるようなイメージがあった。一番上か、一番下しかないという感じだったと思う」と語った。その後、智子は博士後期課程に合格し、遠方に転居するため面接は終了することとなった。最終回の面接では「とりあえず、整理がついた気がする。自分は、何かこうあるべき、こうありたいという理想があって、それに状況が噛み合わない時に、しんどくなるんだと分かった。今までは、確固とした理想があって、自分を変えようとしていたが、理想とのギャップがしんどいんだと分かってから、理想の方を変えたり、その理想で本当にいいのか考えたり、自分を理想に近づけるばかりでなく、今はまだそこまで求めない方がいいから、理想を自分に近づけてもいいんじゃないかと考えるようになった。誰かの言うことを聞いていれば万事うまくいく、なんてこともないんだし、不老不死の薬なんかないんだなと。(笑)だから、一個一個、自分で考えていくしかないと思うようになった。ひと山、超えた気がする。また次の山にぶつかったら、その時、また、考えようと思います」と語り、終了となった。

智子は知的にも優れた女性だったが、人間関係の悩みから自信を一気になくし、自己の凝集性が低下した状態となって来所した。それは、これまでほとんど自分の体験を振りかえったことがなく、ひたすら自己の能力を過信して、高い理想的自己像のままに、智子の言葉で言えば、突き進んできたことが関係していたように思われた。過剰な自己愛的理想像の破綻は急速で、これまでの誇大な自己イメージがいかに根拠のないものだったかを、智子は急に自覚するようになった。高い空中に自分が浮かんでいて恐怖する夢は、コフォートの言う、無修正の誇大自己に現



実自我を感じる不安反応 (Kohut, 1971) を連想させる。そうすると、何もかもが利己的に自己愛を満たす行為に過ぎないように思えて、智子はますます自己不信感が強まるといった悪循環に陥っていた。ここでセラピストは、智子の誇大自己をすぐに問題視せず、コフォートのいう現実自我を感じる不安に共感しながら、クライアント中心療法的に傾聴を続けている。コフォートは、誇大自己をすべて病理的なものとは見なさず、逆に、その必要性を強調して、セラピストが患者の誇大自己を否定するようなことがないよう説いている。その意味で、このセラピストの態度は、コフォートの治療態度にも近いものだとも言えるだろう。ここではむしろ、智子が自身の誇大自己を否定し、自己愛を満たすことを悉く否定的に捉えているところが、智子の苦悩ともなっていると考えられるのである。

その後、智子は、自分が自己の感情からいかに遠いかにについて語り、他者に共感できない自分を問題視するようになった。そして、面接の中で、子どもの頃から、親に明るいことだけが取り柄だと言われて、しんどい気持ちを親に言うことができなかつた自分を振りかえり、親の抱くイメージに自分がひたすら合わせてきた問題に気がついていった。この智子の状況は、ロジャースのいう、「自己概念」と「経験」の不一致の状態と考えることができるだろう。親のイメージする智子の自己概念に一致しない感情体験を、智子は自ら否認し、自己体験として認知しないうのであった。しかし、面接が進む中で、子どもの頃、父親が母親に暴力を振るった記憶が蘇り、感情が思い出せないという智子に、セラピストが「それは怖かったはずだが、子ども心に忘れようとしたのだ」とセラピストの共感体験を強く伝えたことが起こった。智子はその後、眠れなくなり、予約外の面接を急遽求めてきた。智子は、セラピストの言葉に防衛が揺さぶられ、強い不安に襲われたものと思われる。智子は自己の不安をセラピストへの不満として訴え、薬の処方求めたが、セラピストが智子の体験を受容していると、次第に落ち着き、自分がいかにセラピストに期待し、依存したい気持ちを抱いていたかに気づくこととなった。それは以前に、セラピストが「人に頼り、甘えることの葛藤」について指摘していたことも伏線になっていたと思われる。智子はセラピストの夢を見て、セラピストに自分のしんどさをアピールし、ヨシヨシして欲しい気持ちのあることに気づき、そうした甘えの感情を正直にセラピストに言えるようになった。そして同時に、全面的にセラピストに依存し、助けてもらうことはできないという現実にも直面し、自分なりにやっていくしかないことを、淋しさの感覚を抱きながらも受け容れることができるようになっていった。智子は最後に、自分はダイヤモンドの原石でなく、普通の石でいいと思えるようになったと語り、理想自己と現実自己が近づいてきたことを報告した。智子の太古的な誇大自己は修正され、自己概念が広がったことによって、智子の意識される自己体験の幅が拡大し、自己受容が増して、現実への適応が改善したと考えられた。

ここで、セラピストの介入について検討してみたい。まず、智子の「他者に頼ることの葛藤」についてのセラピストの指摘は、精神分析的に言えば、転移解釈とも考えられる。それは、智子がセラピストに頼ることの葛藤を指摘しているからである。しかし、この解釈的介入は、転移関係の探索には進まず、智子の子ども時代の連想を刺激して、母親との重要な体験の語りにつながっている。これは、明らかに治療過程を促進しているように思われる。その意味で、セラピストの解釈的介入は、転移に触れている点では精神分析的だが、その後のクライアントの連想の流れを尊重し、その動きを中心に面接を進めている点においては、クライアント中心療法的であったといえるだろう。

ちなみに、ロジャースも転移の存在を認めているが、その扱いについては、精神分析のように転移感情を特別に扱うことを批判し、「セラピストが敏感に理解しており、純粹に受容的で非判断的であるならば、セラピーはこうした（転移）感情を通り抜けてすすむのである」（Rogers, 1987）と述べている。確かに、智子がセラピストの夢を見て、陽性の転移感情を抱いた際も、セラピストへ不満と怒りを向けてきた際も、セラピストは、それまでと変わりなく、智子の自己体験を尊重し、共感的に理解することを試み、受容し続けていると、智子は次第に落ち着きを取り戻し、面接のテーマは転移関係に限定されることなく、さらに深い自己探求に進んでいったように思われた。

ここで、転移をコフォートの言う「自己対象転移」として考えてみると、智子は初回面接の予約を取った時に症状が一時軽減したことを報告しており、セラピストとの自己対象絆 *selfobject ties* の存在を治療前からすでに予期し、自己対象体験として自己に取り入れていたものと考えられる。こうした安定したセラピストとの自己対象絆が基盤にあったからこそ、智子は、セラピストの解釈的介入によって、自己対象である母親との共感不全の体験に言及し、それを面接の中で再体験することができたのではないかとと思われるのである。

次に、自分の感情が分らないと訴え、父親が母親に暴力を振るった出来事を淡々と思い出した智子に、セラピストが「それは余りにも怖かったから、子ども心に忘れようとしたのだ」と伝えた介入は、共感的な解釈と言え



るだろうか。ロジャースは、解釈はセラピストの方がクライアントのことを分かっているという状況を招き、クライアントを依存的にしてしまう危険があることを指摘しているが、このセラピストの介入は、確かにロジャースの言うように、意識していない智子自身の感情体験を智子にセラピストが説明するといった「解釈」的介入となっており、それは智子を不安にし、セラピストへの依存を刺激しているように思われる。智子はセラピストの介入によって退行し、不眠となって、そうした状態に導いたセラピストを批判しているのである。この智子のセラピストへの批判は、全克的を得た正当な批判であり、それは決して陰性の転移反応として扱ってはならないものと思われる（Wolf, 1988）。しかし、結果的に、セラピストのこの介入は智子の防衛をゆり動かし、そのことを契機に、智子は自分の中のセラピストへの依頼心の存在に気づき、洞察することができている。セラピストへの万能的期待が裏切られ、自分を全面的に助けてくれるような人はどこにもいないという現実と直面することは、コフォートのいう「自己対象転移の断絶と回復のプロセス」として重要な治療的転機となったように思われる。それは土居健郎の「甘え理論」で言えば、「甘えの自覚によって、これまで自分がなかったことに気づく体験」（土居, 1960）にも相当するものと思われた。土居はコフォートの自己対象転移を「甘え」のことであると指摘しているが、智子はそうした甘えられない淋しさの気持ちを自覚しながらも、その事実を受け容れ、理想自己と現実自己の近づいた、健康な自己愛に基づいた自分なりの等身大の自己イメージを固め、立ち直っていったものと思われるのである。

また、このセラピストの介入は、セラピスト自身の感情的な反応に発しており、分析的には、逆転移的な一種の行動化とも考えることができるだろう。しかし、それはロジャースのいう、セラピストの「純粋性」とも考えられる。ロジャースは、クライアント中心療法をパーソン・センタード・アプローチに発展させてからは、もっぱらセラピストの「純粋性」を重視するようになったといわれている（Rogers, 1986b）。近年、精神分析派においても、セラピストの逆転移を治療的に利用することが注目されており（Bollas, 1987）、ロジャースの「純粋性」との類似点がここにも見られるのではないかと思われるのである。

## 5. おわりに

以上、臨床心理の原点とも言えるロジャースのクライアント中心療法と、新しい精神分析として注目されているコフォートの自己心理学の視点を、理論的、臨床的に比較・検討してきた。学派としては両極にあるとされてきたロジャースとコフォートのアプローチは、その類似点として、共に、クライアントの自己体験のあり方に焦点を当て、クライアントが自己を健康な自己評価をもって受け容れ、自己をよりよくまとまったものとして体験し、そして、自己をより良いものと感じることができるようになることを、治療の方向性としている点が共通しているように思われた。また、相違点としては、治癒要因としてあくまでも共感そのものを第一義とするロジャースと、解釈や説明を第一義とするコフォートの理論的強調点の違いは大きく、その見解の相違をめぐって、ロジャースとコフォートは相互に批判的な関係にあった。しかし、そこには互いに誤解や先入観が介在していることが考えられた。また、そうした相違点は、実際の臨床においては、それほど目立ったものではなく、共感と解釈についても、それらが治療的に働いている場合には、クライアントには渾然一体となって体験されているのではないかと考えられた。こうしたクライアントの自己体験を重視する視点は、今後の心理療法のひとつの方向性を示しているように思われる。

ロジャースとコフォートの比較・検討は、その両岸に足をかけてきた筆者にとって、自らの課題として長年意識してきたテーマであった。しかし、それは壮大な試みであり、数多くの複雑な論点が錯綜していた。本論文はそのほんの一端に触れたにすぎない。今回、論じることのできなかつた点は数多く残されたままである。しかし、ロジャースとコフォートの接点を模索する試みは、多くの有意義な臨床的問題を提起してくれるもののように思われた。それらは、今後も筆者の課題にしたいと思っている。

## 文 献

- Berger, M. D. (1987) : *Clinical Empathy*. Jason Aronson Inc. (角田他訳. 1999. 『臨床的共感の実際－精神分析と自己心理学へのガイド』. 人文書院)
- 土居健郎 (1960) : 「自分」と「甘え」の精神病理. *精神神経学雑誌*, 62, 149-162.
- Goldberg, A. (1980) : *Advances in self psychology : with Summarizing Reflections by Heinz Kohut* (岡 秀樹訳. 1991. 『自己心理学とその臨床』. 岩崎学術出版社)

- 東山絃久編著 (2003) : 来談者を中心療法、ミネルヴァ書房, 57-58.
- Jacoby, M. (1991) : *Scham-Angst und Selbstwertgefühl Ihre Bedeutung der Psychotherapie*, Walter-Verlag AG. (高石浩一訳, 2003. 『恥と自尊心—その起源から心理療法へ』 新曜社)
- Kahn, M. (1991) : *Between therapist and client : the new relationship*. W.H.Freeman and Company. (園田雅代訳, 2000. 『セラピストとクライアント—フロイト、ロジャーズ、ギル、コフートの統合』 誠信書房)
- 河合隼雄 (1975) : *カウンセリングと人間性*. 創元社.
- Kohut, H. (1971) : *The Analysis of the Self*. International Universities Press. (水野・笠原監訳, 1994. 『自己の分析』, みすず書房)
- Kohut, H. (1977) : *The Restoration of the Self*. International Universities Press. (水野・笠原監訳, 1994. 『自己の修復』, みすず書房)
- Kohut, H. (1978) : *The search of for the Self*. Vols. 1. P. Ornstein, ed. New York : Internal Universities Press. (オースタイン編 伊藤訳, 1987. 『コフート入門—自己の探求』, 岩崎学術出版社)
- Kohut, H. (1981a) : *Introspection, empathy, and the semicircle of mental health*. In *The Search for the self*. vol.4, pp.537-567.
- Kohut, H. (1981b) : *On empathy*. In *The Search for the Self*. vol.4, pp.525-535.
- Kohut, H. (1984) : *How Does Analysis Cure ?* International Universities Press. 水野・笠原監訳, 1994. 『自己の治癒』, みすず書房)
- 久能 徹・末武康弘・保坂 亮・諸富洋彦 (1997) : *ロジャーズを読む*. 岩崎学術出版社.
- 岡村達也 (2004) : *クライアント中心療法と精神分析—「ロジャーズとコフート」試論*. 村瀬孝雄・村瀬嘉代子編. *ロジャーズ—クライアント中心療法の現在*. 日本評論社. pp158-171.
- 村山正治編集 (2003) : *ロジャーズ学派の現在*. 現代のエスプリ別冊. 至文堂.
- Jacoby, M. (1985) : *Individuation und NarziBmus : Psychologie des Selbest bei C.G.Jung und H.Kohut* (山中康裕監修・高石浩一訳, 1997. 『個性化とナルシズム—ユングとコフートの自己の心理学』 創元社)
- 丸田俊彦 (2002) : *間主観的感性—現代精神分析の最先端*. 岩崎学術出版社.
- Mollon, P. (2001) : *Releasing the Self : The Healing Legacy of Heinz Kohut*. Whurr Publishers Ltd. London. (上地雄一郎訳, 2007. 『現代精神分析における自己心理学—コフートの治療的遺産』 北大路書房)
- 岡 昌之 (1990) : *ロジャーズの自己論を中心として*. 小川捷之・詫摩武俊・三好暁光編集. 臨床心理学体系, 第2巻. パーソナリティ. 金子書房.
- Orange, D.M., Atwood, G.E., Stolorow, R.D. (1997) : *Working Intersubjectivity:Contextualism in Psychoanalytic Practice*. Hillsdale, NJ:Analytic Press. (丸田俊彦・丸田郁子訳, 1999. 『間主観的な治療の進め方—サイコセラピーとコンテクスト理論—』 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. (1942a) : *The Directive Versus the Non-Directive Approach, In Counseling and Psychotherapy*, Houghton Mifflin Company. (『指示的アプローチと非指示的アプローチ』 佐治守夫編. 友田不二男訳, 1966. 『カウンセリング』 ロジャーズ全集2. 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. (1942b) : *Case Records of Counseling, Chap. 9. The case of Mary Jane Tilde – Counseled by Carl R. Rogers, In Counseling and Psychotherapy*, Houghton Mifflin Company, (『メアリー・ジェイン・ティルダンのケース』 友田不二男編訳, 1968. 『カウンセリングの訓練』 ロジャーズ全集16. 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. (1944) : *The development of insight in a counseling relationship*. J.consult. Psychol. (『カウンセリング関係における洞察の発展』 伊東 博編訳, 1966. 『サイコセラピーの過程』 ロジャーズ全集4. 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. and Wallen,J.L. (1946) : *Counseling with Reterned Servicemen*, McGraw-Hill Book Company, Inc. (『復員兵とのカウンセリング』 友田不二男編訳, 1963. 『カウンセリングの立場』 ロジャーズ全集11. ロジャーズ全集11. 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. (1951) : *Theory of Personality and Behavior. Client-centered Therapy, Part III*. (『パーソナリティと行動についての一理論』 伊東 博訳, 1967. 『パーソナリティ理論』 ロジャーズ全集8. 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. (1957) : *The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change*. (『パーソナリティ変化の必要にして十分な条件』 伊藤 博編訳, 1966 『サイコセラピーの過程』 ロジャーズ全集4. 岩崎学術出版社)
- Rogers, C.R. (1961) : *A Therapist' s View of the Good Life : The Fully Functioning Person*. (『十分に機能する人間—よき生き方についての私見』 伊東 博・村上正治訳, 2001. *ロジャーズ選集 (下)* 誠信書房)
- Rogers, C.R. (1986a) : *Reflection of Feelings and Transference*. (『気持ちのリフレクションと転移』 伊東 博・村上正治訳, 2001. *ロジャーズ選集 (上)* 誠信書房)
- Rogers, C.R. (1986b) : *A Client-centered/Person-centered Approach to Therapy* (『クライアント・センタード/パーソン・センタード・アプローチ』 伊東博・村上正治訳, 2001. *ロジャーズ選集 (上)* 誠信書房)

- 佐治守夫・飯長喜一郎編. (1983) : ロジャース・クライアント中心療法. 有斐閣新書.
- Stolorow, R.D. (1976) : Psychoanalytic Reflections on Client-Centered Therapy in the Light of Modern Conceptions of Narcissism. *Psychotherapy: Theory, Research and Practice*. volume 13. pp. 26 - 29.
- Stolorow, R.D., Brandchaft, B., Atwood, G.E. (1987) : Psychoanalytic treatment: An intersubjective approach (『間主観的アプローチ-コフートの自己心理学を超えて-』丸田俊彦訳. 1995. 岩崎学術出版社)
- 田畑 治編集 (1998) : クライアント中心療法. 現代のエスプリ. 至文堂.
- 和田秀樹 (1999) : <自己愛>の構造. 講談社.
- 和田秀樹 (2002) : <自己愛>と<依存>の精神分析-コフト心理学入門. P H P 研究所.
- Wolf, S. (1988) : *Treating The Self: Elements of Clinical Self Psychology*. The Guilford Press. (安村直己・角田豊訳. 2001. 『自己心理学入門-コフト理論の実践-』金剛出版)
- 安村直己 (2006) : 臨床場面における治療的相互交流の共同構築について. 甲子園大学紀要. 第34号. 191 - 202.
- Zeig, K. (1987) : *The Evolution of Psychotherapy*. Mark Paterson and Brunner/Mazel Inc. (成瀬悟策監訳. 1989. 『21世紀の心理療法』誠信書房)

☒ 原 著 ☒

## 摂食障害研究の展望

谷口麻起子<sup>1</sup>

平成20年10月31日

### A Review of Researches for Eating Disorder

Makiko Taniguchi<sup>1</sup>

#### 要 約

本論文は摂食障害と摂食障害の研究の歴史を概観し、その心理学的背景について考察したものである。まず近年は診断の細分化が問題となっているが、摂食障害を理解するにあたっては、摂食障害という“病”ではなく、摂食障害の“人”をみることが重要であると考えられた。“人”に着目すると、摂食障害の人は無意識の一体的な世界という内的対象を否定して、主体として成り立つという近代的主体の確立に困難があり、幻想の一体的世界を求め続けるという在り方が関連しているのではないかと考えられた。また主体の確立における“否定”は男性原理に基づくものであること、一体的世界が女性性を帯びたものであることから、摂食障害には女性性・男性性を生きることの難しさがあることも推察された。最後に摂食障害の人を理解するためには、イメージを媒介として主体の動きを追うという研究や治療が重要であることを提言した。

キーワード：摂食障害、一体的世界、主体

#### ABSTRACT

This paper reviews the Eating Disorder and its research history, and discusses its psychological background. In recent years, the subdivision of diagnosis has been the centre of the issue, yet in order to understand the Eating Disorder properly, one should focus more on the “Person” rather than the “Illness”. Paying attention to the “Person”, it can be seen that the patient of the Eating Disorder face with the difficulty such as denying the internal object or the unified world of unconsciousness, which leads to construction of the modern subject. Furthermore, there is a tendency for the patient of Eating Disorder to keep searching the unified world, or the Fantasy. As the “denial” within the process of the construction of the subject is based on the principle of masculinity, and the unified world is, on the other hand, feminine in nature, the person of Eating Disorder is assumed to be difficult to live in its masculinity or femininity. At the end of this paper, the author suggested the importance of researches and treatments using the image as a channel to follow the transition of subject in order for better understanding of the person of Eating Disorder.

**Keywords** : Eating Disorder, the unified world, subject

#### 1. はじめに

摂食障害 (Eating Disorder) は過度に食を拒む、あるいは過度に食を摂取する食行動と共に、体型と体重が自己評価に大きな意味をもつことを特徴とする病である。摂食障害になる人は近年増加の一方であり、また病態も多様になっている。摂食障害とは何か、なぜ摂食障害になるのか、摂食障害になるのはどのような人か、治療はどうするのがよいのかといった視点で、摂食障害の研究は多年にわたり積み重ねられてきた。そこで本稿では摂食障害の研究を概観した上で問題点を整理し、摂食障害の研究についての臨床心理学に基づく筆者の視点を提示したい。

---

<sup>1</sup> 本学助教



表1 ANの診断基準

● 米国精神医学会の診断基準 (DSM-IV, 1994年)

- A. 年齢と身長に対する正常体重の最低限、またはそれ以上を維持することの拒否 (例: 期待される体重の85%以下の体重が続くような体重減少; または成長期間中に期待される体重増加がなく、期待される体重の85%以下になる)。
- B. 体重が不足している場合でも、体重が増えること、または肥満することに対する強い恐怖。
- C. 自分の体の重さまたは体型を感じる感じ方の障害: 自己評価に対する体重や体型の過剰な影響、または現在の低体重の重大さの否認。
- D. 初潮後の女性の場合、無月経、つまり、月経周期が連続して少なくとも3回欠如する (エストロゲンなどのホルモン投与後のみ月経が起きている場合、その女性は無月経とみなされる)。

→ 病型を特定せよ

制限型 (AN-R): 現在の神経性食欲不振症のエピソードの期間中、その人は定期的にむちゃ食い、または排出行動 (つまり、自己誘発性嘔吐、または下剤、利尿剤、または浣腸の誤った使用) を行ったことがない

むちゃ食い/排出型 (AN-BP): 現在の神経性食欲不振症のエピソードの期間中、患者は定期的にむちゃ食い、または排出行動 (つまり、自己誘発性嘔吐、または下剤、利尿剤、または浣腸の誤った使用) を行ったことがある。

● 世界保健機構 (WHO) の診断基準 (ICD-10, 1992年)

- (a) 体重が (減少したにせよ、はじめから到達しなかったにせよ)、期待される値より少なくとも15%以上下まわること、あるいは Quetelet's body-mass index\* が 17.5 以下。前思春期の患者では、成長期に本来あるべき体重増加がみられない場合もある。
- (b) 体重減少は「太る食物」を避けること、自ら誘発する嘔吐、緩下剤の自発的使用、過度の運動、食欲減退剤および/または利尿剤の使用により患者自身により引き起こされる。
- (c) 肥満への恐怖が存在する。その際、特有な精神病理学的な形をとったボディイメージのゆがみが、ぬぐい去りがたい過度の観念として存在する。そして患者は自分の体重の許容限度を低く決めている。
- (d) 視床下部下垂体性腺系を含む広範な内分泌学的な障害が、女性では無月経、男性では性欲、性的能力の減退を起こす (明らかな例外としては、避妊用ピルとして最もよく用いられているホルモンの補充療法を受けている食欲不振症の女性で、性器出血が持続することがある)。また成長ホルモンの上昇、甲状腺ホルモンによる末梢の代謝の変化、インスリン分泌の異常も認められることがある。
- (e) もし発症が前思春期であれば、思春期の起こる一連の現象は遅れ、あるいは停止することさえある (成長の停止。少女では乳房が発達せず、一次性的無月経が起こる。少年では性器は子どもの状態のままである)。回復すれば思春期はしばしば正常に完了するが、初潮は遅れる。

\*Quetelet's body-mass index (BMI) = 体重 (kg) / (身長 (m))<sup>2</sup>

表2 BNの診断基準

● 米国精神医学会の診断基準 (DSM-IV, 1994年)

- A. むちゃ食いのエピソードの繰り返し、むちゃ食いのエピソードは以下の2つによって特徴づけられる。
- (1) 他とはっきり区別される時間の間に (例: 1日の何時でも2時間以内の間)、ほとんどの人が同じような時間に同じような環境で食べる量よりも明らかに多い食物を食べること。
- (2) そのエピソードの間は、食べることを制御できないという感覚 (例: 食べるのをやめることができない。または、何を、またはどれほど多く食べているかを制御できないという感じ)
- B. 体重の増加を防ぐために不適切な代償行動を繰り返す、例えば、自己誘発性嘔吐; 下剤、利尿剤、浣腸、またはその他の薬剤の誤った使用; 絶食; または過剰な運動。
- C. むちゃ食いおよび不適切な代償行動はともに、平均して、少なくとも3ヵ月間にわたって週2回起こっている。
- D. 自己評価は、体型および体重の影響を過剰に受けている。
- E. 障害は、神経性食欲不摂症のエピソード期間中にのみ起こるものではない。

⇒ 病型を特定せよ

排出型 (BN-P): 現在の神経性過食症のエピソードの期間中、その人は定期的に自己誘発性嘔吐をする。または下剤、利尿剤、または浣腸の誤った使用をする。

非排出型 (BN-NP): 現在の神経性過食症のエピソードの期間中、その人は、絶食または過剰な運動などの他の不適切な代償行為を行ったことがあるが、定期的に自己誘発性嘔吐、または下剤、利尿剤、または浣腸の誤った使用はしたことがない。

● 世界保健機構 (WHO) の診断基準 (ICD-10, 1992年)

- (a) 持続的な摂食への没頭と食物への抗しがたい渴望が存在する。患者は短期間に大量の食物を食べつくす過食のエピソードに陥る。
- (b) 患者は食物の太る効果に、以下の1つ以上の方法で抵抗しようとする。すなわち、自ら誘発する嘔吐、緩下剤の乱用、交代して出現する絶食期、食欲減退剤や甲状腺素、利尿剤などの薬物の使用。糖尿病の患者に大食症が起これば、インスリン治療を怠ることがある。
- (c) この障害の精神病理は肥満への病的な恐れから成り立つもので、患者は自らにきびしい体重制限を課す。それは医師が理想的または健康的と考える病前の体重に比べてかなり低い。双方の間に数ヵ月から数年にわたる間隔において神経性食欲不摂症の病歴が、常にではないがしばしば認められる。この病歴のエピソードは完全な形であられることもあるが、中等度の体重減少および/または一過性の無月経を伴った軽度ではっきりしない形をとることもある。

表3 ANとBNに分類されない摂食障害

<p>● 特定不能の摂食障害 (eating disorder not otherwise specified; ED-NOS) (DSM-IV, 1994年)</p> <p>特定不能の摂食障害のカテゴリーは、どの特定の摂食障害の診断基準も満たさない摂食の障害のためのものである。例をあげると、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性の場合、定期的に月経があること以外は、神経性食欲不振症の基準をすべて満たしている。</li> <li>2. 著しい体重減少にもかかわらず現在の体重が正常範囲内にあること以外は、神経性食欲不振症の基準をすべて満たしている。</li> <li>3. むちゃ食いと不適切な代償行為の頻度が週2回未満である、またはその持続期間が3ヵ月未満であること以外は、神経性過食症の基準をすべて満たしている。</li> <li>4. 正常体重の人が、少量の食事をとった後に不適切な代償行動を定期的に行っている(例：クッキーを2枚食べた後の自己誘発性嘔吐)。</li> <li>5. 大量の食事を嚙んで吐き出すということを繰り返すが、神経性過食症に特徴的な不適切な代償行動の定期的な使用はない。</li> <li>6. むちゃ食い障害；むちゃ食いのエピソードを繰り返すが、神経性過食症に特徴的な不適切な代償行動の定期的な使用はない。</li> </ol>
--

## 2. 摂食障害の歴史

### (1) 摂食障害という概念の歴史

現在、摂食障害はDSM-IV (Diagnostic and Statistical Manual of Disease-IV) によって表1～3 (表は佐々木, 2005による) のように定義されているが、摂食障害と思しきものは古来より認められている。そこでこの章ではDSM-IVに至るまで、摂食障害というものがどのようなものと考えられてきたかをWalter Vandereyckhen and Ron van Deth (1994)、下坂 (1999)、牛島 (2000)、野上・佐藤 (1993) をもとにまとめてみる。

古代の西欧文化において、断食は魔術＝宗教的礼拝のなかの重要な役割を演じていた。なぜならキリスト教において断食は、アダムとイブが犯した禁断のりんごを食べたという原罪のために追放されることになった楽園に戻る、適切な道だったからである。またキリスト教以外でも、食べないことは有害な悪霊の影響に対する防衛手段であり得たし、ある水準の清純さに達するために行われたという。例えば古代エジプト人は神聖な活動や儀式的活動のために断食を行い、古代ギリシャ人、旧約聖書の預言者も神託を問うため、つまり神に会うために断食を実行したと考えられている。その後、不食は悪魔憑きのためであるという考えが中世初期からみられるようになるが、その一方で、食を断ちながら生きており、時には優れた健康状態でさえあったという「奇跡の乙女」が16世紀から19世紀で評判となっていた。

ヒポクラテスやガレノスの書に食物拒否の記述があるように、“食べない” ことについては古典的医学でも扱われていたが、「無食欲」という概念でもって医学的に扱われたのは近代早期のことである。拒食症の最初の記述であるといわれる、拒食についての詳細な医学的論文が発表されたのは1869年のことであった。著者はロンドンの医師、Morton,Rであり、ここでMortonは拒食を「神経性消耗症 phthisis nervosa」と名づけた。Mortonは、それまで医学的には主に胃の病気としてみられていた拒食の問題を、生理学的な問題だけではなく、「激しい心の悲哀」という心理的な要因についても触れた。

心因性との関連として、摂食の障害はメランコリアとも結びつけて考えられることもあった。しかしEsquirol,J.E.D (1838) は、食べないことはメランコリアに常にみられる徴候でありながら、摂食の問題や痩せよりも、失意や恐怖の方をはるかに重視していた。

1789年にはPinel,Pが食べないことをヒステリーの本質的な症状の1つと考えていたことが示唆されているが、

19世紀初期には拒食がヒステリーと結び付けられるようにもなった。例えば VonRein は1834年、性的器官の急速な発育もしくは性的機構の刺激の増加によって空腹感が障害されうると考えた。そして1868年に Gull,W がヒステリー性による痩せについて指摘し、ついで1873年に「ヒステリー性無食欲症」の症例を二つ報告した。時を同じくして1873年、Lasègue,E.C がフランスで「ヒステリー性無食欲について」の論文を発表した。Gull は1874年の論文で拒食の原因について中枢神経、末梢神経の異常性を考えると共に、「自我の倒錯こそが原因」とも述べた。また Lasègue は摂食の障害を「周囲の人々を媒介として起こってくる」と考え、家族の影響についても触れた。

このように Gull や Lasègue は拒食をヒステリー性のもと考えたが、その後「ヒステリー性」無食欲症という概念に疑問が呈されるようになった。例えば Gilles de la Tourette,G. は1895年、「原発性無食欲症」ということばによって、師である Charcot,J. が主張したヒステリー性無食欲症に異論を示した。さらに1907年、イギリスの Janet,P. は拒食をヒステリー性であるとは限らず、「精神衰弱神経症に属する」とした。そして研究史上有名な、Nadia という少女の症例から、拒食の本質は強迫性障害であると考えられるようになった。Nadia は17歳の女性であり、拒食だけでなく、醜く見える恐怖から自分の身体を隠そうとし、小さな少女のまま、成長しないでいたいという願望もっていた。こうして拒食はヒステリー性のもとは区別されていき、後者が「神経性無食欲症」と位置づけられるようになった。そして神経性無食欲症の重要な要素として、Nadia のもっていたような“成長しないでいたいという願望”、すなわち“成熟拒否”が考えられるようになった。

摂食障害は上記のようにイギリスとフランスでは研究報告が多くみられたが、ドイツではあまり省みられなかった。精神分析学の祖である Freud,S. もあまり拒食の臨床については関心を示さなかった。現代では多数の摂食障害がみられるアメリカ合衆国でさえも、Lloyd,J.H. が1893年によく神経性無食欲症の一例を報告したほどであった。

そして第二次世界大戦後、1945年から1960年の時期には、精神医学において精神分析学が主流となったことで、拒食のもつ心理学的な意味を理解するという見方が表れた。例えば Thomä,H. は1961年、食物摂取への恐れは、口腔受胎の無意識的恐怖と結びついていると考えた。とはいえまだ神経性無食欲症に対する関心は特に大きくなかった。

神経性無食欲症の研究史上の転換が起こったのは、精神分析医の Bruch,H. の登場によってであった。Bruch は1962年、神経性無食欲症にみられるいそうや無月経などは、内的変化が表面に現れた症状にすぎず、自我同一性障害こそが中核の問題であるとした。さらに1973年に「身体像、つまり自己認知の深い混乱」「内的、外的刺激の誤った解釈」「内的な無力感」の3つが摂食障害の特徴であると主張した。Bruch はこれら3つの特徴が、保護者が自分の欲求を子どもの欲求に置き換え、子どもの欲求を保護者が正しく受け取って返すことができないため、子どもは自分の欲求がわからなくなり、また自分の欲求を生かされないことから起きてくると考えた。

70年代以降になると研究のための診断基準作成が本格的になり、神経性無食欲症 (Anorexia Nervosa 以下 AN とする) については Feighner らが1973年、研究用の診断基準を作成した。ここでは体重減少と飢餓にともなう心身の症状、食に関する歪んだ態度が重要な要素となっている。また身体への嫌悪のみならず、体重恐怖や肥満恐怖の指摘が Crisp,AH.(1967) や Russell,G.(1970) によってようやく指摘されるようになった。

ところでこれまでは「拒食」のみがクローズアップされていたが、摂食障害のもう1つの柱をなす“過食”が1950年以降脚光を浴びるようになった。石川ら (1959)、下坂 (1961) など、AN の人に過食がみられることが報告されるようになり、過食症状を検討する必要性が表された。1970年代には Boskind-Lodahl (1976)、Palmer (1979) が過食が前景にたった病態に注目した。そして1979年、Russell が「神経性過食症 bulimia nervosa」(以下 BN とする) という概念を提唱し、BN を AN とは別のもと考えた。

そして Russell (1979) の報告を受け、DSM- III で初めて過食症 bulimia の診断基準が設けられた。しかし DSM- III では過食症は気晴らし食いという食行動を記載するにすぎないものであった。1987年に出た DSM III -R になってようやく「神経性過食症」の名で AN と共に「摂食障害」の項目に記載されたのである。とはいえまだここでは BN は児童青年期に発症するものという限定がついており、また AN と BN は併記が可能であった。

AN と BN が独立したのは、1994年の DSM- IV によってである。DSM- IV では DSM- III とは異なり、AN と BN の併記は認められていない。さらに AN を、「規則的に無茶食い、または排出行動を行ったことがない」ものを「制限型：AN-R anorexia nervosa restricting type」、逆に「神経性無食欲症のエピソード期間中に規則的に無茶食い、または排出行動を行ったことがある」ものを「むちゃ食い／排出型：AN-BP anorexia nervosa binge-purging type」に分けた。また神経性過食症についても、「定期的に自己誘発嘔吐をする、または下剤、利尿剤、浣腸の誤っ



た使用をする」タイプを「排出型：BN-P bulimia nervosa purging type」、絶食または過剰な運動などの他の不適切な代償行為を行ったことがあるが、定期的な自己誘発嘔吐、下剤、利尿剤、浣腸の誤った使用をしたことがないタイプを「非排出型：BN-NP bulimia nervosa non-purging type」に分類した。DSM-IVではこれらの下位分類によって病型を特定することが求められる。DSM-III以降はさらに、どの特定の摂食障害の診断基準も満たさない、「特定不能の摂食障害 eating disorder not otherwise specified ED-NOS」の診断基準が設けられている。

以上のように、拒食自体は古代からみられており、それは神に近づくというイメージがあったことがわかる。それが近代になって医学により、拒食は“病氣”であると位置づけられた。拒食を1つの病氣と考えることで他との区別、たとえばメランコリーやヒステリー、身体疾患と摂食障害は何が違うかという問題が19世紀から20世紀初頭にかけて主であった。これは後に触れる、今日における摂食障害の合併症の問題の先駆的存在とも考えられる。そして第2次大戦後には心理学的な見方が進む一方で診断基準が定められ、DSM という診断基準によって摂食障害の概念は一応の確立をみた。そしてその後 BN の出現、あるいは過食嘔吐を伴う AN や拒食を伴う BN の出現により、摂食障害の概念は5つに分かれた。しかしながら近代医学が積み重ねてきた摂食障害の“診断の細分化”について、近年問題が指摘されるようになった。次にこの問題について考えてみよう。

## (2) 症状か人か

切池 (2006) は、「AN や BN、EDNOS の診断は比較的短期間に他の診断基準を満たす状態に変化する。したがっておのおの診断で所見を得ても、それはただ単に状態像に相関する変化を見ているに過ぎないことになる。」と述べている。大森ら (2003) によると、AN87例中、44%にあたる38例に病型変化がみられたという。後にも触れるが、摂食障害の様々な研究は DSM-IV の診断 (の下位分類) をもとに摂食障害の人を群分けし、群の比較によって AN、BN の特性や要因を探るという方法論に成り立っていることが多い。しかしそこには切池が述べるように、同一の人が経過の中で AN になったり BN になったりすることがあるので、それが AN や BN の特性なのか、あるいは一時的な状態像なのか区別がつかないのである。また摂食障害にはうつ病や不安障害の合併が高率にみられるため、やはり研究結果が摂食障害に関連したものをみているのか、うつ病や不安障害に伴う変化をみているのか不明確な場合が多い。そこで切池は、摂食障害に共通している生物学的所見や精神病理的特徴と、状態像により変化する所見を明確に区別していく研究方法をとる必要がある、と提言している。

摂食障害の特性と状態像の変化をとらえることは、摂食障害の本質とは何かを問うと共に、拒食と過食それぞれの意味を考えることができるため、切池の提言は重要である。しかしその一方で、近年盛んである神経内分泌学、脳画像、分子遺伝学的研究などの生物学的研究、例えば石井・芝崎 (2003)、白尾・岡本 (2003)、安藤・小牧 (2007) に特にみられるように、AN や BN にみられる症状や特徴の原因を特定すべく、AN と BN、及びその下位分類の共通性と違いを明確にしていこうという流れは、摂食障害というものの、AN、BN という“病”の解明に焦点を当てるものであるため、“摂食障害を抱えた人”を理解するという視点からは遠ざかっているとも考えられる。また古代にみられたような、摂食障害というかたちで生きられるイメージについても、ここでは無視されてしまっている。

また“状態の変化”といっても、それはあくまで DSM-IV の診断基準に基づいた症状の変化であり、拒食か過食かということ、あるいは月経の有無、体重の変化を指している。これは“目に見える”もの、“症状”の変化を追ったものであり、これだけでは一面的であると筆者は考える。症状の奥にあるその人の心性という“目に見えない”ものが“症状”という目に見えるかたちで表現されていると考えれば、症状の変化だけでなく、心性の変化についてみることも必要であろう。逆に心性から考えることで、症状の共通性と変化についての意味の理解が進むとも考えられる。つまり症状とその人の心性を共に考えることで、“摂食障害を抱える人”の全体像の理解に近づくことができるのではないか。また摂食障害を通して生きられるイメージについて考えることで、古来より続く“拒食”という在り方における意味を検討することができるのではないか。この点は後に論ずるとして、次に日本の摂食障害の実態についてみてみよう。

## 3. 日本における摂食障害の歴史

下坂 (1999) によると、日本で報告された最も古い摂食障害の報告は、香川修庵 (1683-1755年) によるものである。香川は「一本堂行余医言」巻之五「不食」の項で6つの不食の例を挙げており、そのうち一例はあきらかに拒食症であるという。ここでは不食を器質性によるものではないとみていたこと、「治せざるをもって真の技法となす」というように、患者の主体性を重んじていたことが先駆的であるが、その後日本では昭和に至るまで、摂食の障

害についての研究は少なくとも表にはみられていない。

再び日本で摂食障害が報告されたのは1940年のことであった。山口・萩原は「神経性食思欠乏症」の2例を検討することから、一時期ANと混同された下垂体障害であるシモンズ病とははっきとした違いがあることが述べつつも、心理面には触れていない。精神医学的な考察が加えられたのは戦後、1954年の福島の報告によるもので、ここでは2例の報告から“自閉的傾向”が着目されている（下坂，1999）。

そして1959年には梶山が20の症例、石川・岩田・平野が24例の症例をもとに、身体所見、精神症状、性格、家族関係、誘因、治療法など、心身面、関係性の面から詳細にANについて検討した。これらはANとはどのようなものかについての日本における最初のまとまった、そして詳細な報告といえよう。

ついで下坂は1961年、これら2本の論文に対してさらなる検討を加えた。下坂は梶山、石川らが重視した成熟嫌悪をとりあげ、それを拒食の表現として考えたこと、また成熟嫌悪を準備する最大の条件として、母または母代理者に幼児より強い両面的感情結合を有する者が多いことを指摘したこと、青年期女子に多く摂食障害がみられることについて、女子の成熟が男子に比べ、心理的社会的意味において、はるかに大きい困難を内包するためと考えたことなど、“女性における成熟”を中核に検討したことが特徴的である。またアプローチの仕方でも、「患者の主観的体験を明確にすることにつとめた」と、摂食障害の「人」の目線になっている点も重要といえよう。

横山（1997）によると、摂食障害の報告がみられるようになった60年代を過ぎ、70年代以降は摂食障害の症例数は急な増加の一途をたどった。厚生省の調査によると、神経性無食欲症は1976年から1981年にかけて、約2倍に増加した。79年代半ばにおそらく首都圏を中心として摂食障害が増加、さらに85年前後にまた首都圏でさらなる著しい増加があり、その後大都市、地方都市へと急速に波及し、全国的な激増を示したという。末松・石川・久保木（1986）の学校における実態調査でも、本症が都市集中型であることが報告されている。近年の実態調査で大都市と地方との比較は明確には行われていないが、全国から実態調査のデータが集められていることから、摂食障害は都市部に限らない、日本では一般的なものとなっていると考えられる。

中井（2005）が示している厚生省による全国調査の結果（表4）によると、第2回の1985年、第3回の1992年の患者数は2000人強とほぼ横ばいといえるものの、第3回の1992年と第4回の1998年を比べればANは約3倍、BNは約5倍に増加してANは5000人、BNは3000人を越えている。さらに第1回の1980年～1981年と第4回の1998年を比べれば、ANは約5倍となっている。実際の患者数として考えたとき、その数の多少については解釈が難しいところであるが、近年患者数が増加しているということは確かであろう。

表4 本邦における病院を対象とした摂食障害の全国調査

		第1回	第2回	第3回	第4回
調査年月日		1980～1981年	1985年	1992年	1998年
対象施設数 (回収率)		1,030 (33.0%)	5,283 (64.3%)	5,057 (37.4%)	23,041 (61.0%)
拒食症	患者数	980	2,391	2,068	5,417
	推定患者数全人口 (人口10万対)	2,600～3,200 (2.2～2.75)	3,500～4,400 (2.9～3.7)	4,500 (3.6)	10,500～15,000 (8.3～11.9)
	推定患者数10～29歳女性 (人口10万対)	2,400～3,000 (14.4～18.0)	2,900～3,600 (20.4～25.3)	3,800 (21.8)	8,500～12,000 (51.6～73.6)
過食症	患者数			699	3,201
	推定患者数全人口 (人口10万対)			1,414 (1.1)	5,500～7,500 (4.3～5.9)
	推定患者数10～29歳女性 (人口10万対)			1,157 (6.7)	4,600～6,200 (27.7～37.7)

推定患者数：いずれも重複例を除いた数

ところでこの厚生省の調査は病院を対象としたものであり、受診していないAN、BNの人もいることを考えれば、実際は摂食障害を抱える人はもっと多いと推測される。そこで学生や市民を対象とした実態調査も行われている。中井・佐藤・田村他（2004）は京都府の女子高生、女子大生を対象に実態調査を実施した。それによると女子高生、女子大生、共に1982年、1992年のAN推定頻度は0.1%であったのが、2002年には女子高生が0.2%、女子大生が0.4%と、それぞれ2倍、4倍となっている。BNについては1992年に女子高生が0.4%だったのが2002年には2.2%と約

5倍、女子大生は1992年に0.9%だったのが2002年には2.2%と約2倍に増加している。さらに特定不能の摂食障害についていえば、女子高生が1992年に5.0%であったのが2002年には9.1%と約2倍に、女子大生が1992年に4.3%であったのが、2002年に15.4%と約3倍に増加している。ここで注目されるのは、ANよりもBNが2002年では5~10倍多いこと、1992年の調査ではANとBNの比率は3:1であったが、1998年になると2:1となったことから、BNが増加していると考えられることである。さらに特定不能の摂食障害がAN、BNより4~38倍も多く、摂食障害の分類の中では最大である点であり、AN、BNの診断基準におさまらない摂食障害が増加し、病態が広がっていることが推測される。

摂食障害がみられる年齢層と性差については、中井(2005)によるとANは10~19歳、BNは20~29歳の年齢層に多く、いずれも90%が女性であることから、摂食障害は思春期から青年期の女性に特有のものであると考えられる。先に述べたように、成熟拒否が摂食障害の中核と考えられたこともあり、結婚・出産は女性になることを受け入れた後に起こるものとして、十分な回復の目安の1つとしてかつてはみられていたが、摂食障害の多様化と慢性化のため、摂食障害を抱えつつ結婚・出産に至る例が増加している(岡本, 2008)。

さらに近年は男性例の報告も増えている。男性例は1966年の下坂の報告が最初で稀なものとされていたが、今では数の上では女性より少ないものの、もはや男性例も特異ではない(諏訪, 2000)といわれるほどである。

そして若年発症の増加もみられている。若年発症例の多くはAN-Rであり、発症年齢は7~8歳が下限であるという(武田・栗林, 2000)。若年発症の場合は言語認知能力の未熟性などから、ANの要素であるやせ願望やボディ・イメージの障害についてはっきりと認められない、比較的男女比の差が小さいといった特異性があるが、若年時における拒食はその後の発達への影響の大きさからいっても見過ごせない問題となっている。そして逆に遅発例の報告もみられている(木村・外ノ池・室谷, 2004)。

転帰・予後については、中井・成尾・鈴木他(2004)では部分回復を含めれば約60%が回復しているものの、死亡例も7%みられる。初診時とは型の違う摂食障害に移り変わることにについては先に述べたが、遷延難治例も15%あるなど、長いプロセスを経るものが多いことがわかる。

(1)でも触れたが、摂食障害で近年問題にされているのはcomorbidity(併存症)についてである。切池(2006)によるとANで15~52%、BNで29~40%でうつ病の合併、摂食障害の43%に不安障害(強迫性障害や社会恐怖など)の生涯有病率がみられる。アルコール依存や乱用については11%以下である。人格障害についてはANの33~80%が少なくとも1つの人格障害を有し、AN-Rで強迫性、回避性、依存性の人格障害が多く、AN-BPで境界性、演技性の人格障害が多い。一方BNでは21~77%に境界性、演技性、強迫性、回避性、依存性などの少なくとも1つの人格障害が認められると報告されている。また広汎性発達障害とANの併存症例の報告もみられている(太田, 2008)。

以上日本における摂食障害の動向をまとめると、摂食障害の数は近年急速に増加している。また思春期から青年期の女性がANになるというのが中核的であったが、年齢層は上下に広がり、男性例もみられ、罹病期間も長くなっている。さらにBNの増加と、おそらくは併存症の影響もあると思われるが、特定不能の摂食障害の増加もみられている。では摂食障害が現れ、また質的にも量的にも広がりをみせた背景にはどのようなことがあるのだろうか。この点についても考えるために、次は心理学的な研究をみていくこととする。

#### 4. 心理テスト

ここでは摂食障害を抱える人の心理について、心理テストを用いた研究を概観する。ここでは特に2.でとりあげた、摂食障害の人の心理理解の先駆者であるBruchが焦点を当てた「自我同一性」、自己に関連していると思われる研究をみることにする。

##### (1) 自己と自我同一性

大田垣他(2005)はRSES(Rosenberg Self Esteem Scale)とEAT(Eating Attitude Test)、BITE(Bulimic Inventory Test Edinburgh)を使って摂食行動と自尊心の関連、摂食障害のDSM-IVに基づく病型別の自尊心の高低を検討した。その結果、自尊心と摂食行動には負の相関がみられ、低い自尊感情が摂食障害の発症につながるということがわかった。また摂食障害群はすべて女子大学生群より自尊感情が低く、病型別ではAN-Rが最も高く、BN-NPが最も低かった。さらにANでは排出のある群、BNでは排出のない群のほうが自尊感情は低く、ANでは飲み下せないことが自分の個性やとりえを認められないということになり、BNでは排出できないことで無力感が増大するのではないかと考察している。



三根（1990）は、バウムテストや統合型 HTP などの絵画表現を AN 症例と BN 症例で比較考察した。その結果、AN 症例には輪郭線の強調、部分的な身体像、自己愛的理想像の投影と思われるナルシスチック・セルフ・イメージが多くみられ、強迫的にナルシズムの空想世界に生き、現実との関係を忌避し、ありのままの空間的身体と時間的成長に直面できない病理が考えられた。また BN は漫画的か稚拙な子どもっぽい表現、丸い輪郭などがみられ、AN のようにナルシスチックな自己理想像を把持できず、絶えず周囲の評価を気にしつつ、依存と退行により関係を保とうとする自我の未熟性が考えられた。

バウムテストを使った研究としては掘場・久保（2000）もある。この研究では痩せた体格に固執する者と痩せた体格を理想とする者とをあわせた群は、標準的な体格を望む群に比べて自己への不満や孤独感があり、空想の中に満足を求め、高い目標を持ちながらその目標を達成しにくいと感じており、衝動や無意識の欲求をうまくコントロールできず、状況に応じて感情を表出しにくい者が含まれると考察している。

水田・井上・嘉手川（1999）は摂食障害のバウムテストを検討したところ、摂食障害群のバウムは対照群と比べ、用紙の使用領域が少なく、左領域に偏っており、エネルギーと豊かさが乏しかったという結果が得られた。また群内で比較すると、AN-R がもっとも成熟したバウムを描き、BN-P のバウムは使用領域が最も少なく、エネルギーやコントロールもいちばん悪い傾向が認められた。

これらの研究から、摂食障害の人は自尊心が低く、自己に不満を抱いているが、AN は理想的な世界とそこにいる理想的な自己像をもっていることで一応の安定を保っていると思われるのに対し、BN ではそのような理想像は破綻していて安定をはかれないため、他者に依存せざるを得ない状況にあると考えられる。また拒食・排出の在り方が自尊心に影響し、特に拒食が自尊心を高めることが考えられたことから、AN が理想的な自己像をもっているのは、拒食の成功とやせを保って理想像を実現しているところがあるためと思われる。とはいえその理想像というのも衝動や無意識の欲求に脅かされた、かりそめのものであると考えられ、また BN ではかりそめの理想像は衝動と無意識によってすでに破壊されていると考えられる。そして病態については AN より BN の方が重いと考えられる。

では摂食障害の人はなぜ自尊心が低くて自己に不満を抱いているのだろうか。橋本（2000）は摂食障害にみられる空虚感に着目し、EDI（Eating Disorder Inventory）、空虚感尺度、境界例水準の不安尺度を摂食障害外来群、入院群、一般群に施行した。特に一般群の EDI 高群と摂食障害群を比較し、ダイエットや痩せ志向は一般女性にもみられるが、摂食障害者と違いがあるとすればそれは何かを検討した。その結果、EDI 高群では自分の同一性、本当の自分の確立が希求され、病理群ではそれらに加えて、自分の確立以前の、自分の存在に対する無条件の確信を求めていると考えられている。そして病理群の基底欠損に通じる満たされなさは、人とうまくいく感じ、調和感を求めるような嗜癖における空虚感に非常に近いといえるかもしれない、一体性や抱擁される欲求が求められていると考えられるという。さらに EDI 高群では、空虚感が摂食障害の、身体や現実的側面に関連する因子と相関があったのに対し、外来群では無能力感、対人不信という摂食障害の心理的側面の因子と空虚感とに相関があったということから、EDI 高群にとっては食べること、やせることが空虚感に対する 1 つの対処の仕方になっていると考えられるが、摂食障害群にとっては自分ではコントロールできない衝動性や、自分自身が生きていることに対する不信感と関連していると考察されている。

これらのことから、自我同一性の葛藤をめぐって食が問題となることが示唆され、また摂食障害という病態を呈する人にとっては、「衝動性」と「自分自身が生きていることに対する不信感」が問題となっていることがわかる。そこで他の先行研究をみながら、この2点についてさらに考えていくこととしよう。

## （2）衝動性

原田（1998）はロールシャッハ・テストの結果をクラスター分析したところ、グループ A とグループ B に分かれ、グループ A は AN-R が全員と AN-B と BN の一部が入り、全体の 77%（48 例中 37 例）が含まれた。したがってグループ A の特徴は、摂食障害の多くの患者に共通する人格特徴と推測できるが、このグループからは精神活動の不活発さ、内省力の弱さ、情動統制の強さがうかがわれ、神経症的であると考えられた。一方グループ B は情緒統制が悪く、現実検討力が低く、原始的防衛機制がつかわれている境界例水準と考えられた。臨床症状ではこのグループの患者は有意に行動化が多く認められたが、これは過食症の中に、行動化の多いものがある程度の割合で存在するという事とと考えられた。

佐藤他（2006）は、臨床症状とロールシャッハ・テストの結果から考えられる人格傾向との相関を検討した。その結果、原田と同様に拒食は常識的見方や考え方の乏しさ、m（無生物運動反応）で表される制御できない衝動や、



それに伴う緊張や葛藤の高さが関連し、過食は情動的統制の悪さと現実検討力の低さが関係していた。また嘔吐は日常の具体的問題や外界の事実に関する興味関心が低く、客観的に現実を吟味し把握する能力が低いことが関連し、下剤乱用は目標志向性が高く計画性がある一方で自主性に欠け、受動的であることが関係していた。

原田の研究は、ロールシャッハ・テストの結果を診断別グループで比較するのではなく、テストの結果からグループ分けをしている点が、診断からみるのではなく心理的特徴からみるという筆者の視点と重なる点である。結果から、AN-Rは神経症水準が考えられており、同じAN-B、BNでも神経症水準と境界例水準の両方が考えられていることから、診断・症状と病態水準は必ずしも1対1対応ではないということが考えられる。このことから診断・症状に加え、病態水準にも目を向けることが必要であるといえるだろう。

また佐藤他の研究は症状の背後にある心理的特徴に着目している点が興味深く、症状の心理学的な意味が推測されるものである。拒食については制御できない衝動に伴う緊張や葛藤の高さが、“食を拒む”という強い統制的な在り方と関連していると考えられる。逆に過食は情緒的統制が悪く、現実検討力が低いことから、衝動に圧倒されている状態と考えられる。嘔吐は過食と共によくみられる症状であるが、過食と嘔吐を呈する人は共に現実を吟味する能力が低い。日常の具体的問題や外界の事実に関する興味関心の低さという点からも、嘔吐を伴う人には無意識の世界に圧倒されて現実から遠ざかっている様子がうかがわれる。

ところで佐藤の研究からは、拒食も過食も制御できない衝動があるという意味では、根本は同じと考えられる。馬場（1989）によるとANは身体表面が固い防壁となっている一方で、その防壁が瀬戸物のように脆く壊れやすいものとして知覚されている可能性があるという。このことからANの衝動に対する強固な守りが実は脆いということが示唆され、ANからBNに移行することへの裏づけとなるのではないかと考えられる。拒食から過食への移行は生理的欲求によるものと考えられているが（村上，2003）、衝動に対する統制的な在り方が拒食、その統制が破綻した在り方が過食であるという考え方も可能であろう。

では摂食障害の人がコントロールしようとしている衝動はどのように表出されるのだろうか。弘田・東（2001）はロールシャッハ・テストの作話性反応を思春期妄想症群と摂食障害群とで比較し、病態に特徴的な体験構造を検討した。その結果、摂食障害群は「あいのこ」イメージを作り出すのが、それはAであるかBであるかということをはっきりさせることを避けて両立させるもので、両価性を体験することへの防衛ではないかと考えられている。また摂食障害群において情動が対象の意味づけという経路で表現される反応が多く、幻想性が強いことから、摂食障害群では曲がりなりにも外界を主観的なリアリティを伴って体験されることになることと考察された。またこのような自己-対象感覚が対人関係の中にもちこまれるという点で、ボーダーライン人格構造との関連の大きさが理解されるという。

同様の結果は森鼻・氏原（1989）にもみられる。森鼻・氏原が摂食障害者の心的特徴を見出すことを目的に、言語連想検査を摂食障害群（AN10名、BN11名、その他3名）と女子大生群とに行ったところ、反応パターンから摂食障害の群は防衛の仕方がまずく、社会通念や常識といった形での社会適応は困難なようであることがわかった。さらに未分化な感情表現なら可能であるが、コントロールがききにくく、独創的ではあるが、他者には理解されなかったり、物事に対応する場合の自我関与の低さがみられたという。

上記の研究は「情動」を問題にしているが、その扱いにくさという点で“衝動”へのあり方と共通するのではないかと考えられ、「衝動」と「情動」をここでは同じ意味をもつものとして、論を進めていく。摂食障害の人の未分化な情動が現実世界に投影されるという上記の2つの研究結果から、摂食障害の人は情動と、情動が投げ込まれる世界とが分化しておらず、その情動を自我関与の低い、独特の方法で表現するということが考えられる。そしてやはり情動に圧倒されている様子がうかがえよう。

では衝動に圧倒されていることに対して摂食障害の人はどう感じているだろうか。山口・守口・志村（2004）は、EDI-2とTAS-20によって食行動とアレキシサイミア（自分の感情や身体感覚に気づいたり、同定したりすることの困難さ、感情を表現することの困難さ、空想力の乏しさ、自己の内面よりも外的な事実へ向かう関心）傾向を統制群とAN-R群、AN-BP + BN-P群とで比較した。すると「無力感」が摂食障害の2群に高かったこととTAS-20の結果との関連から、摂食障害の人の「無力感」は他人に感情を正確に表出できず、他人から自己に対する妥当な評価を得られないために、自己を否定的にとらえてしまう結果であるという可能性も考えられるという。さらに摂食障害群では「衝動統制の困難さ」とTAS-20との間に有意な相関がみられたことから、衝動性自体は感情の同定や表現が困難な傾向と強い関連のある、抑圧された人格特性であることも推測されると考察されている。

山口らは「感情」ということばを使っているが、未分化な「感情」は「情動」に近いと考えられ、また摂食障

害の人にとって「感情」を同定することが難しいということから、ここでいう「感情」も「情動」と置き換えて考えることができよう。この研究からは、感情がなんであるかをとらえ、表現していくことが摂食障害の人には難しく、感情を統制しようという関わり方をしているが、そのことによって感情が衝動性を帯びたものとして体験されていることが考えられる。またそのような感情をとらえられないことに対して、摂食障害の人は「無力感」を抱えていることがわかる。ところで、感情を同定し表現するためには、身体内部から起こってくる感情を一旦自分から切り離して対象化し、意識化・言語化していくことが必要であるといえることから、摂食障害の人には“切り離す”ことの難しさと、感情に呑み込まれる力の強さが推測され、切り離せない感情に呑み込まれることへの無力感があると考えられる。

さて「無力感」というのは、2. で述べたように、Bruchが摂食障害の人の特徴として指摘していたことでもある。他に挙げていた「身体像の混乱」「内的、外的刺激の誤った解釈」について考えてみると、これら2つにも“自分で自分を見つめる視点”、つまり意識化ということが想定できると考えられる。なぜなら「身体像」は対象としての自分の身体をどうとらえるか、という意味もあるイメージであり、「内的、外的刺激」の「解釈」とは身体で受け取った刺激を対象化して意味づけるということといえるからである。つまりBruchの視点から考えても、摂食障害の人は身体で体験されるもの（情動、衝動、刺激）を対象化して自分なりにとらえること、つまり意識化が難しく、そのことに対する無力感を抱えていることが推察される。

では切り離すのが難しいような、身体で体験されるものとはいかなるものであろうか。遠山（1983）はAN群と対照群のロールシャッハ・テスト結果を比較検討したところ、やはり摂食障害群には過剰な欲動統制と感情閉鎖による防衛、もしくは行動統制機能が障害されている徴候などがみられた。さらに、おのずと女性らしさを顕現する自らの身体と、そこに発する欲動を肯定的に受容できずに、それを悪い対象として脱性化ないしは非人格化（非自我化）し、そのようにして変容する身体と欲動の一切を支配・統制しようとするという。またプロットへの強い主観的な意味づけをするという結果に対しては、まずプロットに直面すると、第三者的な力が何かを起こすという無気味さや恐れを感じ、それに支配・屈服させられ、あるいは被害をこうむるかもしれないといった知覚を行うと考えられている。そしてそのような知覚を起こさせるものとの距離が増大するほどに、被害感、無力感、破壊的攻撃性が生々しく露呈されることになるという。

ここでは「欲動」ということばが使われているが、やはり支配・統制との関連から、さしあたり「衝動」「情動」と同じ意味をもつものと考えこととする。遠山の研究からは、自分の「身体」であり内なる「欲動」でありながら、「第三者的」なものにとらえられるところに、摂食障害の人の身体と欲動への違和感や距離の遠さが推測される。また「無気味さや恐れ」を感じるところに、身体と欲動が象徴するものが摂食障害の人にとって受け容れられない、恐ろしいものにとらえられていることもわかる。そのような「第三者的な力」がどのようなものかについて遠山は述べていないが、「おのずと女性らしさを顕現する」「変容する」身体と、「そこに発する」欲動ということから、女性性にまつわるもの、成熟に関するものであると推定することは可能であろう。そこで摂食障害者にとって、身体や欲動がどのようなものとして体験されているかをさらに検討することが必要となり、また女性性、成熟嫌悪の視点が重要であることが考えられる。

また遠山の研究では、情動と身体についての関連が指摘されていた。そこで身体イメージについての研究をみよ。馬場（1989）は「自己の身体の大きさや形についての内的視覚像」としてのbody imageをAN群、BN群、対照群で比較したところ、AN群、BN群にbody imageの歪みがみられ、特にAN群に歪みが大きいということがわかった。その歪みというのは、部分的に細すぎたり、太すぎたりする形態を思い描くため、身体全体が奇妙なアンバランスな形となるというものであった。

この研究は身体の外郭線を描いた絵を自己の身体像にあわせて修正するという手法であったため、視覚的には被検者に全体像が把握できたはずであるにもかかわらず、AN群の身体イメージが全体的にはアンバランスになっていたという点が興味深い。このことから、AN群の身体イメージは部分がばらばらで、全体としてうまくつながっていないと考えられる。ここでは前提として身体が“対象化”されているわけであるが、対象化、切るということができたとしても、次にそれを“つなぐ”ことの難しさがあることも推測しうる。

また馬場・村山（1987）は、身体意識と自己意識をAN群、分裂病者（現在では「統合失調症」）群、正常女子群との間で比較した。この調査によると、AN群は分裂病者にほぼ匹敵する身体意識の歪みを示しており、身体的な自我境界の意識があいまいで、外界に無防備な感じや、他者による侵害感をもちやすかった。また自己の身体に対して不潔感を持ち、肉体への嫌悪感が強かった。さらに離人感があり、身体部位の自己所属感が希薄であっ

た。分裂病者との違いとしては、体の開口部の閉塞感や身体がはちきれそうな感じを抱いており、身体を何かの型に無理にはめこまれていると感じていると考えられた。

このことから摂食障害の人の身体では、自我境界という他に開かれたところが無防備なゆえに外から過剰に侵入が起り、身体で抱えきれないようにしていると推測される。つまり摂食障害の人の身体は、他を“呑み込む”というイメージが考えられる。しかしその身体に嫌悪感があることから、呑み込みたくないのに呑み込んでしまう、というイメージであると考えられよう。先に考察したように、自らの情動から一旦距離をとって意識化することができない上に、他からくるものにも呑み込まれていくということが推測される。

### (3) 意識のあり方

さて“切り離しにくさ”、“呑み込まれ”ということは、情動や身体をめぐるのことだけであろうか。塚田(2000)は摂食障害の臨床型による性格行動特性を明らかにすることを目的に、エゴグラムを使用した。その結果、摂食障害のエゴグラムはどの群も共通して高いCPとAC尺度には含まれた、低いNPとFC尺度のプロフィールであった。このことから強く規範を意識し、それを達成しようとする一方、共感的な人間関係や自由な自己表出が妨げられる葛藤状況にあることが考察された。

また鍋田他(1986)は自己意識について検討したところ、摂食障害群は一般群と比較して公的意識が有意に高く、私的意識が有意に低いことがわかった。このことは、言い換えれば自分にとっての自己の側面には意識が向かいにくく、他者との関係性における自己に意識が集中している状態である。極端にいえば自分にとっての自己を失い、他者との関係性のみで生きている、あるいはそのことに関心が集中していることであると述べられている。

これらのことから、摂食障害の人は規範や他者の関係性といった、“共同体を支えるもの”への意識が高く、“他”に自己をあわせて一体化していく在り方が強いが、そのことに葛藤を抱いていることも考えられる。またやはり自分にとっての自己の側面に意識を向けるという自己の意識化、つまり自己を切り離して自己を認識するという側面は弱いということも考えられる。(2)で考えたこととあわせると、自己意識、あるいは他者との関係性においても切り離し難さがあると推測しうる。そしてそのような自己意識と他者との関係性に、やはり摂食障害の人自身が問題を感じているということもいえよう。先に述べた橋本の研究によると、摂食障害の人は一体性への希求があり、調和性やうまくつながる感じを求めているということであったが、これは切り離すことやうまくつながることが難しく、呑み込まれる感じをもつ摂食障害の人が思い焦がれる、理想的な状況なのかもしれないと思われる。

### (4) 成熟恐怖

次に橋本が指摘した「自分の確立以前の、自分の存在に対する無条件の確信を求めている」という点について検討するが、そのために2、3で摂食障害の中核と考えられていた「成熟恐怖」について考えてみることにする。なぜなら「自分の確立」というのは、「成熟」の1つのかたちであると思われるからである。

大曾根(1997)は入院治療を要したAN、BNあわせて20名に対してK-SCTを施行し、統制群と比較して摂食障害者の対人反応の特徴を調査した。その結果、摂食障害者の反応は①世間一般の人々に対して恐れや違和感を抱いている、②その一方で、世間一般の人々からの揶揄、批判に対しては、逃避するのではなく積極的である、というところがみられ、これらから摂食障害者の社会に対する反応性、迎合性、ひいてはマゾヒズム性がうかがえると考察されている。さらに大曾根は③性に対しては恐れを抱き、逃避的になりやすい、④愛情に対して否定的な対応をとる、という結果から、成熟嫌悪が摂食障害の中核的症狀であることを考察している。

③からは成熟嫌悪が考察されているが、「恐れを抱き」というところから、「嫌悪」というよりは、「成熟恐怖」といった方がよいと思われる。そして①から、「恐れ」は世間一般にも抱いていることがわかる。そして②と④からは摂食障害者が自身を“世間から否定的な反応を受ける、愛することもなく愛されることもない存在”ととらえているのではないかとと思われるが、このことが自分を受け容れてくれるかどうかの対象となる、性や世間への「恐れ」につながっているのではないかと推測される。先にみた山口他(2004)でAN-R群が統制群、ANBP+BNP群に比べてEDI-2の「成熟恐怖」項目のみが高かったこともあわせて考えると興味深い。

「成熟恐怖」については中井他(2001)も見出している。中井らはコンピューターに取り込んだ身体像を任意に変形できる装置を用いて、健常女性、AN-R、AN-B、BN群間で身体イメージを測定し、さらに身体イメージとEDIとの相関を検討した。その結果、身体的理想像についてはどの群でも有意差はみられなかった。しかしながら理想値を細くすることは、健常女性群はやせ願望に、BN群は自己像不満に基づいていた。またAN-Bはやせ願望や感情感覚の混乱、過食に基づいていたが、AN-Rは無力感、成熟恐怖や感情感覚の混乱に基づいていた。



これらのことから、やせ願望や理想のやせの追求は健常群にもみられるとしても、特に摂食障害の人は成熟を恐れており、そのことが拒食とつながっているということがわかる。また摂食障害の人は自分が受け容れてもらえないという感覚があり、このことが存在への無条件の確信の希求へとつながっているのではないかと推測される。

ここで問題となるのは、なぜ成熟を恐れているのか、そしてなぜ自分が受け容れてもらえないという感覚があるのかということである。また成熟恐怖は上記の研究から、AN-Rに特に強くみられるものであることが示されているが、ではBNでは成熟は受け容れられているのであろうか。あるいは先に衝動性についてみたように、BNでは成熟ということがテーマになりつつも、その現れ方がANとは異なっているのだろうか。これらの疑問に対しては章をあらためて、臨床研究や理論的な検討から考察を行いたい。

## 5. 臨床研究と理論的考察

4では心理テストを用いた摂食障害の人の心理についての研究を概観したところ、①自己への不満から理想を求め、実現しているのがAN、理想が破綻しているのがBNであること、②コントロールすべき衝動あるいは情緒があり、ANでは統制的であるがBNでは統制が破綻していること、③衝動の要素として女性性と成熟があること、④摂食障害の人は衝動から距離をとり難く、呑み込まれるということに無力感を抱いているが、切り離せないというのは摂食障害の人の意識の在り方と対人関係のもち方でもあること、⑤受け容れられないという感覚と空虚感があり、無条件の存在の確信や一体感を求めている、という5点が推測された。そこでこの5点について臨床研究と理論研究から考察を深め、これらの関連について検討することとする。

### (1) 空虚感と理想像

下坂(1999)は、ANとBNとは表現形態は一見逆のようであっても、その基本的心性には空虚感があり、共通していると考えている。そして摂食障害の人はその空虚感や自分を思い通りにできないという感覚を抱えていることから、明瞭な存在感覚に裏付けられた自己存在証明を求めており、痩せ続けていくことで達成感、優越感など、一種の確かな存在感を与えてもらうという。そして、食事と体型とをコントロールしようという症状自体が万能的であると考えられている。また肥満には低俗、痩せには精神的に高い価値がつけられているので、“痩せているということで高処に立てて安らげる”と摂食障害の人は思っているという。松木(2008)も摂食にまつわる問題は、「人よりはるかにやせた身体の維持、それがもたらす絶対的有能感」という目的達成の手段だと述べている。

これらのことから、①で述べた理想の実現としての痩せということが臨床的にも考えられるが、痩せを求めるその姿勢は万能的であること、また自己への不満といったレベルではなく、空虚感をうめて存在感をもたらすための理想像の実現ということが考えられる。そして痩せるということには、2でみたような痩せにみられる精神的な高さ、神に近づくとというイメージが今なお生きているということも考えられる。

### (2) 衝動と成熟

衝動に関して下坂(1999)は、激しい感情を自分の感情そのものとして抱えていることができないため、食行動の異常をはじめとする「一事への熱中」によって消去する工夫をすると述べている。また摂食障害の人には例外なくみられる強迫性には、とりわけ両極的な対立緊張が強く、攻撃性、不安、不安定な情緒といった下部構造があって、さらにこの下部構造に対して禁止的に作用する人格の上部構造があり、症状が成立しているという。また対人関係については、周囲の人々の意見や感情に同調しすぎているために、自分なりの意見、自然な感情や欲求が抑制され、自我の成長が遅れることになるといわれている。

これらのことから、やはり臨床的にも摂食障害の人は感情に統制的で、感情を抱えることが難しいということがわかる。そして“切り離せない”という対人関係については、他者と一体的であろうとして、“個”が育ちにくいということが考えられる。

ところでこの“衝動”について、4では「欲動」ということばも使ったが、松木(2008)は「欲動の全般的活性化」は思春期における発達の变化の一つであり、摂食障害の人にとって不安をもたらすものであるという。つまり「欲動」をもつということは、「成熟」ということを意識させるものであると推測される。下坂も「自然な感情や欲求」の抑制が“個”の成長を遅らせると述べていることから、欲動・感情・情緒といった、自分の内側から起こってくる衝動的なものは、個の成立、成熟と深く関連しているということがいえる。個が成立することと、他と一体であることは逆であることから、摂食障害の人が一体感を求めることは、個として生きることの対極的な在り方であると考えられ、衝動をコントロールしようとすることは、個として生きなければならないことを感じさせる



衝動を抑えようとする、いわば個として生きることへの抵抗であり、一体性への希求であるといえるだろう。また衝動を切り離せない、呑み込まれる無力感というのは、個として生きることへの抵抗をしつつも、抵抗しきれないことからくる無力感と考えることもできよう。

### (3) 喪失と空虚感

ところで、摂食障害の人が求める空虚感はどこからくるのであろうか。

下坂(1999)は、摂食障害の人は主には両親のよいイメージである「しっかりとしたよい内的対象像」が育まれていないので、その内的対象から見放された、あるいは内的対象を喪失したと感じた時に心細く不安定な精神状態に容易に陥り、空虚感を抱えると考えている。そしてそうならないための安全対策として、(1) 両親を筆頭とする周囲の者たちの評価・承認を得るために腐心する、(2) 他者の評価・承認を不動のものとしてくれるものとしての成績・業績に強くこだわる、(3) ゆとりの乏しい生活にみずからをかり立てる、ということをおのずから発達させるという。これら3つはすべて、拒食の在り方に共通するものである。

下坂の見解からは、内的対象の「喪失」が摂食障害の人に空虚感をもたらし、発症へとつながっていくということがわかる。菊池(1996)も同様の意見を述べつつ、摂食障害の人というのは、対象との分離に対して著しい脆弱性がみられるということも指摘している。このことから、摂食障害の人に考えられた“切り離し難さ”は、対象を失いたくないということの表れであるとも考えられる。

では「喪失」というのは摂食障害の人にとっていつ起こり、またどのような意味を帯びているのであろうか。松木(2008)は、思春期のころの発達ゆえに必然的に出会うさまざまな「喪失」があるとして、たとえば小さな子どもとしての母親とのつながりを失う：母親との分離不安、二次性徴での性欲動の出現から無垢な自分を失う：性欲動の全般的活性化、興味の分化から友達との一体感を失う：価値観の分化・拡散による自己同一性基盤の喪失、などをあげている。そして摂食障害の人はこうした喪失からくる悲しみを、空腹の爽快感、過活動の身体快感といった過覚醒による快感、さらには故意の嘔吐や下剤で一挙に排泄するという快感で、消してしまおうとするという。

齋藤(2005)も同様の見解を述べている。10~15歳の前期アドレッセンスにある子どもが親から離れ始めるとき、必然的に親から見捨てられ、無力なまま世界に孤立しているという思い(Mastersonの「見捨てられ抑うつ」)をもつが、これに対抗する手段として、一体感を追及する画一的仲間集団“gang”や、理想化した親子関係を外在化した親友関係“cham”に入れ込んだり、スポーツや勉学にうちこんだり、教師との強い情緒的結びつきを求める。ところが仲間集団における孤立や失敗によって自己愛が傷つけられると、無力感や空虚感と共に分離不安が急激に高まる。そして「自己へ向かう攻撃性」としての拒食や過食がみられると述べられている。

これらのことから、母親との一体感・友達との一体感といった、乳幼児時代の一体感が喪失を迎える思春期に摂食障害の発症が多いということが理解される。また衝動性についてみたように、やはり一体感の喪失が個の成立と関わっており、個として生きるということに脅かされるときに分離不安や空虚感が抱かれるのだと考えられる。そして、「無力感」は衝動を切り離せないこと、そしてそのことが個としての分離に抵抗できないことという意味ではないかと考察したが、齋藤の見解からは、個として分離した後生きていくことへの「無力感」であるとも推測される。松木(2008)は喪失に圧倒されたところに生じるのは「抑うつ不安」であり、その不安は「罪悪感」、「絶望感」、「無力感」、「喪失感」、「よい対象への思い焦がれ」と感じられ、「そのままの自分はよいところがない」、「愛されることも求められることもない、生きていないほうがよい邪魔な存在だ」といったことばで表されるものであると述べている。

「成熟嫌悪」については4でみたようにANにのみみられていたが、BNにもみられる衝動性や空虚感が成熟、すなわち個の分離と関連していると考えられたことから、個の分離への抵抗という意味での成熟に対する難しさというものは、BNにも共通して感じられているのではないかと考えられる。また下坂(1999)はいじめ体験や孤立も発症に関わると述べているが、共に“個として切り離される”ということであるととらえることもできよう。さらに青木(1986)が、思春期・青年期の発達課題をめぐる、ごく普通の挫折体験がきっかけとなって拒食や過食につながると述べているが、これも分離に伴う課題に「挫折」することで、個として生きていくことに不安を覚えるからではないかと考えられる。

### (4) 喪失と母子関係、女性性

ところで(3)でこれまで考えた「喪失」というのは、男女を問わず誰にでも訪れるものと考えられる。ではなぜ摂食障害となる人にとっては、その喪失が病をもたらすほどのものとなるのだろうか。またなぜ摂食障害と

なる人は、ほとんど女性なのだろうか。

松木（2008）は Klein, M の理論から、摂食障害の人が思春期において体験する喪失は、乳幼児期に母親との関係において体験された「母親の愛情の喪失」を賦活させるという。つまり摂食障害の人の「抑うつ不安」は、乳幼児期の母子関係が起源と考えられるのである。摂食障害の人の母子関係というのは共生的である場合があるといわれているが、これはつまり母子が密着しすぎており、その喪失が脅威と受けとられるのであろう。また渡辺（1998）は摂食障害の背景には、乳幼児期の母子相互作用の障害があると述べている。つまり母子間で情動のやりとりがうまくいかず、母子がぴったりくるような一体感が乳幼児期に得られなかったという場合も、摂食障害の発症に関係していると考えられる。摂食障害は母子関係を大きな要因とするという議論は他にも多くあることから、母子の分離というのは摂食障害の人にとって殊に大きな意味をもつのであろうと推測される。

そして母子関係というのは女性性とも関連する。久野（1998）は女性の性同一性は主に母親との関わりの中で形成されると考えている。女性の性同一性形成の道筋は、自分と同性である母親から分離しなければならないことから、男児よりも困難で、Masterson のいう「再接近期」に固着しやすく、母親との分離が不十分で両価的な関係になりやすいという特徴を持つ。そこで母親に対して否定的なイメージを抱いていて、女性性の成熟した姿のモデルとして母親を取り入れることができないとき、女性としての性同一性の発達は阻害される。したがって AN も BN も共通に、「女性性を取り入れて、自我同一性を形成していく過程での葛藤・困難」と理解することができるという。

これらのことから、一体感の喪失と個の分離には“母親との分離”が関わるが、摂食障害の人にとってそのことは乳幼児期の密着した、あるいは交流の困難な母子関係にさかのぼるものであり、またそもそも母親から分離して個として生きていくということが女性にとっては特に難しいということがいえる。

#### （5）幻想としての一体感

摂食障害の人は個の分離に対して不安や無力感を覚え、個の分離とは対極的な一体感を求めるということがこれまでに考えられてきた。ところが上記でみてきたように、分離の不安をもたらすような欲動や身体の変化、価値観の分化などの喪失というのは、すでに起こっているのである。つまり個の分離に抵抗したところで、もう分離は始まっていると考えられよう。ならば一体感を求めたところで、それは幻想としての一体感に過ぎない。また母子関係のところでもみたように、母子関係が良好ではなかった場合、母子の一体感の体験というのが十分であったとは考えにくい。つまりここでも一体感は幻想なのである。ただし分離不安に伴って、どれほど一体感の心地よさを実際体験されていたか、下坂のことばでいえば、よい内的対象像をどの程度もっているかによって、幻想としての一体感への希求の程度や在り方も異なってくるのではないかと思われる。したがって一体感の希求といっても、その背景にこれまでどのような一体感がもっていたかを考えることが必要であろう。

さらに4でみたように、切り離し難さを抱えた自己意識や他者との関係性に摂食障害の人自身が問題を感じていると考えられたことから、摂食障害の人自身も、どこか一体感を求め続けるような在り方に疑問を抱いていると考えられるのではなかろうか。

では次に幻想としての一体感について、さらに考察を進めていくこととする。

### 6. 幻想としての一体感と主体

ここでは5でみた幻想としての一体感がどのようなものであるか、一体感を喪失するとはどのようなことかということを理論的に概観し、摂食障害の人にとっての一体感とその喪失についてさらに考えていきたい。

#### （1）楽園幻想

Jacoby（1980）は聖書においてアダムとイブが原罪を犯すまで住むことを許されていた「楽園」のイメージが臨床的にどのような意味をもたらすか考察した。以下 Jacoby の「楽園幻想」から、一体感についての論をみることにする。

楽園のイメージは現実における苦悩や葛藤、不快がまったく解消された、調和的・救済的で無葛藤状態を与えてくれる「一体なる現実」を象徴化したものである。Neumann, E. によると楽園はすべてがすべてと結合しており、あるのは自己のみという世界である。それは乳幼児期の原関係にみられるように、世界も母親も自分自身の身体もまるで区別できず、一種快樂にみちた状態である。そしておよそ乳児というものは、その存在と成長のためにこのような一体的現実と原関係、つまり楽園を必要とする。うまくいった原関係を基盤として、肯定的なものも否定的なものも余さず統合して、しかも人格の一体性を保ち、相矛盾する部分に分裂しないでいられる能力を備

えた自我が形成される。そして自我は、母親との確かで信頼に満ちた関係の上に乗って、世界と自分自身を受け入れることができる。なぜなら自分自身の身において、母による肯定的な寛容と受け入れを長期にわたって体験しているからである。

楽園では生殖器は肉欲も情欲もなしに用いられ、理性的な意志と衝動との間に不協和はなく、衝動と能力の間にも不一致はない。望まれる楽園の一体的現実とは、本能的なものの犠牲や、本能と、理性的な意志の間の軋轢の廃棄という形で見られている。心理学的に言えば本能や衝動こそは「追放」すべきもの、悪の烙印を押されたものであって、楽園での生活に不協和をもちこまないよう、できるだけ抑圧されねばならないのである。

そして Neumann がいうには、「自我の発生とともに楽園状況は終わる」。自我＝意識の誕生は、無意識的な一体的現実の崩壊を前提としている。聖書の神話では、楽園の状態は人間が神の意志にそむいて善悪の知恵を身につけた瞬間に失われたとされている。そうした知恵は、人間の意識が成り立つ基盤である対立物の識別能力のはじまりを意味している。善と悪との、男と女との対立を知ったとたん、楽園は失われてしまう。したがって楽園的状态というのは意識に認識されず、知られないかぎりでは存在しえない。

ところで早期幼児期の「楽園」は、もっぱら世話をやく母なる人物に依存しているだけにつねに危険にさらされている。情緒的な愛情を十分に注ぐことのできない母親、乳児の身体的苦痛や疾患は、楽園的な一体的現実の内なるあり方を早くも損なってしまう。そして幼児期にそれにふさわしい充足に出会うことが少なければ少ないほど、その衝動は内的イメージ、内的期待となって生き続け、より強い「郷愁値」を帯びるようになるのである。

以上にみた Jacoby の楽園幻想論からは、母子関係にみられる原初的な関係の一体感からの個の分離が、無意識から自我・意識が芽生えていくことと重なっていること、そして自我・意識の発生によって失われる一体的世界は、郷愁というかたちでしか認識されないことがわかる。また本能や衝動をもつことも、一体的世界の喪失につながることもわかる。つまり5で論じた、摂食障害の人が幻想としての一体感を求めること、その一体感が個としての分離への抵抗であること、衝動をもつことが一体感の喪失をもたらすことが、楽園のイメージに表れていると考えることができるといえよう。意識をもつことで楽園から追放されねばならなかった人間が楽園を想うという、人間の根源的なイメージを摂食障害の人は生きているのかもしれない。このイメージもまた2で述べたように、アダムとイブの原罪から食を断って楽園に戻ろうとした、古代の拒食の在り方をひくものではなかろうか。

ところで一体的世界から分離するという事は、河合（2000）によると近代的主体の在り方とも深くかかわっていると考えられる。そこで次に近代的主体について論じた、河合の説をみてみよう。

## （2）近代的主体の成立

河合によると、主体とはあくまで「私…」という第一人称であり、実体ではない。それは「私は…」と語り、私が行い、私が私自身を反省する中にしか存在しないのである。行為であるがゆえに主体は私という実体でも、その対象でもなく、その両者の関係であり、自己関係なのである。

主体とは、対象や実体性を否定することで生まれてくる。共同体の中で支えられ、またその背景となる神話的世界に包まれていた人が、そこから抜け出して、それを否定して自立することではじめて成立すると考えられる。中世の人の支えであった共同体や境界、魂の平安を得ることができた神話としてのキリスト教を否定して、そこから出ていくことによって主体が成立し、自分自身によって立つものになる。それはこれまで自分を支えてきた共同体と神話的世界との分裂、葛藤を引き起こす。この分裂・葛藤によって神経症が誕生したのであり、主体の確立の困難さや抵抗をめぐって、あるいは主体の確立への過程やいわばイニシエーションとして様々な神経症が生じてくる。

近代的な主体の確立は歴史的な課題だけではなく、個々人においては発達的な課題になる。摂食障害で考えると、拒食症の人は神話的世界にまだ生きているように振舞うことが多い。拒食症の人にしばしば特徴的なのは、あの世性や天上性である。それは食べることや身体性の拒否というかたちでの、この世性の拒絶にも示されている。しかしながら拒食症の人も実は本物ではない神話的世界にしがみついていることが多いので、そこを去っていかんが主体としてこの世に降り立てるかが課題なのである。

過食の場合にも根本の問題は拒食と同じだと思われる。ただし循環することが特徴的で、下降は行きすぎてまた上昇を呼んだりする。本来は食べることによって自分の中に取り込まれ、食べたものを自分の中に引き受けていくことによって主体ができるはずのものが、入れられずに、またすぐに吐き出されてしまうという循環に陥ってしまっていて、主体を引き受けていないことを示している。そのようなウロボロスの循環を断ち切ってこそ近代的な自我ができるのに、いつまでも循環を繰り返してしまうのである。



以上が河合の近代的主体論であり、その観点からみた摂食障害の人の主体の考察である。ここでいわれている「共同体」、「神話的世界」に包まれている状態というのが“一体感”であり、また「否定」が“切り離す”ということと考えられる。また拒食の人の神話的世界へのしがみつきというのは、幻想としての一体感へのしがみつきであり、過食の人の主体の引き受けられなさは、個として生きることへの抵抗とおきかえることができるであろうが、河合の論からは摂食障害の人にみられる個として生きることの難しさというのは、分裂を抱えて近代以降を生きる人間が直面した問題であるともいえよう。2でみたように、摂食障害が日本でみられるようになったのは1960年代であるが、この60年代というのは日本が高度成長期を迎え、近代化を急速に進めていった時代である。そして以後摂食障害の増加と日本の近代化は併行して起こっている。このことから摂食障害が近代的主体として生きることの課題と関連していることが推測されよう。

さて河合の論では「否定」という“切り離す”という作用が考えられたが、このことが男性性、女性性と関わっているという横山（1995）の論を次にみていくこととする。

### （3）女性性と男性性

横山によると、心理学的にいえば〈自我・意識〉は、一般的には〈女性性〉より〈男性性〉に、より深く結び付いている。なぜなら、男性機能の特徴である「切断する力」を示す識別性は、〈自我・意識〉のもっとも重要な機能の一つであり、「母親元型」の「包み込む機能」と対照的な関係にあるといえるからである。〈自我・意識〉の大人に向けた成熟の過程は、無意識、「母なる領域」からの分離であり、神話における英雄の行為の数々は、この分離の元型的表現である。A.E.Jensen がいうには、新しい意識が生まれるためには、また、それがさらなる発展を遂げるためには、豊饒性や生殖性と結びついた元型的母親は殺されなくてはならない。男性的な〈自我〉の発達についてみると、それは我々が共有する歴史が父権社会の発展であったがゆえに、〈自我・意識〉それ自体の発達と重なり合っているとみることができる。しかし女性の場合には、みずからのなかにある内的な母性の問題と直面しつつ〈自我〉の発達を成し遂げていかなければならない。しかも〈女性性〉の問題は「母性」と深く結び付いている。子供（少女）元型にまだ支配されている一人の少女が、ある日初潮に遭遇するとき、彼女は、無垢な少女から成熟した女性へと変わるべく、大きな転換点にたつことになる。つまり少女は、みずからの〈女性性〉、セクシュアリティ、内在する「母となる存在可能性」に直面することを強いられるのである。このように生物学的に条件づけられた状況は、女性の〈自我〉の発達を、男性に比して、より複雑なものにしているといえよう。

横山の論では楽園の喪失に関わる自我の誕生や神話的世界、共同体の否定に関わる“切り離す”作用を「切断する力」としているが、これが男性性の機能であることが述べられている。女性は男性性も女性性も有しているが、女性にとって男性性を生きるということは大きな課題である。また自我・意識の発達において分離せねばならない無意識というのは女性性・母性と深くかかわっているがゆえに、自我の確立において、生理学的・心理学的な自らの女性性・母性からの分離という危険も起こりうると考えられる。女性の社会進出により、近代以降特に女性も、競争や野心といった男性性を前に出した生き方が求められることが多くなっているため、女性にとって男性性・女性性をいかに生きるかということは現代の女性にとって大きな問題であり、摂食障害の人が取り組んでいる問題であるともいえよう。摂食障害と“女性性”についてはたびたび論じられてはきているが、女性性だけでなく、男性性を生きるという視点からの研究も必要であるといえる。

## 7. イメージをみること

最後に簡単ではあるが摂食障害の研究や治療の手がかりについて考えたい。

横山（1995）は摂食障害の問題について、日本神話における女神・女性たちの変容が示すように、〈無意識〉の元型的レベルとの深い接触を通して癒されていくものと述べている。また松木（2008）は摂食障害の治療目標として「自己理想化の放棄－普通にある自分を認め、受け入れる」こと、「やせをめざす行動の放棄－やせに走る気持の部分の断念する」こと、「抑うつ不安の受け入れ－それに持ちこたえられるようになる」ということを挙げた。これらはすなわち一体的世界をあきらめ、一体的世界の喪失の哀しみを耐え抜き、理想に走るのではなく、ありのままの主体を受け入れていくことだといえる。また摂食障害の人を考える上でキーワードとなった主体とは自己関係であり、その主体の“動き”をみる必要があるとも考えられる。つまり摂食障害の人について考えるとき、無意識のレベルまでみること、そして無意識の世界では何が起こっているのか、無意識に対してどうあるのかといったことを詳細に検討することが必要であると考えられる。ではそのために何を媒介とす



ればよいだろうか。

河合(1991)はイメージを「内界の存在の意識化されたもの」と考え、心理療法におけるイメージの重要性について論じた。すなわち無意識の世界を意識がとらえてその人が知覚したものがイメージであるので、イメージから無意識で何が起きているか、自我と無意識の関係はどのようなものかを推測することができるのである。またイメージは「私」自身にとっての経験であり、「私」の理解の重要な手がかりとなることから、摂食障害の「人」について考えるのに適しており、また「私」がいかに生きていくかという心理療法における問いにこたえていくものであると思われる。さらに聞き手と共にイメージの体験が共有されることでイメージがその生命力を展開していくということから、松木のいう“あきらめ”や“哀しみ”という、容易でないプロセスを歩んでいくのに際し、治療者と共にイメージの世界を共有していくことが治癒的であることが考えられる。

本稿でも摂食障害の人には古代から続く拒食にある、神に近づくという拒食のイメージが生きていることが考えられたが、個々のイメージは普遍に至るといった性質もあり、摂食障害の人がいかなるイメージを生きているのか、またそのイメージとはどのような意味を持つのかという視点で考えることも必要であろう。

イメージが手がかりとなった事例報告は岩宮(1997)、北添(2002)などがあるが、これら二例については聖一俗、あの世一この世のイメージが摂食障害の人の中で生きられ、治癒に至っているところが興味深い。

イメージを用いた研究も、ロールシャッハ・テストや描画などいくつかあるが、筆者はあまり用いられることのないTAT(Thematic Apperception Test)を手がかりに摂食障害の人の心理について考察した。TATは図版をみて物語を作成してもらうという心理テストで、物語にイメージが展開されること、主体の動きをみることができ点が優れていると考えている。TATを用いることで、摂食障害の人は自分の受け容れ難いものを一方におき、離れたところからそれをみるという、自分から隔たった在り方であることがわかった(藤本, 2003)。これは本稿で述べてきた“切り離す”ことではなくて、Jacobyが述べていたような、相矛盾したところを分裂させることがなく、一体性を保つことのできるような自我が育っているのではないことや、意識化によって対立するものが識別されたものの、それが統合されていない、つまりうまくつながっていない状態と考えられる。また摂食障害の人の内的世界においては、守りのイメージが希薄であることや、そもそも守りのイメージがないということも検討された(藤本, 2005)。これは本稿でいう一体感の希薄さ、あるいは一体感のなさを裏付けるものといえよう。イメージの動きがいかなるものであったかは拙稿で述べているので省略するが、イメージを丁寧に追う研究は意義をもつものと思われる。

## 8. おわりに

本稿では摂食障害の概念の歴史を振り返ることで、摂食障害という病ではなく人を見るという視点、病態水準も考慮に入れる視点を考えた。また摂食障害の人は、原初的な母子関係などにみられる無意識的な一体感を否定して自我を確立するという、喪失を伴った近代の主体の確立が難しく、一体的世界を希求することが考えられた。そして摂食障害の人を理解するためにイメージの役割についてのべたが、全体的に大まかな視点を提示するにすぎない論文になったので、詳細な検討及び臨床的な検討については今後の課題とする。

### 文献

- 安藤哲也・小牧元(2007):摂食障害の罹患感受性における食欲・体重調節物質の役割ーグレリン遺伝子多型の解析. 心身医学, 47(4), 265-272.
- 青木宏之(1986):神経性食思不振症の病態と治療ー認知的行動論の立場から. 心身医学, 26(2), 150-160.
- 馬場謙一(1989):摂食障害患者の身体像. 91(9), 682-689.
- 馬場謙一・村山久美子(1987):神経性食思不振症の身体像ー健常青年期女子並びに精神分裂病者との比較. 群馬大学教育学部紀要. 人文・社会科学編. 36, 333-347.
- 藤本麻起子(2003):摂食障害者のTAT反応ー図版17GFにみられた『2つの世界の隔たり』. 箱庭療法学研究, 15(2), 130-145.
- 藤本麻起子(2005):摂食障害者の内的世界ーTAT図版19における『守り』という観点から. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 51, 181-192.
- 原田眞理(1998):ロールシャッハ・テストの特徴からみた摂食障害. ロールシャッハ法研究, 1, 18-28.
- 橋本尚子(2000):摂食障害についての一考察. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 46, 300-312.

- 弘田洋二・東牧子 (2001) : ロールシャッハ・テストからみた病態に特徴的な体験構造. 心理臨床学研究, 19 (1), 23-34.
- 堀場由希子・久保りつ子 (2000) : 青年期の女性における 痩せ願望とバウムテストについての一考察. 児童教育学研究, 19, 121-132.
- 石井新哉・芝崎保 (2003) : 摂食行動の分子生物学. 分子精神医学, 3 (3), 185-189.
- Jacoby, M. (1980) : *Sehnsucht nach dem Paradies. – Tiefenpsychologische Umkreisung eines Urbilds.* Verlag Adolf Bonz GmbH, Fellbach. 松代洋一訳 (1988) : 樂園願望. 紀伊國屋書店. 13-83.
- 石川清・岩田由子・平野源一 (1959) : *Anorexia Nervosa* の症状と成因について. 精神神経学雑誌, 62, 51-69.
- 岩宮恵子 (1997) : 生きにくい子どもたち. 岩波書店.
- 河合隼雄 (1991) : イメージの心理学. 青土社.
- 河合俊雄 (2000) : 心理療法の理論. 岩波書店. 111-136.
- 梶山進 (1959) : *Anorexia Nervosa* の臨床精神医学的研究. 精神神経学雑誌, 61, 81-92.
- 菊地孝則 (1996) : 精神分析的観点からみた摂食障害の病態と治療. 心身医学, 36 (2), 130-135.
- 木村宏之・外ノ池隆史・室谷民雄 (2004) : 遅発性摂食障害について. 精神医学, 46 (3), 235-242.
- 北添紀子 (2002) : 治療における箱庭と描画の意味 – 過食症の症例より. 臨床心理学, 2 (6), 785-794.
- 切池信夫 (2006) : 展望 摂食障害. 精神医学, 48 (4), 356-369.
- 久野晶子 (1998) : 摂食障害と人格形成 – 発達の視点による捉え直しの試み. 京都大学教育学部紀要, 44, 304-312.
- 松木邦裕 (2008) : 摂食障害というところ – 創られた悲劇 / 築かれた閉塞. 新曜社. 17-68, 119-127.
- 野上芳美・佐藤裕史 (1993) : 過食症研究の展望. 精神科治療学, 8 (3), 255-263.
- 三根芳明 (1990) : 摂食障害者の絵画表現について – 神経性無食欲症と神経性大食症との比較. 芸術療法学会誌, 21 (1), 135-146.
- 水田一郎・井上洋一・嘉手川伸子 (1999) : 摂食障害の危険因子および予後予測因子の研究・第2報. 研究助成報告集 (11), 141-145.
- 森鼻雅代・氏原寛 (1989) : 摂食障害の人格特性について – 言語連想法の反応語における一考察. 大阪市立大学生活科学部紀要, 37, 177-188.
- 村上伸治 (2003) : 拒食と過食の治療 – 身体に注目して. こころの科学, 112, 28-34.
- 鍋田恭孝・菅原健介・宮岡等・佐久間啓 (1986) : 「自己意識」からみた神経症とその周辺 – 各疾患の自己意識の特長について. 精神医学, 28 (4), 379-386.
- 中井義勝・今井浩・柏谷久美他 (2001) : 摂食障害における身体イメージ異常の成因について. 心身医学, 41 (4), 281-286.
- 中井義勝・成尾鉄朗・鈴木健二他 (2004) : 摂食障害の転帰調査. 精神医学, 46 (5), 481-486.
- 中井義勝・佐藤益子・田村和子他 (2004) : 中学生、高校生、大学生を対象とした身体像と食行動および摂食障害の実態調査. 精神医学, 46 (12), 1269-1273.
- 中井義勝 (2005) : 疫学と予後. 石川俊男・鈴木健二・鈴木裕也他 摂食障害の診断と治療 ガイドライン2005. マイライフ社. 1-4.
- 岡本百合 (2008) : 摂食障害における育児問題とその援助. 第4回摂食障害学会学術集会シンポジウムII「結婚・育児をめぐる諸問題」. 講演抄録集, 31.
- 大森寛・岩本泰行・米澤治文他 (2003) : 神経性無食欲症制限型患者の病型変化の検討. 精神医学, 45 (9), 937-941.
- 大曾根彰 (1997) : 摂食障害者における性格特徴 – 構成的文章完成法 (K-SCT) を用いて. 精神医学, 39 (6), 617-624.
- 太田健介 (2008) : 背景に高機能広汎性発達障害の存在が考えられた重症難治性神経性食思不振症の1例. 第4回摂食障害学会学術集会 一般演題「発達障害・小児」講演抄録集, 63.
- 大田垣洋子・米澤治文・志和資朗他 (2005) : 摂食障害患者の自尊感情についての検討. 心身医学, 45 (3), 225-231.
- 齋藤万比古 (2005) : 思春期の病態理解. 臨床心理学, 5 (3), 355-360.
- 佐々木直 (2005) : 診断と分類. 石川俊男・鈴木健二・鈴木裕也他 摂食障害の診断と治療 ガイドライン2005. マイライフ社. 5-12.
- 佐藤晋爾・山口直美・小林純他 (2006) : 摂食障害の人格傾向と臨床症状との相関 – ロールシャッハ・テストの結果から. 臨床精神医学, 35 (8), 1127-1132.
- 下坂幸三 (1961) : 青春期やせ症 (神経性無食欲症) の精神医学的研究. 精神神経学雑誌, 63 (11), 1-42.
- 下坂幸三 (1999) : 拒食と過食の心理. 岩波書店. 31-167.

- 末松弘行・石川中・久保木富房（1986）：神経性食思不振症の学校における実態調査. 心身医学, 26 (3), 231-237.
- 諏訪浩（2000）：男性例. 牛島定信・山内俊雄編, 臨床精神医学講座 S4 摂食障害・性障害. 中山書店, 81-86.
- 白尾直子・岡本泰昌（2003）：摂食障害の脳機能画像研究. 分子精神医学, 3 (3), 203-209.
- 武田哲・栗林理人（2000）：若年発症例. 牛島定信・山内俊雄編, 臨床精神医学講座 S4 摂食障害・性障害. 中山書店, 59-72.
- 遠山尚孝（1983）：神経性無食欲症者の心理力動25症例のロールシャッハ技法による検討. ロールシャッハ研究X X V, 1-18.
- 塚田縫子（2000）：食行動調査（EAT）とエゴグラム（TEG 第2版）による摂食障害の検討. 交流分析研究, 25 (1), 75-88.
- 牛島定信（2000）：摂食障害概念の歴史的展望. 牛島定信・山内俊雄編, 臨床精神医学講座 S4 摂食障害・性障害. 中山書店, 3 -10.
- 山口利昌・守口善也・志村翠（2004）：摂食障害の心理特性に関する検討－病型による相違と健常女性との比較. 臨床精神医学, 33 (7), 931-938.
- 横山博（1995）：神話のなかの女たち - 日本社会と女性性. 人文書院. 17-70.
- 横山知行（1997）：摂食障害の時代変遷. 臨床精神病理, 18 (2), 141-150.
- Walter Vandereycken and Ron Van Deth（1994）：From Fasting Saints to Anorexic Girls. - The History of Self-Starvation. 野上芳美訳（1997）：拒食の文化史. 青土社.
- 渡辺久子（1998）：乳幼児期の **feeding** と摂食障害. 野上芳美編, 摂食障害. 日本評論社. 29-41.

## 学部の学術活動

[2008年1月～12月] (アイウエオ順)

### 【著書】

- 神尾暢子：落窪物語の表現論理 新典社 (2008.2)
- 白樫三四郎他 (監訳)：アイゼンク教授の心理学ハンドブック (アイゼンク著・山内光哉監修) ナカニシヤ出版 (2008.11)
- 高橋依子：描画法 『投影法の現在』(小川俊樹編) 164-174 至文堂 (2008.10)
- 和田正平：タンザニアにおける青少年の安全保障をめぐる諸問題、教育・疾病 (エイズ)、ドラッグ (麻薬) 『現代アフリカにおける青少年の安全保障と伝統の崩壊抑止に関する人類学的研究』(佐々木重洋編) 47-52 名古屋大学 (2008.3)

### 【論文】

- 糸井通浩・神尾暢子：「王朝の感覚語彙—共通感覚と個別感覚—」 王朝物語のしぐさとことば、236-248. (2008.4)
- 高橋依子：「描画法 (風景構成法) 包括システムによる日本ロールシャッハ学会第13回大会事例検討会記録」 包括システムによる日本ロールシャッハ学会誌12、12-17 (4-37中) (2008.6)
- 竹西亜古・竹西正典・福井誠・金川智恵・吉野絹子「リスクメッセージの心理的公正基準：管理者への手続き的公正査定における事実性と配慮性」 社会心理学研究 24 (1) 23-33、(2008.8)
- 竹西亜古・高橋克也：「フードシステムにおける生野菜の心理的安全性評価：構造方程式モデリングによる分析」 フードシステム研究、15 (1) 2-14 (2008.8)
- 安村直己：「『問主観的アプローチから見た治療的やり取りの検討』」 甲子園大学紀要 35、203-218 (2008.3)
- 安村直己：「ケースカンファレンス体験とセラピストの成長過程」 甲子園大学発達・臨床センター紀要 3、62-67 (2008.3)

### 【学会発表】

- 一色 哲：軍事占領とキリスト教—140年代後半の沖縄における教会形成史の研究— 「宗教と社会」学会 第16回学術大会 (2008.6 南山大学・愛知)
- 一色 哲：ある沖縄人キリスト者の被占領体験と新しい神学の創造—仲里朝章の場合— 東アジア宗教文化学会創立記念国際学術大会 (2008.8 東義大学校・大韓民国釜山広域市)
- 一色 哲：米軍占領体制の発足と沖縄教会の再出発：キリスト教史学会第59回学術大会 (2008.9 九州ルーテル学院大学・熊本)
- 一色 哲：米軍占領下に於ける沖縄キリスト者の思想形成—1940年代後半の仲里朝章を中心に— 日本基督教学会 第56回学術大会 (2008.9 関東学院大学・神奈川)
- 大川清丈：儀礼としての努力主義 日本社会学会第81回大会 (2008.11 仙台)
- 藤本 (谷口) 麻起子：「食べること」にまつわる「世界の移行」のイメージ 日本摂食障害学会第4回大会 (2008.9 東京)
- 高橋依子：臨床描画法 日本心理臨床学会第27回大会ワークショップ (2008.9 筑波)
- 高橋依子：描画テスト入門：HTPP テスト 日本描画テスト・描画療法学会第18回大会ワークショップ (2008.9 東京)
- 高橋依子：家族の研究—ひとまとまりの家族をとらえる工夫 日本描画テスト・描画療法学会第18回大会シンポジウム座長 (2008.9 東京)
- 高橋依子：ロールシャッハ・テストと描画テスト 日本ロールシャッハ学会第12回大会ワークショップ (2008.11



名古屋)

安村直己：現代自己心理学の基礎と臨床 第3回精神分析的な心理療法フォーラム (2008.12 甲南大学・兵庫)

#### 【社会教育活動】

青柳寛之：1歳児の心の世界と子育て 宝塚市子育て支援講座 (2008.6 宝塚)

神尾暢子：言語と場面 中国東北師範大学外国語学院日語系学部 講演 (2008.9 中国東北師範大学)

高橋依子：1歳児のこころとことば 宝塚市子育て支援講座 (2008.5 宝塚)

高橋依子：教育現場における描画療法の応用 京都学校教育相談研究大会 (2008.8 京都)

中川すがね：江戸時代の池田と大坂 池田市主催第7回池田学講座 (2008.11 池田)

中川すがね：近世大坂の祭と年中行事 エリーニ・ユネスコ協会主催第8回なにわ歴史シンポジウム (2008.11  
大阪市歴史博物館)

安村直己：家族療法の理論と介入 家族療法研修講座 (2008.1 福井中央児童相談所・福井)

安村直己：虐待の家族療法 家族療法研修講座 (2008.3 敦賀児童相談所・福井)

安村直己：学校カウンセリングの理論と実際 奈良市教職員研修講座 (2008.7 奈良)

安村直己：再婚家庭の家族システムの特徴とその対応 (2008.11 敦賀児童相談所・福井)

安村直己：現代の子どものストレスと家族関係 都南中学校区少年指導協議会講演 (2008.12 奈良)

和田正平：アフリカで何かが起こっている。それは… 全学教職員研修会 (2008.6 甲子園学院)

和田正平：アフリカにおける青少年の安全保障と基礎教育 兵庫県公立高等学校教頭協会 (2008.8 兵庫)

和田正平：アフリカの文化 豊中市立第11中学校校内職員研修会 (2008.11 豊中)

## 編集後記

甲子園大学紀要 No.36 (2008) をお届けします。  
甲子園大学図書館のホームページ (<http://www.koshien.ac.jp/library/index.html>) からも  
ご覧いただけます。併せてご利用ください。